



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

監査委員会事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表…………… 1
- 包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の公表…………… 22

監 査 委 員 会 事 項

沖縄県監査委員公表第1号

平成13年5月11日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成14年6月11日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成16年5月14日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成17年5月17日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成18年5月16日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成19年5月18日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成21年5月22日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び平成22年6月1日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年6月28日

沖縄県監査委員	又	吉	春	三
沖縄県監査委員	幸	地	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	孝	助

一平成12年度包括外部監査報告にかかる分一

＜女性総合センター＞

監査結果

1 施設管理委託料のあり方

(1) おきなわ女性財団に関する本来の計画は、平成12年までに10億円の基本財産を造成し、その基金の運用により得られた資金を財源にして、財団の人件費を賄い、自主事業等を行っていくというものであったが、バブルの崩壊により、民間企業はおろか県も予定通りの出捐金負担をすることが出来ず、平成11年度末までに集まったのは、3億6,164万9,835円にすぎない。平成11年度の基金運用による利息は、19万7,949円でしかない。当然、これでは、自主事業どころか、人件費にもまったく足りない状況である。その意味で、当初の構想は大きく狂っており、まずこのことがはっきりと県民に示されなければならない。

(2) しかし、おきなわ女性財団の目的とする男女共同参画社会に向けた取り組みの必要性、また、「ている」の男女共同参画社会の実現を目指す諸活動の拠点としての必要性には、いささかも変わりがないのであって、これをいかにして維持していくのかということが議論されなければならない。

(3) この点、沖縄県では、おきなわ女性財団に対して、以下のとおりの補助金及び委託料を支払ってきた。(以下は省略)

平成11年度の委託料は総額で1億1,164万3,000円であるが、そのうちの7,866万1,000円(70.45%)が施設管理費となっている。

(4) そもそも委託料というのは、本来一定の業務の対価として支払われるものである以上、そこには内実

のある業務というものが存在しなければならない。

本来予定されている施設管理委託とは、ホールや会議室などの賃貸や管理業務であって、これだけの費用を要するものではない。この施設管理費には、不足するおきなわ女性財団の人件費などの赤字補填としての意味を持つものである事は明らかである。

2 実質としての「ているる」施設管理のあり方

(1) 「ているる」の運営管理については、沖縄県から財団法人おきなわ女性財団に委託されており、おきなわ女性財団は、管理者として利用者から「ているる」の施設使用料を徴収するが、この使用料はすべて県に帰属するという形になっている。

(2) 「ているる」の賃貸等に得られる収入は以下のとおりである。(以下は省略)

収入のうち、建物使用料は、施設内の食堂、公衆電話、売店、複写機の使用料として収受している金額であり、センター使用料は、ホール、会議室、研修室の使用料収入として利用者から収受する金額である。

(3) これを沖縄県として、管理委託料(支出)と収入と言う形で対比してみると次のとおりとなる。

①管理委託料と収入の対比(省略)

②歳出の内訳(省略)

先に述べた通り「管理委託費」に実質人件費の補助が含まれているために、これが適正なのかどうか直ちに判断することが出来ない。

(4) もっとも「管理委託費」の使途明細から、間違いなく施設管理費として使用されているものに、日本ホールサービス株式会社に対する女性総合センターホールの舞台操作管理業務に対する委託料として、毎年1,461万6,000円が支払われており、そこだけをとらえたとしても、赤字になる計算である。

(5) この施設が30億円以上の費用で建設されたということも併せ考慮すると、採算性向上についての真剣な努力がされなければならない。

3 利用率の向上

(1) 「ているる」の賃貸可能施設の平成11年度の使用件数及び利用者数は、下表1のとおり決してよい利用状況であるとは言いがたい。(下表1は省略)

(2) しかも、この利用状況について過去3年間を比較してみると、毎年使用件数、利用者数共に減少の一途を辿っている。

(3) 利用者数向上のため、より一層の努力は不可欠であると考ええる。

<監査結果に係る措置>

文化環境部平和・男女共同参画課
財団法人おきなわ女性財団

1 施設管理委託料のあり方

(1) おきなわ女性財団の事業費は、基本財産運用収入で賄うこととなっているが、目標とする基本財産の額に到達していないことや近年の利率の低迷により基本財産運用収入が少なく、事業費の大部分を県からの補助金収入、受託収入等で賄っている状況である。

(2) しかしながら、当財団の目的とする男女共同参画社会の実現に向けた取組の必要性は、これまで以上に大きくなっており、平成20年度中に施行される公益法人改革関連法の趣旨も勘案しながら、今後の財団のあり方について議論を進めているところである。

(3) 地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率的・効果的なサービスを提供することを目的として沖縄県男女共同参画センターの施設管理業務は、平成18年4月1日より「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行した。

(4) 平成22年度現在、指定管理者制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料と貸館料で賄われている。指定管理部門(貸館業務・図書情報業務)に係る人件費は、指定管理料から支弁されている。また、県から委託を受けて行っている啓発学習事業及び相談事業に係る人件費は、別途センター事業費から支弁されている。また、財団組織の管理業務を行う職員は、運営補助金から支弁されている。

2 実質としての「ているる」施設管理のあり方

(1) 平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、施設の効率的な活用、適正な管理運営を図る上から、指定管理者の経営努力を促すために、施設の利用料金を管理者の収入とする利用料金制を採用した。

- (2) 平成18年度より、類似施設の利用料金と均衡を図るため、利用料金の改定を実施したが、男女共同参画センターは、採算性が低く、施設利用料金のみでは、管理運営経費を賄うことは困難であるため、管理運営経費にかかる支出との収支差の見込額の範囲内で県が指定管理料を支出している。
- (3) 平成22年度現在において、①使用料については、時間単位の使用料とし、②ホールの移動式客席については、客席を収納している催事は、年間数件でありその為の保守点検料金との費用対効果を検討した結果、平成23年度からは、客席を固定することにした。指定管理者制度が導入されて会議室等の利用件数が増加しているのは、利用対象者を広げた効果が大きいと考える。(平成21年度：5,024件、平成20年度：4,635件、平成19年度：4,224件)

3 利用率の向上

利用率の向上を図るため、平成13年2月に女性総合センター「ているる」のホームページを開設し、これまでよりリアルタイムでの確かな情報提供に務めている。

また、以前から活用していた県で行っている広報媒体である電光広告塔及びラジオ県民室に加えて、うまんちゅひろば(テレビ)で年2回、美ら島沖縄(広報誌)で年1回事業の事前告知に務めた。

平成13年度まで同センターの休館日は水曜日であったが、利用者の利便性を考慮し、休館日を水曜日から月曜日へ変更することとして、平成13年12月に条例施行規則の一部を改正し、平成14年4月1日から施行している。

監査意見

1 援助の方法

おきなわ女性財団の行っている業務は、本来、沖縄県の行うべき業務であるから、バブル崩壊により資金造成計画どおりでない現時点において、その人件費等を沖縄県が負担することは已むを得ないことと考えるが、「施設管理委託費」の中にその分を含めるという現在のやり方では、実質としての管理委託費がどれだけで、いくらが援助であるのか、県民に対して明らかではない。その意味で、援助の方法について、県民に明らかになるような方法に改められるべきである。

2 採算性の向上

「ているる」の採算性の向上のため、以下の方法についても検討してもらいたい。

- (1) 使用料の値上げ。ただし、「ているる」の本来の目的を阻害しない程度にしなければならない。
- (2) 舞台操作管理委託契約の見直し。これだけの費用をかけてまで客席の収納システムを維持する必要があるのか再検討すべきである。
- (3) 会議室などの利用方法の見直し。前述したとおり会議室などは全く利用されていない状況にある。新たな県の施設を建設する際には、安易に箱もの施設を建設するのではなく、その会議室などを改築し、県の施設として利用することも含めて検討がなされるべきである。

3 利用率の向上

現に建物がある以上、最終的には利用率を向上させることが不可欠である。具体的には、①PRの方法、②利用状況の改善(現在、複合施設になっているため、ホール等を借り受けた際に、看板等を出そうとすると、複数機関の許可が必要である。)、③駐車場の確保などが検討されるべきだと思われる。

4 資金造成の努力

当初計画10億円の資金造成計画の達成に向けて、なお一層の努力をなすべきである。

<監査意見に係る措置>

文化環境部平和・男女共同参画課
財団法人おきなわ女性財団

1 援助の方法

地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率的・効果的なサービスを提供することを目的として沖縄県男女共同参画センターの施設管理業務は、平成18年4月1日より「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行した。

平成22年度現在、指定管理者制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料で賄われている。指定管理部門(貸館業務・図書情報業務)に係る人件費は、指定管理料から支弁されている。また、県から委託を受けて行っている、啓発学習事業及び相談事業に係る人件費は、別途センター事業費から支弁されている。財団組織の管理業務を行う職員は、運営補助金から支弁されている。

2 採算性の向上

- (1) 平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、施設の効率的な活用、適正な管理運営を図る上から、指定管理者の経営努力を促すために、施設の利用料金を管理者の収入とする利用料金制を採用した。
- (2) 平成22年度現在において、「使用料」については、時間単位の使用料とし、「舞台操作管理」については、ホールの移動式客席を収納している催事は、年間数件でありその為の保守点検料金との費用対効果を検討した結果、平成23年度からは、客席を固定することにした。また、「会議室などの利用状況」については、指定管理者制度が導入されて会議室等の利用件数は増加している。(平成21年度：5,024件、平成20年度：4,635件、平成19年度：4,224件)

3 利用率の向上

施設の利用料収入はこれまで県の歳入となっていたが、平成18年度からは指定管理者の収入となっている。利用料の向上がそのまま指定管理者である財団の収入につながるため、経営努力による利用率の向上が期待される。具体的には以下のとおりである。

- ① P Rについては、自主事業を積極的に展開し、施設の情報提供を行うほか、ホームページの充実を図っているところである。
- ② 利用状況の改善については、施設玄関や敷地入り口等の看板等掲示の依頼が、利用者からあった場合は、消防法の抵触や他施設の利用者への妨げがないような看板等であれば、利用者との打ち合わせ時に許可している。
- ③ 平成18年度から、庁舎地下駐車場は、職員の利用を禁止し、利用者及び公用車のみを対象とし、利用者のための駐車場として配慮しているほか、自主事業を開催する際、近隣の駐車場（無料）を確保し、多くの来館者が駐車出来るよう工夫している。

4 資金造成の努力

平成16年度第1回理事会において、基本財産を確実かつ有利に管理・運用する観点から、金融機関への預け入れの他に、国債や政府保証債、地方債等の債権を購入した。また、財産の管理運営を適正に行うための「財団法人おきなわ女性財団基本財産管理基準」を制定した。

現在は、この基準に従い国債や地方債等の購入に向け、調査中である。平成22年度現在、基本財産の増資を図るため、これまでどおり募金活動を行っている。

－平成13年度包括外部監査報告にかかる分－

<沖縄県営住宅>

監査意見

企業会計的手法により県住宅の採算の明確化を

<監査意見に係る措置>

土木建築部住宅課

ご指摘のとおり「公営住宅整備事業」についても、事業の効率的な執行及び透明性の観点から費用対効果の検証が必要であると考えられる。しかしながら、企業会計的手法による評価の目的が基本的に企業営利の最大化であり、公営住宅の目的である住宅セーフティーネット（外部不経済の是正）とは異なること。企業会計的手法による評価は、貨幣換算できない効果 例えば、公営住宅が有する福祉的な側面や市場における外部不経済の補完という観点を有することなどから検討することが求められる。同評価に基づく判断・数値が安易に用いられることにより（一人歩きをして）社会的公平性を損なう結果をもたらす事も思量される。

また、同事業が、他の公共事業と異なり「市場テスト」に馴染まないことや県全体の足並み（単独に先行して作成すること）を考慮すると、現時点の行政コスト計算書等の作成は困難であると考えられる。なお、事業経営の視点から企業会計的手法は、事業の最適化を図る上で効果的な経営手法であると考え、その適用については、ファシリティーマネジメント手法の活用を含めて今後の検討課題としたい。

<沖縄県信用保証協会について>

監査意見

1 部分保証制度について

保証協会の保証により金融機関の融資は無リスクとなり、また、保証協会も信用保険により2割のリスクしか負わないため審査は甘くなりがちな面は否めない。また、依然として不良債権の増加に苦しむ金融機関による安易な保証利用も考えられる。一般には、銀行等の金融機関の方が中小企業との普段の接触が

あるため、情報収集力がある。また、人員も揃っているため、融資審査力もあり、延滞債権の回収能力もあると思われる。部分保証により金融機関にもリスク負担を残し、相互の連携による審査能力の強化を図り、債権回収も強化する必要がある。

2 信用リスクに応じた保証料率の設定について

現状の保証料の基本料率1パーセントが、低金利下では必ずしも低いというわけではないが、日本の金融機関もやっと格付けを利用し信用リスクに対応した金利設定に動き出してきており、保証料もある程度は信用リスクに対応した料率設定が必要と思われる。低金利時代であるからこそ、さらに柔軟な設定が必要であろう。

<監査意見に係る措置>

沖縄県信用保証協会

1 部分保証制度については、緊急保証制度等一部の保証制度を除き、金融機関が2割のリスクを負う責任共有制度が平成19年10月1日から全国的に適用された。また、信用保険については、引き続き保証協会のリスク負担の内8割をカバーしていることから、当制度の導入により、最終的なリスク負担割合は金融機関20パーセント、日本政策金融公庫64パーセント、信用保証協会16パーセントとなったところである。

2 信用リスクに応じた保証料の設定については、緊急保証制度等一部の保証制度を除き、平成18年4月から9段階のリスク考慮型の保証体系が全国的に適用された。また、「中小企業の会計に関する指針」に沿った財務諸表（公認会計士又は税理士が確認したもの）を作成している中小企業者又は保証実行に際して物的担保を提供する中小企業者については、それぞれ保証料率が0.1パーセント割り引きされる。

－平成15年度包括外部監査報告にかかる分－

<補助金に関する事務の執行>

監査結果

共通の問題点

1 補助金の「ゼロ精算」について

補助金の交付について、要綱に「基準額」（利用者・規模等から一定の基準により算出した額）と「対象経費の実支出額から寄附金その他収入の額を控除した額」（以下、実支出額という。）を比較して、いずれか少ない方の額に〇分の1を乗じて得た額以内の額とされているものが多い。これは、効率的な事業遂行により補助金額を抑制するための定め方である。しかしながら、基準額と実支出を同額のものとして精算している補助金がある。元々、県の基準額自体を交付された市町村から社会福祉団体等への委託金額としていれば一致することにはなる。この場合には、県としては委託契約書及び委託先の当該補助金に係る収支計算書を吟味していれば足りるであろう。一括委託でない場合も、基準額と実支出額が同一の場合があるが、積み上げた実支出額が基準額と同額になるということは考え難く、基準額に合わせたと考えるのが自然であろう。福祉団体等においては、種々の事業があるため、間接費等で対象補助金の「帳尻合わせ」をしていることも考えられる。県としては、実支出額について合理的に集計されたものかどうか吟味する必要がある。

また、市町村が社会福祉団体等へ一括して委託している場合には、同額の精算を明確にするためには、委託契約書を審査する必要がある。

2 補助金の検査について

補助金額の確定について、県補助金規則において以下のように定められ、確定に先立ち調査することになっている。

第12条（実績報告）

補助事業者は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

第13条（補助金等の額の確定等）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると

認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該事業者等に通知するものとする。

福祉保健部所管の抽出した補助金について、以下の質問により調査の状況を質問した。

- (1) 審査・検査要領等の有無
- (2) 審査・検査日程（日数など）
- (3) 書類審査のみでなく、補助金交付事業者を呼び出して実施した場合は、その割合。部分的に実施した場合は、抽出の基準など。
- (4) 交付先に向いて実施した場合は、その割合。部分的に実施した場合は抽出の基準など。
- (5) 審査・検査の結果の記録方法（一定の書式の有無など）
- (6) 結果、交付事業者に対して是正を求めた内容

その結果、全体として調査は不十分である。調査要領（チェックリスト）等は大部分においてなく、担当者の経験によって調査され、調査結果の記録は明確な形では残されていない。補助金の性質により検査の難易度はかなり異なるが、福祉保健部においては、各市町村を通じて共通の方法でなされるものが多く、多くの市町村を迅速・正確・適切に検査し、その証拠とするためには、チェックリストの作成によることが必要であり有効である。

今後、三位一体改革により地方自治体の自主的な判断による補助金等が増加してきた場合には、特に補助金に対する県自体の審査はより重要なものになると思われる。

<監査結果に係る措置>

福祉保健部福祉保健企画課

1、2について

平成22年度においては、本庁各課の予算総括班長及び出先機関の総括班長及び事務担当者を対象に、「予算執行事務の適正化に係る部内担当者会議」を開催し、補助金の適正な執行に努めるよう呼びかけた。

<沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について>

監査結果

1 医療費収納に係る事務について

（八重山病院）

修正したあとの伝票が残っているだけで、修正前の伝票は廃棄されていた。赤字伝票が作成されていない。

2 未収金について

（全体的問題点）

納入通知書発行不要先については、規則第36条の過誤納金の還付を類推適用する（金額は0）ことによって、当年度中に未収金から削除することが可能かと思われる。

（南部病院）

未収金システム上の差異について

3 材料費について

（全体的問題点）

(1) たな卸の実施及び書類作成は、病院を通して規則に沿った運用が必要である。薬品等のたな卸しや受払いについての管理事務は規則に沿って行われていないものが多い。そのため、規則に沿った運用を行う必要がある。

(2) たな卸しの範囲を統一的に定めることが必要である。

（南部病院）

(1) 規則第85条のたな卸し表が作成されていない。

(2) 規則様式45号でのたな卸し表の様式は現在の薬品管理システムから出力できない。システムの見直し、あるいは規則の改廃が必要である。

(3) 医薬品のたな卸し表として代替している受払管理システムの出力帳票は、たな卸し書類の要件を満たしていない。

(4) 規則第88条に基づくたな卸し結果の修正について

(5) たな卸しの方法について

(6) 薬品の払出し事務手続について

規則第79条の物品請求伝票が作成されていない。

(7) 薬品の実数と帳簿（システム）残高との差違について

実数を帳簿（システム）残高と突合し確かめる頻度を高め、可能な限り正確を期す努力が必要である。

4 院内規則の整備と運用について

（南部病院）

薬事委員会の運営について

＜監査結果に係る措置＞

病院事業局県立病院課

1 医療費収納に係る事務について

現在は適正に処理を行っており、伝票の破棄は行っていない。

2 未収金について

（全体の問題点）

指摘のとおり処理している。

（南部病院）

システム上の差異は平成17年度末までに解消している。

3 材料費について

（全体の問題）

(1) 沖縄県病院事業財務規則第85条から第88条の規定に基づき、実地たな卸しを行い、規則様式に基づき書類作成を行う。

(2) 対象範囲の統一を図る必要があり、県立病院全体の課題として平成25年度までに対象範囲の検討を進めていきたい。

（南部病院）

(1) 一部病院では作成されているものの、全病院で作成するまでには至っていないことから薬品・診療材料システム等の見直しや規則様式の改廃を含め、県立病院全体の課題として平成25年度までに作成を図ってきたい。

(2) 県立病院全体の課題として平成25年度までにシステムの見直し及び規則様式の改廃を図ってきたい。

(3) 県立病院全体の課題として平成25年度までにシステムの改善を図ってきたい。

(4)及び(6) 改善を図る必要があり、県立病院全体の課題として平成25年度までに検討してきたい。

(5) 改善を図る必要があり、県立病院全体の課題として平成25年度までに実施方法等について検討してきたい。

(7) 県立病院全体の課題として実数とシステムとの突合頻度を高め、差異を小さくするよう努力したい。

4 院内規則の整備と運用について

（南部病院）

規則どおり開催を行った。

－平成16年度包括外部監査報告にかかる分－

＜県立芸術大学について＞

監査結果

1 人件費の割合及び各種手当の検討

(1) 私立大学及び国立大学と比較しても人件費の割合が71.7パーセントと異常に高いことから、県立看護大学との統合による職員、教員の削減効果、及び独立行政法人化による人件費の見直しを図るべきである。

(2) 管理職手当について、本来は管理職という職務に対する手当であるにもかかわらず、本人の給料月額何パーセントという支給になっているには不合理である。

2 建物等の施設管理について

公有財産である県立芸術大学の施設について、専門家のアドバイスを受けながら、継続的、計画的な管理体制を確立することが急務である。

3 工事請負に関する事務執行状況について

(1) 工事請負契約について、随意契約について相見積の異議が形骸化しており、金額基準により相見積業

者数を比較させて多くする等自主ルールを設けてコスト意識を持たせるべきである。

- (2) 指名競争入札制度において、競争原理が働いているのか疑問であることから、談合防止のための諸施策を再度検討する必要がある。

＜監査結果に係る措置＞

文化環境部文化振興課

1 人件費の割合及び各種手当の検討

- (1) 県立芸術大学においては、人件費の適正化の観点から、大学の自主的な取組による非常勤講師の報酬単価の見直しを行っており、平成23年度からの適用を予定している。
- (2) 県立芸術大学の職員給与は、県の給与制度の中でその見直しが図られているものであるが、管理職手当については、管理職の職務・職責は端的に反映されるよう、定額制の支給に移行している。

2 建物等の施設管理について

県立芸術大学においては、平成21年度から技術職の再任用職員を配置している。その専門知識を十分に活用し、土木建築部等の関係団体とも連携の上、維持・管理のための点検、修繕等を適時、適切に実施している。

3 工事請負に関する事務執行状況について

- (1) 随意契約できる工事請負費の執行にあたっては、沖縄県財務規則に則って公平公正に実施する中で、必要に応じて見積もり数を考慮している。
- (2) 委託費の指名競争入札の執行については、談合防止の観点から、一括して行っていた現場説明は廃止し、仕様書の送付等、書類送付による説明に改めている。

＜重要港湾である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について＞

監査結果

賃貸工場の収支状況の検討

賃貸工場の増設の必要性和効果について疑問があり、賃貸工場の増設については事前に十分な需要把握が必要であり、明確に需要が見込めるまでは当面中止すべきである。

＜監査結果に係る措置＞

観光商工部企業立地推進課

平成21年度事業である素形材産業賃貸工場の整備にあたっては、沖縄県工業連合会を通じ、県内における金型等の需要調査を行った。

－平成17年度包括外部監査報告にかかる分－

＜高齢者対策事業に関連する事業の管理運営について＞

監査結果

首里厚生園について

1 収支について

首里厚生園の収支は、直近3年は、毎年赤字決算となっている。

赤字額は、県の一般会計から補填されているが、県の厳しい財政状況下にあつて、毎年1億円超の一般会計からの持ち出しは県財政を圧迫する要因となる。

赤字の大きな要因は、人件費の高さにあることは明かであるが、現行法の下では給与削減ができない。従って、県の財政軽減の観点からみると、早急な民営化の導入が求められる。

2 首里厚生園の民営化問題について

- (1) 民営化を推進する際に、まず、職員の公務員としての身分の処遇が問題となるがその対処法は次のようにすべきである。

- ① 一般事務職等は県職員の一般行政職として配置転換可能である。
- ② 現業職の処遇方法

一般行政職への転用試験制度を採用する（計画的に推進し、積極的にチャレンジさせる…民営化までに全員受験させる。）転用試験で合格できなかった職員に対しては、県として現業部門の廃職という現実の下で、勸奨退職制度及び諭旨退職制度等の活用、あるいは地方公務員法第28条の降任、免職、休職等の四の条項を採用して対処する。

(2) 民営化の時期については、県としても平成21年度を目途に民営化を検討しているようであるが、現況の財政状況の中で今後(平成18年度以降)平成21年度までの4年間、一般財源から毎年1億4千万円(平成16年度の持ち出し分)程の持ち出しを続けることは非常に厳しいと言わざるを得ない。試算上黒字化が予測される中では一年も早く前倒して民営化を推進すべきである。

＜監査結果に係る措置＞

福祉保健部高齢者福祉介護課

1、2について

首里厚生園については、民間の介護サービス事業所が充実し、県立の介護老人福祉施設は設立当初の先導的役割は終えたことなどを背景として、平成15年3月に策定された「新沖縄県行政改革大綱」の中で県立施設のあり方が位置づけられ、廃止、民間移譲等について検討されてきた。平成18年3月に策定した「沖縄県行財政改革プラン」で首里厚生園の民間移譲を決定、民営化の作業が進められた。

首里厚生園に勤務していた寮父母については、①現業職から行政職への職種変更試験による転用、②職種変更を希望しない者又は能力の実証が得られない者への意向調査等を実施し、本人の意向を踏まえ、他の現業業務に職種変更することが調整された。平成17年度から平成20年度までの職種変更試験による寮父母の合格者は19名となっている。

平成19年度に、首里厚生園は平成21年4月を目途に民間移譲するとの方針を決定し、当該方針に基づき、譲渡に係る課題の解決、議会手続き、譲渡先法人の公募、選定等を進め、譲渡先法人とのスムーズな運営引継ぎに向けた作業を行ってきた。

その後、首里厚生園は、公募により選定された民間の社会福祉法人へ平成21年4月に譲渡、民営化された。

監査意見

いきいきふれあい財団の人員配置について

専門的ノウハウの蓄積による業務の効率化という観点から、プロパー職員を採用するように人事政策を改める必要があると考えられる。また、プロパー職員に業務が集中するという問題も、プロパー職員の新規採用によって緩和されていくと考えられる。同財団は平成18年度より県社協に統合される予定であるため、統合にあたってこの問題を十分に検討し、統合後の組織体制の構築に反映させることが必要と考える。

＜監査意見に係る措置＞

福祉保健部高齢者福祉介護課

沖縄県社会福祉協議会と統合したことにより協議会職員の活用ができるようになった。しかしながら、プロパー職員の新規採用については、その必要性は認められるものの財政的な負担が大きいため臨任職員で対応している状況である。

統合により、法人管理にかかる業務が集約され、「いきいき長寿センター」の高齢者施策にかかる執行体制は向上したと考えている。

監査結果

いきいきふれあい財団と沖縄県社会福祉協議会との統合について

統合には多くのメリットがあるが、デメリットとして財団の高齢者福祉政策が埋没してしまう危険性がある。このデメリットを克服するために、旧財団の機能は1つの独立した部署として設置することが必要と考えられる。

＜監査結果に係る措置＞

福祉保健部高齢者福祉介護課

統合後、旧財団は沖縄県社会福祉協議会内の独立した部署、「いきいき長寿センター(旧財団事業課)」及び「高齢者総合相談センター(旧財団総合相談課)」として組織された。(「高齢者総合相談センター」は平成20年度をもって廃止された。)

監査意見

財団法人沖縄県老人クラブ連合会

現状では、公共性、財団性という理論的・理念的な問題点のほかに、会員数の低下という現実的・実践的な問題点がある。これらの解消のための一案として、中間法人の新設や、会員制を廃し、誰でも研修や行事等に参加できる制度へ移行が必要と考える。会費に代わる収入源は、寄付金を募ること等で賄えるはずである。

＜監査意見に係る措置＞

福祉保健部高齢者福祉介護課

沖縄県老人クラブ連合会においては、組織財政検討委員会を立ち上げ、今後の組織のあり方や自主財源の強化にかかる検討を行っているが、なかなか奏功していない。現法人としての存続等については、公益法人制度改革の趣旨や、団体内部での十分な検討を踏まえ、対応を考えていくこととしている。

－平成18年度包括外部監査報告にかかる分－

＜沖縄県男女共同参画センター＞

監査結果

1 施設利用について

施設の利用状況向上はもちろん図らなければならない。

しかし、問題となるのは利用の中身であり、設置目的達成のためにどれだけ有効かつ効率的に利用されているかについて、実態を把握し公表する工夫が求められる。

2 リスクのある金融商品の取得について

この商品は期間30年という超長期で設計されており、財団の今後の運営状況等を考慮した場合、このような長期の債権を保有することにメリットがあるのかどうか、あるとすればどの程度のメリットがあるのか十分に検討されていない。また、期間30年のものを取得後数年で解約したときのリスク等の把握もなされていない。証券会社等から十分な説明を受け、事前にどの程度のリスクが発生するのか、発生するとすれば額はいくらになるのか検討しておく必要がある。

3 随意契約の妥当性

安易に随意契約によることなく、原則としてすべての契約につき入札を実施し、競争原理を働かせた上で、効率的な業務運営を目指すべきである。

また、指名競争入札の指名業者選定方法が明確に文書等に定められておらず、選定過程を示す資料を閲覧したがり分かりにくいものであった。入札の効果をより高め、入札手続を透明にするためにも、指名業者選定方法も含めて文書化すべきである。

4 県派遣職員の人件費支給方法について

しかし、県派遣職員人件費相当額が補助金、委託金の中に実質的に含まれており、しかも財団で支給される人件費が財団での業務内容等を勘案したものでなく、県での給与相当額がそのまま100パーセント支払われている現状では、実質的には、県派遣職員の給与を県が支給していることと同じであるから、派遣法の趣旨を勘案し、財団を経由しないで直接支給できる場合は直接派遣職員に対して支給すべきである。

また、委託料として給与相当額を県が負担する場合は、消費税が加算されるので、負担が増す結果となり不当である。

5 施設の設置目的と利用について

施設の設置目的が、女性の地位向上と男女共同参画社会の形成促進にあるとすれば、本来は、施設の利用もこのような設置目的に沿ったものでなければならない。しかし、利用状況を検討してみると、設置目的に沿った利用かどうか明確でない状況も見られた。

上述したように、利用率が極めて高いフィットネスルームが、どれだけ設置目的達成に寄与しているのか明確でない。これに関連して、指定管理者からの利用料金承認申請を受け県が承認した利用料金には、従来の条例にはなかった施設利用者が入場料を徴収する場合の利用料金も新たに設定されている。

設置目的達成のための施設利用は公益目的に限定されるべきであると考えますが、利用者が入場料を徴収する場合というのは、利用者にとって営利行為に当たらないのかどうか問題となる。

県所管課（男女共同参画課）から入手した「沖縄県女性総合センター使用許可受付等留意事項」（平成12年4月1日）では、原則として、営利を目的とする利用はできないことになっており、(1)ア「収支予算書により、収益性が高いもの」、イ「会社等の事業の一つとなっているもの」などの条件がついているものの、規定が曖昧である。設置条例との関連も含め利用を制限する場合を明確にすべきである。

＜監査結果に係る措置＞

文化環境部平和・男女共同参画課

財団法人おきなわ女性財団

1 施設利用について

沖縄県男女共同参画センターのホームページから利用の予約状況が確認できるようにした。また、利用団体ごとの利用実態は、おきなわ女性財団の業務概要の冊子で公表している。

2 リスクのある金融商品の取得について

当財団の事業は主に県からの管理運営補助金と啓発事業に伴う委託料で賄っている状況であり、財団独自の自主事業を計画するための財源が乏しく、自主財源の確保が課題であった。

そのことから、自主財源の確保に向け充分検討を重ね今後の財団の運営等を考慮し長期で設計されている債権を購入したものである。健全な運用を第一に、元本保証の外国債を購入しており、財団法人おきなわ女性財団基本財産管理基準（平成16年5月26日施行）に基づき運用している。今後、基本財産の運用にあたっては、リスクの発生しない債権を購入するなど、健全な運用に努めたい。

3 随意契約の妥当性

現在、三重城合同庁舎全体に関わる委託に関しては、毎年入札を行っている。

ホール舞台関連に関しては、設置メーカー独自の機器及び部品も扱っているため、他社での点検による業務委託では、最終的に他社メーカーの機器及び部品等は保証ができないという理由があることから、設置業者による保守点検を随意契約で行っている。

4 県派遣職員の人件費支給方法について

県から財団への職員の派遣は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき行われている。財団における派遣職員の給与は財団法人おきなわ女性財団の役員及び職員の給与及び旅費に関する規程により、沖縄県職員の給与に関する条例に準ずると定められている。

平成23年度から、県派遣職員の給与は、同条例の規定に基づき県から直接支給するもの以外の諸手当等については財団が負担して支給することとなっている。

5 施設の設置目的と利用について

平成18年度からは「沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」に基づき、当財団が指定管理者となり、施設利用の許可については、「正当な理由がない限り、施設利用を拒むことはできない。」とあるほか、「施設を利用することについて、特定の個人や団体等に対して有利あるいは不利になるような不当な差別的な取り扱いをしないこと」となっており、これらを踏まえ、財団においては、利用者が公平に施設を利用できるよう周知を図っているところである。平成21年度から当該センターの指定管理者は、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体であり、当財団はその一構成員である。

また、平成18年度の指定管理制度を導入した際、利用料金設定の見直しを行い、適切に対応している。

監査意見

センターの今後の管理運営のあり方について

貸し館に相当する業務は民間に委ね、財団自身は本来の男女共同参画推進事業に特化する方向で検討するほうが、施設利用の公益性確保や効率的な利用の面でむしろ財団の存在意義、役割分担が明確になるのではないかと考える。

<監査意見に係る措置>

文化環境部平和・男女共同参画課
財団法人おきなわ女性財団

当財団としては、設立目的の推進と財団経営を念頭に置きながら、株式会社エーシーオー沖縄と共同で管理運営団体を組織して同センターの指定管理者に応募し、指定管理者として施設管理を行っている。男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である同センターを管理することは、男女共同参画事業の効果的、効率的な推進に必要であると考えます。

また、当財団としては、県から別途男女共同参画センター事業を受託し、基金運用収益等を利用した自主事業を実施している。

<公の施設の管理及び施設管理者との取引等>

監査結果

沖縄県は公金を財源として外郭団体である沖縄観光コンベンションビューローに受託事業あるいは補助事業を行なわせている以上、執行結果について形式的な検証を行なうにとどまらず、実態を検証するところまで監査を踏み込んで行なうべきである。

<監査結果に係る措置>

観光商工部観光企画課

財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

沖縄県観光コンベンションビューローに対しては、補助金や委託金の執行手続きで定められた報告書の検査のほか、毎年度必要に応じて実地調査を行なう等の措置を講じている。

－平成20年度包括外部監査報告にかかる分－**<離島航路補助金について>****監査意見**

経営改善を求める趣旨は、各事業者の自助努力を促し、結果的には補助金の削減を図ろうとするものであるから、実効性あるものにする必要がある。計画の履行状況が思わしくない航路業者には、経営の専門家を派遣するなど県の支援も必要であろう。

<監査意見に係る措置>

企画部交通政策課

経営改善5か年計画は、航路補助を受けるための要件として、その作成及び進捗状況報告を事業者に義務付けており、経営改善を促す効果はある。

なお、離島航路事業者の経営環境は悪化していることから、事業者の経営改善を図る新たな取組として、財務会計専門家による経営診断、航路改善計画の策定等を行う航路改善協議会が、国により設置されたところである。(平成21年度は粟国～泊航路、船浮～白浜～網取航路、平成22年度は久米島～渡名喜～泊航路、伊平屋、伊是名航路が開催され、以下、平成25年まで順次設置予定)

航路改善協議会では、国、県、市町村、航路事業者、利用者、地域経済界等の合意のもとに、具体的な経営診断、航路改善計画等に基づき航路運営合理化の取組を進めていくことから、より実効性が期待できる。

今後とも関係機関と連携して航路事業者の経営改善に取り組んでいく。

監査意見

標準化の根拠は国に確認しておくべきではないかと思われる。また、このような標準化の考え方も、上述した国の「中間報告」では、引き続き堅持するものとされているが、地域によりさまざま状況が異なるのに、全国一律の方式を採ることは理解し難い。県としてもこの点については強く国に求めていく必要があると思われる。

<監査意見に係る措置>

企画部交通政策課

標準欠損額は、全国の航路事業者の平均貸率や経費の平均単価等を用いて算出しており、これらは毎年確認している。また、平成21年6月、政府に対し、標準単価、船員数、標準貸率等の数値やこれらを用いた各種収入や費用の算出方法を、赤字の離島航路も含む数値とするなど、離島航路の実態や運航形態に応じたものへの見直すよう、九州地方知事会を通して要望を行なったところである。

さらに、平成21年7月に国の要綱が改正され、補助対象航路を含む全国の離島航路のデータにより標準欠損額を算出することとなった。

監査意見

離島航路損益計算書には店費(てんぴ)という一般には聞き慣れない科目があるが、これは、一般の企業会計でいう一般管理費のような性格の科目であり、当該航路事業特別会計で処理される伊是名村の職員の人件費等管理費が含まれている。結果として、県の補助金が村職員の退職金の原資になっていると言え、村としてもより一層の経営合理化が強く求められる。

<監査意見に係る措置>

企画部交通政策課

欠損額の算定においては、離島航路事業に従事する職員の給料、手当、保険料、退職手当等が運航経費として認められており、離島航路の維持確保のために必要なものと考えている。また、店費については、県独自のチェックリストにより監査を行っている。

また、伊是名航路においても平成22年に航路改善協議会が開催されたところであり、今後とも関係機関と連携して航路事業者の経営改善に取り組んでいく。

<運輸振興助成補助金について>

監査意見

全国及び地方のバス協会、トラック協会とも国OBの天下りがある団体である。さらに、沖縄県トラック協会へも沖縄総合事務局からの天下りが行われている。また、バス協会、トラック協会では、それぞれ県からの補助金の2割、2割5分が、同協会の上部団体である全国団体に出捐されている。また、この補助金は、「交付金特別会計基金運営要綱」に基づき、県トラック協会への建物取得に充てられている。しかし、そもそも、この団体のみ特別に補助することに意味があるとは思えない。県民の税金が、バス協会、トラック協会の全国団体へ出捐されていることや、同協会の建物取得に充てられていること自体、公平性に欠けると言わざるを得ない。また、補助の根拠も当時の自治事務次官及び運輸省自動車局長通達に基づき実施しており、法律で定められたものでもない。暫定税率の問題は今後のこともあり未定であるが、このような補助金は廃止すべきである。

<監査意見に係る措置>

企画部交通政策課

出捐金は、社団法人全国トラック協会が、全国単位において実施しなければ効果を発揮し得ない事業のため活用されるものであり、主な事業として、適正化事業（適正化指導員による巡回指導、街頭パトロールや安全運転講習会、労働セミナーの開催などの実施に対する助成）、環境対策（低公害車（ハイブリット車）導入促進事業実施に対する助成、EMS（エコドライブ管理システム）機器導入促進事業実施に対する助成）、近代化基金運営事業（利子補給事業）などがあり、本県のトラック協会には、これらの事業を実施するための助成金が全国トラック協会から交付されている。

「九州沖縄トラック研修会館」は、旧会館の老朽化が激しいことから、トラック協会は、建設資金の充当のため、「交付金特別会計基金運営要綱」を定めて、建設を計画し、特別基金を造成してきた。同会館は、運転者、運行管理者、整備管理者その他の従業員に対する交通安全対策、環境対策、経営改善対策及びその他の研修の実施を目的としており、これらの事業の実施により、会員の資質の向上のみならず、交通安全、環境保全等運輸サービスの向上が図られている。

平成23年度税制改正大綱において、軽油引取税の税率を当分の間継続するにあたり、これと一体と措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続するとされ、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備を受け所要の措置を講じると閣議決定された。

県においては、国の動向等を踏まえつつ、事業目的に沿った、より効果的な事業の実施のために、改善していきたい。

<航空機購入費補助金>**監査意見**

5か年計画作成は、補助事業者の自助努力を促すことにより、結果として補助金の削減を図ろうとするためであり、制度の実効性を高めるためにも、今一度重要性を再認識すべきである。

<監査意見に係る措置>

企画部交通政策課

経営改善5か年計画の作成については、事業者の事業計画にしっかり反映し収支の改善が図れるよう、提出にあたり事業者のヒアリングを実施している。平成18年度から、久米島路線の搭乗率の低いJTA便（150名乗り機材）をRAC便（39名乗り機材）に振替える等により収支の改善を図っている。平成21年度に提出のあった計画により、さらに久米島路線の夏場の搭乗実績の悪いJTA便をRAC便に振替え、収支の改善を図っている。

<石油製品輸送等補助金について>**監査意見**

輸送費減額分が離島業者の過度な利益になっていないかなどの検証は担当課では行っていないが、そのような観点での検証も必要であろう。

<監査意見に係る措置>

企画部地域・離島課

県では、補助金の算定において、県が算定した補助単価と事業者が実際に負担した輸送経費を比較し、低い方を補助金額としており、当該補助金が目的以外に流用されていることは考えられない。

類似県である長崎県や鹿児島県の離島のガソリン小売価格と本県の離島のガソリン小売価格を比較した場合、本島離島の小売価格が安く、また、本島と離島間の価格の格差も両県より小さくなっており、補助事業の効果が発現し、適正な価格水準になっていると考えている。

また、離島のガソリン価格が本島より高くなっている要因は、離島の市場規模や事業者数、貯蔵施設等の設備投資や維持管理に経費がかかること等、事業者の経営環境によるものであると考えている。

今後とも、事業の趣旨の周知を図り、また、小売価格の動向を確認する等、適正な事業執行に努めていく。

<沖縄県亜熱帯学術研究等振興費補助金について>

監査意見

人件費については、確かに、県職員が出向することで、各研究機関との連携が円滑に進むということも考えられ、財団法人沖縄科学技術振興センターに県職員を出向させる意義は認められる。しかし、職員を派遣することと、当該職員の給与分を補助するかは別問題であり、県出向職員が派遣されたからといって、補助金支出の目的を達成するために、県が給与を支給する必然性は全くない。財団の活動成果が県民の利益になるのであれば、むしろ、県派遣職員以外の職員の給与分まで補助金を支出するというものも考えられるところ、県職員分の給与を支給するということの合理性について、より一層の検討が必要である。

<監査意見に係る措置>

企画部科学技術振興課

県は、平成21年12月に当財団と協議を行い、職員人件費の縮減等を図るため、県派遣職員を平成22年度には6名から5名へ、平成25年度には5名から4名へ減らす計画を策定した。

また、派遣職員の給与については、平成22年10月に「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第6条第2項に基づき「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」第4条により、平成23年度以降は県の人件費として直接支給する対応方針が出された。なお、県が直接支給できる給料等を除く部分については、派遣先団体が支給するものとしている。

この方針により、財団法人沖縄科学技術振興センターの派遣職員の給与については、平成23年度以降は県からの直接支給となり、当該補助金からの支出がなくなる。

監査意見

限られた財源の中で補助金を支出する以上、予算の都合に配慮せざるを得ないのは当然としても、財団の活動実績、事業の収支、経済的効果等をより丁寧に吟味し、費用対効果の視点で補助対象事業、補助金額を決めるべきである。

<監査意見に係る措置>

企画部科学技術振興課

費用対効果の視点で補助対象事業や補助金額を決める場合、「効果」の指標の設定が重要な課題である。活動実績、事業の収支、経済効果等が指標として想定されるが、どの指標をどう数値化するかについては慎重な検討が必要であると考えている。

県としては、当財団において新公益法人制度における法人への移行に向けて今後の財団運営のあり方の検討を行っていることから、その中で補助対象事業、補助金額の決定方法についても検討を行うこととしている。

監査意見

本件補助金がなくとも財団の自助努力により事業運営していくことが可能ではないか、検討すべきである。

<監査意見に係る措置>

企画部科学技術振興課

財団法人沖縄科学技術振興センター

県は、当財団の自立を促すために、平成22年度には県派遣職員を1名引き揚げ、平成25年度には県派遣常勤役員を廃止する計画を策定している。

県としては、当財団において新公益法人制度における法人への移行に向けて今後の財団運営のあり方の検討を行なっていることから、その中で当財団の自立に向けた検討を行うこととしている。

<独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給金について>

監査意見

一律に補給（補助）するのではなく、経営実態を踏まえて補助する方法が望ましい。限度額を引き上げた

場合であっても、財務内容等経営内容も検討して補助すべきである。例えば、純資産の観点で言えば、自己資本比率がいくらを超えたら補助しないとか、利子控除後（補助金は含まない実績）収支がプラスの場合には補助しないなどの基準を設けることも考えられる。また、補助率についても、支払金利に対して一律3分の2が妥当かどうか。他の部署、県全体の利子補給金制度のあり方も踏まえ検討すべきある。また、補助金申請時に収支内訳書等を提出させているが、経営の実体面に踏み込んで検討していない。既述したように経営の実体面を考慮して補助する仕組みにすべきである。また、現在、借入金の条件変更等があった場合も補助基準が定められていないが、経営悪化時やその他の理由で条件変更があった場合も当初の基準をそのまま適用するのではなく、予め取り扱いを定めておくべきである。なお、補給対象額そのものは機構からの支払証（領収書等）の添付を求め、支払の事実を確かめた上で決定している。

<監査意見に係る措置>

福祉保健部高齢者福祉介護課

独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給金について、平成21年度には、下記により補助金交付要件の限度額の引き上げと補助率縮小の改正を行い、平成22年度には、法人の経営状態を踏まえ、経営状態が比較的に安定している入所定員31名以上の特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人を交付対象者から除外し、交付対象の縮小を図った。

※平成21年度改正内容

交付要件：利子年額10万円超→利子年額30万円超

補助率：利子額の3分の2→利子額の5分の3

対象法人：23法人

※平成22年度改正内容

交付対象：入所定員31名以上の特別養護老人ホームを経営する社会福祉福祉法人以外の社会福祉法人

対象法人：8法人

<地域福祉基金補助金について>

監査意見

- 1 補助実施形態を変更したにもかかわらず、沖縄県地域福祉基金事業補助金交付規程（以下「規程」という。）の見直しを行っていなかったため、現行の規程上は、各種民間福祉団体が行う事業に対し県が直接補助できることとなっており、実態にそぐわない状況となっている。現行の規程によれば、著しく業務に支障を来すなどの不都合があれば、実態に沿うような見直しも必要であろう。
- 2 補助率について、規程第3条によると、補助金の交付対象となる経費は、補助事業に要する経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率5分の4を乗じて算出することとなっている。例外として知事が特に必要と認めるときは、補助率を5分の5までの範囲で変更することができることとなっている。しかし、過去の事業実績を確認すると、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会いきいき長寿センターとして実施している事業に関しては、ほとんどが5分の5の割合で補助金が交付されていた。財政の厳しい中、いきいき長寿センターだけなぜ常時例外的な取扱いが行われているのか、県からは明確な回答は得られなかった。民間福祉団体への助成事業と取り扱いに差異を設けることのないよう、今一度、規程にのっとり、県社協との摺り合わせが必要であると思われる。

<監査意見に係る措置>

福祉保健部高齢者福祉介護課

- 1 本補助事業は、高齢者等の在宅福祉の向上、健康・生きがいがづくり、社会参加の促進やボランティア活動等の民間福祉活動の活発化を図るため沖縄県地域福祉基金の運用益を活用し実施するものであり、当初は、県において社会福祉法人等の福祉活動を行う団体へ補助を実施していたが、その後、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会いきいき長寿センターが行う高齢者の健康・生きがいがづくり等の事業及び民間福祉活動への助成事業について補助の対象としている。

規程第9条に基づく県への実績報告については、補助事業の実施主体である県社協の事業完了時又は補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うことを求めている。

- 2 本補助事業は、県社協が行う高齢者の健康・生きがいがづくり等の事業及び民間福祉活動への助成事業について補助の対象としている。対象事業のうち民間福祉活動への助成事業については、県社協の助成業務規程で、1件当たりの助成額は対象事業費の75パーセント以内の額とされている（ただし、特に必要があ

ると認めるときは100パーセントの助成可)ことから、一義的には事業実施主体の判断するところである。
県社協は、地域福祉の推進を目的に社会福祉法に基づき設立され、市町村社協等とのネットワークや専門性を活かした事業を県と協同して実施しており、また、県社協が実施する補助対象事業は、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づく施策・事業を推進する上で重要なものであり、高齢者等の福祉の向上に大きく寄与していると判断して規程第3条ただし書を適用している。

＜ハワイ沖縄プラザ建設補助事業＞

監査意見

- 1 本件補助金については、交付要綱が存在しない。期間限定の補助金交付であっても補助金交付の適正性を担保するため、交付要綱を定めるべきである。
- 2 証憑等による経費等の確認を行っておらず、実績報告が十分なものとは言い難い。
連合会がどのような活動を行っているのか、その事業内容を詳細に書面で確認し、併せて本件補助事業の進捗状況などについても随時検証すべきである。

＜監査意見に係る措置＞

観光商工部交流推進課

- 1 今後同様な場合交付要綱を定める予定としており、平成22年度に他事業にて実施済である。
- 2 実績報告の検証は、証憑による経費確認等を実施している。
また、連合会における活動状況及び事業内容についても書面で確認しており、本件補助事業と併せて今後も随時確認、検証する予定である。

＜沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金＞

監査意見

しかし、すでに県単独事業になっているのであるから、国庫補助事業であった際の単価を基準とする必要はない。また、人件費単価についても、中小企業庁が総務省に提示する単価による必要性はなく、沖縄県の実情（県内の民間給与水準など）にあった単価とするべきである。

地方自治法第2条第14項の規定によるまでもなく、自治体は、最少の経費で最大の効果を上げることが義務付けられているわけであるから、沖縄県の実情にあった単価で積算することに改め、補助費用を最小限度に抑える必要がある。

＜監査意見に係る措置＞

観光商工部経営金融課

平成22年度には、沖縄県人事委員会勧告に基づき、賞与の補助単価を削減した。
また、事業費についても、国庫補助事業当時の事業の見直しを行った結果、一部事業の廃止を実施した。（小規模企業振興委員会活動費、大都市対策特別施策普及振興事業費）

＜沖縄県組織化指導費補助金＞

監査意見

県は、従来からある事業だからと言って、そのまま継続するのではなく、すでに県単事業となっているのであるから、その必要性、有効性の観点から見直しを進めるべきである。

＜監査意見に係る措置＞

観光商工部経営金融課

平成21年度に事業効果測定の必要性および有効性の観点から、沖縄県中小企業団体中央会が行う事業に対するニーズ調査を実施し、事業効果の精査を行った。

その結果を受け、平成22年度よりパソコン教室の常設の廃止、研修会数の減、受講人数の減等に伴う経費節減等を含め約7,333千円削減した。

今後も、当該補助事業のあり方について事業者の視点から事業内容を精査し、事業規模の適正化と業務の効率化を図りつつ、支援サービスの質の向上により利用者の満足度を高め、会員増及び会費収入の増額を図ることで中央会の自主財源率を高めていきたい。

－平成21年度包括外部監査報告にかかる分－

＜沖縄県平和祈念資料館＞

監査結果

情報ライブラリーの有効活用策を考える必要がある。

<監査結果に係る措置>

沖縄県平和祈念資料館

ライブラリー活用策の一つとして、ライブラリー入口に立ち読みコーナーを作った。また、館内に「情報ライブラリー活性化プロジェクト委員会」を立ち上げ、来館者への案内サインの掲示、ライブラリーでの企画展の開催等、種々の有効活用策を検討中である。

監査意見

- 1 運営協議会を原則公開していることは意義深く、評価できるが、更なる情報開示が望ましい。
- 2 県民への取組を積極的に行う必要がある。
- 3 戦争体験証言の聞き取りや編集について、その方針や方法を明らかにする必要がある。

<監査意見に係る措置>

沖縄県平和祈念資料館

- 1 平成22年度第1回運営協議会は、県のホームページで会議開催を公表し、公開して開催した。
また、会議結果を県のホームページ、資料館ホームページ、県行政センター（紙文書）で公開した。
今後も会議開催、結果を積極的に公表していく。
- 2 県政広報誌（美ら島沖縄）、県広報テレビ番組（うまんちゅひろば）、NHKラジオ（ふるさとラジオ）、資料館ホームページへの登載、県内新聞社、旅行雑誌への情報提供、観光関連業者へのリーフレットの送付、企画展のポスター配付等、色々な媒体、機会を利用して、県民へ資料館の事業を周知している。
- 3 「県民個々の戦争体験を結集する」という設立理念に基づき、個々人の戦争体験の特徴がでるよう、聞き取り調査を実施している。
年度ごとに収集の地域を定め、当該遺族会や市町村史の編集者などの情報を総括し、当時の年齢、所属、記憶の確実性などを総合的に勘案し、証言者を絞り込んで、収録を実施している。
これらの方針等を当館『年報』に掲載するとともにホームページで公開する。

<平和の礎>**監査意見**

モニタリング制度を活用した指定管理者制度のチェック態勢構築及びディスクロージャーを推進する必要がある。

<監査意見に係る措置>

文化環境部平和・男女共同参画課

所管課においては、指定管理者より提出を受ける月報等の定期報告に加え、平成21年度より、実際に施設へ赴き現地モニタリングを実施することにより、指定管理者による施設の管理運営状況を確認している。

また、指定管理者制度運用委員会において、現地モニタリングの実施状況及び実施結果について議論し、承諾を受けることで、外部チェック態勢を確保している。

現地モニタリングの結果を記入した「平和の礎指定管理モニタリングシート」及び指定管理者制度運用委員会において出された意見は、県行政改革推進課ホームページにおいて公表し、情報公開を行っているほか、参考意見等を指定管理者へ提供することで情報共有を図り、よりよい施設管理を目指している。

<沖縄県立農業大学校>**監査結果**

- 1 設置目的及び基本方針にある農業経営者やリーダー育成のためには現状の教育内容では不十分であると考えられるため、教育内容の見直しが必要である。
- 2 農業大学校と農業改良普及センターの主要業務に重複が多いため、両機関の機能のあり方を含め調整が必要である。
- 3 教育施設である体育館の位置づけの見直しが必要である。

<監査結果に係る措置>

農林水産部営農支援課

- 1 県立農業大学校では、平成18年に策定した改革プランに基づき教育カリキュラムを改正し、農業経営者の育成に必要な科目設定を実施した。

特に、経営感覚に優れた農業経営者の育成のため、「農業簿記」、「農業経営分析・設計」などの専門科目や、就農計画の作成演習を行う「農業計画」の科目により、講義内容の充実化に努めている。

また、本校教育の特色である「農業経営プロジェクト学習」は、学生による農業経営シミュレーションとして、せり市場の動向や消費者の購買行動を考慮した農産物の生産から販売、収益性の分析までを実施している。

今後、農産物のマーケティングや財務管理など教育内容の強化を図るため、卒業生や関係機関からの意見を踏まえ、教育カリキュラムの見直しを検討する。

- 2 県立農業大学校は、就農を希望する学生を対象に、専門的な栽培技術及び経営技術の習得を図る実践的な「教育機関」となっている。

また、各地域の農業改良普及センターは、就農している者に対して、巡回指導や講習会、実証ほ場の設置などを通じた新技術の普及などを実施する「指導機関」となっている。

このようなことから、指導対象や教育・指導方法の異なる両機関の機能統合は難しいが、農業改良普及センターとの連携を強化し、農業大学校卒業生の円滑な就農定着に努める。

- 3 農業大学校の体育館は、体育の授業のみならず放課後のサークル活動や各種イベント、式典行事など「多目的施設」として活用している。また、地域住民のレクリエーション活動など、施設を一部開放しているところであるが、本校学生以外の利用者は少ない状況にある。

今後、施設の運用方法については、地元名護市や地域住民などの要望・意見を踏まえて、より効果的な活用方法を検討する。

監査意見

- 1 設置目的・基本方針を重要視した改革プランのさらなる取組が必要である。
- 2 教授陣及び指導者のノウハウ蓄積が必要である。

＜監査意見に係る措置＞

農林水産部営農支援課

- 1 県立農業大学校では、平成18年に策定した「農業大学校改革プラン」の取組みにより、一定の成果を挙げている。

当改革プランでは、

- (1) 養成部門1年課程(短期養成科)の新設
- (2) カリキュラムの見直し(全授業数に占める実習時間の拡充)
- (3) 入学対象年齢の引き上げ(35歳→60歳)
- (4) 一般県民を対象とした夜間講座の開設

などを実施し、就農率も平成17年の32パーセントから平成21年には61.5パーセントに向上している。

今後とも、農業大学校の設置目的及び教育方針に基づき、次代の農業を担う経営感覚に優れた農業後継者の育成及び地域の農業振興を先導するリーダーの養成など、県民ニーズに即した実践的な研修教育の強化に努める。

- 2 農業大学校の教授陣及び指導者は、他の部署に比べ比較的長いローテーションにより配置され、学生に対する効果的な教育・指導を行っている。

今後とも、指導者の人材育成を円滑に推進する観点から、部内調整を行う。

＜沖縄県平和創造の森公園＞

監査意見

- 1 必要な修繕を行い施設の適切な維持管理に努めるべきである。
- 2 老朽化した遊具の撤去費用など大規模修繕の財源に不安があり、本施設の規模を現状のままとするかあるいは一部縮小するかについて、本施設の存在意義を踏まえたうえで県民を交え広く議論すべきである。

＜監査意見に係る措置＞

農林水産部森林緑地課

- 1 施設の修繕については、基本協定書に基づき、小規模修繕は指定管理者で処置し、大規模修繕は県が費用を措置することとなっている。

今回、意見のあった小規模修繕については、県が指定管理者に対し指導を行い、適切に改善が図られている。

大規模修繕については、今年度、遊具を含め下記業務について予算を措置しており、年度内に改修することとしている。

- (1) 施設東側の門扉のアルミ台車引き戸の修繕
 - (2) 転落防止柵の修繕
 - (3) 曝気ブロー（廃水処理で、有機汚濁物質を分解する微生物の働きを促す機器）の撤去・設置
- 2 公園施設の適正規模については、当公園が全国植樹祭の開催跡地であることや、中南部地域の緑化推進の拠点であること等の設置目的を踏まえ、縮小ではなく、公園利用者の増加に向けて、その活性化を検討したところである。今後は、指定管理者を含め協議し、活性化に向け取り組んでいく。

<沖縄県立職業能力開発校>

監査意見

- 1 訓練内容を長期的視野で根本的に見直すべきである。
- 2 建物等の大修繕・改築等を考慮した施設整備計画を策定すべきである。
- 3 長期的視野で、事業の縮小と2校体制の見直し、さらに民間への委譲の検討を行うべきである。

<監査意見に係る措置>

観光商工部雇用労政課

- 1 県では平成22年8月に、平成22年度から5か年間の第2次沖縄県立職業能力開発校再編整備計画（以下「再編整備計画」という。）を策定したところである。同計画においては、社会ニーズの変化に的確に対応するため、訓練科目及び規模の見直しなどに取り組むこととしている。また、必要性は高いが民間実施が困難な訓練は県が実施し、民間で可能な科目は民間委託することなどを定めた。
- 2 再編整備計画においては、施設整備に関する年次計画を策定の上、耐震化構造への改修等も含め、施設の改修・改築を進めることとしている。
- 3 再編整備計画においては、県立職業能力開発校における施設内及び委託訓練の応募状況、修了生の就職率等を総合的に勘案し、現在の訓練定員の規模を維持する必要があると判断されるため、現行の2校体制を維持することとなっている。
また、民間への委譲の検討については、同計画において、平成23年度中に指定管理者制度についての検討を行うこととなっている。

<沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター>

監査意見

指定管理者制度導入後に入居用研究室の入居率が向上した点は評価できる。ただし、全研究室が入居している現状において、特定の者に限らず広く利用されることを想定している公の施設としての性質上、新たな入居希望者が現れた際にはこの者を一定程度配慮するような入居者選考基準を設けるべきである。

<監査意見に係る措置>

観光商工部新産業振興課

これまで、新規入居希望者及び更新対象入居者の入居審査については、入居者選考委員会において一括して行っていたが、平成22年度より両者を区分して審査を行うこととした。
また、新規入居希望者については従来の審査基準を適用しているが、更新対象企業に対しては、平成22年5月に入居者選考要領の一部改正を行い、新たに審査基準を追加し、研究の進捗状況や今後の研究の具体的内容等について明示させた上で審査を行っている。

<沖縄自由貿易地域>

監査意見

- 1 償還金完済後の事業のあり方について、今から検討をはじめべきである。
- 2 沖縄県自由貿易地域那覇地区の事業のあり方については、情報を広く沖縄県民に提供して、管理のあり方や存廃については、幅広く、かつ公平な論議がなされる必要がある。

<監査意見に係る措置>

観光商工部企業立地推進課

- 1 那覇空港に隣接する用地のうち、産業用に供されるものは沖縄県自由貿易地域那覇地区の2.7ha程度である。しかしながら平成21年10月、全日本空輸株式会社による国際コンテナターミナル運営事業がスタートし、那覇空港の国際物流拠点形成に向けた取組が始まる等、周辺の物流環境が大きく変化している。今後はそうした新たな動きを踏まえ、同地区のあり方について検討していく。
- 2 沖縄自由貿易地域那覇地区については、現行法の期限をむかえる平成23年度末までに現行制度を検討す

るとともに、特別自由貿易地域の管理機構制度を本地区に適用させるなど、管理手法もセットで検討していく。検討手法については、パブリックコメント等を用意している。

＜平和祈念公園＞

監査意見

- 1 平和祈念公園内施設等との一体的管理の必要性を評価し、平和祈念公園の管理に関し、非公募による指定管理を検討する必要がある。
- 2 自主事業強化による利用者ニーズへの対応力向上が求められる。

＜監査意見に係る措置＞

土木建築部都市計画・モノレール課

- 1 「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」第4の1の(1)の公募の例外として、隣接又は併設される施設の指定管理者と同一の者を指定することで、利用者サービスの向上など効率的、効果的な運営が見込まれる場合に該当するものと考えられるが、公募を行わないことに相当の理由があるかを含めて、非公募による指定管理の妥当性について、引き続き検討するとともに、関係課と調整していく。
- 2 月の友苑を再整備し、老朽化した売店の建て替え、休憩所の併設など来園者の利便性向上を図っている。また、公園利用者へのサービス向上を図るため、従来から実施している車椅子・ベビーカーの無料貸し出しに加え、沖縄県平和祈念資料館友の会（ボランティア団体）と連携した案内・ガイド業務の充実やレンタサイクルの導入についても財団法人沖縄県平和祈念財団と調整しながら検討していく。

＜宜野湾港マリーナ＞

監査意見

- 1 施設の存在意義・公益性についてあらためて検討する必要がある。
- 2 施設固有の特質に応じた料金制度を検討する必要がある。
- 3 旧管理棟の有効利用を検討すべきである。

＜監査意見に係る措置＞

土木建築部港湾課

- 1 港湾課としては、以下のとおり高い公共性を有しているものと考えている。
 - (1) 県民の海洋性レクリエーション拠点、教育の場としての公共性
宜野湾港マリーナは、「広く国民に開かれた低廉な利用料金の施設を提供する」公共マリーナネットワークの拠点施設として整備されており、県民が気軽に海洋性レクリエーションに親しめる場として、また、児童・生徒や学生等によるヨット訓練の場として教育的利用がなされている。
 - (2) 観光リゾート拠点としての役割
平成21年度観光統計実態調査（県観光商工部）において、観光客が体験した活動の中で最も印象に残った活動として、海水浴・マリンレジャーが49.6パーセントと突出しており、ついでダイビングが19.5パーセントとなっており、海洋性レクリエーションが沖縄観光の最大の魅力となっていることがわかる。
宜野湾港マリーナは、このような沖縄の魅力さをさらに充実させ、観光・リゾート産業の活性化を図るため、政策的に整備された公共マリーナであり、現在もその役割を果たしていると考え。
また、知事の選挙公約に「世界規模の海洋性リゾート拠点の整備を目指して、景観や自然環境に配慮したヨットハーバー機能を本島と各離島に整備します」とあり、沖縄観光のさらなる飛躍へ向けて公共マリーナとして宜野湾港の果たす役割は大きいと考える。
 - (3) 防災拠点としての公共性
宜野湾港は、地方港湾の一つとして、沖縄県の緊急輸送道路ネットワーク計画の防災拠点施設として位置づけられており、災害時には救急物資等の備蓄拠点又は集積拠点としての役割を担う。
- 2 次期（平成24年度以降）指定管理者の公募時には、利用料金制の採用を検討中であり、新沖縄県行政改革プラン（平成22年3月）においてもその旨が明記されている。
- 3 旧管理棟の利用状況については、現在、1階部分は、艇庫及び船具室等として当該建物の供用開始から現在に至るまで継続利用されており、2階部分は、平成22年度より会議・研修室及びマリーナ利用者の休憩室として利用されている。
また、自主事業の第三者委託については、原則として、マリーナの包括的な管理者である指定管理者自らがその運営にあたるのが好ましいが、基本協定書に「施設の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実

施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を行うことができるものとする。」と規定されているとおり、第三者への委託自体を禁止しているものでなく、県と協議し、承認を得れば、実施可能と考える。

監査結果

モニタリングの実施・公表が行われていない。また、モニタリングを行うときにはその方法を工夫する必要がある。

＜監査結果に係る措置＞

土木建築部港湾課

平成22年度より、従来の年度報（県行政改革推進課のホームページにて公表）に加え、月報の提出とアンケート実施を指定管理者に求めている。また、モニタリングマニュアルに則って定期的に連絡調整会議を実施しており、情報・意見交換、指定管理者への指導・助言等を行っている。

＜西原マリンパーク＞

監査意見

- 1 ビーチ利用者から駐車場利用料金を徴収したうえで、県への納付金制度を採用すべきである。
- 2 本施設が西原・与那原地区活性化の中核施設としての意義を有していることから、維持管理及び利用のあり方等について地元住民の積極的な参加を促すためにも、市町村への移譲（譲与）を視野に入れるべきである。

＜監査意見に係る措置＞

土木建築部港湾課

- 1 同施設は、利用料金制度が導入されており、駐車場利用の有料化及びその金額設定については、指定管理者の判断に委ねられている。
平成21年度に第2期（平成22年度～平成24年度）の指定管理者の公募が行われ、現在の指定管理者が選定されたが、「より多くの県民に気軽に利用できる施設として運営していきたい」という現指定管理者の考えにより、駐車場料金を無料とする措置がとられている。
また、平成22年度包括外部監査における現指定管理者へのヒアリングにおいても、「公園施設として利用している県民が（来園者）が多いこと、また、有料化により県民の利用頻度、来園者数が減少するおそれがあることから、現在の運営方針のままをしたい」旨の意見が指定管理者から監査人に対し表されている。
- 2 同施設は、沖縄県、西原町、与那原町が共同で海辺のアメニティ豊かなまちづくりを推進する「中城湾港マリンタウンプロジェクト」の中核施設として、平成19年の開園以来、指定管理者による管理運営のもと、多くの県民に利用されているところである。
同施設は、3年前に県が国庫補助事業を活用して設置したばかりの施設であり、また、「中城湾港マリンタウンプロジェクト」の中核をなす、西原町及び与那原町にまたがる広大な面積を有する施設であることなどの理由から、県において維持管理を行うのが適当と考えているところであるが、監査人の意見をふまえ、同施設の維持管理の主体や利用のあり方について、今後検討していきたい。

＜宇堅海浜公園＞

監査結果

- 1 開発計画の妥当性に疑問がある。
- 2 指定管理者の評価のあり方に疑問がある。
- 3 選定委員の構成の見直しが必要である。

＜監査結果に係る措置＞

土木建築部海岸防災課

- 1 当初設計では、年間利用者見込みを32,000人としており、平成21年度の年間利用者数は46,000人であり、施設の開発計画は妥当と判断される。
- 2 平成22年度の次期指定管理者公募でも1法人のみの応募であったが、判断が甘くならないよう制度運用委員会で審査し候補者を選定した。
- 3 平成21年度より委員4人すべてが外部者の構成となっている。

監査意見

- 1 沖縄県とうるま市の事業への関わり方の見直しが必要である。
- 2 指定管理者の財務体力からみて早期の危険性除去ないし、指定管理業務の継続への対応が必要である。
- 3 モニタリングの適正な実施を行う必要がある。

<監査意見に係る措置>

土木建築部海岸防災課

- 1 指定管理者が行う事業やイベントに対して、沖縄県とうるま市が今後も地域活性化及び地域振興のために指定管理者と共に協力していけるよう平成22年度中に協議する。
- 2 指定管理者から提出される毎月の利用状況報告、上半期報告及び年次報告により施設の管理運営状況を把握し、施設の巡視や面談を行い施設における問題点などの情報を共有化し事業困難に陥らないよう対応している。

平成21年度の収支は1,011,804円の黒字となっている。

- 3 管理運営状況を現場巡視や意見交換などで情報を共有化し助言や指導を継続していく。

<情報公開>**監査結果**

- 1 沖縄県情報公開条例に指定管理者の管理情報の開示に関する規定がないのは適当でない。
- 2 業務監査の際に、個人情報の侵害がなされていないかを不断に留意する必要がある。プライバシーマークの取得を選定要素のひとつに入れるのが望ましい。

<監査結果に係る措置>

総務部総務私学課

- 1 平成17年の条例一部改正時の議論において、指定管理者の管理情報の開示に関する規定を検討したもの、指定管理者との基本協定書に開示義務を設けることが可能であり、特に条例化の必要はないと判断した経緯がある。
- 2 個人情報の漏えい防止対策を講じる措置として、沖縄県個人情報取扱事務委託等の基準の周知について（平成20年2月13日付け総総第3507号）により通知を行っている。

個人情報取扱事務の監査の充実を図るため、指定管理者制度導入施設所管課に対し、当該通知の周知を定期的に行う。

プライバシーマークについては、その付与事業者（平成22年12月17日現在）は全国的にも県内においても、情報サービス・調査業の事業者が約55パーセントを占めているのが実情である。また、付与認定の申請・更新時には事業規模に応じた費用が必要である（新規のとき：小規模30万円、中規模60万円、大規模120万円、更新のとき：小規模22万円、中規模45万円、大規模90万円）。

以上のことから、プライバシーマークの取得を指定管理者の選定要素とするべきかどうかについて検討しているところである。

監査意見

- 1 指定管理者の情報開示規定を条例に新設すべきである。
- 2 条例改定に至るまでの間は、協定書に定めを設けることにより対応すべきである。沖縄県だけでなく、指定管理者、専門家、県民等広く交えてその内容を決めていく必要がある。

<監査意見に係る措置>

総務部総務私学課

- 1 各県の指定管理者の情報公開制度を参考とし、規定の新設等について検討中である。
- 2 指定管理者の指定管理に係る情報公開の推進について、指定管理者制度導入施設所管課への周知等を検討中である。

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人照屋俊幸から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成23年 6月28日

沖縄県監査委員 又 吉 春 三

沖縄県監査委員	幸	地	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	孝	助

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成22年度

包括外部監査結果報告書

「過去の包括外部監査の措置状況について」

目次

各章を読むまえに	1
1 本書の構成	
2 本報告書の特徴	
3 謝辞	
4 用語	
5 略語	
第1章 包括外部監査の概要	5
1 監査の種類	
2 選定した特定の事件（テーマ）	
3 監査の実施期間	
4 監査の体制	
5 利害関係	
6 監査テーマの選定理由	
7 包括外部監査の手続・経過	
第2章 過年度（平成11年度から平成21年度）の措置状況とそれに対する評価	11
1 措置状況一覧表の構成	
2 評価	
3 措置状況等の評価を通して顕著に認められる事項	
第3章 沖縄県における包括外部監査の結果に対する対応	21
1 過年度の措置状況一覧表からみえてくる問題	
2 措置をとりまとめる部署	
3 行政改革推進課に対する監査	
4 包括外部監査報告を受けた後の対応に関する制度が極めて粗雑	
5 包括外部監査人が心がけること	
6 議会による監視	
7 包括外部監査の危機	
8 危機を脱する方策	
9 措置状況に関する自治体アンケート	
10 先進自治体の取組	
第4章 前年度包括外部監査の指摘・意見に対する宇堅海浜公園関係諸当事者の対応	73

- 1 施設について
- 2 指定管理者について
- 3 平成21年度の包括外部監査による指摘事項及び意見に対する措置状況
- 4 措置後の運営状況
- 5 前年度包括外部監査に対する措置の現状を検証する

第5章 財団法人おきなわ女性財団に関する監査上の問題点

82

- 1 概要
- 2 平成12年度の包括外部監査結果
- 3 平成18年度の包括外部監査結果
- 4 本年度の包括外部監査の結果

第6章 教育支援のあり方と、中間的自治体である沖縄県の果たすべき役割（財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団）

98

- 1 目的
- 2 沿革
- 3 事業内容
- 4 過去の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況で問題があると考える事項
- 5 施設の今後のあり方について
- 6 平成22年度包括外部監査人による評価

第7章 県立病院（県直営）に関する監査上の問題点

116

- 1 沖縄県立病院の概要
- 2 過去の包括外部監査の指摘・意見に対して、沖縄県はどう対応したか
- 3 県立病院のあり方について、過去にどのような検討がなされ、沖縄県は検討結果に対して具体的にどのような取り組みをおこなったか
- 4 病院事業の会計についての問題点
- 5 一般会計繰入金の恣意的運用と、その結果としての病院事業の業績数値の恣意的操作

第8章 過去の全包括外部監査（平成11年度～平成21年度の計11年度）の分析と評価

188

- 1 過去の包括外部監査の全監査テーマを分類して分析する
- 2 監査リスクの大きい監査対象（外郭団体、部局等も含む）の検討
- 3 本年度の包括外部監査（過去の措置状況の検証）で、完全にはカバーできず、さらに追加的な外部監査が早急に必要と考えられる監査対象（外郭団体・部局

等も含む)

- 4 過去の包括外部監査では、監査対象とされていないなかったか、十分な監査がなされたと思われない分野（外郭団体・部局等を含む）
- 5 過去の包括外部監査に対する沖縄県（長及び議会を含む）の対応を分析する
- 6 現行の措置（監査の指摘・意見に対する行政側からなされる改善への取り組み）に関する沖縄県の公表制度の内容面・手続面の重大な欠陥
- 7 沖縄県包括外部監査に関する問題点と課題

あとがき

211

各章を読むまえに

1 本書の構成

沖縄県に包括外部監査制度が導入されたのは平成 11 年度である。12 年経過した今、包括外部監査制度の意義を総点検する時期に来ている。包括外部監査人の仕事ぶりはどうであったか、行政、議会は包括外部監査報告をどう活用したのか、県民のためにもどの程度役立ったのか、他府県の実情はどうか等々、検討するテーマは数多い。折しも、包括外部監査制度の存続を疑問視する総務省の動きもある。当包括外部監査人は、包括外部監査制度は今なお必要なのかを頭の片隅で考えながら、監査にあたった。今後の意識共有と問題整理に向け、本報告書が活用されることを期待している。

第 1 章は、テーマ選定理由、監査日程など監査の概要を整理している。なお、対象部局のほとんど全てに対してヒアリングを実施したこと、他の地方自治体から直接情報を収集したことに注目されたい。

第 2 章は、平成 11 年度から平成 21 年度まで、包括外部監査人による監査結果・意見の内容とそれに対する措置状況の調査結果を掲げた。そして、それに対する当包括外部監査人の評価を整理している。

第 3 章は、包括外部監査報告を受けた後の行政の対応の現状を検証し、今後、包括外部監査を機能させるために行政側に新たな枠組みが必要であることを、先事例を踏まえて整理している。

第 4 章から第 7 章までは、宇堅ビーチ（平成 21 年度監査対象）、外郭団体である（財）おきなわ女性財団（平成 12 年度、平成 18 年度監査対象）、（財）沖縄県国際交流・人材育成財団（平成 20 年度監査対象施設）、県立病院（平成 15 年度監査対象）を取り上げ、包括外部監査がどのように機能したかを整理している。

第 8 章は、平成 11 年度から平成 21 年度までの監査テーママの分析を通して監査リストクの大きな対象を浮き彫りにし、監査対象として残されたテーマを整理している。

4 用語

○ 監査の結果に関する報告（地方自治法 252 条の 37 第 5 項）

＝ 違法又は不当な事項の指摘とその改善措置を求めること

・ 違法な事項：法令、条例、規則等の違反

・ 不当な事項：自治法 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に著しく反する事項、すなわち、著しい不経済事項、著しい不効率事項及び当初の目標・成果を達成しない有効性に著しく欠ける事項

（鈴木豊編著 日本監査研究会リサーチ・シリーズⅢ 「政府監査基準の構造」同文館出版（2005 年 5 月）204、207 ページ、原典雄著 「監査委員監査の基礎知識」ぎょうせい（平成 14 年 7 月 10 日）59 ページ）

○ 監査の結果報告書に添えて提出する意見（自治法 252 条の 38 第 2 項）

＝ 違法性または不当性の著しくないもの、または組織・法令等に欠陥があり早急には改善し得ないが、現状は明らかに満足しえない状態にあるもの等

（鈴木豊編著 日本監査研究会リサーチ・シリーズⅢ 「政府監査基準の構造」同文館出版（2005 年 5 月）212 ページ）

○ 措置（自治法 252 条の 38 第 6 項）

・ 監査結果を踏まえて、なんらかの改善を講じたこと

・ 研究・調査中等の検討段階であり、結論の出していないもの、予算執行の意思決定がなされていない予算要求、予算計上の段階のものは措置には当たらない。

（池田昭義 「地方自治監査質疑応答集」学陽書房（2007 年 7 月 10 日）368 ページ、東京都八王子市の「包括外部監査の結果及び結果に添えて提出する意見に対する事務処理要領、東京都町田市の「包括外部監査の結果に対する事務処理要領」「監査結果のうち「意見要望事項」等に係る監査委員への通知の取扱いについて（通知）」（平成 20 年 1 月 24 日））

2 本報告書の特徴

行政、議会に止まらず、一般市民にとっても分かりやすい普通の言葉による表現を心がけた。一般市民向けとは高校 2 年生が読んでも理解できる水準を念頭に置いた。これは、単に読みやすさというためだけでなく、普通の言葉を使うことにより、行政側だけでなく、議会、県民側にも違った視点による気づきをもたらすと考えたからである。「業界用語を脱却し一般的な言葉を使用することは、単に言葉の問題ではなく行政の行動様式や意思決定のプロセス、そして質を変えようことを意味する。」（宮脇淳編集代表・著「自治体戦略の思考と財政健全化」ぎょうせい（2009 年 3 月 25 日）118 ページ）。

また、できるだけ言葉を曖昧に使用しないよう心がけた。「コスト」という言葉ひとつとっても、地方自治体では、部局毎に分断されたコストだけが把握され、人件費等の間接費を事業毎に配分する方法がとられなかったりして、民間と地方自治体とは、その意味内容自体が異なっているからである。

3 謝辞

本報告書を作成するにあたって、東京都と青森市に、情報提供及びヒアリングを依頼したところ、快諾していただいた。両地方自治体の担当者には、本報告書について非常に有益な情報の提供及びご指摘をして下さった。両地方自治体の担当者が、多忙な公務のかたわら貴重な時間と労力を割いて下さったことについては、感謝の言葉もない。また、両地方自治体は、阪神大震災を超える戦後最悪の自然災害に見舞われた直後の時期にも、本報告書のために情報提供をして下さった。両地方自治体には、本書に記して心からの感謝を申し上げる。

5 略語

- 地方自治法 → 自治法
- 財団法人 → (財)
- 社団法人 → (社)
- 社会福祉法人 → (福)
- 特殊法人 → (特)

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下「自治法」という。）252条の37第1項及び第2項に基づき包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

過去の包括外部監査の措置状況について

平成21年度。ただし、必要に応じて前後の年度も監査の対象とする。

3 監査の実施期間

平成22年4月1日から同23年3月31日まで

4 監査の体制

包括外部監査人	弁護士	照屋	後	幸
同 補助者	公認会計士	内	高	史
同 補助者	公認会計士	嘉	陽	宗一郎
同 補助者	企業診断士	西	里	喜
同 補助者	弁護士	林	朋	寛

5 利害関係

包括外部監査人及び各補助者は、いずれも監査の対象とした事件について自治法252条の29に規定する一切の利害関係を有していない。

6 監査テーマの選定理由

包括外部監査は、平成11年度から実施され、今年で12年目を迎える。この間、歴代の包括外部監査人によって、沖縄県の行財政運営に関して貴重な指摘や意見が数多くなされた。自治法252条の38第6項において、「前条第5項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づき委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合において

日 程 表

年	月	日	曜	内 容
H22	6	19	土	テーマについて議論
		21	月	テーマについて議論
		25	金	テーマについて議論
		29	火	テーマについて議論
	7	5	月	資料検討
		8	木	資料検討
		13	火	資料検討
		15	木	資料検討
		23	金	資料検討
		30	金	資料検討
	8	6	金	資料検討
		10	火	資料検討
		12	木	資料検討
		16	月	資料検討
		19	木	資料検討
		24	火	資料検討
		26	木	資料検討
		31	火	資料検討
	9	1	水	監査委員へ監査テーマ通知、担当課からヒアリング
		7	火	担当課からヒアリング
		9	木	担当課からヒアリング
		14	火	担当課からヒアリング
		15	水	担当課からヒアリング
		28	火	担当課からヒアリング
		30	木	担当課からヒアリング

は、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなればならない。」と規定されている。監査結果の報告の提出を受けた行政、議会などは、指摘された点について真摯に受け止め、対応措置を講じるなどして実際の行政に活かして初めて、包括外部監査は有効に機能するといえる。

ところが、沖縄県においては、措置結果の公表が数年経って行われた例があるようであり、外部監査報告書における指摘、意見が行政や議会にどのように受け止められたのか、沖縄県の行政運営にどのように活かされたのかについては、必ずしも明らかであるとは言いがたい。

このような中、過年度の指摘事項の措置状況を確認するとともに、未措置の事項についてはどのような取扱いになっているかを検証する必要性は高い。このことは、沖縄県の財政運営や組織マネジメントにも資すると考えられる。

そこで、過去の包括外部監査に対する措置状況を監査の対象とすることとした。

7 包括外部監査の手続・経過

- (1) 包括外部監査契約の締結
- (2) 包括外部監査人の選定
- (3) 予備調査の実施
- (4) 監査テーマの選定
- (5) 調査の実施
- (6) 監査報告書の作成
- (7) なお、本包括外部監査の詳細な日程は、別紙1「日程表」のとおりである。

年	月	日	曜	内 容
H22	10	5	火	担当課からヒアリング
		7	木	資料検討
		13	水	担当課からヒアリング
		14	木	担当課からヒアリング
		18	月	資料検討
		21	木	資料検討
		26	火	資料検討
		28	木	資料検討
		2	火	資料検討
		5	金	資料検討
		9	火	視察：東京都
H23	11	11	木	資料検討
		15	月	現地調査：(財)国際交流・人材育成財団、県芸術大学
		18	木	現地調査：沖縄県立看護大学、万国津梁館
		23	火	資料検討
		25	木	現地調査沖縄コンベンションセンター、沖縄観光コンベンションビューロー
		29	月	現地調査：総務私学課、沖縄健康バイオテックノロジー研究開発センター
		2	木	現地調査：沖縄県立中部病院、南部医療センター・子供医療センター、県立病院課
		8	水	現地調査：西原マリパルク、宜野湾港マリーナ、平和の礎・平和祈念公園、具志川職業能力開発校、平和祈念資料館、宇堅海浜公園

年	月	日	曜	内 容	
H22	12	9	木	監査委員へヒアリング及び意見交換 現地調査：おきなわ女性財団・ている・沖縄県立図書館、国際交流・人材育成財団	
		14	火	視察：青森市、現地調査：沖縄県住宅供給公社、天久高層住宅、浦添職業能力開発校、泡瀬団地	
		16	木	現地調査：農業改良普及センター(南部・中部・北部)、沖縄自由貿易地域、平和創造の森公園、沖縄県立農業大学校	
H23	1	20	月	資料検討	
		7	金	討論・報告書起案	
		12	水	討論・報告書起案	
		13	木	討論・報告書起案	
		17	月	討論・報告書起案	
		27	木	討論・報告書起案	
		2	1	火	討論・報告書起案
		10	木	討論・報告書起案	
		15	火	討論・報告書起案	
		17	木	討論・報告書起案	
		23	水	討論・報告書起案	
		25	金	討論・報告書起案	
		3	1	火	討論・報告書起案
		3	木	討論・報告書起案	
		8	火	討論・報告書起案	
10	木	報告書起案			
11	金	討論・報告書起案			
14	月	報告書起案			
15	火	報告書起案			

年	月	日	曜	内 容
H23	3	16	水	討論・報告書起案
		17	木	討論・報告書起案
		18	金	報告書起案
		19	土	討論・報告書起案

第2章 過年度（平成11年度から平成21年度）の措置状況 とそれに対する評価

1 措置状況一覧表の構成

沖縄県における平成11年度から平成21年度の包括外部監査の要点とそれに対する措置状況を別紙1ないし18に整理した。

そのうえで、当包括外部監査人の立場から沖縄県の措置状況を評価した。評価対象は、まず、対象部局の措置の有無・内容・時期、公表の有無・時期である。対象部局は、特定の行動が「措置を講じた」ことに該当するかどうかの判断（評価）を行っている。その評価結果が妥当かどうかを当包括外部監査人が監査したものである。次に、過去の包括外部監査の監査結果・意見の明確性や妥当性も評価の対象としている。これらの評価結果を上記別紙の「措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価」の欄に記載した。

2 評価

- (1) 書面やメールによる照会結果、対象部局からのヒアリング、現地調査、先進自治体の視察結果等に基づいて意見を形成した。
- (2) 監査の視点は次のとおりである。

監査の視点	
事業そのもの持続意義 (行政目的の一致度) (官は、公共サービスは皆でなければ できないことを立証せよ)	無
目的の達成、現在は意識なし ・過去においてはあったが、現在は意識なし ・そもそも意識なし(事業の必要性と担い手の分権)	無
有	有
【事業続行不能・可能】	清算
採算性(注1)	有
事業手法の選択(注3)	完全民営化・民間売却
完全民営化・民間売却	完全民営化・民間売却
上下分離	経営努力を促しつつ、引き継ぎ実施
債務調整を義務(再生)した上で、第三セクター等で引き継ぎ積極的な経営改革を実施	
経営体制の変更等を行った上で、第三セクター等で引き継ぎ積極的な経営改革を実施	
地方公共団体(直営)	
地方独立行政法人：公営企業の抜本的改革の場合のみ選択肢としてあり得る	
費用(税金)が効果(行政目的)が確保されているかの最終判断	
最終判断等の結果、清算を選択することもあり得る	
(注1) 採算性は、経常利益ベースで赤字か黒字かを判断する指標である。また、想定された事業計画への乖離状況にも留意する必要がある。	
(注2) 事業性とは、単独・毎年度の事業収支状況を判断する指標である。	
(注3) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行わなければならない。性質上、地方公営企業等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経営及び当該公営企業等の事業の性質上合理的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経営等に限って、補助金を投入することはあり得る。	
(出典) 宮崎県監事代表・着「自治体経営改革」シリーズの第1巻「自治体組織の思考と財政健全化」J.P. 201の図表を外部監査人において編集	

(3) 評価にあたって特に留意したのは以下の点である。

- ① お役所体質からの脱却を認識しているか
対象部局が、前例踏襲主義(過去の事例をベースに将来に向けた意思決定を正当化すること)、依法主義(法令の条文に形式的かつ過度に依拠すること)に止まっているのか、それとも包括外部監査の指摘・意見を契機に縦割りに制約されない開かれた論理を追求しているか。
- ② リスク対応の活動を目指しているか
社会経済環境の変化にもかかわらず、抽象的な公共性や政策性を理由に不採算事業を存続させたり、沖縄県の財政負担を積み上げたりする行動になっているのでは困る。リスク対応のためには、組織内にリスクマネジメントサイクルを作る必要がある。つまり、リスクの識別・分析(CHECK)→リスク対応(ACTION)→リスク対応計画の策定(PLAN)→リスクの監視・コントロール(DO)のサイクルを継続的に続けていく必要がある。措置の内容は、このような改善活動を目指すものであるべきである。継続性とともに、スピード感が求められる。
- ③ 外郭団体・地方公営企業等については、次の点が重要である。
外郭団体等では、ややもすると、公共的目的を達成しているのであるから、赤字でもよいという誤解が生まれやすい。しかし、赤字体質を許すことは、外郭団体等の主体的な改革の妨げになるばかりか、沖縄県による限度のない人的・財政的支援を引き出し、沖縄県の財政にも悪影響を与える。外郭団体・地方公営企業等は、いかに政策性が高い事業を行っている場合であっても、沖縄県から分離した組織である以上、リスクを沖縄県から分離認識しなければならぬ。
そこで、外郭団体・地方公営企業のリスクをその組織自体のリスクとして自らが律する枠組みを作っているか、経営状況に関する正確な情報が適時適切に開示されているか、沖縄県から独立した経営機能を発揮できるような体制となっているか、場合によっては出資金回収や解散等、外郭団体等からの撤退の基準をあらかじめ計画に盛り込んでいるか等を明確にする

必要がある。

- ④ 価値観を異にする他者との協力関係を積極的に形成しようとしている立場が異なれば考え方や価値観も異なる。しかし、異なる価値観を排除するのではなく、価値観の違う他者を認識し、その他者が自分にとって有用な存在であるとして積極的な協力関係を築くことが大事である。他者とは地域住民、民間企業、民間団体などである。包括外部監査人であることもあろう。これらの者との間で、「議論」し「対話」する場を形成する方向に向かわなければならない。このことは、基礎自治体優先の原則（自治法1条の2第2項、2条2項、3項、5項）の底流に流れている思想でもある。
- (以上は、宮脇淳編著「自治体戦略の思考と財政健全化」ぎょうせい81ページ以下、宮脇淳編集代表「外郭団体・公営企業の改革」ぎょうせい28ページ以下、102ページ以下に負うところが大きい。)

3 措置状況等の評価を通して顕著に認められる事項

- (1) 「措置を講じた」とはどういう時点の行動を指すのかとらえ方がバラバラ
- ① 「努めていきたい。」「取り組む予定である。」といった程度で、措置を講じたとする扱いはある。たとえば、次の例である。
- ・平成11年度措置状況一覧表（沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について）No.3
 - ・平成16年度措置状況一覧表（重要港湾である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について）No.10
 - ・平成18年度措置状況一覧表（公の施設の管理及び施設管理者との取引等について）No.21
 - ・平成19年度措置状況一覧表（沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について）No.6
 - ・平成20年度措置状況一覧表（補助金等に関する財務事務の執行について）No.34

この程度の抽象的な表現では、何ら客観的がない。官僚答弁とでも言うべきものであり、行政外の者との意思疎通において大きな障害となる。最低限、行動計画の内容や道筋を示すことが必要である。これと外部監査人の指摘・意見と付き合わせることで、措置を講じたかどうかの判断はできない。

- ② 外部監査人の指摘・意見の内容とは全く違う行動をとっているながら、措置済みとしたケースもある。たとえば、次の例である。
- ・平成11年度措置状況一覧表（財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について）No.25・・・現地調査では、工事台帳は存在しなかった
 - ・平成18年度措置状況一覧表（公の施設の管理及び施設管理者との取引等について）No.48・・・現地調査を行ったところ、通帳と印鑑は依然として同一の金庫に置かれていた。責任者の説明によると、従来からそうしてきたとのことである。
- ③ 外部監査人の提示した論点を回避したり、根拠を節約した説明を行ったものも多い。たとえば、次の例である。
- ・平成12年度措置状況一覧表（公の施設の管理に関する事項）No.8
 - ・平成16年度措置状況一覧表（沖縄県立大学等の経営管理状況について）No.1
 - ・平成18年度措置状況一覧表（公の施設の管理及び施設管理者との取引等について）No.20
 - ・平成19年度措置状況一覧表（沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について）No.6、7、8
 - ・平成20年度措置状況一覧表（補助金等に関する財務事務の執行について）No.44、112、116
- ④ 対象部局への照会やヒアリングの際、措置状況一覧表の中の「措置を講じた」に入れるのか「措置を講じていない」に入れて回答すればよいか迷っていた。包括外部監査を所掌する部署（総務部行政改革推進課）の保

有する事務マニュアルにも、何をもって措置というのか、措置を講ずる時期をどう考えるのかについては規定されていない。したがって、行政内部には措置について統一した理解がない。

(2) 措置を講じた場合でもその対応時期が遅い

包括外部監査の指摘・意見の内容が明確であるにもかかわらず、何年か経過してようやく指摘・意見の趣旨に沿った対応がとられているケースが多い。しかも、その間、検討がなされたかどうかすら不明なものもある。たとえば、次の例である。

- ・平成11年度措置状況一覧表(財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について) No.22
- ・平成13年度措置状況一覧表(県営住宅の運営管理及び建設の契約事務について) No.1
- ・平成15年度措置状況一覧表(補助金に関する事務の執行) No.13
- ・平成19年度措置状況一覧表(沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について) No.5

(3) 表面的には措置率が高い

沖縄県において、外部監査を所掌する部署は総務部行政改革推進課である。同課は、措置状況に関する対象部局からの報告をとりまとめ、措置をした割合を年度毎に集計している。これによると、以下に示すとおり、比較的高い措置率となっている。

年度別の措置状況

措置状況 年度	特別指導 措置		特別指導 措置		特別指導 措置		特別指導 措置		特別指導 措置		特別指導 措置		特別指導 措置		合計	
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率		
平成21年度	41	35	3	1	0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	41	0
監査結果	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
意見	12	-	4	5	1	0	0	2	-	-	-	-	-	12	0	
平成20年度	24	-	1	1	4	6	2	6	2	0	2	0	2	24	0	
監査結果	11	-	-	4	4	3	-	-	-	-	-	-	-	11	0	
意見	9	-	-	4	0	0	0	1	1	2	0	8	1	9	1	
平成19年度	57	-	-	-	56	1	-	-	-	-	-	-	-	57	0	
監査結果	23	-	-	-	9	2	2	4	1	1	2	2	21	2		
意見	34	-	-	-	47	1	11	12	1	11	12	1	35	14		
平成18年度	49	-	-	-	-	23	0	1	12	9	3	48	1	49	0	
監査結果	10	-	-	-	-	-	44	5	-	-	-	49	0	10	0	
意見	16(14)	-	-	-	-	-	-	14	2	-	-	16	0	16	0	
平成17年度	6(16)	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	6	0	6	0	
監査結果	57(75)	-	-	-	-	-	-	-	53	0	3	56	1	57	1	
意見	6(9)	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	6	0	6	0	
平成16年度	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	25	0		
監査結果	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	18	0		
意見	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0		
平成15年度	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76	0		
監査結果	367	35	7	10	61	54	56	22	66	37	4	352	15	393		
意見	221	0	1	5	13	31	10	19	22	30	66	217	4	237		
合計		588	35	8	15	74	85	66	41	88	67	90	559	19	598	

※ H17指針案件数欄の()内の数値は警察本部、H18指針案件数()内の数値は教育庁を含めた件数

包括外部監査の監査結果又は意見に対する未措置一覧

部名	監査実施年度	監査結果、意見の別	監査対象	監査結果、意見の内容
福祉保健部	平成15年度	(監査結果)	補助金に関する事務の執行	補助金の検査について
	平成14年度	(意見)	委託先及び公の施設の管理委託先に関する事務執行	商工労働部の人事面・予算面の弾力化が必要 OCVBにおける適正な原簿管理が必要
	平成15年度	(意見)	補助金に関する事務の執行	運行は双葉会等の提出についての財政を統一する必要がある。
観光工部	平成18年度	(監査結果)	沖縄観光コンベンションビューローの財務状況の分析	沖縄は公営を財源として外郭団体である沖縄観光コンベンションビューローに委託するあるいは補助金を行っている以上、執行結果について形式的な検証を行うこととまらず、実態を検証するところまで監査を徹底しなくてはならない。
	平成13年度	(意見)	沖縄県営住宅	企業会計的方法による県営住宅の決算の明確化 修正伝票について (八重山病院)
病院事業局	平成15年度	(監査結果)	沖縄県立病院の財政に関する事務の執行及び経営管理について	修正伝票は書式不適合について 未収金のシステム上の差異について (南都病院) たな卸の実態及び書式作成は、規則に沿った運用が必要。 たな卸の範囲を統一することが必要。 採択案のたな卸が作成されていない。 規則が5号でのたな卸の株式会社理法の商品管理システムから出力できない。システムの見直し、あるいは採択の改修が必要。 医薬品のたな卸承として代替している受託管理システムの出力履歴は、たな卸書式の要件を満たしていない。 採択8案に基づいたたな卸の修正について たな卸の方法について 薬品の払出し事務手続きについて 薬品の受取と帳簿(システム)差との差異について 薬事委員会の運営について(南都病院)

未措置件数19件のうち、監査結果に対するものが15件、意見に対するものが4件である。

※未措置の内容

監査結果	意見	計
2	4	6
13		13
15	4	19

(出典) 総務部行政改革推進課

しかし、前記(1)で指摘したとおり、何をもって措置を講じたかというのか統一的理解がない。加えて、対象部局が措置を講じたことと自己診断すれば、措置済みとして行政改革推進課に報告される。その内容が、措置を講じたというに値するのかの評価を行政改革推進課は行う権限を有していないし、実際行っていない。措置したとされたことについての確認を監査委員が行っている自治体もある(新潟市、長崎県)。しかし、沖縄県においては監査委員はそのような職責を負っていない。したがって、措置率の集計には、「措置を講じた」とは評価できないものが相当混入している。

(4) 措置を講じた、あるいは講じないという結論を出すに至った過程が不透明である

これも多数ある。たとえば、次の例である。

- ・平成18年度措置状況一覧表(公の施設の管理及び施設管理者との取引等について) No.13、14
- ・平成20年度措置状況一覧表(補助金等に関する財務事務の執行について) No.38

対象部局から措置状況一覧表について回答をもらう過程において、措置済みあるいは未措置という結論は書いてあるものの、どのような検討過程を経てそのような結論に至ったのか明らかにならない例が少なかつた。これでは、いつ行動を起こしたのか、どのように進んでいるのか、客観的に追跡することができない。過去の包括外部監査で指摘された事が、別の年度で再び指摘されている場合、議論や検討のプロセスが明確にされていないため、同じ議論を繰り返していたり、同じ内容の主張が形を変えて繰り返されている感がある。

(5) 制度の改訂を要する事項、高度の政策判断を要する事項については、すれ違いの対応が多い

包括外部監査では、監査の結果を踏まえ、制度や規則類の改訂、新設を求める意見がなされる。これを受けた対象部局、地方公営企業、外郭団体

平成11年度 措置状況一覧表 財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について

番号	監査テーマ		指撥・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
1	監査の結果及び意見【総務部】	意見	資金剰剰団体から資金不足団体へ貸付を行うことにより各団体の財務改善が図られるので、県を中心とした組織的対応が望まれる。	1-7					措置を講じたとは評価できない。 平成22年度包括外部監査人から総務部行政改革推進課に対し、措置について一覧表に記入した方式での回答を再三求めたが、同課からは記入がなかった。 県を中心とした組織的対応を求めるとして平成11年度の監査意見が平成22年度になっても回答できるものがない状況である。全庁的な調整を必要とする事項に対処する組織がないことが問題である。 個別の組織のそれぞれの経営の効率性・自律性を徹底するのが筋であり、平成11年度の監査意見は妥当とは思われない。
2	(社) 沖縄県野菜価格安定基金協会【園芸振興課】	監査の結果	果実生産出荷安定基金との間で、経費負担については合理的な観点に基づき按分することが必要であり、負担額については両基金で取り決めしておく必要がある。	1-10	有	費用の経費負担について、両基金間において「業務管理費負担に関する契約」の契約締結を行った。【公報（平成12年12月26日火曜日付け） 号外第67号】	有		措置がなされたといえる。
3	(特) 沖縄県漁業信用基金協会	監査の結果	(1) 保証債務に対する延滞額の把握については、延滞分の元金だけでなく、保証先に対する債権金額を延滞とし、将来の負担額（損失発生）の見積りを行って、業務計画に反映すべきである。	1-12	有	・保証債務にかかる将来の負担額（損失発生）に備えるものとして、保証責任準備金の引当を行っている。保証責任準備金の引当は、当協会監理基準に基づいて行っているが、金融庁・水産庁連連「漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項（事務ガイドライン）」に添ったものである。当該引当の基準は、改正（平成12年3月30日付水産庁貸付通達）が行われ、平成11年度決算からは、保証債務全てについて、リスクを勘案した厳しい基準での引当を実施している。	有		措置がなされたといえる。
4	(特) 沖縄県漁業信用基金協会	監査の結果	(2) 法人（株式会社）からの保証委託の申込に際して、財務諸表に対する審査を十分に行い、より厳密な審査を実施して、延滞債権の発生を未然に防止すべきである	1-12	有	・平成12年度より、法人（株式会社）からの保証申込案件については、同社直近の決算書等を検査し、財務諸表の分析等を行うと共に、同社の総合償還計画等について、より厳密な審査を実施している。	有		措置がなされたといえる。
5	(特) 沖縄県漁業信用基金協会	監査の結果	(3) 将来の損失発生に対する備えとしての引当金は、一律に引き当てをすべきではなく、各債務者の状況を勘案し、個別の回収可能性を検討した上で、回収不能見込額について引当金を設定する必要がある。	1-12.13	有	・求償権の引当金については、平成12年3月30日付水産庁貸付通達に基づき、平成11年度決算より求償権債引当を当て（022.3.31現在：40,484,594円）を実施している。	有		措置を講じたとは評価できない。 各債務者の状況を勘案して個別の回収可能性を検討しているかどうか不明であり、措置としては不十分である。

I 評価

は、自己の権限の及ばない事項であることから、勢い、措置を講じること
はできず、制度の内容を改めて説明するしかなかったと思われるケースが
多い。たとえば、次の例である。

- ・平成13年度措置状況一覧表（沖縄県信用保証協会の事務の執行及び経営管理について）No.4
- ・平成15年度措置状況一覧表（補助金に関する事務の執行）No.5
- ・平成16年度措置状況一覧表（重要港湾である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について）No.1
- ・平成17年度措置状況一覧表（高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価）No.18
- ・平成20年度措置状況一覧表（補助金等に関する財務事務の執行について）No.31、41、86

(6) 外部監査報告の表現、趣旨が不明瞭

表現上明確でないもの、どのようなアクションを県に求めているのかが
具体的でないもの、抽象的な方向性だけを示すものがある。包括外部監査
の指摘・意見が具体性を欠けば欠くほど、対象部局の措置（回答）内容も
具体性が薄らぎ、散漫となる。たとえば、次の例である。

- ・平成11年度措置状況一覧表（財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について）No.1
- ・平成17年度措置状況一覧表（沖縄県警察本部の警察費の執行状況について）No.12、13、14
- ・平成19年度措置状況一覧表（沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について）No.3

平成11年度 措置状況一覧表 財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
11	(財) 沖縄県産業振興公社	監査の結果	(1) 回収可能性Eランクと評価した未収金については早期に償却する必要がある。	1-18	有	保証金充当等を行い、償却した。	有		措置を講じたといえる。監査当時のランク付けの基準は不明ではあるが、措置がなされたものといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。
12	(財) 沖縄県産業振興公社	監査の結果	(2) 保険金が時効消滅させるようなことが生じないように、担当者から上司への報告及びチェックシステムを整備運用していく必要がある。	1-19	有	保険請求リストを作成し、請求もれがないよう改善した。	有		措置を講じたといえる。ここでいう保険とは、機械類借用保険とのことである。措置の公表方法については、回答がなく不明である。
13	(財) 沖縄県産業振興公社	監査の結果	(3) 公社には、機械類貸与事業・設備貸与事業の契約締結前に貸与先の実態把握を正確に行うなどの慎重な対応が求められる。単には、損失精算の事実を十分に認識し、審査体制の充実、回収方法の強化を図る必要がある。	1-19	有	公庫や保証協会からの信用情報の強化や事後フォローの強化を行っている。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。
14	(財) 沖縄県産業振興公社	監査の結果	(4) 実質的な未収金が把握できるような明細書の作成が必要である。	1-19	有	貸倒引当金算出時に実質未収明細を作成している。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。
15	(財) 沖縄県産業振興公社	監査の結果	(5) 企業化促進事業（創造的中小企業創出支援事業）により投資した企業の株式の評価を適時適切にすべきであり、投資先の倒産によるリスクを県と公社のどちらが負担するのか取り決めが必要であり、損失発生の可能性が高い場合には予想損失に対する引当計上が必要である。	1-19	有	貸倒引当金を簿外計上しており、株式の時価評価を行っている。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。
16	(財) 沖縄県私立教育振興会	監査の結果	①外貨預金の運用枠（預金のうち●%または●円までの外貨預金運用を認める等の枠）の設定 ②運用単位・運用期間・理事会への含み損益の報告・損失が生じた場合の対応等、の2点についての明確な定めが必要である。	1-22	有	運用基準等（H13）指簿の外貨預金についてはすべて処分済（H17）	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。
17	(財) 沖縄県私立教育振興会	意見	管理費及び負担金の見直しを行った上で、リスクのある外貨預金の運用を見直す必要がある。	1-22	有	管理費の削減に取り組み、指簿の外貨預金は廃止した。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。
18	(財) 沖縄県畜産振興公社	監査の結果	(1) 事故報告書につき、日付の記載の無いものが多い。添付書類の記載の報告書は原本を徴収すべき、網羅性の確保のため一覧表（年度別等）の作成をすべきである。また、肥育状況確認のための現簿確認につき、実態状況の把握、事故状況報告書との照合のできる報告書を作成すべきである。	1-25	有	・事故報告書の日付確認を行い、その後は、記載漏れがないように留意し事務を行っている。 ・獣医師の診断書は、原本または農協長の原本証明を添付することに改めた。 ・事故の発生一覽表を作成し、処理状況を回覧することとした。 ・肥育状況の現簿確認を肥育牛管理台帳で照合し、生産者へ指導を行っている。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。
19	(財) 沖縄県畜産振興公社	監査の結果	(2) 退職給付引当金が不足があり、早急に解消する必要がある。	1-25	有	平成11年度の理事会において、不足分を補正措置し積み増しを行った。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。

平成11年度 措置状況一覧表 財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
6	(財) 沖縄県漁業信用基金協会	監査の結果	(4) 協会の理事の自己取引について、監事の追認を得ていない取引が見られたので手続きの適正化を図る必要がある。	1-13	有	・協会の理事の自己取引に係る事務手続きについては、(社)漁業信用基金中央会の指導のもと、代表監事の追認という方法で対応している。しかし、平成18年度以降は、平成18年3月2日付け、同中央会の指導文書に基づき、代表監事名で契約を行っている。	有		措置を講じたといえる。追認による処理を止めていることは、外部監査の指摘に沿っている。しかし、そもそも監事の追認による処理自体に問題があったのであり、措置をとるまでに時間がかかりすぎる。自ら改善するのではなく漁業信用基金中央会の指導を待たねばできなかったことも問題である。形式的に代表監事名で契約していれば良いというわけではない。契約内容を精査して客観的に適正な契約を締結しているかどうかのチェックは必要である。
7	(財) 沖縄県農業開発公社	監査の結果	(1) 長期保有農地を早期に売却することにより、公社の損失を防止する必要がある。	1-15	有	長期保有地については、H17年度までは通常売渡による処分を実施し、損失が発生しないように努力した。 H18年度からは、国庫の助成による緊急売買事業を活用して、減額処分による解消に努め、H22年度現在残高では1件0.5ha 8,869千円となっている。 この結果、長期保有地の処分による公社の損失を極力抑えることができ、H21年度末の正味財産は381,104千円となっている。【H14. 4. 30. H19. 5. 18公報】	有		措置がなされたといえる。平成11年度から平成17年度までの間、具体的ないかなる計画のもとにいかなる処分を行い、どのような成果を達成できたのか、これを客観的に追跡できる形にしておく必要がある。これなくして、県民への説明責任を果たしたことはならない。
8	(財) 沖縄県農業開発公社	監査の結果	(2) 農業生産法人への用地売却については、公社独自に決算書を入力するなど審査をする必要がある。また、解約の結果、損失を被る可能性があるため、償還計画についても十分な検討が必要である。	1-15	有	法人・個人を問わず、買入にあたっては売買委員会を開催して成否を決定するとともに、売買予約契約を締結し、保証金10%を納入させることとしている。また、制度資金貸付決定後に、買入等の手続きを実施している。【土地売買等審査委員会 設置要領 平成6年1月24日施行】【H12. 12. 26 公報】	有		用地売却の審査については、措置を講じたといえる。償還計画については措置を講じたとは評価できない。何をどのように検討していたかが不明である。
9	(財) 沖縄県農業開発公社	意見	金利の土地購入価格への算入方法を再検討する必要がある。	1-16	有	H11年度以降、土地購入価格への金利の算入を止めた。 平成18年度から償還変動等引当金を用地損失引当金に改めた。 また、平成20年度から時価評価額を計上し、必要に応じて評価損を計上している。	無		措置がなされたといえる。
10	(財) 沖縄県農業開発公社	意見	権保保全上の措置について一部不備な点が見られた。売買契約締結から債権回収に至るまでの一連の手続きについて再検討する必要がある。	1-16	有	分割買取により回収実績の向上と消滅時効に陥らないようにしている。また、債権管理記録簿で回収活動を記録している。畜産事業については市町村を含めた三者契約により、債権回収の相手方を市町村に変更した。	無		措置がなされたといえる。

平成11年度 措置状況一覧表 沖繩県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
1	中小企業高度化資金【経営金融課】	監査の結果	貸付対象の経営計画についてより慎重な判断が必要である。	2-4	有	事業計画のあらゆる角度から検討を行い、営業体制の強化や収益構造の改善等を指摘し、それが改善されるものとして判断した。(H13以降、企業・組合等への貸付実績なし)	有			措置されたが評価できない。償還の実績が悪い状況下で、どのような対策を具体的に講じたのか明でない。公表有りとなっているところ、方法・時期は不明である。なお、H13年以降の貸付が無ければ、当資金の存続意義に疑問が生じる。
2	中小企業高度化資金【経営金融課】	監査の結果	延滞債権について、期限未到来分を含めた債権全額の金額、年数、構成別の集約をして、延滞状況を把握、分析する必要がある。	2-4,5	有	期限未到来分を含めた債権全額の債権管理を実施している。また、個別組合員の状況と全体状況との両方を把握する。	有			措置を講じたといえる。しかし、措置がいつなされたか不明であり、適時に改善されたかわからない。公表有りとなっているところ、方法・時期が不明である。
3	中小企業高度化資金【経営金融課】	監査の結果	定期的な損益評価の見直しにより回収見込額・損失見込額の把握が必要である。		有	適時損益評価の見直しを行い、回収見込額・損失見込額の算定ができるよう努める。	有			措置されたものと認めることはできない。努める。」ではなく客観性がない。公表有りとなっているところ、方法・時期は不明である。
4	中小企業高度化資金【経営金融課】	意見	包括外部監査結果報告書上は4社と題名になっている債務者については、監査当時2億円の貸付金があり、より慎重な債権管理が必要である。	2-6	有	現状と今後の経営方針等を把握するとともに、経営診断を実施し経営改善指導を行った。	有			措置を講じたといえる。監査結果報告書でいう「厳重な債権管理」が具体的にどのようなことを指すのか明確ではないので、措置を講じたか言いようがない。しかし、十分な担保を確保し、弁済期限が過ぎた場合は直ちに強制執行する状態を作ることが検討されたかどうか疑問が残る。
5	中小企業高度化資金【経営金融課】	意見	利用状況報告書の徴収を厳格にする必要がある。	2-6	有	各組合等への連絡を強化し、貸付規則に基づく報告書を確実に徴収できるよう講じた。	有			措置を講じたといえる。
6	中小企業高度化資金【経営金融課】	意見	債務者の不誠実な動機が明確な場合を除いて違約金の調定は控える方がよい。	2-6	有	H12以降はH15年に1年調定したのみで、違約金の調定は行っていない。	無			措置を講じたといえる。しかし、客観的に発生している違約金債権も呆の財産であるところ、債権者の不誠実な動機という曖昧な基準で調定するかどうかを判断するのは不適当である。平成11年度の包括外部監査人の意見には賛成できない。元金の支払が滞り、違約金も多額になるような場合は、適切に法的回収をすべきである。
7	中小企業高度化資金【経営金融課】	意見	事業計画の見直し等により一定の手続を経て、最終期限の延長を認め返答条件を明確にすることが確実な回収につながると思われる。	2-7	有	随時償還計画の変更を行い、確実な回収に努めている。	無			措置を講じたといえる。ただし、回収状況に即ち、具体的に説明すべきである。

別紙2

平成11年度 措置状況一覧表 財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
20	(財) 沖繩県畜産振興基金公社	意見	他の団体または東事業に対する資金提供等による運用の検討が望まれる。	1-25	有	運用財産の一部を利率が高い国債を購入した。	無			措置がなされたといえる。ただし、資金運用は継続的なものであるから、金利・リスク等を勘案して適時適切な運用を行うことが望まれる。
21	(財) 沖繩県保健医療福祉事業団	監査の結果	県の事業として診断のための体制をフルに備えた施設が必要かどうか、他の病院との連携により、プールトレーニング施設等を有効に利用する方法はないか等の根本的な対策を講じるべきである。	1-29	有	「経営改善計画」を策定し、組織・定数の見直し(教員の減、出向職員減、プロパー職員の退職者不補充、非常勤職員減)、不採算事業の整理縮小(健康教室、健康展覧会、各種イベントの廃止)等、種々の経営節減を行った。【平成12年12月26日公報(号外第67号)】 また、状況の経過として、平成17年4月から「アール・オーグ」等の運動施設は民間化をし、健診事業は平成19年度で終了した。	有			措置がなされたといえる。
22	(財) 沖繩県保健医療福祉事業団	意見	損益計算を反映した事業報告を県民に開示する必要がある。	1-29	有	公益法人会計基準(平成18年度)に則り正味財産増減計算書を作成し、平成18年度から(平成17年度決算状況等)ホームページで公表している。	無			措置がなされたといえる。ただし、報告された措置は平成18年度についてのものである。平成11年度の監査で指摘されたことについて平成18年度に対応したというは、遅すぎである。そうでないというのであれば、その検討過程を明示すべきである。
23	(財) 沖繩県保健医療福祉事業団	意見	温泉事業につき県の外郭団体として実施するにはどういった意義があるのかを明確にし、既存施設での有効利用、民間への委託等を含めて、より慎重に検討すべきである。	1-29,30	有	温泉事業に関しては、新たな施設を建設せず、平成17年9月から既存施設を民間へ賃貸し、温泉の供給事業を実施している。	無			措置がなされたといえる。ただし、平成11年度の監査で指摘されたことについて平成17年度に対応したというは、遅すぎである。そうでないというのであれば、その検討過程を明示すべきである。
24	(特) 沖繩県住宅供給公社	監査の結果	住宅分譲事業の根本的な見直しを検討する必要がある。	1-33	有	平成12年度から住宅分譲事業については、供給戸数を縮小し、平成14年度を最後に完結した。	無			措置がなされたといえる。
25	(特) 沖繩県住宅供給公社	監査の結果	各現場の損益が把握できる明確な工事台帳を備え付けるべきである。	1-34	有	平成11年度決算から工事台帳を作成し、各現場別の損益を把握できるようにした。	無			措置が講じられたとは認められない。実地監査によれば、損益の分かる工事台帳の存在は確認できなかった。
26	(特) 沖繩県住宅供給公社	監査の結果	長期事業未収金の相手先別の明細を作成すべきである。	1-34	有	平成11年度決算から相手先別の明細を作成した。	無			措置がなされたといえる。
27	(特) 沖繩県住宅供給公社	意見	公表財務諸表につき、会計基準及び原価計算基準を早期に改定する必要あり、改訂前であっても事業運営の状況を民間企業との比較を含めて明確に把握できるように工夫し開示を検討する必要がある。	1-35	有	平成14年度決算から地方住宅供給公社新会計基準(平成14年6月1日改正)によって、会計処理を行った。	有			措置がなされたといえる。

平成11年度 措置状況一覧表 沖繩県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的な内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
18	沿岸漁業改善資金【水産課】	意見	延滞者にかかる書類に関しては、1件書類として整理することが必要であり、当該1件書類は償還完了まで保存すべきである。	2-14	有	対象機器等1件につき1件書類として整理することとし、償還完了するまで保存とする。	無			措置されたものではない。平成11年度包括外部監査の意見は、延滞者（債務者）ごとまとめて当該延滞者の債務総額が一覧して判断できるようにして債権管理すべきという趣旨であって、対象機器ごとに債権を整理すべきというのではない。県は、自ら講じた措置の優位性、合理性を説明すべきである。
19	沿岸漁業改善資金【水産課】	意見	債権の回収可能性について、延滞期間・借受者の現況・連帯保証人の現況の観点から分類を行い、分類された債権ごとに対処法を検討し、実行する必要がある。	2-14	有	平成17年度に債権管理要領を策定して、管理債権の分類と分類債権毎の管理方法を定めた。	無			措置を講じたといえる。しかし、平成11年度の包括外部監査による措置に対し、平成17年8月に措置したというのは、あまりに対応が遅すぎる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。
20	沿岸漁業改善資金【水産課】	意見	水揚げについて漁船を通ず者と通さない者に分け、それぞれについて対処法が必要である。	2-15	有	年賦償還に充てるため、漁船を通ず者については次揚げの一部を確保できるとし、漁船を通さない者については漁船で定期的に口籠積立を行う。	無			措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
21	農業改良資金【農政経済課】	監査の結果	具体的な手続による連帯保証人の意思確認が必要である。	2-18	有	現在は、保証人と事前に対面を行っている。借付保証承諾書と併せて印鑑登録証明書を徴求している。	無			措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
22	農業改良資金【農政経済課】	監査の結果	連帯保証人の返済能力の判定について所得証明書の提出の無い場合は他の保証人を要求する必要がある。	2-18	有	連帯保証人の返済能力の判定資料として所得証明書提出を要求し、保証能力基準を最低限、借受者の年賦金以上の所得を有するものとした。	有			措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
23	農業改良資金【農政経済課】	監査の結果	連帯保証人の欠格事項について強化または緩和の検討が必要である。	2-18	有	連帯保証人は同一世帯人であっても返済能力があれば保証人とすることができようとした。	有			措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
24	農業改良資金【農政経済課】	監査の結果	農業改良普及員による実現可能な農業経営の事業計画書の作成のための助言をすることが必要であり、この段階で借入を断念させる助言も必要である。	2-19	有	借入申請時の普及員の指導強化として、経営に参入する作物について的確な市場情報を提供するとともに、借受者の経営実績に基づいた適正な経営改善計画作成指導を行っている。	有			措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。借入断念の助言についても言及すべきであった。
25	農業改良資金【農政経済課】	監査の結果	新規借入については、申請時に宣誓書等による債務づけをすること及び指導を受けることについての承諾をもらい、借受者については、債務づけの必要性及び農業改良普及員のもつ情報を利用した指導の有効性を理解させる。	2-19	有	貸付実行後における普及員の指導強化として、借受者に農業経営指導記録を配布し、記録指導及び経営分析指導を行っている。	有			措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
26	農業改良資金【農政経済課】	意見	運営会議申し合わせ事項の変更及び追加事項に関して記載漏れがないように随時更新することが必要である。	2-19	有	法改正に伴う制度改正に合わせて、運営会議の申し合わせ事項等も、更新する。	無			措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
27	農業改良資金【農政経済課】	意見	運営会議議事録の作成が必要である。	2-19	有	運営委員会を開催した際は、随時議事録を作成している。	無			措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
28	農業改良資金【農政経済課】	意見	延滞者に係る書類に関しては1件書類として整理することが必要である。	2-20	有	貸付台帳により、債務者本人、連帯保証人、償還状況を管理している。	無			措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。

平成11年度 措置状況一覧表 沖繩県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的な内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
8	中小企業設備近代化資金【経営金融課】	監査の結果	貸付審査について、売掛金の経常的な残高であれば毎期において残高として残るものであり、その分は売上と重複して収入に計上されたこととなるので資金調度に算入すべきではない。	2-9	有	今後の貸付審査についてはより慎重に対応する。(H15より事業休止中)	有			措置されたものと認められない。「慎重な対応」だけでは、いつ、どのような行動をとったのか、不明である。
9	中小企業設備近代化資金【経営金融課】	監査の結果	回収不能分、回収コスト等を考慮して、不納欠損処分も検討する必要がある。	2-9	有	H16に7件、H17に1件等、随時不納欠損処理を行っている。	有			措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。
10	中小企業設備近代化資金【経営金融課】	監査の結果	延滞分の貸付台帳を整備すべきである。	2-9	有	企業毎の台帳を作成し、債権管理を行っている。	有			措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。
11	中小企業設備近代化資金【経営金融課】	監査の結果	設備代金支払完了後の直近の決算後には、完了検査を行う必要がある。	2-9	有	完了検査を速やかに行った。(H16より事業休止中)	有			措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。
12	中小企業設備近代化資金【経営金融課】	意見	債務者の不誠実な動機が明確な場合を除いて違約金の徴収は控える方がよい。	2-10	有	違約金を含め、債権はすべて調定済み。(H15事業休止中)	無			未措置。違約金を含め、債権はすべて調定済みというのは、平成11年度包括外部監査の指摘に反する。しかし、違約金債権も県の対象であるところ、債務者の不誠実な動機という曖昧な基準で調定するか否かを判断するのは、県の財産を保全する観点からは、むしろ不適切である。したがって、県の措置を支持する。
13	沿岸漁業改善資金【水産課】	監査の結果	例えば、個別基準を廃止して、合計基準として600万円基準を設定する。	2-12	有	平成17年度8月より貸付規則を一部改正し、個別基準を廃止して600万円を基準とする合計基準（既に貸付を受けた貸付金の償還残額を含む）を設定した。	有			措置を講じたといえる。しかし、平成11年度の包括外部監査による措置に対し、平成17年8月に措置したというのは、あまりに対応が遅すぎる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。
14	沿岸漁業改善資金【水産課】	監査の結果	具体的な手続による連帯保証人の意思確認が必要である。	2-13	有	平成11年度第3回貸付分から、漁船の担当者が連帯保証人と面談して意思確認を行っている。保証承諾書に意思確認を行った日付、方法、場所及び確認者名を記入する欄を設け、漁船の担当者に記入させている。	有			措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。
15	沿岸漁業改善資金【水産課】	監査の結果	連帯保証人の返済能力の判定基準は不十分である。	2-13	有	平成12年度第1回貸付申請より、連帯保証人の返済能力を判定する基準として、所得証明書、資産証明書の提出を促すよう漁政課長名で各漁船へ通知した。	有			措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。
16	沿岸漁業改善資金【水産課】	監査の結果	条件付適合の場合について、条件には具体例を示し経験なものに換る旨を運営協議会指針に加えること、条件成就の判定は漁政課において行うのではなく運営協議会において行うようにすることが必要である。	2-13	有	貸付申請案件の条件付の場合の「条件」は経験なものとし、その具体例は運営協議会で審議する。	無			措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。
17	沿岸漁業改善資金【水産課】	監査の結果	運営協議会においては、取支計画書審議の目的を再確認し、計画の段階において延滞が予想される申請は却下することが必要である。	2-13, 14	有	取支計画書において予想利益より予定返済額が多いものは却下する。借受者の家族の所得を計上している場合には、その家族の収支も明らかにさせる。	無			措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。

平成11年度 措置状況一覧表 沖繩県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価	
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由			
36	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	監査の結果	連帯保証人の収入基準額に満たない保証人については、例外とする根拠を明確にする必要がある。	2-26	有	保証人の取扱いについては、基準を満たすことを要件とする点について、申請以前に厳選して管理してきたところであり、審査段階で基準に満たない保証人については、差し替えをしている。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】 現在は審査会の基準規定を定めて対応している。	有			措置されたものといえる。	
37	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	監査の結果	各福祉事務所での書式の統一が望まれる。	2-26	有	平成12年度からは、各福祉事務所とも「連帯保証人確認書」を提出させ統一を図っている。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】 書式については統一している。（福祉保健所担当者会議でも随時調整）	有			措置されたものといえる。	
38	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	監査の結果	延滞債権額の把握については、償還期限が未到来の分も含めて把握すべきである。	2-26	無		有	延滞金については、償還期限経過後に確定することから、未到来分を把握することはできない。現に延滞金となっている分だけではなく、延滞となる危険の生じた分についても把握し、回収不能にならないように十分に注意し債権管理すべきという趣旨と見られる。平成22年度包括外部監査人はこれを支持する。		未措置。 平成11年度包括外部監査人の指摘の趣旨は、延滞が発生した債務者については、償還期限未到来の分についても返済がなされない危険が生じており、期限未到来分も延滞になる可能性が相当程度あるといえ、そのため、現に延滞金となっている分だけではなく、延滞となる危険の生じた分についても把握し、回収不能にならないように十分に注意し債権管理すべきという趣旨と見られる。平成22年度包括外部監査人はこれを支持する。	
39	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	意見	コンピューターによる債権管理システム導入も検討されたい。	2-27	有	平成14年度から債権管理システムを導入し、平成19年度に、再度新システムを開発運用している。	有			措置を講じたといえる。公表についていつどのようになされたか不明である。	
40	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	意見	延滞債権については、不納欠損処分することも是認されて良いのではない。	2-28	有	平成13年度に、不納欠損処分の実施基準を制定し、平成17年度に福祉保健所あて不納欠損処分の提出依頼したところ、8件の案件が提出された。内容を検討した結果、平成19年度に、うち5件の不納欠損処理（5,046,242円）をした。 滞納者の時々の費用をとること、また行方不明者の追跡等に時間を要したこと、行方不明者の取扱いが固の通知にある「みなし援用」が、県の内部で認められないなど決裁にも時間がかかった。	有			措置を講じたといえる。公表についていつどのようになされたか不明である。	

平成11年度 措置状況一覧表 沖繩県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
29	農業改良資金【農政経済課】	意見	申請時から現状まで延滞者に関する書類は上記の保存期間を超えて、その再読（回収あるいは不納欠損処理）まで保存する必要がある。	2-20	有	貸付台帳により、債務者本人、連帯保証人、償還状況を管理している。	無			措置されたものと認められることはできない。的はずれの回答であり、包括外部監査人に対する対応に問題がある。
30	農業改良資金【農政経済課】	意見	債権の回収可能性について、延滞期間・借受者の現況・連帯保証人の現況の観点から分類を行い、分類された債権ごとに対処法を検討し、実行する必要がある。	2-20	有	農業改良資金債権管理指針を制定し、債務者区分を実施。一部の債務者については民間債権回収会社へ、未収金の回収を委託している。	無			措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
31	農業改良資金【農政経済課】	意見	全債権について、年賦償還に充てるため農協で定期的に口座積立を行い、農協借入も行っている者については、農協へ動力依頼を行い農協借入金償還予定分の一部を農協で積み立てる。	2-20	有	債務者から償還について相談がある場合は、JAと連携し、償還計画を立てている。	無			措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
32	看護婦等修学資金【医務課】	監査の結果	免除該当者に対しては、早期に免除の手続きを行って債権を減少させる必要がある。今後は、要件を満たした者は修学資金の全額免除ができる旨を周知徹底する必要がある。	2-22	有	勤務先の判明している者には勤務先の長あてまで返還免除申請の依頼を行った。所在不明の者については各看護婦等養成所に所在確認を依頼し、所在の確認できた者に対して臨時返還免除手続きを行う。今後、卒業する者については卒業時に返還猶予申請の提出を依頼する際、公文書で返還免除の手続きについて周知徹底を図っている。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】 現在、債務者に電話連絡を行い、就業状況を把握した上で、免除要件に該当している者は免除申請を提出するよう呼びかけている。	有			措置されたものといえる。
33	看護婦等修学資金【医務課】	監査の結果	連帯保証人には貸付申請書に自署を求める必要がある。	2-22	有	連帯保証人の意思確認を明確にするため、自署を求めている。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】 現在も、連帯保証人には自署、及び印鑑登録した印の押印を求め、保証の意思確認をしている。なお、平成22年度の貸付からは、1年間の貸付終了後にも、連帯保証人と連名で借用証書を提出することとしている。	有			措置されたものといえる。
34	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	監査の結果	貸付審査について、審査過程が不明なものが見受けられた。	2-26	有	平成12年度以降の審査会では、基準となる所轄の算出方法を明記し、必要な資料の捺付や順取り調査の日時、確認済み等の補足記入を行っている。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】 現在は審査会の基準規定を定めて対応している。	有			措置されたものといえる。
35	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	監査の結果	例外的な貸付については、その根拠を明確にする必要がある。	2-26	有	平成12年度以降は、例外的な貸付については、その根拠について記録することとした。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】 現在は審査会の基準規定を定めて対応している。	有			措置されたものといえる。

平成12年度 経営状況一覧表 財政援助団体

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	指摘の有無	指摘を課した場合		指摘を課していない理由	指摘状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				課した指摘の具体的内容	公表の有無		
3	神郷都市モノレール株式会社	監査意見	最も有効な需要喚起策は、パーク&ライド整備事業及びバス路線再編成にあると思われるので、県・国のインフラ整備事業化及びバス事業者との路線再編成作業を早急に検討・実施すべきである。	20	有	<p>【パーク&ライド整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小塚駅近郊の大規模小売店舗駐車場 (H16：66台) ・おもろまち駅付近の那覇市水道局庁舎予定地 (H15：119台) ・首里駅付近民間の遊休地 (H16：28台) ・古波駅付近の県有地 (H17：58台) ・おもろまち駅付近の那覇市水道局庁舎予定地の廃止 (H18) ・安里駅高架橋下の土地 (H18：90台) ・首里駅付近民間の遊休地の廃止 (H16) ・小塚駅近郊の大規模小売店舗駐車場の増設 (H19：55台→100台) ・安里駅高架橋下の増設 (H20：21台→30台) <p>・パーク&ライド整備の社会に向けては、現在、敷地の候補地について、関係機関等と調整中である。</p> <p>【バス路線の再編成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開業と同時に実施 	有	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年5月17日公表 (第3357号) 	指摘がなされたものといえる。
4	神郷都市モノレール株式会社	監査意見	徹底したコスト削減対策として、賃金体系についての再検討をすべきである。	20	有	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則並びに賃金規程については、同業他社の規則・規程類を調査・比較検討し、平成12年2月21日の第7回取締役会の承認を経て、同年4月1日に制定した。その際に、賃金体系(本給表)の策定に当たっては、沖縄県内の企業の平均給与を参考とした。 ・開業直前の平成15年7月25日に、就業規則並びに賃金規程を一部改正した。 ・要員計画については、平成18年3月に、中・長期経営計画を策定する際に、関係機関との調整を経て適正規模の人員配置を行った。 ・平成20年9月5日、平成21年2月3日に就業規則、平成21年1月27日に賃金規程を一部改正した。 ・現在、賃金規程及び要員計画については、見直しの作業中である。 	有	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年5月2日 (公報第3154号) ・平成20年6月23日 (公報第22号) 	指摘がなされたものといえる。

平成12年度 経営状況一覧表 財政援助団体

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	指摘の有無	指摘を課した場合		指摘を課していない理由	指摘状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				課した指摘の具体的内容	公表の有無		
1	神郷都市モノレール株式会社	監査意見	「モノレール事業活性化対策委員会」のようなものを設置し、実効性のある需要喚起策を検討し、実現可能性のあるものについては早急な実施をなすべきである。	20	有	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年10月に、都市交通に転換する乗客増強、観光客増強促進、観光行政策及びモノレール事業経営者を構成委員とする「神郷都市モノレール利用促進協議会」を設立した。 ・第1回 (H13.10) ・沿線地域の整備促進等について ・モノレールの利用促進について ・第2回 (H14.3) ・第1回利用促進協議会の提言に対する取り組みについて ・モノレールの利用促進について ・第3回 (H14.7) ・モノレール利用促進策の取組みについて ・第4回 (H15.10) ・モノレール利用状況について ・モノレール利用促進策の取組みについて <p>【需要喚起策検討】</p> <p>モノレール需要喚起アクションプログラムの策定及び実効性ある施策を継続して実施している。</p> <p>モノレール連絡調整会議を隔月で開催し、需要喚起策を検討・実施している。(県・市・会社)</p> <p>関連で営業推進会議を開催し、需要喚起策を検討・実施している。(会社)</p>	有	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年6月30日公表 (第3085号) ・平成15年6月2日 (公報第3154号) 	指摘がなされたものといえる。包括外部監査人が指摘となっており、事業の効率性を継続的に検証していくシステム作りが行われたものといえる。今後は、活動をより透明にし、道筋可能性を担保するものとする努力がますます必要になる。
2	神郷都市モノレール株式会社	監査意見	専門家・有識者等と協議するなどして運賃体系につき再検討を加えてみるべきである。	20	有	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市内バス運賃、平均乗車距離、他都市モノレールの運賃設定状況等の特性を踏まわった状況変化を踏まえ、初乗り金200円、以後3kmを超え9kmまでは3km30円加算、9kmを超え12.9kmまでは30円加算(最長区間290円)と設定した。 ・受益者負担の原則及び取支の観点から、対キロ区間制を採用した。 ・1日乗車券(2～3日乗車券を含む)についても認可済み。 ・バス乗継券については、バス事業者と協議が進められてきたが、割引額の負担割合、割引乗車券の販売方法、積算業務の取扱い等に検討を要することや、各バス事業者の事情により協議は中断している。 ・運賃改定については、現在、神郷総合事務局に改定の実施に向けて調整中である。 ・1日乗車券(2～3日乗車券を含む)については、値下げを実施した。(H17.4) ・バス乗継券については、現在、那覇バスと共通1日乗車券の実施に向けて調整中である。 	有	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年5月14日公表 (第3257号) 	指摘がなされたものといえる。

平成12年度 措置状況一覧表 財政援助団体

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
10	財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	監査意見	財団の事業が広く県民の知るところとなっておらず、公共の利益を適切に還元するための広報活動が十分ではない。	44	有	当財団事業については、沖縄県広報の広報媒体、新聞、テレビ等のマスコミ、当財団のホームページ等を活用して事業の紹介等を行っている。	有			措置がなされたものといえる。
11	財団法人沖縄県建設技術センター	監査結果	海外研修・視察について、研修・視察対象者を絞り込むか、回数を減らす等の措置が必要ではないか。	50	有	派遣人員を2名以内としている。	無			措置はなされたものといえる。しかし、平成12年度包括外部監査結果報告書07頁では、「海外研修・視察の是非については、いちはいには論ぜられない」として、根本的な問題を触れず、右の監査結果を指摘している。当該センターの目的と海外研修・視察に関連性はあるのか、海外研修・視察の結果が当該センターの事業に具体的にどのように反映されたか等の検証が、今後必要である。
12	財団法人沖縄県建設技術センター	監査意見	本業沖縄県が行うべき業務を、沖縄県とは全く別の団体である本財団に任せるメリットがあるかどうか再検証されるべきである。	50	有	新沖縄県行政改革プランの策定を通じて検討している。	有			措置がなされたものと認められない。平成12年度の監査の指摘に対し、平成22年3月の新沖縄県行政改革プランの策定を通じて検討したとするのは、監査意見を放置していたと評価せざるを得ない。同プラン93-94頁によれば、中でも速い項目については検討し平成25年度まで掛かるとされ、改革のスピード感は全く感じられない。
13	財団法人沖縄県建設技術センター	監査意見	収益事業の利益によって公益事業の損失を補填した場合に、税金が発生しないよう工夫をすべきである。その処置が不可能である場合には、材料減価償却の増額による見直し、収益事業の委託費の減額による見直しを検討されるべきである。	50	有	収益事業から公益事業への拠出を行っている。	有			措置がなされたものと認められない。税金問題ならん回答しておらず、包括外部監査に対する県の対応に問題がある。措置の公表方法や時期については、不明である。
14	財団法人沖縄県建設技術センター	監査意見	給与・退職金規程の見直しや、多様な雇用形態を考慮して独自の職員を増やすことを検討すべきである。	50	有	・県にない「業務手当」は、平成18年度から廃止し、「主任級の管理職手当」も平成13年度で廃止。 ・運転手職は、平成17年度で廃止。 ・平成22年4月1日現在 正職員31名（うち「パー2名」臨時職員32名、賃金職員11名 ・公共事業館等での「パー」採用の予定はない。	有			措置がなされたものといえる。措置の公表方法については、不明である。
15	財団法人沖縄県建設技術センター	監査意見	各役職ごとに沖縄県からの職員派遣の必要性があるか否かについて具体的に検討すべきである。	50	有	・平成16年度から常務理事を廃止。 ・新沖縄県行政改革プランで、平成25年度までに県派遣職員を9名削減予定	有			措置がなされたものといえない。常務理事以外の者について、いかなる検討がなされたのか（なされなかったのか）説明すべきである。措置の公表方法については、不明である。
16	財団法人沖縄県建設技術センター	監査意見	施設利用料等の増額徴収（有償利用施設面積の拡大）も検討すべきである。	50	無			センターは公益事業を実施しており、安定19年度は赤字となったこともあり、安定した経営を行う観点から施設の利用料等については、慎重に検討すべきと考える。		未措置。慎重に検討すべきとして結論を出さずに、平成12年度の包括外部監査の後、放置していると受けとらざるを得ない。

平成12年度 措置状況一覧表 財政援助団体

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
5	沖縄県モノレール株式会社	監査意見	将来の資金不足手当ての方策につき、長期的な対策案を検討しておくべきである。	21	有	・平成17年12月の経営に関する専門的調査機関による「中・長期経営計画策定に関する調査報告書」並びに平成18年3月に「中・長期経営計画策定委員会」からなされた「中・長期経営計画策定における提言」を受けて、平成18年2月（6月）に沖縄県、那覇市、沖縄県立総合金融センターの協力を得て「中・長期経営計画」を策定した。会社自らの収入増加対策、経費削減対策を盛り込み、県・那覇市に対して無利子貸付等の行政支援を要請していく。 【支援策の実績】 ・収入増加対策・経費削減対策の実施(会社) ・沖縄振興開発金融公庫の借入金を一括償還及び繰上返済償還金の免除(118：公庫) ・財団はモノレール基金から無利子貸付(118：県・市) ・借入返済資金としてモノレール基金から無利子貸付(120～122：県・市) ・車両購入・改造資金として補助制度を活用(121～122：県・市) ・県民意識や環境インフラ等への影響により、経営状況が悪化し、再計画と準備が生じているため、現在、「中・長期経営計画」の見直し作業中である。	有			措置がなされたものといえる。
6	沖縄マリンジェット観光株式会社【行政改革課】	監査意見	本事業類似の事業化の是非を論ずる審議会・協議会等を設置した場合には、可能な限りその審議内容を公開していくべきである。	34	有	平成13年10月31日に「附属機関等の会合の公開に関する指針」を策定し、審議会及び協議会等の会合やその資料、会議結果について原則として公開するように義務づけている。	有			措置がなされたものといえる。措置の公表方法については、不明である。
7	沖縄マリンジェット観光株式会社【行政改革課】	監査意見	第三セクターの設立運営等に関する指針を明確に制定しておくべきである。	34	有	平成13年3月に「公社等外部団体の財政支援等に関する指針」を策定し、県と連携・協力して公共的サービスを提供する公社等外部団体に対する財政支援等について、統一かつ適切な対応に努めている。 また、当該指針の他、「公社等の指導監督要領」(平成16年11月19日知事決定)に基づき、上記団体のうち、出資比率等の一定の基準により選定した団体について、人的・財政的支援のあり方、経営評価、情報公開の促進等について、所管部において統一した指導監督を実施している。	有			措置がなされたものといえる。措置の公表方法については、不明である。
8	財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	監査意見	人材費の削減をはじめとする行政コストの削減を第一に検討すべきである。	44	有	平成12年4月1日の財団統合に伴い、人件費で対前年比41,103千円、光熱水費等の維持管理費で740千円のコスト削減が図られた。今後とも効率的な事務の執行による行政コストの軽減に努力したい。	有			措置がなされたものといえる。措置の公表方法については、不明である。
9	財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	監査意見	貸付金回収にさらなる努力が必要である。	44	有	貸付金の早期回収を図るため、滞納者対策として平成11年10月から職員を採用している。平成13年度からは、奨学金口座振替制度を導入している。 また、同年長期滞納者の分別返還の管理を嘱託員の職務として明確に位置づけ、嘱託員による電話、随時訪問等を強化し、回収率の向上に努めている。	有			措置がなされたものといえる。回収の成果を数値で示すべきである。措置の公表方法については、不明である。

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
4	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査意見	受益者負担の原則も強く導入し、市民の税金によるコスト負担の適正化を進めるべきである。	58	有	沖縄県出先機関の見直しに関する県方針(平成17年9月30日知事決定)により、指定管理者制度を導入することが適当とされ、沖縄県公文書館については、沖縄県行政改革プランにおいて、集中的に改革を行う項目として、「平成19年4月1日から公文書館の管理及び運営に係る事務を指定管理者に行わせること」が決定された(推進項目番号12、18)。 指定管理者制度導入に先立ち、沖縄県公文書館公文書等管理規程第19条の規定により、複写紙1枚につき20円と定めた(公報平成18年8月30日号外第25号告示第593号。従来から徴収していたが、明文化した。)	有 (公報平成19年5月18日号外第26号)有		措置したものと評価することはできない。 右の回答は、平成12年度の包括外部監査結果を踏襲せずに、結果として措置したことにしているようである。 平成12年度の監査による指摘がこれまで放置されていたのは、公文書館及び担当課の監査に対する認識不足である。 また、受益者負担の原則の導入がコピー一枚20円にしたことでは足りるものとは、不十分である。	
5	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査意見	アンケート結果に基づき改善点及び改善施策を明確化した上で、情報公開を図ること、魅力ある常設展示を工夫すること、児童生徒の社会科見学への利用を広く広げること、県外観光客に対し観光資源としての利用を広く広げること等、利用効率改善のための施策を実施し、コストに見合う利用が実現されるよう努力することが求められる。	58	有	これまで企画展、移動展、講演会、映画会などを開催し当館所蔵資料のPRを図るなど利用促進のための広報活動を実施してきたことである。 今後ともホームページの充実を推進し、求めている利用者へのサービスの拡充を図っていくこととしている。 指定管理者制度導入後の諸施策については、毎年度沖縄県ホームページにより公表している (http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=6&id=21975&page=1 平成21年度事業報告書(その5))。	有 (公報平成16年5月2日第3154号)有		措置したものと評価することはできない。 平成12年度の包括外部監査結果を踏襲せずに、結果として措置したことにしているようである。	
6	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査意見	民間からの委員を活用した検討委員会を新たに設置するなどして民意を適切に反映するように配慮して、施設利用形態を再検討して、コストに見合った市民の利用を検討すべきである。	58	有	平成13年12月12日に第8回沖縄県公文書館運営懇話会を開催し、所蔵物のPR方法を検討した。 指定管理者の候補者選定に当たっては、外部有識者等で構成する指定管理者制度運用委員会の意見を踏まえて、指定管理者(候補者)を選定し、より市民の意見を反映した公文書館の管理運営が可能となるよう努めたところである。 その結果、申請出欠が提案する事業計画は、公文書館の本来的目的に沿ったものとして、企画展や特別展の構想などが提示され、民間経営手法の導入により、公文書館の設置目的にかなった積極的な運営が期待されているところである。 指定管理者制度導入後の民間からの委員の意見を踏まえた市民の利用の取組については、毎年度沖縄県ホームページにより公表している (http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=6&id=21975&page=1 個別評価シート)。	無 有 (公報平成19年6月18日号外第26号)有		措置したものと認められない。 監査意見は、民間から委員を募りコストに見合った市民の利用を検討すべきというものである。 しかし、この監査意見に対し、所蔵物のPR方法を検討する懇話会を開催したということでは、検討対象が異なり、的を得ていない。また、指定管理者制度が導入されたのは、平成19年4月である。その前、サービスの向上と業務効率の向上に向けていかなる活動を行ってきたのか全く見えない。PDCAサイクルによる改善活動を行うためには、進捗を明示し、活動の透明性を確保する必要がある。供給予(行政)の視点だけでなく、市民の目線に立って説明すべきである。	

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
1	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査結果	県が毎年負担している財団法人職員に係る人件費が県の決算上は「委託料」に含めて支出されているため、公文書館運営に係る人件費相当額を明別しにくい。	55	無			監査結果に対する認識不足により措置を講じていない。 なお、平成18年9月19日付け総人第885号から調査協力依頼があり、平成15年度から平成17年度にかけての人員費を明らかにした収支決算を作成している。 また、指定管理者制度導入後の人件費については、毎年度沖縄県ホームページにより公表している (http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=6&id=21975&page=1 平成21年度事業報告書(その1))。	未措置。 監査結果について対象部局が措置したかどうか点検する役割を担う部署が当課に置かれたか、機能していたかということが根本的に問題である。	
2	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査結果	併任職員(県の職員としての身分を保持したまま公文書館の業務にあたる職員)に関する人件費が公文書館管理運営に含まれていない。併任職員の人件費も含めて把握すべきである。	55	無			監査結果に対する認識不足により措置を講じていない。 なお、平成18年9月19日付け総人第885号から調査協力依頼があり、平成15年度から平成17年度にかけての派遣職員の人件費を含めた人件費を把握している。 また、指定管理者制度導入後の派遣職員の人件費については、平成22年9月7日に行われたヒアリングの指摘を受け、指定管理者から取り寄せて把握している。	未措置。 監査結果について対象部局が措置したかどうか点検する役割を担う部署が当課に置かれたか、機能していたかということが根本的に問題である。	
3	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査結果	会計年度の実質的コスト負担額を把握するためには、公文書館(有形固定資産)の減価償却費及び関連財産(地方債)に係る金利も考慮に入れるべきである。	55	無			監査結果に対する認識不足により措置を講じていない。 なお、平成18年9月19日付け総人第885号から調査協力依頼があり、平成15年度から平成16年度にかけての設備償却費及び公債費(利子分のみ)の間接的コストを含めた損益を計算している(平成16年度までに償還している。) また、指定管理者制度導入後の実質的コスト負担額把握については、平成22年9月7日に行われたヒアリングの指摘を受け、上記調査様式を運用して行っている。	未措置。 監査結果について対象部局が措置したかどうか点検する役割を担う部署が当課に置かれたか、機能していたかということが根本的に問題である。	

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
9	沖縄県女性総合センター 【平和・男女共同参画課】	監査意見	使用料の値上げ・舞台操作管理委託の見直し・会議室などの利用方法の見直し、について検討されるべきである。	73	有	<p>(1) 平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、施設施設の利用率と効果を図るため、利用料金の改定を実施しました。【平成19年5月18日公報号外第26号】</p> <p>(2) 平成16年度、客席の収納システムを稼働させない条件で前年入札を行い委託費を削減しました（当初予算額15,107,400円→契約額10,489,500円＝節減額4,617,900円）。しかし、客席の収納システムの稼働について県民からの問い合わせが多いため、再度、システムを検査させるために必要な経費や、システムに対する県民のニーズ（システムの利用状況）等を調査しながらシステムの維持についての判断をした。【平成17年5月17日公報第2357号】</p> <p>(3) 会議室を含めた施設の貸借業務については、指定管理者の業務となっていますが、今後は、指定管理者制度の利点を活かし、施設の効率的な活用、適正な管理運営が図られると考えます。平成17年度の会議室の利用状況（使用日数/使用回数）は、会議室1が63.0%、会議室2が64.9%、会議室3が62.3%となっています。</p> <p>なお、沖縄県行政改革プランでは、県単独事業により整備する、いわゆる大規模ハコ物等については、原則として設計や建設に着手することを見合わせる事となっています。【平成19年5月18日公報号外第26号】</p> <p>①平成22年度現在、使用料については、時間単位の使用料となっています。また、使用料の改定は、例外事項であり、県において検閲がなされるものではありません。</p> <p>②平成22年度現在、ホールの客席を収納している係事は、年間数件でありその為の保守点検料金との費用対効果を検討した結果、平成23年度からは、客席を固定することになりました。</p> <p>③平成22年度現在、指定管理者制度が導入されて、会議室等の利用件数は増加しています（平成21年度：5,024件、平成20年度：4,635件、平成19年度：4,224件）。</p>	有	<p>使用料の値上げについては未措置。会議室等の利用方法については措置したものである。指定管理者制度が導入された平成18年度までの間、サービスの向上と業務効率の向上に向けていかなる活動を行ってきたのか全く見えない。P.D.C.Aサイクルによる改善活動を行うためには、進捗を明示し、活動の透明性を確保する必要がある。供給者（行政）の視点だけでなく、県民の目線に立って説明すべきである。</p> <p>制度の変わり目をもって問題点が解消されたとするのであれば、その間、改善に向けて何ら努力をしなくてよいというのであろうか。そうではないのであれば、自らが活動してきたことを明らかにして、客観的に追跡できるようにすべきである。</p> <p>なお、男女共同参画に關係ない利用者が増えれば、男女共同参画の目的（施設あるいは財団の設立目的）と離れていないか問題となるであろう。</p>		
7	福徳・沖縄友好会館 【産業政策課】	監査意見	シンガポール事務所（沖縄県の在外事務所の一つ）のように、現地において有能な人材を確保して採用する等の方法を検討していくべきである。	66	有	H17年度から嘱託職員を配置している。	有		<p>措置したものと認められない。</p> <p>監査意見は、有能な現地の人材を採用することにより、人件費も節減するべきという趣旨の指摘であるところ、そもそも現地の人材を確保して採用したかどうか不明である。</p> <p>また、平成12年度の監査による指摘が平成17年度に対応したとするのは、あまりに遅い。措置状況の公表方法については不明である。</p> <p>また、そもそも、監査意見は、施設管理委託費に人件費の合理的な補助が含まれており、その区分が不明確であり、かつ、県民に明らかになっていないという指摘である。この指摘は、監査意見に簡潔に答えたものとはならない。</p> <p>制度の変わり目をもって問題点が解消されたとするのであれば、その間、改善に向けて何ら努力をしなくてよいというのであろうか。そうではないのであれば、自らが活動してきたことを明らかにして、客観的に追跡できるようにすべきである。</p>	
8	沖縄県女性総合センター 【平和・男女共同参画課】	監査意見	実質としての管理委託費がどれだけ、いくらが補助であるのか、県民に対して明らかでないので、援助の方法について県民に明らかになるような方法に改められるべきである。	73	有	<p>地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率的・効果的なサービスを提供することを目的として沖縄県男女共同参画センターの施設管理業務は、平成18年4月1日より「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行しました。</p> <p>平成17年10月26日に開催された指定管理者選定委員会の結果、申請があった5団体の中から、当該所が指定管理者に選定されましたが、これにより、これまでの施設管理委託料は、指定管理者としての施設管理業務を対象とした指定管理料と、相談事業や啓発学習事業を対象とした事業委託料とに明確に分離されることとなりました。</p> <p>これにより、一定の業務の対価として支払われるという本来の委託料のあり方とすることができると考えます。【平成19年5月18日公報号外第26号】</p> <p>平成22年度現在、指定管理制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料で賄われています。指定管理料（貸借業務・図書情報業務）に係る人件費は、指定管理料から支弁されています。また、県から委託を受けて行っている、啓発学習事業及び相談事業に係る人件費は、その委託料から支弁されています。財団組織の管理業務を行う職員は、運営補助金から支弁されています。</p>	有		<p>措置したものと認められない。</p> <p>平成12年度の監査意見に対する措置としては、極めて対応が遅い。</p> <p>監査結果あるいは監査意見で問題点を指摘されたのであれば、指摘された後速やかに対応すべきである。</p> <p>また、そもそも、監査意見は、施設管理委託費に人件費の合理的な補助が含まれており、その区分が不明確であり、かつ、県民に明らかになっていないという指摘である。この指摘は、監査意見に簡潔に答えたものとはならない。</p> <p>制度の変わり目をもって問題点が解消されたとするのであれば、その間、改善に向けて何ら努力をしなくてよいというのであろうか。そうではないのであれば、自らが活動してきたことを明らかにして、客観的に追跡できるようにすべきである。</p>	

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
7	福徳・沖縄友好会館 【産業政策課】	監査意見	シンガポール事務所（沖縄県の在外事務所の一つ）のように、現地において有能な人材を確保して採用する等の方法を検討していくべきである。	66	有	H17年度から嘱託職員を配置している。	有		<p>措置したものと認められない。</p> <p>監査意見は、有能な現地の人材を採用することにより、人件費も節減するべきという趣旨の指摘であるところ、そもそも現地の人材を確保して採用したかどうか不明である。</p> <p>また、平成12年度の監査による指摘が平成17年度に対応したとするのは、あまりに遅い。措置状況の公表方法については不明である。</p> <p>また、そもそも、監査意見は、施設管理委託費に人件費の合理的な補助が含まれており、その区分が不明確であり、かつ、県民に明らかになっていないという指摘である。この指摘は、監査意見に簡潔に答えたものとはならない。</p> <p>制度の変わり目をもって問題点が解消されたとするのであれば、その間、改善に向けて何ら努力をしなくてよいというのであろうか。そうではないのであれば、自らが活動してきたことを明らかにして、客観的に追跡できるようにすべきである。</p>	
8	沖縄県女性総合センター 【平和・男女共同参画課】	監査意見	実質としての管理委託費がどれだけ、いくらが補助であるのか、県民に対して明らかでないので、援助の方法について県民に明らかになるような方法に改められるべきである。	73	有	<p>地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率的・効果的なサービスを提供することを目的として沖縄県男女共同参画センターの施設管理業務は、平成18年4月1日より「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行しました。</p> <p>平成17年10月26日に開催された指定管理者選定委員会の結果、申請があった5団体の中から、当該所が指定管理者に選定されましたが、これにより、これまでの施設管理委託料は、指定管理者としての施設管理業務を対象とした指定管理料と、相談事業や啓発学習事業を対象とした事業委託料とに明確に分離されることとなりました。</p> <p>これにより、一定の業務の対価として支払われるという本来の委託料のあり方とすることができると考えます。【平成19年5月18日公報号外第26号】</p> <p>平成22年度現在、指定管理制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料で賄われています。指定管理料（貸借業務・図書情報業務）に係る人件費は、指定管理料から支弁されています。また、県から委託を受けて行っている、啓発学習事業及び相談事業に係る人件費は、その委託料から支弁されています。財団組織の管理業務を行う職員は、運営補助金から支弁されています。</p>	有		<p>措置したものと認められない。</p> <p>平成12年度の監査意見に対する措置としては、極めて対応が遅い。</p> <p>監査結果あるいは監査意見で問題点を指摘されたのであれば、指摘された後速やかに対応すべきである。</p> <p>また、そもそも、監査意見は、施設管理委託費に人件費の合理的な補助が含まれており、その区分が不明確であり、かつ、県民に明らかになっていないという指摘である。この指摘は、監査意見に簡潔に答えたものとはならない。</p> <p>制度の変わり目をもって問題点が解消されたとするのであれば、その間、改善に向けて何ら努力をしなくてよいというのであろうか。そうではないのであれば、自らが活動してきたことを明らかにして、客観的に追跡できるようにすべきである。</p>	

平成15年度 指図状況一覧表 神興信用保証協会の事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	指図の 有無	指図を講じた場合		指図を講じていない場合		指図状況等に対する 平成22年度包括外部監査人による評価
						講じた指図の具体的内容	公表の有無	指図を講じていない理由	指図を講じていない理由	
1	(監査意見) 回収業務の強化について (経営金融課)		金融安定化保証については、保証の実行は既に終了しているため、今後の管理強化により代位弁済を減少させるか、代位弁済後の回収強化が必要である。 ・金融機関との連携を深め、保証先の経営状態把握に努める。 ・企業への経営助言と適切な条件変更により、中小企業を助ける。特に、返済が遅滞する等の保証先、条件変更の申出先についての適切な対応が必要である。	1-27	有	金融安定化保証による代位弁済の増加により、保証協会の財務状況が悪化したため、債権回収専門会社として「保証協会債権回収専門業者」を設立し、回収強化に努めている。また、回収業務に係る事務処理業務の一部（支払い管理、調停申立等）を会社から業務委託に委託し、法的措置による回収業務の効率化及び迅速化に努めている。 約定返済が困難な中小企業については、経営状態を把握し条件変更等柔軟にしている。 上記のとおり回収業務の強化等に努めたが、金融安定化保証の影響により、平成15年度に限り経営改善協会の指定を受けた。その後、5年間の経営改善計画を策定し、金融機関関係保証の新設等による保証の推進、期中管理強化による代位弁済の抑制、人材育成の促進等により、経営の改善を推進してきた。 その結果、計画より1年早く平成18年度決算で黒字転換を達成し、その後の財務状況も良好な状態が維持されたため、平成21年度に経営改善協会の指定解除を受けた。 ※保証協会の財務状況については、毎年度保証協会のホームページにて公表している。	有 神興県 H15.5. 2 第3154号			指図を講じたといえる。 内容的にも適切な指図といえる。
2	審査基準の精緻化について (経営金融課)		代位弁済の増加による、保証協会の経営悪化を回避するためには、金融機関との連携強化が必要である。そのためには、審査基準の精緻化と職員の教育研修により保証協会独自の審査能力の向上を図る必要がある。 また、信用保証協会は公共的の性格を有し、適切な経営相談・企業診断等を可能な体制を整える必要がある。 神興県信用保証協会においても、審査の効率化・標準化・リスク管理等を目的として「審査支援システム」の導入が検討されているようであり、こうしたシステムの利用を通じて、審査の精緻化を図る必要がある。	2-28	有	審査支援システムについては、平成14年4月から導入している。同システムの活用により、審査の効率化・標準化・リスク管理の向上等に努めている。	有 神興県 H15.5. 2 第3154号			指図を講じたといえる。 その後保証協会の経営状況が改善されている。

別紙5

平成12年度 指図状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書の ページ数	指図の 有無	指図を講じた場合		指図を講じていない場合		指図状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	六アテーマ	項目				講じた指図の具体的内容	公表の有無	指図を講じていない理由	指図を講じていない理由	
10	神興県女性総合センター【平和・男女共同参画課】	監査意見	PRの方法・利用状況の改善・駐車場の確保、などが検討されるべきである。	73	有	施設の利用料収入はこれまで異の歳入となっていました。平成18年度からは指定管理者の収入となりました。利用料の向上がそのまま指定管理費である収入につながるため、経営努力による利用率の向上が期待されます。具体的には以下のとおりです。 (1) PRについては、自主事業を積極的に展開し、施設の情報提供を行うほか、ホームページの充実を図っていることとします。 (2) 利用状況の改善については、施設玄関前や敷地入り口等の看板等掲示の依頼が、利用者からあった場合は、消防法の抵触や他施設の利用者への妨げがないような看板等であれば、利用者との打ち合わせ時に許可しています。 (3) 平成18年度から、庁舎地下駐車場は、職員の利用を禁止し、利用者及び公用車のみを対象とし、利用者のための駐車場として配慮しているが、自主事業を開始する際、近隣の駐車場（無料）を確保し、多くの来訪者が駐車出来るよう工夫しています。【平成19年5月18日公報号外第29号】	有			指図したものはいえない。 指定管理者制度が導入された平成18年度までの間、サービスの向上と業務効率の向上に向けていかなる活動を行ってきたのか全く見えない。PDCAサイクルによる改善活動を行うためには、進捗を明示し、活動の透明性を確保する必要がある。供給者（行政）の視点だけでなく、県民の目線に立つて説明すべきである。 制度の変わり目をもって問題点が指摘されたこととみるのであれば、その間、改善に向けて何ら努力をしなくともよいというのであれば、自らが活動してきたことを明らかにして、客観的に追跡ができるようにすべきである。
11	神興県女性総合センター【平和・男女共同参画課】	監査意見	当初計画10億円の資金造成計画の達成に向けて、なお一層の努力をなすべきである。	73	有	地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率化・効果的なサービスを実現することを目的として神興県男女共同参画センターの施設管理業務は、平成18年4月1日より「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行しました。 平成17年10月26日に開催された指定管理者選定委員会の結果、申請があった5団体の中から、当該団体が指定管理者に選定されましたが、これにより、これまでの施設管理委託料は、指定管理者としての施設管理業務を対象とした指定管理料と、情報事業や啓発学習事業を対象とした事業委託料とに明確に分離されることとなりました。 これにより、一定の業務の対価として支払われるという本来の委託料のあり方とすることが出来る考えです。【平成19年5月18日公報号外第29号】 平成22年度現在、指定管理制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料で賄われています。指定管理部門（貸付業務・図書館業務）に係る人件費は、指定管理料から支弁されています。また、県から委託を受けている、啓発学習事業及び相談事業に係る人件費は、その委託料から支弁されています。財団組織の管理業務を行う職員は、運営補助金から支弁されています。	有			指図したものはいえない。 指定管理者制度が導入された平成18年度までの間、資金造成に向けていかなる活動を行ってきたのか全く見えない。PDCAサイクルによる改善活動を行うためには、進捗を明示し、活動の透明性を確保する必要がある。供給者（行政）の視点だけでなく、県民の目線に立つて説明すべきである。 制度の変わり目をもって問題点が指摘されたこととみるのであれば、その間、改善に向けて何ら努力をしなくともよいというのであれば、自らが活動してきたことを明らかにして、客観的に追跡ができるようにすべきである。

平成13年度 措置状況一覧表 県営住宅の運営管理及び給付の契約事務について

番号	項目	予算の 款・項・目	指図書・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合 講じた措置の具体的な 内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
1	1. 長期滞納者の増加に対する対策 (生宅棟)		<p>滞納者が多く(約4,000名)、特に回収に手間のかかる12ヶ月以上の滞納者が470名にも上るため事務量が膨大になっている。早めに厳しく対応する手続を採ることにより、長期滞納者を減少させるための提案。</p> <p>①最終催告者は、形式的催告者のすべてに送付しその後、一定の条件に合致するものを法的措置対象者から除外する方法。この場合、除外の根拠を文書により明確にする。</p> <p>②最終催告書、違付保証債務履行請求書の発送対象を6ヶ月滞納者とする。(現在は12ヶ月滞納者)。</p> <p>③回収が見込めない滞納については不納欠損処理をする。</p> <p>「原簿」には法的措置対象者を判定する時点の定めがない。そのため、結果的に選考委員会開催(平成12年度は平成13年1月13日)の時点まで判定を続ける作業が行われているが、選考委員会開催時で判定することは実務上困難がある。実務的にも数ヶ月前の状態を基準に判定を始め、その後の変更を加味することが行われている。</p> <p>選考委員会開催の数ヶ月前(例えば10月1日)を基準日として定め、その時点での滞納者を判定対象とする。すなわち、それ以後の2ヶ月間に滞納12ヶ月を超えることとなるものは判定対象としない。</p>	2-32	有	<p><提案1> ①最終催告書は、「県営住宅家賃滞納処理事務処理要綱(以下要綱)」第9条に基づき法的措置対象者選考委員会で選定し、議会の議決を得た者全員に対し送付している。法的措置対象者の除外については、要綱第3項に明記している。</p> <p>②要綱の一部を平成22年4月に改正し、長期滞納者を減少させるため、特に悪質であると認められる者、又は過去に制裁措置がある者に対しては、3ヶ月以上の滞納があれば法的措置の対象者とするのができるようにした。</p> <p>③長期滞納者で回収が見込めない債権については、債権、別表等に不納欠損処理基準の緩和を求める。</p> <p><提案2> 法的措置対象者選考委員会の数ヶ月前に基準日を定めその時点での滞納者を判定対象としている。</p>	有 沖縄県 広報 H15.5.2 第3154号 H16.5.14 第3257号 H18.5.16 第3455号 の3回にわたって広報している。	措置を講じていない理由	措置を講じたとは評価できない。外部監査人の指図の真意は、早目に対応することによって長期滞納者を減少させる必要があること、また、回収見込みが低い滞納者については不納欠損処理を行って、実態を把握し、健全性を維持することである。その点から言うと、対応があまりに遅く、公営住宅運営の健全性追求が弱いと言わざるを得ない。

別紙6

平成13年度 措置状況一覧表 沖縄県信用保証協会の事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指図書・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合 講じた措置の具体的な 内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する 平成22年度包括外部監査人による評価
3	3 求償権に対する実施に応じた引き当りについて (経営金融課)		<p>金融機関は資産査定により債務者区分(正常系、要注異常系、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)ごとの厳格な貸付引当・償却が要求されている。信用保証協会の場合は、信用保証により70～80%はカバーされていること、保証原簿が金融機関の積立額に比べると小さいため、3年で全額が処理できるような簡便な方法で引当・償却が行われている。しかしながら、この方法だと保証協会の実態が貸付等に反映されるのが1～2年は遅れることになる。協会、さらには県、国の対応が遅れることになる。</p> <p>3年経過後は解消されると言え、年度末の適正な財政状態の表示という点から適当とは思われない。今後、求償権残高が増加すると、貸付引当と実態の乖離はさらに大きくなる。「信用保証協会経理基準」の見直しにより、実施に応じた引当の必要があると思われる。</p>	1-23	有	<p>求償権引当については、求償権債権等債権の経理処理要綱に基づき適正に処理している。自己償却分については、借入法人の実態調査後償却している。今後とも事務処理の迅速化を図り、適正な償却処理に努める。</p> <p>沖縄県信用保証協会の経理処理要綱は、全国信用保証協会連合会が提示したひな形に即って全額引当で実定されており、沖縄県信用保証協会独自の基準を設定することは出来なため、今後とも要綱に基づき、処置するものとする。</p>	有 沖縄県 広報 H21.5.22 第19号	措置を講じていない理由	措置を講じたといえる。今後も貸付引当と実態を照合しながら適切に対応することが望まれる。
4	4 部分保証制度について (経営金融課)		<p>保証協会の保証により金融機関の融資は無リスクとなり、また、保証協会も信用保証により2割のリスクしか負わないため審査は甘くなりがちな面は否めない。また、依然として不良債権の増加に苦しむ金融機関の増加に苦しむ金融機関による安易な保証利用も考えられる。</p> <p>一般には、銀行等の金融機関の方が中小企業との接点があるため、情報収集力がある。また、人員も揃っているため、融資審査力もあり、返済債権の回収能力もあると思われる。部分保証により、金融機関にもリスク負担を押し、相互の連携による審査能力の強化を図り、債権回収も強化する必要がある。</p>	1-29	有	<p>部分保証制度については、中小企業信用保険法で一部の保証制度以外認められていなかったため、導入することは困難であった。</p> <p>しかし、平成19年10月1日より緊急保証制度等一部の保証を除き、金融機関が2割のリスクを責任共有制度が全国的に適用されたため、現在は金融機関もリスクを負うこととなっている。</p> <p>※今後、沖縄県公報にて公表予定。</p>	有 沖縄県 広報 H15.5.2 第3154号	措置を講じていない理由	措置を講じたといえる。しかし、指摘されてから5年以上経過した後のことであり、結果として包括外部監査の指摘通りになったという面がある。法制度に関わることであって根本的な解決は容易ではないと思われるが、対象範囲としてどのような対応をしたのかは示すべきである。また、全国一律の施策整備の一環で行われたものであり、沖縄県独自のシステムではない。(仕組み上、全国と協調して対応せざるを得ないことは理解できる)。
5	5 信用リスクに応じた保証料率の設定について (経営金融課)		<p>現状の保証料の基本料率1%が、低金利下では必ずしも低いというわけではないが、日本の金融機関もやっとなりて信用リスクに対応した料率設定が必要と思われる。低金利時代であるからこそ、さらに柔軟な設定が必要であろう。</p>	1-30	有	<p>国において、信用リスクに応じた保証料率の設定が検討されたが、実質低率の状況では時期早々であるという点で見送られた経緯がある。</p> <p>しかし、平成18年4月より緊急保証制度等一部の保証制度を除き、段階的リスク考慮型の保証体系が全国的に適用されているところである。</p> <p>※今後、沖縄県公報にて公表予定。</p>	有 沖縄県 広報 H15.5.2 第3154号	措置を講じていない理由	措置を講じたといえる。しかし、指摘されてから5年以上経過した後のことであり、全国一律の保証体系で整備されたものであって、結果として包括外部監査の指摘通りになったという面がある。

平成13年度 措置状況一覧表 県営住宅の運営管理及び建設の契約事務について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
					措置の有無	講じた措置の具体的内容	公費の有無	措置を講じていない理由	
3	建設コストについて (住宅棟)		近年に建設された県営住宅の1戸当たりの原価は、前期市内で2,700~3,600万円とかなり高額となっている。民間の分譲マンション3LDKが2,000~2,500万円程度で売られていることと比較すると、かなり高額の住宅と言える。住宅に困難した低所得者向けの住宅ということを考えると、中堅の所得者が対象となるであろう分譲マンション等の価格が年々下落していることと対比して疑問を感じる。県営団地は比較的大規模の建築であることと考えるとより低コストは可能であり、追求すべきであるとと思われる。 建設に当たり国から標準建設費が示され、その枠内に収まっているとはいえず、最終的には県民・国民の負担になるものである。	2-43	無	・標準建設費を下回るコストを維持しているものの改善の余地があることと考えることから、更なる低コスト化の手法として「県営住宅整備方針」を策定する。 ・同整備方針では、セーフティネットとしての県営住宅の目的を踏まえ、要求(ニーズ)に対する限度を明確に示すこと、耐久性を考慮した素材及び構造を選定すること、不用品廃止や不適切な材料を排除すること等によりコストの削減することとしている。 ・今年度、企画、設計、管理、福祉、防災等の面からの意見を反映した整備手法を確立することとしている。	無		措置を講じたとは評価できない。民間分譲マンションの売値より、1戸当たり原価の高い県営住宅が認められるかどうかであり、もっと厳しいコスト意識が求められていることを認識しなければならない。 さらに、指摘されてから8年以上経過した段階での対応であり、遅慢である。
4	将来的な県営団地の方向性について (住宅棟)		全体としては住宅ストックの戸数は充足され、民間賃貸アパートも古いものから空室が増え、老朽化マンションの今後も深刻に議論されている状況の中で、従来と同じく、低所得者向けに民間分譲マンションよりも高額の住宅を建設するというだけでなく、今後の県営住宅の整備方法については、多様な方法の模索が必要である。	2-44	無	・平成21年度に、民間活用などの手法を検討した「県営住宅ストック活用調査」を行っている。本年22年度には、県営住宅の具体的な活用計画として「海陽町公共賃貸住宅ストック総合活用計画」を見直しこととしている。 ・同活用計画では、住宅セーフティネットとしての視点から、県内の人口・世帯数の動向や地域や住宅のストック・フローの状況を把握し、的確で効率的な供給を計画を策定することとしている。 ・高齢者等対策としての福祉的側面、防災等の防災拠点としての側面、地震老朽化等の安全対策としての側面、住宅の長寿命化等の経営・コスト対策としての側面など多様な検討を行うこととしている。	無		措置を講じたとは評価できない。今後の県営住宅の整備方法について多様な方法を模索する必要があることを指摘しており、必ずしも「開発提供ありき」ではないと言える。 県営住宅の方向性も検討視野に入れながら、総合的に判断することも必要であろう。

平成13年度 措置状況一覧表 県営住宅の運営管理及び建設の契約事務について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
					措置の有無	講じた措置の具体的内容	公費の有無	措置を講じていない理由	
2	企業会計的手法により県営住宅の採算の明確化を (1) 海陽町の財政状況 (住宅棟)		「県行政システム改革大綱」(実施期間：平成12~14年度)の概要 県営団地について、事務事業見直しの一環として、先行政等を除き、原則として新団地の用地取得及び建設は行方不明中に当面行わない(用地取得済み及び建設済を除く)こととしている。	2-32~33					措置を講じていない。 理由において述べている観点は、やむを得ないための口実として受け止めるを得ず、県財政の厳しさからみた観点が弱い。 行政コストが過大になっていることを考慮すると、もっと真摯に受け止める必要がある。
	(2) 県営住宅部門の行政コスト計算書等の作成 (住宅棟)		現状では、県営住宅についての収支計算すらなく、土木建築部住宅課の繰入繰出決算がそれに近い状態である。また、その決算は資金の入出金のみによる会計(現金主義会計)であり、単年度の資金繰りを表すのみで、長期的なプロジェクトの採算等及び投資判断の妥当性の判断には立たない。 県営住宅事業は、かなり長期的な効果を持った投資であるから、企業会計的手法により、その事業に係る行政サービスに要したコストと収入、事業に係る公共の負担額を明確にし、制度の趣旨に照らした費用対効果を検証することが、中長期的な政策立案に役立つものと思われる。さらに、団地別コストを明確にすること(部門別別算)により、老朽化した団地の建て替え方法の判断に有効である。 ①収支計算書 ②損益計算書 ③行政コスト計算書 等による費用対効果の検証が必要。	2-33~38					
	(3) 県営住宅部門のバランスシートの作成 (住宅棟)		行政の決算は現金主義により収支計算しか行われず、ストック情報としてのバランスシートの作成も義務付けられていない。そのため、地方自治体の財政状態は、きわめて不明瞭であり、近年、行政改革が激しく行われていることから、総務部から研究報告としてバランスシートの作成手法が取りまとめられた。こうした流れの中で、海陽町でもバランスシート(平成12年3月31日現在)を作成している。(なお、12年度末は作成されていない) バランスシートにより財政状態の問題点を探り、改善策を練るためには、各事業別に作成する必要がある。	2-38					
	(4) 団地別の長期収支計算書の作成 (住宅棟)		各団地は、用地・建設費で約数億円~数十億円の多額のプロジェクトであり、長期的に固定したものであるため、団地別の長期的な収支計画を作成する必要がある。	2-40					

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指し、意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
3)	共同企業体（JV）による入札参加条件の再検討（総務企画課）		共同企業体（JV）を入札条件とすると、大手ゼネコンないし大手業者の限られた組み合わせによるJVしか参加できず、談合を誘発しやすく、談合に参加しないJVを組んでくれる相手がいないため、談合に加わらなければならぬ状況を生み出しやすいとされている。企業局では、原則的に1億円以上の工事についてはJVによる入札を原則としているが（平成8年8月策定の「発注方針」）、JVによる入札を条件とする場合は、技術的難易度が極めて高く、単独業者では対応することができない例外的な工事であって真にJVによることが必要不可欠な場合に限定すべきである。 担当課は、JVは入札方法として一定の評価を受け定着したものとされており、また、沖縄県は「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」（昭和69年8月8日策定）により、「技術的問題等で県内企業だけで対応できない場合においても、共同企業体を組ませ可能な限り県内企業へ発注する」旨を掲げており、県内企業の育成を目的として共同企業体発注方式を実施しているとしている。しかし、上記のような弊害がJV制度にあることは明らかであり、昭和59年の方針に固執するのは、真の財政の高度化や国産補助金の減額の方針性から、より強く県民負担の軽減努力が求められている昨今の状況を無視するものであり、1億円以上の大規模工事の殆どをJV方式で行うのは談合防止、進捗維持の観点から問題であると言わざるを得ない。 そもそも、公共工事の発注は、単独企業（個人）に発注するのが原則であり、JVによる場合は例外的な場合と考えられる。「沖縄県企業局特定建設工事共同企業体取扱要領」でも、「共同企業体に発注できる工事は、（1）大規模かつ技術的難易度の高い工事（2）当該局工事の性格に照らし共同企業体による施工が必要と認められる土木・建築一式工事または水道施設工事、管工事及び電気工事であって・・・）」としており、現物上も例外的な取扱となっているにもかかわらず、請負工事金額1億円以上の工事について原則JVによることを発注方針としているのは（平成8年8月策定の発注方針）原則や規則と実態の運用が乖離していると言わざるを得ない。	1-42	無					措置は講じられておらず、談合防止やコスト削減観点から発注方式の再度の検討が求められる。
4)	指名業者の公表中止、現場説明会の廃止（総務企画課）		入札前に入札参加者の公表、現場説明会の実施は、入札参加者にとっては、談合が極めて容易になると言われている。また、現場説明会については、設計変更の配布・縦覧により当該工事の内容は説明可能であると言われている。新国具、福井県等の自治体では、談合を防止するため、入札業者の事前公表を中止したり、現場説明会の実施をやりやめたりなどとしている。企業局でも指名競争入札を実施する場合は、事前に指名業者を公表しないこと、現場説明会の実施をしないにより談合をしにくくするシステムを構築する努力をすべきである。	1-43	有	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成13年4月1日施行）を受け職員の不正関与防止の観点から指名業者を事前公表としていたところを、談合の誘発及び国における事後公表拡大の動きから、平成17年12月15日総財第1663号総務部長通知を受け、企業局においても平成18年1月より事後公表に改めた。 現場説明会については、発注業者が一堂に会する場を設けない、という点から、平成15年7月より現場説明会の廃止を執行し、平成16年4月1日より本格実施している。	有	沖縄県公報 H18.5.16 第3465号	措置を講じたといえる。	

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指し、意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
1)	入札において競争入札の制度が機能していない実態がある。 ＜改善策の提言＞ 1) 指名競争入札の指名業者数の増加（総務企画課）	(款) 基本的支出 (項目) 施設改良費 (目) 施設修繕費 (目) 施設整備費	企業局では、県内他局と同様に、当該工事における指名業者数について、請負金額によって8名から12名の業者を指名していたところ、平成15年1月から現在の指名業者数より2名づつ増やす（結果として10名から14名となる）ことで改善する方針を示している。しかし、公正な競争が図られる状況下において、僅か2名の指名業者を増やしたところで、公正な競争が促されるとは到底考えられず、最低限、現在の指名業者数の2倍程度である20業者以上の業者数に増やす努力をすべきである。	1-41	有	平成15年1月より指名業者数を2名増（10名から14名）とした。また、平成18年1月より指名業者数を1.5倍増の15名から20名を指名することとし、公募型指名競争入札においては指名業者数を2.4名とする等、改善に取り組んできた。 現在は、一般競争入札の対象工事を拡大するよう努めており、平成22年度は、5千万円以上の全ての工事を一般競争入札の対象とした。 指名競争入札は250万以上5千万円未満が対象であり、指名業者数は一律1.5名としている。				段階的に措置はされているが、対応が速く適切な措置とは言えない。
2)	一般競争入札の拡大（総務企画課）		企業局では、「企業局発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領」を定め、一般競争入札の対象工事を7億3000万円以上としている。この額はほぼ全面的に高いわけではないが、環玉黒、静間泉等のように「金1億円以上の工事」を一般競争入札の対象としている例もあり、一般競争入札の対象工事を金額を下げ、一般競争入札の実施件数を増やすべきである。担当課では当該工事の増加、買付の少ないものや不良・不適合業者の参入、ダンピング受注を困難な理由としているが、入札参加業者が30社ないし100社程度となるようにしている横須賀市や市外業者も入札可能としている聖蹟町、三島町入札等において、担当者からの聞き取り調査では「発注者の負担が重く困る」とか「不良工事が増えて困る」との意見は特にないと言及されており（「入札制度改革に関する調査と入札実態調査報告書」日本非課税連合会）、発注者の負担増は制度の改善で解決できるものと考えられ、先行自治体にならぬ一般競争入札拡大に向けた努力を期待したい。 また、「不良工事が増える」との点については、低入札価格調査制度、最低限度価格制度を有効に活用し、工事検査の強化、不良工事業者の資格停止などにより、防ぐことが可能であると思われる。	1-42	有	上記のとおり、企業局においても土木建築部に準ずる形で入札制度改革を実施しており、一般競争入札の拡大を図った。 現在は、一般競争入札の対象工事を5千万円以上の全ての工事とし、対象金額の引き下げを行った。				措置はされているが、H14年度の措置に対しH22年度の対応ということで対応が遅く、適切な措置とは言えない。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無		
7)	再入札後の締結契約の廃止 (総務企画課)		企業局では、2回目の入札でも最低価格が予定価格に届かず落札者が出ない場合、「不落随入」（随意契約）としているが、そうすると、指名業者が落札を行っている場合、落札を行って最低価格を差した業者と随意契約を結ぶという可能性がある。そこで2回目の入札より落札者がいない場合、業者を入れ替えて、後日再入札を実施することも検討すべきであると考える。 当該議は、業者を入れ替えての後の再入札は、時間的な制約のため困難であるとしているが、入札回数をふやすことは、予定価格に達するまで入札を繰り返すことになり、結果として一種の附随発注となることであるから適切でないとしており、国土交通省直轄工事等公共工事発注者の工事は入札回数を原則として2回までとしている。第1回目の入札日を工期開始から十分時間をとって行い、第1回目の入札日に2回の入札を行って落札者がいないときは、業者を入れ替えての再入札を行うことを検討すべきである。	1-44	有	ほぼ、1回目の入札で落札者が決定しており、入札制度改革に取り組み中で、改善は図られているものと思われる。	無		十分な措置とは言えない。1回目の入札で全て決定するとは言いがたい。対策は必要である。
8)	談合業者に対する損害賠償の規定化 (総務企画課)		企業局は、入札に際し、各入札業者に対し、「入札談合が判明した場合、談合した各入札業者は、発注者に対し、連帯して落札契約金額の10%の損害賠償をする。」との誓約書を提出させることを検討すべきである。 法律上も、落札者のみならず、落札者以外で談合に加わった入札参加者についても共同不法行為者として、連帯責任を負う場合があると考えられる（民法第719条1項）。判例上も、大阪府豊中市中等学校建設工事にかかわる住民訴訟の判決（大阪地裁長12年3月）において、「落札者、入札参加業者それぞれが相違し、入札の不正を害する目的で談合した場合には、被告ら1社がけても談合の目的は達成されない」とした上で、「被告らが談合で果たした役割に裏づけがたい」として、発注者の受けた被害の全部について落札者同様に、他の入札参加者も連帯して賠償する責任を負うとしている。 つまり、法律・判例自体が、落札者及び当該談合の構成員に対して損害賠償をすることを求めているのであって、企業局においても、その点を十分理解した上で、各入札参加業者に対して、予め、談合行為をしないことを条件として、落札価格の10%の損害賠償を支払うとの誓約をさせることも検討すべきである。	1-44	有	平成16年1月より、談合等による不正行為が特定された場合に、落札額の10%を賠償金として支払う旨の条項を契約約款に加えた。	有 沖縄県公報 H18.5.16 第3455号		措置を講じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無		
5)	工事設計の民間委託に関する情報開示 制度 (総務企画課)		企業局では、工事設計書の作成を民間コンサルタント業者に依頼しているが、その場合、民間コンサルタント業者から工事設計書の内容が指名業者に漏洩する場合があるとも書かれている。 そして、予定価格は、工事設計書に記載された資材・人件費等の積算額を基礎として定められている以上、工事設計書の内容の事前漏洩は、予定価格が漏洩することによってばらばらの状況となると思われる。企業局としては、民間コンサルタント業者に対し、工事設計書の内容を漏洩しないような防止策をとるべきである。具体的には、適正数の技術職員を配置し、工事設計書を原則として自前で作成し、民間コンサルタントへの委託を取りやめ、やむを得ず、民間コンサルタントに委託する場合でも、委託契約書の中で、情報漏洩が明らかになったばあいの損害賠償義務や契約解除に関する条項を明確に規定して漏洩を防止する方策をとることが考えられる。 この点に照し、担当課では、「設計金額は、最終的には企業局職員により積算されており、コンサルタントからの漏洩は考え難い。コンサルタントに対しては業務委託契約書の中で守秘義務を課している。」といっている。しかし、設計金額は工事設計書で記載した必要人員や資材に所定の人員費や資材費を合計し合わせて計算されるもので、企業局職員でなくとも積算可能であり、また、確かに業務委託契約書の中で「乙（コンサルタント）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。」との条項を規定しているが、工事設計書の内容を漏らした場合の損害賠償や契約解除の規定はなく、実効性は乏しいものと言わざるを得ない。	1-43	無	現在も民間コンサルタント業者が工事設計書の作成を依頼しているが、設計図及び数量の算定のみ依頼であり、設計金額の算定は担当職員が積算システム等を利用して算出しているため、担当課はコンサルタント業者からの情報漏洩は考え難いとしている。	無		措置を講じたとは評価できない。措置を講じているが、不正防止のための最大の対策を講ずる必要があるといえる。
6)	積算内訳・下請契約書の提出 (総務企画課)		談合防止や業者の工事担当能力を事前に知るために、各入札業者に対し、詳しい見積内容（積算内訳）の提出を義務づけるべきであるとの指摘がなされており、また、入札に参加した業者が、談合の上、落札業者の下請けにまわることが往々にしてあり、予め、各入札業者に対して下請け業者としての業者を使うのかを確保する必要があるとの指摘もなされている。企業局でも、入札に際し、各入札業者に対し、その入札金額の詳細な内訳書及び下請業者との契約書の提出を求めることを検討すべきであると考える。 入札は工期開始の直前に行われているのであるから、入札参加業者は、当該下請業者もその時点で既に決定しておかればならぬはずであり、その時期に下請業者との契約書の提示を求めることは可能であると見られる。	1-44	有	第1回の入札金額に対応した積算内訳書を、工事の発注は電子入札システムの入札書に添付して、委託の場合は、応札日の前日（正午）までに提出を求めている。 積算内訳書の提出に関しては【平成18年5月16日公報（第3455号）】及び企業局HP上で公表。 下請契約は、落札決定した後には締結するものと考えられるので、下請契約書の落札決定前の提出は不可能であると思われる。	有 沖縄県公報 H18.5.16 第3455号		措置を講じたとは評価できない。下請業者の確保方法は検討する必要がある。

平成14年度 措置状況一覧表 神岡県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	措置・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
4	動力費の削減について (配水管理課)	(款) 水道事業費 (項) 営業費用 (目) 原水及び浄水費 (目) 排水及び浄水費	H22に提出された、「動力費調査報告書」においては3案件が調査を実施しているが他の案件については検討が必要と指摘されているが期限があるわけではない。企業局においても、動力費は総水原価の13.3%を占め、全国平均の3割強、水道用供給事業者の中で最も高いと指摘されている。実現可能性も含めて、今後の目標期間を設定する必要がある。	1-47	有	(1)契約電力の見直し ①平成14~16年度に、2施設の契約電力を見直した。 ②平成17年度に、3施設の契約電力を見直した。 ③平成18~21年度にかけて、11施設の契約電力を見直した。 (2)力率改善 ①久志浄水場の力率を97%から100%に改善した。 ②現在、ほぼすべての施設において力率は改善されている。 (3)季節別時間帯別契約 ①季節別時間帯別契約が有効な施設について検討を行い、山度子入取水ポンプ場及び具志川増圧ポンプ場を同契約種別に変更した。 (4)夜間電力の活用 ①夜間電力を有効利用可能な施設について検討を行い、宮谷増圧ポンプ場について夜間電力を有効利用した運用を実施している。 (5)合理的な運用 ①水量あたりの電力原単位が少ない導水系統による導水及び逆水系統による送水に努めている。 例として以下の通りである。 1) 許田増圧ポンプ場 ポンプを利用した水運用の実施。 2) 南部送水系統における効率的な運用の実施。 (6)海浜施設の夜間電力有効利用 ①海浜施設の生産量を増やす必要がある場合は、夜間電力原単位に生産量を増やすように努めている。 (7)ポンプ制御 ①平良川増圧ポンプ場において、回線制御方式からポンプ台数制御方式に変更した。 (8)風力発電等クリーンエネルギー利用の可能性 ①西津浄水場において小水力発電設備を導入した。その他クリーンエネルギーの導入については現在検討中である。 (9)嘉手納井戸群の掘削 ①嘉手納井戸群の適正なポンプ制御の把握について調査済みである。今後、ポンプ更新時に改善していく。	有 神岡県 公表の 有無 第3357 号 ②H19. 5.17. 第3357 号 (2) ①H17. 5.17. 第3357 号 (3) ①H19. 5.18. 号外 第26号 (4) ①H19. 5.18. 号外 第26号 (5) ①H19. 5.18. 号外 第26号 (6) ①H17. 5.17. 第3357 号 (8) ①H18. 5.16. 第3455 号 (9) ①H19. 5.18. 号外 第26号	措置を講じたといえる。		
9)	談合防止の意識改革		談合防止のための対策として、企業局では、平成13年度に「神岡県企業局談合情報対応マニュアル」を策定しており、入札談合に関する情報があつた場合の速やかな対応と談合の抑止を図つたとしている。 しかし、入札談合に関する情報があつた場合の対応ではなく、今、現に企業局に突きつけられている問題は、予定価格に対する落札価格の比率が96%~99.9%という状況を踏まえ、談合が疑われる状況を一か所に解消し、県民負担を減らすことという問題である。 また、企業局は、「電子入札制度の導入など知事部局と足並みを揃えて取り組んでいきたい」としているが、企業局では、施設の整備拡充・更新の時期であり、事業量が膨らんで多岐にわたる状況にあるから、平成19年以降の導入が予定されている電子入札システムを待つのではなく、また、知事部局に足並みを揃えるのではなく独自に談合防止対策に取り組むべきである。 企業局が発注した工事の国庫負担部分を除く建設費やできあがつたダム・浄水場・送水管等の施設の維持費は県の負担となり、かつ、県民負担割合も公共工事削減の観点から低減される傾向にあるのであるから、県民負担を減らす観点からも、工事の発注については、最小限の費用で建設できるような談合防止して適正な競争入札制度を実現するという個々の職員の意識を高めるよう意識改革をしないといふと、入札制度の改善は進まないと思われる。	1-45	有	大テーマ1の4項目等とのあり、現職説明会を平成15年7月より原則週1回、指名業者についても平成18年1月より事後公表とし、参加業者を互いに見えないようにしている。また、電子入札システムも導入済みである。 設計金額については、平成18年1月より250万以上の工事及び工事に関する委託業務を事後公表としていたが、平成21年度より、工率により、500万円・5,000万円以上の工事については、事前公表を廃止し、平成22年度現在は、250万円以上の全ての工事でも事前公表を廃止する等、入札制度改革により談合業者への罰則だけでなく、談合できない環境づくりが行われている。	無 公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じたといえるが、対応が遅い。	
10)	企業局の実施している設計金額の入札前公表の試行について (総務企画課)		企業局は、「公共工事入札、契約手続きにおける予定価格の事前公表については、透明性、公正性の一層の確保とともに、不正防止を図る観点から、有効であると思慮される。このため、神岡県企業局においては、予定価格にかえて設計金額の事前公表を積極的に導入することとする。」として、平成14年10月から同15年3月まで、競争入札に付する建設工事で設計金額が250万円以上の全ての工事を対象として試行することとしている。 平成14年末までに2件の入札があつたが、その予定価格に対する落札価格の比率はいずれも98.7%であり、競争性確保の観点からはまだ問題があると思われる。上記で提示した改善策、とくに指名業者の公表中止、相違報告の廃止、指名業者数の増加等の改善策を同時に試行することを強く要望する。	1-46	有	入札制度改革の流れの中で、建設工事及び建設工事に関する委託業務については、設計金額を事前公表し、競争入札の標出を求めた。だが、平成22年度からは、250万円以上の工事でも設計金額の事前公表を取りやめた。標出内訳書の提出は、容易に談合ができないように内容確認の必要から引き続き提出を求める事としている。	無	措置を講じていない理由	措置を講じているが対応が遅い。	
2	修繕費（保存工事）についても、競争入札の制度が機能していない実態がある (総務企画課)		抽出した保存工事についての契約においても、高落札率、複数回入札（7件）において全て第1回目の低価格業者が落札しており、競争入札の制度が機能していない実態がある。また、契約変更による追加工事も多いことから競争入札の意味を得る結果になっている。	1-46	有	入札制度改革に取り組む中で、改訂が図られているものと思われる。	無	措置を講じていない理由	十分な措置とは言えない。変更等の追加工事への対応が求められる。	
3	委託についても、競争入札の制度が機能していない実態がある (総務企画課)		高落札率、複数回入札（5件）において全て第1回目の低価格業者が落札していることから、競争入札の制度が機能していないと判断される。また、見積りもとった場合、予算の100%の金額による契約というものは、原価低減の努力がなされていないと思われる。	1-47	無		無	設計金額の事前公表により高落札率となっている。平成22年度より、工率は250万円以上の工事は事前公表を取りやめた。委託についても現在検討中。（土木）との事である。	措置を講じたといえるが、対応が遅い。	

平成14年度 措置状況一覧表 神岡県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	措置・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
9)	談合防止の意識改革		談合防止のための対策として、企業局では、平成13年度に「神岡県企業局談合情報対応マニュアル」を策定しており、入札談合に関する情報があつた場合の速やかな対応と談合の抑止を図つたとしている。 しかし、入札談合に関する情報があつた場合の対応ではなく、今、現に企業局に突きつけられている問題は、予定価格に対する落札価格の比率が96%~99.9%という状況を踏まえ、談合が疑われる状況を一か所に解消し、県民負担を減らすことという問題である。 また、企業局は、「電子入札制度の導入など知事部局と足並みを揃えて取り組んでいきたい」としているが、企業局では、施設の整備拡充・更新の時期であり、事業量が膨らんで多岐にわたる状況にあるから、平成19年以降の導入が予定されている電子入札システムを待つのではなく、また、知事部局に足並みを揃えるのではなく独自に談合防止対策に取り組むべきである。 企業局が発注した工事の国庫負担部分を除く建設費やできあがつたダム・浄水場・送水管等の施設の維持費は県の負担となり、かつ、県民負担割合も公共工事削減の観点から低減される傾向にあるのであるから、県民負担を減らす観点からも、工事の発注については、最小限の費用で建設できるような談合防止して適正な競争入札制度を実現するという個々の職員の意識を高めるよう意識改革をしないといふと、入札制度の改善は進まないと思われる。	1-45	有	大テーマ1の4項目等とのあり、現職説明会を平成15年7月より原則週1回、指名業者についても平成18年1月より事後公表とし、参加業者を互いに見えないようにしている。また、電子入札システムも導入済みである。 設計金額については、平成18年1月より250万以上の工事及び工事に関する委託業務を事後公表としていたが、平成21年度より、工率により、500万円・5,000万円以上の工事については、事前公表を廃止し、平成22年度現在は、250万円以上の全ての工事でも事前公表を廃止する等、入札制度改革により談合業者への罰則だけでなく、談合できない環境づくりが行われている。	無 公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じたといえるが、対応が遅い。	
10)	企業局の実施している設計金額の入札前公表の試行について (総務企画課)		企業局は、「公共工事入札、契約手続きにおける予定価格の事前公表については、透明性、公正性の一層の確保とともに、不正防止を図る観点から、有効であると思慮される。このため、神岡県企業局においては、予定価格にかえて設計金額の事前公表を積極的に導入することとする。」として、平成14年10月から同15年3月まで、競争入札に付する建設工事で設計金額が250万円以上の全ての工事を対象として試行することとしている。 平成14年末までに2件の入札があつたが、その予定価格に対する落札価格の比率はいずれも98.7%であり、競争性確保の観点からはまだ問題があると思われる。上記で提示した改善策、とくに指名業者の公表中止、相違報告の廃止、指名業者数の増加等の改善策を同時に試行することを強く要望する。	1-46	有	入札制度改革の流れの中で、建設工事及び建設工事に関する委託業務については、設計金額を事前公表し、競争入札の標出を求めた。だが、平成22年度からは、250万円以上の工事でも設計金額の事前公表を取りやめた。標出内訳書の提出は、容易に談合ができないように内容確認の必要から引き続き提出を求める事としている。	無	措置を講じていない理由	措置を講じているが対応が遅い。	
2	修繕費（保存工事）についても、競争入札の制度が機能していない実態がある (総務企画課)		抽出した保存工事についての契約においても、高落札率、複数回入札（7件）において全て第1回目の低価格業者が落札しており、競争入札の制度が機能していない実態がある。また、契約変更による追加工事も多いことから競争入札の意味を得る結果になっている。	1-46	有	入札制度改革に取り組む中で、改訂が図られているものと思われる。	無	措置を講じていない理由	十分な措置とは言えない。変更等の追加工事への対応が求められる。	
3	委託についても、競争入札の制度が機能していない実態がある (総務企画課)		高落札率、複数回入札（5件）において全て第1回目の低価格業者が落札していることから、競争入札の制度が機能していないと判断される。また、見積りもとった場合、予算の100%の金額による契約というものは、原価低減の努力がなされていないと思われる。	1-47	無		無	設計金額の事前公表により高落札率となっている。平成22年度より、工率は250万円以上の工事は事前公表を取りやめた。委託についても現在検討中。（土木）との事である。	措置を講じたといえるが、対応が遅い。	

平成14年度 指置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指置・意見の内容	報告書の ページ数	指置の 有無	指置を講じた場合		指置を講じていない理由	指置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
6	特殊勤務手当の適正化をはかる必要がある (総務企画課)		<p>沖縄県企業局の給与の種類及び基準に関する条例第9条によれば、特殊勤務手当は、 ①著しく危険、不伏、不健康、困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、 ②給与上特別な考慮を必要とし、 ③かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思われるもの>に従事する職員に支給することになっている。特殊勤務手当は、この3つの要件があり、かつ、給料での考慮が適当でないことが必要である。著しいかどうかの判断は困難な面もあるが、常にその適正な運用のために見直す必要がある。特に以下の特殊勤務手当については、この要件に合致するか疑問であり、早期に見直す必要があると思われる。</p> <p>①企業業務手当 (月額10,000円 公営業務に従事した職員全員に支給する手当、H13実績42,065千円) 企業業務手当は、公営業務に従事した職員全員に支給することになっており「常時の給水義務を負うことから業務の特殊性に着目」としているが、その事業の全般的な特殊性とは、どの事業・企業でもあるものであり、個別業務の特殊性を表すものではないため、特殊勤務手当にはなじまない。</p> <p>②特殊作業手当 維持管理手当(月額4,400円、H13実績3,164千円) 「水道施設管理事務所の既働作業の危険性・困難性」についての支給であるが、作業現場における危険性・困難性はあるとされるが、 <著しく>まで言えるか疑問である。用地交渉業務手当(月額600円、ただし18時以降1,000円、H13実績118千円)は「困難な折衝等による心身の特別な負担」を理由としているが、特別な負担があるとまでは言えないと思われる。 特殊現場作業手当(月額300円 特殊現場、危険な工事個所で行う監督、測量検査、調査等に従事した職員へ支給、H13実績なし)、この手当は、その廃止が必要である。</p>	1-49	有	<p>①企業業務手当： 平成17年4月1日より廃止。理由：局の業務に従事するというだけでは、特殊勤務手当を支給するだけの特殊な業務とは言えないため廃止。</p> <p>②特殊作業手当 1)維持管理手当： 平成20年4月1日より廃止(ただし、特殊現場作業手当の支給要件に見合う箇所を修繕業務等に従事したとき支給を認める。) 理由：施設の維持管理業務そのものには、特殊勤務手当の支給要件となるような著しい特殊性は見出せないことから廃止。</p> <p>3)特殊現場作業手当： 平成20年4月1日より支給要件の見直し(特殊な現場で行う維持管理業務を追加。)</p>	<p>沖縄県公報 H18.5.16第3455号</p> <p>2)用地等交渉業務手当： 見直しなし。 理由：当該手当は、土地の取得等のため昼夜を問わず困難な折衝等を行うことにより、心身に特別な負担を伴う困難な業務であり、特殊勤務手当の支給は適当であると思料されるため。また、同手当は知事部局の用地等交渉手当(月額600円、ただし18時以降1,000円)に類似する手当である。</p>	<p>指置を講じたといえるが、指置後5年後の対応は遅いと指摘を待たない。</p> <p>2)に関しては未措置であるが、不当とは言えない。</p>	

平成14年度 指置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指置・意見の内容	報告書の ページ数	指置の 有無	指置を講じた場合		指置を講じていない理由	指置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
8	商品日について、競争入札の促進により低減化が必要 (総務企画課)	(款) 水道事業費 (項) 営業費用 (目) 原水及び浄水費 (目) 原水及び浄水費	<p>水道事業にとって、原品の長期的な安定供給は重要であり、短期的な視点からみでの競争の促進が、長期的な安定供給につながる必然性はないであろう。しかしながら、逆に安定供給という名の下で、情性に陥り、価格が硬直することは、最終的には県民の負担増を意味することを忘れてはならない。</p> <p>長期安定供給のために特定の供給業者と随時契約を交わすことも重要な戦略かもしれない。しかしながら、特定の企業1社との随時契約による商品(例えば、水道用液体カセインや重炭酸水素ナトリウム等)に限っては、ここ4～5年間価格は変化せず硬直的である。逆に8社から9社による指名競争入札によって改善されている水道用ポリプロピレンなどはH13の単価H17の単価の36%にも満たない程度に低下している。したがって、以下の努力が必要である。</p> <p>①できるだけ多くの業者が指名業者になってもらえるように積極的に働きかける。 ②常に商品の全国的な動向を研究し、随時契約先とも適度な緊張感を保つよう努力する。そして先方との価格交渉を密にして、適正原価や相場等を考慮に入れて適正価格の達成がなされるよう努力する。</p>	1-48	有	<p>平成16年度より、一括調達購入商品に関しては、指名競争入札を実施しており、沖縄県発注の「競争入札参加資格者名簿」の案件に「化学工業薬品」と登録のある企業者に対し、取り扱い及び入札参加希望の調査を行い、参加希望のあった業者に対し、申込案内を行っている。</p> <p>指名業者は、取扱商品や納入等の審査に合格した業者である。</p>	無	指置を講じたといえる。	

平成14年度 措置状況一覧表 神鍋県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	措置・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する 122年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
9	工業用水事業の供給設備追加について (総務企画課)		現在の久志浄水場の工業用水設備について、設備能力が過剰であることが明らかになった。 結果的に浄水能力に対する工業需要の割合は約20%であった。かなりの過剰能力が認められている。 この供給能力は、1994年3月の「神鍋県工業地基本方針」（商工労働部）に基づき工業用水について、目標年次をH13として68,000m ³ とし、最終的にはH18において105,000m ³ の需要を見込み、達成されたものである。 「工業用水道改修事業計画」はH8～H7の10年間で久志浄水場の改修を中心として26.4億円の内5.7億円とされ、国庫補助額4.0億円、県負担が1.7億円と見込まれている。 H7の時点で、20年経過した久志浄水場の改修計画がなされ、多くの大規模な設備が追加されている中で、中核地帯工業団地等の新規需要に向けて改修事業が着手されている。また、計画の105,000m ³ /年の見直しについては、据置開閉計画の基本フレームに照らして、変更した場合に多くの補助金発生が生じることで当面は行わないこととし、その時点での料金見直しに向けた検討が必要であるとしていたが、最近において、見直し方向で開閉している状況にある。 改修事業に対する需要見込みアンケート（H13/H10）においても、H20までの契約水見込みもほぼ現状の微増のみに抑えられている。 長期にわたり課題としているが、そろそろ具体的な方針が必要であると思われる。 工業供給能力：105,000m ³ 工業需要量：20,729	1-52	有	工業用水道の事業規模見直しについて、県では、平成16年10月に工業用水の将来需要の見直しを行い、目標年度の平成33年度における需要を日量3万立方メートルとした。 これを受け、企業局では平成16年12月、学識経験者等の第三者からなる事業再評価委員会から、事業規模を縮小し、事業を継続することが妥当であるとの見解を得た。 企業局としてはこれらを踏まえ、計画給水量を日量10万5千立方メートルから3万立方メートルに見直すこととし、平成16年5月21日に経営委員会へ事業変更案を提出するとともに、給水量を変更するため、平成16年6月議会で「神鍋県公営企業」の設置等に要する条例の一部改定を行った。 工業用水道の事業規模見直しにより、余剰となった貯水施設の日量3万3,600立方メートル分と供給施設の7万5,000立方メートル分の施設については、水道事業の確保と余剰施設の有効利用を図るため、平成16年8月31日に水道用水供給事業へ転用した。	有 神鍋県公報 H16.5.14 第3257号 H17.5.17 第3357号			措置を講じたといえる。
10	開閉部門数の適正規模について (総務企画課)		公営企業は、言うまでもなく独立採算制を原則として、受託者負担から派生する負担額（公共料金）は当然適正原価から算定されなければならない。開閉部門も当然に無駄を省き合理的な適正規模が図られなければならないというべきである。 神鍋県企業局の開閉部門人員は他の自治体の水道局と比較しても多いようである（それぞれの組織は若干の違いはあるが）となく、地理的状況等により単純な比較は禁物だが、事務職員や管理部門はそれほど大きな乖離は発生させるものではないであろう。H13の本庁部門人員は神鍋県：114名、埼玉県：67名、兵庫県：62名、広島県：54名等） 神鍋県の特殊性として、水源地帯に集中し、重要な事業地である中津部へ送水するために必然的に送水距離が長くなり、これが開閉人員の数が相対的に他局と比較して多い理由とされている。しかしながら、送水管距離と総務部門や企画部門の必要人員が比例関係にあるとは考えにくく、その説明は十分な理由にはならないであろう。 組織の再編成や業務の見直し等さらなる人員の合理化等が必要であると思われる。	1-53	有	企業局では第6次及び第7次経営健全化計画（第6次：H15.17、第7次：H18.21）に基づき、本庁組織の大幅な見直しや事務事業の見直し等により、定員管理の適正化について、その結果、本庁部門の職員数は、平成14年の114人から平成22年には83人（△31）となった。	有 神鍋県公報 H19.5.18 号外 第26号			措置を講じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 神鍋県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	措置・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する 122年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
7	時間外勤務手当の適用の厳格化が必要 (総務企画課)	(款) 水道事業費 (項) 営業費用 (目) 配水及び給水費 (目) 総保費	時間外・休日勤務手当は、水道事業会計の給与（給料・手当）の7.8%を占め、H13は182百万円（時間外141百万円6.7%、休日41百万円2.0%）の支出があり、時間外勤務手当は、神鍋県職員の平均1.9%（142,900/7,554,000、平成13年度地方公務員給与の実態1）に比べてもかなり多額となっている。 時間外勤務手当は、神鍋県企業局職員の給与及び基準に関する条例第11条において、以下のように規定されている。 ①その正課の勤務時間を超過することを命ぜられた職員に対して、 ②その正課の勤務時間を超過した全時間について支給する。 職員勤務規程において、「所属長は、職員に正規の勤務時間を超過して勤務することを命じようとするときは、時間外勤務及び休日勤務命令書（第11号様式）により行わなければならない。」とされ、適用は自己申告により事後的に所属長がチェックし承認することにより超過命令の発令となっている。 実務上の運用は自己申告の後の承認を要するとしても、時間外及び休日勤務命令書と申告がすべて承認されていることから、申告内容の検証・承認が形式的なものになり、自己申告になっているようである。そのため時間外勤務手当が金庫として多くなっているように思われ、取り合いの厳格化が必要と思われる。	1-50	有	H21年度の時間外・休日勤務手当は、水道事業会計の給与（給料・手当）の6.5%を占め、113百万円（時間外60百万円4.6%、休日33百万円1.9%）の支払いがあるが、神鍋県職員（普通会令）における、給与に占める時間外勤務手当1.5%（2,143百万円/142,194百万円「平成20年人事行政運営状況報告」）と比べても、依然として多額となっている。しかし、局のH13年度時（7.8%）と比べると支払額は減額されており、これはH20年度に勤務管理システムを導入し、時間外の申告内容について、具体的な検証・承認が可能となり、チェック体制の改善が図られたことによるものと考えられる。	有 神鍋県公報 H19.5.18 号外 第26号			措置を講じたとは評価できない。 勤務管理システムとして措置を講じたのはH20年度であり、対応が遅い。 今後制度として定着させる必要がある。
8	退職給付債務について (総務企画課)		県企業局では、H14より今後の退職金給付額を平準化する目的で、H50まで予定される退職金合計額の260百万円を毎月引当処理する予定のことであり、この処理自体は、従来と比較して、一層適正原価の算定をめざすものと見られる。 民間企業では、H12より従来の退職金引当金（主として期末支給額を引当）から新たに退職給付会計基準として、将来の退職給付のうち当期の負担額を当期費用として引当金に繰入し、その引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上することとされた。最近では、公金計の分野でもこの基準の導入が開始されている。 県企業局については、今後退職予定者数及び金額等の資料を入手、退職給付会計基準に準拠した退職給付債務を計算し、H13末現在の引当金不足（移行時差額）を算定して見直しを行った。 退職一時金に拠って、退職給付会計基準に準拠して退職給付債務を計算した結果、H13末現在の引当率2.6%では2,582百万円の引当不足（過去勤務債務3,291-H13引当金額709百万円）が存在する。 なお、退職給付債務の計算の前段として、中途退職者なし、死亡退職者なしと仮定、共済部分の企業局負担（共済年金）の部分を差し引いている。また、本来の計算は個人別に毎年の退職見込額に退職率・死亡確率を用いた見込額に割引計算をするが、簡略化した計算にしている。 また、適正原価算定のためには、退職金給付額は出向者の発生所属所を性格に反映させることが必要であろう。（例えば、知事部局への出向期間においては、その期間にかかわる費用を当該部局へ振り替え処理する。逆に、知事部局からの出向者に関する退職給付費用は企業局の費用に帰属させる。）		有	退職給付金については、H14年度より引当処理の期間平準化の観点から、全職員が定年退職すると仮定した期間の平均支給額を予算計上する方法を取っています。 H22年度は210百万円を予算計上しており、定年退職予定者のピークとなるH46年度には、退職給付金約770百万円の支出が予定されていますが、前年のH45年度末には引当金残高が約973百万円となり、ピーク時にも十分対応できるものと考えています。	有 神鍋県公報 H16.5.14 第3257号			措置を講じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 委託及び公設の管理委託団体に関する事務執行

番号	項目	予算の 款・項・目	指撥・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
1	(対象部局：商工労働行政・福祉保健部（工事関連の委託を除く）） 1. 商工労働行政 2. 労働者の人事・予算面の 弾力化が必要 (産業政策課)		観光客誘致促進やIT関連企業誘致促進などは、目的は明確であるが、そのための手段は観光多岐にわたる対応が必要で、かしの活用によっても、影響を受けやすい事業である。よって、人事面及び予算面以下の提案をしたい。 (a) 組織上も柔軟かつ迅速な対応ができ、専門性を有する人材を育てていく組織にしておく必要があるが、現状の人事組織では、定型的（大卒3年）人事員が中心で、これらを刷新することは困難である。専門的能力を有する人材を民間から中途で採用するが、内閣で専門家を育ていく方法によって、柔軟かつ有効な対応可能な組織作りを迫りたい。 (b) 目的の方向性は明確であるが、そのための組織や職務は流動的かつ柔軟である場合、予算面での弾力性を要する。具体的には、観光振興課のような定型的なアクションを必要とされる部署では、歳出予算の活用（現状では、神興興財規則第24条により総務部長の承認が必要）の簡素化（例えば、担当部長決裁）を考へる。	2-58	無		無	(a) 関係者庁（建設省、国土交通省）との人事交流は行っているが、総務部人事課における基本的な人事方針（定期人事員）等については、定わっていない。 (b) 歳出予算の日・部に係る運用の総務部長承認（神興興財規則第24条）を廃止し、部長決りの決裁運用化に向けて、総務部財成課において検討しているところである。	(a) に関して措置は講じられておらず、専門的人材育成の観点から再検討が求められる。 (b) に関して措置を講じたとは評価できず対応が要。
2	適正・公正な価格のためには見直しが必要 (産業政策課)		契約契約による場合のいわゆる見直しについては、OCVやその他出資団体については審判されている。これは法令の定めにはないが、契約規則第139条で、「競争入札をしようとするときは、契約締結の地見直しに必要事項を示して2人以上から見積書を取らなければならない」とし、第2項でそれを省略することができる場合として、「(新立付法人、公社、及び公団を含む)、若しくは他の地方公共団体と契約を締結すると又は第1項と第2項の規定により、公設の管理を委託するとき」等を定めていることによる。すなわち、系が設立した一定の法人（公社）と系が2分の1以上出資している法人については、省略できることと想定している。 OCVについては、出資割合を事実的に72%とすると、規則の要件には適合することになる。しかしながら、見直しは、価格の公正と適正を期すためのものであり、他業種の規則においても、同様の性質による見直しが必要という定めはなく、価格の性質により判定しているのが通常である（東京電、埼玉電、広島電、宮城電）。委託契約において、より価格の公正を期すためには、神興興財規則の改定をし、見直しを積極的に行うことが必要であると思われる。	2-58	有	神興興財規則第139条第3項に無関係者参加に関する事項が記載されているが、水電人以上から見積書を求めることが原則であることから、当該規則の省略事項とらわれない、適正な見直しを行う。		措置を講じたといえる。	
3	(財) 神興興美コンベンションビューローにおける適正な原価管理が必要 (観光企画課)		現行のOCVへの包括委託方式の場合、予算主眼図の性格から、委託者自らの直接管理の強化や元費削減を期することは困難であろう。よって、これに対して、担当担当者や財団内部による再委託費を中心としたコスト管理及び原価分析を可能な限り実施する必要がある。 原価管理の目的は明確であるが、そのための手段は定型的に定まっているものではなく、それによる効果も明確でない。神興興の場合、特に原価管理において観光事業は重要であり、国内からの観光客誘致に必要事項であることはいふまでもない。よって、原価管理に参画することは大変重要であることである。しかし、一方で原価から削減された税を他業種に当該事業に投下されて良い理由はなく、最小の費用で最大の効果を委託者及び受託者は適宜（自治法第2条13項） そのために、OCVは適切な原価管理及びそのための組織作り、それによる見直しの一層なる徹底が必要である。現状では、人事面や業務面の改革への部分改革が明確ではなく、予算に削減を要するものであり、予算削減の効果が明確に示されていない。しかしながら原価から削減した事業に対してOCVは適正な原価計算を実施し、原価の事業の原価を把握し報告する必要がある。現状のようなツール原価で考える方針では、原価報告上の信頼性は生まれてく、委託者（財）に対して十分な責任を達成していないこととなる。	2-50				措置は講じられておらず原価状況であり、早急な対応が求められる。	

別紙 8

平成14年度 措置状況一覧表 神興興企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指撥・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
11	長期延滞未収金について (総務企画課)		未収金の中に、工業用水道事業について、給水収入の相手は一般企業であることから、長期の未収が3億6,514千円発生している。 延滞金に対する未収金に関しては、密着等の効果的な法的措置（時効の到来等）がくまでは、未収金のまま延滞による会計の処理はされていない。 (株) Aに対する工事負担金の元金と利息部分（残高3,609千円）については、徴収停止措置がとられた平成11年3月から10年の時効（おそく民法168条第1項後段を指す）と解釈し、そのまでは未収金のままに残す予定であるが、昭和58年から工事負担金の年賦償還は滞っているため、5年を経過している年賦部分は消滅時効（民法169条）となると思われる。時効の到来を待つのが現状であるが、時効の中断措置やグループ会社や代表者からの担保の提供等の努力が必要である。 会計上の処理としては、実質的に金額が回収不能であるならば、償却処理すべきあり、償却として残すとしても、回収まで一年間の分は、長期延滞未収金等の独立科目を設定すべきである。現状の規則の枠内でも、その他投資等の科目に振り替えるにより対応は可能であると思われる。	1-53	有	長期未収金 3件 6,514千円 について 1. (株) Aに対する工事負担金と利息部分の未収金(3,609千円) 既には解散し、登記官の職権により登記記録も閉鎖されている。年賦償還に際する金債権についても消滅時効が完成しており、企業局会計規程に基づき、H22年2月27日付で不納欠損処理を行った。 2. (株) Bに対する工業用水道料金未収金(1,814千円) 破産法第306条の12第1項の規定により平成14年10月16日をもって債権が消滅したため、企業局会計規程に基づき、平成15.3.31付で不納欠損処理を行った。 3. (株) Cに対する工業用水道料金未収金(1,091千円) 分割払により返済することで合意しており、平成15年6月末現在で30千円、平成22年6月末現在で90千円の返済を受けていく。今後債権回収に努めていく。	無	H16.5.30257号	措置を講じたといえる。 A社に関する措置は時効的効果が必要のため、H22年度になったのはやむを得ない。

平成14年度 指状状況一覧表 委託料及び公の施設の管理委託団体に関する事務執行

番号	項目	予算の 款・項・目	指撥・意見の内容	報告書の ページ数	指撥の 有無	指撥を請じた場合		指撥を請じていない場合		指状状況に対する H22年度包括外部監査人による評価
						請じた指撥の 具体的な内容	公表の 有無	指撥を請じていない理由		
7	事業目的が達成されたかどうかの事業評価・報告が必要 (観光振興課) (産業振興課)		委託事業はそれぞれ目的をもって実施されたものであり、当然にその報告はなされる。しかしながら、その報告は実際の行動及び費消した金額についての報告に留まっておらず、なおかつ不十分なものが多く、目的に照らし合わせた事業実施の評価が必要である。県としても、そのような評価を求め、また、県としての再評価が必要である。 委託事業別には以下のとおり。 ・旅の案内人事業 ・空席内のタクシーの指路配車や各観光協会に派遣した人材からの各月の報告はあるが、どのような情報提供を行ったのか、ボランティアガイドのネットワーク化をどう図ったのか等の詳しい報告はない。また、実施状況や進捗、事業目的を達成するためにどのような改善点があるのか、観光客のニーズはどうかなどの自己評価・報告はなされていない。 ・観光従業員賃金対策 実施したセミナーのレジュメ等は報告されているが、事業目的を達成するためにどのようなセミナーを実施したことし、実施先をどういう選考で選び、セミナー参加者が何名で、参加者の意見はどうだったのか、今後の改善点はどうか等の詳しい報告はなされていない。 ・産業新生アクションプログラム 「アクションプログラム」報告書の評価、改善点は十分に検討されているか、どのように「沖縄振興計画」「沖縄総合計画」に反映されたのか不明である。	2-64	有	・旅の案内人事業：毎月各人の対人から報告書提出されている。(平成16年度に事業終了) ・観光従業員賃金対策：平成16年3月に「観光従業員等賃金向上事業推進計画」を作成し、指撥された財源について報告した。(平成14年度に事業終了) ・産業新生アクションプログラム 報告書に盛り込まれた現状分析、課題、展開方向を参考に、沖縄産業振興のための基本的課題、施策の推進方向等を内容とする「沖縄産業振興計画」を平成14年10月に策定したところであり、現在は、「第3次沖縄産業振興計画」に基づき、施策を推進している。	有	沖縄県 公表 H16.5.14 第3257号	事業終了のため事業報告で対応済であるが、事業の継続は必要である。	
8	会計帳簿等の電算化が必要 (沖縄コンベンションセンター) (観光振興課)		OCVBにおいて、備品購入品費・修繕費の補助費を調査したが、いまだ手番・手計算で行われている。 また、業務量増加の目次についても、手番であった。市販の会計ソフトを用いれば、効率よく正確に同様の業務を行うことができると思われる。事務効率等のための電算化が必要である。		有	・信用申し込みから利用料金課税及び帳簿作成にかかる事務について、電算化し効率化を図った。	有	沖縄県 公表 H16.5.14 第3257号	指撥を請じたといえる。	
9	委託料の減額交渉及びその過程の明確化が必要 (商工振興課)		大部分の委託事業において、契約金額と見直し金額がほぼ同じであり、委託先が予算に合わせた結果がそのままとされている。また、租見直しを取るのが本来であるが、「特別事情」により一つの見積りの場合でも、通常は見積書を何回か修正し交渉した結果として契約金額が異なるものである。実際には交渉が行われたケースもあり、最終的な見積りを最終として残しているものも少ないが、減額交渉の過程は明確にのこすべきである。 予算内というところで、減額交渉が行われていないとしたら問題である。一旦決まった予算でも、その範囲内で繰出をどう抑制するかという視点は必要であろう。民間企業の場合、支出予算はより厳格に守られるべきであるが、言の旨は予算を削減しようという意図が強く、そのことが財政収支の大きな足かせになっているとされており、是正すべきである。ゼロ予算も同様である。	2-64	有	委託料の超過額については、委託団体である(社)沖縄県工業連合会の負担となることも、県への実績報告を実施の超過額を明示して実績報告を行うよう改善する。	有	沖縄県 公表 H16.5.14 第3257号	商工振興課は指撥を請じているといえるが、他の課は未対応となっている。	
10	事業の民間委託の促進が必要 (商工振興課)		産業まつり推進事業(社)沖縄県工業連合会(14,940千円)については24年組んでいる事業である。県としても委託費を減額し開催当初の半分程度となり、参加企業等による民間負担が3分の2以上となっているようであるが、この10年間は、景気の影響を受け、入場者数も過去に比べて減少している。この種のイベントの効果は計画的に明確でない場合が多いが、過去に比べると類似のイベントが増加したことや、民間に同じ形を実施することのマンネリによる低減も考えられ、一時的な「産業振興」策であるということだけでなく、アンケートの実施やSNSなどによる効果の計測等、事業効果を見極めるための努力をし、事業の運営方法や事業そのものの実施の見直し等を検討する必要があると思われる。	2-64	有	産業まつりについては、民間活力を促しながらより一層効果的な事業実施を図る必要があるとの観点から委託先も含めた関係機関より検討を行った結果、沖縄の産業まつりについては平成16年度より、内容及び入場者の産業まつりについては、それぞれ平成15年度及び平成16年度より、事務局をこれまでの県主催から、民間主導関係へ移行して実施している。その結果、内容の充実が図られ、来場者数や販売額の増加など成果があがっている。県としては、今後も引き続きより効果的なイベントが実施されるよう支援していく。	有	沖縄県 公表 H16.5.14 第3257号	指撥を請じたといえる。	

平成14年度 指状状況一覧表 委託料及び公の施設の管理委託団体に関する事務執行

番号	項目	予算の 款・項・目	指撥・意見の内容	報告書の ページ数	指撥の 有無	指撥を請じた場合		指撥を請じていない場合		指状状況に対する H22年度包括外部監査人による評価
						請じた指撥の 具体的な内容	公表の 有無	指撥を請じていない理由		
4	施設管理の再委託契約(入札)について競争性が促わしい実態がある (観光振興課)		OCVBの再委託契約のうち、1年4,000千円以上の委託業務について、指名競争入札の実施状況を検討した結果、特徴として下記の2点が挙げられ、競争性が促わしいものとなっている。①入札参加者の数は、H22は約70-80人で推移し、H23は約7万人、H24は約8万人と急激に増加している。H22は約70-80人で推移し、H23は約7万人、H24は約8万人と急激に増加している。H22は約70-80人で推移し、H23は約7万人、H24は約8万人と急激に増加している。H22は約70-80人で推移し、H23は約7万人、H24は約8万人と急激に増加している。	2-59	有	競争入札の原則を徹底するのは当然であるが、ご指摘のとおり、指名入札業者が固定化する等の理由により、競争原理が機能していないと疑われる事業については、平成15年度から次の措置をとるよう改めていく。 (1) 一般競争入札へ移行する等、競争原理の確保を図る。 (2) 指名競争入札、見積競争にあっては、最低10社以上の業者を参加させるものとする。 (3) 特殊業務や業者が限定されている等のため、一般競争入札が困難な場合は、入札にあたっては、仕置書を明確にし、明確な仕様書と提出させるとともに、業務範囲やサービスの質向上も含めた全コンパの要素も導入し、価格、質の両面を評価するシステムを検討する。 (4) 清掃等の単純業務や、技術さえあれば委託業務遂行可能な業務については、個人への委託を積極的に導入する等、入札への新規参入者の拡大を図り、競争原理の確保を検討する。	有	沖縄県 公表 H16.5.14 第3257号	(1)及び(2)に関しては指撥を請じたといえる。 (3)及び(4)に関しては指撥を請じたとは評価できず現在検討中であり対応が遅い。	
6	沖縄コンベンションセンターの利用状況の向上が必要 (観光振興課)		沖縄コンベンションセンターは昭和62年開館以降、催し件数はH5～H11まで約400件前後で推移し、H12、13は500件を超えた。これは、大会連発2が平成12年5月に新規開館したためである。また、入場者数は、H22は約70-80万人で推移し、H23は約70万人、H24は約80万人と急激に増加している。H22は約70-80万人で推移し、H23は約70万人、H24は約80万人と急激に増加している。H22は約70-80万人で推移し、H23は約70万人、H24は約80万人と急激に増加している。	2-60	有	・利用者の向上を図るため、県外・国内外利用者の数目標を設定するとともに、割引料金を設定する等、観光活動を活性化し体面化を図ることを実施した。 ・稼働率の算定方式について、見直しを行った。 ・H22の休館日(第2、4火曜)を廃止した。	有	沖縄県 公表 H16.5.14 第3257号	指撥を請じているが制度の定着までさらなる努力が求められる。	
8	施設(沖縄コンベンションセンター、万国博覧館)の収支改善が必要 ①沖縄コンベンションセンター (観光振興課)		支出が収入より半分も超えない状況にあり、多額の支出超過と、さらに投資額108億円を考慮すると、多額の県民・国民負担となっている。非常利事業のため利益を出す必要はないが、支出の大部分を収入によりカバーする努力が必要である。 収入については、国際会議等の開催はもとより県内利用の積極的な展開、民間の同様の施設を考慮した利用の促進等が必要であると思われる。県との契約書では「施設活動等の義務」が明記されているが、広報宣伝費の少なからず削減活動の不足が伺える。 支出については、外部委託の維持管理費が6.6%、人件費2.9%となっており、今後の経費削減の余地は多額にあることを考え、外部委託の削減や、常勤の職員定数の見直し、また、指名競争入札の実施等を通じた更なるコスト削減が必要である。	2-61	有	・収支改善を実現するため、経営改善計画の策定を行った。 ・平成18年度からは、指定管理者制度適用し運営を行っており、H21現在、収支は改善している。	有	沖縄県 公表 H16.5.14 第3257号	指撥を請じたといえる。	
	②万国博覧館 (観光振興課)		同館は、開業から2年目であり、日数からみた稼働率は4.5%。なお、利用料の対象となっているのは会議棟のみである。最大利用料を全日利用の半額で計算してみると62,930千円、実際の利用料(除税前)は24,139千円であり、38.5%と若干低くなる傾向が強い。 しかしながら、収支状況はH13で107,633千円の支出超過で、委託料支出の2割弱をカバーしているにすぎない。H14は約12,000千円の収入見込みとのことであり、1割弱の増収にもかかわらず稼働に悪いと評価されるを得ない。 支出については、外部委託の維持管理費が6.6%、人件費2.9%となっており、今後の経費削減の余地は多額にあることを考え、外部委託の削減や、常勤の職員定数の見直し、また、指名競争入札の実施等を通じた更なるコスト削減が必要である。		有	・収支改善を実現するため、経営改善計画の策定を行った。 ・平成18年度からは、指定管理者制度適用し運営を行っており、H21現在、収支は改善している。	有	沖縄県 公表 H16.5.14 第3257号	指撥を請じたといえる。	

平成15年度 措置状況一覧表 神島県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	
1	長期延滞未収金について 【県立病院課】	款：病院事業収益 項：医療収益 目：入院収益・外来収益等 (平成22年度予算には該当なし)	①長期滞納先に関して、回収率が極端に低下する1年超～2年を経過した滞り先について、病院管理局で一括管理・回収(法的措置を含む)を、外部委託を含め行った方が望ましい。	1-67	無	【外部委託】については、平成18年度2月から債権回収サービス業者と委託契約を締結し、平成19年度は全県立病院で回収委託をおこなっている。 また、平成20年7月から未収金発生初期段階における債権回収委託(サービサー)を北部病院で実施しており、平成21年度からは中部病院、南部医療センター、こども医療センター、吉古病院、八重山病院の4病院にも導入している。 【法的措置】については、平成15年度から支払い督促を申し立てており、平成22年7月末までに412件の支払い督促を申し立て、うち267件の債権名義を取得している。 強制執行は、平成19年度において、北部1名、八重山1名の債務者について強制執行手段として、債権差押命令申立てを実施した。	無	一括管理については、各病院が効率的に業務を行ううえで困難と考えている。	措置を講じたといえる。しかし、タイミングが悪い。公表がなされていない。 指摘・意見の趣旨は、実効性ある回収措置を講じることにあり、そうだとすると、債権回収業者や法的措置に踏み込んでいる以上、一括管理を採用しなかったことが、不当とはいえない。しかし、一括管理を採用しなかった理由について、何も回答していない点は問題である。	
2		款：病院事業費用 項：医療外費用 目：雑損失	②長寿滞納者に関して、本人が死亡しており、保証人がいない場合でも、滞り期間の5年が経過しないと債権を行使しきれない見込まれた。この様な確実に回収が望めない滞り者の場合は、早期に不能欠損処理をすることを検討する必要がある。	1-67	有	当該債権については、神島県財務規則第52条第6号により、不能欠損処理を実施している。 平成17年度の高裁判決により、公立病院の個人医療未収金等の債権の消滅時効の援え方が、公法上の債権(5年、時効の援用の必要なし)から、私法上の債権(3年、時効の援用が必要)へと変更になったことに伴い、時効消滅による不納欠損が、減少している。 【平成21年6月22日号外第19号】公表	有		措置を講じたといえる。公表がきわめて遅い。平成15年度の措置・意見に対する措置公表が、何と5年後になされている。包括外部監査への対応に問題がある。	
3	人件費について 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医療費用 目：給与費	③医師の初任給調整手当てに関して、神島県全体を離島その他へき地とする機軸は見いだしがたく、再検討の余地がある。	1-67	なし			医師不足等の中、初任給調整手当てのエリア区分に差を設けることは困難と考えています。	措置を講じたとは評価できない。いつ検討されたのか、時期が不明。 (どういう形で検討されたのか、それとも検討もされなかったかについても不明)。「医師不足等」という抽象的な概念から、具体的な検討を回避しようとするものである。公共性を理由として非効率・不合理性を主張させている。	
4		款：病院事業費用 項：医療費用 目：給与費	④勤労手当てに関して、給与条例、期末手当等規則では、任命権者が一定の範囲内で定めると規定されている。ところが、実際上全員同じ成算率が運用されている。条例等に沿った運用ができるのではない。	1-67	なし			包括外部監査意見も参考に、勤労手当ての成算率の運用ができるよう評価制度を整備し、具体的な運用ができるよう取り組みます。	措置を講じたとは評価できない。いつ具体的な運用について実行されるのか時期が不明。 そもそもこれは指導事項である。対応がきわめて遅い(平成15年度指摘。平成22年度になっても措置なし。公表なし。)	

別紙 9

平成14年度 措置状況一覧表 委託料及び公の施設の管理委託団体に関する事務執行

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無	講じた措置の具体的内容	公表の有無	
11	福祉保健課 県立福祉施設に係る県の負担を明確にする必要がある (福祉・介護課)		県立福祉施設について、県は事業団に対して委託料を支払っており、一方、その施設に係る収入は県に直接、民生費負担金・民生使用料・民生費団費負担金等の歳入として計上されている。よって、県の負担額は支出した委託料からこの歳入額を控除した額となる。 県立で運営していることによる余分な負担額を明確にする必要がある。そうすることによって、不効率な部分の改善が可能になると思われる。普段から、そうした県の最終的な負担額を明確にし、それをいかに削減するかという視点が欠けていると言わざるを得ない。	2-65						民営化で措置済。
12	県立福祉施設の民営化の促進を (福祉・介護課)		社会福祉施設は全国的に公営よりも民営の方が多くあり、神島県も県営施設(事業団委託を含む)の民営化の促進を検討すべきである。 公営による最大の欠点は、経費効率化による採算を追求するという視点が無いこと、硬直的な公務員給与制度により人件費の削減がそのまま放棄されるため、かなりのコスト高となることである。 人件費が委託費の大部分を占める背景には、そこで従事する職員は給与決定基準が、県職員に準じていることや年齢構成の高さなどによる。職務的経費である人件費の高さは、運営費の硬直化を招いており、施設の修繕等、必要な項目に財源を振り向けられなくなっている。 経営不在が長期化し民間の会社等では経営悪化をなんとかしようと、大リストラ時代となっている。その中心的な対策は人件費削減であり、雇用確保のためには給与カットも当然のこととなってきている。県の財政状況も悪化している中で、民間社会法人への委託を促進する必要があると思われる。	2-69						民営化で措置済。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の 具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
8	材料費について 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医薬費用 目：材料費	①薬品の滞留がある。病院管理局において、各県立病院の滞留に関する情報を共有化し、必要に応じた転送、消費が望まれる。	1-59	有	薬品の滞留への対応については、監査の指摘に基づき、平成16年度から各県立病院間において、期限切れ見込み薬品、不要薬品の情報を共有し、必要に応じて転送、消費している。 なお、平成20年度には、県立病院による一括見積もりを併せて、全県立病院の採用品目一覧表を作成しているため、当該一覧表を活用することにより、他県立病院の採用品目を把握でき、よりスムーズな転送が可能となっている。 【平成20年6月23日号外第22号】公表	有			措置を講じたといえる。指摘に対して、すみやかに措置がとられている。ただし、この点について公表はなされていない（または平成20年公表?）。
9		款：病院事業費用 項：医薬費用 目：材料費	②診療材料の購入に際し、単独の見積もり提示となっているものがある。単独見積もりは例外とし、それしか得られない場合は合理的理由を検討すべきである。	1-59 1-60	有	各病院における見積もりや、平成13年度から県立病院課において実施している一括入札においては、単独見積もり・入札の提示も多く見られたため、監査の指摘に基づき、平成18年度から、材料統一を図ることによるスケールメリットを生かしつつ、広く見積もりを受け付けるため、診療材料規格統一化委員会を立ち上げ、県立病院課における統一材料の一括入札を実施し、低価格購入に努めてきた。 平成19年度から、外部民間コンサルタントを活用した診療材料費削減プロジェクトを実施し、低価格購入に努めてきた。 その手法は、県立病院課において、各県立病院が採用している材料情報ととりまとめ、一括見積もり合わせに付し、複数の会社から見積もりを徴し、最低価格を提示した会社と契約を締結している。 なお、年度途中で新規採用する品目については、一括見積もりから外れるため、2社以上の見積もりを徴するように各病院を指導しているが、診療材料分野においては、業者が限定され単独見積もりとなる品目が少なくないため、外部コンサルタントから得たベンチマーク情報を基に価格交渉を実施したり、両面両効品の提案を受け付け、メリットがある場合には切替を検討している。 【平成20年5月23日号外第22号】公表	有			措置を講じたといえる。ただし、対応はやや遅い（平成15年度→平成18年度、平成19年度）。公表もやや遅い、と思われる。措置の内容については、具体的かつわかりやすい説明がなされている。
10	減価償却の開始時期について 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医薬費用 目：減価償却費	資産を取得した年から月割償却するよう会計方針を要変更することが望まれる。	1-60	無			内部検討の結果、過年度との比較分析の観点から、財務規則に基づいて取得の翌年度からの減価償却を継続することとし、会計ルールの変更は実施していないが、今後は、新公営企業会計基準の導入に合わせて、月割償却する方針で検討している。		措置を講じたとは評価できない。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価	
						講じた措置の 具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由		
5		款：病院事業費用 項：医薬費用 目：給与費	③特殊勤務手当に関して、たとえば夜間看護部等手当が給与条第21条の要件を満たすものか、再検討の必要がある。	1-58	なし						措置を講じたとは評価できない。 検討プロセスが示されている。時期についても明示しているのは妥当である。 しかし、対応がきわめて遅い（平成15年度指摘。平成22年度になっても措置なし。公表なし。）。
6		款：病院事業費用 項：医薬費用 目：給与費	④給与に関して、一定以上の効果に貢献した担当者又は組織に対して、相応の見返りを与える仕組みを作るべきである。たとえば、能率給の導入、勤続手当の強力的運用、給与体系の抜本的変更。地方公営企業法全面適用も検討課題である。	1-58	なし						措置を講じたといえる。 地方公営企業法を全面適用したのだから、その平成18年度で、この点には措置があったとして、公表すべきだった。手続に問題あり。 給与体系の抜本的見直しについては、対応がきわめて遅い（平成15年度指摘。平成22年度になっても措置なし。公表なし。）。 検討プロセスと時期について明示している点は妥当である。
7	退職給付債務について 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医薬費用 目：給与費	①地方公営企業法施行令第9条第6項には健全な会計処理がとられている。県立病院事業財務規則第123条には、退職給与引当金の計上について規定がある。沖縄県立病院事業会計において、退職給与引当金を計上すべきである。	1-58 1-59	無						措置を講じたとは評価できない。これは指摘事項である。この指摘事項に対する対応がきわめて遅い（平成15年度指摘。平成22年度になっても措置なし。公表なし。）。 しかも、計上される予定は何と平成25年度。10年間も実質上放置されている。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の 具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
12	一般会計繰入について 【県立病院課】	款：病院事業収益 項：医業外収益 目：他会計補助金 等	①早急に一般会計繰入基準（積算基準）と財政課による査定基準間の不一致及び不確実性を解消し、一般会計が負担すべき負担金や補助金を明確化する必要がある。	1-61	有	監査の結果に基づき、平成16年度当初繰入金から、財政課と協議の上、総務省繰出基準の解釈について一定のルールを定めた。	有			公表の時期等詳細の記述がない。 包括外部監査への対応は迅速である。 しかし、措置を講じたとは評価できない。監査手続において、その後の運用が恣意的であることが判明した。 これでは意見が有様きになっている。 重大事項であり、内部のチェック体制が大幅に問題があるか、組織的なチェック自体が機能していない。 本事例は措置がされたとして、公表もしたあと、業績悪化等別の事情から、運用が恣意的になされ、職人基準の制度自体が機能不全になった。いくら措置がなされても、その後元の悪い状態に戻るようなら、組織のあり方とチェック手続にほとんど信頼がおけないことになる。重大な監査リスクが明らかになったと考える。 沖縄県自体に、もし内部監査のしくみがある、と主張したいならば、発覚と早急な対応が望まれる。
13		款：病院事業収益 項：医業外収益 目：他会計補助金 等	②法17条の3に基づく補助金は、病院事業（特別会計）にとって不可欠的、臨時的として異常な原因から発生した費用であり、理由は厳格に解されなければならない。よって、監査の結果に即したように、統括管理費として一括して措置化された補助金は避ける必要がある。	1-61	有	平成16年度繰入金から、それまで一括して措置されていた統括管理費は廃止した。	有			措置を講じたといえる。実質的には、包括外部監査への対応は迅速である。 公表の時期等詳細の記述がない。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の 具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
11	医療機器の稼働状況 管理について 【県立病院課】	款：病院事業収益 項：医業収益 目：入院収益・外来収益等 (平成22年度予算には該当なし)	各病院の責任者は、高額医療機器に関して定期的に稼働状況を把握することが望ましい。そして、利用率の向上を方策を検討することが有用である。具体的には、高額医療機器が有効に利用されている場合、定期的なメンテナンス等の場で現場医師等に報告し、有効利用されるような意識づけを行う。利用率が低下している場合は、迅速な対応を考える。	1-60 1-61	有	1 平成18年11月に「今後講じる措置の予定」表を作成。 2 高額医療機器については、次年度の予算要求において、稼働計画（年間〇〇件、〇〇時間）等を報告することとした。 3 各病院の現在の対応状況は次のとおり。 ① 北部病院：月に一度定期的に開催している経営健全化委員会でMRI・CT等の使用件数の推移を年度別・月別に分析し、稼働状況の把握や業務の効率化に取り組んでいる。 ② 中部病院：業務月報等で常時、稼働状況を把握、実態としては、高額医療機器の稼働がほぼフル稼働の状況であり、慢性的に予約待ちの患者を多くかかえている。むしろ必要に対して機器整備が全く追いついていないのが現状。 ③ 医療センター：高額医療機器については、開院した平成18年度以降月別の検査件数について把握。 ④ 宮古病院：毎月、機器の利用件数、人数を集計している。また、利用目標（各月平均）を年度当初で計画し、目標達成を進めている。利用状況については、院長ヒアリング（上半期・下半期）や医局会に必要に応じて報告している。 地区内の開業医に対しては地域連携を通じて情報提供に努め、共同利用を促進している。 ⑤ 八重山病院：毎月、機器の利用件数、人数を集計している。また、利用目標を年度当初で計画し、目標達成を進めている。 地区内の開業医に対しては地域連携を通じて情報提供に努め、共同利用を促進している。	無			措置を講じたといえる。各病院毎に具体的な対応がとられている。 しかし、包括外部監査への対応がやや遅い（平成15年度→平成18年11月）。 措置が、実質となされているのなら、公表すべきである。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペ ージ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の 具体的な内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
15	診療科別原価計算の 導入が必要である 【県立病院課】	(平成22年度予算 には該当なし)	診療科別原価計算の導入が必要である。	1-63 1-64	有			(株) アプリシアにより、平成16年9月 ～平成17年3月まで、北部病院、中部病 院、宮古病院の3病院に調査に入り最終的 に北部病院・宮古病院について診療科別原 価計算を行った。 現在、医療センターについては、医事会計 システムに関連システムが附属している が、他の県立病院については、新たにシス テムを導入する必要がある。 当該指摘事項を実施するためには、調査内 容から、病院全部門において、多大な時 間、労働コストが必要となり、現在の所、 活用することは困難である。		措置状況を評価することは評価できな い。包括外部監査に対する対応 は、一応なされた、と思われる。 しかし、精アプリシアの成果に 対して、なぜ措置をおこなわない ことにしたのか、その理由が理解 できない。公表もなし。 コンサル会社が原価計算ができ たならば、外注委託さえしたら、病 院とはいえないにしても、原価計算 ができる。県立病院の実情を分析 できるはずである。 できないというための（「ため にする理由づけ」）方便として、 コスト増といっているにすぎな い。そうでないというのであれば、 現存の制度のメリットが、デ メリットを上回ることの根拠を明 示すべきである。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペ ージ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の 具体的な内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
14	病院事業収益 項：医療外収益 目：他会計補助金 等		④査定基準と積算基準との適合性が必要である が、同時にそれぞれの具体的な基礎の理論 的合理性も当然追求していくべきである。 救急医療に関する経費については、①医師 の待機費用：宿直手当全国平均17,000円で計 算しているが、全国平均を採用する合理的理 由が見当たらない。なぜならば、医師等の人 件費は別に厳格に規定され、各病院の設置の 範囲内におさまる代物ではないからである。 ②看護師の待機費用：看護師についても医師の 場合と同様で、夜間勤務手当のみ措置の合理的 根拠に欠ける。③空床確保の費用：空床確 保に伴う機会費用を認識しているようである が、その場合ならば、入院取付からそれにか かる薬品代等の直接費用を控除した金額を基 にして、空床確保経費とすべきである。 結核病院の運営に関する経費については、 ①医師の時間外手当：全国平均に置き換える 根拠が乏しい。②物件費に関して：少なくと も材料費については、全体の病床数×病床利 用率と結核病床に関する病床数×病床利用 率の比率で按分するほうがより合理的であ ろう。 医療に要する経費については、①給与費に ついて、時間外手当は医師一人あたりの診察 時間を全国平均時間で計算すべきである。② 委託費の按分に関して、高度医療患者数比率 で按分するのが合理的である。理算基準で は、至極按分になっている。③減価償却費の うち1/3は少なくとも経費として按分して よいのではないか。④材料費は直接把握可 能ではないか。 附属診療所の運営に要する経費について は、①企業債元利償還額の2/3は、その他 経費から捻出されるべきである。②診療所の維 持のためには、医師等派遣応援は必要であ り、国庫補助はあるものの、それを超えて発 生する部分についてまで、査定がこれを除外 した理由が見当たらない。	1-61～ 1-63	有	平成16年度繰入金から、査定基準と積算 基準の適合を図るため積算ルールを定め、 医師の宿直手当を全国平均で計算するなど の合理的理由が見当たらない方法は廃止し、 直接経費の計上と間接経費の按分計上 等、合理的な方法により積算することとし た。	有		公表の時期等の詳細な記述はな い。一見対応は迅速のように見え る。 しかし、措置を講じたとは評価 できない。番号12で指摘したよう に、実態は、恣意的な運用がな されている。 監査リスクは、きわめて大きい。 救急医療経費①、②、③、結核 病院運用経費①、②、高度医療経 費①、②、③、④、附属診療所運 営経費①、②について、各別に回 答すべきである。 さらに、いったん定められた手 続等の措置が恣意的な運用に肯 定されていないか、沖縄県自らが 検証する必要がある。	

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成2 2年度包括外部監査人による 評価	
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由		
5	【産業貿易課】	1 産業振興公社・台北事務所及び福州事務所運営費：海外事務所 の経費条件について、上長は支出を証明する原始証拠を受領、 査閲していない。	2-24	無	台北事務所においては課税対象から 除外されているため原始証拠を本社あ てで送付している。 財団の会計事務は、沖縄県財務規則 に準じて作成された「財団法人沖縄県 産業振興公社財務規程」に基づき行わ れている。海外事務所における会計事 務はさらに「財団法人沖縄県産業振興 公社海外事務所会計処理要領」に基づ いて行っており、支出に際しての原始 証拠の査閲は（出納員である）海外事 務所長が行うこととなっている。（以 上、平成17年5月17日公報第3357号） また、現在は「財団法人沖縄県産業振興 公社事務決裁規程」において100万円 未満の執行および支払いに関するこ とは海外事務所長の専決事項として規 定されており、原始証拠の査閲は海外 事務所長の権限で行われるものとして 取り扱っている。 県補助金規則に基づく県の審査水 準については、県財務規則第209条第1 項ただし書き及び同条第2項に準じ、 海外事務所長が原本証明を行った支出 額書と証拠書類の写しを提出させるよ う財団に指導を行った（平成17年5月 17日公報第3357号）が、現時点で徹底され ていない。今後、あらためて指導を 行っていく。 なお、台北事務所については、現地 での事務所に対する税務調査等がない ため、原始証拠は本社にて保管され ており、補助金確定の審査の段階では いるが、福州事務所については、現 地の税務調査に備え、原始証拠は当 地に保管することが増地税務当局から 求められており、補助金確定審査の 際は写しを調査せざるをえない実情 がある。	有	【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号P 89】			措置を講じたといえる。 福州事務所については、所 管課の既明にも領収書が あり、不当とはいえない。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成2 2年度包括外部監査人による 評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
1	【加工労働部】	1 交付規程等に定める様式で書類を作成することが必要である	2-16~	有	交付規程に定める様式を使用し改善 した。	有	【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号P 37~38】		措置を講じたといえる。
		2 実績報告書と検査調書の作成順序を規則等に合わせる必要が必 要である	2-17	有	実績報告書と検査調書の作成順序に ついては、補助金規則等に合った対応 に努めている。 （平成16年度より検証） OCB運営事業費（観光企画課） （平成16年度より検証） 研究開発費補助事業（新産業振興課） 情報通信産業振興支援事業（情報産業 振興課） 組織化指導事業（経営企画課） ちゅら島観光地形成推進事業（観光振 興課） （平成19年度より検証） OCB補助事業費（平成17年度に現在の 所管課（観光企画課）へ移管） ※別添資料参照	有	【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号P 37~39】		措置を講じたといえる。
		3 検査調書の目的が実態に即していない		有	検査調書は、実態により作成するよ う配慮している。	有	【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号P 37】		措置を講じたといえる。
		4 消費税に対する取扱いが明確でない（精算による返還、交付 規程等への明記）		有	補助金の交付状況に応じて、補 助金交付要綱等に適切な取扱いを定め るよう配慮している。	有	【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号P 37】		措置を講じたといえる。
2	【観光企画課】	1 遂行状況報告書の提出が必要である	2-19~	有	4半期ごとに遂行状況報告書を提出 している。	有	【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号P 37】		措置を講じたといえる。
		2 補助金で購入した固定資産について現物確認を行う必要がある		有	商品台帳を整理し確認を行なってい る。また、今年度についても年度末に 任意で行なう現地検査において、確認 を予定している。	有	【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号P 37】		措置を講じたといえる。
3	【観光振興課】	1 観光イベント振興事業費、グリーン推進事業について、観光 振興事業補助金交付規程においては、四半期ごとに遂行状況報 告書を如事提出することになっているが、提出されていない。交 付規程に定めた遂行状況報告書の提出が必要である。	2-28~	有	平成16年度より交付要綱と併せて四半 期ごと遂行状況報告書を提出させ改善 した。	有	【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号P 38】		措置を講じたといえる。
4	【工業・工業振興課】	1 T10研究開発費：固定資産について、固定資産管理台帳に 残った管理がなされていない。		有	固定資産管理台帳を作成し、適切に 資産管理を行っている。	有	【平成17年5月17日付沖縄県公 報第3357号P 38】		措置を講じたといえる。
		1 工業振興事業費：交付原単位に依り補助事業着手届を提出 する必要がある。		有	補助事業着手届の提出については、 今後提出するよう改善を図る。 当該事業については、財団法人沖縄 県工業振興センターが所管していた が、同財団は、平成18年4月28日付け で解散した。【平成17年5月17日付 沖縄県公報第3357号P 38】				措置を講じたとは評価で きない。 措置をするのにさほど時 間を費やすとは考えられな いから、事実上放置に等し い。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	措置・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
8	福祉保健科	1 補助金の「ゼロ精算」：実支出額について合理的に集計されたものか吟味する必要がある。							措置を講じたとは評価できない。
		2 補助金の検査：補助金額確定に先立つ調査が不十分（チェックリストの作成が必要）							措置を講じたとは評価できない。
9	【医務福祉課】	1 臨床研修医奨学金等補助金：研修期間終了後中・長期的に県内に定着している者をベースに県内定着率を計算すべきである。	2-29	有	県立中部病院の会員名簿（平成16年度）を基に県内勤務医師の割合を算出したところ60.4%であった。なお、それ以降については、会員名簿は作成されていない。 また平成22年4月1日現在の県立病院勤務医師のうち、県立病院の研修経験者を調べたところ61.0%であった。 当該事業は、県立病院で実施している初期・後期研修医に対して奨学金を支給し、そのうち後期研修を修了した者に対して、離島・へき地等での1年間の勤務義務を課す事により、医師不足地域における安定的な医師確保を目的として実施しております。 この措置の「県内定着率」に関しては、研修修了後に離島・へき地等での勤務義務を果たした者の割合を表すものであり、正確には「県内定着率」ではなく、「義務履行率」になります。 なお、県内定着率の算定については、現在は、個人情報保護法の制約等により、全医師の追跡調査が困難であることから、正確な数値を出すことは難しいがあります。 中・長期的な医師の勤務状況を把握可能な数値として、県立中部病院の会員名簿（平成15年度）を基に県内勤務医師の割合を算出したところ60.4%ありました。	無			措置を講じたといえる。 平成20年5月23日公表では、「定着率を算定するための調査方法等について、今後検討していく予定である。」とされている。 しかし、具体的な稼働状況が明らかでない。測定できないものは改善できない。測定を区切って定着率を測定する方法について結論を出すべきである。
		2 医療関係者養成確保対策等補助金：県が補助を行うことを明記した要綱がない。		有	医療関係者養成確保対策等補助金のうち、措置のあった看護師等養成所運営事業に関して、県の交付要綱を制定し、平成17年10月25日施行。	有	【H17.5.17付第3357号P42】		措置を講じたといえる。
		平成14年度の本補助金の実績報告についての記載書の日付の誤り等							

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	措置・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
		海外活動調査費の旅費日当の支給が不合理であり、精算する必要がある。	2-24	有	沖縄県産業振興公社では、平成17年4月に旅費規程を整備し下記のとおり取り扱っている。 第5条 海外事務所職員が在勤地域内で行う際の旅費の額は、旅費規程の県内旅費及び外国旅費を準用する。 2 海外事務所職員が在勤地域内において、日帰り出張を行う際は日当は一日当たり700円とする。 3 海外事務所職員が宿泊を要する出張を行う際は、外国旅費を適用する。 （質問）精算は行われなかったか。行われたのであれば、サンプルを示してください。→平成15年度当時は、沖縄県旅費条例に従って旅費を支給している。当該条例に従えば海外では内国旅行に規定されている県内旅行の規定は適用されず、出張地と同一地域内であっても距離250km以上であれば旅行先の区分に応じた日当を支給することとなる。また、中華民国においては措置の丙地方ではなく、県通知に基づき乙地方の扱いをしており、適正であったと判断しているため、当該年度での精算は行っていない。 現在は前記した措置に基づき取り扱っている。（別添参照）	有	【平成17年5月17日付沖縄県公報第3357号P30】 【平成18年5月16日付沖縄県公報第3455号P17】		措置を講じたとは評価できない。外部監査人の意見の趣旨は、特種勤務手当と重複していること、内国旅行での旅費に支給される金額より大きいことから、支給が不合理であるというものである。県の対応は、条例や通知に適合していることだけであり、相違点の認識に差がある。
		2 海外ビジネス支援事業：産業振興部長の人員費を100%補助金で賄うことは妥当でない。		有	補助金の対象を整理し、現在は各事務所長および現地スタッフのみの人員費を100%負担しており、措置のあった産業振興部長の人員費は負担していない。	有	【平成18年6月16日付沖縄県公報第3455号P17】		措置を講じたといえる。
6	【雇用対策課】	雇用開発推進機構運営費：基金の取り崩し（執行）について、実績報告を行い、審査を受ける必要がある。	2-25	有	平成17年7月に、平成14年度分及び平成15年度分の取り崩しによる経費支出の状況を報告させ審査したところであり、平成16年度分については、例年提出される財団の事業報告書と併せて報告書の提出があり審査したところである。平成17年度分以降についても引き続き実績報告させ審査している。	有	【平成18年5月16日付沖縄県公報第3455号P17】		措置を講じたといえる。
7	【産業政策課】	産業振興公社運営費：事務所使用料等を面積によって按分しているが、負担関係の検証が判明しなかった。	2-26	有	面積の按分による支払い方法を改め、現在は、公社運営費から、事務所使用料等を一括して支払っている。	無			措置を講じたといえる。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指撥・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2 2年度包括外部監査人による 評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
		4 市町村障害者社会参加促進事業：交付申請、交付通知等が交付要綱に従っていない。	2-46	有	交付申請の提出期限については、本補助金交付要綱第5条で「6月末日」と定めているが、ただし書で「知事が特に必要と認めるときはその提出期限を変更することができる」と記している。国の内示が選れた場合は、このただし書により対応していく。 遂行状況報告については、平成16年2月にその規定を一部見直し、実態に即した要綱に改めた。	有 【平成17年7月17日付神崎県公報第3357号P42】	有 【平成17年7月17日付神崎県公報第3357号P42】	措置を講じたといえる。 ただし、意見の趣旨は、交付申請が12月になされているものが多いが、それが常態化しているのであれば、交付要綱そのものの見直しが必要ではないか、というところにある。この点について検討されたかが明らかにされていない。
		5 身体障害者福祉工場運営費補助金：従業員の要件が本来の趣旨から外れる傾向にある。	2-46	有	当該施設での従業員については雇用契約を締結しているため、その契約に基づき雇用している従業員についても雇用は継続している。今後とも監査等により重度障害者を雇用するよう指導する。	有 【平成17年7月17日付神崎県公報第3357号P42】		措置を講じたとは評価できない。 厚生省社会局長通知が現実を規律するのではなく、現実が制度を規律している。今なお、この実態を是正しており、柔軟性の点から問題である。さらに、個別事情を考慮して従業員の要件を呼び縮みさせることは恣意が入り込む。通知それ自体の妥当性を議論すべきである。
		平成14年度の実績報告の精算書の計算に誤りがある。	2-47	有	平成16年度実績報告は下記のとおり精算し、基準額にあわせて確定を是正した。 総事業費 65,671,347円 収入額 9,410,200円 経口額 56,261,147円 要県補助金 47,614,000円	有 【平成17年7月17日付神崎県公報第3357号P43】		措置を講じたといえる。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指撥・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2 2年度包括外部監査人による 評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
10	【長寿社会対策室】	1 軽費老人ホーム事務費補助金：総会の運営規定が改定されていない。入居条件を書面に具体的に記載する必要がある。	2-36		1. 運営規定の改定→平成16年11月1日付で、運営規定を改定した。2. 利用承継の事情の明記→「軽費老人ホーム入居履歴記録表」を改定し、指撥内容欄に「(入居条件を記載)」と追記した。			措置を講じたといえる。
11	【障害保健福祉課】	1 神崎県身体障害者デブサービス事業補助金：事業実施内訳書の記載方法が市町村により区々である。	2-43~	有	補助金交付にかかる提出様式の記載方法について、市町村への周知徹底を図っていく。	有 【平成17年7月17日付神崎県公報第3357号P42】		措置を講じたといえる。しかし、その実施状況について検証がなされているか回答がない。
		2 神崎県身体障害者等社会活動推進事業補助金：神崎県連環・中途失明者協会に対する個人派遣支援事業は、事業費を超えた支出となっている。		有	当該団体への補助金交付額については、当該団体が実施した補助事業総額からすると、事業費を超えた補助金支出とはならないことから、本補助金要綱第5条「計画変更の承認」の規定に基づき、当該団体が補助事業の経費の配分変更の申請手続を行い、補助金の再確定を行った。	有 【平成17年7月17日付神崎県公報第3357号P42】		措置を講じたといえる。
		3 児童福祉事業等県費補助金：交付規程の改定がなされていない。		有	「児童福祉事業補助等県補助金交付規程」(昭和48年10月9日告示)については、所管課である青少年・児童家庭課において規程の一部改正を行い、平成16年7月6日で告示されている。また、「心身障害児(者)歯科診療事業補助金交付要綱」を新規に制定、平成16年8月16日から施行し、平成16年度の子算に係る事業分より適用している。	有 【平成17年7月17日付神崎県公報第3357号P42】		措置を講じたといえる。遅やかな対応をしている。

平成16年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無		
14	【産業政策課】	2 運行状況報告書の提出についての取扱を統一する必要がある。	2-74	無				措置を講じたとは評価できない。しかし、所管課の意見にも鑑みながら、これまでの経緯は把握できず、各補助金の性質が異なることから、それぞれ必要に応じて補助金交付要綱等に運行状況報告書について定められている。
15	【観光振興課】	3 台風時観光客対策事業に対する補助金の使途について適切に対応する必要がある。例、台風時観光客対策目的のみとは言い切れない消耗品費の年度末における購入。現実的で妥当性の高い執行計画を策定する必要がある。	2-74 2-75	有	執行計画等について十分に検討し、適切な事業を実施している。	有 【H17.5.17付沖縄県公報第3357号P40】		措置を講じたといえる。
16	【観光企画課】	4 退職別途職員の給与等に対する100%補助は見直す必要がある。	2-75	有	平成17年度限りで当該団体に対する補助金を廃止したところである。	有 【平成22年12月24日付沖縄県公報号外第38号P2~3】		措置を講じたとは評価できない。2年経過して補助金が廃止されたことをもって対応したと主張するだけなら、包括外部監査への対応に問題がある。 5年近くも経って公表の段取りをしている点は住民による監視機能という点からすると、問題である。
17	【観光振興課】	5 観光イベントの補助継続が長期にならないように留意する必要がある。	2-75 2-76	有	交付基準を「原則として最長5年間を限度として」を、「最長5年間として」に改正し、同一イベントに対し5年間継続した補助金交付を行わないこととした。	有 【H20.5.23付沖縄県公報号外第22号P8】		措置を講じたといえる。
18	【観光振興課】	6 観光イベント補助のOCVBに対する実績報告書提出等の手続を迅速に行う必要がある。	2-76 2-77	有	OCVBの事務の進捗をよく把握し、また迅速な事務処理を行うよう促すなど、適切な事務処理に努めている。	有 【H20.5.23付沖縄県公報号外第22号P8】		措置を講じたとは評価できない。 実績報告書の提出が要綱どおりに行われているかどうか、確認するだけの資料の提出がなされていない。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無		
12	【農林水産部】 【みどり推進課】	1 補助率70%が実施要領に明確に定められていない。	2-68	有	監査の対象となった補助金については、事業名称を「緑のふるさとづくり事業」に変更するとともに、緑化推進室より補助事業実施要領を廃止し、新たに補助率70%を明記した緑のふるさとづくり事業補助金交付要綱を定め、平成15年4月1日から施行したが、平成20年度をもって事業が廃止となった。	有		措置を講じたといえる。
13	【観光企画課】	1 補助対象経費に対する補助率・補助額の基準について明らかにする必要がある。①観光振興事業（OCVB運営費）・・・補助率等の基準を明確にすることが望ましい。補助対象の決定処理に合理性が望まれる。②観光振興事業（OCVB事業費）・・・決済等の手続事項上において各事業の補助対象経費に対する補助率を明示しておくことが望ましい。補助対象経費の削減から補助金額の削減につながるような補助金交付の仕組みについて検討の余地がある。③（財）雇用開発推進機構補助金	2-72~ 2-74	有	①観光振興事業交付要綱を定めて、観光振興事業補助金交付規程第3条別表に規定する対象経費の詳細を明確にするとともに平成19年度予算から人件費や一般管理費の補助率をより明確にした。また、当該補助金の補助対象となっている沖縄観光コンベンションビューロー収支計算書上の管理経費（役員給与・一般管理費）について、人件費であれば補助対象人員、一般管理費であれば各事業で負担する割合をあらかじめ定め補助対象の範囲を明確にしている。	有 【平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P7】		措置を講じたといえる。しかし、改善措置を講じるまでの期間が長すぎる。
	【観光振興課】			有	②OCVB事業費：平成15年度事業実施においては、交付申請時に補助率は90%だったが、決算において事業費が予算額を下回ったため、精算手続きを取った。（当該事業は、現在観光企画課の所管である）	有 【H17.5.17付沖縄県公報第3357号P38】		「補助対象経費の削減から補助金額の削減につながるような補助金交付の仕組み」については対応措置がとられていない。しかし、意見の内容が抽象的であり、対応措置を講じないこと自体不当とは言えない。
	【雇用労政課】				有	③（財）雇用開発推進機構に対する基金造成のための補助は、平成13年度までに終了している。また、現在、新行財政改革プランに基づき機構に対する果樹等の廃止も含め、抜本的な見直しを図っているところである。しかしながら、今後基金造成が予定される場合は補助率・補助額の基準を明確にした。	有 【平成20年5月23日付号外第22号沖縄県公報】	

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無		
24	【産業政策課】	1 2 交付規程、交付要綱について必要に応じて定めることが望ましい。	2-78 2-79	有	観光振興事業においては、平成15年5月16日に「観光振興事業補助金交付要綱」を制定しており、補助対象経費等について明確に示している。 また、その他補助事業についても同様に、独自の補助金交付規程、交付要綱を定めている。	有 【平成22年12月24日付沖縄県公報号外第38号P3】		措置を講じたといえる。 5年近くも経って公表の取り消ししている点は住民による監視機能という点からすると、問題である。
25	【企業立地推進課】	1 3 補助対象や補助効果をモニタリング又は事後評価することが望ましい。	2-79	有	補助対象者へのモニタリングについては、補助要件を逸脱せず継続的に事業を実施しているかチェックに努める。補助効果については、企業が設備投資を行い、従業員、県内居住者を雇用することが補助の要件となっているので、具体的な効果がある。 平成19年に要綱を改正し、財産処分の特典について明確にしております。また、補助金を分割して交付することができるよう規則を改正しました。要綱及び規則改正後に交付した実績はございませんが、改正の主旨を踏まえ報告書等で確認を行いたいと考えております。	有 【平成22年12月24日付沖縄県公報号外第38号P3】		措置を講じたといえる。 しかし、対応が遅い。 5年近くも経って公表の取り消ししている点は住民による監視機能という点からすると、問題である。

平成16年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無		
19	【経営金融課】	7 TQM促進事業への補助は見直し必要がある。	2-77	有	当該事業については、事業実績として一定の成果を得たこと、事業主体である財団法人沖縄県産業振興公社の事務を見直したことが及び当該意見を踏まえ総合的に勘案した結果、平成18年度をもって終了となった。	有 【平成21年5月22日付沖縄県公報号外第19号P9】		措置を講じたといえる。
20	【経営金融課】	8 TQM支援委員会のメンバーを見直し必要がある。	2-77	有	当該事業については、事業実績として一定の成果を得たこと、事業主体である財団法人沖縄県産業振興公社の事務を見直したことが及び当該意見を踏まえ総合的に勘案した結果、平成16年度をもって終了となった。	有 【平成21年5月22日付沖縄県公報号外第19号P9】		措置を講じたといえる。
21	【情報産業振興課】	9 情報関連産業支援事業については予定どおり、速やかに終了する必要がある。	2-77	有	情報関連産業支援事業については、平成16年度で終了した。	有 【平成17年5月17日付沖縄県公報第3357号】		措置を講じたといえる。 平成15年度で終了することは既定の方針であった。過年度の包括外部監査人はその後押しをしたものといえる。
22	【新産業振興課】	1 0 補助事業者の代表者に知事が就任していることについては見直しが必要である。	2-78	有	①TTCの代表取締役社長に知事が就任していることについて、今後見直しに向けて検討を行う。 ②株式会社トピカルテクノセンターの代表者については見直しを行い、平成18年12月をもって知事は退任している。	①有 【平成17年5月17日付沖縄県公報第3357号P40】 ②無 (今後措置状況を報告予定)		措置を講じたといえる。 TTCについても、現在は知事は代表取締役の地位にはない。 しかし、措置を講じるまでの時間が長すぎる。
23	【新産業振興課】	1 1 研究開発への100%補助は、委託研究への転換などの見直しを検討することが望ましい。	2-78	有	①TTCにおける研究開発推進のあり方について、効果的な実施及び研究成果の帰属を含めて検討する。 ②研究開発への支援については委託事業も採用し、事業成果は委託者に帰属することとしている。	①有 【平成17年5月17日付沖縄県公報第3357号P40】 ②無 (今後措置状況を報告予定)		措置を講じたといえる。 しかし、TTCについては、具体的な検討状況が明らかでない。検討に要する時間が長すぎる。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	措置・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無		
28	【障害保健福祉課】	3 利子補助については、借り換え等により、金利の見直し等も可能にする必要がある。①社会福祉医療事業団貸入金利子補助金	2-80 2-81	有	当該事業は、H14年度から新規は補助対象としていない。そのため、借り換え等を行うと対象外となる。しかし、現在、補助金等の補助率や補助下限額の見直し等を行っており、平成21年度交付分から新しい基準により交付を行う予定である。【平成21年5月22日公報（号外第19号）】 平成21年度より補助対象を10万円より30万円以上、補助率を2/3から3/5に見直し、終期を平成23年度と設定している。	有	・当該事業は、H14年度から新規は補助対象としていない。そのため、借り換え等を行うと対象外となる。	措置を講じたといえる。
29	農林水産部 【総務農産課】	1 赤字補填の補助金額の算定方法（配分方法）には、経営努力を促す工夫が必要である。①合みつ勝農産対策費補助金	2-81	有	平成15年度より、合みつ勝農産業者の自主努力が反映されるような算定方法となるよう措置した。	有		措置を講じたといえる。
30	【農村整備課】 【村づくり計画課】	2 施設の整備等は、計画段階で長期的な維持コストも試算し、事業完了後もその利用状況を把握する必要がある。①農業集落排水工事・・・下水道施設、農村集落排水施設、合併排水施設の維持費の比較検討を行った上で、設備の選定を行う必要がある。②農村総合整備事業、③新山村振興等対策事業費・・・整備後の利用状況を調査し、問題があれば指導監督し、有効利用を促進していくべきである。	2-81 2-82	有	①、本事業の施設計画は、供用後の維持管理コストも考慮したもとなっている。 ・事業地区完了後は毎年度継続状況調査を実施しており、接続率の低い地区については「農業集落排水促進連絡会議」等を活用し指導を行っている。 ②、本事業の施設計画は、供用後の維持管理コストも考慮したもとなっている。 ・平成20年度から利用状況の調査を定期的に実施しており、より一層の事業完了の評価については、完了後5年間で利用状況の報告義務があり、計画未達成地区については改善指導を行っている。	有		措置を講じたといえる。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	措置・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無		
26	【障害保健福祉課】	1 補助金額の算定方法に合理性が乏しいものは見直し必要がある。①心身障害者小規模作業所補助金、②沖縄県身体障害者等社会活動推進事業補助金	2-79 2-80	有	①補助金算定の基礎となる平均利用者数については、他県の補助制度や県財政も考慮の上、適切な算定方法について検討する。 なお、当該障害者小規模作業所補助金は、平成20年度限りで廃止されている。 包括外部監査の監査意見に基づき、平成20年度補助金の額の確定に当たり、補助金所要額精算等の記載事項に關し確認し、当該記載事項の内容を把握し、事業所が支出した経費のうち補助金の対象となる必要経費の部分を詳細に特定する検査を実施した。 ②沖縄県経団・中途失職者協会への補助金交付額については、当該協会が実施した補助事業総額からすると、事業費を超えた補助金支出とはならないことから、本補助金交付要綱第5条（計画変更の承認）の規定に基づき、当該協会が補助事業の経費の配分変更の申請手続を行い、補助金の再確定を行った。	有		★①について、コメントしづらい。報告書では、固定と変動に分ける方式を案として出しているが、県はこれに直接回答していない。検討結果がどうなったのかを尋ねる。
27	【国保・健康増進課】	2 補助対象者の要件（所得制限）を見直し必要がある。①乳幼児医療費助成事業補助金	2-80	有	補助金交付要綱を改正し、平成19年10月1日より児童手当法に準じた所得制限を助成要件に加えた。【平成20年5月23日公報（号外第22号）】補助金交付要綱を改正し、平成19年10月1日より児童手当法に準じた所得制限を助成要件に加えた。	有		措置を講じたといえる。しかし、措置を講じるまでの期間が長すぎる。

平成16年度 措置状況一覧表 重要港湾である中城湾港を中心とする沖繩県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
3	【企業立地推進課】	(3) 土地の処分計画を促進していくためには、①製造業以外の産業等の誘致も含めた積極的促進策を積極的に講ずるべきであり、さらに②韓国、台湾、香港等の外国企業を誘致するための積極的な促進措置も講ずるべきである。	1-4 1-39	有	特別自由貿易地域の立地対象業種は、製造業の他、卸売業、倉庫業、こん包業、道路貨物運送業の5業種となっている。促進策の拡大等、投資環境の改善については制度改善や税制優遇等、これまで国に要望を行っているところである。 台湾、中国、香港においては、沖縄県産業振興公社の事務所を設置し、情報収集や投資相談に努めているところであるが、立地には至っていない。優遇制度等について国に税制要望等機会あることに要求し、投資環境の改善に努めるとともに、製造業の国内回帰といった経済情勢を視野に入れた企業誘致など、効果的な取り組みに努めている。	有 【平成18年5月16日付沖繩県公報第3455号P18】 【平成20年5月23日付沖繩県公報外第22号P10】			措置を講じたといえる。
4	【企業立地推進課】	(4) 賃貸工場の増設の必要性和効果について疑問があり、賃貸工場の増設については事前の十分な需要把握が必要であり、明瞭に需要が見込めるまでは当面中止すべきである。	1-4 1-45	有	H21年度事業であるサブーディング産業誘致型賃貸工場建設にきまげ、工業連合会を通じ需要の確保を行った。(平成21年度)	有 【平成18年5月16日付沖繩県公報第3455号P19】 【平成20年5月23日付沖繩県公報外第22号P10】 【平成23年1月行政改革推進課へ措置状況を報告。公報へ登載予定。】			措置を講じたといえる。ただ、意見が出されてから4か月も需要確認が行われていなかったとすれば、外部監査に対する対応に問題がある。

平成16年度 措置状況一覧表 重要港湾である中城湾港を中心とする沖繩県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査 人による評価	
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由		
1	中城湾港新港地区における港湾・埋立事業 【港湾課】	(1) 貨物取扱量が低水準であり当初目標を達成できていない要因を排除していく必要がある。 具体的には、①新港整備事業を促進していく必要がある。また、②施設完成までの間、積極的な貨物輸送に関して経済的な支援を行う等の経済的な支援をする必要がある。さらに、③新港地区と那覇港との連携について行政が積極的な役割を果たすべきである。	1-4 1-28~	有	①中城湾港新港地区の東ふ頭は、コンテナ貨物を主として取り扱うふ頭として整備を進めているが、結露及び荷役が未整備なことにより利用できない状況にある。企業の立地促進及び取扱貨物量の増加を図るため、関係機関と協力して事業を促進していく方針である。 ②新港地区で貨物取扱量から発生するコンテナ貨物は、東ふ頭が未整備なことから那覇港の利用を余儀なくされ、陸上輸送費の増によるコスト増加の原因となっている。こうしたことから、県は企業活動の支援および特別自由貿易地域への企業立地を促進するため、平成16年度よりコンテナ貨物等の出荷回数に応じて助成金を支給している(特別自由貿易地域物流支援事業)。また、中城湾港への定期船の就航を促す取組として、定期船を中城湾港に寄港させる就航実験を行った。その結果、港湾機能を充実させるための上層が必要であることから、上層の整備を行った。今後とも積極的な行政支援を検討していく方針である。 ③那覇港と中城湾港における機能の分担については両港の港湾計画に位置付けられていることから、今後の整備において、相互に連携を図っていく考えである。	有			措置を講じたといえる。②については、具体的な行動がみえない。また、意見の内容が積極的であるため、沖繩県が措置を講じていないとまではいえない。	
2		(2) 新港地区には、中城湾港(新港地区)整備事業特別会計と中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計の二つの特別会計が設けられているが、この特別会計が公営企業という位置づけから独立採算性が求められており、効率性を念頭に特別会計にバランスシート等を作成すべきである。 すなわち、①キャッシュフロー計算書により一般会計及び異債発行により全体の事業活動を維持していることがわかり、②損益計算書(業務成果報告書)により、事業の運営経費(人件費、設備費)を分限により開示することができる。③バランスシート(貸借対照表)により事業にかかる財産とその運用の状況、つまり有形の施設、無形のサービスを対比することができる。	1-4 1-30~	無			当該特別会計は、地方公営企業法を適用する事業ではないため、キャッシュフロー計算書、損益計算書、バランスシート等は作成していない。 会計制度の変更は、新たな会計システムへの導入や新たな会計制度に精通した人員育成、人員配置等の負担を伴うため、国の方針に基づき取り組む必要がある。 現在、国において地方公営企業会計制度の見直しが行われていることから、その結果を受けて改善を図っていくきたい。			措置を講じたとは評価できない。 意見の趣旨は、公共的な目的を達成する場合であっても、赤字償還や非効率性を許容してはならないというものである。一般会計からの繰入という異財への影響も考えられ、繰入返還の割合と費控を要しない。 事業の採算性を検証するためにキャッシュフロー計算書を作成することは、行政対応の観点でなく、県民からの視点から検討するうえで重要である。

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の 具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
8		(2) 県債の繰上償還により利息負担部分を節約すべきである。	1-5 1-65	有	平成16年度の査定結果を受けて、平成17年度に6億6,400万円、平成18年度に43億100万円の繰上償還を行った。 今後も、定期償還額を上回る土地売却代があれば、適時かつ適切に繰上償還を行い、利息負担の軽減を図りたい。	無			措置を講じたといえる。
9	沼浜マリンシティ（沼浜・埋立事業） 【港湾課】	(1) 現計画における「海洋性レクリエーション拠点」「国際交流リゾート拠点」形成の機軸が明確でなく、また需要予測が甘いと思われる。また、事業計画も未だ抽象的であり、このような状況で約491億円の事業費を控へべきか引き延ばして検討する必要がある。場合によっては事業内容の抜本的な変更や見直しも必要であると考ええる。	1-5 1-76	有	沖縄市長は平成19年12月にI区域についての土地利用計画見直しを前掲に推進を表明した。当該事業を基に、市は土地利用計画の見直しを行い平成22年8月沖縄担当大臣へ報告し、了承が得られたところである。 沖縄県としては、今後、市において策定された土地利用計画を基に、港湾計画や埋立免許等の変更手続きを行っていく予定である。	有			措置を講じたといえる。ただし、需要予測について指摘された点が検討されたかどうか不明であり、外部監査に対する対応に問題がある。
10		(2) 沼浜マリンシティは、本格的な事業開始には至っていないが、事業費の財源として起債を行うことから、今後の地分状況如何によっては、新港地区、西原・与那原マリンタウンと同様の厳しい財務状況に陥る可能性が十分想定されることから、コスト意識を持った財務分析と情報開示を十分に行う必要がある。	1-5	有	今回の土地利用計画の見直しにおいて、県が民間に直接売却する土地は無い計画となっている。 県は民間の土地購入者が決定した後、国から土地を購入し、地盤改良等を行ったうえで、沖縄市に売却し、沖縄市が民間へ売却する予定である。 事業の実施に当たっては、今後も効率的な運用に努めていきたい。	有			措置を講じたとは評価できない。 意見の趣旨は、公共的な目的を達成する場合であっても、赤字体質や非効率を許容してはならないというものである。県財政への影響も考えられ、論点回答の回答と異なる点を示す。事業の採算性を検証するためにキャッシュフロー計算書を作成することは、行政側だけの視点でなく、県民からの視点から検討するうえで重要である。

平成16年度 措置状況一覧表 重要港である中城港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査 人による評価	
					講じた措置の 具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由			
5	【企業立地推進課】	(5) 貸貸和の納付方法について、現在の金額前納制度を廃止し、弾力的な使用料徴収方法に変更すべきである。	1-4 1-48	有	平成16年度までは貸貸和の使用料を1年間全額前納としてきたが、平成17年3月30日付けで「使用許可期間及び使用料徴収に関する運用基準」を定め、企業から申請があった場合、経営状況を踏まえ一定基準の元に分割納付に対応することとした。さらに、平成22年3月12日付けで同運用基準を①3箇月分の使用料を4半期毎に分割前納②企業からの申請と経営状況を踏まえ、一定基準の元に3箇月分からさらに分割納付が可能とし、より弾力的な使用料徴収方法に改正した。	有	【平成18年5月16日付 沖縄県公報第3456号P19】【平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P10】			措置を講じたといえる。
6	【企業立地推進課】	(6) 新港地区埋立地の有効活用方法の一提案としてエコタウン構想等があげられる。	1-4 1-49	有	新港地区内の都市機能用地に関しては、住宅用地としての土地利用の可能性を検討し、平成18年度に土地利用検討業務を委託実施したところ住宅用地としての活用は困難であるという結論に至った。しかし、その後、都市機能用地に内閣府からの補助を受けてIT（情報技術）関連企業の大規模集積地である「沖縄IT津梁パーク」を平成20年度より建設している。	有	【平成19年5月18日付 沖縄県公報号外第26号P16】【平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P11】			措置を講じたといえる。包括外部監査の意見の趣旨が反映された事例といえる。
7	西原・与那原マリンタウン 【港湾課】	(1) マリンタウンプロジェクトについても、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の作成が必要である。	1-5 1-61	無			当該特別会計は、地方公営企業法を適用する事業ではないため、キャッシュフロー計算書、損益計算書、バランスシート等は作成していない。 会計制度の変更は、新たな会計システムへの導入や新たな会計制度に精通した人員育成、人員配置等の負担を伴うため、国の方針に基づき取り組む必要がある。 現在、国において地方公営企業会計制度の見直しが行われていることから、その結果を受けて改善を図っていきたい。			措置を講じたとは評価できない。 意見の趣旨は、公共的な目的を達成する場合であっても、赤字体質や非効率を許容してはならないというものである。一般会計からの繰入という県財政への影響も考えられ、論点回答の回答と異なる点を示す。事業の採算性を検証するためにキャッシュフロー計算書を作成することは、行政側だけの視点でなく、県民からの視点から検討するうえで重要である。

平成16年度 措置状況一覧表 重要港湾である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
13	【用地課】	<p>(2) 漁業補償のあり方について、港湾、埋立事業のために漁業補償交渉をして補償費を支出していることは直ちに違法とは解されないが、補償額算定調査の作成の仕方には疑問がある。</p> <p>政策的配慮から加算したのなら、そのとおりに説明すべきであり、辻褃合わせの内容虚偽の漁業種類や漁獲高を記載するのは違法である。</p> <p>また、漁業顧問組合との任意の漁業補償交渉による解決方法と、漁業法39条の知事による漁業種の消滅及び事後的な損失補償による解決方法をリンクさせた新たなルール作りが必要である。</p>	1-6 1-106	無			<p>公共事業の旅行における損失補償については、補償すべき範囲・項目及び補償額算定の方法が国、政府関係機関、地方公共団体及び公益事業者で異なることがないよう、各方面の専門家で構成された公共用地審議会の審議を受け閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準」及び「同細則」に基づき、「沖縄県の公共事業の旅行に伴う損失補償基準」「同基準の実施細則」を制定し運用している。</p> <p>漁業補償についても、既存資料並びにヒアリング等から漁獲数量、魚価及び経営費等を的確に把握した上で、県の損失補償基準等に基づいて算定することにより適正な補償を行えることになっており、本県としては、漁業補償を含め、現在の県の補償基準以外の新たな補償のルール（基準）を作ることは困難と考えている。</p> <p>※ 指摘・意見の下線部分についての解答、上段部分は産河課所管事項</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。</p> <p>包括外部監査の意見の趣旨は、損失補償基準による算定によらずに政策的配慮から上積みしたのであれば、別途項目を取り除くべきであり、加算分を補償額計算表に入れ込むことは虚偽の計算表をつくることとなる、というものである。沖縄県は事実関係も含め、これに何ら回答をしていない。</p> <p>補償額算定調査、漁業補償交渉記録の原則公開の意見に対しても、何ら回答がなされておらず、検討されたかすら不明である。私負担をする県民の視点からすると、隠蔽の疑念を醸成したままでのいかに、透明性の確保に関して再検討が必要ではないか。</p>	

平成16年度 措置状況一覧表 重要港湾である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
11	那覇港南・新港ふ頭地区・浦添ふ頭地区埋立事業 【港湾課】	<p>(1) 那覇港南管理組合は一部事務組合であるが、事業費の6割を県が負担することになっており、県は平成15年、同16年度は年間約11億円も負担している。</p> <p>今後、公共国際コンテナターミナル運営事業構想、浦添ふ頭地区の埋立事業等の巨大プロジェクトを計画しており、今後より一層の負担金を負うことが予想される。</p> <p>そこで、県が積極的に那覇港南管理組合の経営に関与するとともに、経営状況を地えずチェックする必要がある。</p>	1-5 1-87	有	<p>那覇港南管理組合の設立に伴う協定書第5条の第3項の規定に基づき、県は「港湾課の年度計画及び組合予算に関すること」の協議を行うことになっており、今後とも、これに基づき管理組合の経営状況をチェックを行っていく。</p>	有		<p>措置を講じたとは評価できない。</p> <p>意見の趣旨は、予算編成段階での沖縄県の関与だけでは十分でないとするところにある。したがって、意見の内容自体が抽象的であることを考慮に入れても、協定書の存在と運用をもって措置を講じたとは評価することはできない。</p>	
12	全体に共通する問題 【港湾課】	<p>(1) 中城マリンタウンの平成12年の県債の償還について、繰上償還を適時かつ適切に実施していれば、最大で約4,000万円の利息を節約することができたと考えられる。</p> <p>従って、繰上償還のタイミングについては、担当部署が適時に償還計画を立てて、財務課と連携し、最短で繰上償還が可能となる仕組み作りを早急に構築することが望まれる。</p>	1-6	有	<p>平成16年度の監査結果を受けて、平成17年度に6億6,400万円、平成18年度に49億100万円の繰上償還を行った。</p> <p>今後も、定期償還額を上回る土地売却代があれば、適時かつ適切に繰上償還を行い、利息負担の軽減を図りたい。</p>	無		<p>措置を講じたといえる。</p>	

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無		
16	【港湾課】	(2) 港湾審議会の活性化・・・現行の審議会のあり方は、重要事項の審議が不十分。人員の独立性、専門性の強化、審議内容について、より採算性、経済性の視点を入れるべき。	1-6 1-124	有	地方港湾審議会の委員は港湾計画等の事項に対して知事に意見を述べる事ができ、それに対し意見を述べた場合は意見を尊重していくこととしている。そのほか必要に応じて個別に委員の意見をたまることとしているため十分な審議がなされているものと考えている。 また、審議会においては公平性、独立性、専門性を確保するため委員の選任においても各方面の専門や幅広い意見が反映されるよう配慮して選任している。 なお、事業を実施するにあたってはさらに詳細な検討が行われ、採算性や経済性等についても十分に検討がなされた必要事項が採択されていくものと考えている。	有		措置を講じたとは評価できない。 意見は、議事録からみれば、事前の評価機軸としての役割を果たしていないという認識を出発点にしている。各目的参加に止まらないために、いかに工夫したかが問われなければならない。回答からは、この点が明らかでない。 より上位の職制にある者を審議会に出向させる等して審議会の産感付けを高め、審議会の意見を単独には無視することはできない仕組みづくりも検討すべきである。
17	【土木企画課】	(3) 独立委員会等の設置・・・一定規模以上の事業を対象に事業評価基準の作成、評価、公表など。	1-6 1-125	無			本件については、以下のとおり平成10年度から実施している。 土木建築部では事業採択後長期間が経過している事業の評価（再評価）を実施しており、事業の継続にあたり、必要に応じて見直しを行っている。再評価については、第三者の半独立公共事業評価監視委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定している。再評価の実施結果等は、沖縄県ホームページの他、行政情報センターで閲覧している。	措置を講じたといえる。 ただ、措置を講じたまでの期間が長すぎないか。

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無		
14	【土木企画課】	(3) 契約の入札に関する資料を基礎として、①予定価格に対する落札価格の乖離率と同価格に対する次点以下入札価格の乖離率の関係、②落札業者以外への入札価格の分布状況等から判断して談合の疑いを持たざるを得ない。最低制限価格及び予定価格の明示が、談合の温床になっている可能性が高い。そこで、この最低制限価格と予定価格の明示について再検討が必要であると考える。	1-6 1-118	有	最低制限価格は、公共工事の適正な品質・施工の確保、建設業の経営基盤の確保及び原価割れ受注の防止等を目的として設定されている。最低制限価格については、「公共工事及び契約の適正化の促進に関する法律」を受け、透明性を確保するため事後公表している。 予定価格の明示については、入札・契約の適正化に契約内容の透明性の確保及び不正行為の排除のため必要であると考える。平成16年4月より予定価格の「事前公表」を行ってきたが、落札率が高止まりになる。建設業者の見積努力を損なわれる。予定価格から最低制限価格を算出することが容易となる等が懸念されることから、平成18年1月より事後公表とした。設計金額についても、平成22年4月より競争入札に付する全ての建設工事について、事後公表に改めた。	有		措置を講じたといえる。
15	【企業立地推進課】	(1) 貿易振興マスタープランの見直しの必要性・・・平成6年3月作成の調査報告書では、10年後に見直しを旨別言。調査委員会を発足させて、従来の計画の検証及び見直しを早急に行うべき時期である。	1-6 1-124	有	平成10年9月に特別自由貿易地域制度が法制化され、中城湾港特別地区の第122-クータールが特別自由貿易地域指定されるなど、マスタープランの目標は達成されたものと考えている。 現在、特別自由貿易地域に関する調査策については、沖縄振興特別措置法に基づき策定された沖縄振興計画や県の産業振興計画に基づき、一般製造業向け貸付工場（23棟）及び船舶修繕産業向け貸付工場（1棟5室、22年度供用開始）の整備や使用料の低減、物流支援事業に加え、特別自由貿易地域分譲用地減額制度を設けるなど投資環境を改善しつつ、企業の立老促進を図っているところであり、引き続き、同計画に基づき、全力を挙げ企業誘致に取り組んでいる。	有 【平成18年5月16日付 沖縄県公報第3455号P19】 【平成20年5月23日付 沖縄県公報第22号P11】		措置を講じたといえる。

III6年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
1	県立芸術大学 【県立芸術大学】	(1) 県立芸術大学という一つの事業体の収支状況を適切に把握し、その稼働状況を把握するために同大学を一つの会計単位とすべきである。 一つの会計単位とすることによって、経営責任の明確化、コスト意識の高揚を図ることができ、安易な一般財源からの補填を防ぐことができる。	2-3 2-34~	無		無	【H18.5.16公報(第3455号)】 沖縄県行財政改革プラン(平成18年3月策定)において、大学の活性化、地域社会の要請に応えられる人材の育成に向け大学のあり方を検討し、県立大学を平成21年4月までに独立行政法人化(独立行政法人)することを定める。この法人化に伴い大学を一つの会計単位とする。 【H21.5.22公報(号外第19号)】 県立大学については、公立大学法人を平成21年4月を期に設立することとしたが、同大学の課題や現状を踏まえ、具体的な導入に向けた検証作業を行った結果、法人化に伴う所要経費を自ら補うことが難しく、老朽校舎対策の課題も残るなか、現状で導入すれば大学事業本来の目的とする教育研究等への影響も懸念されたため、当面、法人化は行わない。 【その後の状況等】 ・県立芸術大学を一つの会計単位とすることについては、大学の独立行政法人化に伴い推進予定であったが、その見送りにより措置を講じていない。 ・特別会計とするには条例改正が必要であるが、公立大会計のほとんどが一般会計である状況の中で、県立芸術大に特別会計を導入する等の必要性は見出せないものと認識している。		措置を講じたとは評価できない。 包括外部監査による意見を真摯に受け止めたとは言えない。 1法人2大学という方針がある間は、独立の会計単位の議論は必要なしとし、その方針が変わると、別の理由を付けるのは、その場しのぎのきらいがある。 行財政改革プランとの整合性をとりつつ、組織のあり方について評価することが今後の課題である。これは、大学自体が決定権限をもっていない事項であるから、トップダウン型による評価活動が必要である。

平成16年度 措置状況一覧表 重要港湾である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
18		(4) 人事ローテーションの工夫による専門性の向上・・・県財政に重要な影響を及ぼす重要事業に関しては長期間の勤務を命じる(処遇もそれなりに優遇する)。	1-6 1-126	有	①人事異動における原則3年ローテーションについては、職員の士気を高め組織を活性化し、適材適所の人事配置を行うという観点から妥当な期間であると考えております。 ②他方、複雑高度化する行政ニーズに対応するため、専門的な知識経験を必要とする業務については、3年を超えて配置を行うスペシャリストの育成にも取り組んでいるところであります。 ③人事ローテーションについては、職種や職務の特殊性に配慮しつつ、要求される専門性の向上が図られるよう職員の適材適所の人事配置、異動に努めているところであります。	無			措置を講じたといえる。 運用の効用の検証をいつ行うかを含め計画に書き込むことが必要ではないか。

H16年度 措置状況一覧表 神崎県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 度包括外部監査人による評価
					講じた措置の 具体的な内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
4		(4) 人件費のなかの①管理職手当について、本来は管理職という職務に対する手当であるにもかかわらず、本人の給料月額何パーセントという支給になっているのは不合理である。②助教手当について、戒厳処分、減給処分を、停職処分を受けた者にも支給することになっているのも不合理である。③職務後進別の加算措置について、行政職では主任(4級-6号以上)以上になされてはいるが、加算の根拠が不明である。以上の①～④について検討して見直すべきである。	2-3 2-38~	一部 有	【H18.5.16公報(第3455号)】 管理職手当については、人事委員会報告においても、管理職の職務・職責を端的に反映できるように定額制への移行を検討する必要があると報告されているため、これらを踏まえ検討する。 【その後の状況等】 管理職手当については、管理職の職務・職責を端的に反映できるように、平成19年度から定額制に移行している。	一部 有	【H18.5.16公報(第3455号)】 指摘事項については、独立行政法人化における独自の給与体系構築の中で検討したい。 【H21.5.22公報(号外第19号)】 ※【指摘・意見の内容】(1)に対する「措置を講じていない理由等」の中段を参照。法人化見送り、その理由等が記載されている。 【その後の状況等】 大学の独立行政法人化見送りに伴い、県の機関にとどまるため、その制度に則り給与が支給されている。この場合、県の給与制度の中で見直しが行われることとなる。	管理職手当に関しては、措置を講じたといえる。ただ、改善までに時間がかかりすぎている。 それ以外については、措置を講じたとは評価できない。7年経過してない、改善に向けての具体的なプランから提示できないというのでは、措置しないことに決定したと言われても仕方ない。県側への影響を考えると、人件費の適正化は、改革が急がれるテーマであるから、県知事が臨頭指揮をとりトップダウンにより改革を着手すべきである。	
5		(5) 年間15億円の一財財源が投入され、また、建設コストを考慮した学生一人当たり一般財源投入額は4年間で約1,100万円に達するが、これだけの税金を投入して県立大学を運営し、沖縄の芸術文化を担う人材育成事業を行うことは是非を検討する必要がある。まずは、コスト削減による効率化及び収益事業の提供による収入アップ策、授業料の受益者負担を理由とする値上げ等を検討すべきである。	2-3 2-40~	無	【H18.5.16公報(第3455号)】 ・県立芸術大学は、建学の理念に基づき各専門分野において活躍する多くの優れた人材を輩出し、地域貢献の使命を果たすため、公開講座の開設及び距離管理運営による共同研究事業等を積極的に実施している。このための事業費投入は本県にとって重要なものであると考える。 ・しかし、建設コストを含め多額の財源が投入されている状況については、費用対効果を整理し、県民の理解を得られる大学運営を図る必要があると考えるため、今後、県立芸大の在り方を検討する中で、運営の効率化、コスト削減についても取り組む。 【その後の状況等】 ・事業の是非・効率化等については、外部有識者で構成する大学のあり方検討委員会をなかで今後議論する予定。 ・授業料は、従来より全国の国公立大学の傾向を踏まえて設定している。公開講座における教員の役割等を考慮すると、授業料等の自由な設定は困難である。 ・世界無形文化遺産「組踊」の若い伝承者の大半が県立芸大の出身者であるなど、芸大が輩出した人材が芸術文化の継承・振興・発展に係る活動に数多く関わっているが、卒業生の活動等を体系的、長期的に把握していないため、追跡調査等による人材育成側面の検証・評価を行う必要があると考えている。	無	【H18.5.16公報(第3455号)】 措置を講じたとは評価できない。 卒業生の追跡調査等を行っていないのは、何をもって県立大学の有用性を認めているのであろうか。測定できないものは改善できない。改革のためには、現在の取り組みがどのような状態にあるのかを適正に分析する必要がある。分析を正確に行うためには、分析の指標を測定可能な客観的なものとする必要がある。成果目標を明確にするとともに、それを可能な限り数値化することが求められる。 改革のレベルを単なるコスト削減におくこと、組織全体のモチベーションが低下する危険がある。それは、大学内部だけで認識することのできない非効率に気づかず放置するからである。これを克服するためには、外部の者、たとえば、県民、民間企業、公開講座といった外部の者を参加させ、異なる視点、発想を取り入れることが必要である。 「県立芸大のあり方」を検討する際には、このようなパートナーシップを活用すべきである。		

H16年度 措置状況一覧表 神崎県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 度包括外部監査人による評価
					講じた措置の 具体的な内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
2		(2) 県立芸術大学において、現金主義会計ではなく、発生主義に基づく複式簿記を導入し、損益計算書等に基づく財務分析を行う一方で、損益計算書のいわゆる赤字について費用対効果を評価するツールとしての評価基準に基づき、事前評価、事後評価を行うための「公共サービス評価検討委員会」(仮称)を設置すべきである。	2-3 2-34~	無	【H18.5.16公報(第3455号)】 県立芸術大学の独立行政法人化に伴い複式簿記の会計処理へ移行し、設置予定の「公立大学法人評価委員会」において、中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、推進する教育の質、効率、財務内容、組織の運営状況等を評価する。 【H21.5.22公報(号外第19号)】 ※【指摘・意見の内容】(1)に対する「措置を講じていない理由等」の中段を参照。法人化見送り、その理由等が記載されている。 【その後の状況等】 ・複式簿記の導入、財務分析等に基づく事業評価を行う委員会の設置等については、大学の独立行政法人化に伴い実施する予定であったが、その見送りに伴い措置を講じておらず、それが推奨する官庁会計改革の一環として、手始めに県総体としての財務諸表の作成が行われている。将来的には細部分析が可能なシステムに整備され、これらに基づく評価等が行われるものと想定される。	無	【H18.5.16公報(第3455号)】 措置を講じたといえる。それ以外については措置を講じたとは評価できない。 県立大学は公共的なサービスを提供する役割を担っているが、その一方で、業務の効率化には緊急性や必要性が求められる。その意味では、意見の提案に結びつけるための引き金としての役割を果たす。神崎県知事のリーダーシップのもとで第三者委員会の設置が推進されることが求められている。		
3		(3) 私立大学及び国立大学と比較しても人件費の割合が71.7パーセントと異常に高いことから、県立看護大学との統合による職員、教員の削減効果、及び独立行政法人化による人件費の見直しを図るべきである。	2-3 2-36~	一部 有	【H18.5.16公報(第3455号)】 県立芸術大学の人件費は、各専門分野に関する細かな科目の提供、きめ細かな技術指導等を伴う芸術系大学の特性から、他大学に比べ高水準傾向があるが、数少ない財源状況を踏まえ、その削減を図る必要があると考える。 【その後の状況等】 人件費の削減については、大学の自主的な取り組みによる非常勤講師の報酬見直しを実施しており、平成23年度からの施行を予定している。	一部 有	【H18.5.16公報(第3455号)】 県立看護大学との統合については、設置予定の「県立大学改革検討委員会」により調査検討する。 【H20.5.23公報(号外第22号)】 県立看護大学との統合については、平成21年4月の独立行政法人化に向けた取り組みを行っている。 【H21.5.22公報(号外第19号)】 ※【指摘・意見の内容】(1)に対する「措置を講じていない理由等」の中段を参照。法人化見送り、その理由等が記載されている。 【その後の状況等】 ・県立看護大学との統合については、法人化の見送りに伴ってその検討を行っていない。 ・県立2大学の統合については、両大学の特性(高い専門性、小規模大学等)から職員数、運営費等の削減効果が少なく、統合するメリットは少ないと考える。 ・ちなみに、芸術系大学は、教授内容の特殊性から教員一人当たりの学生数が少なく、人件費の割合が比較的高い傾向がある。他の芸術系公立大学においても、人件費の割合は7割台となっている。	人件費の見直しについては、措置を講じたといえる。それ以外については措置を講じたとは評価できない。 人件費を他の芸術系公立大学と比較して評価できる。しかし、人件費以外にも職員数、職員構成等の人材資源に関する情報等もベンチマーク指標として設定し、経営の健全性を検証する必要がある。	

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年 度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
8		(8) 公有財産である県立芸術大学の施設について、専門家のアドバイスを受けるが、継続的、計画的な管理体制を確立する事が急務である。	2-4 2-44~	有	【H18.5.16公報(第3455号)】 施設管理については、管理委託を含め、担当職員が維持・管理のための点検、修繕を継続的に執行しており、今後とも適時、適切に維持管理を実施する。 【その後の状況等】 ・平成21年度から技術職の再任用職員を配置し、その専門知識も十分に活用するうえ維持・管理のための点検、修繕等を適時・適切に実施している。 ・差し予算のなかで滞っていた施設の整備、改修等については、平成20~22年度にかけて、経済対策臨時交付金を活用するうえ全額国費により実施している。	有			措置を講じたといえる。
9		(9) 工事請負契約について、随意契約について相見積の意義が形骸化しており、金額基準により相見積業者数を比例させて多くする等自主ルールを設けてコスト管理を持たせるべきである。 委託契約について、ほぼ予定価格に近い金額で98パーセント以上の高い確率で落札されている等の点からして、指名競争入札制度において、競争原理が働いているのか、談合が行われているのではないかと懸念がある。 そこで、談合防止のための諸施策を再検討する必要がある。	2-4 2-46~	有	【H18.5.16公報(第3455号)】 ・随意契約できる工事請負費の執行にあたっては、沖縄県財務規則に則って公平公正に実施する中で、迅速性、効率性を勘案し、見積もりを複数する業者数を設定していく。 ・委託費の指名競争入札の執行については、談合防止の観点から、一括して行っていた現場説明を個別に行うか、書類送付による説明に改める等を検討する。 【その後の状況等】 ・随意契約できる工事請負費の執行にあたっては、沖縄県財務規則に則って公平公正に実施する中で、コスト削減に配慮すべく必要に応じて見積もり数を考慮している。 ・委託費の指名競争入札の執行については、一括して行っていた現場説明は廃止し、仕様書の送付等、書類送付による説明に改めている。	有			措置を講じたとは評価できない。 工事請負費については、自主ルールの設定を包括外部監査人は求めるものであり、それを採用しないのなら、その理由を明示すべきである。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年 度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
6		(6) 県立芸術大学の施設整備に関して約64億円の県債が発行され、平成15年度までに20億円が償還されて残高は44億円となっている。そして、開学から平成15年度までに13億円の県債利子が支払われている。 この県債について、安い利率への借り換え試算をしたところ、約4億円の金利負担の軽減できた可能性がある。従って、制度上可能な限り借り換えを実施して金利負担の軽減を図る必要がある。	2-3 2-4 2-41	無		無	【H18.5.16公報(第3455号)】 ・借り換え試算の前提となっていた平成6年度発行の2つの県債は、旧大蔵省資金運用部(現財政投融資資金)から借り入れた政府資金である。当借入分については、平成13年度の財政投融資改革後も、借り換えによる繰上償還が制度上認められていないため、借り換えの実施は難しい。 【その後の状況等】 借り換えの実施は制度上認められなかったため、行っていない。		措置を講じたとは評価できない。 包括外部監査人の意見も「制度上可能な限り」と留保を付している以上、措置をしないこと自体不当とまではいえない。
7		(7) 図書管理について、収蔵図書に関する情報を県民に広く提供して、図書利用を高める工夫が必要である。また、彫刻等の芸術作品等が地下倉庫に多数保管されているが、これらの収蔵品についても展示会を多く開催する等して活用すべきである。	2-4 2-43	無		無	【H18.5.16公報(第3455号)】 ・大学図書館の図書管理に関しては、沖縄県財務規則及び日本十部分類法物に基づき今後も適切に管理する。また、e-learn等の活用による収蔵図書利用促進のための広報活動を実施し、図書利用を高めたい。 ・収蔵庫の芸術作品等については、教職員、学生及び一般県民を対象に年1回の企画展示会を開催しており、今後は収蔵品活用の観点から展示回数を増やしたい。 【その後の状況等】 ・学内の芸術資料・作品については、主に授業での活用、学外学生の閲覧等に利用されている。今年度は年1回の企画展示会以外に初めて卒業・修了制作優秀作品展を行った。各専攻単位での展示会等より多くの利活用に努めたい。 ・専門的職員(司書等)の配置がない、若しくは少ない(学芸員等)などの人的要因により、十分な利用促進等が図れていない側面もある。		措置を講じたとは評価できない。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年 度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
19		(5) 大学校の建物、施設、設備の管理、修繕、補修に関しては、土木部施設設置等との連携による専門的管理を行う等して、最終は県の管理課による統括した継続的かつ計画的な有効管理、利用が必要である。	2-6 2-103	有	施設の建築や修繕・補修については、土木建築部及び森林水産環境センター・農林水産整備課等の関係部署との連携により実施している。 農業大学校では、教育棟、学生寮、現場教室など施設の老朽化に伴う維持管理費の捻出が運営上の課題となっていることから、日頃より点検を実施し、適正な管理に努めている。	無			措置を講じたといえる。しかし、公表がまだになされていない点は、県民による監視機能の確保という観点から問題である。早急に公表すべきである。
20		(6) 農業大学校の就職率向上のためには、卒業生の就業支援体制をより強化する必要がある。関係各機関の協力体制、ネットワークの構築が必要である。また、既存の課内農業者制度を活用したり、農業委員会等による農用地の利用の集積の支援（土地バンク制度）を活用する等の工夫が必要である。	2-6 2-104～	有	農業大学校の就職率の向上については、農業改良普及センター、農業会議、JA等関係機関と連携した就業支援及び農業生産法人等を招いた年2回の就業相談会の開催など、必要な対策を講じた結果、「農業大学校改革プラン」で定めた就職率目標の50%を平成18年度以降達成している。（H18：54.1%、H19：64.1%、H20：62.9%、H21：61.5%）	無			措置を講じたといえる。外部監査人の指摘・意見に沿った対応がなされている。数値でもって改善を説明することは妥当である。ただ、就職率向上の中身が、「経営感覚に優れた次代の農業を担う若手経営者の養成」という設置目的・基本方針に沿っているものかの検証作業は必要である。 公表がまだになされていない点は、県民による監視機能の確保という観点から問題である。早急に公表すべきである。
21		(7) 農業、畜産の教育効果の観点から全寮制にして、男女を問わず学生全員に男子寮、女子寮への入寮を義務づけているが、これが社会人の農業大学校への入学動機の一つとなっている可能性が高い。 そこで、全寮制を廃止するか、例外的制度を設けて多様な社会人の受け入れ体制を造るべきである。	2-6 2-107～	有	農業大学校においては、協調性や自主性を育むという観点から全寮制を基本としているが、役員が特任に選任された場合について、沖縄県立農業大学校規則第23条の2但し書きにより、入寮義務を免除する旨平成19年度に規則を改正し、社会人の入学の障壁とならないよう配慮している。 なお、平成22年度入学生のうち社会人経験者等8名については、当該規定の適用により自宅・アパートからの通学を認めている。	無			措置を講じたといえる。しかし、公表がまだになされていない点は、県民による監視機能の確保という観点から問題である。早急に公表すべきである。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年 度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
16		(2) 県立農業大学についても、発生源に基づく複式簿記を導入して、民間企業と同様の会計処理を行うべきである。但し、適切な公共サービスを評価する基準を作る「公共サービス評価検討委員会」等を設置すべきである。	2-6 2-99	無		無			措置を講じたとは評価できない
17		(3) 県立農業大学における歳出に占める人件費の割合である人件費比率は61パーセント、歳入に対する人件費の割合は10.9倍と高コスト体となっている。費用対効果の観点から人件費の削減について検討すべきである。	2-6 2-99～	有	人件費の削減については、「沖縄県立農業大学校改革プラン」に基づき、専門科目の拡充及び必要性の高い教養科目に限定したカリキュラムの見直しを行い、これまで外部講師に依頼していた教養科目について、報價コストの削減を行っている（平成18年度：2,422千円 → 平成21年度：1,021千円）。 また、受益者負担の観点から平成18年度に授業料の改定を行った結果、歳入に対する人件費の割合は10.9倍から、平成21年度において約8割に改善されている。	無			措置を講じたといえる。ただし、改革のレベルを単なるコスト削減におくと、組織全体のモチベーションが低下し、サービスの低下を危惧がある。それは、大学校内部だけでは認識することのできない非効率に気づかず放置するからである。これを克服するためには、外郭の者、たとえば、県民、民間企業、NPOといった外郭の者を参加させ、異なる視点、発想を取り入れることが必要である。「農業大学校のあり方」を検討する際には、このようなパートナーシップを活用すべきである。
18		(4) 工事請負契約について、県の財務規則第138条によると、契約金額（100万円以上）からして指名競争入札によるべきところ、随意契約とする執行例のないままに随意契約によっているがあり、違法な財務の執行となっており、合規性の観点から問題がある。 随意契約によるべき場合でも、複数見積りによる手続が必要である。	2-6 2-100～	有	農業大学校における工事請負契約については、沖縄県財務規則の規定に基づき、契約金額250万円以上の場合は競争入札により業者を選定し、それ以下の額については、複数の業者から見積りを徴収したりして随意契約を行っている。 なお、委託契約については、複数業者の見積書を徴収していない事例（食堂の附契約）があったことから、平成18年度契約から改善した。 今後とも、財務規則他関係法令に沿って適正に執行していく。	無			措置を講じたといえる。しかし、公表がまだになされていない点は、県民による監視機能の確保という観点から問題である。早急に公表すべきである。

平成17年度 措置状況一覧表 沖縄県警察本部の警察官の執行状況について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的な内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
1	公安委員会の在り方について【警察本部総務課】	<p>現状の公安委員会の運営は形骸化しており、警察を管理する権限の継承を表現しているとは言えない。公安委員会の在り方を根本的に見直す必要がある。</p> <p>改善策として、</p> <p>a 公安委員会が警察の事務の範疇に属さない組織体制、運営方針、具体的行動の可否について管理することが阻害されているという問題を解消するため、警察事務に限らず、組織体制、運営方針、具体的行動についても対象事項に含めること。</p> <p>b 大綱だけに留まらず、細部における指針についてまで策定できるようにすること。</p> <p>c 方針の策定に留まらず、個別の問題について具体的指示の発出ができるようにすること。</p> <p>d 沖縄県公安委員会運営規則において委員会が会合体として規定されており、各委員による自発的、能動的な調査活動が制約されているという問題を解消するため、異なる会合体ではなく、独自の調査活動権限を有する自立執行機関にすること。</p> <p>e 専用の会議室、事務室、事務設備、事務局、補助者（警察からの出向等も含む）等を配置し、それに伴う設備費や人件費の予算措置を講じること。</p>	2-16～19、80～81	無	無	<p>平成19年5月18日公表（号外第26号）</p> <p>a、b、cについて 都道府県公安委員会による都道府県警察の管理は、専門的・技術的観点から行われるのではなく、警察行政の大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に則して行われるよう都道府県警察に対して事前事後の監督を行うことが、一般原則とされている。</p> <p>ただし、警察事務の執行が大綱方針に則していない、又はその疑いがある場合は、具体的事案に応じ、個別的又は具体的に、当該大綱方針に則した是正のための措置を指示することや、当該指示を行う前提として事実を把握するための調査を行うよう指示することができる。</p> <p>この点は、現行の沖縄県公安委員会運営規則第2条に明確化されており、沖縄県公安委員会は、沖縄県警察の事務処置が自ら定めた大綱方針に適合していないと認めるとは、沖縄県警察本部長に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするとともに、当該指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴することとされている。</p>	<p>無</p> <p>措置を講じていない理由</p>	<p>監査人は公安委員会形骸化の問題を解消するため、公安委員会の管理の拡大や管理機能の拡充の具体的な改善策を挙げている。左の説明は原則及び現行制度の説明であり、改善理由としては分かりにくい。</p>		
									<p>d について 都道府県公安委員会は、警察行政の民主的運営の保障と政治的中立性の確保のため、合議制の機関とされており、その役割は、個々具体的な警察事務の執行に自ら当たることなく、第三者的な立場において警察事務の執行を監督することにあるため、沖縄県公安委員会が直接に調査活動を行うことは適当ではない。</p>	<p>管理を行うことが職員の合議体にあつては、その合議体自体にはもちろんのこと、そのメンバー個々にも一定の調査権が与えられていないと認められないし、通常は当然に与えられている。</p> <p>管理対象の存在意義や権限に相応した一定の調査権を認めるべきであると考える。</p>
									<p>e について 都道府県警察本部とは別に、都道府県公安委員会に独自の事務局や補助者を設けることについては、事務局等と都道府県警察本部の二重構造による行政資源の重複が生じることが懸念される。</p> <p>また、現在の都道府県公安委員会制度は、独自の事務局が介在しないことにより、警察からの情報が円滑に都道府県公安委員会に上がり、都道府県公安委員会の意見に対し、警察が迅速に対応することができるという長所を有している。</p> <p>このような経緯の下、平成12年7月の警察刷新会議の緊急提言においても、都道府県公安委員会に独立の事務局を設けず、都道府県公安委員会が管理機能を十分に果たせるよう、「高に効果的な情報伝達を確保」するなどの考えから、沖縄県警察においても、沖縄県警察本部事務局総務課に公安委員会結核室を配置し、専従職員を配置するなど、補佐体制の強化を定めたことである。</p> <p>なお、沖縄県公安委員会には、既に、専用の会議室、事務室及び事務設備を整備している。</p>	<p>警察本部と公安委員会での重複機能を懸念するのではなく、警察本部ではなく、公安委員会に事務局を設けることも回避できると思われる。</p> <p>監査人の指摘・意見の趣旨が公安委員会の活性化にある。現行の補佐体制が機能していないとは考えないが、より効果的なあり方はないか継続的に検証することが必要であると考える。</p>
<p>f 委員は常勤（週5日出勤）とし、個人の休暇、研究、学会出席、海外視察等に対応するため、長期休暇を年間50日以内で与える等の手当を講じること。</p> <p>g 十分な報酬を支払うとともに、3人の委員のうち1人は現役を引退した人材を活用する等の人事制度を導入すること。</p>	<p>1、g について 都道府県公安委員会の委員は、社会界の有識者が充てられることとされており、幅広い視野と高い職責に基づいて大局的見地から警察を監督することが期待されているところ、これを常勤とした場合、社会の一端で活躍しつつ委員を務めることができる適任者を都道府県単位で得ることが困難となるおそれがある。</p> <p>なお、3人のうち1人は、現役を引退した人材を活用する点については、委員の任命について規定した警察法第39条で、任命前5年間に警察又は警察に職務を行う職員の公務員の前歴のない者であることとされており、警察を退職後5年を経過した方で現職において委員として選任と認め、異議会の同意が得られれば、現役を引退した方の任用も当然許されることである。</p>	<p>未措置の理由説明に一定の合理性を認めることができる。</p>								

別紙 13

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学の経営管理状況について

番号	項目【所管課】	指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的な内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
22		<p>(8) 農業後継者を育成するという大学の主要な目標を実現するためには、短大資格取得に固執するのではなく、専門教育に特化すべきであり、この観点から職業科目は最小限にして、専門科目を充実させるべきであり、カリキュラムの見直しに早急に取り組むべきである。</p>	2-6 2-107～	有	<p>カリキュラムの見直しについては、平成18年に策定した「農業大学校改革プラン」に基づき、経営感覚の養われた担い手の育成のため、実習時間の割合を54%から68%へと拡充している。</p> <p>また、教養科目については、農業経営に必要な情報処理科目など最小限とし、より実践的・専門的な農業技術の習得が可能なカリキュラムとなるよう配慮している。</p> <p>さらに、農業経営に関する専門科目として、就職計画の作成演習を行う「農業計画」や、指導農業者等の先進農業経営者から経営マインドを学ぶことを目的とした「農業特別講義」を新たに加えるなど、教育カリキュラムの充実・強化に努めている。</p>	無			<p>措置を講じたといえる。しかし、公表がまだになされていない点は、県民による監視機能の確保という観点から問題である。早急に公表すべきである。</p>

平成17年度 措置状況一覧表 神龍県警察本部の警察費の執行状況について

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
5		駐在所の協力家族に対する車賃等の支出の在り方について【警察本部地域課】	協力家族の業務内容等について業務日誌を作成させて業務との関連性を明確にすべきである。また、協力家族の補助業務の内容を明確化して、報償金も協力した日に比例して支給するという支給基準にすべきである。	2-36～37、83～84	有	・ 駐在所等勤務警察官及びその家族に対する駐在所報償金の支給に関する割合については、会計経理の一層の適正化を図るため包括外部監査委員以前から改正を推し進めており、平成17年11月4日に改正の手続きをとり、下記の3項目 ○「協力家族存在状況確認書」により所在状況の報告・確認を明確化する。 ○ 補助業務実効性を確保するため、協力者家族の範囲を定め、更に職を有しない者であることを明記する。 ○ 支給基準を、これまでの2俵階から3俵階へ見直す。について改正した。 なお、平成17年12月1日付けで旧割合を全部改正し、平成18年1月1日に施行している。	平成19年6月18日公報(号外第26号)			措置がなされたといえる。
6		職員の勤務時間管理と残業手当の支給の在り方について【警察本部警務課】	①出勤簿の押印制からタイムカード制への切り替えによる勤務時間の適正管理が必要である。 ②時間外勤務が常態化しているが、時間外手当の支給が適正に行われていない実態は、労基法の精神に抵触していることを指摘するを得ない。警察業務量の適正把握がなされておらず、本来どの程度のコストがかかるのかを正確に把握し、無駄を除くことに努めることが求められている。	2-39～42、84～85	無		平成19年5月18日公報(号外第26号)	措置事項の改善方策や措置方針等の対応に関し、平成18年4月から関係所属での検討を行い、警察本部長、公安委員会に対して報告。意見を踏まえてその対応方針を決定している。 また、業務量に応じた職員の配置や組織、業務の見直したため年度各所属長のヒヤリングを行い、業務量に応じた組織・定員配置の見直しを行っているほか、警官、県警管内の検討委員会(県警察運営総合対策委員会等)の開催により効率的かつ効果的な組織・業務運営のための検討を行っている。 ①警察事象への即時対応という不規則な勤務を強いられるという特殊性から、タイムカード制の導入がままない勤務員が多いため、タイムカードを導入できない。 ②警察事象への即時対応という不規則な勤務を強いられるという点を踏まえ、毎年度、所属長に対するヒヤリングを実施し、また、毎月、各所属長に対して時間外勤務の実績に係る報告を求め、正確な業務量の把握に努めているとともに、業務量を踏まえた定員配置の見直しを行っているほか、時間外勤務の実績やこれに対する時間外勤務手当の支給率等についても、庁内人事委員会が毎年度実施する実態調査の場において積極的に報告などしている。 しかしながら、県民の安全・安心を実現するために警察業務がますます多様化している現状においては、現状の人員では時間外勤務を大幅に削減することは実質的に不可能であり、また、実質的な削減を図るためには、時間外勤務手当の支給率を上げることも困難な状況にある。		千重上・人員上の制約がある中で、県民の安全・安心の実現と適切な労務管理を同時に達成していくことの困難さは容易に理解できる。また、ヒヤリングの実績や実績報告、情報開示などの取り組みも評価できるものである。しかし、時間外勤務の常態化や休職の取りにくさは、職員自身の健康を害し、現場環境の不健全化、ひいては組織全体の機能不全という深刻な問題を引き起こす。現状改善に向け、より一層踏み込んだ不眠の取り組みによって、目に見え、かつ実感できる結果を出すことが強く求められる。

平成17年度 措置状況一覧表 神龍県警察本部の警察費の執行状況について

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
								＜参考＞ 警察改革10年に際しての「都道府県公安委員会向けアンケート結果」から ○ 公安委員会の充実と活性化が図られてきた～74.4% ○ 公安委員会の補佐体制は十分である～80.0% ○ 公安委員会への都道府県警察による監査報告は適切に行われている～80.6% ○ 官報掲載制度は的確に運用されている～74.4% (「H22.9総合評価書(警察改革)国家公安委員会・警察庁」別添参考資料)		
2		各警察署、交番、駐在所等の統廃合について【警察本部警務課】	各警察署、交番、駐在所について統廃合を検討すべきである。とりわけ、①石川警察署は、うるま警察署を中心とした幹部交番にするなどして統廃合を進めるべきである。また、②伊良部島の仲地駐在所と佐良山駐在所は統合すべきである。さらに、③伊良部交番は警察官事務所として運用しており、旧佐良山駐在所の定員は他の部署に配置して運用している。	2-19～29、82	①無 ②有 ③無	②平成19年度の組織定員見直しで検討した結果、佐良山駐在所を伊良部交番に用途変更するとともに、伊良部交番は警察官事務所として運用しており、旧佐良山駐在所の定員は他の部署に配置して運用している。	平成19年5月18日公報(号外第26号)	①石川警察署とうるま警察署は、それぞれ広大な米軍基地及び多数の観光地等を管轄区域内に抱えていることから、両警察署を統合した場合、石川警察署管内の住民の不安感の増大、住民の利便性等が懸念されるほか、うるま市に合併しない町村の治安対策等の課題が生じることから、現時点での統合の必要はないものとする。 ③警察署と交番の機能は全く異なっており、互換性は警察事象が多い現場で管轄し、また、住民の強い要望で設置された経緯から現段階で統廃合することは論議ではない。		①及び③について未措置の理由説明に一定の合理性を認めることができる。 ②について措置がなされたといえる。
3		各警察署、交番、駐在所等の統廃合に伴う建物確保に関する国家補助金の返還問題について【警察本部会計課】	現行制度上は耐用年数前の交番廃止に合理的な理由があった場合でも、国家補助金を国へ返還しなければならぬというルールになっており、ルールの自体に問題があると考えられる。もっと機動的な運営が図れるようにルール自体を変更するように独自で検討機関を設けて政府に制度改正を求めて提案する等積極的に行動すべきである。	2-29～30、82	無		平成19年6月18日公報(号外第26号)	・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、適正に行っている。		監査人の意見は監査対象である員に向けられるものというよりも、有権者に対して向けられるべき種類のものとも考えられるが、員にも現行制度のあり方に対して問題意識を持ち、問題があれば改善を求めていくという主体的な姿勢があってもよいと思われる。
4		捜査費の支給・支払の在り方について【警察本部会計課】	捜査費に支出について、現行の現金方式を改め、口座振込み方式を原則にすべきである。仮に、口座振込み方式でも、協力者等への支払先を事後的に調査するため、支払先の住所・氏名・連絡先等の情報を上司に報告する等の様々な取組を実施すべきである。	2-34～36、82～83	無		平成19年5月18日公報(号外第26号)	捜査費は、犯罪捜査等に従事する警察官の活動に要する経費及び情報提供者、捜査協力者等に対する諸経費で緊急に、又は報告を遅らせるため、正規の支出手続きには警察活動上支障を来すことから、現金経理が認められているものであり、制度上、それを口座振込にすることすれば、警察活動に著しい支障を生じることとなる。 次に、捜査費の執行に関しては、支払先や支払い状況等について、支出総額等別に記載するとともに、捜査幹部がその都度、報告を受け組織的に管理している。		未措置の理由説明に一定の合理性を認めることができる。

平成17年度 措置状況一覧表 神奈川警察本部の警察費の執行状況について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
7	1 事務室の委託業務、リース契約の法相適合性について【警察本部厚生課、会計課、運転免許課、交通課関係】	健康診断委託、警察本部庁警備保安業務委託、運転免許更新講習(一般)委託、パーキングメーター・パーキングチケット発給機管理業務の契約について、随時契約の見直しが必要の観点から、一般競争入札によるべきか再検討すべきである。	2-46-47、85	有	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断委託 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度包括外部監査結果報告書を受けて、契約について検討・見直しを行い、平成18年度から競争の理念を踏まえて一般競争入札による契約を実施した。 契約単価については、平成18年度は前年度を上回ったが、平成19年度以降は下落し、平成21年、22年度は同額であった。 警察本部庁舎警備保安業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 庁舎警備保安業務の重要性に鑑み、平成19年度は指名競争入札を実施し、同年中に一般競争入札に向けた入札参加資格の基準(過去の実績および監査委員の審査結果に基づき資格等)を定め、平成20年度から一般競争入札を実施している。 運転免許更新講習(一般)委託 <ul style="list-style-type: none"> 包括外部監査の指摘を受け、平成20年2月8日付神奈川公報(公示第54号)により「運転免許更新講習の実施に係る一般競争入札参加資格に関する事項」を公表。更に同年2月29日付当該入札公告を県警のホームページで公表し、平成20年度から一般競争入札を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> パーキングメーター、パーキングチケット発給機管理業務 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年1月17日付「道路交通法施行規則」が改正されたパーキングメーター及びパーキングチケット発給機管理等を行うのに必要且つ適切な組織及び能力を有する公安委員会が認める公益法人であれば、業務を委託させることができるようになり、平成19年度からは公安委員会として審査基準を公表し、一般競争入札を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年5月18日公報(号外第26号) 平成20年2月8日公報(公示第54号) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月1日から公表 	措置がなされたといえる。	

平成17年度 措置状況一覧表 神奈川警察本部の警察費の執行状況について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
			<p>③休暇の取りにくい職場は労務管理上も配慮する必要がある。業務量に応じた職員数の配置の検討をはじめ、業務改善及び業務の見直しを行い、職場環境を改善し「活力ある職場」として有能な人材確保に資する環境づくりが求められる。</p> <p>また、長期休暇制度の一部見直しが必要である。すなわち、本来休職1年目は給与の80%が支給される有給休職となり、2年目は無給の休職となるが、制度上では、1年目の最終日に職場復帰し、1日出勤すれば、その日からさらに1年間の有給休職を取得する権利が発生する。このような不合理を是正する観点からも、有給休職からの復帰後は最低でも3カ月の勤務を条件づけることが必要である。</p>					<p>④毎年度全所長に対するヒアリングを実施し、業務量に応じた職員数の配置、業務の見直し等を行っているが、県警の担う業務は、日々発生する事件事故への対応等、限られた人員と厳しい時間的制約の中で集中して警察力を動員して処理すべきものが多く、必然的に時間外勤務を行わざるを得ないものとなっており、職員個々の業務負担が過重となっており、年次有給休暇の取得率の向上に至っていない。</p> <p>⑤県警においては、他の任命権者同様「地方公務員法」及び「神奈川職員の分限に関する条例」等の規定に基づき、職員が心身の故障のため長期の休職を必要とする場合、公務標準の維持のため休職の措置を取ることとしており、現行の休職制度においては、休職から復帰した後に再度休職を取得する場合は、前回の休職取得期間がリセットされ、再度新たな休職として取得期間が経過されている状況にある。</p> <p>このため、県警としては、公平公正な休職制度の運用を図るため、休職から復帰後の再度の休職については、病氣休職制度で導入されている取得期間の適量規定等の措置について、知事官廳との調整を行い、他の任命権者との整合性を確保したいと考えている。</p>		現状の認識改善にとどまっておらず、具体的な取り組みが必要である。

平成17年度 措置状況一覧表 沖縄県警察本部の警察費の執行状況について

番号	監査テーマ 大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合 講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査人による評価
11	警察業務の民営化について【警察本部交通指導課、交通規制課】		運転経歴証明業務、交通事故証明業務は、平成16年度に民間委託をしているというが、特定の業者に対する委託では真の民営化とは言えない。従って、放置駐車違反車両の移動・保管業務、パーキングメーター・パーキングチケットに関する業務等も含めて、一般競争入札を推進し、民間活力を積極的に活用することによって、コストパフォーマンス(費用対効果)の高い業務推進を行うことが求められる。	2-66～ 67、86	有	・放置駐車違反車両の移動・保管業務 平成19年6月に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により、指定車両移動保管制度が廃止されたことから、平成20年度から一般競争入札を実施している。 ・パーキングメーター、パーキングチケットに関する業務 平成19年1月17日付「道路交法施行規則」が改正されパーキングメーター及びパーキングチケットの管理等を行うのに必要且つ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める公益法人であれば、業務を委託させることができるようになり、平成19年度からは公安委員会としての審査基準を公表し、一般競争入札を実施している。	平成19年6月18日公報(号外第26号)	運転経歴証明業務及び交通事故証明業務については、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第20条第1項第4号の規定により、平成16年10月に法人化された自動車安全運転センターの業務とされており、運転センターが警察と委託契約を締結してこれらの業務をおこなっているのではない。	措置がなされたといえる。
12	米軍人、軍属に対する日本の適用の在り方について【警察本部】		米軍当局から公務証明書が発行されても、県警は交通事故現場における初期調査段階から公務中か否かに基づく情報入手する等して内容の真偽についても確認すべきである。	2-67～ 73、87	無		平成19年5月18日公報(号外第26号)	・被疑者の事情聴取等必要な捜査中で行っている。	監査意見の内容がはっきりせず、包括外部監査制度の趣旨・目的からの明確な監査意見であるとは言いがたい。
13			起訴前の身柄引き渡しを一律に制限している日本地位協定17条5項はわが国にとっては不平等、不合理であるから改訂を要求すべきである。	2-74～ 75、87	無			・地位協定の改定の必要性について見解を送る立場にない。	監査意見の内容がはっきりせず、包括外部監査制度の趣旨・目的からの明確な監査意見であるとは言いがたい。
14	テロ対策について【警察本部】		県警は、政治目的の暴力主義行為に対しては、厳然とした対応をすべきである。住民運動であっても違法な犯罪行為に当たったことを確認したなら、被疑者を逮捕する等して積極的捜査をすべきである。テロリズムの考えは、身近なところに潜んでいることを知るべきである。	2-76～ 79、88	無			・法律に則り、適正に対処している。	監査意見の内容がはっきりせず、包括外部監査制度の趣旨・目的からの明確な監査意見であるとは言いがたい。

平成17年度 措置状況一覧表 沖縄県警察本部の警察費の執行状況について

番号	監査テーマ 大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合 講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	平成22年度包括外部監査人による評価
8	交通信号機新設・改良工事における談合の可能性について【警察本部警務部会課課】		平成14年度～16年度信号機新設・改良工事について業者間で談合が行われていたと疑わざるを得ない。交通信号機だけでなく道路標識などその他の施設工事についても分析を行い、異常な結果となっていないか検証すべきである。現状分析を踏まえたうえで、これまでの結果に対する今後の防止策について検討を行う必要がある。その中で、談合を察めた場合は賠償金を軽減するなど措置を設けることも検討してもよいと思われる。	2-59～ 63、86	有	平成18年度から、一部の交通安全施設工事について、順次、一般競争入札を導入し、平成19年度途中(平成19年11月30日以降)から、全ての入札案件について、一般競争入札を実施している。 現状分析及び業者から事情聴取など所要の調査を実施した結果、談合の事実を確認されなかった。 防止対策等については、「沖縄県警察競争入札心得(平成18年5月19日沖例規第1号)」「談合情報対応要領(平成18年5月19日沖例規第2号)」「沖縄県警察公北入札課本委員会要綱(平成18年5月19日沖例規第3号)」の関係規程を定め、更なる入札の適正を図った。	平成19年6月18日公報(号外第26号)	措置がなされたといえる。公報でも詳細に内容が説明されている。	
9	警察業務の民営化について【警察本部運転免許課】		「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする」とあるが、「どのような組織か」、「どのような能力が必要か」、その内容を公表し、他の民間法人でも参入できるようにすべきである。一定の猶予期間を設けて、他の民間法人が参入できる環境づくりを推進することが求められる。	2-66～ 67、86	有	包括外部監査の指摘を受け、「運転免許関係事務の委託契約」に公安委員会が認める法人としての審査要件を定め、ホームページで公表し、民間から参入できる環境にした。また、平成19年3月9日付、沖縄県公報(告示第173号)で当該入札参加資格に関する事項についても公表し、平成19年度から、一般競争入札を実施している。	平成19年5月18日公報(号外第26号) 平成19年3月9日公報(告示第173号)		措置がなされたといえる。
10	警察業務の民営化について【警察本部運転免許課】		「免許更新手数料が政令で全国一律1,000円で決められている」ということであるが、民間委託すれば全国一律にする必然性はなくなる。従って、各都道府県の自主的決定に委ねることが適切となり、その対応に取り組むことが求められる。	2-66～ 67、86	無		平成19年6月18日公報(号外第26号)	民間に委託できる更新事務については、「道交法108条に定める事務(運転適性検査の結果判断等を除く事務)の全部又は一部を法人に委託できる」と定められているため、免許更新業務全てを民間委託することは現行法規上困難である。ただし、更新時における指導等業務の一部については、以前から民間委託している。	監査意見は必ずしも更新業務全ての民間開放を求めているのではなく、費用対効果を高めるための取り組みを求めている。

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
3	首里厚生園の未収金管理、回収について【高齢者福祉介護課】		入所者の預金をその家族が管理する場合、未収金が発生するケースがある。施設による管理の提案等を行い、未収金の発生を防止する取り組みが求められる。	1-33, 138	有	利用料の未収発生防止のため、利用者の預金通帳については家族に理解と協力をお願いしてできるだけ施設で管理させていただくとともに、家族が管理している場合については納付状況を確認して早急に督促し、新たな未収金を発生させないように改善した。【平成21年5月22日公報（号外第19号）】	有			措置がなされたといえる。しかしながら、公表までに時間がかかり過ぎている。
4	首里厚生園の利用契約書について【高齢者福祉介護課】		サービス利用契約の締結に関し、利用者の意思能力が欠けてくる可能性があるし、身元引受人や後見人がいないケースもある。このようなケースに対し施設として対応が先送りされている。利用者の責任も顧われている以上は、身元引受人に関しても同意書入手することが望ましい。さらに、成年後見制度を積極的に活用すべきである。	1-33, 34, 138	有	身元引受人がいない利用者については保険者（又は措置権者）である市町村と調整し、他の家族又は保険者（措置権者）に身元引受人となつていただくようにした。【平成21年5月22日公報（号外第19号）】	有			措置がなされたといえる。しかしながら、公表までに時間がかかり過ぎている。
5	沖縄県社会福祉事業団【福祉・介護課】		現行の給与水準は同種職種職の全国平均、沖縄県の給与支給額の平均額と比較しても著しく高い水準にあり、人件費については大幅な圧縮も考えるべきである。	1-70~74, 140	有	平成18年度の民営化にあたって、県内社会福祉法人の実態調査を基に検討を行い、基本給の1割カット、上限額設定、諸手当額の見直しを行った。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】	有			措置がなされたといえる。

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
1	首里厚生園の交通費について【高齢者福祉介護課】		非常勤職員へ支給される通勤手当に関する、通勤距離の遠近により不合理が生じているのは明らかである。正職員同様距離に応じて支給することが妥当であり、通知等の改訂が求められる。	1-30, 137	有	非常勤職員及び特別職の非常勤職員の通勤費用相当額は、人事課からの通知に基づいて支給されており、監査結果で指摘する通知等の改定は、沖縄県として対応すべき全庁的な問題として、人事関係部局において行われるものであることから、当該部局の方針及び現状を確認した。【平成20年5月23日公報（号外第22号）】 当該部局においては、今後、非常勤の通勤費用相当額について必要な調査を行い見直しについて検討する予定である。	有			「人事関係部局の考え及び現状を確認した」、「見直しについて検討する予定である」との説明では、措置を講じたとは認め難い。少なくとも、検討の実施予定時期などを明示すべきである。
2	首里厚生園の収支について【高齢者福祉介護課】		県の厳しい財政状況下において、毎期1億円超の一般会計からの持ち出しは、県財政を圧迫させる要因となる。財政負担軽減の観点からみると、早急な民営化の導入が求められる。	1-31, 39, 40, 137, 138, 139	有	首里厚生園を平成21年4月を目途に民間移譲するの方針を平成19年度に決定し、当該方針に基づき、譲渡に係る課題の解決、議会議事手続き、譲渡先法人の公募、選定を遂行している。【平成21年5月22日公報（号外第19号）】 首里厚生園については、民間の介護サービス事業所が充実し、県立の介護老人福祉施設は設立当初の先導的役割は終了したことを背景として、平成18年3月に策定された「新沖縄県行政改革大綱」の中で県立施設の方針が位置づけられ、廃止、民間移譲等について検討されてきた。平成18年3月に策定した「沖縄県行政改革プラン」で首里厚生園の民間移譲を決定、民営化の作業が進められた。 首里厚生園に勤務していた兼父母については、①現業職から行政職への職種変更試験による転用、②職種変更を希望しない等又は能力の実証が得られない等への意向調査等を実施し、本人の意向を踏まえ、他の現業業務に職種変更することが調整された。平成17年度から平成20年度までの職種変更試験による兼父母の合格者は、19名となっている。 平成19年度に、首里厚生園は平成21年4月を目途に民間移譲するの方針を決定し、当該方針に基づき、譲渡に係る課題の解決、議会議事手続き、譲渡先法人の公募、選定を遂行し、譲渡先法人とのスムーズな運営引継ぎに向けた作業を行ってきた。 その後、首里厚生園は、公募により選定された民間の社会福祉法人へ平成21年4月に譲渡、民営化された。	有			措置がなされたといえる。

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的な内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
10	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業について【福祉・支援課】		既存の貸付金が回収不能となり不良債権となること予想される。新規の貸付金についても、当該貸付金制度の趣旨からすると、回収は厳しく不良債権化することが予想される。現在は、回収不能額に対する貸倒引当金が設定されていない状況であり、債権評価において問題がある。今後は、債権の回収可能性を評価し、債権評価を厳格にすべきである。決算に反映させるとなると債権管理もより厳格となるはずである。また、現状の回収体制が十分か、改善すべき事項がないかも再検討する必要がある。さらに、新規の貸付段階における審査体制についても、再検討すべきである。	1-85、142	有	・措置を受け、貸倒引当金を設定したことで、適切な債権評価が可能となった。 ・回収については、悪質滞納者への法的措置の実施、困難者への償還猶予・免除の活用等の措置を強化することで未収額の圧縮に努めている。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】 平成21年10月、「借り易く、かつ貸し易く」を基本方針に制度の大幅な見直しが行われ、「貸付利率の低減化」「連帯保証人要件の緩和」「資金種類の統合・再編」が実施された。結果として、貸付件数及び金額は大幅に増加することとなり、セーフティネットとしての機能が強化される形となった。今後も、「低所得者の自立支援」という制度の趣旨と、制度維持のために不可欠である償還率の向上を踏まえて適正な運営を心掛けて参りたい。	有		措置がなされたといえる。	
11	いきいきふれあい財団の人員配置について【高齢者福祉介護課】		専門的ノウハウの蓄積による業務の効率化という観点から、プロパー職員を採用するように人事政策を改める必要があると考えられる。また、プロパー職員に業務が集中するよう課題も、プロパー職員の新規採用によって緩和されていくと考えられる。旧財団は平成18年度より興社協に統合される予定であるため、統合にあたってこの問題を十分に検討し、統合後の組織体制の構築に反映させることが必要と考える。	1-98～99	有	沖縄県社会福祉協議会と統合したことにより協議会職員の活用ができるようになった。しかしながら、プロパー職員の新規採用については、その必要性は認められるものの財政的な負担が大きいと懸念されている状況である。統合により法人管理にかかる業務が集約され、「いきいき長寿センター」の高齢者施策にかかる執行体制は向上したと考えている。	有【平成19年5月18日公報（号外第26号）】		結果的に措置がなされた形にはなっていると考えられるが、それが外部監査の措置・意見を受けてのものなのか評価しづらい。	
12	いきいきふれあい財団と沖縄県社会福祉協議会との統合について【高齢者福祉介護課】		統合には多くのメリットがあるが、デメリットとして財団の高齢者福祉政策が埋没してしまう危険性がある。このデメリットを克服するために、旧財団の機能は1つの独立した部署として設置することが必要と考えられる。	1-99～101、143	有	統合後、旧財団は沖縄県社会福祉協議会内の独立した部署、「いきいき長寿センター（旧財団事業課）」及び「高齢者総合相談センター（旧財団総合相談課）」として組織された。（「高齢者総合相談センター」は平成20年度をもって廃止された。）	有【平成19年5月18日公報（号外第26号）】		措置がなされたといえる。	

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的な内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
6			給与体系の在り方を年功序列式から成果式など今後の時代にマッチする方針へ転換するべきである。	1-74～75、141	有	平成18年度からの自主経営が目前に迫る短期間で、給与水準の引き下げと年功序列式から成果式への変更の双方の結論を出すことは困難との判断で、成果式については平成18年度以降検討することとなった。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】 民営化の際に給料表を職務を基本とした給料表に改正し、民営化後は年功序列とせず能力実績の評価を取り入れた人事を行っている。	有		措置がなされたといえる。しかしながら、措置の具体的な過程が判然としない。	
7			民営化後の経営にあたっては、経営管理者の能力及び責任が非常に重要なものとなるため、外部からの人材の登用、経営判断に責任をもち実質的に機能する理事会の在り方などガバナンスの体制を強化していく必要がある。	1-74～75、141	有	自主経営移行後の平成18年7月に行われた理事・評議員の任期満了による改選においては、中小企業診断士・弁護士・税理士・企業代表者・大学教授等が専任され多角的視点で経営にあたる体制が構築された。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】 民営化後は、評議員、理事構成を大幅に改め経済界（民間企業経営者、銀行役員等）から選出、経営コンサル等の導入を行い、自立経営強化に取り組んでいる。	有		措置がなされたといえる。	
8			福祉事業においては、女性が重要な役割を果たしており、他人を思いやる気持ちはサービスの根底に要求されるという意味において、サービスの本質的な部分で女性的な要素が求められるところが非常に大きいといえる。しかしながら、現状は幹部職員・理事等に女性のメンバーは多いとはいえない。今後は、積極的に女性を役員等に起用し、女性的なやさしさの視点を活かしたサービスの充実を図るべきである。	1-74～75、141	有	平成18年7月に行われた役員改選により、理事1名、監事1名の女性役員が選任された。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】 女性幹部職員は多くはないが、将来の幹部職員育成に向けた介護主任、サービス提供責任者等で女性を登用している。	有		措置がなされたといえる。	
9			人件費の圧縮などコスト削減の努力を行う一方で、収入の増大も積極的に目指していくべきである。居宅介護事業分野のさらなる開拓などがあげられよう。	1-74～75、141	有	新規事業の開拓については、事業団事務局に新規事業策定委員会、核施設においては新規事業施設検討委員会を設置し検討している。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】 民営化後は、在宅関係の新規事業を開始するとともに、月単位で稼働率等をチェックする体制を整え、収入増につながっている。	有		措置がなされたといえる。	

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
15		職員人件費を含めた場合の身体障害者更生相談所の収支について【障害保健福祉課】	職員人件費を加えた結果、平成16年度で△244百万円の支出超過(赤字)となっている。シミュレーションの結果、毎年2億円以上の赤字となっており、一般財源からの持ち出しとなっていることがわかった。その原因は、人件費が非常に高いことにある。県の厳しい財政状況下において、毎期2億円を超える赤字を計上し続けているという事は、いくら福祉施設とはいえ県民の理解を得るのは厳しい状況にあると言わざるを得ない。このような高コスト体制を是正するための具体策の実行が必要である。すなわち、高コストの原因となっている人件費の見直しが必要である。また、運営について民営化等の方策も検討すべきである。	1-119、144	有	行財政改革プランに基づき、出先機関の地域における役割を念頭に、組織・機構や事務事業を見直し、県民本位の成果・効率重視のスマートな行政運営に努めている。【平成19年5月18日公報(号外第26号)】県の設置義務があり、相談も無料で行っているため、収入がなく、民営化はなじまないと考える。	有			「組織・機構や事務事業の見直し」、「成果・効率重視のスマートな行政運営」の具体的な内容が不明で、措置を講じているとは認めにくい。少なくとも、高人件費の原因分析(類似施設との比較や当該施設業務の特殊性の有無の検討等)に基づき具体的な説明をする必要がある。
16		身体障害者更生指導所の民営化検討委員会について【障害保健福祉課】	検討委員会のメンバーはすべて県庁内部の職員である。検討委員会は、独立性と公正性を兼ね備えることが必要と考えられる。したがって、外部の有識者をメンバーに加え、独立性及び公正性を確保することが必要である。	1-122、123、145	有	検討の過程において、県内の有識者から意見徴取を行い、その意見を踏まえて検討委員会を実施した。さらに、民営化を実施する際には社会福祉審議会に審り答申を受けた。【平成19年5月18日公報(号外第26号)】その後平成19年9月に民営化し、社会福祉法人が移譲、運営している。民営化にあたり、身体障害者福祉関係団体から意見を徴取した。	有			措置がなされたといえる。

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
13		財団法人老人クラブ連合会【高齢者福祉介護課】	現状では、公共性、財団性という理論的・理念的な問題点のほかに、会員数の低下という現実的・実践的な問題点がある。これらの解消のため一案として、中間法人の新設や、会員制を廃し誰でも研修や行事等に参加できる制度へ移行が必要と考える。会費に代わる収入源は、寄付金を募ること等で賄えるはずである。	1-107～110、143	有	津軽県老人クラブ連合会においては組織財政検討委員会を立ち上げ、今後の組織のあり方や自主財源の強化にかかる検討を行っているが、なかなか奏効していない。現法人としての存続等については、公益法人制度改革の趣旨や、団体内部での十分な検討を踏まえ、対応を考えていくこととしている。	有	【平成19年5月18日公報(号外第26号)】		具体的な方針が決まっていない以上、「検討を行っている」「対応を考えていくこととしている」段階では、措置を講じたとは認めにくい。
14		直近3カ年の身体障害者更生相談所の歳入歳出の状況について【障害保健福祉課】	身体障害者更生相談所は一般会計に取り込まれており、独自の歳入歳出の状況が把握できない状況にある。職員の人件費が歳入に含められているため、単純に歳入歳出差額を出してみると、37百万円から49百万円の歳入超過(黒字)となっている。しかし、職員の人件費を含めると多額の歳入超過(赤字)となっていることが容易に推測される。身体障害者更生相談所という一つの組織体の収支の状況を適切に把握し、その活動状況を評価するためにも身体障害者更生相談所を一つの会計単位とすべきである。一つの会計単位とすることで、経営責任が明確化され、コスト意識の高揚を図ることができると考えられる。	1-118、144	有	行財政改革プランに基づき、出先機関の地域における役割を念頭に、簡素で効率的な組織・機構を確立する観点等から、出先機関の組織・機構や事務事業を見直すこととしている。【平成20年5月23日公報(号外第22号)】県の設置義務があり、相談も無料で行っているため、収支は赤字となる。職員費は県の規定に基づき適正に算出しており、運営費は毎年10%ほどの削減に努めている状況である。	有			措置を講じたとは認めにくい。監査人の指摘・意見の趣旨は会計単位を独立させることで、経営責任を明確にし、コスト意識を高めることにある。左記の説明では、簡素化・効率化の具体的な取り組みが見えてこない。運営費10%削減の努力についても、正確なコストの把握なしには評価は難しい。

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
18	障害者差別禁止条例案の提示【障害保険福祉課】		県は障害者が自己の意思に基づき生活できる社会を実現するため、差別禁止条例案を提出し、障害者が出生、医療、教育、伝達、就労、居住、移動、などの面で差別されないよう、障害者差別禁止条例の制定に努力すべきである。また、障害者の自己決定権に基づく自由な生活を保障するためには、単に消極的に差別的扱いを禁止するのみは不十分であり、積極的に差別解消措置を講じる作為義務を課す必要がある。	1-132 ~ 133、 146	有	「障害者差別禁止条例」の制定については、他府県の状況も参考とし、調査・研究していきたい。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】 障害者の差別禁止については、国連の障害者権利条約の批准に向け、現在国の集中的な障害者制度改革の検討が行われており、障害当事者を含んだ推進会議の場で広く議論が重ねられているところである。県においても、「第3次沖縄県障害者基本計画」に基づいて障害者の社会参加、権利擁護を推進するため様々な取組みを進めており、国の動向を踏まえながら条例制定について慎重な検討と十分な議論を行ってきたい。	有		左記の説明では具体的な行動がみえない。ただ、意見の内容が、法的検討や議論、県民意識の把握等を要する種類のものであると考えられるため、県が措置を講じていないとまではいえない。	

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
17	総合精神保健福祉センターのうつ病デイケアの廃止について【総合精神保健福祉センター】		精神センターでは、デイケア事業として一般デイケアとうつ病デイケアを実施しているが、うつ病デイケアが重要な事業となっている。このうち、平成17年8月から開始されたうつ病デイケアは、民間では技術的進歩が追い付かず未実施の分野であるから、県が先行実施してノウハウを蓄積し民間への技術移転を図るためにも、当分の間は継続して精神センターが主体となり実施する必要性が極めて高い。ところが県は、行政改革による予算削減と称して平成18年度以降のデイケア事業全体の廃止を決定している。一般デイケアを廃止することは行革として評価できるが、それに伴って県が実施する必要性が高いうつ病デイケアまで廃止することは不合理である。	1-126、 145~ 146	有	総合精神保健福祉センターで実施しているうつ病デイケアについては、これまで大きな治療効果を上げるなど着実な実績を得ていることから、現在、医療機関からの実習の受入や実績等の情報提供を行うなど、県内医療機関への技術移転を図るべく取り組んでいる。 県では、平成19年度末を期限としてうつ病デイケアを廃止することとしており、それまでに精神科病院等への技術移転を図る計画である。廃止に当たっては、県内におけるうつ病デイケアの実施状況を十分に検討するなど、適切に判断していく考えである。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】 うつ病デイケアを沖縄県自殺対策行動計画における二次予防に位置づけ、平成21年度からは「うつ病デイケア支援事業」として民間への技術移転・普及に取り組み、医療機関からの研修生受け入れや集団認知行動療法ワークショップを開催している。現在、県内の民間医療機関でうつ病デイケアが6か所、集団認知行動療法が5か所で行われているが、当センターに勝る基幹的な機能を果たすことは困難である。うつ病デイケアの技術移転・普及のためにも研修生受け入れは重要で、研修を有効にするためには、複数グループが構成できる定員の確保が必要となる。また、当センターは、うつ病デイケア支援事業をはじめ、自殺予防対策事業、相談事業、その他の事業を7名（所長含めて）の職員で対応せざるを得ない状況があり、職員体制が減ったため、うつ病デイケアの定員を30人から、20人（2グループ体制）に減らざるを得ない状況にある（平成22年度から）。なお、事業の見直しについては、平成20年11月10日の副知事報告のとおり、「第3次沖縄県福祉保健計画」は平成23年度に見直すことになっているため、時代の要請を受けて、必要性が高まっていることを考慮してうつ病デイケアについても見直す必要があると考える。	有		監査人の指摘・意見に沿うものとは必ずしも言えないが、予算の制約のなかで、技術移転の取り組みを行うなど一定の措置を講じたものと認めることができる。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	講じていない理由			
4		原則としてすべての契約は競争入札によること	原則としてすべての契約は競争入札によること。 自然として隨意契約で業務請負契約などを締結しているケースが多い。一方で、入札実施により業務委託費等が大幅に減額しているケースもある。入札による経費削減効果が見込める場合は、原則としてすべての契約において入札を実施すべきである。	35~36	有	指定管理者制度導入施設については、民間事業者参入により、経費削減効果が見込まれる取組は実施されていると考える。(平成22年12月24日付け沖縄県公報号外第36号に連載)	有		未措置。指定管理者制度導入施設であっても、理由説明が不十分であると思われる随意契約がなされているケースも依然として存在する。契約に関する事項については、税金の使われ方という納税者である県民の関心意識に直接関わるところであり、感心も高い。にもかかわらず回答が具体的にない。なお、随意契約を行う理由としてよく「投機的・専門的な事情から他の業者に委託することは困難である」旨の説明がなされるが、専門知識を有していない県民一般にはその説明に合理性があるのかすら判断できない。理由説明は十分すぎると思われるくらいなされるべきである。	
5		公益法人制度改革を踏まえ、公の施設等の見直しを進めること	指定管理者制度の趣旨を効果的に達成できるの観点から、公益法人としての民間団体がふさわしいと考えられる。かつ、外部団体が指定管理者選定から外れると、団体の財務に大きな影響を及ぼし、そのことは外部団体の存続問題にも発展することから、このような状況に至る前に、公益法人としての外部団体の今後の在り方を整理し、見直しを進めるべきである。	36	有	①各公社等については、新公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、平成25年度までに今後のあり方等について検討を行う。(新沖縄県行政改革プラン(64~106頁)平成22年3月策定) →沖縄県行政改革推進課ホームページに掲載。 ②上記内容を平成20年6月23日沖縄県公報(号外第22号)掲載。	有		プランに盛り込まれ、取り組みの端緒といったという意味で、措置がなされたといえる。	
6	適正手続の公正性・公平性・透明性について【行政改革推進課】	指定管理者選定委員会の構成の妥当性について	県職員が過半数を占める選定委員会では、従来の管理委託団体との関係において、真正に公正かつ公平な選定が行われているかにつき疑念が生じる可能性もあり、妥当でない。したがって、委員構成については、少なくとも外部選考委員の数が委員会の過半数となるよう構成すべきである。	37~38	有	①平成17年11月議会での指節を踏まえ、平成18年6月に、委員構成については外部職者を4人以上とし、かつ委員総数の過半数とすることとした。 ②平成19年3月に「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」を策定し、委員全員を外部職者とした。→沖縄県行政改革推進課ホームページに掲載。	有		措置がなされたといえる。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	講じていない理由			
1	どうすれば施設管理コストの削減ができるか、県財政改革に寄与するか【行政改革推進課】	公の施設の管理運営に制約がある場合を除き、原則として指定管理者制度を導入すべきである。直営で運営する場合は、なぜ直営の方が指定管理者制度よりメリットがあるのか、その理由を具体的に県民に対して説明する必要がある。また、指定管理者選定においては、制度の趣旨が最も良く反映できるような選定手続をとるべきである。	34	有	①平成17年11月議会での指節を踏まえ、平成19年3月に「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針(平成19年3月)」を策定した。→沖縄県行政改革推進課ホームページに掲載。 ②同方針により、公の施設については原則として指定管理者制度を導入すること、指定管理者の選定については公募を原則とし広く募集を行う等、民間事業者等の参入を促進している。 ③上記内容を平成20年6月23日沖縄県公報(号外第22号)掲載。	有		措置がなされたといえる。		
2		指定管理者のモニタリング機能を兼ねた「公の施設管理評価委員会(仮称)」を各施設の問題点、指定管理者の問題点などの情報を共有して、県全体で活用していくことが必要である。そのためには、利用者たる県民、外部の有識者などを交えた「公の施設管理検討委員会(仮称)」を設置し、各施設の管理状況等の問題点、指定管理者の状況などを全庁的に検討する必要がある。	34~35	無			①公の施設は広範囲及び、個々の施設の機能も多岐にわたることから、選定からモニタリング結果の検証までは各部署ごとの指定管理者制度管理運用委員会で行い、総務部が公の施設及び指定管理者制度の総括を行っている。 ②庁庁的な検討委員会については未検討。必要性も含めて今後検討したい。	未措置。 左記の説明は、現状説明にとどまっており、理由は述べられていない。監査人の提言が活かされたとされていると言わざるを得ない。		
3		すべての公の施設に係る行政コストを把握し、削減すること	公の施設にかかる行政コストについて企業会計的手法を用いて算定し、施設ごとの期間コストを把握することは、施設の効率性を評価する観点から有用である。県及び住民が施設利用状況や効率性を判断する材料とするためにも、施設管理にいくらのコストがかかっているのか、裏数を把握し公表することが必要である。	35	有	公の施設の管理に係る行政コストについては、沖縄県行政改革プラン(平成17年度から平成21年度まで)に基づき、指定管理者制度の導入等を推進管理として、指定管理者による管理により削減されたコストを把握し、公表している。県としては、新沖縄県行政改革プラン(平成22年度から平成25年度まで)においても公の施設の管理に係るコストを公表するほか、公の施設のあり方や管理方法を掲載することとしており、より適切な行政コストの把握手法についても、情報収集を行っているところである。(平成22年12月24日付け沖縄県公報号外第38号に連載)	有		措置がなされたとは認められない。 平成22年3月に公表された新沖縄県行政改革プランには個々の公の施設のコストを公表しているとは認められない。そもそも、すでに公表されたプランの中で今後の公の施設に係る行政コストを公表することなど不可能である。 監査人が把握しているのは各施設の効率性向上のための施設別コスト情報の公表なのである。したがって、求められている数値は、公の施設全体にかかるものではなく、施設個々にかかるものである。 施設ごとのホームページや紀要などで個別にコストの報告がなされることもあるが、「公の施設の効率性向上」という横断的な視点からの横断的・継続的なコスト公表が求められる。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公の責	措置を講じていない理由		
9		選定審査における指定管理料提案額に対する評価が相対的に低いことについて	公の施設に関する指定管理者制度の導入は、民間に広く門戸を広げて民間参入を促進すると同時に、管理者選定に競争性を取り入れることにより、公の施設の管理運営にかかる行政経費の削減を図ることを主目的としているのであるから、施設管理に指定管理者を導入する以上は、施設管理にかかる行政負担の削減（応募者の提示する指定管理料額）を選定審査においても重視すべきであり、応募者からの提示額について100点中の10点以下の配点しかないというは妥当ではない。行政経費の削減を図るという制度導入の目的からすれば、行政負担となる指定管理料の提示額については、それを絶対的な選定基準とはしないまでも、指定管理者選定基準としての比重を高くするなどして、指定管理料提示額についても競争性を取り入れ、施設管理にかかる行政負担の削減を図るべきである。	41	無			①例とされている沖繩県男女共同参画センターについては、管理運営の効率化と併せて、平成17年度の審査基準の10/100点から平成20年度は20点/100点に見直されている。 ②配点の比重のあり方については今後の検討課題とした。		未措置。 左記の説明は、現状説明にとどまっており、理由は述べられていない。
10		応募者の財務の健全性について	応募者団体の財務内容の健全性を選定審査において考慮するとしても、これを他の審査項目と並列的な審査項目として形式的に配点するのはなく、施設を安定的・継続的に管理運営していくのに不安のない程度に財務内容が安定しているかを独立して審査できるような審査基準や審査方法を工夫すべきである。	42	無			今後の検討課題とした。		未措置。 未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題とした」とするのでは、監査人の意見をないがしろにしていると評価せざるを得ない。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公の責	措置を講じていない理由		
7		資格要件設定の妥当性について	指定管理者については、知事等一定の親族関係を有する者が役員となつている団体であることを欠格事由とし、次のような資格要件を設けるべきである。 ア 県議会議員並びにその者の配偶者及び二親等以内の親族等以外の親族でないこと。 イ 知事、副知事、助役並びにこれらの者の配偶者及び二親等以内の親族が役員である法人その他の団体でないこと（ただし、県が資本金、基金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は拠出している団体を除く。）。	38～39	無			今後の検討課題とした。		未措置。 未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題とした」とするのでは、監査人の意見をないがしろにしていると評価せざるを得ない。
8	選定基準等の妥当性について	【行政改革推進】 「県民の公平な利用の確保」を審査項目とし、配点方式による配点を行っていることについて	「公平利用の確保」については、指定管理者となった者と締結する協定等において管理運営方針として指示したうえで、沖繩県の指定管理者に対する監督権限の行使により確保していくべきであり、指定管理者を選定する場面での審査基準としては審査項目化しなかつたか、あるいは、これを審査項目化するにしても、他の審査項目と並列的な積極的審査項目として配点するというのではなく、不当な差別的取扱いを前提としている団体につき減点事由となる消極的審査項目とすべきである。	39～41	無			①選定基準については各施設の特徴に応じ設定されており、応募団体の考え方や取組に創意工夫があるか効果的かを評価している。 ②例とされている沖繩県男女共同参画センターについては、平成17年度の審査基準の配点10点/100点から平成20年度は5点/100点に見直されている。 ③審査項目としての適・不適については今後の検討課題とした。		未措置。 左記の説明は、現状説明にとどまっており、理由は述べられていない。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		措置を講じていない理由		
13	指定管理料に関する考察へ 適切な水準はいかにあるべきか～ 【行政改革推進課】		公の施設の管理業務を民間に開放するのは初めてで、これについて過去のデータ等は存在してはならず、業務の特性は個別の施設ごとで千差万別であるため、あるべき指定管理料の水準を計算式等によって算出することは困難である。よって、指定管理料についてのPFIモデルを構築することにより適切な水準まで収斂させていくことが現実的であると考える。つまり、実績値について予算の枠組みに因わずに固定費と変動費に分解する等の原価分析を行い、業務のコスト構造について情報を蓄積して、フィードバックを行う体制を構築する必要がある。	57	無			今後の検討課題としたい。	未措置。指定管理者の利益獲得目的に限定した監査人の分析にも一部、違和感があるが、未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題としたい」とするのは、監査人の提言をないがしろにしていると評価せざるを得ない。	
14			正確に原価分析するためには、報告されてきた原価に関するデータが適正なものであることが前提となる。そのため、数値自体の妥当性についても検証を行う必要がある。たとえば、指定管理者が警備や保守点検等の個別業務を委託する場合は、発注金額・発注先の妥当性（指定管理者の子会社、あるいはJVの構成員か否か）について検証を行う体制を構築する必要がある。		無			今後の検討課題としたい。	未措置。指定管理者の利益獲得目的に限定した監査人の分析にも一部、違和感があるが、未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題としたい」とするのは、監査人の提言をないがしろにしていると評価せざるを得ない。	
15			適切な指定管理料の水準を構築している段階にあるはずの現状においては、指定管理料は毎年見直しを行うべきである。		無			今後の検討課題としたい。	未措置。指定管理者の利益獲得目的に限定した監査人の分析にも一部、違和感があるが、未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題としたい」とするのは、監査人の提言をないがしろにしていると評価せざるを得ない。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		措置を講じていない理由		
11			審査方法としては、施設により提供される住民サービスの質を維持しつつ、より多くの行政経費削減効果を得るという観点からは、まず第一審査において、応募者から提出される管理方針等により、応募団体の人的物的能力を含め、住民サービスの低下を招くことがないかを審査したうえで、その第一審査通過者の中から指定管理料提示額が最低額の団体を選定するというのが最も合理的であると考えられる。ただ、指定管理者制度の導入目的として、民間活力の活用によって公の施設の利用促進を図ることもあることからすれば、第一審査通過者の中から指定管理者を選定するにあたっては、提示された指定管理料額のみで選定するのではなく、団体が提案する施設利用促進のための具体的方策の内容を加味することも検討されてよいと考えるが、その場合であっても審査の比重はやはり指定管理料提示額に重きを置くべきである。	42～43	無			今後の検討課題としたい。	未措置。未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題としたい」とするのは、監査人の提言をないがしろにしていると評価せざるを得ない。	
12	指定管理者の指定手続等に関する条例について（提案）		指定手続等に関する規程の整備に資した場合には、指定管理者選定の公平性・公正性の観点からは、指定管理者の「指定」に関しても、地方自治法の請負禁止規定と同様の指定制限規定を設けるべきであり、また、公募の原則や指定管理者の報告義務等の一般的義務なども条例において明確化するの望ましいといえる。	43～47	無			①「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（平成19年3月策定）」において、公募の原則等、指定管理者制度に関する統一的な考え方や実施方法を示している。 →沖繩県行政改革推進課ホームページに掲載。 ②条例化については措置を講じていない。	未措置。左記の説明は、現状説明にとどまっており、理由は述べられていない。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ 大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	講じていない理由			
20		施設の利用目的と利用について	「沖繩県女性総合センター」の使用許可受付等留意事項」の4には、その利用が営利目的である場合などは受けるべき旨、規定されているが、一方で、指定管理者からの申請を受け県が承認した利用料金体系には施設利用者が入場料を徴収する場合の利用料金も設定されている。これは、利用者にとっての営利行為にあらうないかが問題となるが、留意事項の規程が曖昧である。利用は公益目的に限定すべきであり、利用を制限する場合はその基準を明確にすべきである。	84、105～106	有	平成18年度からは「沖繩県男女共同参画センター」の設置及び管理に関する条例」に基づき、当財団が県から指定を受け管理を行い、施設利用の許可については、「正当な理由がない限り、施設利用を拒むことはできない」とあるほか、「施設を利用することについて、特定個人や団体等に対して有利あるいは不利となるような不当な差別的な取り扱いをしないこと」となっており、これらを踏まえ、財団においては、利用者が公平に施設を利用できるような周知を図っているところである。財団としては、募集要項に基づき貸借業務マニュアルを作成し施設管理を行っているところでありますが、次期の指定管理申請において対応を検討してまいります。【平成20年5月23日公報号外第22号】 ・平成18年度の指定管理者制度を導入した際、利用料金設定の見直しを行い、適切に対応しています。	有	措置を講じていない理由	未措置。 監査人は、ているの設置目的を規定している条例との関連を考慮して、ているの利用を制限する場合を明確にすべきであると指摘している。したがって、措置されたかどうかはしているの利用を制限する場合を明確化したかどうかが問題である。 ところが、左記の説明は、この点に答えていない。監査人の指摘する問題点とずれている。料金設定の見直しも直接応えるものではない。	
21		センターの今後の管理運営のあり方について	施設管理は民間に委ね、財団は男女共同参画事業に専ら取り組む方向を検討することが求められる。	84、106～107	有	当財団としては、設立目的の推進と財団経営を念頭に置きながら、県の募集要項に基づき応募し、管理を受託している状況です。男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である沖繩県男女共同参画センターを管理することは、男女共同参画事業の効果的、効率的な推進に必要であると考えています。当財団としては、今後の財団のあり方、次の指定管理への応募等を含め、対応を検討してまいります。【平成20年5月23日公報号外第22号】 ・平成21年度から民間企業との共同企業体を構成し、指定管理者の受託者の一構成員となっています。財団は、県からの委託事業及び自主事業を実施しています。	有	措置を講じていない理由	未措置。「対応を検討してまいります」では、未措置なのは明らかである。 しかし、左記の監査意見は、同財団のありようそのものに關するものであり、同財団及び所管課が抵抗するものではないと、本年度的に外部監査人も、平成18年度の監査意見に意見を伺うするものである。	
22	沖繩県平和創造の森公園【森林緑地課】	施設の利用状況について	公園の利用率向上に向けて事業計画を策定し実施していくことが必要である。	84、113	有	①毎月事業報告を提出させるとともに定期的に巡回指導を行い、進捗状況をモニタリングしている。 ②利用者ニーズを把握し、事業に反映させるため、ご意見箱を設置した。 ③緑化教室、森林公園まつり、グランドゴルフ大会等の自主事業を行い、集客を図った。	有	措置を講じていない理由	措置がなされたといえる。適切な取り組みである。	
23		施設の管理状況について	施設管理に不備がある。管理受託者は県と十分に協議して施設管理に連携がないようにする必要がある。	84、113～114	有	①漏水ポンプの修理を完了した。 ②トイレ清掃は毎日行うこととした。 ③園内清掃、草刈りは常時3人を雇用し対応している。刈り取った草はチップ化して雑草抑制資材として利用するなど、適切に処理している。 ④カーマナーマシンの観光バスによる路上駐車については、園内駐車場を利用するよう、県観光ボランティアガイド会の会に申し入れる一方、運転手に対しても巡回指導している。	有	措置を講じていない理由	措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ 大テーマ	項目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	講じていない理由			
16	沖繩県男女共同参画センター【平和・男女共同参画課】	施設利用率が示すもの	（施設稼働率の計算方法が合理的でないこと、利用状況が概ね施設が稼働していること）を指摘したうえで、施設利用率がどれだけの施設稼働率に相当しているかを明らかにすべき。	84、100～102	有	施設利用の向上を図るために、ホームページでの利用の予約状況が、利用者から確認できるようにプログラムの開発を進めています。実態を把握し公表する工夫については、現在所有するデータを利用団体をグループ分けし、男女共同参画推進団体の利用率との比較等利用実態を公表できる方法を検討しています。【平成20年5月23日公報号外第22号】 ・ホームページから利用の予約状況が確認できます。 ・利用団体ごとの利用実態は、財団の業務概要の冊子で公表しています。	有	措置を講じていない理由	措置がなされたといえる。 しかし、男女共同参画に関連して利用されているものは、実際にどれくらいであるのか、実態をみる必要がある。そうしたうえで、同センターの存続意義を説明すべきである。	
17		リスクのある金融商品の取得について	リスクのある金融商品を取得していることについて、リスクの発生予想について十分な検討が必要である。	84、102～103	有	当財団の事業促進に県からの管理運営補助金と借入金による自主事業を計画するための財源が乏しく、自主財源の確保が課題でした。そのことから、自主財源の確保に向け充分検討を重ね今後の財団の運営等を考慮し長期で設計されている債権を購入しました。今後、基本財産の運用にあたっては、リスクの発生しない債権を購入するなど、健全な運営に努めてまいります。【平成20年5月23日公報号外第22号】 ・健全な運営に努めるため、元本保証の外国債を購入しています。	有	措置を講じていない理由	措置がなされたといえる。	
18		随意契約の妥当性	委託契約のほとんどが随意契約であり、競争入札を導入すべきである。また、業者指名方法を文書化し、透明性を高める必要がある。	84、103～104	有	施工業者以外の業者が保守点検をするなどで、管理運営に支障をきたすため、随意契約としました。今後、委託業務に係るおきな女性会計規程の適用にあたっては、競争入札を念頭に契約締結を促します。また、競投状より情報収集し選定基準を設け、入札手続の透明性、効率性を図ることに努めます。【平成20年5月23日公報号外第22号】 ・三重城合同庁舎全体に關する委託については、毎年入札を行っています。 ・ホール舞台関連に關しては、設置メーカー独自の機器及び部品も扱っているため、他社での点検による業務効率では、最終的に他メーカーの機械及び部品等は保証できないという理由があることから、設置業者による保守点検を随意契約で行っています。	有	措置を講じていない理由	未措置。 監査人は競争入札にすべき、業者指名方法を文書化すべきと指摘している。左記の回答では競争入札にしたと認められない、業者指名方法を文書化したとも認められない。 なお、随意契約締結の理由説明については不合理であるとははいえないが、本当に施工業者以外の業者には保守点検ができないのか、専門知識を有していない県民一般にはその説明に合理性があるかどうか判断できない。その意味で腑に落ちないところがある。 理由説明は十分すぎると思われるくらいが良い。	
19		県派遣職員人件費支給方法について	県からの派遣職員人件費に相当する額が補助金、委託金の中に実質的に含まれている。財団で支給される人件費が財団での業務内容等を勘案したものでなく、県での給与相当額がそのまま100%支払われている現状では、実質的には、県からの派遣職員給与を県が支給していることと同じであるから、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣旨を勘案し、財団を離れれば直接支給できる場合は直接派遣職員に対して支給すべきである。	84、104～105	有	県から財団への職員の派遣は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び沖繩県公益法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき行われています。また、財団における派遣職員給与は財団法人おきな女性財団の役員及び職員給与及び庶務に関する規程により、沖繩県職員の給与条例に準ずると定められています。派遣職員給与については、派遣法により原則として給与を支給しないこととされています。財団へは、県の男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施のため各種業務を受託していますが、委託料については委託業務の内容等を勘案して算定しており、人件費は総額についても県派遣職員に付随した義務的経費ではなく、委託業務の円滑な推進を図るための財団職員の人件費相当額と考えております。【平成20年5月23日公報号外第22号】 ・平成23年度から、派遣職員給与は、沖繩県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定に基づき県が直接支給することになります。また、同条例に規定する手当以外の諸手当については財団が支給することになります。	有	措置を講じていない理由	未措置。 監査人は、派遣法、県条例を前提に、財団を越えずに直接支給できる場合は県派遣職員に県から直接に給与を支給すべきであると述べている。この意見に対し、左記の説明は直接支給しないこと理由づけには全くなっていない。 なお、平成23年度から、直接支給することになったとのことであるので、その経過は将来査定・点検されるべきである。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容			
28		現金等の取受手続について	自販機、コインロッカー等の現金の取受手続に關し、現金事故防止の観点から自販機収入についても複数名による立ち会いが望ましい。	84、129～130	有	平成21年4月から複数名による立ち会いを実施している。	無		措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。また、另外では平成20年1月から立ち会をする旨、説明されており、左記説明との整合性が図れず、措置実施の経緯が把握できない。
29		公的機関からの予約業務における重複予約について	重複予約による減収があるので、重複予約を解消する努力が求められる。	84、130	有	平成21年4月からは、原則重複予約を認めていない。	無		措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。また、另外では平成19年度から重複予約を行わない旨、説明されており、左記説明との整合性が図れず、措置実施の経緯が把握できない。
30		施設利用の減除に係る実費相当分について	現在、施設利用料が免除になった場合、同時に実費経費分（電気料、空調費）も減免される。当該実費相当分は指定管理料に含まれ、結局、公費で負担することになる。指定管理者制度が民間能力の活用による住民サービスの向上と経費削減を主目的としている点を考慮すると、免除による施設負担経費を指定管理料という公的支出で補うことは適切でない。実費相当分は利用者から徴収すべきである。	84、130～131	無		有	沖繩県都市公園条例第15条の規定による事項であるため。指定管理料を算定するにあたって考慮している。	措置を講じたとはいえない。監査人の意見の趣旨は指定管理者制度の目的からすれば、実費については利用者から徴収することも検討すべきものである。左記の説明では、措置を講じていない理由としては的確性を欠く。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容			
24		事業計画の履行状況について	指定管理者による管理事業計画の履行状況は未達成部分が多い。県は指定管理者の計画履行状況のモニタリングを適切に実行する必要がある。	84、114～115	有	基本協定第23条により四半期毎に提出する業務報告以外に、毎月の事業報告を求め、事業の進捗をモニタリングしている。また、定期的に巡回し、公の施設として適切に管理運営されるよう指導を行っている。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。
25		森林組合は民間か官か	森林組合連合会は県からの出資や出向はないものの、県や市町村のOB職員が理事職についている点などを考慮すれば、極めて県や市町村と密接な結び付きがある団体であるといえる。同連合会は指定期間満了に向け、より一層の効率的経営を目指す必要がある。	84、115～116	無		有	総務部長より改善措置事項に挙げられなかったため。	未措置。左記の説明は、監査人の意見をないがしろにするものであるし、措置対応に係る規制に問題があることの証左といえる。
26		決算処理について	指定管理者において適切な会計処理がなされるよう県は指導を徹底することが必要である。	84、117	有	森林組合連合会の運営の健全性、財務処理の透明性確保に関する指導については、森林組合指導方針に基づき指導を行っているところであり、その中で、退職給付引当金については毎年度計上するよう指導した。	有		措置がなされたといえる。しかし、包括外部監査制度における措置の公表はなされていない。
27	県総合運動公園【保健体育課、都市計画・モノ・レーン課】	施設の利用状況について	自転車競技場は一般の利用を想定したものである以上、有効利用に努めるべきである。		有	平成18年当時自転車競技場は、建設後20年を経て舗装面に亀裂や凹凸が生じ走行に不適切な状況にあり、利用状況が悪かったと考えられます。そのため、平成21年度に改修工事を行った。自転車競技場は、最大路面傾斜角度が32度あり、一般の利用は危険であることから、県自転車競技連盟に所属する選手及び連盟が適当と認めた選手等の利用に限定することを、本課と自転車競技連盟とで合意しております。自転車競技の普及・振興を図ることにより、利用者の向上に繋げていく所存であります。	有		未措置。どのようにして自転車競技の普及・振興を図っていくのかの方針や方策が明示されておらず、措置を講じたとはいえない。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的な内容		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
34		事業計画の履行状況について	県はJVの掲げる事業計画が着実に進展していくようにモニタリングを適切に実施していくとともに、取組みに対しては積極的に協力すべきである。また、地元とJVの間の調整役としての役割も果たすべきである。	85、137～138	有	平成21年からは、モニタリングを適切に実施しているとともに、取組に対して積極的に協力している。			措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。公報号外では、個別ヒアリングの調査予定や地元調整についての指定管理者への指示について説明されており、一定の措置がなされたものといえる。
35		事務委託経費勘定の適正処理方法	JVでの経理処理に関し、施設管理に係る支出額は実費額をもとに報告する必要がある。予備額をもとに計算された金額をもって事務委託経費として報告することは適切ではない。	85、138～139	有	平成19年からは、JVでの経理処理に関し、施設管理に係る支出額は実費額を基に適切に処理させている。			措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。公報号外では、今後の委託契約については積算機軸を明確にするよう指導した旨、説明されており、一定の措置がなされたものといえる。
36		指定管理者の決算内容の検討	JVの財務に重要な影響を及ぼすものではないが、決算処理に一部適切でないものがあつた（貸倒引当金の計上不足や退職給付引当金の過大計上）。	85、139～140	有	平成19年からは、適切に処理させている。			措置がなされたといえる。監査人が意見として述べたものではない指摘であるが、適切に処理されたのであれば、その内容を具体的に説明する必要がある。
37		県への報告書式の統一を図る必要がある	県への報告書の記載要領が指定管理者によってばらつきがあり、全体的に不統一なことから指定管理者間の支出内容の比較可能性が損なわれている。県は、支出報告書の書式統一を図る必要がある。	85、140	有	平成21年からは、報告書の書式統一を図った。			措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。公報号外でも、左記と同趣旨の説明がなされており、一定の措置がなされたものといえる。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的な内容		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
31		財団の今後のあり方について	指定管理者の（財）神楽川公園・スポーツ振興協会は、3年後の再指定までに管理の効率化を図ることは困難である。県の行財政改革プランに沿って解散する方向で検討する必要がある。	84、131	有	平成21年解散 官報平成22年6月17日号外第126号			未措置。外部監査の指摘に対してどのような対応をしたかの過半数が明示されず、措置がなされたとは評価できない。
32	バナナ公園 【都市計画・モノレール課】	公園の管理状況について ・台風被害の影響	・漏水が生じていた。従来の管理者（県の外郭団体）は漏水調査や対応等を適切に実施しておらず、管理がずさんであったことがうかがえる。 ・平成18年9月の台風により、修繕を要する部分（観葉花の橋、多目的お祭り広場、展望台広場、名蔵遠見台、遊具広場、建築材（土垣コーナ））が多発発生している。早期に修繕が必要であり、県又は指定管理者のどちらが負担するかを早急に決定することが求められる。	85、136	有	観葉花の橋：県が改修工事をし、平成21年12月から通行再開した。 多目的お祭り広場：指摘後直ちに照明設備を修繕した。 展望広場：平成19年には老朽化した屋根を撤去して通行止めを解除した。 名蔵遠見台：平成19年には屋根を撤去した。			一部未措置。早期の修繕が必要である。
33		公園の管理状況について ・ずさんな設計図の保管状況	設計図の保管がずさんである。一部が紛失しており、万一、災害等による緊急事態が起きた時に配水管やガス管の配置を確認できず混乱する恐れがある。	85、137	有	配水管の図面は、平成21年には対応済み。ガス管はプロパンガスで対応している。			措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。公報号外では、平成19年度中に関係機関に問い合わせ、保管状況の確認を行う旨、説明されており、措置がなされたものといえる。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的な内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
42	児童運動場・奥武山運動場【保健体育課】	施設の利用状況について	利用がほとんどない施設もある（ライフル射撃場）。利用率の向上を目指す必要がある。	85、162～163	有	競技団体と連携し、競技の普及・復興を図り、また、平成21年4月1日には利用料金の改定を行い、収入の増に努めています。公表の方法について 利用料金の改定については、平成20年10月の神興広報にて公表し、施設の概要や利用時間及び料金については、ホームページで公表しています。	有		措置がなされたといえる。	
43		施設に対する現状把握が不十分であった事例がある	（公園施設内での漏水やスポーツセンターの老朽化・耐震不足、プールの地面の陥没（地滑り）、武清館の雨漏り等の欠陥が放置されてきた実状を指摘したうえで、1）その原因が担当者の怠慢にあるのか制度上の問題なのかを検討し、今後の施設管理に生かすべきである。外部団体である前管理者による施設の現状把握は不十分であり、県の監査状況も十分であったか検証する必要がある。	85、163～167	有	前管理者と県は委託契約に基づき、施設の状況把握や連絡調整を行っていました。 施設の老朽化に対し、修繕、建替え、撤去など予算確保を含め対応方法の調整を進め、その後、友愛スポーツセンターは解体撤去、奥武山プールは全面改築、奥武山テニスコートは北5面を改修しました。 なお、平成18年度以降は、県と指定管理者とで、月1回の定例連絡会議を実施し、施設の管理運営状況や諸問題について適宜対応するよう努めています。 公表方法について 施設の解体撤去や改築、改修については、ホームページで公表し、月例会議については、県内行事予定表に載せネットワークにより教育庁全職員に公表されている。	有		措置を講じたとは評価できない。ここでの監査人の意見の趣旨は、修繕の必要性はもとより、このような問題が放置され続けてきたことの原因を検証し、今後の施設運営に生かすというところにある。 「前管理者と県は委託契約に基づき、施設の状況把握や連絡調整を行っていた」のであれば、なぜこのような問題が放置され続けていたのか、説明する必要があるし、左記の説明では問題の原因検証については述べられていない。その点については措置がなされたものとは言えない。 施設の修繕・改修・撤去についての措置は順次なされている。ただ、漏水については左記に説明がない。	
44		老朽化した施設（友愛スポーツセンター、水泳プール等）への対応。			有	友愛スポーツセンター：平成21年3月に解体撤去し駐車場を整備済み。 水泳プール：平成22年2月に改築完了。 公表の方法について 友愛スポーツセンター：平成21年3月26日に友愛スポーツセンター跡地に記念碑を設置し、除幕式を挙行、マスコミにより報道された。 水泳プール：平成22年2月12日に落成式を行い、マスコミによって報道された。	有		措置がなされたといえる。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的な内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
38		委託料見積根拠がないことについて	見積等の再委託に關し、従前の管理者には委託料の見積根拠がなく、管理上の不備があった。	85、140	有	平成19年からは、作業員の準備と作業時間数の積算根拠を適切に処理させている。	無		措置がなされたといえる。	
39	百里城公園【都市計画・モノレール課】	収支計画の人員費区分の妥当性について	実際の管理区分と経費の負担が一致していない。実態にあった適切な部門費用計算を行うことが必要である。	85、152～153	有	平成19年からは、実際の管理区分にあった部門別管理を適切に行なっている。	無		措置がなされたといえる。 公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。 なお、公報号外での説明についていえば、適切に部門別計算が行われているとするが、どのような点で適切としたのか監査人の意見に添えるものとなっておらず、明確性に欠ける。	
40		任意指定を受けた指定管理者選定について	指定管理者の選定に關し、国管理部分と県管理部分の一元管理を理由として、公募によらず任意指定しているが、一元管理のメリット、デメリットを明らかにすべきである。	85、153～154	有	平成21年からは、公募を実施している。	有		措置がなされたといえる。 平成20年5月23日公報号外22号での公表内容と左記の説明の内容が一致していない。監査対応が不適切である。 なお、公報号外では、一般公募によつて他団体が管理者となった場合に従来の管理運営が適正に行えるかを慎重に検討したうえで判断すべき旨、説明がなされているが、左記では公募によることになった結果が記載されており、その間の過程が不明確である。	
41		今後の経営環境変化に備えて	部門別原価計算を整備するなどして、財源を取り巻く経営環境を換行し、競争に負けない体力をつける必要がある。	86、154～155	有	経営環境を引き続き検討し、適切に処理させている。	無		公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切であるといわざるを得ない。 なお、公報号外では、運営業務の効率性向上と競争力向上のための調査を行っている旨の説明がなされており、一定の措置がなされたと判断できる。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由
48	万座津染織【観光振興策】	現預金等の出納管理状況について	現預金の出納管理状況に関し、通帳と印鑑は別々に保管すべきである。また、小口現金の金額表を作成し、上司の決裁を受けるべきである。	86、185	有	指摘後、印鑑は分任出納役、通帳は経理担当者を取り扱い責任者としている。また、金額表を作成し、上司の決裁を受けるようにしている。	有 (平成20年5月23日付沖繩県公報号外第22号P20にて公表)		措置がなされたといえる。
49		経理区分の状況について	指定管理に係る部分は区分経理処理されているが、期中においても帳簿で区分経理を明らかにすべきである。	86、185～186	有	OCVBにおいては、本社にて収益事業の繰越定元帳を作成しており、万座津染織津染織においては予算執行帳簿にて管理している。	有 (平成20年5月23日付沖繩県公報号外第22号P20～21にて公表)		措置を講じたといえる。監査人と県との間で事実認識に食い違いがあるものとみられ、期中においても本県で区分経理処理がなされているものと判断した。
50		委託契約について	委託契約について、予定価格調書の添付が漏れているものがあった。適切な添付に加えて、計算根拠も記載しておくべきである。	86、186～187	有	指摘後は、調書の添付漏れ等の不備はなく、今後も一層不備がないよう徹底する。	有 (平成20年5月23日付沖繩県公報号外第22号P20～21にて公表)		措置がなされたといえる。ただし、指摘を受けて不備の発生を防止するためにどのような方策が取られたかの説明がない。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由
45		指定管理者募集にあたり沖縄県から基本的な考え方が明示されていなかった	指定管理者による事業計画は未達成である。県サイドで指定管理者導入に際して、事前準備が適切になされていない。利用料金設定の考え方などは県の方針を作成すべきである。また、事業計画書の質問事項が抽象的で、指定管理者に求める課題が不明確である。	85、168	有	①平成18年度に指定管理者制度を導入したばかりで、県及び指定管理者双方に準備が不足していたため、指摘の状況が生じたものと思われる。なお、その後、事業計画は達成されています。 ②利用料金については、要項に「沖縄県立美武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て決定すること」と定めております。また、減免については「美武山総合運動場利用料減免基準」を設けております。(平成18年12月)。 ③事業計画書において求めた「県民の公平な利用を確保できるものであること」や「運動場等の効用を最大限に発揮できるものであること」の項目は従来の管理運営の枠にとらわれず、柔軟な発想に基づいた民間事業者のノウハウが発揮されることを期待してあえて抽象的に書いたものであります。 公表の方法については、教育委員会のホームページに掲載したほか、県の広報誌(美ら島評議)にも掲載した。また、減免基準については平成18年12月に県の郵局長、県内各市町村教育長あて通知した。	有		措置がなされたものといえる。ただし、左記③の説明については、監査人は「行政サイドで「具体的な課題を考へ、その課題を達成するための方法を指定管理者に求めるべきである」としていることから、意見の食い違いがある。「従来の管理運営の枠にとらわれず、柔軟な発想に基づいた民間事業者のノウハウが発揮されることを期待してあえて抽象的に書いた」のであれば、その期待が現れた具体例などを挙げて説得的に説明がほしいところである。
46		公園内に設置されている売店に関して	公園内に設置の売店について、業者選定は公平にする必要がある。	85、168～171	無		無	次期選定は公募する方針である。	左記では措置を講じていないとしているが、公表による選定方針の決定は措置がなされたと考えることができる。
47		発注者たるIVとその構成員との契約内容の検討が必要である	指定管理者がJVの構成員、その業務をJVの構成員に優先して発注する業地がある。JV構成員に対する支出の中には、人件費や委託料の他に事務用品やパソコンのリース料も含まれている。県は、これらの発注も含め、JV構成員に対する支出の内容が適正なものか、JVからの報告を確信にすることができず、契約内容まで踏み込んで、詳細にチェックを行う必要がある。	85、171～173	無			県と指定管理者とは委託契約の委託者と受託者の関係であり、指定管理者は株式会社であり、県は出資者ではないため、その会社の人事、経理等については、県の権限は及ばないものと考えられます。そのため、経理事務の適切な処理については、契約書等の作成、工程表、事業計画書、進捗状況の報告書等の形式的事項について指導をしておりますが、契約業者を選定等の経営に直接関わるものについては特に指導しておりません。指定管理者が行う修繕工事等の契約は、150万円以下のものであり、それ以上の金額の工事等は県で行うことになっており、不適切な入札等が行われることがないようにしております。	措置がなされたとは認められない。しかし、指定管理者は県から委託を受けているので、どこかの業者を指定する場合は指定管理者が決めなければならない。しかし、このことは、県が指定管理者をチェックすることを否定するものではない。なぜなら、県は指定管理者に指定管理料を支払っており、その金額の妥当性は指定管理者のお金の使い方を含めた業務をチェックすることによって確かめなければならないからである。指定管理料の源泉が税金であること鑑みるとチェックの必要性は民間の場合に比してことさらに高いと考えべきである。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	講じていない理由			
56		未完納空家物件の削減を図るべき	未完納空家物件(家賃を滞納していた居住者が退去した場合で、かつ修繕費を支払えないときは、空家を修繕できず、さらに新居を受け入れることもできない。そのような物件を未完納空家物件と呼ぶ)が放置されている。早期に解消し、家賃収入増加を図るべきである。	86、201	有	未完納空家については、修繕費未納退去者及び滞借保証人に対する事情聴取、戸別訪問等による督促強化を講じ、可能な限り未納金の回収を行うこととしている。また、平成21年度からは空家待機者の入居に支障のないよう、その重要度と緊急性を考慮しつつ、未完納空家を計画的に修繕している。今後も県営住宅ストックのより一層の活用のためにも、継続して適正な修繕処置等を行い、新たな入居の促進を図る方針で整備を行っている。	有 公報 H20.5 .23 (号 外第 22 号)			措置がなされたといえる。
57		個人情報保護対策について	個人情報保護について前管理者からの引き継ぎがない。個人情報保護対策を徹底するべきである。	86、201～202	有	2度目(平成21年度)に選定された指定管理者は前回と同じ公社(会社)であった。指定管理者においては個人情報保護の下に管理されており、指定管理者の変更があった場合は今後も個人情報保護の対策を図る。	有 公報 H20.5 .23 (号 外第 22 号)			措置がなされたといえる。ただし、左記においても、公報においても、公社に蓄積された個人情報保護のノウハウが具体的にどのように活用されているか具体的に説明されていない。
58	県立郷土劇場【文化振興課】	財務状況	事業収入が計画を下回っている。観光客への誘致、割引券等による収入増加を促進するべきである。	86、209～211	有	指摘・意見を受けた際に講じた措置として「那覇空港ターミナル内沖縄観光コンベンションビューロー窓口、県内主要ホテル等にかかりゆし芸能公演のパンフレットを設置するほか、モノレール那覇空港駅でのパンフレット配布を実施している。また、指定管理者が開発している郷土劇場ホームページの更新頻度を高めるとともに、各観光関連サイトとの相互リンクを積極的にを行い、さらに観光客向けに発行されている各種情報誌にチケットプレゼント付きの広告を掲載するなどかかりゆし芸能公演のPRを行っている。」H21年度から県立郷土劇場は閉館となっている。	有 (平 成20 年5 月23 日号 外第 22 号)			措置がなされたといえる。ただし、個別具体的な取り組みの前提となる包括的な方針や計画などがあればなおよかったものと考えられる。
59		資産管理業務	指定管理者による現物管理状況が不備である。	86、211～212	無			意見として報告書に記載されていたとおり備品数の多さなどから物理的に難しい面があった。さらに、H21年度末には閉館となり、使用可能な備品については県立芸術大学等に所管換えし、残りは廃棄処分とした。		措置がなされたとは認められない。所管換え先である県立芸術大学では適切な現物管理を行うことが求められる。
60		県立郷土劇場	国立劇場の開場等の新たな状況を踏まえて、来県者への利便性の普及拡大の促進を強化し、第二次文化振興計画の着実な実施が求められる。	86、212	有	県立郷土劇場は、入居する那覇東町会館の老朽化による閉館に伴い、平成21年3月31日に閉館し、同劇場で実施してきたかかりゆし芸能公演についても、同時に廃止となった。しかし、文化の薫り高い沖縄県を実現するため、県立郷土劇場が担ってきた、後継、継承については、継承される必要があることから、国立劇場おきなわやその他の公立文化施設の活用を考えている。平成21年度から国立劇場おきなわにおいて、県民及び県外県民に質の高い伝統芸能の鑑賞機会提供と新進舞踊家等の育成を図る伝統芸能公演を実施している。	無			具体的な行動が見えないが、指摘・意見の内容が概括的であるため、県が措置を講じていないとまでは言えない。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	講じていない理由			
51		執行時期に遅延のある取引があった	公益事業において執行時期に遅延のある取引があった(年度末の取引)。今後は、納品書は業者システムより発行されたものをそのまま使用し、検品の事実を明示すべきである。	86、189～190	有	指摘後は、業者に対し納品書の提出を依頼し、検印し確認することとしている。	有 (平 成20 年5 月23 日付 沖縄 県公 報号 外第 22 号 P20～ 21に て公表)			措置がなされたとは認めにくい。公報では、従前の請求書への検印による納品確認を納品書への検印に改めてとしている。しかし、納品書だけを提出し、現物は次年度に納品するケースも想定される。納品書の確認では足りず、現物を検品する必要があると考える。年度末近くの予算執行に関する事項については、税金の使われ方という納税者である県民の問題意識に直接関わるところであり、感心も高いので、しっかりと対応してほしい。
52		指定管理者制度におけるOCVBのあり方について	リポートワーキング事業など民間で行われている事業も財団が実施しており、財団が行う必要があるのか、指定管理者制度も踏まえ検討すべきである。	86、190～191	無			改善措置を講じるべきものとして位置づけられていなかった。		措置を講じたとは評価できない。左記の説明は、監査人の意見がないが、示るものであるし、措置対応に係る統制に問題があることの証左といえる。
53	県営住宅(宮古・八重山地区)【住宅課】	施設の現状について	老朽化が進む団地がある一方で、付加価値的な投資がみられる団地もある。シンプルな住宅建設投資を行って、管理維持費用の削減を目指すべきである。	86、198	有	県営住宅の建設については、住宅課で予算化し、施設建築課へ分任をしている。建設は、施設建築課が実施している。平成13年度の監査におけるコスト削減に係る意見を踏まえ、コスト上昇に繋がる建築資材の要素を権力抑えた簡素なものとなるよう、また、屋外構造物の使用及び権限に係る樹種の選定等について管理が容易なものとなるよう配慮することとしている。	有 公報 H20.5 .23 (号 外第 22 号)			措置がなされたといえる。
54		回収が進まない滞納家賃	滞納家賃の回収が滞り、早急に行う必要がある。	86、199	有	滞納家賃の削減を図るため、平成22年4月に「県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」を改正し、特に悪質であると認められる者、または過去に強決歴がある者については、滞納期間が3ヶ月以上で措置の対象者とすることができるようした。また、回収困難な債権については、民間の債権回収会社へ業務委託を行うこととした。(委託開始時期：平成22年9月、件数：460件、金額：3億1,044万6,634円)	有 公報 H20.5 .23 (号 外第 22 号)			措置がなされたといえる。
55		指定管理者制度を利用した効果的な滞納家賃整理業務実施	指定管理者が家賃滞納整理業務を十分に行わなかったために滞りとなった場合の責任の所在が基本協定書に明記されておらず、滞納家賃の責任分担が不明確である。リスク分担を明確にし、指定管理者制度を活用して回収促進を図るべきである。	86、199～201	有	県営住宅の管理業務分担については、県と指定管理者間で協定書により明確にされている。回収困難な債権は民間の債権回収会社へ委託し、指定管理者は現年度滞納発生防止に集中して取り組むことで分担し、回収率の向上を図ることとしている。	有 公報 H20.5 .23 (号 外第 22 号)			措置がなされたといえる。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	講じていない理由			
65		特別会計への一般財源繰り入れの必要性について	独立採算を原則とする自由貿易地域那覇地区の管理運営事業については、一般企業に例えればすでに破たんしている状況である。そのような状況において一般会計から多額の繰り入れ(支援)を続けるためには、合理的な(再建)計画が必要であるが、今のところ明確な計画はない。これに関しては平成18年度から指定管理者制度に移行し、管理運営コストの削減が見込まれるもの、独立採算ベースにすることはできないと思われる。特別会計への一般財源繰入の必要性に関して、今後、施設の在り方について技術的な議論が必要である。	87、225～226	有	沖繩県行財政改革プランに基づき、平成19年3月に同特別会計の中期見直し(平成19～21年度、IP上にて公開)を策定した。また、使用頻度が少なかった一般展示場を企業が使用する事務所に変更する等、用途及び区画の見直しにより施設の有効活用を図り、新たな収入源を確保した。今後は、早期の収支均衡に向け、更なるコスト削減及び収益性改善に努めたい。【平成19年度5月23日公報(号外第22号)にて公表】 平成19年度～21年度にかけて、域内の駐車場使用状況の適正化、駐車台数を増やすための区画整理を行い、駐車場使用料の収益を上げた。 平成8年、9年(平成18年、平成19年に借換えている)2階増設費用の為に起債した借入金の償還が平成29年度まで完了することとなり、返済完了後は繰入の必要がなくなり、単年度収支では黒字に転じる見通しとなっている。【公表無し】	有	有	未措置。 監査意見は当面の収支改善ではなく、施設のあり方の技術的な議論の必要性を述べている。監査人の意見に正面から対応したものは認めにくい。	
66		施設のあり方について抜本的検討が必要	施設の設置目的が達成されており、現状と今の在り方を県民に説明する必要がある。	87、226～232	有	自由貿易地域那覇市区は、東アジアのほぼ中心に位置する本県の地理的優位性を生かし、加工交易型産業の集積を図る目的で設置されたが、アジアとの海上・航空物流ネットワーク等の条件がそろわなかったこともあり、初期の事業効果は十分に発揮されているとは言えない状況にある。しかしながら、平成18年1月より、那覇地産物コンテナターミナルプロジェクトの一環として、国内で初めて純民間企業により国際コンテナターミナル運営がスタート。また平成19年7月には、那覇空港の国際物流拠点形成に向け県と全日本空輸株式会社が基本合意する等、物流環境が大きく変化している。今後は、こうした新たな動きを踏まえ、アジアゲートウェイ構想など同地域を取り巻く状況等の把握・整理を行い、同地区のあり方について検討していきたい。【平成20年5月23日公報(号外第22号)にて公表】	有	有	措置したとは認められない。左記の内容説明では、「検討していきたい」としているだけであり、実際に検討したかどうかは分からない。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	講じていない理由			
61	沖繩自由貿易地域(那覇地区)【企業立地推進課】	老朽化が進む施設	施設の老朽化が進んでいるが、指定管理者と県との間で施設修繕費用の適切な分担が求められる。	87、221	有	平成19年度からの指定管理者制度の導入の際に、小規模な修繕(1年30万円未満)については、指定管理者の負担、それ以外の大規模な修繕については県が計画的に行うこととした。【平成20年5月23日公報(号外第22号)にて公表】	有	有	措置がなされたいと見える。	
62		証憑類の保管状況が適切でない	一部の証憑が紛失していた。指定管理者へ証憑類も適切に引き継ぐことが求められる。	87、222	有	平成19年度からの指定管理者制度の導入の際に、保管場所、内容、年度等に関するデータを作成、整理し、適切に指定管理者に引き継ぎを行った。【平成20年5月23日公報(号外第22号)にて公表】	有	有	措置がなされたいと見える。	
63		過大な特別会計への繰り入れ	特別会計への繰り入れが過大であり、多額の繰越金が生じている。次年度繰越金を予算繰出に充当できれば、その分だけ一般会計から特別会計への繰入金は減らすことができなければならない。必要以上に一般会計から繰入すべきでない。	87、222～223	有	平成19年度の指定管理者制度導入時に指定管理料を精査し、雑管理経費を圧縮した結果、指定管理に要する経費10%削減し、一般会計からの繰入金の削減を図った。【平成20年5月23日公報(号外第22号)にて公表】	有	有	措置がなされたいと見える。	
64		使用料及び手数料の収入未済額について	使用料・手数料の未収が多額にある。指定管理者制度を存続し、早期に解消する必要がある。	87、223～225	有	未収金については、平成15年度以前に発生した(H20.5月時点)過去の未収金で、債権者は現在事業廃業がないため、指定管理者制度を活用しても回収が困難な状況にあること等、債務者減少であること等から、県が引き続き回収に努める事とした。【平成20年5月23日公報(号外第22号)にて公表】 破産決定等により回収できないことが確定した債権について、平成19年度に27,396千円、平成20年度に1,209千円が不納欠損となった。平成22年8月末現在の未収金額は71,163千円である。【公表無し】	有	有	一部未措置。 過去の未収金の責任分担についての措置はなされたいと見えるが、将来未収が生じた場合の責任の所在が明確にされていない。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	講じていない理由			
70		請負契約及び業務委託契約の競争性確保について	競争性の確保されていない契約があり、入札を行って、管理削減を図るべきである。	87、244～247	有	緊急時の修繕は、迅速な対応が必要なため、経験豊富な業者と、また、特殊機器の修繕及び予防保全業務は製造メーカーしか対応できないため、当該機器メーカーと随意契約を行っている。 その他の修繕及び委託業務については競争入札を実施しているが、今後も可能な限り競争入札を実施する。 【平成20年5月23日公報（号外第22号）】 緊急時の修繕、及び特殊機器の修繕や予防保全業務以外は競争入札を実施している。			措置がなされたといえる。 ただ、入札や契約の問題については、税金の使われ方という納税者である県民の問題意識に直接関わることであり、感心も高い。随意契約を締結するにあたっては、その理由を詳細に説明することが求められる。	
71	県立博物館【文化課】	施設の利用状況について	施設利用状況について有料入館者数の減少がみられるが、原因分析をおこなって新館の運営に生かすべきである。	87、252～253	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報（号外第22号）】 原因分析や今後の運営については平成18年度に館内会議で検討を行った。 【現在】 平成19年11月沖縄県立博物館・美術館の開館後、今後の活動方針として刊行物『博物館の利用の手引き』に明記し、小中高校や県内の関係機関に配布するとともに、沖縄県立博物館・美術館のHPにおいても公開している。 入館者数については、平成19年度は20万人の入館者数目標に対し211,509人(106%)、平成20年度は50万人の目標に対し、496,768人(99%)、平成21年度は同目標に対し408,670人(81.7%)の入館者数があった。 開館効果は1～2年とされていることから、新館の施設利用等については指定管理者のノウハウを活かしつつ、各種企画を実施し、誘致宣伝等に力を入れている。			措置がなされたといえる。	
72		博物館の資料収集について	平成17年度末で、約8万点に及ぶ収集資料があるが、新館の保管能力に限られるため、資料収集の方針を策定して、収集にあたるべきである。	87、254～255	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報（号外第22号）】 美術工芸分野では資料収集委員会を開催し、年次計画を策定し資料収集にあたっている。 【現在】 平成19年度に学芸会議等において資料収集に関する基本方針を確認を行い、計画的な収集に努めている。購入・寄贈資料等の内容については各年度に刊行している『沖縄県立博物館・美術館年報』に掲載・公開している。			措置がなされたといえる。	
73		今後の博物館運営のあり方について	新館では、指定管理者制度が一部導入されるが、県と指定管理者と適切に役割分担し、効率的な運営を図る必要がある。	87、255	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報（号外第22号）】 平成19年11月沖縄県立博物館・美術館の開館後、県と指定管理者の間で定期的な経営調整会議(月1回)を開催し、両者の役割分担について確認を行いつつ効率的な運営にあたっている。			監査人の意見の趣旨が不明確なところもあるので、措置を講じていないとまでは言えない。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	講じていない理由			
67	下水道施設【下水道課】	下水道事業特別会計の中期見通しについて	下水道事業特別会計の中期見通しで多数の収支不足となる見込みであるが、解消に努めるべきである。	87、241	有	「沖縄県行財政改革プラン」に沿って、平成19年から西原浄化センターに包括的民間委託的導入し、民間経営手法を導入することにより維持管理の効率化を図る。また、維持管理負担金の見直し、未利用資産の売り払い、人員削減等による経費削減を推進し一般会計からの繰入及び借入を可能な限り抑制する【平成20年5月23日公報（号外第22号）】 平成20年10月維持管理負担金の改定、さらに未利用資産の売り払い、定員適正化計画により人員削減をするなど経営努力により一般会計からの繰入金を抑制している。			措置がなされたといえる。	
68		下水道事業に係る会計手法について	現行の会計処理は経営実態がわかりにくい。原価償却費や退職給付引当金等を考慮するなどした企業会計的手法により、運営状況の実態開示を進めるべきである。	87、242	無	「沖縄県行財政改革プラン」に沿って、企業会計の導入を見据えた経営を行っていく必要があると考えるが、そのためには膨大な資産評価作業、財務会計システムの導入及び保守等多くの作業が多大な費用がかかることからそれらの課題・問題点を整理し、他府県の動向を見ながら対応したい。 【平成20年5月23日公報（号外第22号）】			措置がなされたとは認められない。	
69		包括的民間委託の導入について	包括的民間委託により管理費の削減が見込まれる施設があるが、制度導入に際しては、その導入効果を県民に説明する必要がある。	87、223～224	有	①平成18年度に下水道事業団に委託した「包括的民間委託支援業務報告書（導入事前検討業務）」により、包括的民間委託導入を検討した結果、西原、及び具志川浄化センターで導入効果が大きく、那覇、宜野湾浄化センターでは導入効果は少ないことがわかった。 ②西原浄化センターについては、平成19年度より試行的に導入している包括的民間委託を検証し、その結果に基づき契約内容を見直し、本格的に導入する。 ③具志川浄化センターは、西原浄化センターの試行的導入の効果検証結果を踏まえ、試行的に導入し、効果が確認できれば本格的に導入する。 ④那覇及び宜野湾浄化センターは、従前通りの仕様発注に基づく民間委託を継続する。 【平成20年5月23日公報（号外第22号）】 西原浄化センターは、平成22年度に3年契約の本格的な包括的民間委託を実施し、具志川浄化センターについては、平成21年度に試行的導入、平成22年度には、3年契約の本格的な包括的民間委託を行った。			措置を講じたとは認めにくい。監査人は、効率的な施設運営の必要性を述べたうえで、その方法の導入に際して分かりやすく県民に説明することを求めている。左記の説明では、効率化の手段として包括的民間委託を選択した経緯が不明確である。はじめから包括的民間委託ありきでスタートしたととれなくとも、監査人の意見に則した説明になっていない。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
75		センターの管理運営のあり方(指定管理者制度導入)について	施設の設定目的を効果的に達成し、効率的な運営を図る観点から指定管理者制度導入も検討するべきである。	87、262～266	無	【検討の結果】センターの業務の中心をなす埋蔵文化財の発掘調査は、国民(県民)の共有財産である埋蔵文化財を文化財保護法に基づいて適切な保護を図ることであり、発掘調査の成果をまとめた報告書を作成して業務完了となる。遺跡の適切な保護の判断は行政側の責任で成すべきものである。また、埋蔵文化財の調査に関する市町村への指導も業務の一環である。また、発掘調査によって得られた出土品は、学術的にも貴重な資料であり、これらの取扱いの保存・管理はもとより、その貸出しや借受に係る市町村との事務調整、また、研究者への対応等や発掘調査の現地説明会及び移動展示会における出土品の説明等も発掘を担当した専門員が行うことにより、発掘調査の成果が地域住民へ還元される。このように埋蔵文化財に関する多岐にわたる業務があり、全体業務を適切に効率的に進めるためにも、県が直接的に管理・運営し、長期的視野に立脚した継続的かつ持続的に実施していく必要がある。との検討結果である。	「公の施設」としての位置付けが限定的であること、制度導入による効果があまり期待できない。	未措置。県の検討結果の説明にも一定の合理性を認めることができるが、同センターの設置目的には、埋蔵文化財の調査研究のみならず、「その活用、知識の普及等」もあげられており、それらの目的を効果的に達成するために指定管理者制度が有効であるならばその適用を排除すべきではないと考える。		
76	黒立少年自然の家【生涯学習振興課】	利用料金について	利用料金は当初案より低廉に設定されているが、民間同種施設との競合もあり、受益者負担に基づく料金設定が必要である。	88、272	有	当該施設は、児童生徒へ野外研修、集団宿泊研修等を実施することを目的として設置されており、想定される利用者から高額な料金を徴収することは困難と思われる。そのため、九州各県の利用料金の平均額を参考として利用料金を設定している。 なお、利用料金の免除規定について、従来は「児童生徒が主たる構成員となる団体は免除」としていたが、「教育課程に基づく教育活動として利用する場合に免除する」とこととして見直しを行い、平成20年度から運用している。【平成19年11月2日 公報(第3603号)】		左記の内容説明に一定の合理性を認めることができ、措置を講じていないとまではいえない。		
77		料金收受手続及び備品管理状況について	申請書の承認紙添付及び備品管理状況に関し、二重使用防止の観点から証紙への消印が必要である。また、期印手続も精度を上げる必要がある。	88、273	有	県証紙には消印を押すとともに、金額等併せて照合・確認作業も行い、適正に処理している。 また、備品台帳等と現物の照合・確認作業を行い、適正な管理、有効利用に努めている。		措置がなされたと見える。		
78		今後の施設管理のあり方について	施設の統廃合、指定管理者制度導入も検討すべきである。	88、273～275	有	施設の統廃合及び指定管理者制度導入については、包括外部監査における意見、沖縄県庁財政改革プラン(18年度～21年度)における「管理方針の検討」との方策を受け、「青少年教育施設の在り方検討会議」を設置し、検討を行った。 その結果、当分の間は施設の統廃合は行わず、県内6施設に段階的に指定管理者制度を導入していくことと決定した。(平成19年7月) なお、名護青少年の家及び糸満青少年の家については、平成22年4月から指定管理者制度を導入している。		措置がなされたと見える。		

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
74	埋蔵文化財センター【文化課、教育庁総務課】	センターの利用状況について	体験学習室等、利用のほとんどない施設があるが、有効利用を図るべきである。また、古く、機能が発揮されていない「埋蔵文化財情報システム」の見直しも必要である。	87、261	有	①利用状況について 【H18年度改善した点(H20.5.23付号外第22号)】 ・企画展に際し、県内・県外関係機関への案内に加え、近隣小中学校への直接的な広報活動を実施。また、「のぼり」を設置することで、一般の通行者に対し周知を図る。 ・来所者へアンケート調査を実施し、展示内容等に対する意見や要望を収集する。 ・紙媒体で提供していた学習資料(施設案内・リーフレット等)を、HP上で公開することで効果的な活用を図る。 ・利用者に対して、案内(解説)者をつける。 【現在】 小中学校への直接的な広報活動を行ったが、平成18年度の1986人から平成21年度の1606人と減少しており、さらに広報活動に努める。一方、一般の入所者数は平成18年度の1,412人が平成21年度は2,966人に増えている。また、普及関連事業として実施している文化講座、企画展、体験学習への参加人数が平成19年度は1,518人で平成21年度は2,636人となっている。毎年に3回開催している企画展の入場者が平成19年度は1,000人強であったのが、平成21年度は1,800人余となっており、普及関連事業の周知が図られてきている。 また、常時行っている来館者アンケートの意見も踏まえ、主に小学生等が利用する体験学習室は団体見学ガイド時以外でも楽しく学習できるように、出土品の接合バズルや当センター業務のイラスト版図解を加えた。また、自由見学を分かりやすく進められるよう、「展示マップ」を作成し展示の見どころを紹介している。			措置がなされたと見える。	
						②「埋蔵文化財情報管理システム」の見直しについて 【H18年度改善した点(H20.5.23付号外第22号)】 ・県内で発行された発掘調査報告書をHP上で公開し、検索機能をつけることで、希望する報告書を効率的に探すことを可能にした。 ・既刊の報告書に掲載された分の収蔵遺物に関する出土遺物名、遺物内容等に関するデータをHP上で掲載。 【現在】 埋蔵文化財情報管理システムについては、ハードウェアが古いものの、データとしては埋蔵文化財センターの業務に関わる遺跡分布地図情報、収蔵遺物検索及び蔵書検索であり、公開して多くの県民が活用可能な状況にする必要があるものである。 そのため、地図情報については県情報政策課所管の沖縄県公開用地図情報システムにデータを提供して公開している。情報自体が平成15年度から、ホームページ上では収蔵遺物のデータのほか企画展示の図録、歴				

平成19年度 措置状況一覧表 沖繩県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペ ージ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		公表 の有 無	措置を講じていない理由	措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の 具体的内容	措置を講じていない理由			
1	雇用開発推進事業費 (財)雇用開発推進 機構運営費 【雇用労務課】	(財)雇用開発 推進機構エン パクトの財政 状況について	款：労働費 項：労務費 目：労務給付費	赤字決算の状況である。赤字の主な原因は、基金の運用益が見込めないなど、自主財源がほとんどない状況で、収入総額が、事業費、管理費を賚れないから、余裕資金は一切ない状況。特別会計も基金を取り崩して事業を実施してきたため、新たな事業は実施できない。	2-22	無			無	特別会計において、残高がわずかな額であることから、基金を取り崩しての新規事業実施は実質不可能(特別会計基金は、当初より取り崩し型)。そのため、国や県からの委託事業を積極的に受託し、県内の雇用情勢の改善に努めるとともに、事業費や管理費も委託費の範囲内に収め、平成21年度は単年度収支は黒字となっている。	指摘事項に正面から答えているとは見えない。不十分。措置なし。公表なし。赤字決算に関しては単年度収支黒字化という改善対策の成果が示された。しかし、新規事業に関する現状の説明がない。
2	雇用開発推進事業費 (財)雇用開発推進 機構運営費 【雇用労務課】	県からの財政 支援について	款：労働費 項：労務費 目：労務給付費	県派遣職員人件費の費用負担については、補助金、委託金という方法で支給、派遣法の趣旨を勘案し、派遣職員とその人件費という実態が見える形で支給する方法に改めるべき。県依存率は50%を超えている。	2-22	有	これまで(財)雇用開発推進機構職員分は補助金、沖縄県キャリアセンター職員分は委託金として県派遣職員の人件費を支出していたが、平成20年度から、(財)雇用開発推進機構補助金としてまとめて交付しており、人件費の実態の把握が容易になった(右記により公表済み)。なお、基金残高がわずかで、平成19年度以降は自主財源による雇用対策事業を行っており、県依存率も依然として50%を超えていることから、平成22年度から、(財)雇用開発推進機構の在り方について、関係団体と協議を始めた(1822.9現在、調整会議を2回開催)ところである。	有(中 成21年 5月22 日付け 号外第 19号沖 縄県公 報)		指摘に対して、適切に回答し、公表している。措置はなされた、と考える。なお、在り方についての検討についても、検討プロセスと結果を公表すべきである。また、関係団体との協議だけでは不十分。最終的には、独立した第三者機関で結論をまとめるべきである。	
3	雇用開発推進事業費 (財)雇用開発推進 機構運営費 【雇用労務課】	目的達成度 はどうか	款：労働費 項：労務費 目：労務給付費	エンパクトが実施する事業は、沖縄県が抱える失業問題を解決すべく必要と思われる施策を実行するためのものであるが、この間、失業率が目に見えぬかたちで改善されなかったことを考えると、事業効果としては不十分。県からの委託を受けて県の事業を代行して行っているからには、目に見えぬかたちで効果が出せるように事業を実施すべき。事業効果目標は失業率改善に結びつくように、できるだけマクロ的な観点で設定すべきである。	2-22	無			無	特別会計も活用できた平成18年度から平成19年度までは、(財)雇用開発推進機構の事業実施に伴い年間1,100人程度が雇用につながっている。一般企業のみとなった平成19年度から平成21年度も、年間360人程度が雇用につながっている。雇用対策の一時的な実施主体は国であり、県はその補完事業として雇用対策を実施しており、(財)雇用開発推進機構の実施事業のみで失業率の改善に結びつくようなマクロ的な事業効果目標の設定は困難である。	措置はなされていない。公表もなし。マクロの指標の設定がなぜできないのか、理解できない。国に言われたから何も考えずに事業をやっているなら、その事業の必要性も問われることになる。やらないことについての「為にする理由づけ」ではないのか。監査結果に対して、誠実に対応しているとは、言いがたい。

別紙16

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書 のペ ージ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		公表 の有 無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外 部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の 具体的内容	措置を講じていない理由			
79	県立博物館・ 美術館 【文化課】	県立博物館・ 美術館の行政 コスト計算書 (試案)	①監査人による行政コスト試算案と、年間8億円あまりの一般財源負担が必要であり、応益負担のあり方など議論する必要がある。 ②入館者数予想により指定管理料が異なってくるので、より精緻な入館者予想が必要である。 ③首里城公園と比較すると、一人当たりの一般財源負担額がかなり大きくなるので、効率的な運営が求められる。そのためには、指定管理者制度を活用すべきである。	88、 284～ 289	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報(号外第22号)】 ①全国や九州各県の状況を調査し検討し、「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」(平成18年12月27日)において、適切な観覧料や施設利用料金を定めた。 【現在】 ②入館者数については旧博物館の入館者数と新たな施設の展示規模等をもとに推計したが、実際の有料入館者数は平成21年度は実施計画に対し実績は42.6%であった。したがって、開館後の各年度の企画展等の実績に基づき入館者数の分析を行うとともに、モニタリングを実施し、次期の指定管理料算定の基礎資料としている。 ③平成19年11月1日の開館とともに指定管理者制度を導入・活用するとともに、利用料金制の措置を講じている。	有		措置がなされたといえる。	
80		複合施設にお ける組織体制 について	美術館、博物館とも県 の職員配置については、 指定管理者との役割分担 も踏まえ、効率的運営の 観点から議論すべきである。	88、 291～ 292	有	博物館・美術館の県職員配置については、平成19年度の開館前に、指定管理者との役割分担の検討を行い、教育普及の企画は県、実施運営は指定管理など役割分担の重複がないよう明確にし、平成19年11月の開館と同時に、適切に必要な人員(22名)を配置し、効率的な運営にあつたところである。		無		措置がなされたといえる。
81		契約について	すべての委託契約が固 意契約となっている。 定額以上の随意契約につ いては、第三者機関によ るチェックが必要である。	88、 292～ 294	無				無	監査の指摘では「公共工事入札等適正化委員会」の機能拡充を提言しているため、措置を講じていない。未措置。左記の理由説明は、当部署の権限の範囲外の指摘に対しては措置を講じる必要はないとの考えが認められるものであり、措置を講じない理由としては合理性を欠く。また、公報による公表では、今後、公共工事の発注予定はなく、委員会の検討対象とはならない旨の視明があるが、監査意見では、委員会の検討範囲は公共工事のみならず、随時契約も含まれる旨、指摘されている。
82		指定管理者制 度導入につ いて	指定管理者制度を導入 したが、県と指定管理者 との役割分担が曖昧であ る。	88、 297～ 301	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報(号外第22号)】 平成19年度の開館準備において県と指定管理者の役割分担を検討するとともに、11月の開館後には県と指定管理者の間で定期的な経営懇話会(月1回)を開催し、両者の役割分担について確認を行いつつ、効率的な運営にあつたところである。		有		措置を講じたとは評価できない。どのような役割分担を行うことになったのかが依然として不明確で、措置がなされたとは積極的に認めにくい。

平成19年度 指置状況一覧表 沖繩県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の 具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
6	高齢者・障害者等雇用 対策事業費 【雇用労務費】	就業支援 費 労務費 労務費 労務費	県は監督官庁として、沖縄県内のシルバー人材センターの実態と補助金支給との関連について、その効果等を含め公表することが必要。	2-23	有	シルバー人材センターの実態等については、雇用労務費のホームページで公表している(右記により公表済み)。補助金の効果としては、県内シルバーの会員数、就業延人員数、受託契約額が増加傾向で推移してきており、県内市町村におけるシルバー人材センターの設置市町村数も平成18年度までは11団体で横ばいであったが、平成19年度からは13団体、平成20年度からは13団体、平成21年度からは15団体と、県内全域にその取り組みが広がってきている(これらの推移については、雇用労務費のホームページで閲覧可能)。	有(平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報)			措置はなされた、と評価する。公表もなされている。公表データについてはさらなる充実と経理的な開示が要請されると考える。	
7	若年者総合雇用支援 事業 【雇用労務費】	就業支援 費 労務費 労務費	キャリアセンターの事業効果については、データとしては利用者数のみで、このうち何人が就職に結びついているかなどはデータがない。ある程度の追跡調査は可能と思われるので、そのデータを開示すべきである。就職希望者への周知手段が少ないと思われ、実効性、利便性に疑問あり。就職ミスマッチを防止するための専門家によるアドバイスなどがあればよいと考える。キャリアセンターは職業紹介機能はない。ハローワークが関係しているものの雰囲気あまりに違うので敷居が高く感じるとの印象を受けた。	2-23 2-24	有	キャリアセンター及び隣接ハローワークを利用しての就職者数については、平成19年度、658人、平成20年度、1,062人、平成21年度、1,679人と増え、ホームページ等での掲載はしていないものの、問い合わせ等がほぼ回答している(右記により一部公表済み)。学生の利便性を向上させるため、平成17年度からは、琉球大学内に中部プラザを設けている。就職希望者への周知については学校関係団体を通しての周知活動はもたらんこと、平成22年度は、ハローワーク以外で就職相談を行っている窓口の担当者を集めた会議を開催しており、各相談機関の対象者の違いやそれぞれの支援内容について共通理解を行い、一覧表を作成して関係機関の窓口で周知することとした。就職ミスマッチの対策としては、キャリアセンターのキャリアローラーによる就職相談の他に、就職活動に役立つ各種セミナー等を実施し、若年者の就職を総合的に支援している(平成21年度関係実績6,8回、参加者延べ5,679人)。	有(平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報)		措置はなされた、と評価する。公表もなされている。具体的な取り組みについても追加記載がアップした事象もあつた。ただし、現在の状況下では、さらなるデータの収集等追跡調査等の拡充との開示が望まれる。		
8	職業適応訓練事業費 【雇用労務費】	就業支援 費 労務費 労務費	訓練を終了/解除した者のうち雇用された者の割合を示す就職率は70.2%→57.1%→58.9%と推移(平成18年度→平成19年度)。修了者のみの就職率は、80.0%→80.5%→69.5%(平成18年度→平成19年度)。制度としては常用雇用を目的としていることから、達成度は不十分。	2-24	有	平成20年度から、沖縄県雇用推進員が訓練開始時及び訓練延長時のほか原則として毎月訓練者に対する就業支援を実施。実施状況を把握するほか訓練生や事業主・指導員から意見や悩みを聞き、ハローワークや障害者就業支援センター等と連携して常用雇用に結びつくよう支援している(右記により公表済み)。訓練を終了/解除した者のうち雇用された者の割合を示す就職率は56.9%→64.3%→68.0%と推移しており、修了者のみの就職率は72.3%→84.2%→94.4%(それぞれ平成19年度→平成20年度)と、沖縄県雇用推進員の設置効果が上がってきている。なお、訓練を終了/解除した者を母数とした割合の変化はあまりないが、これはハローワークからの紹介に基づき、障害者等を対象としていることから、達成度の指標としては不適切だと考える。	有(平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報)		措置はなされた、と評価する。公表もなされている。なお、解除した者を含んだ就職率には、回答の遅延とおり問題がある。今後は修了者の就職率を中心に、達成度をチェックしていくのが適切であると考える。		

平成19年度 指置状況一覧表 沖繩県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の 具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
4	雇用開発推進事業費 (財)雇用開発推進 機構運営費 【雇用労務費】	エンパワメント の役割について 機構運営費	就業支援 費 労務費 労務費	なぜ、正職員はすべて県派遣職員からなる財団を通して事業を実施する必要があるのか、理由が明確ではない。効果性が成り立たない状況にある。民間でできる事業については、民間に委ねることが「民間主導の自立型経済構築」という県の施策にも通ずる。事業の効果は、失業率改善に結びついていないという意識でこれまで成果があったとは言いがたい。沖縄県が直面する最重要課題に位置付けられる雇用問題解決に向けて、外郭団体を介して行う理由は見当たらない。このような方法では、雇用の両面への関与が曖昧になり、責任の所在が不明確なものになる。	2-22 2-23	有	(財)雇用開発推進機構設立当初は、民間からの出向職員やプロパー職員もいたが、出向元団体の都合やプロパー職員の都合により、現在の正職員は県からの派遣職員のみとなった。平成21年度以降の雇用労務費が実施する新規事業については、原則的に民間企業を対象とした企画コンペにより委託業者を選定しており、平成20年度以降は(財)雇用開発推進機構への新たな業務委託は行わない方針である。なお、業務委託を行う場合、委託元の県の委託者としての責任、事業者の受託者としての責任、委託契約書、仕様書等で明確であり、委託業者が民間企業(財)雇用開発推進機構かでその責任区分が曖昧になることはない。事業の効果として失業率の改善に結びついていないとの指摘であるが、(財)雇用開発推進機構の実施事業のみで失業率の改善に結びつけることは、法律的な役割分担、予算や実施時期、県内の失業者数等から考えると不可能である。なお、新行財政改革プランにおいて、平成25年度までに(財)雇用開発推進機構への県民とを政策的に見直すことが決定され、今年度から、行政や経営者団体、労働者団体等関係機関でどのように見直ししていくかスケジュールも含め検討中である(H22.9現在、調整会議を2回開催)。	有(平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報)		包括外部監査人の指摘は、沖縄県の外郭団体としての(財)雇用開発推進機構の存在意義である。担当からの回答内容は、これに正面から答えていない。本来このような場合、行政の内部職員・OBを権力排除し、外部委員として学識経験者や一般県民を中心とした独立委員会を設けて検討すべきである。それがなされていないので、実質的に措置は講じていない、と判定する。実質的に公表もなされていない、と考える。	
5	県外就職誘致促進事業 【雇用労務費】	就業支援 費 労務費 労務費	平成16年3月卒～平成18年3月卒の3ヵ年平均値の資料をみると、最終的な県外企業内定者は685名で、就職希望者5,698名の内のわずか12%にすぎない。県外就職を促進させるために、就職希望者全体の就職意欲の転換を図るといった目的達成には経過といわざるをえない。	2-23	有	大学・短大・専修等卒業生における就職希望者数を前年(平成18年3月卒～平成18年3月卒の平均)と平成21年度(平成21年3月卒)と比較すると、就職希望者数は、5,698名から6,299名に増加、県外就職希望者数は1,020名(就職希望者全体に占める県外就職希望者の割合:17.9%)から1,800名(同:28.6%)へ増加、県内企業内定者数は685名(就職希望者全体に占める県内企業内定者の割合:12.0%)から979名(同:15.8%)へ増加しており、県外就職への意識転換は図られてきている。なお、県外就職誘致促進事業は平成19年度で事業終了しているが、平成21年度からは、雇用戦略プログラム推進事業の相事業:はばたくウチナンチュニ応援プログラムの中で、大学卒業の県外就職誘致のため、県外インターンシップ等の事業を実施している(平成21年度県外インターンシップ旅費助成者数:147名)。	有(平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報)		細かなデータを示して、ていねいな説明あり。措置はなされた、と評価した。公表もなされている。		

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペ ジ数	指 揮 の 有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表 の有無	措置を講じていない理由		
13	浦添職業能力開発校 【雇用労政課】	外郭団体に対する随契約について	款：労働費 項：職業訓練費 目：職業能力開発校費	マリンスポーツ科は、平成9年の設置以来、継続して沖縄県外郭団体(財)沖縄県マリンスポーツセンター(以下「センター」)に随契約で委託している。他に委託先がないと思われず、効率的、公平性を勘案し、公募入札方式に改めべきである。また、1人あたりの費用が70万円を超えている状況において、訓練を続けていく意義がどこにあるのか疑問である。	2-26	有	マリンスポーツ科については、費用対効果等を検討した結果、事業の継続が困難であると判断し、平成20年度から訓練を廃止することとした。(平成21年5月22日付沖縄県庁第19号沖縄県公報)	有	左記の措置内容のとおり、マリンスポーツ科については、平成20年度から訓練を廃止することとしたので、公募入札方式に改める必要性がなくなった。	無	包括外部監査人の指摘に対して、当該訓練を廃止した。実質的にみれば、措置がなされた、と評価してよい、と考える。公表もなされている。
14	女性就業援助事業費 【雇用労政課】		款：労働費 項：職業訓練費 目：職業能力開発校費	民間で実施されているコースばかりであり、県が実施する意義が乏しい。また最終的な就業につくようになり組みがさらに必要。	2-27	無		無	当センターの科目コースは、特に、働きたい女性・働く意欲を失っていない女性が能力を発揮できる社会を目指す上で必要不可欠なものである。社会進出を目指す女性が最も多く希望する職種が事務職であり、当センターの科目コースの目標とする資格は、求人側のニーズを反映したもので、地域の労働市場の状況を踏まえたものであるため、県が実施する意義がある。また、従来から最終的な就業につくけるため、講習期間中に社会人として必要な接客・マナーの職業講座も必須として設け、また、グッドジョブ継続ステップと並行して、就業に結びつく様に効果的な応募書類の作成力を入れた取り組みを行っているところであるため、特にさらなる取り組みを行う必要は生じていない。	無	包括外部監査人の指摘に対して、正面から答えていない。民間の教育機関等でできるものになぜわざわざ公金を投入するのか、説明になっていない。"働ける準備"をつけて、組織防衛・事業防衛を図っているとし評価できない。措置はなされていない。公表もなし。
15	地域職業訓練センター運営費 【雇用労政課】		款：労働費 項：職業訓練費 目：職業能力開発校費	実質的には、那覇地域職業訓練センターのセンター施設の利用率は平均70%程度。一般企業も類似の施設を持つようになっており、県がこのような施設を提供するニーズは減ってきている。委託理由は小さくなってきている。	2-27	無		無	センターのH19～H21の利用実績の平均は、利用延人数割合が93.9%、施設利用率が82.8%で、厚生労働省が定める目標値(利用延人数割合60%以上かつ施設利用率90%以上)を大幅に上回っており、九州のセンターと比較しても高い状況である。(H19九州平均：利用延人数割合82.0%、施設利用率83.1%)なお、センターは(社)雇用・能力開発機構が設置・運営している施設であり、県が提供しているわけではない。また、同機構の廃止に伴い平成22年度末で施設の設置・運営も廃止される予定である。	無	厚生労働省がどう目標値を設定しても、公金を使って民間企業と競争するような施設(ハードウェア)を作るなら、社会常識にかなうような水準の業務をおこなう必要がある。措置はなし。公表もなし。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペ ジ数	指 揮 の 有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表 の有無	措置を講じていない理由		
9	技能向上普及対策費 【雇用労政課】		款：労働費 項：職業訓練費 目：職業訓練校費	技能検定合格者がその技能を県内でのよに生かしているかについてもフォローアップして公表すべき。	2-24	有	平成22年6月、県内526事業所における技能労働者の確保・育成に関するアンケートを実施。136事業所(回答率27.2%)から回答を得て、処遇や給与への反映、事業所への貢献度、要望等についての現状を把握し、フォローアップに取り組んでいる。	有		無	措置は実質的になされた、と評価する。しかし、公表がまだである。アンケートをもとに分析をおこない、公表することが望まれる。
10	産業開発青年協会補助事業費 【雇用労政課】		款：労働費 項：職業訓練費 目：職業訓練校費	昭和30年に開始されたプロジェクトで、もともと海外移民を希望する次男、三男を対象にしたもの。事業の目的が現代に適合するとは思えず、公益上の必要性は乏しい(沖縄県行政改革プランによって、平成19年度中には補助金支給がなくなる予定)。終了生の就職率は、現在は約30%に落ちこんでおり、事業の実効性に疑問が残る。	2-25	有	社会情勢の変化により設立当初の目的が事業内容に合わなくなったことから、平成24年に定款の改正を行い、現在の青年等後継者の養成と青年の健全育成を図るという公益性をもった設立目的へ変更されている。「沖縄県行政改革プラン」(H18.3)に基づき、段階的に削減することが決定している中で、産業開発青年協会が平成19年1月に設置した「あり方検討委員会」において、県は運営計画等の中で懸念されるものについては指摘をし、同協会の本来の目的を推進するよう求めるともに、今後協会が自立し、継続的な青年の健全育成等、公益性を確保できるよう、助言した。なお、補助事業は当初計画どおり平成19年度で廃止し、その後は同協会の自主的運営に向けた指導を行なった。	無		無	措置はなされた、と評価する。公表がされていない。公表すべきである。なお、この包括外部監査人の指摘は、事業費についてなされているが、別の面からいえば、(社)沖縄県産業開発青年協会の存在意義自体が問われていることとなる。独立第三者委員会を設置し、最終的な存否に関する評価をなすべきである。
11	浦添職業能力開発校 【雇用労政課】	施設の後援(の)あり方について	款：労働費 項：職業訓練費 目：職業能力開発校費	緊急委託訓練のコース内容を見ると、ほとんどが専門員等、民間教育訓練機関ですべて実施している科目ばかり。雇用のミスマッチが多いとされるOA経理、簿記などの事務系の訓練科目がなぜ多いのか分からない。今までの施設の果たしてきた役割は大きいと思われ、急進に変化している時代の中で、従来同様の運営方法で良いのか見直すべき時期に来ていると思われる。民間教育訓練機関で実施されている科目については、施設が実施する必要はなく、民間に任せれば良い。訓練内容の見直しに伴い、現在、浦添・具志川の2校ある施設の統合等も検討する必要がある。さらに、施設の管理運営を民間委託(指定管理者制度など)できるかどうか、県は検討する必要がある。	2-25 2-26	有	平成22年8月に策定した第2次沖縄県立職業能力開発校再編整備計画(H22～26年度)において、①必要に迫る民間実務が困難な訓練は県立校が実施し、民間で可能な科目は民間委託すること、②委託訓練の拡大、在職者訓練の強化による訓練継続の確保のため、実行の役割等を維持すること、③指定管理者制度については今後検討すること、などを定めた。(雇用労政課ホームページに掲載済)	有	緊急委託訓練とは、民間教育訓練機関の人的・物的資源を活用して実施する訓練であるため、民間教育訓練機関ですべて実施している科目となっている。	無	包括外部監査人の指摘・意見に對して、対応はしているとはしているが、計画を立案しただけで、不十分。①具体的にどのような訓練を自前で実施するか、②訓練科目見直しを前向きに、2校統合をどうするか、が決定され、実行段階に入らなければ、措置がなされた、とは評価できない。公表の形も不十分。そもそも、この措置事項は、職業能力開発校の存続意義に関わる。組織の内部のみならず検討をまかしてはならない。組織防衛のため、"働ける準備"を付けた緊急委託訓練を新々と措置と称して行出される可能性がある。外部職者や一般県民を中心とする独立第三者委員会を設立し、事業主体のあり方を検討する必要がある、と考える。
12	浦添職業能力開発校 運営費 【雇用労政課】	入札のルールが明確でない学科があった。	款：労働費 項：職業訓練費 目：職業能力開発校費	プログラミングの訓練委託選定過程について監査を行った。委託先の選定は指名競争入札により行っているが、業者の中から、就職率等を勘案してさらに取り入れているため、指名される者がいつも同じであるなど偏りが生じており、公平性に欠けている。指名の基準を改めるべきである。	2-26	有	措置内容等を踏まえ、現在は、就職率等を勘案して取り込むことはしてはいるが、委託訓練実施可能としている業者は指名し、入札に参加させることに指名の基準を改めた。	無		無	措置はなされた、と評価する。ただし、公表がされていない。公表すべきである。

平成19年度 措置状況一覧表 沖繩県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペ ージ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
18	戦略産業人材育成支援事業 【雇用労政課】	放：労働費 項：労政費 目：労政総務費	毎年度、一定数の新規採用職員の研修のために利用されているが、交付企業のリストを限り、毎年度同じ企業が並んでいる。また、習得させる技能や知識の専門性の定義や範囲が曖昧。人材育成にどれだけ貢献しているか疑問である。	2-27 2-28	有	無	無	無	無	無	包括外部監査人の指摘に対する措置がなされていない。公表もなし。 「措置を講じていない理由」欄の記述は、単に制度の説明に終結し、指摘に添えて、改善しようという姿勢はない。数年にわたって、特定複数企業の新入研修に利用された実績があるならば、それら限られた企業のみが特定の便宜を図る結果となった可能性もある。募集・選定プロセスの公平性にも疑問がある。
19	全国求職者支援コールセンター「はたらコール」事業 雇用労政課】	放：労働費 項：労政費 目：労政総務費	定着状況調査から、就職率の高さは一定の評価。一方、調査で明らかになった退職者56人のうち、少なくとも49人(87.5%)が就職後半年経たずに退職しているのは、注目すべき調査結果である。定着率の向上にも努めることが求められる。	2-27 2-28	有	有	本事業は平成18年度で終了している。当該事業の後継事業である「コールセンターエントリー人材育成事業」(平成19年度～平成20年度)においては、コールセンター業界への就職意欲の醸成を目的として、研修カリキュラムの中に企業体験(6社程度)も含めて実施している。 コールセンターエントリー人材育成事業も含まれ、事業終了後の一定期間における就職の有無までは調査可能であるが、研修受講生全体の追跡調査は転居や本人との連絡不遇、情報提供不可など、調査は困難である。 なお、平成19年度から平成22年度までは、コールセンターを含む情報通信産業のミスマッチを解消するため、沖縄地域雇用創出事業(マッチング促進事業)において、情報通信産業分野のフェオラムや合同企業懇話会、面談会を開催し、情報通信産業分野への求職者を増やすほか、業界の状況を理解した上で就職者を増やすことにより、早期離職の防止、定着率の向上に寄与しているものと考えている(情報通信産業分野における県外からの進出企業数は、平成19年度165社、新規雇用者数14,786人、平成21年度202社、新規雇用者数18,075人)。	有(平成21年5月22日付け 付外第19号沖 縄県公報)	有(平成21年5月22日付け 付外第19号沖 縄県公報)	無	指摘は、就職後半年での退職者に対する調査に關してである。理由をあげて、追跡調査は困難との回答をしている。 定着率についても、その後の別事業においても、ていねいに説明がある。 個人情報保護の面からも、追跡調査が困難であることは理解できる。 実質的に判断して、措置はなされ、公表もなされている、と考える。

平成19年度 措置状況一覧表 沖繩県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペ ージ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
16	地域資源活用型事業 文化支援事業 【雇用労政課】	放：労働費 項：労政費 目：労政総務費	選定基準が不透明。選定基準は、新規性、経済効果、発展性等といった抽象的なもの。さらに申請書類の範囲や量も各企業によってまちまち。実際に助成金の交付を受けたが赤字となった企業もあり、事業の効果については疑問。	2-27	有	有	本事業は平成18年度で終了している。本事業については、主に県内から原料を調達して健康食品等の製造・加工を行う事業所、産業振興公社や商工会議所等の経済団体から応募された事業所について、7人の委員で構成する「地域資源活用型事業文化支援事業審査委員会」で審査し決定している。審査会においては、事業所からの申請書や各事業所毎の現地調査情報等を基に①設備の必要性と②そのタイミング、③商品の付加価値・市場性・独自性、④商品の県外販路展開の有望性、⑤事業収支計画の信頼性及び実現見込み度、⑥加工技術等の有用性・独自性、⑦新規雇用の数と継続性、⑧他の県内産業への波及効果、などの総合的な審査を行った上で助成対象事業所を決定している。	有(平成21年5月22日付け 付外第19号沖 縄県公報)	有(平成21年5月22日付け 付外第19号沖 縄県公報)	無	選定基準は、左記にあるとおりであり、具体的な資料については、機密等として明示している。応募業者は添付資料等について既存資料で代替を行ったが、参考資料を添付しなかったため、実態には不均一となっており、不足資料は補正するなど、要件的には全て整っている。 選定基準については、地域資源活用型事業文化支援事業助成金交付要領(案)に基づき、地域資源活用型事業文化支援事業審査会の審査を踏まえて、当該審査結果を踏まえ予算の範囲内で(財)雇用開発推進機構理事長が決定し、事業規模等を含め事業認定を行っている。 なお、事業効果をあげるため、専門の経営指導員(アドバイザー)を抱える(財)沖繩県産業振興公社に経営支援業務を委託しており、当該助成金の認定企業へは運営専門家が開示し、経営に関する助言等の支援を実施した。
17	職業体験受入企業開拓事業【沖繩県雇用労政課等→(財)雇用開発推進機構→委託】 【雇用労政課】	放：労働費 項：労政費 目：労政総務費	あえて外県団体である(財)雇用開発推進機構に委託する必要性が乏しい。業務コストのほとんどが人件費であるため、コスト削減努力も困難。この事業が沖繩県における就職率の向上に寄与しているかの測定は不可能だと思われる。	2-27	有	有	職業体験受入企業開拓事業は教育庁県立学校教育課から雇用開発推進機構への委託事業であったが、平成20年度からは対象範囲を離島地域まで広げたため、受託業者の募集形成も自體意識から企画コンペに基づき競争入札へと変更しており、その結果民間企業を選定している(企画コンペ→(財)雇用開発推進機構は参加していない)(右記により公表済み)	有(平成21年5月22日付け 付外第19号沖 縄県公報)	有(平成21年5月22日付け 付外第19号沖 縄県公報)	無	この事業の存在意義自体に疑問がある。 高校生が職業体験を支援し、職業観を形成する目的でも各種のデータは収集できるはずである(コンペに参加する民間企業はその位のプレゼンテーションをおこなうとも思われる)。 そうでなければ公金を使う必要性は乏しい。事業を中止すべきである。

平成19年度 指置状況一覧表 沖繩県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

指置	監査テーマ		予算の款・項・目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		指置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
3	公社の公有地取得事業及びあわせん事業について 【新石垣空港線】	取：土木費 項：空港費 目：空港建設費	新石垣空港用地取得事業について、土地開発公社はあわせん事業だけを委託されているが、沖繩県から支給される事務費が低いため、赤字となっている。借債実行率は32.9%と極めて低い数値に止まっている。	1-68 1-69	無			○公社事務費の計算については、既存の公社事務費の計算方法により算定を行っている。 ○しかし、同計算方法は用地交渉に従事する人員や交渉人数等が異なるため、同計算方法により算定する事務費が正確でない方法となっており、同計算方法により算定する事務費を算定する用地課に確認するよう話があった。 ○そのため、用地課へ事務費算定の考え方と算定方法見直しについて相談を行ったが、考え方については、文書で記載されていること以上のことは特になく、見直しについても必要であるとは感じているが、具体的な動きはないとのことであった。 ○同結果を踏まえて財政課と調整し、一定の事務費増額（除費）が認められたが、人員費等の公社側の赤字を埋めるまでには至らなかった。 ○なお、H20年度以降は、公社への事業委託は行わず直営で対応している。	○公社事務費の計算については、既存の公社事務費の計算方法により算定を行っている。 ○「監査の結果、手続上、特に問題となる点は発見されなかった。」としたうえで、「留意点として」左に示した文章やその他の文章がページにわたって展開されている。 ○ここでは、担当課は何を措置すればいいのかわからないのか、何を回答すればいいのかわからないのか、とてもわかりにくい。 ○本来なら、新石垣空港用地取得のあわせん事業の赤字に関する内容の分析と対策（又は結論）と、借債実行率が低い理由とその検討結果をもとに、指摘・意見が記述され、それに対する担当課の対応を措置・公表がなされるべきだったと考える。 ○このような位置づけに立った場合、担当課の説明は不十分である。当時の包括外部監査人に文章を再検討するうえで、措置の有無を検討するうえ、措置がないとしても、その検討内容を公表すべきだった。		
4	貯蓄状況と会計処理について ■豊崎プロジェクトの原価計算について 【特別法人沖繩県土地開発公社】	沖繩県と別会計で該当なし。 公社予算上では、収益的支出款：事業原価 項：土地造成事業原価 目：完成土地等売却原価	売価の10%が利益になるように、土地造成原価を確定している。 原価の計算は、売価から逆算して行われるものではなく、実際に発生したコストを積上げて行うべきである。 豊崎の土地造成コストは、区域/用地種別ごとに集計されており、そのため、各区域/種別の用地の造成にどれだけの費用がかかったのか把握できない。	1-70	有			豊見城市地先開発事業については、3区域に分け順次着工していったが、砂搬入については、2区域同時実施したこと。また、同一区域に複数の用地種別が併存していること等、区域/用地種別毎の集計は困難であったため、原価について、毎期、総処分価格と総工事費を見直し、適正な期間損益計算を行うよう努めている。	措置がなされたとは判断できない。公表がない。 （そもそも措置の説明がない。公表の有無も不明。空欄のままである。） 指摘に対して、正面から答えず、恐ろけをずらして、旧案の方法に従うことをあからさまに回答している。		
5	貯蓄状況と会計処理について ■各種の引当金について 【特別法人沖繩県土地開発公社】	沖繩県と別会計で該当なし。 公社予算上では、資本的支出款：資本的支出 項：土地造成事業費 目：土地造成事業費 「平成22年度予算には該当なし」	特別修繕引当金は、引当額に合理的な根拠がない。 運営経費引当金は、引当額に合理的な根拠がない。	1-71	有 (一部)	特別修繕引当金については、今後、特別な修繕が発生する可能性が低いことから、平成21年度に取り崩した。 【沖繩県土地開発公社のHPで決算書を公表】	有	特別修繕引当金及び運営経費引当金は、積み立てて工事を実施している各都道府県土地開発公社の各引当金を調査し引当率を定めた。 運営経費引当金についても、平成22年度取り崩す予定である。	監査に対する基本的な対応に問題がある。 措置はなされたか、なされつつある。しかし、対応が悪い。正式な公文で明確な形で公表する必要がある。		

平成19年度 指置状況一覧表 沖繩県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

指置	監査テーマ		予算の款・項・目	指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		指置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
1	開発事業としての豊崎プロジェクトの運営 【特別法人沖繩県土地開発公社】	沖繩県と別会計で該当なし。 公社予算上では、資本的支出款：資本的支出 項：土地造成事業費 目：土地造成事業費	土地開発公社の存在意義及び公証法の趣旨に鑑みれば、豊崎プロジェクトは、本来沖繩県自身が行うべき事業であった。 用途変更時点において、申請以前に議会の事前の議決が必要と考える。 企業用途の選定手続については、複数年度にわたる具体的な事業計画が求められていないこと/選考委員会に外部の専門家や有識者が参加していないことが問題点。 豊崎 大規模事業を行う土地開発公社については、監査委員の監査のみならず、第三者による外部監査を義務づけるべきである。	1-24	無			豊崎プロジェクトは、並定第17条第1項第2号の規定する事業で、公社の適正な事業と考えている。 用途変更については、その許可権限は、公有水面埋立法第29条第1項の規定による許可権限（県知事）を得ており、議会の議決は必要ないものとする。 【用途変更：平成21年5月22日広報号外第19号P15】 企業選定については、公有水面埋立法に基づき用地の処分に関する要綱を制定しており、同法に基づく県知事の許可を受ける要件を具備した企業及び事業計画を具体的に審査するための選定委員会である。同法においては、複数年度にわたる事業計画まで審査することは求められていないため措置を講じていない。 今後、公証法に基づく大規模開発事業は予定していないことから、外部監査を義務付けの措置はしていない。	指摘・意見は大きく3つあるが、いずれについても、措置なし。措置がないことについての公表がない。 用途変更については、議会の議決不要との見解も成立しうる。しかしそれについての根拠づけをおこない、公表すべきである（そうではないと、包括外部監査に回答していない、とも考えうる。） 企業用地選定手続については、問題点の指摘への正面切ったの反証がなされていない。選考委員会の構成に問題があり、公平性に欠ける。選定委員会の構成を見直すべきである。 措置自体に関しては、正面から答えていない（「勘弁をすりかえて、すなわち今後大規模開発事業は予定していないことから」をあたかも理由のような体裁をとって、監査の義務づけを否定する。）。包括外部監査に対応していないとも考えられる。 このような回答がまかりとおっている外部団体に、内部チェックが機能しているか、大いに疑問がある。外部監査の義務づけを、沖繩県として、公平な第三者委員会の下で検討すべきである。		
2	公社の公有地取得事業及びあわせん事業について 【特別法人沖繩県土地開発公社】	沖繩県と別会計で該当なし。 公社予算上では、資本的支出款：資本的支出 項：公有地取得事業費 目：公有地取得費	国立劇場おきなわ用地の取得に際し、沖繩県と土地開発公社で損失補償の念書を確認しているが、適切でない。 また、会計上は保有土地の評価損計上の有無も問題になる。	1-58	無			念書の締結は適切ではなかった。今後、先行取得事業を実施するにあたっては、委託先の債務保証を受けてから事業を委託していく方針である。 土地処分価格は、鑑定評価となっているため、今後、評価損計上する可能性もあるが、現時点の取次価格（処分価格+買料-取得価格【簿価】）では評価損を計上していないため措置を講ずる必要はなかった。 なお、土地の処分は平成24年度に完了。 【平成21年5月22日広報号外19号P15】	指摘を認めている。しかし、損失補償の念書その後破棄したのか不明。この点を含めて、措置をとるべきである。そして、この点につき公表する必要がある。 土地の評価損計上の有無については、簡潔でないが説明になっている。本ケースは、措置を講じていないとして理由づけを付して公表した事例とも考えうる。		

平成19年度 措置状況一覧表 沖繩県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
7	公社の組織のあり方 について 【用地課】		<p>款：土木費 項：道路橋りょう 費目：道路橋りょう 総務費</p> <p>※法律に基づく公 社への負担金支 出。</p>	<p>公共事業の大膽な削減により、事業の前提 となる用地買収自体が減少しているなかで、 今後も公社がその業務を担っていく必要性が 乏しくなっている。あわせん事業は赤字 構造。現状のままでは、将来的には、解 散せざるを得ない状況に至ると考えられる。 豊崎プロジェクトの黒字であった事業の赤 字を補填して組織の存続を図ることは、問題 を先送りするだけ。豊崎プロジェクトの黒 字は県民に還元する方向で検討すべきであ る。</p>	1-89 1-91	有 (一 部)	<p>・土木建築部は、平成20年11月に「土地 開発公社の活用について」を取りまと め、今後も専門的ノウハウを有する公社 を県の補完機関として活用することと し、全体事業を構築しながら、県と公 社が役割分担して用地取得業務を図る いく方針を定めた。</p> <p>同方針に基づき平成22年2月に公社へ の委託業務の調整を行う「土地開発公社 活用調整会議」を設置し、同年3月に 「沖繩県土木建築部公共用地取得業務に 係る沖繩県土地開発公社委託基準」を策 定した。</p>	無	<p>県は、政令団体として、公社があっ せん等事業で収支の均衡が取れるよう公社 に指導を行うとともに、委託元として も、事務費の見直しを含めた所要の措置 を講ずる責任があるところであるが、県 の財政事情が厳しいこと、また今後はプ ローバ職員世代交代による人件費削減 等の経費節減も見込まれるため、当社は 公社の自助努力を優先し、その結果を見 定めるものとする。 【平成21年6月22日広報号外19号P16～ P17】</p> <p>豊崎プロジェクトの黒字については、 公社として今後、公社が先行取得その他 事業を進める際、金融機関等から借入 れをすることなくその黒字を活用するこ とを検討していることから、公社の資金 運用に対する適切な指導につとめた上 で、県民への還元についても検討してい きたい。</p>	<p>包括外部監査人が、土地開発公社 の存在意義を問題としたのに対し、その 点には答えていない。論 旨をずらしながら細かな手続や規 程等一般的説明に終始する。 措置はなされていない、と考 えらる。公表を内容的に不十分。豊崎 プロジェクトの黒字についても、 措置はなされていない、問題点に ついて、正面から答えていない。 公表もない。</p>	
8	公社の組織のあり方 について 【用地課】		<p>公社への負担金と して、上記の款項 目あり</p> <p>平成23年度は、あ り方検討委員会設 置のため、</p> <p>款：土木費 項：道路橋りょう 費目：道路橋りょう 総務費</p> <p>で予算計上。</p>	<p>公社の今後の組織のあり方については、県 公社以外の第三者を交えた組織検討委員会等 を早急に立ち上げ、公社の今後のあり方を確 立する必要がある。</p>	1-91	無	<p>公社のあり方については、部の方針と して平成20年11月に「土地開発公社の活 用について」を取りまとめ、今後も専門 的ノウハウを有する公社を県の補完機関 として活用することとし「公社の活用 に関する基本方針」を定めた。同方針に基 づき、これまで平成22年2月に公社への 委託業務の調整を行う「土地開発公社活 用調整会議」を設置した他、平成22年3 月に公社への委託基準を明文化した「沖 繩県土木建築部公共用地取得業務に係 る沖繩県土地開発公社委託基準」を制定す るなどの取り組みを行ってきた。</p> <p>措置のあった第三者を交えた検討につ いては、包括外部監査結果を踏まえ平成 22年度スタートの新しいプランにおい て、県の用地業務の取得にあり方につ いて第三者を交えた検討委員会を平成22年 度に設置、平成23年度までに検討のうえ 平成24年度から実施することとなっている。</p>	無	<p>公社のあり方については、部の方針と して平成20年11月に「土地開発公社の活 用について」を取りまとめ、今後も専門 的ノウハウを有する公社を県の補完機関 として活用することとし「公社の活用 に関する基本方針」を定めた。同方針に基 づき、これまで平成22年2月に公社への 委託業務の調整を行う「土地開発公社活 用調整会議」を設置した他、平成22年3 月に公社への委託基準を明文化した「沖 繩県土木建築部公共用地取得業務に係 る沖繩県土地開発公社委託基準」を制定す るなどの取り組みを行ってきた。</p> <p>措置のあった第三者を交えた検討につ いては、包括外部監査結果を踏まえ平成 22年度スタートの新しいプランにおい て、県の用地業務の取得にあり方につ いて第三者を交えた検討委員会を平成22年 度に設置、平成23年度までに検討のうえ 平成24年度から実施することとなっている。</p>	<p>指摘・意見に対する対応とはい えない。存在意義を問われている のに、現状を大きく変えたいこと を大膽にせず、外部第三者を入 れない組織内で決めた延命策を 説明している。したがって、措置 はなされていない、と考 えらる。公表もなされていない。</p> <p>第三者を交えた組織検討委員会 についても、対応が遅い。措置が なされていない。公表もない。 ・新しいプランの一部としての認 明のみで（しかも用地取得のあり 方に関して）、たくみに論旨をすりか えているとの感を抱く。</p>	

平成19年度 措置状況一覧表 沖繩県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
6	財務状況と会計処理 について 【用地課】	事務費の計 算方法と あわせん事 業の増益に ついて	<p>予算措置なし。</p> <p>①道路・街路関連 (道路街路課)</p> <p>款：土木費 項：道路橋りょう 費目：道路新設改良 費</p> <p>款：土木費 項：都市計画費 目：街路事業費</p> <p>②河川関係 (河川課)</p> <p>款：土木費 項：河川海岸費 目：河川改良費</p> <p>H19年度時点 では、上記に加え 以下の事業あり、 H20年度以降委託 実績なし</p> <p>③空港関係 (空港・新石)</p> <p>款：土木費 項：空港費 目：空港建設費</p> <p>※ 用地課は委託 事務基準など制度 的なものを所管、 実際の委託は事業 課が公社と委託契 約を締結し実施し ている。</p>	<p>事務費は沖繩県との通知で詳細に規定され ているが、公社担当者の事務作業量に応じて ではなく、総事業費予算によってあらかじめ 決定される仕組みになっている。 あわせん事業は今後も利益をあげることは 困難である。</p>	1-85	有 (一 部)	<p>現行の委託事務費の算定基準では、用 地買収が困難であればあるほど公社とし ては経費がからみ、赤字が増える構造と なっており、用地買収業務に見合う正当 な対価がいくらであるべきか、という困 難な課題が存在するのはご指摘のとおり である。</p> <p>近年ますます用地取得が複雑化・困難 化するなかで、県としては公社の専門性 とノウハウを期待してあわせん等事業を 委託するため、公社による経費の見直し 等の自主努力の結果を見定めた上で、事 務費についても適正な水準を確保できる よう措置を講じている。 【平成21年5月22日広報号外19号P16】</p>	無	<p>現行の委託事務費の算定基準では、用 地買収が困難であればあるほど公社とし ては経費がからみ、赤字が増える構造と なっており、用地買収業務に見合う正当 な対価がいくらであるべきか、という困 難な課題が存在するのはご指摘のとおり である。</p> <p>近年ますます用地取得が複雑化・困難 化するなかで、県としては公社の専門性 とノウハウを期待してあわせん等事業を 委託するため、公社による経費の見直し 等の自主努力の結果を見定めた上で、事 務費についても適正な水準を確保できる よう措置を講じている。 【平成21年5月22日広報号外19号P16】</p>	<p>指摘事項の内容は認めている (争いはない)。</p> <p>しかし、後半部分は、回答にも なっていない。措置もなされてい ない(措置を講じたという表現 のみ)。これでご公表がなされた とするならば、指摘事項に対して 「前向きに審議したい」というの 面 従業者の文章を一文入れれば、す べて措置がなされ、公表問題は 解消された、ととなりかねない。本 事例は、包括外部監査が実質上無 視され、骨抜きとなった好例であ る。</p>	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価																		
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無																				
6	総論 補助金改革に向けて	(5) 公社等外郭団体の経営合理化及び透明性確保をよりいっそう進めること	⑤外郭団体の透明性確保について未だに、会計処理に妥当性を欠いている団体が多い。このような粉飾まがいの行為が放置されていることは極めて問題。一定の基準を設けた外郭団体については毎年、それ以外の団体においても3年に1回程度公認会計士等の第三者による会計監査を義務づけるべきである。会計監査の結果、団体の会計的、財政的問題点や内部管理上の問題点が明らかになり、早急に対策を講じることが可能。結果的に損失拡大を防止できる。この点について、監査人は毎年意見として監査報告しているが、県からなんらアクションがない。そればかりか、(監査)費用がかかるという負担ばかりが言い訳に使われ、沖縄県が、外郭団体の経営改善や透明性確保に、自ら積極的に取り組む姿勢が全く見えない。このような状況では、外郭団体の運営に今後求められることでもあるのかと懸念される。なお、外郭団体については、県監査委員による「財政援助団体等監査」も実施されているが、会計監査の専門性からは、現状では十分とはいえない。	31~32					未措置 早急な対応が求められる。																		
7	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (6) 県と外郭団体との役割分担を明確にすること	外郭団体と県との役割分担が極めてあいまいである。県は外郭団体に、毎年多額の事業費補助や運営費補助を実施。しかし、実際は、さまざまな事業を県職員が派遣と置き合わせて外郭団体に押し付けてきたという点もある。この点に関して、ある外郭団体から、補助事業として行っている事業は、本来、県が行うべき事業であって、県から委託事業として行わせるべきものであるという意見もあった。	32					未措置 早急な対応が求められる。																		
8	総論 補助金改革に向けて	2. その他の補助金に関する全般的意見について (1) 公社等外郭団体に対する県派遣職員人件費補助【村づくり計画課】 【観光企画課】 【県立学校教育課】	外郭団体へ派遣されている県職員給与に際し、直接職員に支給するのではなく、一旦、県から人件費相当額が運営費等補助金として外郭団体へ交付され、外郭団体から派遣職員へ給与として支給されている。その控除額である大阪商船判決での違法とされた事例がある。公益性があるのか、職員派遣が、県として客観的に妥当か、を再検討することが必要。	33					未措置 早急な対応が求められる。																		
9	総論 補助金改革に向けて	2. その他の補助金に関する全般的意見について (2) 外郭団体における退職給付引当金の計上不足について	100万円超の引当不足の外郭団体を調査したところ、以下の通りであった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管課</th> <th>外郭団体</th> <th>決算期</th> <th>引当不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>沖縄県私立教育振興会</td> <td>平成20年3月末</td> <td>▲928万1,000円</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>沖縄県土地改良事業団体連合会</td> <td>平成20年3月末</td> <td>▲9,375万3,000円</td> </tr> <tr> <td>観光商工部</td> <td>(財)沖縄観光コンベンションビューロー</td> <td>平成20年3月末</td> <td>▲1億8,471万8,000円</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td>(財)沖縄県国際交流法人 材質成財団</td> <td>平成20年3月末</td> <td>▲9,138万8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>約9億円超という多額の引当不足が明らかになった沖縄県土地改良事業団体連合会の財政運営は、きわめてずさん。県は指導監督すべき立場としての財源不足にどのように対応していくのか、早急に結論を出すことが強く求められる。その他の団体も同様。</p>	所管課	外郭団体	決算期	引当不足額	総務部	沖縄県私立教育振興会	平成20年3月末	▲928万1,000円	農林水産部	沖縄県土地改良事業団体連合会	平成20年3月末	▲9,375万3,000円	観光商工部	(財)沖縄観光コンベンションビューロー	平成20年3月末	▲1億8,471万8,000円	教育庁	(財)沖縄県国際交流法人 材質成財団	平成20年3月末	▲9,138万8,000円	有 有	沖縄県私立教育振興会職員に対する退職金については、当会が実施する退職金給付事業から給付を受けて対応し、不足分については退職給付引当金を取り崩すこととしています。よって、計上不足ではありません。退職金給付事業とは、当会が実施する、私立学校教職員並びに沖縄県私立教育振興会を含む私立学振興団体職員を対象とする事業である。【総務私学課】 土地改良事業団体連合会は、経営健全化に取り組み中であり、その中で退職給付引当金の計画的積み立てを指導している。【村づくり計画課】	沖縄県観光コンベンションビューローにおいても、退職給付引当金が、アワード職員の退職給付支払のために必要となる退職給付債務に対して会計基準に従って計上する引当金であり、退職給付規程に基づいて適切な退職金の支給に必要な額を確保する必要のあることについて、十分認識しているところである。そのため、組織運営の適正な、自主財源の確保等さらなる経営改善等に取り組む、財務状況の改善を図っていく必要がある。当面の課題としては、今後の当法人の定年退職予定者数を適切に把握し、必要な退職金給付額を確保することとして、毎年計画的に退職給付引当金を積み立てるよう指導し、	総務私学課 ・事業実施として再確認し、計上不足でないことを確認した。 農水部 ・措置を講じたとは言えない。今後、早急な対応が求められる。 観光企画課 ・措置としては評価できないが、改善の方向で努力し取り組んでいることと評価できる。 県立学校教育課 ・措置に向け、取り組んでいるが十分とは言えない。
所管課	外郭団体	決算期	引当不足額																								
総務部	沖縄県私立教育振興会	平成20年3月末	▲928万1,000円																								
農林水産部	沖縄県土地改良事業団体連合会	平成20年3月末	▲9,375万3,000円																								
観光商工部	(財)沖縄観光コンベンションビューロー	平成20年3月末	▲1億8,471万8,000円																								
教育庁	(財)沖縄県国際交流法人 材質成財団	平成20年3月末	▲9,138万8,000円																								

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
1	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (1) 補助金の政策評価を徹底すること	ただ単に補助金交付するという投入重視の姿勢から、補助金の成果の評価を優先し、補助金の必要とする成果達成の姿勢への転換が求められる。補助金の投入と成果の関係があいまいなものが多い。結果として、その補助金は返金されていく。県が補助効果の如何に評価しているか検証してみると、ほとんどが、相殺件数が何年かで前年度より何年増減したとか、申込件数が何年増えたとか、取次人数何人増えたかなど、およそ政策目標達成度を判断する指標と言えないものが多い。補助金改革を推進していくためには、明確な政策目標の設定と、効果の測定、達成度の検証が必要である。そのためには、現在の事務事業評価システムを含む県全体の行政評価や、政策評価を客観的かつ厳格に実施するための評価を策定し、それらの評価に関する情報を県民に公表して説明責任を果たすとともに、効果的かつ効率的な行政運営の実現を図っていくべき。	24~26					未措置 早急な対応が求められる。
2	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (2) 補助率(上乗せ補助)について見直しこと	上乗せ補助は、過年度より政策的に実施されているものであるが、今まで大きな見直しは行われていない。 赤土加算 予め、率として一律に予算に加算する方法は、合理的なものと思われない。 難島加算 難島で実施されている事業の多くは、難島復興のためのものである。その上さらに一層補助金を上乗せする今の方法では、地元住民とそれ以外の住民との負担の公平性に欠ける。この他に、企画費や福祉保健費、観光商工部の県単補助金の中にも、国の補助金と類似して、あるいは上乗せするかわりに、補助金がかさ上げされているものがある。上乗せ補助は、県と受益者(借財団体)との役割分担をどのように調整するのか、ということになる。地方分権が進められている現状において、公平かつ適正な補助率の在り方について改めて議論する必要がある。	27~28					未措置 早急な対応が求められる。
3	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (3) 既存の補助金の整理統合を促進すること	①補助開始10年以上継続しているものは、目的の達成の有無/制度自体の陳腐化など、その必要性を十分検討し、原則して見直しをすべき。 ②1件あたり100万円以下の少額・零細補助金については、事務コストや効果との関連性を十分吟味して、必要性を検証し、原則として統廃合すべき。 ③団体に對する奨励的補助については、期間を設けて政策的に廃止/新規でも最長3年程度に限るなどのいわゆるサンセット条件を徹底し、団体の自立を促すべき。 平成20年に至る過去4年間の分析からは、県全体の補助金総額は、ほとんど減少していないどころか、福祉保健部や教育委員会は大増に増加している。廃止、縮小等しても、それに代わる補助金や新たな制度に係る補助金ができるため、県単補助金総額としては減らないのが現状。 補助金の見直しは、県全体の歳出削減にほとんど結びついていない。	28~30					未措置 早急な対応が求められる。
4	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (4) 補助金と県予算との関係について	前年度の予算額を基準にシーリングが決められ、前年度と同額か、マイナス10%程度といった形で決められている。不要な事業であっても基準の中であれば、あまり査定せず確保され、シェアの固定化を招いている。効果が期待できる事業であれば、効果に合わせた費用を支出するのは当然。予算的な理由やシーリングに左右されず、補助金額を決めることが望ましい。	30~31					未措置 早急な対応が求められる。
5	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (5) 公社等外郭団体の経営合理化及び透明性確保をよりいっそう進めること	⑤外郭団体の全般的運営状況について効率的な運営がなされておらず、業務管理上の問題点も多い。沖縄県土地改良事業団体連合会(財)沖縄観光コンベンションビューローなど、職員退職金に多額の引当不足がある。現状のままでは、団体固有職員が将来退職する際に、規定通り退職金が支払われない恐れがある。今後の団体運営に大きな影響を与えるのは必至。 このことは、今まで運営費補助として、職員人件費や管理費等を交付しても、団体の効率的運営にほとんど役に立っていないことを懸念している。これら団体については、このような状況に至った原因と責任の所在を明確にすべきである。よりいっそうの経営合理化が求められるとともに、県においても財政支援を含む対策が早急に必要。	31					未措置 早急な対応が求められる。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価	
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無			
			<p>4. (財)沖縄県国際 → (財)沖縄県国際 → (財)ワイ・エフ・ユ → (県からの再就職)</p> <p>交流・人材育成 交流・人材育成 日本国際交流 職なし)</p> <p>財団に対する補助金 1,215万円 → 財団 (国からの再就職あり)</p> <p>約10億2,300万円</p> <p>5. 独立行政法人 → 社会福祉法人 → 独立行政法人 → (県からの再就職)</p> <p>医療連携推進基金 社会福祉法人 社会福祉法人 職なし)</p> <p>借入金利子補給金 → 1 (国からの再就職あり)</p> <p>金 (国からの再就職あり)</p> <p>(福祉保険部) → 約2,800万円 → 約2,800万円</p> <p>約1,200万円 → 約1,200万円</p> <p>約2,000万円 → 約2,000万円</p>	37		<p>指摘後、平成21年度決算より、その算定時点までに発生した債務(退職給付債務)の金額を退職給付引当金として計上している。なお、県は退職給付引当金の予算化を図るべく毎年検討しているが、20年度、21年度は予算化を実現するに至っていない。</p> <p>[県立学校教育課]</p>	<p>対象事業としており、出先比率については国土交通省の指針に基づいている。国の制度や基準の見直し等を随時見直しを検討している。</p> <p>[交通政策課]</p> <p>他の団体との比較(派遣費、選考料、団体の実績等)を行い、再検討している。結果、団体の規模、費用等からして、ワイ・エフ・ユが日本国際交流財団が適当である。</p>	<p>県立学校教育課 ・未措置であるが再検討の結果、妥当との判断であり、不当とは言えない。</p> <p>福祉保健部 ・未措置 早急な対応が求められる。</p>		
	総務 補助金改革に向けて	2. その他の補助金に関する全般的意見について (3) 補助金支給における国所管法人等のかかわりについて	<p>包括外部監査人の意見</p> <p>1. ついては、離島振興振興株式会社からなぜ今でも船給をリースする必要があるのか、理由が明確でない。</p> <p>2. 県の補助金が、国所管法人の出借金として支出されており、補助金支給の公平性に欠ける。</p> <p>3. ついても、ほぼ同様、補助金の一部が国所管法人に支出されている。</p> <p>なお、沖縄県土地改良事業団体連合会は、各市町村から「維持管理適正化事業費負担金」を徴収し、市町村に代わり、全国土地改良事業団体連合会へ支出している。</p> <p>4. 補助金の一部が、随筆契約により毎年同じ国所管団体へ支出されている。しかも、支出額と委託内容との関連性が不明確。</p> <p>5. 県の補助金が利子補給という形で、独立行政法人の収入になっており、民衆圧迫につながっている。</p>							
11	総務 補助金改革に向けて	2. その他の補助金に関する全般的意見について (4) 過去の包括外部監査結果に対する措置状況について	<p>当平成20年度包括外部監査以前にも、平成18年度に補助金が監査テーマだった。問題なのは、前回の監査対象にならず、今回初めて対象となった補助金(前回の同様の問題点が指摘された。つまり、前回の包括外部監査の問題点なり改善結果を、県全体として情報を共有する体制ができていないことを意味する。</p> <p>非常に気になる、県の担当課に対して、過去の包括外部監査の結果に対する県の取り組み状況について確認したところ、包括外部監査結果に対する措置が、タイムリーになされていないことが判明した。</p> <p>今から8年もの前監査結果が今頃措置されていた。具体的には沖縄県は、平成12年度から平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況を平成20年5月に公表している(県監査委員公表第1号)。</p> <p>県の対応があまりに遅いことには愕然とするが、監査結果に対する措置については、措置するか否か、措置しないのであればその理由を、監査結果受領後タイムリーに公表する必要がある。そうしないと、せっかく包括外部監査を実施しても、それを税金の無駄遣いとなる。</p> <p>また、措置したとしても、県全体でデータベース化するなりして、共有する仕組みが必要である。他の自治体ではホームページ上で公表している事例もある。</p> <p>包括外部監査の監査結果がどのように県の施策に活かされ、どのような効果をもたらしてきたのか、県の見解をぜひ県民に公表していただきたい。</p>	38					未措置 早急な対応が求められる。 監査人の指摘は措置対応の遅さや措置未措置に関する公表(未措置の場合その理由まで)の迅速性、必要性の指摘	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
						<p>指摘後、平成21年度決算より、その算定時点までに発生した債務(退職給付債務)の金額を退職給付引当金として計上している。なお、県は退職給付引当金の予算化を図るべく毎年検討しているが、20年度、21年度は予算化を実現するに至っていない。</p> <p>[県立学校教育課]</p>	<p>引当不足額の縮小に努めているところである。なお、県側には、特定預金の準備手法として、退職給付引当金として、退職給付引当金の他、退職給付引当金信託の検討も必要と考えている。</p> <p>H22年3月末 引当不足額121,492(千円) [観光企画課]</p>		
10	総務 補助金改革に向けて	2. その他の補助金に関する全般的意見について (3) 補助金支給における国所管法人等のかかわりについて	<p>県交付補助金の一形態が、国所管の特殊法人、公益法人等へ派遣している仕組みが多い。国 → 県市町村(含外郭団体) → 国所管法人</p> <p>また、県市町村(含外郭団体) → 国所管法人</p> <p>監査の結果、判明したケースは次の5つである(平成19年度)。</p> <p>1. 潮島航路 → 重徳 → 間接</p> <p>補助金 (伊是名村) 船庫の関係会 県への再就職 (企画部) (伊平屋村等) 社の離島海運課 あり)</p> <p>約3億1,600万円 船給リース料とし 興南</p> <p>て ↑ (国からの再就職あり)</p> <p>約1億2,400万円</p> <p>2. 運搬機奨励補助金 → 船給機ドラッグ協 → 空路トラック協 → (県からの再就職)</p> <p>会 職なし)</p> <p>(企画部) /沖縄県バス協 → 全国バス協会 × " "</p> <p>約1億1,000万円 会 (各々も、国所管の公益法人)</p> <p>出機金約2,200万円 (のれん)</p> <p>" 約470万円 ↑</p> <p>(国からの再就職あり)</p> <p>3. 沖縄県土地改良 → 沖縄県土地改良 → 全国土地改良 → (県からの再就職)</p> <p>事業団体連合会 事業団体連合会 事業団体連合会 職なし)</p> <p>に対する補助 約1億5,000万円 → (農水省所管法人)</p> <p>(農水部) ↑</p> <p>約1億8,000万円 (国からの再就職あり)</p>			<p>土地改良事業団体連合会は、経費健全に取組んでおり、その中で退職給付引当金の計画的積み立てを指導している。</p> <p>[村づくり企画課]</p>	<p>離島航路事業によって、船給老朽に伴う代船建造は、離島航路の安定運航を図るため欠かせないものであるが、船価が高額であり、通常、船庫の自己資金調達が必要となる。離島海運課は、船給リースを行なう県、航路事業者が自己資金を求めず、人的担保の提供のみでリースを行なっているとのことであり、このことにより民間金融機関からの借入やリースが困難な事業者でも代船建造を行なうことが可能となっている。離島航路事業者は、船給をリースするのか、リース方式にするのかを県側で判断し選択しており、県は、事業者がどちらの方式を選択しても費用として認定し、船庫の維持するため必要な補助を行っている。</p> <p>[交通政策課]</p> <p>2. 出資金は、全国を単位とする公益法人である(社)全国トラック協会及び(社)全国バス協会が行う事業に対する出先金を交付</p>	<p>企画部・交通政策課 未措置状況であるが、離島航路維持のための政策として不当とは言えない。</p> <p>農水部 ・未措置 早急な対応が求められる。</p>	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
21	補助金アンケートについて	収入に占める補助金の割合が50%以下で、かつ決算剰余金より補助金が少ないもの(41件)	自評が可能か否かを再検証し、期限を決めて見直しを促す。	58					未措置 早急な措置が求められる。
22	補助金アンケートについて	1980年以前から制度があるもの(89件)	リストは、前年度開始が1980年(昭和55年)以前からの補助金を古い順に並べた。過去の見直しが行われていないものはない。見直しを継続的に実施しているものについても、その必要性等検証していく必要がある。	59					未措置 早急な措置が求められる。
23	補助金アンケートについて	補助金について以下の8つの観点で、補助金評価のアンケートを取った。 ①事業の公益性	すべてのアンケート回答は、補助金に公益性あり、としていた。第三者による厳格な評価が必要。また、併補費計画などの上位計画となるものとの整合性があるので、事業の公益性が認められるとする記載が多い。	60					未措置 早急な措置が求められる。
	補助金アンケートについて	②事業の効果性	効果があるとしても、具体的な効果をおげているものはほとんどなかった。 回答例 「地元産業の振興・活性化に寄与」「介護保険事業が円滑に実施されている」「離島・過疎地域等の振興及び難民生活の安定及び産業の振興」等抽象的な記載ばかり。数値目標を定量的に設定し、そこから個別の目標値を抽出していくような方法で、補助金の効果を具体的に測定できるような方法を考える必要がある。	60					未措置 早急な措置が求められる。
24	補助金アンケートについて	③補助対象者の選別性	団体等において会計処理及び決算が適切に執行されているか、という質問に対してはすべて適切にされているとする回答が多数。しかし、監査の結果、問題事項も見受けられた。特に会計処理に関しては、専門性の観点から、現場目の評価は困難。公認会計士による外部のチェックが必要である。	60					確認が必要
25	補助金アンケートについて	④補助対象経費の明確化	明確化されているとの回答がほとんど。しかし、会計検査院の指摘で定正されているケースもあった。	60					未措置 早急な対応が求められる。
26	補助金アンケートについて	⑤補助目的の達成度	既に廃止が決定しているもの → 目的が達成されたという回答。 現在継続中のもの → 目的が達成されたという回答はなかった。 団体への補助金交付に際して、既に自立可能な団体ではないか問うたが → 自立可能な団体ではあるが、補助金の交付が必要であるとの回答あり。 団体補助については、補助金が逆に自立を阻害するという面も見られるので、再検討の必要あり。	61					未措置 早急な対応が求められる。
27	補助金アンケートについて	⑥情報公開と説明責任	県への説明責任が補助金交付の条件となっていないとする団体からの回答も一部見られる。補助金交付の公金を受けるからには、団体側に徹底した情報公開と説明責任を求めるべきである。	61					未措置 早急な対応が求められる。
28	補助金アンケートについて【雇用労務課】	過去3年間の異動委員会と会計検査院による指摘事項の有無と改善状況等につき、アンケートした。 ①会計検査院からの指摘事項	今年度、会計検査院が実施検査をした全国8都道府県の職業能力開発協会のうち2つで不適切な会計処理が指摘された。これを受けて、以外のすべての都道府県職業能力開発協会に対して調査が実施された。本件でも、補助金取扱いには至らないが、補助対象外の経費を対象としており、会計検査院に報告済である。	61	有	左記の指摘・意見の内容のとおり	無		措置済と言える
29	補助金アンケートについて【経営金融課】	②県監査委員からの指摘事項	人件費に係る各種手当の支給要件確認手続について、毎年度各職員及び各手当毎に支給要件を確認するよう改善を求められた。小規模事業経営支援事業費における各種補助金について規程または事務決裁等により単価を設定を行う必要があるとの指摘あり。なお、補助金返還等には至っていない。	62	有	指摘を受けた当該団体において、各手当の支給と要件の確認を実施。返金については、事務決裁で処理を行っている。	無		措置済と言える

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
12	補助金アンケートについて	少額補助金(64件)	少額補助金(ここでは100万円以下を指す)は64件あり、補助実績がゼロのものも8件ある。合わせて、少額補助金の事務に係る職員人件費をみると、補助実績額を大きく上回る人件費がかかっているものもある。また、これ以外に前知事が代表を務める交付先団体も3件あり、その必要性について再検討を促す。	50					未措置 早急な対応が求められる。
13	補助金アンケートについて	根拠法令なしの補助金(1件)	要綱等もなく支出するのは問題である。	52				当初から「併補費補助金の交付に関する規程」に基づいて補助金を取り扱っているため	未措置 根拠に基づいて取り扱っているため不当とは言えない。
14	補助金アンケートについて	知事が補助交付先団体の代表になっている補助金(3件)	補助金を執行する側と受領する側が同一人。県の補助金監査権限の観点からも好ましくない。また、これ以外に前知事が代表を務める交付先団体も3件あり、三役が代表を務めるのは問題である。	52				補助金執行・受領額が同一人であるが、規則に基づいて補助金の使途を適切に審査しており、支障はないと考える。 補助金執行・受領額が同一人であるが、規則に基づいて補助金の使途を適切に審査しており、支障はないと考える。 補助金の執行については、検査を実施しており、また、団体側へは平成10年11月16日付農総第1654号「公益法人検査要領の制定及び公益法人に対する指導監督の強化について(通知)」に基づき、3年に一回検査を実施しており、会計執行上の問題は無いと考える。	監査人の指摘の主旨は権限・責任等の観点から明確にすべきことであり、その点を踏まえたディスタンスが求められる。
15	補助金アンケートについて	補助交付団体等の事務局が県にある補助金(25件)	交付する側と受領する側が同一(又は近接)により、補助業務が適正に行われない恐れあり。改善すべきである。また、業務遂行上、内部管理に問題が生じないよう留意する必要がある。	52					未措置 早急な対応が求められる。
16	補助金アンケートについて	過去の見直し状況が無いが、アンケートに記載がない補助金(170件)	過去の見直し状況がないものについては、補助金の必要性につき見直しが必要(新規実施分を除く。)	54					未措置 早急な対応が求められる。
17	補助金アンケートについて	補助の形が「その他」とする補助金(54件)	補助率等を定めず、その他の方法で交付されているものについては、どのような基準で補助交付しているのかについて、分かりやすく住民に説明する必要がある。	56					未措置 早急な対応が求められる。
18	補助金アンケートについて	補助金算出根拠なしとする補助金(45件)	根拠を明らかにする必要がある。	56					未措置 早急な措置が求められる。
19	補助金アンケートについて	補助金交付に伴う特定財源が有り、とする補助金(43件)	同一の事業に対して、補助金以外に特定財源も使用されているものについては、補助金と特定財源との割合等合理的なものか否か、検討が必要。	57					未措置 早急な措置が求められる。
20	補助金アンケートについて	補助金の効果がないとする補助金(8件)	廃止するか、見直すべきである。	57					未措置 早急な措置が求められる。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
			<p>県からの回答 (要約)</p> <p>① 沖縄県海運振興機構からリースする理由 ② 現在、県内の市町村 (特に伊豆、伊豆、座間味等) は実質公債比率が高まっており、地方債発行が困難 (国、県の許可)。建設費の増大により財政が逼迫化し、更なる地方債の発行を困難にする恐れがある。③ 建設費の増大、基本設計、引渡まで沖縄県海運振興機構が対応し、就航後の事故による保険工への対応や保険会社との査定作業、船舶の維持費、保守・点検にも立ち会い、一元的に対応している。</p>					<p>離島航路事業者は、船舶を購入するか、リース方式にするかを個々に判断し選択しており、県は、事業者がどちらの方式を選択しても費用として算定し、離島航路を維持するために必要な補助を行っている。</p>	
			<p>これに若干の包括外部監査人の提案・意見</p> <p>① 制度発足当初は、理由があつたかもしれない。しかし、現在では、多様な資金調達方法もあり、民間金融機関、リース会社等でも対応できないことはない。 ② 回答では、市町村財政に実質公債比率のことに触れている。しかし、そもそもファイナンスリース取引は、法律上は貸付債契約であっても、経済実質的には借入と実質を同等と見做す。会計上は貸付と借付の両方を科上することが求められている。財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定上、リース債務に相当する部分は市町村の負債に含めて計算すべきである。これを含まないで計算しているとするは、それこそが問題であろう。 ③ さらに、回答には、船隻管理を県が一元的に行っている中で、コスト負担が少なくて済むという趣旨のことが書かれている。しかし、伊豆名村を監査した結果、船舶の点検整備などの費用も負担。点検ドックが長崎県なので、そちらまで村担当者が同行するなど、自らの費用負担で管理費用のほとんどすべてを滞っている。沖縄県海運振興機構の事業報告書を見る限り職員は5名。たった5名で、空容にあるような業務をすべて行っているとは到底考えられず、かなりの部分が同社から他社へ外注されているものと考えざるを得ない。 ④ 県からの回答には、いろいろと述べられているが、結局、なぜ現在も、わざわざ同社を存在させてこのような事業の仕組みを求めているかの回答にはなっていない。同社の総会である沖縄県金融公庫に適切な監査制度がないのであれば、政府系の金融機関なのだから、政府に働きかけて廃止しようとするべきである。 ⑤ 銀行の制度では、リース料の一部 (間接的には県からの補助金) が、同社の利益や金融公庫の再就職基金になっている事実だけは述べた。</p>						
33	離島航路補助金	(4) 県の調査 (監査) 体制について	<p>平成18年度の監査実施状況 → 11月から翌年1月にかけてほぼ毎週 (内閣府沖縄総合事務局) 及び県各2名の計4名で出張 (1泊2日、4泊3日)。 これだけのコストをかけて監査をする必要はない。離島航路損益計算書が適正に作成できるような体制を整備を事業者側に促すべき。 また、これは当該計算書自体の適正確保よりも、離島航路の経営改善に資源を投入するのが先ではないかと。すなわち、県が共同して監査するのではなく、合理的な方法も検討すべき。 監査についての監査マニュアルはなく、先輩からの引き継ぎ等により実施している。効果的、効率的に監査するためには、チェックリスト方式を取り入れた監査マニュアル等の整備が必要。</p>	77	有	<p>県の航路補助金における補助対象経費は、国の補助金に準じて定められており、経費計上の解釈等について調査を要する必要があることから、国・県共同で監査を行うことが合理的である。離島航路事業者には、関係書類が適正に作成できるように、毎年、離島航路補助金交付申請に係る事務指導説明会を開催している。監査は、経路損益計算書作成書類等に基づき行っており、費用計上が適正かどうかチェックしている。また、経費 (一般管理費) については、前年度のチェックリストにより監査を行っている。</p>		<p>措置を講じたとは言えない。監査の必要は理解できるが、外部監査人が求めているのは監査の効率化及び事業者の経理処理能力の向上であり、これらに対する措置が必要である。</p>	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価																							
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無																									
30	離島航路補助金	(1) 経営改善5ヶ年計画作成について	<p>離島航路事業者に対して経営改善5ヶ年計画を提出させ、県の計画の進行状況を精査し、履行状況が悪い場合には是正措置を求められている。 しかし、この制度そのものが、ほとんど機能しておらず、形骸化している。計画値を上回っている業者はわずか3者。その他11業者はすべて計画値を下回っているか横並び (平成18年度推進状況報告書)。 ② 伊豆名村が平成19年3月に県へ提出した「経営改善5ヶ年計画推進状況報告書」を検討したところ、計画進捗が速く進んだ理由として、外部環境の悪化 (原燃料の高騰、航空、自動車、公共事業の激減による航路運賃の減少) は書かれているが、外部環境の悪化が、経営にどうのように影響しているかの具体的な記載はない。 また、今後の方針の記述は内容が抽象的であり、今後具体的などのような経営改善を実施していくのか、同報告書を見る限り分からない。 そもそも、離島航路事業そのものがほとんど採算の取れない事業ではないのだから、このような経営改善を定めてみてほとんど効果がなく、当該補助事業に係る制度上の根本的な見直しが必要。これに促して、国は平成20年9月「離島航路補助金改善検討会」を開催し、その基本理念を掲げ、国及び地方公共団体は離島を包摂できないと理念を明確にした上で、離島航路の維持は国及び地方公共団体の責任とし、基本理念を実現するための改革の期間と目標 (ロードマップ) を設定したりして、種々の施策を提示している。</p>	67~69	有	<p>離島航路事業者の経営環境は悪化していることから、事業者の経営改善を促す観点から、経路改善等専門家による経営診断、経路改善計画の策定を行う航路改善協議会が、国により設置され、平成21年度から既に開催されているところである。航路改善協議会では、国、県、市町村、航路事業者、利用者、地域経済界等の合意のもとに、具体的な経営診断、航路改善計画に基づき航路改善の取組みを進めている。</p>		<p>措置を講じたとは言えないが、措置対応中である。</p>																								
31	離島航路補助金	(2) 標準欠損額について	<p>航路事業者計上の実額欠損額 → 補助額-県定後の欠損金-国の補助額 (標準化方式)。 さらに平成18年度からは、国の基準に基づいた標準欠損額がある場合にのみ補助。 平成19年度の標準欠損額は500万円のケースで、地方補助額との対比表は以下。 事業者名 経費名 実額欠損額(標準) 国庫 地方補助額 市町村補助額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>経費名</th> <th>実額欠損額(標準)</th> <th>国庫</th> <th>地方補助額</th> <th>市町村補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊豆名村</td> <td>伊豆名-運賃</td> <td>122,682,452円</td> <td>0円</td> <td>92,011,839円</td> <td>30,670,613円</td> </tr> <tr> <td>鹿野味村</td> <td>泊一運賃</td> <td>53,149,853円</td> <td>0円</td> <td>39,882,389円</td> <td>13,267,464円</td> </tr> <tr> <td>(6)大神港</td> <td>大神-島原</td> <td>19,238,156円</td> <td>0円</td> <td>18,375,907円</td> <td>8,125,302円</td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	経費名	実額欠損額(標準)	国庫	地方補助額	市町村補助額	伊豆名村	伊豆名-運賃	122,682,452円	0円	92,011,839円	30,670,613円	鹿野味村	泊一運賃	53,149,853円	0円	39,882,389円	13,267,464円	(6)大神港	大神-島原	19,238,156円	0円	18,375,907円	8,125,302円	69~	有	<p>標準欠損額は、全国の航路事業者の平均単車や船隻の平均単価等を用いて算出しており、これらは毎年更新している。また、沖縄県知事会を九州府知事会では、平成19年5月に、政府に対し、標準収入や標準費用の算出方法を離島航路の実額や運輸形態に応じたものへ見直すよう要望を行なっている。</p>		<p>措置を講じたとは言えないが、措置対応中である。</p>
事業者名	経費名	実額欠損額(標準)	国庫	地方補助額	市町村補助額																											
伊豆名村	伊豆名-運賃	122,682,452円	0円	92,011,839円	30,670,613円																											
鹿野味村	泊一運賃	53,149,853円	0円	39,882,389円	13,267,464円																											
(6)大神港	大神-島原	19,238,156円	0円	18,375,907円	8,125,302円																											
			<p>標準定定の具体的内容は、県の担当者も伊豆名村の担当者も詳細不明。また今まで標準定定の内容について詳しい問い合わせをしたことがない。 国の査定により、県及び市町村の負担額が異なるわけであるから、標準額の根拠は国に確認をすべき。地域によりさまざまな状況が異なるのに、全国一律の方式を採ることは理解し難い。県としてもこの点については、強く国に求めていく必要がある。</p>																													
32	離島航路補助金	(3) 船舶のリースについて (沖縄県離島海運振興機構の存在確認)	<p>伊豆名村は使用する船舶を、沖縄県海運振興機構からリース (ファイナンスリース) している。 同社の監理株主 (持株比率25%) は資本金である沖縄県金融公庫で、沖縄県も持株比率は5%の株主。同社は沖縄県金融公庫出身で、沖縄県も非常勤取締役を出している。また平成19年4月から沖縄県の元金融局長が、同会副理事長に就任している。 離島海運振興機構の事業報告 (平成17年9月期/平成18年9月期/平成19年9月期) からみると、毎年経常利益を約90万円 (1,500万円) ほど、平成19年9月期は、0.0万円計上している。同事業報告書記載の従業員は5名のみで、役員は代表取締役社長1名のみが実質上の常勤役員と思われる。</p>	72~76	無			<p>離島海運振興機構は、船舶リースを行なう際、航路事業者が自己資金を求めず、人的担保の提供のみでリースを行なっていることとあり、このことにより民間金融機関からの借入やリースが困難な事業者でも代船建造を行なうことが可能となっている。</p>	<p>未評価状況である。著しく不当とは言えないが、県の財政健全化に資するよう詳細確認が必要であろう。</p>																							

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
37	生活バス路線確保対策補助金	(1) 補助対象路線について	この補助金は、バス運行対策費補助金の要件を緩和し、県が地域の実情にあった補助ができるように定めたもの。しかし、県が緩和した要件自体が明確でなく、赤字路線であればほとんど例外なく対象となっている。補助対象路線選定は地区協議会等の議論を経て決定されているが、議論そのものの中味が明確でない。すべての赤字路線が対象となりうる現在の要件を改めて、真正に必要なバス路線が対象となりうるような要件設定が必要。また、県の交通政策の在り方との整合性がとれるような交通体系を構築するためにも、現在の補助金の仕組みを再検討する必要がある。	81	無			本補助制度の対象路線は、沖縄県生活交通確保協議会で必要と認められた生活バス路線であり、運行回数や輸送量、関係市町村の補助を前提とすること等の要件を満たすものになっており、全ての赤字路線が対象となるものではない。また、総合路線、平野乗車専用、経常収支比率等による減額しており全額を補助しているのではない。生活交通路線の維持・確保にあたっては、地域のニーズや課題に応じ、路線バスの運行以外にも、コミュニティバス、デマンドバス、乗合タクシー等の様々な交通手段の利用が図られるようにする必要がありとされている。県においては、地域の実情に精通した市町村やバス事業者等と連携し、望ましい生活交通路線の構築に努めるとともに、バス路線補助のあり方についても道意を直しをしていきたい。		未措置状況である。適性・公正な交通体系の構築は喫緊の課題であり、早急な対応が求められる。
38	運輸振興助成補助金	(1) 沖縄県トラック協会への補助金の使途について	①沖縄県トラック協会への補助金は同協会が基金として積み立てられていたが、平成18年度に限り届し(処分)も行って、この基金も活用し協会本部を兼ねた研修センターを新設。この基金の処分にあたっては、国・沖縄総合事務局の認可を経ているものの、要請で定められた無知事の許可は経ていなかった。要請違反であり、手続に問題あり。②全道及び地方のバス協会、トラック協会とも国・県の天下りがある団体である。さらに沖縄トラック協会も沖縄総合事務局からの天下りが行われている。またバス協会、トラック協会では、それぞれ県からの補助金の割、2割5分が同協会の上部団体である全国団体に支出されている。そもそも、この団体のみ特別に補助することに意味があるとは思えない。県民の税金が、バス協会、トラック協会の全国団体へ支出されていることや、同協会の補助取得に充てられていること自体、公平性に欠ける。また、補助の根拠も当時の自治事務次官及び運輸省自動車局長連達に基づき実施しており、法律で定められたものでもない。(暫定税率の問題は今後のもことあり未定であるが、)このような補助金は廃止すべきである。	86~87	無			出捐金は、(社)全国トラック協会が、全国団体に於いて実施しなければ効果を発現し得ない事業のため活用されるものであり、主たる事業として、①環境美化事業、②環境対策、③近代化基金運営事業などがあり、本県のトラック協会には、これらの事業を実施するための助成金が、全国トラック協会から交付されている。「沖縄県トラック協会」は、旧会館の老朽化が激しいことから、トラック協会は、建設費の充てのため、「交付金特別会計基金運営費」を定めて、建設を計画し、特別基金を造成してきた。		未措置の状況である。基金取り戻しの要綱違反との指摘に対する措置がなされていない。環境美化に伴う本事業の必然性・妥当性に関して検討を要する。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
34	離島航路補助金	(6) 伊是名村の離島航路事業について	伊是名村離島航路事業は、平成19年度補助申請時及び(国)監査後約1億2,000万円の損失。要因として乗客減少・燃料費増大が挙げられた。また、当初、輸送能力を大きく見越り、大型のフェリーを建造したことにより毎年のリース料負担が巨額を招き、内分の積造的な問題も抱えている。航路費について削減を要したが、船員法により給与水準が定められているため削減は困難とのことであった。また離島航路損益計算書には、店費(てんび)勘定という一般には聞かれない科目がある。これは企業会計の一般管理費のような性格の科目であり、当該航路事業特別会計で処理する村職員の人件費等管理費が含まれている。職員共済組合掛金もこの事業で負担している。独立採算事業が大幅な赤字である状況でも公務員に対しては、手厚く保護されていることは当然としない。結果として、県の補助金が村職員の退職金になっている。村としてより一層の経営合理化が強く求められる。	77~78	有			伊是名航路についても離島航路確保協議会が開催される予定であり、その中で経営改善に取り組む予定である。また、伊是名村独自で経営健全化計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところである。		措置を講じたとは言えず、措置対応中である。
35	バス運行対策費補助金	(1) 補助対象路線について	沖縄県バス運行対策費補助金交付要綱によれば、経常費用全体に対して少なくとも55%は経常収益でカバーされていることが必要とされている。この割合が、県の補助金対象基準であるが、なぜ55%かについては、県からは明確な回答が得られなかった。(従来からこの基準をもとに補助金交付をしている。)バス事業者を取り巻く経営環境も年々変化しており、従来同様の基準で良いか否か、再検討する必要がある。	79	無			平成12年度までの旧制度では、補助対象路線における国・県の補助の上限は経常経費の30%までとしていたが、平成13年度から創設された新制度では、市町村負担を軽減する目的で、国の補助の上限を1.5倍に拡大し、経常経費の45%までとしている。このことから、経常費用(100%)から、補助上限の45%を差し引いた55%の収益がある路線を補助対象としている。		未措置状況である。外部監査人の意見の趣旨はバス事業者の経営環境の変化を考慮し、その見直しも必要である。とのことであり、再検討が求められる。従来の制度の踏襲だけでは経営の改善は限れない。
36	バス運行対策費補助金	(2) 地区協議会の役割について	補助に市町村負担がある場合、市町村の判断で路線廃止にかかわる議論を出し、市町村の了解を踏まえ、地区協議会で廃止対象路線とするかについて議論され、全体会議で結論を出す。地区協議会のメンバーはすべて行政関係者(利用者が入っていない)。利用者たる市民の意見を反映させることが必要。	80	無			沖縄県生活交通確保協議会地区協議会では、利用者である住民を委員としていないが、地区協議会の開催に先立ち開催される市町村のバス対策会議においては、利用者の代表者が参加している。地区協議会においては、市町村のバス対策会議での協議結果を踏まえて、協議を行っていることである。なお、地区協議会では、「生活交通の確保に関する課題を適切に議論する上で必要がある」と判断される場合は、利用者の代表者を出席させることが可能であることになっており、必要に応じて、利用者代表者の出席を求めている。		未措置状況である。適切な協議会運営を図る上では当初から利用者を参加させるべく検討が求められる。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況を踏まえた平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目			措置の有無	講じた措置の具体的内容		
39	石油製品輸送等補助金	(1) 補助効果の検証について	輸送費等減額分が、離島事業者の適度な利益になっていないかなどの検証は担当課では行っていない。検証が必要である。	90	有	<p>県では、補助金の算定において、県が算定した補助単価と事業者が実際に負担した輸送単価を比較し、低い方を補助金額としており、当該補助金が目的以外に流用されていることは考えられません。</p> <p>離島県である長崎県や鹿児島県の離島のガソリン小売価格と本県の離島のガソリン小売価格を比較した場合は、本県離島の小売価格が安く、また、本島と離島間の価格の格差も肉より小さくなっており、補助事業の効果が発現し、適正な価格水準になっていると考えております。</p> <p>また、離島のガソリン価格が本島より高くなっている要因は、離島の市場規模や事業者数、貯蔵施設等の設備投資や維持管理に経費がかかること等、事業者の経営環境によるものであると考えております。</p>	無	措置が講じられたとは評価できない。改めて検証した結果ではなく、従来の考えや根拠で対応しているだけだと答える。
40	石油製品輸送等補助金	(2) 補助金の経理について	補助金経理の権限も担当課で行っていない(監査委員が実施しているとのことである)。補助金が適正に使用されているかどうか、サンプリングでの確認が必要。また各事業者から決算書の提出を受ける必要がある。	90	有	<p>県では、補助金の算定において、県が算定した補助単価と事業者が実際に負担した輸送単価を比較し、低い方を補助金額としており、当該補助金が目的以外に流用されていることは考えられません。</p> <p>当該事業の補助金の額の確定に当たり、当該補助金の交付に関する規則第13条に基づき、事業実績報告書を確立する他、各事業者(2019年度は41事業者)を訪問して現地調査を行い、各事業者が実際に負担した経費について、証拠書類の原本を確認した上で補助金額を確定しており、適正な執行を図っているところであります。</p>	無	措置を講じたと言える。
41	国庫補助対象離島航空路線運航費補助金	(1) 補助金交付の方法について	実額は、補助対象航空機に係る部品の購入代金として行われている。つまり、補助金額は運航費(航空燃料費、機体維持費、整備費、乗務員人件費等)をもとに算出されるが、交付自体は部品の購入代金への補助として交付。なぜこのような交付方法を採用したかについて、担当者から明確な回答なし。事業者からは使いたいという意見があった。部品購入代として補助せず、直接運航費として補助するシステムに改められないか再考が必要。	91~92	有	<p>航空のインフラ整備を目的とする空港整備特別会計を財源としているため、欠損のものではなく部品費を補助の対象としている。県としては、実質的に部品の購入代金として補助金額を算出方法の見直し等による制度の拡充について、関係機関と連携し国に要請している。</p>	無	措置を講じたとは評価できない。措置対応中である。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況を踏まえた平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目			措置の有無	講じた措置の具体的内容		
						<p>両金額は、運転者、運行管理者、整備管理者その他の従業員に対する交通安全対策、環境対策、経営改善対策及びその他の研修の実施を目的としており、これらの事業の実施により、会員の実質の向上のみならず、交通安全、環境保全等運輸サービスの向上が図られている。</p> <p>平成20年度税制改正大綱において、軽油引取税に課税する暫定税率は廃止されるが、新たな租税特別措置を講ずることで、当分の間、現行の税率水準は維持されることになった。総務省は、本交付金事業について、これまでの交付の根拠となっていた職務者事務次官通知を廃止する一方、都道府県が自らの判断で引き続き交付金事業を行う場合、</p> <p>地方交付税措置は継続することを決定した。沖縄県においては、本事業が、営業用バス及びトラックの輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等に必要事業であることから、地方自治法第33条の2の規定(普通地方公共団体は、公益上必要がある場合にあって補助することができる)に基き、引き続き事業を継続していきたい。</p>		

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
45	沖縄県立総合研究機構 奨励補助金	(1) 補助金支出の必要性について 財団法人玉照総合研究所の事業活動の収支について	事業活動だけで見ると、本件補助金がなくともマイナスになることはなく、財団独自の事業収入で賄い得る。したがって、本件補助金がなくとも財団の自動努力により事業運営していくことが可能ではないか、検討すべき。	98	無	無	無	事業活動収支については年度毎の事業展開によって変動があること、また安定した収入がないことから、本補助金により安定した事業運営を図る必要がある。なお、今後はより自主的な事業運営に向けて、事業計画等を検討する予定である。	未措置状況である。今後の自主的な事業運営が求められる。
46	沖縄県立総合研究機構 奨励補助金	(2) 実績報告について	県は、財団から全体としての事業実績報告を受けているが、補助対象事業ごとの実績報告は受けていない。また、個別の事業ごとの詳細な内訳(事業収入、事業支出)についても報告を受けていない。補助金支出の必要性と補助金支出の適正性を判断するためには、各事業について詳細な実績報告を受けるべきである。	98~99	有	平成21年度より、補助対象事業ごとに経費内訳を含めた詳細な実績報告を受けるなどの措置を講じた。	無	無	措置を講じたと言える。
47	鹿児島・道徳地域自立促進特別事業補助金	(1) 補助金支出の必要性について 事業区分について	本件1補助金交付の事業区分は、生活環境整備事業(ごみ処理施設付帯施設、火葬場改修等、生活環境に係る施設整備(水道施設整備を除く。))及び既存施設活用事業(民有の遊休施設(空き家、空き店舗等)を借り上げて、公共の目的に活用するための施設整備、集会場等の公共施設のバリアフリー化)である。上記各事業がその程度、鹿児島・道徳地域の自立促進に資するが、鹿児島・道徳地域の自立促進のために他の有効な施設がないのか等について、十分な検討をしているかが限られる。他の公共施設(図書館、公民館等)についても整備も考えられるところ、なごみ処理施設、火葬場改修等を行っているのか合理的理由がない。またこれら施設のために補助金を支出するのであれば、当該施設の建設状況、改修状況について確認、把握することが不可欠であると見られるが、その状況把握が十分にできていないと見られる。さらに、道路整備事業、水環境整備事業、ごみ処理場、火葬場の新規建設事業については、別事業による補助金があり、本件補助金は、それら補助金の間接的効果の活用を目的とする補助金であると考えられる。このようなことから補助金体系に問題があると言わざるを得ず、本件補助金の必要性に疑問がある。	100	有	鹿児島・道徳地域自立促進特別事業は、鹿児島・道徳市町村が実施する生活環境整備の整備及び既存施設の有効活用のための事業に対し所要の補助(県単補助事業)を行い、鹿児島・道徳地域の生活環境の維持向上に寄与してきたことである。しかしながら、①当該事業は、昭和52年度から平成19年度までの30年間、事業を実施してきたこと、②市町村の要望も減少傾向にあったこと、③行革プランにおいて全庁的に県単補助金の見直しが進められたこと等を総合的に判断し、平成19年度をもって事業を終了した。	無	無	平成19年度に事業終了したが、事業の総括は必要である。
48	鹿児島・道徳地域自立促進特別事業補助金	(1) 補助金支出の必要性について 事業実績について	本件事業は平成17年度~平成19年度まで年間各2件、平成20年度においては市町村からの申請がなく、当初は平成21年度で終了予定が、平成20年度未で終了。しかも各事業は、全て生活環境整備事業で、既存施設活用事業については一切実施なし。本件補助金を使用しないで整備されているところもあると思われる。そもそも本件補助金の必要性はなかったと言わざるを得ない。	100~101	有	鹿児島・道徳地域自立促進特別事業は、鹿児島・道徳市町村が実施する生活環境整備の整備及び既存施設の有効活用のための事業に対し所要の補助(県単補助事業)を行い、鹿児島・道徳地域の生活環境の維持向上に寄与してきたことである。しかしながら、①当該事業は、昭和52年度から平成19年度までの30年間、事業を実施してきたこと、②市町村の要望も減少傾向にあったこと、③行革プランにおいて全庁的に県単補助金の見直しが進められたこと等を総合的に判断し、平成19年度をもって事業を終了した。	無	無	平成19年度に事業は終了したが、事業の総括は必要である。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
42	航空機購入費補助金	(1) 補助対象額について	航空機購入費補助金交付要綱によれば、機体補助金の額は、機体補助対象経費(対象航空機代金十その部品購入経費)から10/100控除した残額の25%以内となっており、戻って補助することが可能と等、検討する必要がある。	92~93	無	無	無	要綱には「25%以内とする」とあり、25%を超過して補助することは可能であるが、対象となる航空機が就航する路線は、「経費損失が生じることが見込まれる路線」となっており、現実的には、事業者は、国・県からの補助がなければ、航空機を購入できないと考えられる。	未措置の状況であるが不当とまでは言えず、経営改善計画の着実な実行を指導していく中で対応することが求められる。
43	航空機購入費補助金	(2) 経営改善5ヵ年計画について	補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、経営改善5ヵ年計画を策定し、知事に届出する。要件の1つに、補助金交付がなされた場合に、補助事業完了事業年度以降の3事業年度のそれぞれで経費損失が見込まれる路線であること、がある。平成18年度から平成21年度(すべて見直し)の経営改善5ヵ年計画では、南大東~北大東区間と宮古~石垣区間の両路線について、補助金交付のない方が、補助金交付のある方よりも損失が良い計画となっている。これは、損益を不適切に算定しているため、この計算方法は路線ごとの損益を適切に反映しているとはいえない。このような不自然な計画で補助金交付決定が行われていること自体、経営改善5ヵ年計画が重要視されていないことの記述。	93~94	有	経営改善5ヵ年計画の作成については、事業者の事業計画としっかり反映し改支の改善が図れるよう、提出に当たり事業者のヒアリングを実施している。平成18年度から久米島路線の採算率の低いJTA便(16人乗り)をRAC(39人乗り)に換乗する等により修正の改善を図っている。平成20年度においては、久米島路線の採算率の悪いJTA便をRAC便に振り替え、収支の改善を図る計画策定をしている。	無	無	十分な措置を講じたとは言えず、現在対応中であり、今後より詳細な経営改善計画の策定とその着実な実行が求められる。
44	沖縄県立総合研究機構 奨励補助金	(1) 補助金支出の必要性について 財団法人玉照総合研究所	補助対象は、①人件費(沖縄県派遣職員)、②事務費(光熱水費、通信運搬費、印刷費、消耗品費等)、③事業費(学術調査研究事業、国際学術交流事業、広報・研究資料)である。①人件費について、職員を派遣すること、当該職員の給与等を補助するかは別問題。県出向職員が派遣されたからといって、補助金支出の目的を達成するために、県が給与を支給する必然性は全くない。②事業費については、財団法人玉照総合研究所の活動成果が県民の利益になるのであれば、効果に見合った補助金を支給してしかるべきである。にもかかわらず、事業費支出は、県の予算の都合で一定額に制限されている(予算的な理由によって金額が決まらされてしまっている)。財団の事業の経済的効果も算定し、それに見合った事務費を支出すべきである。③事業費については、財団の自主事業についてのみ補助金を支出するという理由が明確でない(①②の事務費と同様予算的理由によって金額が決まらされてしまっている)。財団の活動実績、事業の収支、経済的効果等をより丁寧に吟味し、費用対効果の観点で補助対象事業、補助金額を決めるべきである。	95~98	有	①財団は、本県の科学技術振興策を推進するための中核機関として役割を担い、県・県からの競争的選考による共同研究等を主な業務としていることから財団への職員派遣し、給与等の補助を行っている。しかしながら、今後は財団の組織体制及び財政面より自主的な運営を図る必要があることから、平成21年度に派遣職員数を削減する計画を策定し、平成22年度には3名から4名へ、平成26年度には2名から4名へ削減する予定である。②事務費については、主に光熱水費、事務所の借上げ費として計上されているが、財団での自主的な運営の強化を図ることから、平成21年度より外部資金等の獲得により同財団独自の予算から支出している。③事業費については、県単補助事業の活用効果等を勘案し、県の科学技術振興策上、特に必要性の高い自主調査事業の一部に対する補助金を行っている。なお、共同研究事業の他の事業費については、国・県からの競争的外部資金を獲得して事業を実施している。	無	無	措置を講じたとは評価できない。①に關しては、外部監査人は派遣職員に対する給与を補助金で賄うことの必然性を問うている。②、③に關しては措置を講じたと言える。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
52	沖縄県青少年交流体験事業補助金	(1) 補助金の使途について	団長、副団長、事務局長という構成を見直し、出来るだけ多くの児童等が参加できるようにすべし。また、団長等の旅行費用も補助対象となっている。職員費用等については、団体で支出し、残った部分を参加児童の費用にあてるべき。	118~119	有	団長、副団長、事務局長の構成については、平成22年度に事務局長が副団長を兼ねるように見直しを行った。 団長等職員の旅行費用の団体負担については、社会法人沖縄県青少年育成委員会が会費等の自己収入が少なく、県からの運営費補助を受けている状況であるため、困難である。今後は、削減できる項目等を精査し、可能な限りより多くの児童が参加できるように努める。	有 沖縄県広報 H22.3.31 号外 第9号	措置を講じたと言える。	
53	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利息補助金	(1) 補助金の交付基準等について (対保育園運営主体)	49、50の補助金と同趣旨のもので、こちらは保育園の施設整備借入利息が対象。保育園を運営している法人の財務内容等考慮せず、一律の交付となっている。補助金削減の観点からも、何らかの基準を定めて利息補助する方法に改めるべき。新規認可法人で当初から補助金が200万円を超えているところあり。取支差額で余剰が多いところの利息補助は禁止するなど、何らかの基準を定めることも必要。機構から借入する際に、県中町村の意見を求める手続になっている。しかし、この意見を求める前に、すでに審査会で審査済となっている。どのような審査を行っているか質問したが、ほとんど形式的なものにとどまっている。このような形骸化した手続は廃止すべき。	120~122	有	事業の一定の目的は達成されており、H20年度より新規受け付けの廃止や補助率の見直し(2/3→3/5)等による事業縮小を図り、当該事業の執行を23年度に設定している。	有 沖縄県広報 H22.3.31 号外 第9号		
54	沖縄県社会福祉協議会運営費助成等	(1) 沖縄県社会福祉協議会の事業について	沖縄県社会福祉協議会は、沖縄県の出資等ではなく、外郭団体ではない。しかし、県の補助金、委託金、人間関係などから極めて密接に関連した団体であり、県としては、県の業務を代行する団体として位置づけられている。事業が多岐におよぶため、県の補助金、委託金がどのように使用されているか非常に分かりづらい。県の補助金、委託金収入と事業支出との関係が明らかになるような、例えば事業別の決算書を別途作成するなどして公表すべきである。プロパー職員の人件費は、給与規程で規程に準拠することになっており、運営費がかかる要因となっている。実施事業について一部検討したが、離職者支援貸付金の利用がほとんどなかった。また、福祉資金貸付の貸付率が高いと思われる。	124	有	平成20年度決算から一般会計、特別会計、収益事業の各事業区分の決算について、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書(損益)をホームページに掲載し、事業ごとの財政状況が分かるように公表している。沖縄県社会福祉協議会は県内民間福祉事業の中心的立場にあって、市町村社、社会福祉法人、その他の福祉活動を行う団体等の活動を育成・援助することにより、福祉サービスの利用者、公的、私的な支援を要する人々、その他県民全体の福祉の向上に資することを目的として活動しており、その業務の困難性や求められる専門性は職員と同一水準にあると考えている。	無	措置を講じたと言える。	
						このため、平成13年度以降、職員の採用については社会福祉士資格者に限定している外、その他の職員に資格取得を奨励し、現在、プロパー職員27人の内、半数以上の15人が社会福祉士資格を所持している。また、県の給与については、民間企業の給与調査に基づき決定されており、本会においても民間とのバランスを考えた給与とすることで県の給与を超過することがあると想定して、これまで県に準じた給与を適用している。			

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価	
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無			
49	独立行政法人福祉医療機構借入金利息補助金	(1) 補助率について (対各社会福祉法人)	補助率3分の2は補助金交付規程に定められているが、規程は不明。一律に補助(補助)するのではなく、各社会福祉法人の経営実績を踏まえて補助する方法が望ましい。	103	有	独立行政法人福祉医療機構借入金利息補助金については、平成21年度には、下記より補助金交付要件の強度引上げと補助率縮小の改正を行い、平成22年度には、法人の種別31年が標準を確保し、経営が難航し、個別対応している人定員31名以上の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人を交付対象者から除外し、交付対象の縮小を図った。【平成22年3月31日公報(号外第9号)】 当該補助金については、段階的縮小後、平成23年度を最終として廃止する。 *平成21年度改正内容 交付要件：利息年額10万円超→利息年額30万円超 補助率：利息額の3分の2→利息額の5分の3 対象法人：23法人 *平成22年度改正内容 交付対象：入所定員31名以上の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人以外の社会福祉法人 対象法人：8法人	有 沖縄県広報 H22.3.31 号外 第9号	措置を講じたと言える。		
50	独立行政法人福祉医療機構借入金利息補助金	(2) 補助のあり方について	各社会福祉法人によって財務内容はまちまちであるが、ほとんどの法人の純資産はプラスで、また当期収支差額(収入-支出)もプラス。仮に補助を受けていないとしてもプラスになっていると思われる。交付完済後の経営内容も考慮しないで一律に補助する必要性が乏しい。他の部署、県全体の利息補助制度のあり方も踏まえ検討すべきである。また、補助金申請等に収支内訳書等を提出させているが、経営の実態面に踏み込んで検討していない。経営の改善等を考慮して補助する仕組みにすべき。[傍論] 借入金の条件変更等があった場合の補助基準が定められていない。	103~105	有			措置を講じたと言える。		
51	こども未来ゾーン運営補助金	指定管理者制度と補助金交付について	この補助金は、県から沖縄市へ交付→沖縄市は、同額をそのまま運営主体である財団法人沖縄こども未来ゾーン運営財団へ交付している。要綱上は、県から沖縄市への補助金交付だが、実態は、当該財団に対する補助金である。同財団は沖縄市の外郭団体であり、沖縄市からこの施設の指定管理者に選定されている。この補助金のように、指定管理者に指定管理料以外に補助金を交付すると、利用料金と指定管理料で賄えない部分は、補助金で補てんされることになる。つまり利用料金と指定管理料で賄うことができなくても沖縄市が(沖縄県が)補助してくれるという甘えの構造、あるいはモラルハザードが生じては来ないか。このような方法の採用は、指定管理者制度の趣旨そのものに開くことで、問題が大きい。(恒常的)赤字施設に対して、指定管理者制度を採用することが妥当か(根本的な問題) さらには、指定管理者制度によっても大幅な赤字になる施設を維持していくことが、ほんとうに必要なのか。沖縄市も沖縄県も赤字施設に対する補助金交付基準を明確にした上で、住民に対して丁寧に説明する責任がある。	109~111	無			「沖縄こども未来ゾーン」は収益のみを目的とした施設ではなく、児童の健全化に向けた自助努力を促すことを指導していくことは求められる。県は、同施設が広域的に利用され、児童の健全育成に寄与することから「沖縄こども未来ゾーン」運営費補助金交付要綱に基いた補助金交付に際しては、利用料金や指定管理料の不足分を補っている訳ではない。同施設が県民ニーズに広く応えるため、県としては運営財団の経営努力を促していくと共に、現行の補助金交付要綱に基いた補助金を継続し、同施設の充実を図ってきたい。	未措置状況であるが「沖縄こども未来ゾーン」が、その主目的を達成することと経営健全化に向けた自助努力を促すことを指導していくことは求められる。	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所属課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
57	沖縄県社会福祉協議会運営費補助等	(4) 福祉保健部所管の社会福祉法人等への監査体制について	県内社会福祉法人に対する福祉保健部監査体制について担当者からヒアリングを実施。監査の結果が県福祉行政にほとんどフィードバックされておらず、監査上実効性がなく、極めて不透明である。各課では、所管する法人の監査頻度が毎年行われているが、その結果が利用されている形跡がほとんどなく、制度が形骸化している。財務のチェック担当を税理士に依頼しているが(1人で年間60社あまり担当)、深度ある監査がなされているとは思えず、実効性が極めて乏しい。一定規模を超える大きな団体には県、団体などと直接の利害関係のない独立した第三者による外部監査導入を検討すべきである。	196~128	有	現在、沖縄県が行う法人への指導監査については、その監査結果並びに改善状況報告書の準備を関係各課と共有するとともに、関係各課においても、必要な指導等を行っております。県としては、今後とも、その連携体制をより効果的なものにしていく努力を怠りません。また、現行監査等については、沖縄県が行う各種助成の対象となる法人の決定に係る判断材料として活用しており、今後とも幅広い活用方法等について検討してまいります。次に、監査委員の監査体制は、平成21年度から会計監査担当の嘱託員に公認会計士1名、税理士3名の計4名を委嘱し、各課の総務課等とともに、当該4名でお互いの監査指導事項を審査するなど、適切な会計監査の実施に努めているところであり、また、法人による公認会計士等を活用した外部監査等の導入については、国の通知等においても、その必要性がうたわれているところであり、沖縄県においても、法人運営の透明性の確保の観点から、ある程度の規模を有する法人において、外部監査等を活用する必要性は高いと考えております。そのため、県内において公認会計士等を活用し自主的に運営体制の強化を図っている法人を、モデルケースとして、他法人へ周知していくなどの方法により、外部監査の活用による法人運営体制の強化を促していきたいと考えております。	無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
58	児童健全育成補助事業	(1) 民間児童館活動事業について	本年事業は那覇市のみ(児童館1所、児童センター2か所)で行われている。当該児童館、児童センターは那覇市によって運営→市は収支を把握している。しかし、沖縄県に対しては児童館、児童センターごとの収支計算の報告は全くない。事業がどのような収支になっているのか、その事業によってどのような効果が得られているのか(支出した補助金額に見合う成果が得られているのか)等について検証を行うべきである。	131	有	20年度の実績報告からは、各事業所毎の収支計算書の提出を義務付けると共に、正確な収支内訳を報告するように指導しており、改善措置を講じた。	無	措置を講じたと言える。	措置を講じているが十分とは言えず、今後、指導体制の充実と併せて、その指導の継続・強化が求められる。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所属課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
59	沖縄県社会福祉協議会運営費補助等	(2) 危機再開発事業への参加について	将来的に法人運営の自主財源とするため、危機再開発事業への参加を決定したが、可否につき、理事会、評議会の正式な議決を経ていなかった。同会への報告のみで済ませていた。社会福祉法人は、固定資産の取得ができ、収益事業も行うことができる。しかし、それはあくまで本会の事業を営まない範囲内である必要がある。このような観点から、両事業への参加内容、将来の見通しなどの実態開示が必要。	124~125	有	危機再開発事業については平成21年度10月の制度改正に伴って「総合支援資金」へ統合され、今後の経済情勢に対応したものと見做り用途も積極的に増大した。悪質な滞納者には法的措置を実施する一方、滞り対社協とともに債権回収業者への訪問、呼び出し指導に努めており、平成21年度は、27市町村で849件の債権指導を行った。	無	措置を講じていない理由	措置を講じたと言える。
56	沖縄県社会福祉協議会運営費補助等	(3) 財務内容の透明性確保について	決算書が極めて分かりづらい。基準通り作成していれば良いというわけではなく、利用者はじめ、員長、利害関係者等に分かりやすく開示することが求められる。現行の開示書類では、一般会計、特別会計、収益事業の区分はあるものの、多岐にわたる事業の効率性を判断することはできない。現在沖縄県ではホームページなどにおいて、県内社会福祉法人の財務内容等の一元の開示は行っていない。透明性確保の観点から公表できる範囲で一元的に公表する体制が必要。社会福祉法人が、公益性の強い法人として社会的信頼性を得るためには、民間企業以上に説明責任が求められる。この説明責任を果たすためには、理事会など執行機関の機能を充実させるとともに、法人の内閣管理体制を確立する必要がある。財務書類の開示の点でいえば、法人監事の監査に加えて、利害関係のない第三者による外部監査の導入も必要不可欠。	125	有	社会福祉法人の決算書については、国の基準等に則って作成するよう指導しておりますが、その開示については、より真実や利害関係者等に開示しやすくすることを行うよう指導しております。また、法人が行う事業経営の透明性の確保については、社会福祉法等において規定されているところであり、沖縄県としては、法人への指導指導等を通じて、公表主体である法人に対し、利害関係者等への公表のみならず、ホームページ等で公表することにより公益性の高い法人としての説明責任を果たすことを促しているところであり、それらの説明責任を果たす上で、法人の管理体制等の充実が不可欠であり、県としても、法人による外部監査の導入は必要であると考えております。一部法人においては、外部監査の導入や監査に公認会計士を介する等、管理体制の強化を行っている法人も見受けられますが、すべての法人において、そのような機能的対応を行うことは経費負担の面で難しい状況にあります。県としては、今後ともそれらの機能的な事例を周知していくとともに、法人へ管理体制等の強化を促していきたいと考えております。	無	措置を講じていない理由	措置は講じているが十分とは言えず、今後はその指導体制の徹底が求められる。

平成20年度 精査状況一覧表（補助金等に関する財務事務の執行について）

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
64	児童健全育成補助事業	(7) 放課後児童対策事業	本件事業は、放課後児童クラブ等の修繕に要する経費を補助するもの。補助基準額は1か所あたり20万円。この20万円の根拠が不明である。本件事業では実際に修繕した費用が重要であり、これを正確に把握することが必要と見られる。ところが平成19年度の調査では、実支出額と補助基準額が同額となっており、あまりに不自然で、架空の金額と思われる。極めて不当。実績報告については、県は領収証などの証拠も取っていないようである。	135	有	20万円の根拠は「沖縄県放課後子どもプラン事業補助金交付要綱」にある。H20年度以降、予算措置しておらず、事業を実施していない。	無	事業終了と判断するが、事業の継続は必要であろう。	
65	特別保育費補助事業（障害児保育）	(1) 補助金額の算定方法について	本件補助金の基礎額は、月額3万7,820円×各月初日現在障害児数×入所月数。これは、保育費が軽度の障害児を受け入れる際には、改めて保育士を雇用する等人員費が増えることからこの人員費負担を踏み越す。月額3万7,820円という金額は九州各県のおおよその平均によって算出されている。保育費が軽度障害児を受け入れた場合に、実際に保育士を増やしているのか、それによってどの程度の負担があるのか等十分な検証を行っていない。保育費の実態調査を行い、負担を細かく計算するとともに、市町村から補助金の交付を受けた保育所から、定期的に人員費負担等についての詳細な報告を受けることが必要。	136～137	有	特別保育事業の見直しにより、県単独補助の障害児保育事業（軽度障害児）については、地方交付金の中で措置されているため、平成20年度から廃止している。	無	事業廃止。	
66	沖縄県青少年育成県民会議運営費補助金（県費分）	(3) 交付規程について	算定基準額は、「予算の定めるところによって算出した額」となっている。あくまで算出の根拠が不明である。詳細な算定基準を定めるべきである。また、補助対象経費と補助金の対応が明らかでない。	139～140	有	沖縄県青少年育成県民会議運営費補助金を含む3事業が、沖縄県青少年健全育成対策補助金交付規程に基づき支出されているが、支出の根拠が明確でないこと等から、見直しを進めている。	無	措置を講じたとは評価できず、今後の早急な対応が求められる。	
67	沖縄県青少年育成県民会議運営費補助金（県費分）	(5) 実績報告について	本件補助金については、「沖縄県青少年育成対策補助金」として実績報告を受けている。実績報告に対する検査マニュアルがない。県民会議全体の収支については、収支決算書によって報告を受けているが、補助対象事業以外の事業、支出については、詳細な報告を受けていない。県民会議の運営費は、ほぼ本件補助金によって賄われているのだから、この補助金は実質的には県民会議の活動全般に対するもの。県は、県民会議全体の活動、全ての事業内容について、詳細な報告を受けて、厳しく監査すべきである。	141	有	知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第16条に基づき公益法人の業務及び財産の状況について、平成22年6月18日に検査を実施し、改善を要する事項についての指摘・指導を行った。	無	措置を講じているが、本指簿効果の継続を図る必要がある。	
	新子こやか保育事業	(3) 実績報告について	県は、各市町村からの交付申請書に基づき、形式上の確認をするだけで補助金交付を行っているものと思われる。実績報告についても、明確な確認はなく、各市町村において適切な運用がなされているかについて、実質的な確認はなされていないようである。本件事業が適切に運用されているか、県民の期待と要請に十分応えられているか等を検証するためには、各市町村の本件事業実施状況について、より詳細な審査をすべき。	143	有	H20年度から対象となった米代村無成については、実績報告時に「給食の充実方法・内容」を記載し、提出してもらっている。また、他の助成についても、市町村が課外保育施設へ助成する際には領収書の写しを確保してもらい、県への実績で報告させている。	無	措置を講じたと言える。	

平成20年度 精査状況一覧表（補助金等に関する財務事務の執行について）

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
59	児童健全育成補助事業	(2) 地域組織活動育成事業	本件事業は母親クラブへ助成を行うもの。補助金交付額は、基準額（1か所年額18万4,000円×総数）+（対象経費実支出額－寄付金その他の収入）を市町村ごとに比較して少ない方の額×2/3の合計額である。このように算出する見直し、実態調査の実支出額を正確に把握することは必須。しかし、平成19年度調査では、全て実支出額と補助基準額が同額となっている。あまりに不自然で、架空を反映した金額ではない。実支出額は、あくまで実際に事業運営にありあつた支出額でなければならないにもかかわらず架空の金額が記載されており、極めて不当。この点に関して平成15年度の包括外部監査（「補助金のゼロ積算について」PP2-27）において同様の指摘がなされたが、改善されていない。どのような経費が発生したのか、領収証などの証拠によって実支出額を正確に把握する必要がある。そして、経費が発生していない事業であるならば、補助金支出を廃止すべきことは当然である。	132	有	H20年度の実績報告からは、市町村から各事業所毎の収支計算書の提出を義務付けると共に、正確な実支出額を報告するように指導しており、改善措置を講じた。	無	措置を講じたと言える。	
60	児童健全育成補助事業	(3) 地域子育て拠点事業	事業主体は市町村や認可外保育園等の民間団体である。事業主体ごとの収支については、市町村が把握していることとされるが、県に対しては市町村から事業全体の合計額の報告だけ。県としての監査は等しい状態である。県は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受け、支出した補助金に見合うだけの成果が得られているか等について精査すべきである。	132～133	有	H20年度の実績報告からは、市町村から各事業所毎の収支計算書の提出を義務付けると共に、正確な実支出額を報告するように指導しており、改善措置を講じた。尚、同事業はこれまで国・県・市町村各1/3負担で実施していたが、国庫補助負担の軽減により、平成22年度から県の負担がなくなり、国・市町村の両者で実施することになっている。	無	措置を講じたと言える。	
61	児童健全育成補助事業	(4) 放課後児童健全育成事業	本件事業は、放課後児童クラブへ助成を行うものである。補助金交付額は基準額（対象経費実支出額－寄付金その他の収入額）を市町村ごとに比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出する。このように算出する以上、実支出額を正確に把握することは必須である。ところが、平成19年度調査によると、実支出額と補助基準額が同額となっており、あまりに不自然であり、架空の金額と思われる。極めて不当。領収証などの証拠によって実支出額を正確に把握する必要がある。そして、経費が発生していない事業であるならば、補助金支出を廃止すべきことは当然。県は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受けるべきである。	133	有	H20年度の実績報告からは、市町村から各事業所毎の収支計算書の提出を義務付けると共に、正確な実支出額を報告するように指導しており、改善措置を講じた。	無	措置を講じたと言える。	
62	児童健全育成補助事業	(5) 放課後子ども課外活動事業	放課後児童クラブの設備整備事業、環境改善事業等を行うもの。平成19年度において、浦添市と北中城村において実施。交付申請や実績報告の段階では極めて簡単な審査しか行われていない。実際にその金額が必要なかの審査がないと書かれている。浦添市も北中城村も、対象経費の実支出額と補助基準額が同額となっており、あまりに不自然で、架空の金額と思われる。極めて不当。県は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受けるべきである。	133～134	有	H20年度の実績報告からは、市町村から各事業所毎の収支計算書の提出を義務付けると共に、正確な実支出額を報告するように指導しており、改善措置を講じた。	無	措置を講じたと言える。	
63	児童健全育成補助事業	(6) 放課後児童クラブ支援事業	交付要綱上、補助基準額は市町村当たり年額54万4,000円。ところが実際には、対象児童指導員の人数によって補助基準額が定められている。交付要綱の根拠を明確にして補助基準額を算出しており、極めて問題。交付要綱の改訂なく補助基準額を算定すべきではない。また、たとえ対象人数によって補助基準額を決めるのであれば、対象人数の確保が必要だが、交付申請の段階で概算の人数確保を行っているだけ。正確な実績報告を受けているとはいえない。確約が担保で、極めて不当である。	134	有	H21年度に「沖縄県放課後子どもプラン事業補助金交付要綱」を改正し、人数に基づいた補助基準額を定めている。	無	措置を講じたと言える。ただし、人数把握の徹底が求められる。	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
74	地域福祉基金補助金	(1) 交付規程について	平成5年度から補助実施形態を変更したにもかかわらず、交付規程の見直しを行っていなかった。(典が直接補助できるようになっており、実施にそぐわない状況にある。)見直しが必要。	158	無			本補助事業は、高齢者等の在宅福祉の向上、健康・生きがいづくり、社会参加の促進やボランティア活動等の民間福祉活動の活性化を図るため沖縄県地域福祉基金の運用費を活用し実施するものであり、当初は、県において社会福祉法人等の福祉活動を行う団体へ補助を実施していたが、その後、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行う高齢者の健康・生きがいづくり等の事業及び民間福祉活動への助成事業について補助の対象としている。規程第9条に基づき県への実施報告については、補助事業の実施主体である県社協の事業完了時又は補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにを行うことを求めている。		未措置の状況であり、交付規程の見直し及びその規程に基づいた運用が求められる。
75	地域福祉基金補助金	(2) 補助率について	補助率は原則4/5で、例外として知事が特に必要と認めるときは、5/5までの範囲で変更できる。過去の事業実績を確認すると、いきいき長寿センターとして実施している事業に関しては、ほとんどが5/5で補助金が交付されていた。いきいき長寿センターだけが常時例外的な5/5での補助金交付になっているのかに関して、県からは明確な回答は得られなかった。民間福祉団体への助成事業と取扱いに差異を設けることのないようにすべき。	158~159	無			本補助事業は、県社協が行う高齢者の健康・生きがいづくり等の事業及び民間福祉活動への助成事業としており、対象事業のうち民間福祉活動への助成事業については、県社協の助成業務規程で、1件当たりの助成額は対象事業費の75%以内の額とされている(但し特に必要がある認めるときは100%の助成可)ことから、一時的には事業実施主体の推進を目的に社会福祉法に基づき設立され、市町社協等のネットワークや専門性を活かした事業を具と協同して実施しており、また、県社協が実施する補助対象事業は沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき健康・事業を推進する上で重要なものであり、高齢者等の福祉の向上に大きく寄与していること判断して規程第9条に基づき適用している。		事実上、未措置の状況である。形式的な判断・評価ではなく、実態に則した評価を行うことが求められる。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
69	母子家庭等医療費助成事業	(1) 補助金のあり方について	貧困家庭なら、母子家庭等だけでなく、児童に対する医療費助成の必要性は同様である。児童の立場からして母子家庭等か否かによって差異を設けることに合理性があるとは言い難い。母子家庭等に対する助成というより、低所得家庭への助成ということが重要。貧困家庭の児童のためにいかなる助成が必要かを検討すべき。	144~145	有	母子家庭等のひとり親家庭は、親が子育てと生計の担い手という二重の役割を担っているため、家庭の疾病や生活不安定化につながる状況にある。また、県内の母子家庭等に対する平成20年度の調査によると、暮らしの状況について「大変苦しい〜苦しい」と回答した世帯が41.1%に上っており、大変厳しい状況にある。このような状況にある母子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的として当該事業に取り組んでいるところである。なお、当該事業とは別に、乳幼児医療費助成や生活保護による医療費等の扶助、要介護児童の支援等、保健・福祉の両方から貧困家庭の児童に対する支援に取り組んでいるところである。			措置を講じたと言え、今後も母子家庭と貧困家庭の実態を把握しながら助成していくことが必要であろう。	
70	母子家庭等医療費助成事業	(2) 実績報告について	本件補助事業の実施主体は市町村。県は、各市町村からの交付申請書に基づき、形式上の確認をすだけで補助金交付を行っているものと思われる。また、実績報告についても、明確な書類はなく、各市町村において適切な運用がなされているのかについて、実質的な調査はなされていないようである。本件補助金交付が適正に行われているか、不備が適切に運用されているかを検証するために、各市町村の実施状況について、より詳細な審査をすべきである。	145	有	本件補助金は、毎年各市町村において受給者の資格審査のうえ発行された受給者証をもって、受給者が病院から発行された領収書と添付した申請書をもとに、市町村が助成金を支給している。県は、市町村からの実績報告に基づき、その助成に要した費用のうち1/2以内を市町村に対し補助金として交付している。実施状況の把握については、実績報告書の書類審査のほか、市町村への立ち入り事務指導監査を、今年度より、数箇所実施する予定である。			措置を講じたとは言いがけず、対応中である。	
71	妊婦HIV感染防止事業	(1) 自己負担額の調査について	検査費用の「一部」を補助するという事業の趣旨からすれば、検査1件あたり1,450円という補助額は過大。平成20年度からこれが750円に減額になったが、自己負担額の調査は行っていない。検査費用の一部を負担する、という制度の趣旨を考えれば、自己負担額の総額の調査を行い、あらかし補助率を決めることが必要。またこれは、減額後の自己負担額の動向を調査する上でも必要であろう。	149	有	妊婦のHIV検査については、平成20年度から市町村が実施する公費による妊婦健康診査の基本的な検査項目となり、国から市町村へ交付労働により事業実施されている。妊婦HIV感染防止事業については、HIV検査が妊婦健康診査の基本検査項目となったことから平成21年度より廃止となった。			H20年度より事業実施体制の変更。(国から市町村へ交付)	
72	妊婦HIV感染防止事業	(2) 事務手数料について	HIV抗体検査は民間医療機関と国公立の医療機関で行われている。しかし医師会が事務手数料を徴収するのは民間医療機関からのみ。→民間医療機関は検査1件あたり130円を医師会に払っているわけで、民間医療機関と公的医療機関で補助金の実質的な取扱いが異なっている。是正が必要である。毎年必ず事務手数料と同額の(人件費及び費用)が発生、きわめて不自然。沖縄県は人件費及び費用の内容について説明をしていない。経費についても精査を行い、余剰金があるのであれば、補助金を減額するのが本来の姿である。	149~150	有				事業廃止。	
73	妊婦HIV感染防止事業	(3) 交付申請書の確認について	沖縄県は医師会が取りまとめた提出する申請書に基づき補助を行っているが、申請件数について個別にチェックをしていない。診療報酬の不正請求もある申請チェックができる体制にする必要がある。受診歴を作成する場合、同時にカルテにも記入するはずだが、医師会が不正を行うことはしないだろうと県から説明を受けたが、そのカルテをチェックすることを県及び医師会も行っていない。チェック体制に問題があると思われる。	150	有				事業廃止。	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的な内容	公表の有無		
79	製造業重点分野支援事業費補助金【商工振興課】	(1) 補助金交付要綱どおり手続きがなされていない	交付要綱によれば、事業者は補助事業完了日(会計年度終了後20日以内)に企業化等状況について知事に報告を行わなければならない(5年間)。しかしこれが守られているケースが数件あった。また、5年間の事業化進捗状況を検証するようになっているが、具体的な定めはない。実態はやはりなしが現状となっている。	170~171	有	当該事業は平成20年度で事業終了したが、平成21年度より内容を変更し進捗事業を実施している。当該事業において、事業者は補助事業完了日の属する会計年度終了後5年間は、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る企業化状況の進捗を義務付けているが、後進事業においては提出期限を120日以内へ延長し交付要綱の遵守を図っている。また、5年間の事業化進捗状況についても、統括員又は製菓の販売個数や販売額を明記させ、補助事業の結果に基づき知的財産を取得した場合はその内容を明記させる等、具体的な内容を記載することを義務付けており、補助事業者の現況把握によるフォローアップのための様式を改善している。さらに、毎年10月に開催される「沖繩の産業まつり」において当該事業の展示ブースを設け、推進課とのマッチングや関係商品の販路向上を図る等、フォローアップが行われている。	無	無	廃止はなされた評価。しかし、公表がない。また、今後の運用については、まだ懸念が残る。行政内部での組織的なチェックが望まれる。なお回答は具体的で、いいである。他の項目と比較すると、担当課の誠意は感じられる。
80	海外事務所運営事業補助金【産業政策課】	(1) 海外事務所のあり方について	建物の利用状況が非常に悪い(審査3室、入居2室)。スペースが有効利用されておらず、今後の海外事務所のあるあり方を見直す必要。海外事務所についても、コストとの関連で、事業効果を客観的に測定する方法も検討すべし。事務所収支のチェック体制に関しては、現在は、内部の者によるチェックがされているだけ。数年に一度は外部第三者によるチェックがあったほうがよい。	174~175	無	無	無	〇福地沖繩友好会館については民間団体等への移行に向け検討中。 〇事業効果の設定は他県の状況を参考に検討していきたい。 〇収支に関するチェック体制については十分考慮していきたい。	措置はとられていない、公表もない。「検討していきたい」「考慮していきたい」という問題回避・組織防衛の役人言葉ばかり。実質的には、外部第三者によるチェックを否定しているものと評価される。
81	通信コスト低減化事業補助金【情報産業振興課】	(1) 補助金の効果について	事業効果に関連して、評価検討委員会による評価が行われているが非公開とされている。原則として公表して、事業にどのような見込みがあり、メリットがあるのか明らかにすべきである。通信事業者等だけ特別扱いするのは妥当ではないと考える。	177~179	有	本事業は平成19年度で事業終了。後進事業においては、補助金と大規模な事業により、評価検討委員会は設置していないが、前回の監査委員はご指摘を受け、補助金利用企業に対して、進捗者の助成年度や進捗理由等の報告項目を追加し、雇用定着状況を把握できるよう改善を行っている。	無	無	措置は実質的に取られていない、公表もない。また、措置事項の内容について、趣旨をズラした回答をしている。評価結果を公表したくないという行政当局の意図が見え隠れしている。なお、包括外部監査人(制度)と監査委員(制度)の区別ができていない。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的な内容	公表の有無		
76	観光誘致対策事業(イベント補助金)【観光振興課】	(1) 補助金の選定基準、金額の算定基準について	財団法人沖繩観光コンベンションビューローが事業実施主体であり、間接補助となっている。補助金の中には運営管理費も含まれている。当該財団への補助金交付要綱には、補助対象団体や補助対象イベントの選定について規定はない。財団側で一応の基準を設けている。しかし、基準自体が抽象的(明確な数値基準があるわけではない)、一応交付基準の選定基準が作成されているが、最終的には担当者の判断で決まっており恣意性が入っている。照額大額引きやツール・ド・おきなわに対する補助は過去10年以上継続的に実施されているが、今では知名度も高く、県がいままでも支援するようなイベントではない。イベント実施団体の自立を促すためにも、助成に頼っていると思われるイベントへの補助は時期を決めて廃止すべき。また、イベント補助の目的に反して県外からの参加者が少ないイベントもある。本件補助金は、廃止を含めて見直す必要がある。	161~162	有	平成22年度のイベント補助金の交付団体選考において、外部関係も委員に含めた選考委員会を設置し、交付基準を「原則として最長3年を限度とし」を、「最長3年とし」に改正し、同一イベントに同じ長期継続した補助金交付を行わないこととした。	有	無	措置はなされた評価する。タイミング的には1年以上経過しており、対応が速い。公表もなされた。しかし、公表時期から見ると、本平成22年度包括外部監査人が、過去の措置事項・意見について措置がなされたかのチェックにとりかかったため、その動きを見ながら措置がなされた可能性がある。
77	フィルムオフィス運営費補助金【観光振興課】	(1) 補助金の有効性について	実態報告書を検討したが、ゼロ清算(年度末で収入=支出となるように予算を使い切る)をしている。実態報告なのだから、実際に事業に費した費用のみに予算を使用すべき。また、今後は、民間事業者との事業の積み分けが必要。	166	有	補助金以外の費用も含めた額で表示するよう補助事業者である(財)沖繩観光コンベンションビューローに指示し、改正させた。	無	無	措置はなされたとは、評価できず。ゼロ清算という悪しき慣行が廃止された、とは確認できない。措置の趣旨をズラした回答である。この内容で、公表がなされても、公表とは評価できない。
78	ちゅら島観光地形成推進事業補助金【観光振興課】	(1) 補助金の効果について	本件補助金も、財団法人沖繩観光コンベンションビューローへの間接補助である。事業は、①ちゅら島自然環境推進事業、②地域観光振興育成事業、③観光研修事業、④自然環境観光対策事業からなる。このうち、③地域観光振興育成事業に関して、目的である法人化がまだなされていないところがある。それにもかかわらず、毎年たまたま補助交付している。また観光協会の中には、財政的に比較的余裕のあるところもあり、交付先団体の自立を促進する観点から、削減もしくは廃止していくべき。また、この事業に関しても、実態報告はいわゆるゼロ清算がなされていた。	167	有	当該補助金は、『2005年行政改革プラン』に定められた終期のとおり平成20年度に廃止した。	無	無	廃止により、実質的には措置がなされた形になった。しかし、実際と毎年補助金を交付している、との包括外部監査人の指摘には回答していない。役人の答弁の典型。ゼロ清算についての回答はない。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指 標・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
84	沖縄県企業立地促進条例に基づく補助金 【企業立地推進】	(1) 補助金の必要性について	この事業は、特別自由貿易地域を中心とした工業団地、工場用地等に立地する製造業等の企業及び情報通信産業振興地域に立地するソフトウェア業等の企業に対して、県下固定資産取得への助成をすることにより、企業の立地促進、工場等の適正配置及び雇用の創出を図り、また産業高度化地域の市町村の立地条件整備への助成をすることにより、工業団地、工場用地等の基盤整備の推進をはかっているものである。しかし、周知のとおり、当初の計画通りには企業進出ができていないのが現状。過去の実績を見ても、平成18年度は実績額、件数ともゼロであった。世界的に経済が悪化している中で、今後も工場誘致を進めていくような方法が妥当なのかどうか、再検討する必要がある。	186	有 (一部改善措置済み)	無	無	企業の立地が進まない原因として、物産コストが高い、関連産業が少ない、労働力が高いたなどの指摘がありましたが、それぞれの課題に対してはカテゴリー別の一層の整備、業種別産業管工場の供用開始、分業価格の減額などの策を講じてきました。また、IT建設パークのA棟、B棟及び企業立地促進センターが供用開始し、さらにはAIAの国際物流事業など集積の変化に迅速に対応するため企業立地促進条例に基づく対象事業に国際物流事業と対象業種に追加したところ。今後は、さらに企業立地を促進するため、次期沖縄振興計画において企業が立地しやすい環境を整えるための制度を検討しております。	無	措置はなされていない、公表もない。 一般論的説明に終始する。常に「検討しております。」の形が続くなら、問題を先送りしているとの評価を怠るをえない。 第三者独立評価委員会による評価と一般への公開が必要である、と考える。
85	沖縄観光コンベンションビューロー(運営費、事業)補助金 【観光企画課】	(1) 補助金の必要性について	運営費補助は、県外派遣職員及びプロパー職員の人件費、管理費の一部補助である。過年度の包括外部監査報告書でも指摘しているように、県外外部団体でありかつ公益法人たる沖縄観光コンベンションビューローが、民間が実施している事業(例-リゾートウェディング事業)を積極的に推進していくことは妥当ではない。県の支援を受けながら民間企業譲渡の事業を行い、団体を維持していくことは、県の外部団体としての役割を越えていると考える。今後このような体面での事業を実施していくのであれば、県から自立すべき。県としても、自立を促進する観点からも、運営費補助については、段階的に削減し、廃止するべき。また、現在進められている公益法人改革と合わせて検討すべき。	188~190	有 (措置中)	新公益法人制度において、安定的・継続的な公益目的事業の実施を促進するためには、早期に脆弱な財務状態を改善し、自己責任による効率的な経営を確保・維持していく必要があり、当法人の健全な運営を確保できるよう、県としても引き続き適宜な指導等を実施することとしている。今後、以下の事項について取り組む。① 改善を図っていきたくと考えている。① 運営費補助の見直し ② 中期経営計画の見直し ③ 定額正化計画の策定 ④ 事業コストの低減への取組 ⑤ 収益性の効率化(収益部門) ⑥ 沖縄の観光振興の中核機関であり観光振興政策の実施機関としての当法人の役割が益々高くなってきていることから、より積極的な公益目的事業の実施が期待されており、財政需要が増してきている一方、収益部門における収益性が伸び悩んでおり、上記の取組も実施も並大抵のものではないことから、早期の改善措置を図ることは非常に困難である。	有 (平成22年12月24日付沖縄県公報第38号P.23)	無	企業の立地が進まない原因として、物産コストが高い、関連産業が少ない、労働力が高いたなどの指摘がありましたが、それぞれの課題に対してはカテゴリー別の一層の整備、業種別産業管工場の供用開始、分業価格の減額などの策を講じてきました。また、IT建設パークのA棟、B棟及び企業立地促進センターが供用開始し、さらにはAIAの国際物流事業など集積の変化に迅速に対応するため企業立地促進条例に基づく対象事業に国際物流事業と対象業種に追加したところ。今後は、さらに企業立地を促進するため、次期沖縄振興計画において企業が立地しやすい環境を整えるための制度を検討しております。	措置はなされていない、と評価する。 また、形式的には公表あり。 (措置がなされたことへの公表とは評価できない。措置がなされていないことに対して結果として公表した、と考えるならば、一応公表あり。) 補助金の存在理由を、沖縄観光コンベンションビューローの存在意義と関連させた包括外部監査人の指摘に対して正面から答えていない。 抽象的論理によって組織防衛を図っている説明である。 公益法人制度改革後の「公益認定」に果たして適合しているのか、大いに疑問である。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指 標・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
82	バイオベンチャー企業研究開発支援事業費補助金 【新産業振興課】	(1) 補助金の効果について	補助企業の中には数年前に株式公開が「期待される」企業があるとのことであったが、具体的な事業は不明。事業の効果について厳しくチェックしていく必要がある。	181	無	無	無	交付要綱第21条第3項に基づいて、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内について、事業化状況報告書の提出を定めており、事業効果についての確認は、実務済みである。	無	措置はなされていない、公表もない。 また、補助企業が株式公開された事例はない。その意味での成果はない。 それならば、この回答の「事業効果についての確認」は、一体何をどう確認しているのか? 担当課の言い様は、責任逃れの言質としか思えない。
83	地域結集型共同研究事業補助金 【新産業振興課】	(1) 補助金の効果について	この事業のスキームは非常に複雑。事業の中核機関として株式会社トピカルテクノセンターが位置づけられている。補助金効果の観点から考えれば、最終的には、県経済の発展に結びつくものでなければ費用の無駄。この点について、県は具体的に説明をする責任がある。株式会社トピカルテクノセンターに対する補助金執行体制の適格検査を県は厳格に実施していく必要がある。	183	無	無	無	事業途中に有識者を交えた中間評価を実施するとともに、事業終了時に補助事業確認検査2名体制で実施し厳格な検査を行った。事業終了後は、最終報告書の提出や(独)科学技術振興機構による専門家評価員とした事後評価を行った。また、事業終了後3年目に追跡調査を実施する。本事業では、26社の特許出願(国際特許出願8件) 県内企業へ、5社の技術移転、3社の商品化を行った。発展性のある研究成果については、他の公募事業での研究継続や技術移転の促進を図っているところである。	無	措置はなされたと評価する。 ただし、公表はまだない。 なお、評価については、一稿にわかりやすい形で(HPなどで)全文を公開し、広く県民やその他利害関係者による監視が行きとどくようにすべきである。

平成20年度 指置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	指置の有無	指置を講じた場合		指置を講じていない理由	指置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
90	沖縄県国際交流推進費補助金【交流推進課】	(1) 補助金支出の必要性について ① 補助対象事業・補助金額の相当性について	本件補助金対象は、財団職員の人件費とされる。しかし、県民の税金を原資とする補助金であるから、その支出の必要性、補助事業の相当性を慎重に吟味すべきである。職員を派遣すること、当該職員の手当を補助するは別問題、県職員が派遣されたからといって、補助金支出の目的を達成するために、県が給与を支給する必然性は全くない。 職員の人件費分について補助金を支給することについては、合理的な理由がない。財団の活動が県民の利益になるのであれば、効果に合った補助金を支給していただくべき。にもかかわらず、補助金の事業費支出は、県の予算の組合で大幅削減されており、予算的な理由によって金額が決まらされている。 効果が期待できる事業であれば、効果に見合った費用を支出するのは当然であり、本件補助金においても、財団の事業の経済的効果を客観的に算定し、それに見合った経費を支出すべきである。	193~195	無	無	無 (平成22年2月人事課へ指置状況を報告済。公報へ登載予定)	財団の実施する事業が、経済的効果の算出が難しいため、事業実施を通して、国際的ネットワークの拡充が図られ、経済的効果に結びつく可能性はあると考える。	指置はなされていない。公表なし。 指置を講じていない理由は、何と「国際的ネットワークの拡充が図られ」「経済的効果に結びつく可能性はある」として、上記の理由づけは回答側の見解では可能かもしれない。
91	沖縄県国際交流推進費補助金【交流推進課】	(1) 補助金支出の必要性について ① 事業活動の収支について	補助金の交付申請の段階では、財団の事業収支について、本件事業にかかると人件費の金額と財団全体としての収支予算が記載されているだけ。交付申請の段階で、補助金支出の必要性があるか、支出するとしていくから支出するのかを検討するのは当然で、この検討にあたっては事業の収支予算とその執務を併用して検討することが必要はない。にもかかわらず、本件においては、そのような検討を行っておらず、不十分。 また本件事業の収支からすると、補助金がないと本件事業の運営は成り立たないよう見えるが、財団全体の収支は、平成19年度は約8,178万円の黒字である。このことからすると、財団全体としては、自動努力により、補助金なくとも運営できるわけではないと思える。	196	無	無	無 (平成22年2月人事課へ指置状況を報告済。公報へ登載予定)	余剰金は、財団の独自事業に充てられており、財団の運営については、理事会で協議し決定されるため、余剰金の使途については、財団における検討課題と考えられる。	指置はなされていない。公表なし。 できないことに対する「ためにする理由」づけは純粋に指置に対する慎重な取組は全く感じられない。
92	沖縄県国際交流推進費補助金	(2) 実績報告について	県が財団に補助金を支出している以上、財団でどのように補助金が使われているのか、その検証は極めて重要である。また、補助金支出の必要性を判断するためには、個別の事業ごとの事業収入と支出の内訳を詳細に検証する必要がある。 県は、財団から事業実績報告を受けてはいるが、内容的には人件費だけの報告にすぎない。本件事業についての事業報告、収支報告を受けていない。 また財団全体の事業報告書、財務報告書を受けてはいるが、個別の事業ごとの詳細な事業収入支出の内訳については報告を受けていない。これでは内容の検証が難しい。	196~196	無	無	無 (平成22年2月人事課へ指置状況を報告済。公報へ登載予定)	県と財団の連絡会を通し、当年度に財団の実施する事業計画については、報告を受けているが、事業報告については受けていない。今後、同様の機会に詳しい報告を受けるよう改善する。	指置は取られていない。公表なし。 「今後改善する」ではこの文章のみを公表し、なら改善手続も取られないかもしれない。そのような意図も感じられる。手続も遅延がイデオロギンを設定する気持ちはなさそうである。 また、予算さえ実行すれば、あとは使われている現状に対する反省はない。
93	ハワイ神宮プラザ建設補助事業【交流推進課】	(2) 交付要綱について	交付要綱が存在しない。期間限定の補助金交付であっても補助金交付の適正性を担保するため、交付要綱を定めるべきである。	196~197	有	有	無 (平成22年2月人事課へ指置状況を報告済。公報へ登載予定)	今後同様の審査交付要綱を定める予定としており、他事業にて実施済みである。	指置は取られていない。と評価する。 公表もなし。 交付要綱があるか否か、一般的な交付要綱の制定がなされたか、この文章では分からない。

平成20年度 指置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	指置の有無	指置を講じた場合		指置を講じていない理由	指置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
86	(財)雇用開発推進機構補助金【雇用労政課】		昨年度(平成19年度)の包括外部監査対象としている。特に追加する指摘事項はない。事業の効果に関連して、県は、同財団のあり方を引き続き検討していく必要がある。	191	有	有	無 (平成22年2月人事課へ指置状況を報告済。公報へ登載予定)	平成22年度からスタートしている新行財政改革プランでは、当財団の方向性として、乗船等の停止も含めた抜本的な見直しを図ると位置づけられており、今後、平成25年度までに県関与を段階的に見直しとともに、現在当財団のあり方を関係団体と調整している。	具体的な指置はなされていない。公表もなし。 一般論、抽象的理由づけ、新行財政改革プランを踏襲の御座ることによる文章パターンは、ほとんどの場合、論議・問題先送りの弊発される。
87	沖縄産業開発青年協会費補助金【雇用労政課】	(1) 補助金交付の必要性について	この補助金は、社団法人沖縄産業開発青年協会が実施する技術訓練事業等に対して補助金を支出するもの。 平成13年行政改革大綱において、平成19年度縮小額で終了となるはずだった。しかし、県議会の議決案があり、補助金額を1,100万円上積みした。 平成13年において補助金停止の方向性が打ち立てられていたことからすると、自立の準備をなしたはず。最終年度である平成19年度において予定されていた以上の補助金を交付する必要性がなかった。協会の収入は平成19年度約1億6,000万円あり、1,500万円の補助金は1/10にも満たない。補助金は依存しなくとも十分運営可能だったといえる。	191~192	有	有	無 (平成22年2月人事課へ指置状況を報告済。公報へ登載予定)	(社)沖縄産業開発青年協会への補助金については、「沖縄県行政改革プラン」において、当面は凍結した「経営健全化計画」に基づき原簿に繰越され、平成19年度は400万円に繰越される予定であった。しかし、協会の状況は中央長期計画を踏襲して厳しく、今後の方向性について検討する必要性に迫られ、協会から職安に対する陳情もなされた。そこで、県は協会が運営に苦慮することなく今後のあり方を検討できるよう1,100万円を増額したが、補助金は、計画に沿って平成19年度で終了している。	指置がなされたとは評価できない。また、この補助金が打ち切られたから具体的な争点が無くなっただけである。公表もなし。
88	沖縄産業開発青年協会費補助金【雇用労政課】	(2) 補助金額について	この補助金においては、合計いくら補助金を交付すべきかという最終金額だけを検討し金額を算出しており、個別の経費(人件費、事業費、設備整備費及び維持管理費、その他知事が必要と認める経費)の検討していない。 補助金交付の必要性を判断して補助金額を算出しているとは言えない。	192	有	有	無 (平成22年2月人事課へ指置状況を報告済。公報へ登載予定)	無	指置は講じられていない。この包括外部監査人の指摘に対しての回答も、沖縄県からない(空欄のまま)。公表もなし。
89	沖縄産業開発青年協会費補助金【雇用労政課】	(3) 報告について	県は、協会からの報告について、中間検査を行っている。しかし検査マニュアルがなく、部分的かつ正確な検査が行われていたか疑わしい。またこの補助金は、技術訓練事業等に対して補助を行うものであるから、当該事業等についての収支を明確に算定すべきである。しかし協会の収支計画書では、収入は事業ごとに算出していない。	192~193	有	有	無 (平成22年2月人事課へ指置状況を報告済。公報へ登載予定)	平成21年度中に実施した特別民法法人検査においては、県の検査実施要領により内部統制質問項目を設定し実施している。	指置はなされた、と評価する。ただし、公表はなし。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無			
98	沖縄GX構築事業 GX=国際インターネット・エクスチェンジ 【情報産業振興課】	(4) 費用対効果について	本件事業は、事業開始後、事情変化によって想定している経済的効果が得られなくなる可能性も否定できない。そのような場合であっても補助金を無駄に支出することのないよう、事業の進捗状況や社会情勢、経済情勢を絶えず調査し、期待していた効果が得られないことが途中で判明した場合には、速やかに事業内容の見直しを行えるよう、常に留意する必要がある。	200	有	本事業実施期間中に海外回線提供期間を精査した結果、当初予定より1ヶ月回線提供期間を短縮し、経費削減に努めることができた。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)			措置はなされた、と評価した。 公表はまだない。
99	沖縄産業振興基金事業補助金 【産業政策課】	(1) 基金の意義	沖縄県では、国の補助を受けて「沖縄県産業振興基金」を創設。この基金の運用収入を財源として「沖縄県産業振興基金特別会計」を設置し、産業振興に資する補助事業を実施している。 事業実績によると、事業においては、基金の運用益だけでは事業費が賚りきれず、一般会計からの繰入れが何年も続いている状況となっている。原因の一つは、トヨタカナルテクノセンターの建設費還元(技術・情報基盤整備事業)が多額のことが挙げられる。一般会計からの繰入れが恒常的に続いているのは好ましい状況ではない。	201~204	有	平成21年度より一般会計繰入金金を解消し、特別会計内で補助している。	有 (平成22年9月産業政策課HPの「沖縄県産業振興基金特別会計の中期見直し」に掲載)			措置はなされた、と評価する。 公表もなされている。 タイミングからみると、迅速な対応がなされたと考えられる。 ただし、公表がやや遅い。また公表手段に問題が残る。速効と同様公表で早めに公表すべきであった。
100	沖縄産業振興基金事業補助金 【産業政策課】	(2) 北部地域産業振興事業について	沖縄特別振興対策費(旧野古に新基地建設を予定していた、毎年100億円を10年間で投入することとなった事業費。なお、沖縄県はあくまで基地建設の見返りではないとの立場である。)のうち平成11年と平成13年に各々5億円を産業振興基金としたことにより創設された事業。基金化する際に、国と沖縄県は、総事業費3,000万円での実施を取り決めている。 補助金交付は、真に必要な、そして産業振興に効果のある事業に対して行うべき。総事業費が先に決められているのは問題である。 しかも、運用益の範囲で事業を行っているにもかかわらず、国の取り決めに従って基金の運用益が3,000万円を下回っているため、一般会計から補填している。これは妥当ではない(県担当者の説明によると、このような経緯について、要綱等正式文書はなく、当初のメモが残っている程度というところである。)。要綱を整備し、補助事業の効率的な実施及び一般会計からの繰入金金の削減の方針に従って早急な改善が必要である。	204~205	有	平成21年度より一般会計繰入金金を解消し、特別会計内で補助している。	有 (平成22年9月産業政策課HPの「沖縄県産業振興基金特別会計の中期見直し」に掲載)			措置はなされた、と評価する。 公表もなされている。 タイミングからみると、迅速な対応がなされたと考えられる。 ただし、公表がやや遅い。また公表手段に問題が残る。速効と同様公表で早めに公表すべきであった。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無			
94	ハワイ沖縄プラザ建設補助事業 【交流推進課】	(3) 収支予算について	補助金が相当な金額であるのか、十分な検討を行ったのか疑わしい。交付先であるハワイ沖縄連合会からは簡潔な貸借対照表のみしか提出されておらず、詳細な事業報告や従前の実績報告を受けていない。連合会の活動、収支の検証が不十分である。 費用対効果の検討が不可欠であり、センター建設に伴う事業計画、収支予算を検証しなければならぬ。しかも、本年事業遂行にかかる事業計画書、収支予算書は極めて簡潔なものである。十分な検討を行ったとは言えず、収支予算が甘いと言わざるを得ない。 巨費を投じて建物を造ったものの、思うようなテナント取入が得られず、多大な損失を被る、というようなことがあってはならない。	197	無		無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		今後補助金交付決定の際には、事業計画や収支予算等からより詳細な検証を行う。当事業と同様の性格を持った事業は以後実施されていない。	措置は取られていない。 公表もない。 たまたま、実施されなかっただけ。 問題点を未然に防止する上での内部チェックは取られていない、と思われる。
95	ハワイ沖縄プラザ建設補助事業 【交流推進課】	(4) 実績報告について	ハワイ沖縄連合会から実績報告を受けているが、経理等による経費等の確認を行っておらず、十分なものとはいえない。	197~198	有	実績報告の十分な検証は、他事業にて実施済み。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)			措置は取られた、とは評価できない。 公表もない。 経理等による経費の確認をすることになっているのか不明のままの回答である。
96	沖縄GX構築事業 GX=国際インターネット・エクスチェンジ 【情報産業振興課】	(2) 事業主体について	事業主体は、ファーストライディングテクノロジーズ株式会社。本件補助金は、民間の一般企業に支出されるものである。県民の税金によって賚られる補助金が、特定の企業の利益に充てられることのないよう厳格に検証し、補助事業者にファーストライディングテクノロジーズ株式会社を選定するにあたっては、外部委員も入った提案コンペなどを行うなど、一定の適正な手続を経たものであるが、選定基準を明文化し、業者選定手続を一層透明性のあるものにする必要がある。	199	有	本事業における事業主体は平成19年度で選定済。監査委員のご指摘を受け、後継事業者では、事業者選定の際、事業内容評価を策定し、評価人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)			措置はとられた、と評価する。 好評はまだなし。 なお、包括外部監査(制度)と監査委員(制度)の区別が出来ていない。	
97	沖縄GX構築事業 GX=国際インターネット・エクスチェンジ 【情報産業振興課】	(3) 実績報告について	県は、実績報告を受けてはいるが、経理等による経費等の確認は簡潔なものであり、十分とはいえない。 本件補助事業の進捗状況についても、随時検証する必要がある。	199	有	監査委員のご指摘を受け、経費の振込記録の写しを提出させ、チェックするように改めた。事業の進捗状況についても、商業報告を定期的に発行するなど改善を図った。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)			措置は取られた、と評価した。 公表はまだなし。 包括外部監査(制度)と監査委員(制度)の区別が出来ていない。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
104	沖縄県組織化指導事業費補助金【経営企画課】	(1) 当該補助金について見直しを進めるべきである	補助金交付先は、沖縄県中小企業団体中央会。平成19年度では事業費のうち約78%が人件費補助。一人当たり人件費補助額は約563万円で、中央会職員の人件費については、ほぼ見直しになっていると思われる。また、県の機関や外郭団体でもない団体に対して人件費等の補助金をほぼ丸抱えで交付している。県外の事業者も存在し、組合と利害が衝突することもあり、この点については公益性があるとは言えないと考えられる。また、事業費について沖縄県の実情に即した(人件費)補助単価とすべきである。事業効果についても102で述べたように県内中小事業者の利益がどれだけ増えて県経済の発展にどのくらい寄与したのか、という観点から検討すべきである。なお、沖縄県は、中央会に対する補助金交付理由として、富利事業ができない中央会の財務上の公益性をあげている。しかしこの点についても、本来の姿は中央会の会員たる各組合が等しく負担すべきではないだろうか。県は、従来からある事業だからといって、そのまま継続するのではなく、すでに県単事業となっているのであるから、その必要性、有効性の観点から見直しを進めるべきである。	220~223	有	事業効果の必要性、有効性の観点から中央会が行う事業に対する単価を調査を実施し、事業効果の精査及び見直しを行った。その結果、H22年度よりパソコン教室の開催の停止、研修会数の減、受講人数の半減に伴う経費削減等を含め、約7,333千円削減。また、人件費については県の給与・福利厚生と同様に中央会職員に給与・賞与についても減額措置を実施し、約682千円削減。	無(平成22年2月人事課へ情報状況を報告済み。公表へ要請予定)	無	実情に、措置は取られていない、と評価する。公表もなし。沖縄県中小企業団体中央会への丸抱え人件費への補助金を廃止すべきである。外郭団体の驚くべき実態(天下一人件費補助)→県政運営(システム)は、この中央会だけでは足りないはずである。外郭団体の全てにわたり、独立した第三者による検証や会計監査責任官職が早急に必要と考える。
105	土地改良費計画費(補助)・団体等調査設計事業	(1) 補助事業の効果について	団体等調査とは、国庫補助事業のひとつで、市町村あるいは土地改良区が事業主体となり実施する土地改良事業をいう。この事業は、団体等土地改良事業が行われる予定地域において調査測量等を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画と全体実施設計を行うものである。土地改良を希望している地区においては独自に調査計画ができる技術者が充分でないことから、土地改良事業団体連合会が計画立案を行い、事業実施を行っている。事後評価時点での費用便益分析結果を県のホームページ等で公表し、今後の対応策を具体的に示すべきである。そうでない事業実施状況における費用便益分析結果が意味をなさないし、事後評価制度そのものが形骸化して意味をなさなくなる。また、そもそも、沖縄県の外郭団体である沖縄県土地改良事業団体連合会が、事業実施負担時点での費用便益分析を実施している仕組みが妥当とは思えない。費用便益分析は、県の外郭団体とは異なる第三者が実施すべきである。	229~232	有	平成20年度に、団体等事業の元気な地域づくり交付金。について、目標や達成率、評価結果を、県のホームページで公表している。	有	平成20年度事後評価は国が行い、その結果を国のホームページで公表している。その評価手法は国の要請や方針により行われ、費用便益分析は対象外となっている。事業の採択は、国が行っている。また、その後の土地改良法に基づく県の認可は、要件を満たせば、県の判断を加えずに機械的に決定される。これらのことにより、沖縄県が費用便益分析を実施しても、特に問題は無い。	措置に対する対応が不十分である。公表内容にも問題あり。[回答の記述自体が簡略すぎて、事後評価がなされ、ホームページで公表しているのか否か、はつきりしない。] 公表媒体を開示すべきである。外郭団体が事後評価することの理由づけには、獲得性が無い。機械的に決定されるならば、わざわざ外郭団体に委任する必要がある。ホームページ等で募集をおこない専門家のボランティアやNPO団体に評価してもらえばよい。さらにはこの評価に対して、同じく応募したボランティア等のセカンド・オピニオンによる再チェックを義務化すれば、公平かつ確実なコストの削減が可能なであろう。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		措置・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
101	沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金【経済企画課】	(2) 県の支援額に妥当性について	特徴は、補助額が突出して多いことで、県単補助金全体でも最高額。しかも、人件費補助額も最高額である。これは県内すべての商工会議所、商工会等39団体、職員数256名の人員費を主として補助しているからである。一人あたり人件費補助額は、約462万円にもなる。補助額算定根拠となる人件費単価等については、すでに県単事業になっていることから沖縄県の実情(県内の民間給与水準など)にあつた単価とすべきである。	213~215	有	人件費単価の算出にあたっては、単に中小企業単価によるものだけでなく、沖縄県職員給与等補助費、県人事委員会による給与及び賞与等に反映させ、補助単価を削減している。	無(平成22年2月人事課へ情報状況を報告済み。公表へ要請予定)	無	措置はなされた、と評価する。ただし、公表はまだなし。措置と評価した、時期についての説明が不十分である。公表の際には、必要十分な説明を行うべきである。
102	沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金【経済企画課】	(3) 補助金の効果について	この事業による効果はどの程度あつたのか、客観的に示す必要がある。担当課からのアンケート結果から、抽象的な回答にとどまっていることが判明した。定量実績についても、およそ事業の効果にはほど近いものが実績として上げられていた(例:巡回相談件数/講習会回数/金融の相談件数/総務の結束の)実行率)。この事業がどのように経営基盤の強化につながり産業振興に役立っているのか、よりマクロ的な観点から、その効果を客観的に示す必要がある。	215~216	無	無	無(平成22年2月人事課へ情報状況を報告済み。公表へ要請予定)	各商工会等との意見交換も行った。補助事業効果の測定方法について検討しているが、事業者の成長は、当該補助事業による相談・支援による効果のみを要請。公表とするものではない。経営状況や自助努力等の要因も関係することから、当該補助事業による効果のみをマクロ的な視点で客観的に測定することは、極めて困難である。引き続き検討したい。	措置はなされていない。公表もなし。措置をしないことに対する「ための理由」を連携。最後は、得意な「引継ぎ検討したい」で締めくくった。包括外部監査人が、連携を批判的にコメントしたことから、この趣旨を受けて、他の数値指標の採用を促す。
103	沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金【経済企画課】	(4) 今後の補助金のあり方について	商工会等の事業改革が必要との沖縄県の見解がある。しかしながら、より根本的な課題は、この事業により商工会議所等が実施している業務の内容自体が、現在でも有効かという点にある。県は今までの方法でこの事業を継続するのではなく、この事業を実施した結果、どのように企業の経営基盤がより強固になり、新事業が伸びていくのか、より具体的な目標設定が必要である。最後に、アンケートへの沖縄県の回答で、あくまで制度維持が大前提となっている(典型的な)次のものがあつたので紹介する。	216~219	有	既存事業の見直しについては、各事業の必要性を把握し、ニーズの高い事業を重点的に支援する。また、利用者への支援サービスの質の向上と安定性を図る。以上のような取り組みを事業主体とすべく、これにより、補助額の削減、事業規模の適正化を図り、利用者の満足度を高め、企業家精神等の社会負担により、補助事業主体の自立を促していきたい。	無(平成22年2月人事課へ情報状況を報告済み。公表へ要請予定)	無	具体的な措置はなされていない、と評価する。措置状況の検証においても、本件に限らず、平成20年度の包括外部監査人が直面したのとはまた同じようなことが繰り返された。一般的、抽象的な理由で行って、制度存在、事業存続が図られる。ためにする理由がほとんど従人事業で述べられている。これは、他が行っているから当然こちらもやっても良いと言っているようなもので、この回答には承服できない。再検証的向上を目指す行政の責任ある考えは到底思えない。行政担当者であれば他県がおこなっているも、県民にとってより良いものは何があるか、たえず自ら問答していくのが責任ある態度ではないだろうか。
			<p>Q 補助形態の見直し</p> <p>補助金・交付金以外の支出が適当と思われるなど、支出科目等見直しする余地はないか。</p> <p>A 沖縄県の回答</p> <p>現在のところ全面的な見直しを行う予定はない。なお、沖縄県以外の各都道府県においても、同様に補助事業を実施していることを申し添える。</p>						
			これでは、他が行っているから当然こちらもやっても良いと言っているようなもので、この回答には承服できない。県民にとってより良いものは何があるか、たえず自ら問答していくのが責任ある態度ではないだろうか。						

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
107	土地改良費調査設計事業(補助)・団体営調査設計事業	(3) 沖縄県土地改良事業団体連合会について ⑤退職金の支払財源不足について	県の外郭団体に該当。実質上のトップである事務理事と事務局長は県からの派遣職員であり、県の財政支援と相まって、県と密接な関係のある団体である。収入のほとんどが国、県、市町村からの委託金などで、自主財源が乏しく、財政は極めて悪化している。このような財務構造にもかかわらず、基本的な改善をまず先延ばしにしてきたため約9億円という大規模な退職金の引当不足が生じている。そのため基本給、賞与等も大幅にカットせざるを得ない状況である。所掌している沖縄県も、指導監督する立場としての責任は重いと首を悩ませるを得ない。過去何代も事務理事、事務局長を派遣してきたが、このような状態に至っているという事は、何のための事務理事、事務局長かと言いたくなる。沖縄県と沖縄県土地改良事業団体連合会は事業関連で、密接な関係があり、県として団体の運営にも関わる以上、責任ある指導なり監督が必要である。このような無責任なやり方では、事務理事、事務局長を派遣する意味がなく、それこそ団体の自主性に委ねる方がましである。今後は、ローテーションで実質上のトップが交代する今のやり方は、根本的に改める必要がある。沖縄県土地改良事業団体連合会の土地建物(かなり立派)で、自らの所有物件。平成20年3月末簿価は、土地が約6,400万円、建物が約6,400万円(減価償却後、取得価額は約6,400万円)で、取得価合計は約12,800万円上る。このような不動産を取得する必要性があったとは到底思えない。不動産の取得(約6,400万円)と退職金の財源不足(約9億円)にどの程度の関連があるかわからなかったが、これらの事項も含めて、県の経営に対する責任は重いのがあると考ええる。指導監督する立場として抜本的な対策を講じるべき。そのためには、当該連合会の取締役や、財源不足に陥った原因と責任の所在を明らかにし、かつ徹底した財務改善を行う上で、県は一定の支援をすることもやむを得ないであろう。	240~244	無					タイミングが選ずる。早急な措置をおこない、公表すべきである。(完全に情報が結集しなくても、広く県民に情報公開する道徳からは、各区切りごとに、措置を公表すべきである。)以上により、離島加算は、維持していきたいと考えている。
108	土地改良費調査設計事業(補助)・団体営調査設計事業	(4) 土地改良区のガバナンスについて	土地改良区は、土地改良事業のいわば根本的な事業主体であるが、一方で地縁的性格の強い団体であるから閉鎖的であり、しばしば不祥事等が見受けられる。徳島・阿南市の「阿南西部土地改良区」の経理担当の60歳の元農協職員が改良区の定額預金を繰り返し無断で解約などし、総額6億円を奪取/沖縄県内では、香川県市議員が農協団体の資金を横領した事件で、伊良部町土地改良区の資金も横領したとして報道された。報道によると伊良部町土地改良区では、総会がほとんど開かれていないことや、内部審判が機能していないなど、組織管理体制が極めて不十分。県は、再度、土地改良区への検査を徹底するなど、組織管理体制のチェックを強化する必要がある。検査は「土地改良区等検査規程」第7条に基づき無通告検査とすべきである。	244~246	有	土地改良区の検査については、土地改良法により国または県が実施しております。				措置は講じられていない。公表もされていない。 これはどの段階で経営がまかりとまっている外部団体の実態に察せられる。と同時に他にも類似の外郭団体があるのに、沖縄県が見て見ぬふりを先期問題し続けているのではないか、という大きな疑念をもたざるを得ない。 独立調査委員会を組織し、外部団体等により重大な疑念を抱えている団体の事業評価と存在意義に関する根本的な検討をおこなう必要性はきわめて高い。よ

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
108	土地改良費調査設計事業(補助)・団体営調査設計事業	(2) 赤土加算・離島加算について	県独自の補助率算定の仕組みがある。それは国が定める補助率(通務ガイドライン)に上乗せする形での補助金の前上げを意味する。赤土加算については、県の条例を根拠としているが、補助率により事業費を算定するのではなく、事業費の積算段階で赤土流出防止工事に係る工事費を算定し、子算化するほうが理解しやすい(率で算上げる方法では、実際の赤土流出防止工事費とのかけ離れあり)。離島加算については、算上げ率に特段の根拠があるわけではなく、政策的に決まっている事業費を予算配分していく中で、算上げ補助率によって自動的に予算が決定するのではなく、事業の必要性、効果の検証などを実施していく中で、必要額を予算化していくべき。つまり率による自動配分という固定的かつ総論的な方法は止めて、ゼロベースによる予算配分に戻し、予算配分過程に柔軟性を持たせるべきである(予算編成の公平性が崩れ、県民全体の理解がいつそ得られる。)	239~240	無					措置がなされていない、として公表されていない趣旨の回答と添付される。 しかし、包括外部監査人の指摘・意見に対し、検討した結果担当部署がそれとちがう結論や対策を立案したときは、理由を明示して、担当部署が別の措置を講じた、として公表すべきである。 また、措置を検討中だから「措置を講じていない理由」に記述しているのなら、対応が選ずる、といわざるを得ない。 包括外部監査結果報告書は、遅くとも平成21年3月末には提出されている。遅くともそれから6ヶ月位で、指摘等の検討をおこない、1年内には是正措置をとり、公表するように沖縄県としてガイドラインを設定すべきである。
			包括外部監査人の意見 (以下が最も適切であると考え) 赤土加算、離島加算はともいったん廃止する。かつガイドラインに基づかない部分については、「負担の公平」や県・市町村の役割分担の明確化の観点から、県と市町村が1:1で負担することを基本とする。							赤土加算については、各事業の工事費に占める農家負担を調査した結果、その内容に変更があった。赤土加算を廃止しても、農家の負担増がない事業については、関係市町村等と調整して、毎年度の終了する平成21年度新設地区について、廃止することで内部調整を行っている。

平成20年度 経費状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置が適切でない理由	措置が適切でない理由
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	講じた措置の理由	講じた措置の理由		
112	畜産担い手育成総合整備事業費 (対財団法人神崎県農業開発公社)	(2) 事業効果について	計画段階において事業効果が算定。総便益>総事業費>1 であれば事業効果が確保されていると考えているようである。これは当然必要な最低ラインであり、かかる値段だけで費用対効果を判断しているのは疑問である。	255~256	有	期前で検討中である公共事業事前評価制度により今後は事業効果を検証していく。	なし	なし	なし	番号107~108の措置の内容から判断すると、土地改良区自体が当該事業の専門能力が高いとは思えない(内部職員も、ガバナンスも、専門性も乏しく、専門性も乏しくなくはないと考えよう。)	番号107~108の措置の内容から判断すると、土地改良区自体が当該事業の専門能力が高いとは思えない(内部職員も、ガバナンスも、専門性も乏しく、専門性も乏しくなくはないと考えよう。)
113	畜産担い手育成総合整備事業費 (対財団法人神崎県農業開発公社)	(3) 実績報告について	(2)の事業効果算定の数値は計画段階での推定値。それ故、実際に事業遂行後に予定されていた効果が発現できているかのチェックが極めて重要となる。この効果を確認するには、施設の事業収支を詳細に把握する必要がある。ところが本事業の実績報告書は、施設の事業費と事業量の記載のみ。実際の収益の記載がないなど事業収支を詳細に確認しているとは言えず、効果について正確に事後評価できているとは言えない。詳細かつ正確な実績報告を受けることが必要である。	256	有	毎年12月の家畜繁殖調査調査により事業計画の達成状況を把握していく。	なし	なし	なし	措置はなされた、と評価する。公表の手段が明示されていないが、公表もされたと思われる。	説明は簡潔・明確で、わかりやすく外部監査人の指摘に対して誠実な姿勢でこたえている。
114	人材育成推進事業費補助金 (対財団法人神崎県国際交流・人材育成財団)	(2) 専門高校生国際研修事業について	内容を検討したところ、財団の事務局職員1名の費用(旅費、日当など)も当該補助金で賄われている。補助金の事務体制を再検討し、できるだけ簡便な構成とすべきである。また、近年は、旅費がほとんど台湾に限定されており、諸外国との国際交流拠点の形成を図るという目的からは不十分。渡航先も含め事業のあり方については再検討する必要がある。	266	無			無	無	無	無
115	人材育成推進事業費補助金 (対財団法人神崎県国際交流・人材育成財団)	(3) 学生寮管理運営事業について	県外大学等で学ぶ学生の経済的負担の軽減を図り勉学に専念させるとともに、寮生活をとおして将来社会人として有為な人材を育てることを目的に県財を財団が借り受け4つの学生寮を運営している。寮の収支は赤字。時代も昔と今では大きく変わっているのだから、寮費に相当する費用を補助する制度に切り替えても良いのではないかと。	266	無			無	無	無	無

平成20年度 経費状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置が適切でない理由	措置が適切でない理由		
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	講じた措置の理由	講じた措置の理由				
106	果樹産地帯総合整備事業費		この事業は、受益面積10ha以上の産地帯において、区画整理、農道整備、かんがい排水整備を実施し、農業生産性の向上と農業経営の安定を図るもの。農業農村整備事業の一つであり、基本的な問題点等は、土地改良計画(補助)・団体調査調査設計事業で述べたことと同様である。赤土加算と難島加算あり。事業詳細の仕組みが国で定められているが、その結果が県において今後の事業にどのようにつながっていくのか明確でない(事業評価は、事業採択の前段階になっている。)	246~247	有	国が行う事後評価は、島林水産省政策評価基本計画に基づく事業評価となっております。	無	無	無	無	無		
110	益寿水利施設管理事業費	(1) 補助事業の効果について	この事業は、要するに、大規模灌漑水利施設のメンテナンス費用である。管理委託先は、土地改良区であり、随時契約によって継続して業務委託している。効率的な観点からは、随時契約による入札するなど、委託先の再検討が必要。指定管理者制度適用の通告なども検討すべき。検査調査のあり方について、市からあがってきた書類(検査調査)を書類審査のみで審査しているが、問題である。過去に、富吉島の給水ポンプ不正受給問題などが発生。一定金額以上のものは、県でも現地調査(未竣工はないかどうか)を検討すべき。	251~252	有	平成21年度からは市町村営事業の検査を実施している。すべて書面及び現地調査を実施している。	無	無	無	土地改良施設は受益者が土地改良区により指定されているため、指定管理者制度には馴染みがないものがある。また土地改良区が管理する末路土地改良施設と基幹水利施設は不離一体であることから、効果的・効率的に管理をするためには随時契約が妥当と考える。	措置はなされているが、不十分である。公表はなされていない。問題である。不祥事の事例から判断すると、これほど内部監査が厳格な場合、ガバナンスが弱い組織なら、無通告検査を1年に2回の割合で実施すべきである。2年に1度の割合で実施して、総金が2年度にとも関係されていない。また、このような団体については、公認会計士の会計監査を義務づけることが、ガバナンスの改善の面からは、非常に有効である。検討すべきである。	措置が適切でない理由	措置が適切でない理由
111	農業経営構造対策事業費	(1) 補助事業の効果について	本件補助金の目的は、認定農業者等の担い手の育成・確保と地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保にある。事業の実績は原則4年間で、5年度目が目標年度とされる。平成19年度は9億3,828万円と比較的高額な補助金が支出されている事業であるから、費用対効果については厳しく検証すべきである。事業の進捗状況報告について、3年間の事業報告を確保し、5年目の目標年度における実績報告については交付要綱に何ら定めがない。明確に規定すべきである。	253~254	有	平成22年度より、土地改良区は無	無	無	無	無	無		

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
118	沖縄県社会教育活動費補助金	(2) 補助金の効果について	担当課としては、当該補助金の効果に関して、政策目標値は一応あるが、どの補助金がどのような効果があるのか、結びつけて考えることは難しいとのことであった。このような事業は、本県が主導するのではなく、民間が自主的に行うものである。事業の立ち上げ段階では、定がサポートする必要性は認められ、一定年数では自主的な運営に委ね、県は補助金を廃止すべきである。	266~277	無			社会教育法に基づく支援であることから、制度の趣旨などを踏まえ、今後の補助金のあり方について検討していくこととしている。現段階では、廃止は困難と考える。	措置事項に正面から答えていない。県生活の経費の件を除き、現状の措置を講じているもの。措置はなされていない。措置がなされていないことに関して公表なし。
119	沖縄県中学校文化連盟補助金 対沖縄県中学校文化連盟	(1) 補助金のあり方について	中学校総合文化祭に資する経費補助である。事務局2名の教諭が現場を離れて専任となっている(休職派遣)。事務局2名はそれぞれ理事と副理事長職。突進報告については、収支内訳と証憑書類との照合を行っていない。また、事業効果算定指標も存在しない。	277~278	有	平成21年度末、中文連盟理事長にきてもらい、文化祭にて平成21年度分の補助事業に係る書類の審査を行った。本年8月に県の担当が事務局に出向いて、平成21年度分の収支内訳と証憑書類との照合を行った。平成22年度の現況も確認した。書類は大会運営委員のファイルにまとめられており、領収証の明細等から補助対象経費であることも確認した。	有	説明が不十分。指摘・意見に対して、正面から対応していない。公表なし。 【公表有りについて】 21年度事業補助金(10月実施)の「人財育成財団の存在」に関する、成果指標等、記載された資料を一般の傍聴人に配布した。	説明が不十分。指摘・意見に対して、正面から対応していない。公表なし。 21年度事業補助金(10月実施)の「人財育成財団の存在」に関する、成果指標等、記載された資料を一般の傍聴人に配布した。
120	人財育成推進事業費補助金 (対財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団)	(4) 新学センターにおける語学教育事業について	県民の語学力向上を図るため、新学習及習得及び採用講師から、専門性の高い同時通訳基礎講座及び翻訳養成講座まで、一般県民に向けて広く受講機会を創出している。同時通訳、翻訳など特別な設備や技術を要する講座はまだしも、通常の英会話講座を財団で実施する意義は乏しく、民間に委ねるべきである。	267	有	平成21年度末、事務局と成果指標について話し合いを持った。これまでの実績から18の希望講座が毎年、全国と九州大会で上位入賞する件数36を成果指標と定めた。21年度は上位入賞件数が60に上ったため、再度、事務局と話し合いを持ち、22年度は目標値を専門部会(現在は21)の2.5倍53に引き上げ、取り組んでいる。	無	事業計画が定まっている一途で措置が繰り返されているとの回答がなされた。 本案、監査報告書作成の最終段階で包括外部監査人による再評価は行われていない。このように事実関係の違いは未然に防止しうる。しかし、それでも適合によってチェックミスで発生がないわけではない。本件が、そのようなシナリオ・ケースとして、事実関係の指摘がされた場合、当該担当課は、どのように対応すべきかの論点を生じる。 (本ケースでは、事実関係→措置なし→公表もしていない) 担当課は、包括外部監査人と連絡を取り、監査によるチェックを経て、事実関係が確かめられた段階で、監査報告書の訂正を行い、沖縄県公報による事業の訂正をおこなうのが望ましいと思われる。 この訂正過程において、別の論点が顕在化してきている。包括外部監査人は単年度契約が原則なので、次年度において事実関係を確認しようとしても、連続して包括外部監査契約がされない限り、当人は契約終了により包括外部監査人ではない。そこで、事業関係もそうだが、措置状況を能くチェックするの、地方自治法の条々からは、手続上の空白部分が生じている。即座で検証しているが、東京府方式を参考に、フォロアップに絞った別の監査委任契約を結び、この手続と報告のなかで上記のような問題点を前向きに解消しようとする。是非沖縄県として検討してほしい、と考える。	
121	沖縄県社会教育活動費補助金	(1) 補助金のあり方について	社会教育法に基づき交付されている。事業は複数あり、少額補助である。平成19年度は補助対象団体は10団体で補助総額は200万2,000円。交付先の選定は、議事等で審議があれば、事業内容が趣旨に合致するかどうかの検討を行い、教育庁内で一応供費という手順を経て、財政課に対して予算要求。最終的には社会教育法に基づく社会教育委員会の審議を経て決定している。審議内容を検討したが、実質的には県の方針を追随している(せざるを得ない)状況である。平成19年度に奨励的補助の交付団体は、過去から10年超継続している。補助額は定額であり、補助金単位数に高たる傾向はない。全事業費に対する割合が交付団体によってまちまちで、団体の公平性に欠ける。交付先の一つである沖縄県PTA連合会の決算書を閲覧したところ約800万円の繰越金がある(20年度末)。自主財源があり、特設補助しなくても事業実施が可能であると見られる団体にもこのような少額な補助金を交付し続ける理由が不明確でない。また、補助交付団体の中には、副知事が代表で、事務局長が具の担当課長である団体があり、副知事代表に補助金交付することは、補助金の監査を行う側と、受ける側が同一となり望ましくない。また、事務局が県庁内にあることは、執行上の管理体制面においても適切ではない。交付先の実績報告をチェックしたが、県は証憑書類との照合まで行っていない。	273~275	有	副知事が代表となっている団体は平成21年度で解散し、補助金も廃止した。 また、その他の自主財源が比較的潤沢である団体への補助については、財政状況や団体の活動状況等を総合的に判断し、社会教育委員の会議における意見も踏まえながら今後の補助のあり方について検討していく。 なお、平成21年度における実績報告については、交付団体の補助事業に係る関係書類との照合を行っていない。 また、沖縄県PTA連合会の繰越金。連年度に会員からの会費を徴収するまでの間の繰越金として充てられており、補助事業を運営するための経費ではない。	無	事業計画が定まっている一途で措置が繰り返されているとの回答がなされた。 本案、監査報告書作成の最終段階で包括外部監査人による再評価は行われていない。このように事実関係の違いは未然に防止しうる。しかし、それでも適合によってチェックミスで発生がないわけではない。本件が、そのようなシナリオ・ケースとして、事実関係の指摘がされた場合、当該担当課は、どのように対応すべきかの論点を生じる。 (本ケースでは、事実関係→措置なし→公表もしていない) 担当課は、包括外部監査人と連絡を取り、監査によるチェックを経て、事実関係が確かめられた段階で、監査報告書の訂正を行い、沖縄県公報による事業の訂正をおこなうのが望ましいと思われる。 この訂正過程において、別の論点が顕在化してきている。包括外部監査人は単年度契約が原則なので、次年度において事実関係を確認しようとしても、連続して包括外部監査契約がされない限り、当人は契約終了により包括外部監査人ではない。そこで、事業関係もそうだが、措置状況を能くチェックするの、地方自治法の条々からは、手続上の空白部分が生じている。即座で検証しているが、東京府方式を参考に、フォロアップに絞った別の監査委任契約を結び、この手続と報告のなかで上記のような問題点を前向きに解消しようとする。是非沖縄県として検討してほしい、と考える。	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
118	沖縄県社会教育活動費補助金	(2) 補助金の効果について	担当課としては、当該補助金の効果に関して、政策目標値は一応あるが、どの補助金がどのような効果があるのか、結びつけて考えることは難しいとのことであった。このような事業は、本県が主導するのではなく、民間が自主的に行うものである。事業の立ち上げ段階では、定がサポートする必要性は認められ、一定年数では自主的な運営に委ね、県は補助金を廃止すべきである。	266~277	無			社会教育法に基づく支援であることから、制度の趣旨などを踏まえ、今後の補助金のあり方について検討していくこととしている。現段階では、廃止は困難と考える。	措置事項に正面から答えていない。県生活の経費の件を除き、現状の措置を講じているもの。措置はなされていない。措置がなされていないことに関して公表なし。
119	沖縄県中学校文化連盟補助金 対沖縄県中学校文化連盟	(1) 補助金のあり方について	中学校総合文化祭に資する経費補助である。事務局2名の教諭が現場を離れて専任となっている(休職派遣)。事務局2名はそれぞれ理事と副理事長職。突進報告については、収支内訳と証憑書類との照合を行っていない。また、事業効果算定指標も存在しない。	277~278	有	平成21年度末、中文連盟理事長にきてもらい、文化祭にて平成21年度分の補助事業に係る書類の審査を行った。本年8月に県の担当が事務局に出向いて、平成21年度分の収支内訳と証憑書類との照合を行った。平成22年度の現況も確認した。書類は大会運営委員のファイルにまとめられており、領収証の明細等から補助対象経費であることも確認した。	有	説明が不十分。指摘・意見に対して、正面から対応していない。公表なし。 【公表有りについて】 21年度事業補助金(10月実施)の「人財育成財団の存在」に関する、成果指標等、記載された資料を一般の傍聴人に配布した。	説明が不十分。指摘・意見に対して、正面から対応していない。公表なし。 21年度事業補助金(10月実施)の「人財育成財団の存在」に関する、成果指標等、記載された資料を一般の傍聴人に配布した。
120	人財育成推進事業費補助金 (対財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団)	(4) 新学センターにおける語学教育事業について	県民の語学力向上を図るため、新学習及習得及び採用講師から、専門性の高い同時通訳基礎講座及び翻訳養成講座まで、一般県民に向けて広く受講機会を創出している。同時通訳、翻訳など特別な設備や技術を要する講座はまだしも、通常の英会話講座を財団で実施する意義は乏しく、民間に委ねるべきである。	267	有	平成21年度末、事務局と成果指標について話し合いを持った。これまでの実績から18の希望講座が毎年、全国と九州大会で上位入賞する件数36を成果指標と定めた。21年度は上位入賞件数が60に上ったため、再度、事務局と話し合いを持ち、22年度は目標値を専門部会(現在は21)の2.5倍53に引き上げ、取り組んでいる。	無	事業計画が定まっている一途で措置が繰り返されているとの回答がなされた。 本案、監査報告書作成の最終段階で包括外部監査人による再評価は行われていない。このように事実関係の違いは未然に防止しうる。しかし、それでも適合によってチェックミスで発生がないわけではない。本件が、そのようなシナリオ・ケースとして、事実関係の指摘がされた場合、当該担当課は、どのように対応すべきかの論点を生じる。 (本ケースでは、事実関係→措置なし→公表もしていない) 担当課は、包括外部監査人と連絡を取り、監査によるチェックを経て、事実関係が確かめられた段階で、監査報告書の訂正を行い、沖縄県公報による事業の訂正をおこなうのが望ましいと思われる。 この訂正過程において、別の論点が顕在化してきている。包括外部監査人は単年度契約が原則なので、次年度において事実関係を確認しようとしても、連続して包括外部監査契約がされない限り、当人は契約終了により包括外部監査人ではない。そこで、事業関係もそうだが、措置状況を能くチェックするの、地方自治法の条々からは、手続上の空白部分が生じている。即座で検証しているが、東京府方式を参考に、フォロアップに絞った別の監査委任契約を結び、この手続と報告のなかで上記のような問題点を前向きに解消しようとする。是非沖縄県として検討してほしい、と考える。	
121	沖縄県社会教育活動費補助金	(1) 補助金のあり方について	社会教育法に基づき交付されている。事業は複数あり、少額補助である。平成19年度は補助対象団体は10団体で補助総額は200万2,000円。交付先の選定は、議事等で審議があれば、事業内容が趣旨に合致するかどうかの検討を行い、教育庁内で一応供費という手順を経て、財政課に対して予算要求。最終的には社会教育法に基づく社会教育委員会の審議を経て決定している。審議内容を検討したが、実質的には県の方針を追随している(せざるを得ない)状況である。平成19年度に奨励的補助の交付団体は、過去から10年超継続している。補助額は定額であり、補助金単位数に高たる傾向はない。全事業費に対する割合が交付団体によってまちまちで、団体の公平性に欠ける。交付先の一つである沖縄県PTA連合会の決算書を閲覧したところ約800万円の繰越金がある(20年度末)。自主財源があり、特設補助しなくても事業実施が可能であると見られる団体にもこのような少額な補助金を交付し続ける理由が不明確でない。また、補助交付団体の中には、副知事が代表で、事務局長が具の担当課長である団体があり、副知事代表に補助金交付することは、補助金の監査を行う側と、受ける側が同一となり望ましくない。また、事務局が県庁内にあることは、執行上の管理体制面においても適切ではない。交付先の実績報告をチェックしたが、県は証憑書類との照合まで行っていない。	273~275	有	副知事が代表となっている団体は平成21年度で解散し、補助金も廃止した。 また、その他の自主財源が比較的潤沢である団体への補助については、財政状況や団体の活動状況等を総合的に判断し、社会教育委員の会議における意見も踏まえながら今後の補助のあり方について検討していく。 なお、平成21年度における実績報告については、交付団体の補助事業に係る関係書類との照合を行っていない。 また、沖縄県PTA連合会の繰越金。連年度に会員からの会費を徴収するまでの間の繰越金として充てられており、補助事業を運営するための経費ではない。	無	事業計画が定まっている一途で措置が繰り返されているとの回答がなされた。 本案、監査報告書作成の最終段階で包括外部監査人による再評価は行われていない。このように事実関係の違いは未然に防止しうる。しかし、それでも適合によってチェックミスで発生がないわけではない。本件が、そのようなシナリオ・ケースとして、事実関係の指摘がされた場合、当該担当課は、どのように対応すべきかの論点を生じる。 (本ケースでは、事実関係→措置なし→公表もしていない) 担当課は、包括外部監査人と連絡を取り、監査によるチェックを経て、事実関係が確かめられた段階で、監査報告書の訂正を行い、沖縄県公報による事業の訂正をおこなうのが望ましいと思われる。 この訂正過程において、別の論点が顕在化してきている。包括外部監査人は単年度契約が原則なので、次年度において事実関係を確認しようとしても、連続して包括外部監査契約がされない限り、当人は契約終了により包括外部監査人ではない。そこで、事業関係もそうだが、措置状況を能くチェックするの、地方自治法の条々からは、手続上の空白部分が生じている。即座で検証しているが、東京府方式を参考に、フォロアップに絞った別の監査委任契約を結び、この手続と報告のなかで上記のような問題点を前向きに解消しようとする。是非沖縄県として検討してほしい、と考える。	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
122	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(2) 公社の事業実施状況について ③ペイオフベンチャー企業研究開発支援事業	この事業については、初期の目的どおりの効果が上がっているとは言えない、事業成果についてのフォローも必要である。補助金交付先企業の選定委員の構成を見ると、財務関係に精通しているものが少ない状況にある。選定委員の構成を再検討する必要がある。	296	有	事業成果のフォローについては、OKI NAWA 産業界テイクオフ事業(平成20-21年度)により行っている。 また、選定委員の再検討に関しては、平成20年度で事業が終了しているため行っていないが、以後の事業における選定委員委員の選定の態の構成については専門性等を細かく検討のうえ選定している。	無	措置を講じていない理由 公表はなされた、と評価した。 なお、公表に関しては、一般への資料配布としている。このような手法もありうるとは思うが、直ちに適切な手段に従い、公報による公表をすべきと考えられる。 広く一般県民への周知を図る情報公開の観点からは、公報による公表が優れていると思われるからである。	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
123	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(2) 公社の事業実施状況について ③OKI NAWA 産業界テイクオフ事業(新規) 展開事業(新規)	中小企業基盤整備機構 → 県が40億円借入(無利子) → 県の4億円と合わせ、44億円を → 公社に貸付(無利子)。民間からの借入6億円と合わせて、公社は総額50億円の基金を造成。基金の運用策として動いている仕組みである。総額50億円を預け入れている金融機関は1社のみ。ペイオフ等もあり、保全面で検討を要する。	296	有	ペイオフ等の非常時への対応については、元金の保全が図られるよう期間内での預金の解約が可能な契約となっていることから、金融機関の財務状況等を注視しつつ、その保全に努めている。	無	措置を講じていない理由 公表はなされた、と評価した。 なお、公表に関しては、条件等突如に即した具体的な開示をすべきである。 回答の内容がわかりにくい。公表の際には、条件等突如に即した具体的な開示をすべきである。	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
124	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(3) 創造的中小企業創出支援事業について	会計処理の誤り、有価証券の評価額の未検出、簿外債務の存在、引当金の取崩し未検出等、突如に即した財務諸表になっていない点が多々あった。特に求償権に関する誤りが目立つ。 ①求償権行使の仕状状況により、債権がマイナスのままのケースあり ②未収金については不良債権化しており、貸倒引当金を計上し、長期(延滞)未収金として査定処理へ振り替えるべきである。 ③債務保証契約の存在を明確にするため、備忘録を作成することが望ましい。 ④投資有価証券(株式)の受託先企業の中には、財務内容が異なっているものがある(「連結企業の前提の注記」がつかずケースあり)。株式の評価額の検出を要する。 保証引当金を固定負債に計上している。しかし、普通預金と特定預金が明確に区分けられていない。区分けされていない。また、債務保証事業に係る代位弁済や間接投資する預金の回収不能等が生じ、資金不足となったときは、特定預金を取崩して支払う。このとき、見合いの債務保証引当金も同時に取り崩す必要がある。しかし、現在まで取崩しの処理は一切行っていない。早急な検証が必要である。	296~306	有	H20の決算において指摘について修正処理を行った。 監査人(野原監査人)に確認を依頼して解決済みと確認された。 決算書は公社HPで公開(H20年度分はH22.5月まで掲載)	有	措置を講じていない理由 公表は実質的にはなされていないと見られる。しかし、透明に従い、公報で開示することが望ましい。そうでない、問題点の指摘があり、改善がなされたこととがわからず、説明は組織内で内々に処理された、と同様とも見られるからである。 なお、会計監査は、公認会計士・監査法人しか実施できない。税理士は税務とそれに関する決算処理を行う。修正事項の会計処理は税理士で出来るが、会計監査上の問題点については、公認会計士にしか修正の検証ができない。 どうも、沖縄県とその他の外部団体は、会計監査と税務処理、また包括外部監査と監査委員監査の区別ができていないように思われる。	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
120	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(1) 県からの財政援助助額について	公益法人、事業は、県補助事業、委託事業等(設備・貸付・融資事業/中小企業支援センター事業/産学官共同研究推進事業/インキュベーター支援策事業/ベンチャービジネスサポート事業/対外経済交流事業) 多岐にわたる。 ＜財団の財務構造＞(平成20年3月末) 主な資産(預金9億9,000万円、有価証券等資産19億9,000万円、投資有価証券・出資金11億9,000万円)に対する負債は、ほとんど県等からの借入(県借入金27億9,000万円、その他長期借入金9億9,000万円)によるものであり、財団の正味財産は1億円程度である。 ＜財団の収益構造＞(平成20年3月末) 事業実施に直接関係する費用(事業費19億9,000万円)と間接費用たる管理費(6,000万円)は、補助金(7億8,000万円)と委託金(約4億7,000万円)で賄えないため、主に自主事業ともいえる設備・機械等貸与事業による事業収益(6億7,000万円)でカバーする構造である。県と公社の置かれた厳しい財政状況のもとで、いかに効率的な事業を運営していくかが最大の課題。	279~294	有	厳しい財政状況を踏まえ、地域の商工会所との連携や雇用の事業展開により事業関連の強化、支援体制の強化を図っている。また、事業成果の検証を定期的に行っている。効果的な事業実施に努めている。 情報公開については公社ホームページで決算・予算や事業計画などを常時公開している。 http://www.okinawa-ric.jp/	有	措置を講じていない理由 社会教育活動補助金の制度商工会所との連携や雇用の事業展開により事業関連の強化、支援体制の強化を図っている。また、事業成果の検証を定期的に行っている。効果的な事業実施に努めている。 情報公開については公社ホームページで決算・予算や事業計画などを常時公開している。 http://www.okinawa-ric.jp/	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
121	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(2) 公社の事業実施状況について ①貸与事業等	公社の実施している事業は、ほとんどが、国、県からの補助事業、委託事業である。設備貸与事業は、予算に対しての執行率が2%にも満たない。制度的な面も含め、利用を促進する方策を検討する必要がある。	294~295	有	設備貸与事業は、機械類貸与事業と一体として実施しており、平成19年度の執行率は、両年度あわせて96%である。 金額の上限など利便性については、全国貸与機関を通じて制度改善を要求しているところである。 利用促進については、公社ホームページでの周知や商工関係機関等への広報強化を図るとともに、自由貿易協定加盟国企業などを対象に説明会などを開催している。	有	措置を講じていない理由 沖縄県PTA連合会の繰入金については、担当課の回答は理解不能である。(借金を使途別に区別したが公社会計簿への思考かもしれないが、いったん団体に入った資金は自由に使うと自由であり、単なる資金繰りの問題となる。) 借入の必要性については、団体の資金繰りごとに検討すればよいだけの面である。	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
122	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(2) 公社の事業実施状況について ②中小企業新事業総合支援事業	事業のメニューはたくさんあるが、ほとんど実績のない事業あり。また、事業が有償的に運営しておらず、事業の効果も明瞭とは言い難い。 同様の事業が、沖縄県観光工場の補助事業(小規模事業者経営支援事業費補助金)として実施されており、それとの関連性も明瞭ではない。事業内容が重複している部分がないかどうか点検し、できるだけ効果的な実施方法を検討すべし。	295~296	有	県では各地商工会などを通じて金融、税務、経営、労働等の基本的な相談・指導を行ない、公社は企業個別の経営課題の解決や専門的なアドバイスなど、より高度な支援を実施し、企業の問題に即した形で支援内容を区分けしている。	無	措置を講じていない理由 包括外部監査人は、当該補助金の必要性・存在意義について問われている。これに対して、担当課は、「検討していく」としつつ「効果的な事業」として制度運用している。第三者委員会による事業評価が必要である。	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
128	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(6) 過去における県の指導監督状況はどうか ①県と外郭団体との関係について	包括外部監査人は、今までの監査の中で、県と外郭団体とのあまりの緊密な関係を感して来た。そして、その最大の理由は、県が公社等外郭団体をどのように位置付けているか明確でないことに起因していると考えている。すなわち、あくまで行政の補助的位置づけなのか、県の出資等はあるが、あくまで自律的な団体として位置づけられているのか、そこが極めてあいまいなままなのである。 県が過去に定めた「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」(平成13年3月26日)では、「第3 管理運営の指導監督に係る留意事項」に、「(1) 公社等外郭団体の指導監督に当たっては、公社等外郭団体の管理運営が独立した事業主体として自らの判断と責任で事業が遂行できるように経営者の職務権限や責任を明確にするとともに、理事が監督等役員の機能が発揮されるよう指導すること。」とあり、「第4 財政支援等の基本的考え方」においても、「(2) 公社等外郭団体に対する財政支援に当たっては、公社等外郭団体が独立法人として、自主性を主体性を発揮し、積極的かつ単一的な事業展開を通じて県との適切なパートナーシップの構築が図られるよう行うものとする。」とされている。 しかし、現実には多くの外郭団体を見ると、県は財政支援もするが、人も派遣し、口も出す。という状況になっており、団体が主体的に運営できる体向ではない。 その結果、団体側では、進捗したときには県が助けてくれるという甘えの構造が出来上がり、県は、都合のいい場合だけ仕事とともに人も派遣していくという、ある種の下預け子会社的な構造が出来上がっている。このような状況では、外郭団体も県も経営責任が極めてあいまいになり、両者のケースのように、損失の先送りや何年も継続し、根本的な改善が図れないという事態に陥るようになる。 したがって、今後は、公社等外郭団体の運営は県の基本方針にしたがい、自主的な運営を基本とし、財政支援は真に必要な場合に限るとともに、外郭団体側でもできるだけ効率的で効果的な事業実施に努める必要がある。そのためには、事業効果等の実績について定期的に情報公開し、外郭団体がなぜその事業を実施していく必要があるのかを十分に説明する必要がある。	308~309	有	産業振興公社在り方については、将来的に自立化し、主体的な事業展開を目指すものであるが、県内企業の99.9%を占める中核企業の振興や、ベンチャー企業の支援も未だ必要性が高い為、県行政的的な役割は今後も必要である。これまで事務レベルで、公社の在り方について議論をしてきている。 本年度から、広く外郭からも意見を聴取しながら、公社の今後のあり方の検討を開始しているところであり、将来に向けた適切なパートナーシップを構築していく。また事業効果等の実績についても可能な限り情報公開していく。	無	措置を講じていない理由	措置はとられていない、と評価する。 公表もなし。 独立第三者委員会に強力な権限を付与し、短年度ではなく少なくとも中期間においたって、全外郭団体に對する監督改善と組織の見直しを行うべきである。 回答は、役人の主導のもと、外郭からも意見を聴取して、アリアバイ作りの組織的防衛を行う意向がはっきりと示されている。	
129	(財)沖縄県産業振興公社	(7) 沖縄県産業振興公社運営基盤強化貸付金について	公社は、平成8年度～平成16年度の9年間、3億円の借入と返済を毎年繰り返していた。この間は無利息である。つまり、実質は長期資金の借入。3億円の借入と返済を年度内で繰り返すのは、結局のところその部分の資金が不足しているからに他ならない。 累積赤字の推移と借入金の状況はほぼ一致しており、県からの借入が実質的に公社の損失の穴埋めに充てられていたのは疑いの余地がない(公社からの回答も、いかにもまったく問題がないという回答であり、極めて不誠実で遺憾である。) 当時の理事や県の担当者がどのように関わってきたのかとまでは明らかではないが、公社の実態や責任の所在が曖昧のまま処理がなされていると言わざるを得ない。 このように、県と公社の責任の所在を明確にしないまま、多額の税金を使って損失処理することには問題がある(このような状況では、他の外郭団体でも同様に処理されているケースがあるのではないかと感ぜざるを得ず、極めて不透明で不適切である。) このようないわゆる「ころがし貸付」は、不適切な処理であり、改めるべきである(公社としては、長期借入金として処理すると実質債務超過状態になることから、このような処理を繰り返していたのであろう。)	309~311	無	累積赤字の主要因は、機械貸付事業等の専与事業部門における貸借引当金(不良債権と相殺するための現金保留分)の計上額増加によるもの。現金の流出が伴うものではない。公社の毎年度3月末の現金残高(県の貸付金返済後の残高)は、6億円から8億円程度となっており、資金不足ではなかった。従って、県の貸付金が累積赤字額の穴埋めに消費しているという事実はない。平成18年度決算で累積赤字を解消している。	無	累積赤字の主要因は、機械貸付事業等の専与事業部門における貸借引当金(不良債権と相殺するための現金保留分)の計上額増加によるもの。現金の流出が伴うものではない。公社の毎年度3月末の現金残高(県の貸付金返済後の残高)は、6億円から8億円程度となっており、資金不足ではなかった。従って、県の貸付金が累積赤字額の穴埋めに消費しているという事実はない。平成18年度決算で累積赤字を解消している。	措置はなされていない、と評価する。 公表なし。 不適切な処理が長期間継続し、それが事業に悪影響を及ぼしている。県の(特に「長」と「議案」)組織のあり方を問い、責任を明らかにする姿勢が急ぐべきである。 正味財産期末残高推移 H19 149,488千円 H20 190,290 # H21 164,692 #	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
125	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(4) 海外事務所活動支援事業について	本件は、当初の補助事業を、管理運営については補助事業のまま残し、活動支援については委託事業としたもの。しかし、このように事業を分ける意味が不明。実際に必要な受託金なのかの吟味が不十分。なお、(財)沖縄県観光コンベンションビューローとも協力あり。しかし、本件事業と密な活動区分をすべきである。	306~307	有	本県のリーディング産業である観光産業についても海外事務所が積極的に担うべき分野であり、沖縄観光コンベンションビューローが事務所を持たない地域については連携して事業を推進している。 事務所が設立する台北については活動区分を明確にすべく平成22年5月に県(産業政策課・観光企画課)、コンベンションビューローと協議を申し、同年6月に「財団法人沖縄県産業振興公社と財団法人沖縄観光コンベンションビューローとの業務連携にかかる協定」を締結した。	無	措置はなされた、と評価する。 公表すべきである。		
126	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(5) 事業効果について	公社は、今までは、産業振興に係るさまざまな事業を展開してきたが、どれだけの効果があったのか十分検証しているとは言い難い。県の外郭団体の多くは、事業規模という点、貸付件数/貸付総額/専門家派遣回数/相談件数など、およそ事業効果(政策評価)というものは検証し、指図で事業実績があったという説明をしている。しかし事業にはその目的があるわけであるから、事業実施の効果はその目的に沿って現状をなしている、ととらえざるやらないよりやっほうがましである。産業振興は県の最大の目標だから、事務事業には事欠かない、県の支援も受けられるだろうという甘えの構造が見える。明確な事業効果目標の設定と実績値との照合を行い、一定期間経過後の事業効果がない場合は、事業廃止などの措置が必要である。	307	有	事業効果の検証については対象企業にアンケートを行うなど過去から5年の推移を報告書にまとめた。年に1回理事會・評議員会に報告している。	無	措置はなされていない、と評価する。 公表なし。 財団法人としての存在意義を問われているのに、「報告している」というのが、当時の回答である。組織防衛の「ため」にする理由づけ)としか評価できない。 独立第三者委員会による財団の基本的見直しが必要とされている、と考える。		
127	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(6) 過去における県の指導監督状況はどうか ①県の指導監督実態はどうかであったか	公社は、過去30年におき、人件費等管理部門の経費のほぼ全額を貸与事業の収益で賄ってきた。そのため、本来引当処理すべき貸与事業に係る不良債権処理をせずに、先送りしてきた。 このような不適切な処理や、公社の財務状況が問題になったことから、平成16年3月に抜本的な財政再建計画を策定し、実行してきた。 以上の経緯を説明する過程で次のような問題点があることがわかった。 沖縄県の所管は、平成15年度末の県監査委員監査(財政的援助団体等監査)による指導事項を踏まえて、財政再建5年計画を策定し、公社とともに財政再建計画に取り組みしてきた。しかし、本来、沖縄県監査委員監査の指摘を踏まえ、所管課として公社の実態把握を同時に行い、このような状況に至る前に改善策を講ずるべきであった。 過去の理事會議事録を閲覧したが、理事會ではこの間の経緯の記載がなく、議論・検討されていないと判断できるを得なかった。当時県から派遣された役員がいたわけだから、当然公社の財務状況等の実態把握に努めるべきであるが、それがなされていない。県が公社の運営にかかわるのは、公社自身の運営を定める項目のみであらう。しかし、過去においては、そのような役割を担っていたら別感を受ける。指導監督の立場としては極めて不十分であった。その結果、抜本的な経営改善策の策定が遅れたため、沖縄県自身が人件費等の財政的支援を行わざるを得ない状況に至っている。 (一が、公社自身も自らの経営合理化を先延ばししてきた責任も大きい、のは当然のことである。)	307~308	有	具体的な経営改善策として、平成20年度に中期経営計画を策定して公社職員の業務改革や能力向上に努め、抜本的な経営の改善に努めている。	有	措置はなされていない、と評価する。 公表もされていない、と評価する。 過去の取組の問題点に対して、反省の姿勢が感じられない。誠意も感じられない。問題点の指摘に対して、一般書がですすせよとする役人の習性を見ることが(沖縄県議会で、この際子で対応しようとする行政担当の姿勢が見られるのな、さらに問題。)		

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ 大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無		
133	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(1) 高校奨学金辞退者について	また、市町村窓口で奨学金と生活保護費のうちの授業料相当分は、二重に受け取れないとされて辞退しているケースがある。生活保護行政を所管する県生活労働者の取扱方針(Q&A)を見る限り、受けられるものと考えられるが、一部の市町村では上記の取扱がなされている(厳罰行政の弊害)。県として市町村に適切な指導をする必要がある。	331~332	無		無	厚労省の通知(生活保護法による保護の英米並水準の取扱いについて)の一部改正について(11.7.3.3)によると、...当該貸付金は高等学校等の進学にあてられるものとして収入として認定しないとともに、高等学校等が学費の支給を行わないこととして取り扱って差しつかえない」とある。1月中旬に中部福祉保健庁(牛嶺町の生活保護申請窓口)及び那覇市、うるま市役所へ聞いたところ、11.7に高等学校等が学費が取られ、生活保護受給者世帯が奨学金を利用する必要がなくなっているとのこと。その上で奨学金を申込む場合は、奨学金相当額を生活保護支給額から引くことになるとのことである。上記窓口では、法的に疑義がある場合には、その都度県福祉環境課に確認しているとのことで、現行の取扱で問題はないように思われる。	措置は講じられていない。公表なし。 現状を適感しているのみ、そもそも包括外部監査人の指摘に答えていない。理由既述不備。
134	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(2) 奨学金の貸与状況について	財団が実施する奨学金事業のなかには、ほとんど応募実績のないもの(海外専攻者奨学金)や貸与人数が少ない事業(在沖米軍施設・区域内大学奨学金(平成19年度貸与人員名)がある。財源に限られているわけだから、実施事業を見直し、選択と集中を図っていくべきである。	332~334	無		無	当該制度の存続については、平成22年度の「平成22年度海外専攻者奨学金貸与事業」及び「在沖米軍施設・区域内大学貸与奨学金」に係る募集について、平成22年1月中旬事務局長他を交えて奨学金課課内会議で検討した際、今後引き継ぎ継続実施していく方向で、事業方針を確定したところである。	措置は実質的になされた、と評価する。公表すべきである。 包括外部監査人の意見と正反対の結論を出したのだから、明確な理由づけ付して、公表すべきである。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ 大テーマ 【所管課】	項目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無		
130	(財) 沖縄県産業振興公社 【産業政策課】	(5) 公社の組織体制について ①公社の役員配置について ②理事長の兼務状況は改善が必要である。	公社等の指導監督要綱(平成18年11月19日制定、平成18年12月1日一部改正)には、「7 公社等への取締役の派遣 取締役の公社等への派遣は、派遣条件に基づき行うものであるが、当該派遣職員が公社等の役員に就任することは、公社等の経営に密接に関わることから、公社等の役員就任が見込まれる者を派遣する場合は、原則として当該公社等に就任の常勤役員が不在で、当該派遣がなければ、県の実業の推進に支障が生ずるおそれがある法人である場合に限り行うものとする。」と定めている。しかし、実態には、他の外部団体でも公社同様に、実例から、専務理事と事務局長の2名体制で派遣しているケースが多く、実態とこの指導監督要綱は大きく乖離している。要綱どおりの取扱いを進めるべきである。	311~313	有		無	平成22年度から事務局長を公社ローバー職員とし、実態に即した体制となっている。	措置は講じられた、と評価する。公表なし。 公表すべきである。その際、指導事項を正しく記述すべきである。天下り体制を温存させ、過去の責任を隠すような公表はすべきでない。
131	(財) 沖縄県産業振興公社 【産業政策課】	(8) 公社の組織体制について ②理事長の兼務状況は改善が必要である。	公社理事長(非常勤)は、もともと県内民間企業の経営者であったことから、その民間人としての経営手腕を期待されて就任しているものと思われる。しかし、理事長は多数の団体の役員を兼務し、県外部団体についても公社も含めると9団体のトップを兼務している(財)雇用促進推進機構理事長/(財)国立劇場おきなわ運営財団会長/本件(財)沖縄県産業振興公社理事長。いくら経営的ノウハウがあり、非常勤とはいえ、沖縄県経営者協会の会長職に加え、これだけの団体役員を兼務しながら、その手腕が十分に発揮されるかどうかは疑問である。社会経済状況が低迷を促める中、公社をはじめ多くの県外部団体が、将来に向けて重要な役割を担うべき状況下では、このような兼務のあり方は見直すべきである。沖縄県は、役員兼務のあり方について取扱いを定める必要がある(今後は、単なる兼務と見られるような方法ではなく、実質的な経営トップとして機能する体制を構築する必要がある。)	313~314	無	有	公社理事長職は公社等の自立化を促進するため、平成19年度より民間からの雇用に変更した。公社の財政的な問題もあり、理事長は非常勤としている。理事長は毎月の定例会議にて事業実施状況を報告するとともに、公社の経営に関する課題等については、その都度、判断を仰ぎ適切な指示をいただいております。支障はないと考えている。	措置はなされていない、と評価する。公表もなし。 指摘に対して、正面から答えていない。	
132	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(1) 高校奨学金辞退者について	辞退理由で最も多いのは、保証人が見つからないことによるもの。奨学にもつとめる生徒の教育の機会が当然確保されるべきであり、なんらかの対策が必要である。	329~331	有		無	現在、県内に奨学金に対する機関保証を請け負う機関がないことは、金融機関等からの情報提供により確認してきたところである。平成22年7月に「国の政策並びに予算に関する要望」として、全国都道府県教育委員会長協議会、全国都道府県教育長協議会から(財)日本国際教育交流協会が発着している機関保証制度を都道府県の奨学金を利用する高校生等にも利用できるよう要望している。保証人の要件の緩和については、評選者の増加を踏まえ、検討してきたところであるが、人的保証として保証人の確保は債権保全のうえで必要であると考えている。	措置を講じたとはいえない。公表なし。 要望している事実のみ、保証人に関する包括外部監査人の指摘に正面から答えていない。保証人が必要と考えるなら、明確な理由づけをすべきである。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
136	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について ①奨学金システムと貸付金(奨学金貸付金)との関係について	奨学金については、独自の奨学金管理システムで個人別貸付額/償還額/未償還額等を管理 財務会計上は、今まで貸付に伴う入出金の帳簿伝真処理 → 仕訳 → 貸付対照表貸付金額、両者の関係は、今までまったく実施したことがないとのことであった。かなり問題が大きい。また、この奨学金管理システムでは、ある一定時点での貸付金額合計が把握できない。 そのため、貸付対照表上の貸付金額とも照合できないことになっている。 もし実際の貸付債権額と貸付対照表上の貸付金額に大きな差があった場合などは、団体の財務状況に多大な影響を与えることは必至。 早急にシステムを改善するなどして、貸付金額の実在性を確認する必要がある。	339	有	指摘を受け、平成21年10月にシステムの改善を図り、貸付金額の照合ができるよう改修。毎年度決算時に会計上とシステム上の金額を照合することとした。 なお、平成22年度決算に照合の結果、30千円(システム側の増)の差額が生じていることが判明し、現在調査中であるが、今年度中に適切な会計処理を図る予定である。		措置を講じたと言え、公表すべきである。	
140	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について ②貸付金(奨学金貸付金)に対する貸付引当金の設定について	財団の貸付対照表では、貸付金に対する貸付引当金の計上がなされていない。回収見込みが極めて乏しいと思われるケースなどについては、その実態を把握し、予想される貸付見込み額を予め会計上引当するが、健全な会計処理である。	340	有	平成21年度決算で、貸付引当金を計上し、財団ホームページにて公開している。		措置を講じたと言え、公表については、適例にしたいが、公表では、公表すべきである。	
141	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について ③賃借料、光熱水費及び人件費の計上について	研修センター事業において賃借料 → 全額総務(人材育成事業)で計上 ⇨ 研修センター事業では一切計上なし 光熱水費 → 総務(人材育成事業)での計上なし ⇨ 研修センター事業で全額計上。そして、賃借料・光熱費のため、差額調整として、人材育成事業計3名の人員費を → 研修センター事業で計上している(理由は、事務的簡便性からの説明あり)。事業実態を適正に反映しておらず、損益計算書(収支計算書)の各事業利益が正しい金額になっていない。	340	有	指摘後、公益協定に向けて、平成22年度予算書より各事業実績を反映した作成をしている。平成22年度決算においても各事業実績を反映した決算処理を行っている。		措置を講じたと言え、公表に従った形で公表すべきである。	
143	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について ④受託事業における消費税の処理について	消費税の課税対象にならない経費(海外旅費、学費、厚生費、嘱託員賃金、社会保険料)にも、消費税の5%を乗じた金額で、沖縄県に受託料を請求していた(海外留学生受入事業)。沖縄県から過大に受託料を受け取っており、不当である。	340~341	有	指摘後、平成21年度より、消費税の算出について指摘のとおりに課税対象経費を見直し、正しく算出した消費税額により契約を直した。		措置を講じたと言え、公表なし。これについても公表すべきである。	
145	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について ⑤退職給付引当金の計上不足について	財団は、貸付対照表に、退職給付引当資産に対応する金額のみ(3,595万2,000円)を退職給付引当金として計上している。これは誤った処理であり、会計上は、引当資産の額に関係なく、その算定時点までに発生した債務(退職給付債務)を認識して、その金額を退職給付引当金として計上する必要がある。これによって平成21年度の退職給付引当金を算定すると、1億2,734万、000円となり、9,136万9,000円が引当不足となっている。現時点で約1億円近い不足があるため、財団に、財源の確保をどうするか確認したところ、沖縄県から財源が補てんされる見込みであるとの回答があった。暫らくは団体の財源不足が補てんされるというような措置は認められない。まずは財団の自助努力が必要である。	341~342	有	指摘後、平成21年度決算より、その算定時点までに発生した債務(退職給付債務)の金額を退職給付引当金として計上している。 なお、前は退職給付引当金の予算化を図るべく毎年検討しているが、20年度、21年度は予算化を実現するに至っていない。		措置を講じたと言え、公表の対応については財政状態を考慮しながら早急な対応が求められる。	
144	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について ⑥満期保有目的の債権について	満期保有目的の債権は、取得価額と償還額との差額について、償却原価法に基づいて算定された償還額をもって貸付対照表債権としなければならない(公益法人会計基準(注7)) 財団の決算書では、差額について何ら会計処理がなされていない。	342	有	指摘後、平成21年度決算より、満期保有目的の債権は、取得価額と償還額との差額について、償却原価法に基づいて算定された償還額をもって貸付対照表債権として会計処理を行っている。		措置を講じたと言え、適例に従った形で公表すべきである。	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価	
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無			
135	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(3) 奨学金の滞納状況について	平成15年度から平成19年度の年間返還額等の推移をみると、滞納率は増加しているが、返還率は逆に減少しており、奨学金財政に大きな影響を及ぼさない限り問題となっていない。今後、滞りなく滞納者が増えたと予想される状況下においては、コスト面でも当然考慮すべきで、回収業務に貸付業務以上の努力を怠っていない面もある。回収業務をサービサーに委ねることも検討しても良いと思われる。	334~335	無			回収に係る外部委託(サービサー(債権回収会社))の導入は、平成20年度に債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正が行われ、高等学校等奨学金についても、財団においても活用が可能になったばかりであり、平成22年9月時点において全国6県、九州1県が導入しているのみである。また導入事例が少なく、導入による利点、弊害も十分に明らかになっていないことから、他県の動向も踏まえ、今後3年間をめぐって導入の可否について総合的に検討中である。	来措置の状況である。導入検討期間が必要であるならば、その間、財団として積極的な回収活動が求められる。	
136	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(4) 海外留学生派遣事業について	助成を受けている者の中には真立病院医師と県庁職員も含まれていた。聞かれた言葉のなかで助成金を受けていたから、財政的な余裕があると思われる。今後、助成金の活用が促進される必要はない(何らかの基準を設けるべきである)。また、留学生派遣事業の効果については、帰国後、目的どりの成果が出ているかなどのフォローアップが不十分。	335~336	有	留学生助成事業の目的は、21世紀の島の発展を担う人材の育成を図ることであり、各分野の留学生を派遣している。留学生の財政的支援を目的としていないことから、家計等の基礎保証はしていない。 また、帰国後「留学研究報告書」を提出させ、冊子にまとめ県内企業等に配布し、フォローアップに努めている。 当事業で派遣された人材の情報の活用方法として、人材ネットワークの構築をめざしていきたい。		措置はなされた(県職員)と評価する。公表すべきである。 ただし、包括外部監査人の意見と正対の指摘を出したのだから、明確な理由づけ付して、公表すべきである。		
137	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(5) 高校留学生派遣事業について	事業費の内容を検討したところ、財団法人ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団(外務省、文部科学省共管の公益法人で、理事長は元外務省大使)に対する1,260万円の委託料が計上されていた。用途について財団に質問したところ明確な回答は得られなかった。また、財団から委託料も入手していない。 毎年随時契約で、契約金額の中味も検討しないて支出することは極めて問題である。この事業は国の補助も受けている関係上、国等公益法人に対して便宜を図っていると思われるが、他に適当な団体がないのかも調査し、理由を明確にした上で委託すべきである。	336~337	無			他の団体との比較(償還費、滞考料、団体の実績等)を行い、評価している。 結果、団体の規模、費用等からして、ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団が適当である。	措置はなされた、評価する。明確な理由を付して、公表すべきである。	
138	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(6) 県退職者の理事就任について	従来から、財団の理事長は県教育庁出身者が充てられており、多くは、教育庁の職にあった者が、県を退職後財団へ再就職している。このように半官半民の体として、教育委員会出身者が一律にトップに就くのは適切とは思われない。一般県民にとっても公平性を欠く。 県退職者の役員就任に関して、「沖縄県教育委員会が主体となって設置する公社等の指導監督要領(平成17年3月26日制定、平成20年2月19日改正)」では、県外都府県の常務役員には、県退職者が就任することが当然のごく取り扱われており、問題である。	337~338	無			財団の理事には、本県の教育、文化、産業の発展に資するたの国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成という財団設立の趣旨に精通している人物が財団により選任され、理事長は理事会で財団事務所長に基づき理事等から互選されているところである。	措置はなされていない、公表なし。	

第3章 沖縄県における包括外部監査の結果に対する対応

1 過年度の措置状況一覧表からみえてくる問題

前章では、過年度の措置状況を総括して次のことがわかった。
 (1) 「措置を講じた」とはどのようなことを指すのか、とらえ方がバラバラ。
 (2) 措置を講じた場合でもその対応時期が遅い。
 (3) 措置率が高いが、(1)との関係で、顔面どおりに評価することはできない。

(4) 措置を講じるかどうかという結論を出す過程が不透明である。
 (5) 制度の改訂を要する事項、政策判断を要する事項については、対象部局や外郭団体からはすれ違いの対応が多い。
 (6) 外部監査報告の表現、趣旨が不明瞭なものがある。

2 措置をとりまとめる部署

- (1) 外部監査事務を所掌する部署
 平成 11 年度～平成 21 年度 総務部人事課
 平成 22 年度～ 総務部行政改革推進課
 (沖縄県行政組織規則第 21 条第 6 号)
- (2) 行政改革推進課の非協力
 平成 22 年度、行政改革推進課は、包括外部監査の遂行に極めて非協力的であった。具体例をあげると次のとおりである。

① 包括外部監査人は、テーマ選定後、平成 11 年度以降の全ての包括外部監査における指摘・意見を網羅的に「措置状況一覧表」として整理した。そして、それに対する対象部局の回答をもとに、平成 22 年 7 月から行政改革推進課に事務作業を依頼した。ところが、行政改革推進課は、措置状況一覧表を対象部局に投げるのを失念したり、対象部局から回答が来ているにもかかわらず外部監査人にそれを渡さなかったり、相当期間経過後でデータを渡したりする事態が頻発した。

② 対象部局への連絡が不十分であったため、対象部局のヒアリングが

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の取組	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的な内容	公表の有無		
145		(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について ⑥ 繰越保有目的の債権について	保有債券の中に、パーフェクト債(外資債の仕組み債)取得価額3億円があったが、期末日では、含み損が623万円発生していた。当初の利回りが良いとはいっても、このような超長期の仕組み債を保有することは好ましくない。	342	有	満期保有を前提として国債よりも有利な利回りでは組債の運用を行っているところであるが、繰越債の運用状況や運用実例を参考に財産運用の取扱いについての検討を行う。			措置を講じたとは評価できない。 公表なし。 厳格な資産運用基準を第三者の意見を踏まえて設定すべきである。
146	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について ⑦ 定期預金及び国債について	定期預金及び国債は金額的に多額であり、決算時に未収利息を計上する必要がある。ところが、財団の決算書では何ら会計処理がなされていない。結果として利益が576万1,000円計上不足となっている。	342	有	指摘後、定期預金及び国債については、平成21年度決算より、未収利息を計上している。			措置を講じたと言える。 公表なし。公表すべきである。
147	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について ⑧ 内部統制上の問題点について ア 実査	定期預金証書及び出資証券について、担当者のみで実査している。適切ではない。決算日において上長の立会いの下で実査をおこなうべきである。	342	有	指摘後、定期預金証書及び出資証券について、公益法人移行に向けて当財団と契約している公認会計士の指導を仰ぎながら、内部実査を取り入れた実査方法を検討のうえ、改善を図りたい。			措置がなされたとは、評価できない。 公表なし。方針を決めただけであり、措置を講じたとは評価できない。早急な対応が求められる。
148	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について ⑧ 内部統制上の問題点について イ 決算書の公益法人会計基準への照徹性	決算における会計処理方法と決算書の提示項目が、公益法人会計基準等に照らしてきわめて不十分なものになっている。財団として必要な知識を身につけるよう努力する必要がある。	342	有	指摘後、平成21年度より、各月毎に本経理担当者が財団と委託契約をしている公認会計士から指導を受けている。今後はその指導内容を踏まえて財団としての会計処理のスキルアップに努める。			措置を講じているが、公表なし。今後はその仕組みを定着させる必要がある。

予定どおりに実施できないことがあった。

- ③ 行政内部において包括外部監査報告を受けた後の事務処理の流れを記した冊子(マニュアル)が存在することがわかった。包括外部監査人は、平成22年8月にその提供を行政改革推進課に求めた。ところが、行政改革推進課は拒否した。数度の提出要請を行うも態度を変えなかった。そこで、包括外部監査人は、平成22年11月2日沖縄県総務部長宛に善処方を求めて内容証明郵便を送った。それでも、何らの反応もなかったため、同月13日沖縄県知事宛にほぼ同内容の文書の内容証明郵便で送った。さらに、包括外部監査人は、同月25日、監査委員から、公表段階における監査委員の役割を聴取するとともに、監査業務遂行のために応援要請を行った。自治法252条の33第2項「代表監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監督の事務に支障のない範囲内において、監査委員の事務局長、書記その他の職員又は第180条の3の規程による職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができる。」を根拠とするSOSである。

- ④ 監査委員から人的応援は得られなかったが、行政改革推進課から、平成22年12月10日に、事務マニュアルの提供があった。
- ⑤ 平成23年1月17日、行政改革推進課課長が担当者を主査クラスから班長クラスに変更した。

3 行政改革推進課に対する監査

(1) 措置に関する業務処理のルール

① 問題の「事務マニュアル」

沖縄県においては、包括外部監査に関する条例は定められていない。事務処理要領や要綱といったものはなく、事務マニュアルが存在するだけである。これは、平成17年度に当時の包括外部監査担当部署であった総務部人事課行政管理班の担当者によって編纂された冊子である。正式な課題は、「外部監査の制度概要と運用状況 外部監査事務マニュアル」である。包括外部監査担当者の事務処理の便利のため作成されたもので

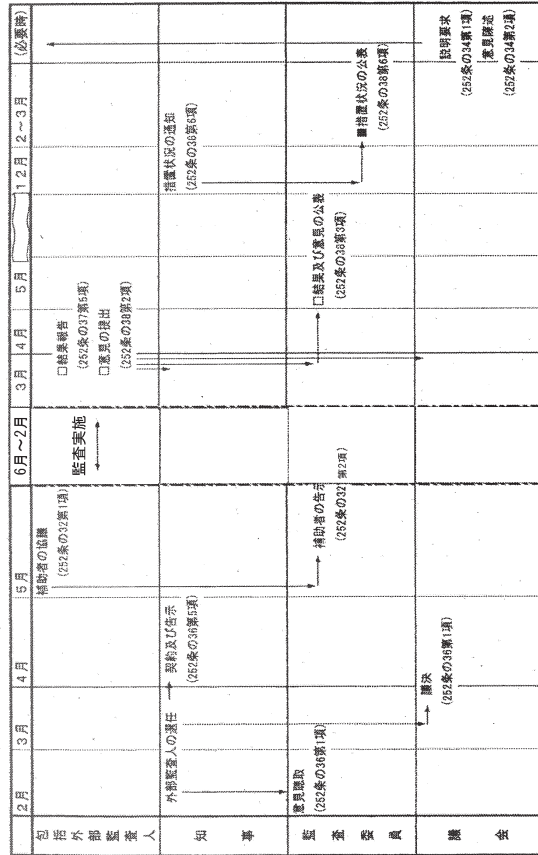
あり、現在も使用されている。

構成は、全181ページで、6つのテーマ(第1 外部監査制度の概要、第2 包括外部監査人の選任手続、第3 包括外部監査契約の締結手続(補助者の選任手続を含む。)、第4 包括外部監査の実施及び結果報告、第5 包括外部監査結果に基づく措置状況及び評価、第6 予算及び支出関係)と附属参考資料からなる。全体的に編者独自の文章による説明や解説はなく、外部監査制度の解説などのさまざまな外部資料と契約書や通知文、伺書といった過去の実際の文書の写しなどを集約したものととなっている。

措置に係る手続に関しては、「第5 包括外部監査結果に基づく措置状況及び評価」の中で触れられている。「1 各部等への依頼[改善措置]」、「2 監査委員への措置状況の通知」において、それぞれ各部長あての改善措置の報告依頼文書と監査委員への改善措置通知の文書の写しが掲載されている。担当者はそれを見て、通知文書の発送時期や発送先、記載内容を知ることができる。

② 措置に関する業務の流れ

＜包括外部監査に係る事務の流れ＞



() 内は地方自治法の関係条文

上図は事務マニュアル7ページに記載された包括外部監査に係る事務の流れ図である。上図において措置に関する事務は、知事による「措置状況の通知」と監査委員による「措置状況の公表」のみである。この2つは、自治法 252 条の 38 第 3、第 6 項に規定された法定手続である。それらに前後する行政改革推進課及び措置対象部局の関わりを読み取ることはできない。行政改革推進課長及び主査に対するヒアリングと事務マニュアルの内容を総合すると措置に関する業務は次のようになる。

手続 実施時期 決裁権者

(イ)	包括外部監査人から知事等への監査結果報告	監査実施年度の3月下旬	
(ロ)	総務部行政改革推進課から各部長へ報告書を送付	(イ)の直後	課長
(ハ)	行政改革推進課から監査対象部局へ措置状況の報告を依頼	監査実施年度の翌年度9月下旬	課長
(ニ)	行政改革推進課で取りまとめ作業		
(ホ)	取りまとめ内容を知事名で監査委員へ報告	監査実施年度の翌年度の12月～3月	総務 統括監
(ヘ)	監査委員が措置状況を公表	監査実施年度の翌年度3月	

(2) 措置に関する業務は、適時、適切に行われているか

① 平成21年度とそれより前の3年度分の外部監査結果に対する報告と措置に関する決裁起案書とその添付資料を入手・閲覧し、実施時期の適時性、承認手続の適切性等について検証した。その結果は次のとおりである。

手続内容	承認実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
(ロ) 監査報告書の送付	承認	△ (18)	○ (19)	○ (20)		○ (21)
	決裁日	(H19.3.28?)	H20.3.26	H21.3.30		H22.6.16
(ハ) 措置状況報告依頼	承認	△ (18)	○ (19)	○ (19)	○ (20)	○ (21)
	決裁日		(H19.11.22)	H20.12.15	H22.2.9	H22.11.26
(ホ) 監査委員へ報告	承認		○ (18)	○ (19)		○ (20)
	決裁日		H20.3.31	H21.2.31		H22.11.17

() 内は監査対象年度 ((ホ) については、過年度の報告も含む)。○は決裁権者の承認があることを示す。

- ② 平成18年度に関しては、包括外部監査報告書の送付と措置状況の報告依頼については決裁起案書が保管されおらず、添付書類だけが保管されれていた。監査報告書送付決裁の添付書類の日付は平成18年3月28日となっているが、平成19年3月28日の誤りだと思われる。
- ③ 平成19年度以降の分については監査報告書の送付、措置状況の報告依頼、監査委員への報告、どの段階についても、事務マニユアルに基づく業務の流れのとおりには行われていないことがはつきりとわかる。

(3) 行政改革推進課に対するアンケート

- ① 総務部長、行政改革推進課行政管理班班長、同課主査に対して、業務体制等に関して照会を行った。その目的は、包括外部監査の事務が、事務マニユアルどおりに行われていない実態を前提に、事務マニユアルの捉え方と運用状況等に対する自己評価を行わせるとともに、業務執行過程における違法ないし不当な処理を防止する体制が備わっているのか、またそれが有効に機能しているのか(内部統制)を検証するためである。その結果は、次に示すとおりである。

質問内容	総務部長	行政改革推進課 課長	行政改革推進課 行政管理班 班長	行政改革推進課 主査
1 担当者、役人教、役職について	専属的に連絡調整を行う要員として、主査職を1名配置している。調整が不調の場合には、担当者と上位職の者が一緒に対応しています。	担当者は1名で、その役割は主査です。その上位に班長等が配置されており、内部で連絡・調整しながら業務を進めております。	専任の担当者として、主査を1人配置しています。	はい。なお、必要に応じて上司と共に対応しています。
2 「事務マニユアル」以外の事務処理手順書等の存在について		「外部監査事務マニユアル」は、平成17年度に、担当者の事務処理の利便性を考慮し、過去の事務処理の例をまとめたものです。	事務マニユアル以外に事務処理の手順等はありませんが、過年度に作成した文書や資料を参考に、行っています。	事務マニユアル以外にはありません。
3 「事務マニユアル」は「基準」か「目安」か	法定されていない手続細目及び事務処理の細目に関する「目安」又は「参考」として位置づけられていると認識しています。	事務マニユアルの性格上、「目安」ではなく「基準」である。法的な事務処理とは、他の事務処理と同様に、地方自治法などの法令、行内の調整結果に基づき進められます。	事務マニユアルは「目安」であり、事務処理は法令に基づいて執行されるものと認識しております。	法令に基づいて事務を遂行するのが基本であると思えます。なお、事務マニユアルには、法定されていない細目についての記述があり、その点で「目安」ということができていると思えます。
4 「事務マニユアル」の存在を知っていたか	認識していませんでした。	事務処理に当たっては、過去の例を参考にすべきであることが、それが一冊の冊子にまとめられていることと認識しております。	当職は平成22年4月から現職にあり、同年8月ごろ、事務マニユアルの存在を知りました。	認識していませんでした。

質問内容	総務部長	行政改革推進課 課長	行政改革推進課 班長	行政改革推進課 主査
5 「事務マニュアル」における指し示事項と意図の取扱いについて	知っています。	作業工程は新しいものの、過去の文書の写しなどから、その時々に行われない作業は把握できると考えます。	事務の流れとタイムスケジュール(7頁)で掲載された、各部等への作業工程が分かる資料が掲載されています。	示されています。
6 「事務マニュアル」における指し示事項と意図の取扱いについて	知っています。	知っています。	知っています。監査意見については、各部が措置を講じた場合は、指摘事項と同様に公表しています。	承知しています。
7 監査スケジュールについて		年度当初に過去の事務処理スケジュールを参考に、当年度の概ねのスケジュールを決定しています。	年度当初において、過去のスケジュールを参考にした当該年度のスケジュールを作成しています。	過年度の工程表等をみて当該年度のスケジュールを決めています。
8 対象部局への際の際の指し示事項と意図の取扱い		指し示事項に関する各部への文書において、監査意見に基づいた措置状況を講じた場合にも、その措置状況を総務部へ提出するよう通知しております。	各部等への依頼文書に、各部等が監査意見に対して講じた措置についても、指摘事項と同様に公表しています。	取扱いは同じです。

質問内容	総務部長	行政改革推進課 課長	行政改革推進課 班長	行政改革推進課 主査
9 課や職員からの報告について	照会、回答の途中段階にあり、特別の事由がない限り、担当課から報告を受けることとありますが、とりまき、その後、監査委員へ提出する状況や内容について報告を受けています。	部局への照会、回答と、決り、め、そのほか、報告・相談は、ほとんどありません。これまでも、報告・相談はありました。	受けたことがありません。	対象部局等へ照会する際、また、対等高等から、その回答を待ち、その後、監査委員に通知する際には上司の決裁を得ています。決裁の過程で上司には報告していません。
10 課や職員の管理・統制について	包括外部監査の事務を、各課の所掌事務として、各課長の管理に委ねられており、緊急性のある場合を除き、当該職が進行管理を行います。	担当職員は、前任者からの引き継ぎを受け、事務に当たっていることから、照会文書の決裁の際に、過去の例や法令との整合性などについて確認しております。	あります。	各部等から、照会を受け、監査委員に通知するための事務について、マニュアルに記載された時期より遅れました。
11 課や職員への指し示について		作業が遅れている場合があり、その場合、早急に対応するよう指示をしております。	作業が遅れている場合には、早急に対応するよう指示しました。	早急に取りまとめ、監査委員に通知するよう課長から指示を受けています。

質問内容	14 現在の運用状況等の評価・認識	総務部長 包括外部監査制度の運用状況については、おおむね十分であると考えていますが、今後、重大な問題が生じた場合には、この場に対しては、改善策について検討していただきたいです。	行政改革推進課 課長 包括外部監査の運用状況については、これまでに10年以上に継続してきたことと評価され、また、包括外部監査結果報告を公表する際の、その時々のマスコミの評論等を参考にすべきであり、事務処理を行うに際しては、県内部の職員が評価すべきではありません。	行政改革推進課 班長 概ね十分だと考えています。	行政改革推進課 主査 実行の運用状況については十分だと思えます。
質問内容	15 現在の運用状況の改善検討について				

質問内容	12 現在の組織体制、事務マニユアルの内容について評価・認識	総務部長 組織体制については、おおよそ十分であると考えています。事務マニユアルについては、事務フロー的におおむねわかりやすく、業務の理解が深まるものと考えています。	行政改革推進課 課長 包括外部監査は、県と包括外部監査人との契約に基づき、実施されたことと、また、監査委員との関係などについては、地方自治法に規定される現在の執行体制は、このように定められた役割に基づき構築されたものであり、平成10年の制度創設以来、この体制で事務を行っています。県においては、効率性が求められているという現状から、担当職員のみでは事務処理が不十分であり、班や課という組織で対応する必要があります。	行政改革推進課 班長 包括外部監査に係る事務については、不足はないと考えています。事務マニユアルについては、現行の内容で十分と考えています。	行政改革推進課 主査 組織体制は十分だと思えます。包括外部監査の一連の事務の流れを把握するために時間を要するが、現実的には見直し作業を必要だと感じています。
質問内容	13 現在の組織体制、事務マニユアルの内容の改善検討について	これまで交えて議論をいたしましたことはありますが、今後、必要であれば内部で議論をしていただきます。	県の組織体制については、毎年度検証を行い、必要に応じて、必要な組織体制の見直しを行うところとなります。	組織体制については、毎年度検討しております。マニユアルについては、特に検討したことはありません。	当職が赴任してから検討したことはあり、過去の状況は承知していません。

(4) 監査の結果

① 行政改革推進課内では、事務マニュアルはあくまで包括外部監査担当者
の事務処理の便利のための目安という程度の位置付けとなっている。
強い拘束性を有するものではないと認識されている。

② 目安であるから事務マニュアルを守らなくても平気、守れなくても非
難される筋合いのものではない、という意識が暗黙裏に前提とされてい
る。法令に定められている責任さえ果たしていればよいという消極的な
意識の裏返しである。

③ 事務マニュアルでは、行政改革推進課の担当する事務として「各部長
へ報告書を送付」すること、「監査対象部局へ措置状況の報告を依頼」
すること、「行政改革推進課で取りまとめ作業」を行うこと、「取りまと
め内容を知事名で監査委員へ報告」することとその実施時期が大枠とし
て定められているにすぎない。その中で行政改革推進課が、対象部局の
改善策について確認したり検証作業を行ったりすることは全く予定さ
れていない。取りまとめ作業というのは、次のステップである監査委員
へ報告するための形式的な整理作業を指している。それ故、措置状況の
報告を依頼するということも、単純な督促であり、報告書の指摘・意見
内容を対象部局とともに確認することは含まれていない。つまり、措置
が迅速かつ適切に講じられるように対象部局に積極的に働きかける司
命塔の役割は担っていない。各部局の取組について内部モニタリングを
行う役割を負っていない。行政改革推進課は、対象部局と監査委員への
単なるつなぎ役と言っても過言ではない。

④ したがって、報告書を受け取った対象部局が措置に向けて動き出すか
どうかは、もっぱら対象部局の任意の判断に任されている。行政改革推
進課が回答期限を区切って、対象部局に改善計画の作成を急がせたとし
ても、「まだ検討中」という回答で乗り切ることは容易である。誰も、
対象部局の怠慢な対応を見放けないから、包括外部監査で指摘された業
務効率の向上は図れないし、環境変化への対応が後手後手に回る結果と

なる（リスク対応の組織活動がない。）。

⑤ 真実措置がなされたのか、措置に値するのかわというチェックは行政改
革推進課の職務外である。したがって、対象部局が、中途半端な対応を
したり、あるいは、包括外部監査の趣旨とは違った活動をして「措置
した。」と報告すれば、そのまま通ってしまう。

⑥ 包括外部監査で全庁的に対応しなければならぬ問題が提起された
場合、それを所管する部署がなければ、行政改革推進課は困ってしまう。
勢い、自ら情報収集をして回答役を買って出る。

⑦ 担当者一人に包括外部監査のサポート役を丸投げしており、問題が起
こっても、行政改革推進課組織全体として対処する体制になっていない。
担当者に対する教育・研修も特に行われていない。内部統制の組織がで
きていないし、機能していない。

4 包括外部監査報告を受けた後の対応に関する制度が極めて粗雑

このように、沖縄県においては、外部監査報告を受けた後の行政の対応の
仕組ができていない。その原因としては、次の点があげられる。

(1) 「措置を講じた」とはいかなることを指し、いつの時点のことを指すのか
について、対象部局だけでなく、包括外部監査を所掌する部署でも明確な
理解がなされていない。そのために、現実的な結果を重視するのではなく、
それに向かっていく努力が過度に重視されている。定義付けが不明確のま
まであるため、集計した措置率には信憑性が乏しい。

(2) 沖縄県においては、年度末に（副）知事、県議会議長への報告書の提出
とプレスへの簡単な発表をもって、包括外部監査人はお役ご免となる。以
後は、行政内部において、報告書が対象部局に投げかけられ、対象部局が
措置をとった時に、行政改革推進課に報告がなされる。進捗管理は行政改
革推進課が行うが、その役割は、単なる督促にすぎない。したがって、包
括外部監査の意図したことが全て対象部局によって検討されている保証が

ない。また、検討されている内容が、包括外部監査の趣旨に適合しており、第三者の目かどうかは、読み手（対象部局）の判断如何にかかっており、第三者の目による検証がなされない。

(3) いったん、包括外部監査人の手を離れた後は、行政改革推進課が進行管理を行う。その内実は、連絡役、督促係であるため、当の対象部局には、外部監査の結果・意見に対し、真剣に、かつ迅速に対応しようとする動機付けが弱い。対象部局の上部機関（部など）はなおさら措置の検討に関与することは少ない。論点外しの対応がなされたり、長期間経過してようやく措置を講じたとしても、上部機関（部等）は、その理由を説明したり、怠慢を指摘されたりする場に立たされることがないから、措置の有無・時期等に切実な関心をもちない。

(4) 早期にあるいは適切な時期に回答するよう促す役目は、行政改革推進課が担っている。しかし、一担当の真面目な勤務に頼る傾向が強く、外部監査の措置状況が適切に行われるように、組織として牽制する仕組みがないし、また運用もなされていない。

(5) 首長はじめとする行政トップの包括外部監査に対する取り組みが弱い。包括外部監査で浮き彫りにされた課題が、対象部局から上部組織（部）へ、そして上部組織（部）から行政トップへという情報伝達ルートが仕組みとして確保されていない。そのため、勢い、対象部局としては、問題解決のための方策やアクションプランの立案に熱意を抱くことは少ない。職員は、包括外部監査とは、1年に1回、外部の者がいるいろいろ指摘して去っていくお客様くらの意識しか有しないのではないか。

5 包括外部監査人が心がけること

(1) ただでさえ行政の側の措置対応体制が不備なところに、明確さを欠いたり、趣旨が不明瞭な包括外部監査結果が出されると、包括外部監査制度は機能しなくなる。包括外部監査人は、行政側が使いやすいように報告書を書く工夫すべきである。監査結果及びこれに添えて出す意見は、できる限り具

体的かつ明確に述べなければならぬ。その理由部分（検証過程と監査の視点）も示す必要がある。制度の効率性、有効性に疑問を呈し、あるべき方向を示そうとする場合も、可能な限り具体的な提案をすべきである。内容面だけでなく、形式面においても、以後の行動計画の出発点となり、進捗管理の対象となることを意識して、総まとめとして、一覧表をつける等の工夫が必要である。これまでの包括外部監査報告書の中にはこれらの点の配慮が少ないのがみられる

(2) 監査結果（指摘事項）と意見の区別については、種々の考え方があつた。また、対応を同じにするか（東京都、北九州市、三重県、長崎県、東京都町田市等）、異なる扱いにするか（静岡市、横浜市、東京都八王子市等。なお、青森市は区分するとしながら、運用面では可能な限り意見を反映させている。）も、自治体により異なっている。しかし、沖縄県においては、従来から、両者を区別せずに取り扱っている（つまり、どちらにしても真摯に受け止め、検討することになっている。）から、包括外部監査報告書において、神経質に区分けする必要はない。ただ、包括外部監査人、行政側、議会、県民等にとり用語法には共通の理解があつた方が望ましい。本書における監査結果（指摘事項）と意見の意味内容は、「各章を読む前に」で整理してある。

6 議会による監視

(1) 包括外部監査の措置状況については、外部からも検証を行う必要がある。この点、議会に期待されるところは大きい。実際、平成16年度の「重要港湾である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について」において指摘されたことが議会で取り上げられたことがある。その意味では一定の成果があつたといえるが、問題はさらなる活用が期待できるかどうかである。

(2) 包括外部監査が広く活用されるためには、包括外部監査人の立ち位置や包括外部監査の果たす役割が県議会議員に正確に理解されることが前

提となる。そこで、当外部監査人は、平成22年8月に、県議会議員全員に対しアンケートを実施した。その内容と結果は、以下に示すとおりである。

本アンケート数は、議員総数48名（当時）に対し、回答数35名、回答率約7割であった。

回答にあたり、氏名・所属委員会について無記名回答を可としたところ、記名での回答は8名であった。

選択肢の末尾のカッコ内の数が回答数である。

問1. 包括外部監査制度を知っていますか。

1. 名称はもちろん制度の内容も詳しく知っている。(5)
 2. 名称はもちろん制度の内容もある程度知っている。(12)
 3. 名称や制度の存在は知っているが、その内容は詳しくは知らない。(17)
 4. 知らなかった。(0)
- （無回答 1）

問2. 過去・現在の包括外部監査人が誰かを知っていますか。

1. 全員知っている。(0)
 2. ほとんど知っている。(2)
 3. 何名かは知っている。(17)
 4. ほとんど知らない。(14)
 5. 全く知らない。(1)
- 無回答 (1)

問3. 議会は包括外部監査人に対し、質問することができることになっていますが、そのことを知っていますか。

1. 知っている。(9)
2. 知らなかった。(26)

（欄外のコメント） 予算・決算委員会での代表監査委員への質問だ

けかと思いました。

無回答 (0)

→知っている場合、質問しようと思いませんか。

1. 思う (9)
 2. 思わない (7)
- 無回答 (19)

→質問しようと思う場合、どのようなことを質問したいですか。

・県政の課題を直接うかがいたい。

- ・指摘・意見に対して、詳細、他事例等への関連質問など。
- ・特別会計、事業の費用対効果、天下りによる県財政への影響。

問4. 包括外部監査制度における「措置」とは何か知っていますか。

1. 知っている。(3)
 2. ある程度知っている。(11)
 3. 余り知らない。(15)
 4. 全く知らない。(5)
- 無回答 (1)

問5. 県に対して措置状況を確認していますか。(措置状況を確認したことがありますか。)

1. 詳細に確認している。確認したことがある。(0)
 2. ある程度確認している。(5)
 3. ほとんど確認していない。(23)
 4. 全く確認していない。確認したことがない。(6)
- 無回答 (1)

→あるとした場合、具体的にはどのような事項ですか。

・汚染立事業

- ・代表質問・一般質問の中でさらに決算特別委員会で包括外部監査から指摘されたことを真摯に受けとめると追及した。

問6. 包括外部監査の監査報告書を入力していますか。

1. 毎年、欠かさず入手している。(11)
2. ほとんど欠かさず入手している。(13)
3. あまり入手していない。(8)
4. 全く入手していない。(1)

無回答 (2)

(欄外のコメント) 最近入手していない(20年度21年度)。

問7. 包括外部監査の監査報告書を読んでいますか。

1. 毎年、欠かさず読んでいる。(5)
2. ほとんどの報告書は読んでいる。(14)
3. あまり読んでいない。(14)
4. 全く読んでいない。(2)

(無回答 0)

問8. 包括外部監査報告書を読んで、日常の政務に役立てていますか。

1. 大いに役立てている。(4)
2. ある程度役立てている(16)
3. あまり活用していない。(11)
4. 全く活用していない。(4)

無回答 (0)

→役立てている場合は、具体的にどのように役立てていますか。

- ・詳しく報告がされていると、客観的な視点での指摘もよく参考になる。
- ・調査、研究、議会質問等(同旨計3名)。
- ・泡糠理立て事業や外郭団体について議会的一般質問や決算委員会等で活用
- ・所管の委員会で討議する情報として利用している。
- ・予算委員会、決算委員会(同旨計4名)

→「あまり活用していない」「全く活用していない」の場合はその理由。

- ・現場の課題を中心にテーマが多かったため。

- ・独自のチェック体制に頼り過ぎているのかもしれない。
- ・関心のある点(項目)について活用している。
- ・当局の承認機関ではないかという疑問がある。
- ・読む時間がない。
- ・当局の意向を受けている制度であるとの認識に立っている。

問9. 包括外部監査制度は県政に役立っていると思いますか。あるいは、機能していると思いますか。

1. 大いに役立っている。機能している。(6)
2. ある程度役立っている。機能している。(21)
3. あまり役立っていない。機能していない。(4)
4. 全く役立っていない。機能していない。(2)

無回答 (2)

→役立っていない、機能していないと考える場合はその原因・問題点。

- ・県政の内部のチェック機能などに役に立っている。
- ・執行部は都合により尊重しないケースが目立つ(従う義務はないとの立場)。
- ・監査報告を遵守する制度がないことに問題がある。
- ・指摘・意見に対して当局の姿勢に疑義がある(同旨計2名)。

問10. 包括外部監査の監査報告書において複数回にわたって取り上げられる

指摘・意見があります(たとえば、談話が疑われるような取引の存在等)。これに対してどのように考えますか。あるいは、実際に対応した事例はありますか。

- ・社会通念・常識的な自由競争による金額の設定等については、判断がかなり厳しい。指摘は受けとめる。
- ・度合いによるものが大きいと思うが、複数回の指摘を受ける事案は組織の仕組みづくりに(原因が)ある。
- ・専門的視点からの指摘があり、速やかに対応すべきである。

- ・意識的に行われた談合は制度を変えない限り改善できない。
- ・慣例や行政の方針が優先され、改善しようとする行政側の誠意がない。
- ・行政側が外部監査を重視していないことが問題である。議会ともしっかり連携して取り組むことも重要ではないか。
- ・社会福祉法人への無利子。
- ・複数回の指摘でも改善がない場合は、マスコミで県民に知らせ、世論に訴える。
- ・是正勧告を知事及び執行権者に提示し、県議会にも報告していただきたい。

い。

- ・泡瀬干潟の「経済的合理性」に対する指摘を取り上げた。

問 111. 包括外部監査に対して思うところがあれば自由にご記入ください(期待する監査テーマ、制度のあり方、就任適格など)。

- ・天下り(慣行の実態と見直し)、指定管理者の運営に実質的に影響をもつ県との関係、財団などへの職員派遣のムダ(越権的指導体制)。
- ・措置状況は単なる報告書になっている。チェック機能を果たしていない。
- ・第三者的知見からの監査のあり方、意見・指摘等、よく参考になります。専門的な立場からの意見もよくわかりやすいと思います。
- ・制度のあり方々に問題がある。改善する姿勢がなければ、監査制度の意味がない。さらに中広い分野からの人選も必要では。
- ・県内版「天下り」、無駄な事業仕分け、外郭団体の調査
- ・制度について勉強します。
- ・包括外部監査の独立性(当局に対し)、当局の指摘・意見に対する真摯な姿勢を求めたい。その事が確認できれば積極的に報告書を活用してみたい。
- ・説明会、報告会を開催してほしい。今後勉強したい。
- ・議会との意見交換等ができれば良いと思っている。
- ・包括外部監査の良さを活かすように努めていただきたい。監査人1名と

4名の補助者で、チェックする態勢には限界がある。態勢強化、報告書のPRなどに期待したい。

- ・包括外部監査が当局とは全く独立した制度であるということが担保されれば認識を改めたいに活用したい。当局が包括外部監査の意見・指摘を真摯に受けとめていない様子が多々伺える。これまでに必要があれば読むといった報告書でした。今回のアンケートで改めて目を通してみました。今後活用させていただきます。監査人に対し質問することができずを恥ずかしながら初めて知りました。新人議員研修等で周知しておくことも大切ではないでしょうか。

(3) アンケート結果からみえてくること

- ① 包括外部監査の制度趣旨を知っている割合が低い。行政から独立した立場で業務を遂行する専門家であることが知れ渡っていない。県庁当局の承認機関あるはその意向を受けている制度であると理解して者がいる。
- ② 包括外部監査の監査報告書を入力している議員の大多数は、議会質問や委員会審議で活用している。
- ③ 県に対して措置状況を確認した事項があるものとしてあげられたのは、泡瀬理立事業についてであった。泡瀬理立事業については、平成16年度の包括外部監査の対象である。
- ④ 包括外部監査制度は県政に役立っていない、機能していないとの回答も少数だがある。その理由として、監査結果について県に対して措置をさせる強制力がないことがあげられている。
- ⑤ 総じて、包括外部監査の理解に対する議員の認識にはばらつきがあり、行政の措置状況に対するチェックが十分になされるだけの土壌作りができていない。

(4) そこで、包括外部監査の結果を当該包括外部監査人が直接議会に報告する仕組みを作るべきである。1年間にわたり専門家が調査した内容を直に

聴くことができるから、これにより、議会の監視機能が強化され、議会や委員会での議論を促進することができる。

7 包括外部監査の危機（指摘事項）

(1) 沖縄県においては、包括外部監査は、報告書の提出がなされれば、役目は終わり、後は、行政内部だけ、しかも対象部局の適宜の判断で外部監査によって提起された課題に対応していく仕組みになっている。総務部人事課行政改革推進課は、措置に向けて活動促進や措置内容の検証には関わらない。このような仕組みに止まっていることが、包括外部監査制度を危機に陥れている。

(2) 自治法は、包括外部監査人は、監査の結果に関する報告を議会、長、監査委員等に提出する（自治法 252 条の 37 第 5 項）、報告の提出があったときは、監査委員がこれを公表する（同法 252 条の 38 第 3 項）、長等が監査の結果にもとづき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表する（同法 252 条の 38 第 6 項）と定めている。措置を講じるために行政がどのような体制をつくるのかについては、自治法は何ら触れていない。これは、自治体の自主的な判断に委ねられている。どのようにして包括外部監査の結果を活かすのかは各自自治体の意識と創意工夫にかかっているものであり、腕の見せ所であるといえる。

沖縄県においては、法定事項は遵守されているのであるから、現体制が自治法に違反するとは形式的には言えない。しかし、これまで検討してきたように、包括外部監査制度は危機に瀕しているというのが実態である。改めて整理すると次のとおりである。

① 包括外部監査の存在意義は、外部の視点から、行政の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査し、改善点を述べることにある。これを受けた行政側がいかに真剣に対応するかが、もっとも問題である。

② ところが、沖縄県においては、対象部局ないしその上部の組織（部）は、包括外部監査で指摘された課題の解決に向けてどのように取り組むのかについて、行政トップに説明することは求められていない。改善計画の進捗がどうであるのかについても同様である。

③ 具体的に改善措置を講じるかどうか、どのような計画のもとで行動するのかの決定は、ひとえに対象部局の判断に委ねられている。課題解決が対象部局内部で閉じられている。措置を講じたといえるかどうかも対象部局が自己診断を下している。これでは、取組に緊張感もスビード感もない。

④ 監査委員によって公表されるのは、このような自己評価結果である。

8 危機を脱する方策（意見）

(1) 危機を脱し、包括外部監査が有効に機能するためのキーワードは、知事のリダーシップによる推進体制、当該包括外部監査人による措置の検証、改善プロセスの公開の 3 点である。

① 知事が関与する形の中で、対象部局の上部組織（部）によって、外部監査で指摘された事項についての改善の方向性が説明されるべきである。進捗状況の報告についても知事の面前行われる必要がある。当該包括外部監査人は、これらについて意見を述べることにする。包括外部監査で述べられた事項に対する権威付けを高めるのである。

② 改善措置を講じたかどうか、どのような改善措置をとるかは、対象部局の自己評価・自己処理だけに任せてはいけない。問題の所在と改善の方向をもっとも良く知っているのは、当該指摘・意見を述べた過年度の包括外部監査人である。したがって、契約期間終了後も、対象部局の考える改善策に対して、当該包括外部監査人による検証を加えることが適切である。進捗についても、当該包括外部監査人が、対象部局とともに追跡していくことが必要である。東京都はこの方式を採用している。

他方、検証役を包括外部監査を担当する部署が担う青森市のような例も

ある。ただ、このように、行政組織内部の自己評価（対象部局）＋内部検証（包括外部監査担当部署）方式が有効に機能している背景には、改革に取り組む自発的な組織風土が根底に形成されていると推測される。沖縄県においては、総務部行政改革推進課のこれまでの活動実績をみる限り、同課に検証役を任せるとは心もとない。

- ③ 当該包括外部監査人の検証のもとで進められた改善措置は、公開されるべきである。これにより、透明性が確保されるだけでなく、「見え難く」が明らかとなり、追跡が可能となる。同じ議論の蒸し返しも防止することができる。
- ④ 議員に対しても、直接当該包括外部監査人による報告がなされ、問題の共有化を図る必要がある。

(2) このような観点から具体的に以下の方策を講ずるべきである。

- 《包括外部監査で取り上げられた課題の改善計画を対象部局のトップが、県知事に直接報告する体制を確立すること》
- 《県議会（委員会）に対しても同様の体制をつくること》
- 《上記の報告会に監査に携わった当該包括外部監査人を出席させ、改善計画に意見を述べる体制をつくること》
- 《対象部局の改善計画の策定段階から、実行段階まで、当該包括外部監査人の検証を受け、意見を反映させること。当該包括外部監査人の関与は、契約期間満了後2年程度とすること》
- 《措置周期は、予算編成に対応できるよう1年に設定すること》
- 《改善措置は、進捗管理シートといった形で、公開すること》

なお、包括外部監査で取り上げられた課題で、緊急的対応を要するもの、沖縄県の財政的事情から早期かつ継続的な改善が必要と思われるもの等については、包括外部監査の措置の進捗管理では十分でないこともあり得る。そのようなケースについては、トップダウン型のアプローチで個別に改革を推進させることが効果的である。その仕組みとしては、第

三者委員会（行政外の者で構成される。）を設置して、新たな枠組みの中で、PDCA サイクルに基づいた改善活動を行うことが適切である。たとえば、外郭団体や地方公営企業（病院事業）等が考えられる。包括外部監査による指摘・意見や検証が、その端緒となるのであれば、包括外部監査の役割は十二分に果たしたといえる。

以上のような意見を形成するにあたっては、以下のアンケートと視察が大変参考になった。

9 措置状況に関する自治体アンケート

- (1) 全国市民オゾンブズマズ連絡会議発行の『包括外部監査の通信簿』で、平成20年度、21年度に活用度が総合A評価だった自治体及び沖縄県に対し、平成22年10月、措置状況に関して、次のアンケートを実施した。1市を除き、回答があった。

- 1 包括外部監査報告を受けた後の貴自治体の対応について、規則や規程、書式、マニュアルなどの明文化されたルールはありますか（ある場合、ご提供いただけるとありがたいかと存じます。）。

<ul style="list-style-type: none"> ・ ない（北九州市、静岡市、横浜市、横浜市、長崎県、山口県、青森市、東大阪市、三重県、長崎市） ・ 豊田市監査結果に基づく措置に係る通知及び公表実施要綱（豊田市） ・ マニュアル等は作成していないが、報告書内容を各部局に通知し、監査の結果や意見について各部局にて対応するよう通知を行っている。（高槻市） ・ 包括外部監査の結果に対する事務処理要領（町田市） ・ 包括外部監査の結果及び結果に添えて提出する意見に対する事務処理要領、指摘事項に対する事務処理フロー（当該年度）、指摘事項に
--

対する事務処理フロー（過年度）（八王子市）

- ・毎年4月に過年度分すべて、10月に前年度分の包括外部監査における指摘事項又は監査意見に対する担当部署の措置状況を調査し、措置がとられたものについては、措置状況を公表しています。※調査時に担当部署に送付している調査票及び調査票作成要領を添付します（相模原市）
- ・マニュアルはある。（神奈川県）
- ・八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例（八尾市）
- ・要綱（「外部監査の結果に関する報告書の取り扱いについて」）を定めています。（新潟市）

2 包括外部監査により指摘された事項について措置をとることに期限を設けていますか。

- ・措置そのものについては、期限を設けていません。措置状況の提出については、結果報告から約3か月としています。（北九州市）
- ・設けていない。（静岡市、横浜市、山口県、相模原市、八尾市、東大阪市、長崎市）
- ・監査委員への措置状況の提出期限：翌年度の12月末まで（長崎県）
- ・報告書の提出後おおむね2か月以内（豊田市）
- ・監査の結果や意見の内容によっては、すぐ対応できる事項とできない事項があるため、統一した基準等は設けていないが、監査の結果（指摘事項）に関しては、原則、過年度分に関しても措置済等、一定の結論が出るまで対応する。（高槻市）
- ・進捗状況報告書に「措置の完了（予定）時期」欄を設け確認している。（町田市）
- ・期限というわけではないが、指摘事項のそれぞれについて改善に向けた取組方針と共に、その実施時期を所管に示させている。（八王子市）

市)

- ・特に期限を定めていないが、制度の主旨から可能な限り速やかに措置することとしている（青森市）
- ・設けていない。（沖縄県）
- ・監査意見報告提出後、措置を講じているかを調査している。（1年以内に調査実施）ただし、正当な理由がある場合には、後年度に繰り越す場合もある。（三重県）
- ・外部監査の結果に関する報告が市長に提出されてから6か月以内に、市長が監査委員に措置状況を通知することとしています。（新潟市）

3 包括外部監査を受けた後の対応を統括する部署はどちらになりますか（過去に対応部署の変更があった場合は、過去の担当部署名もご教示ください。）。

- ・総務市民局総務部総務課（北九州市）
- ・行政管理部行政管理課（各所属が措置した内容のとりまとめ）（静岡県）
- ・市長部局のとりまとめは、総務局しごと改革推進室。措置内容の確認等は、監査事務局監査課（横浜市）
- ・総務部総務文書課（長崎県）
- ・監査委員事務局（豊田市）
- ・市長公室行政経営室（高槻市）
- ・政策経営部経営改革室（2008年4月組織改正により企画部行政管理課から変更）（町田市）
- ・財政課（平成11～15年まで）経営管理課（平成16年以降）行政経営部経営管理室（平成19年以降）（八王子市）
- ・総務部人事課（H22～。H21年度までは総合政策部政策企画課で担当。（山口県）
- ・平成18年度～19年度の監査結果への対応 総務部自治体経営課

平成20～21年度の監査結果への対応 総務部人事課（組織改編により自治体経営課廃止）（青森市）

- ・平成21年度～ 総務局総務部総務法制課 平成13年度～20年度 総務部行政システム課（相模原市）
- ・平成11年度～21年度 総務部人事課 平成22年度～ 総務部行政改革推進課（沖縄県）
- ・行政改革課（八尾市）
- ・経営企画部行政改革室（東大阪市）
- ・総務局経営総務室（三重県）
- ・総務部行政体制整備室（長崎市）

・制度導入当初は総務局総務部総務課が統括していましたが、現在は、監査委員事務局が統括しています。（新潟市）

4 3で統括部署が決まっている場合は、明文化された規則等の根拠がありますか。

- ・統括部署を定めた規定はありません。ただ、「市長の権限に属する事務を委員会等に委任し、及び委員会等の事務局長等に補助執行させることに関する規則」で長の権限に属する事務の監査事務局による補助執行を規定していますが、長が行った措置の監査委員への通知は、適用除外としています。（北九州市）
- ・ない。（静岡市、横浜市、長崎県、高槻市、山形県、三重県、）
- ・地方自治法第252条の38第6項において「措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならぬ。」とされているため。（豊田市）
- ・包括外部監査の結果に対する事務処理要領（町田市）
- ・「八王子市組織規則」の中で経営管理室の分掌事務に「外部監査に関すること」と規定している。（八王子市）
- ・青森市行政組織規則第5条人事課の項第15号「事務の改善及び事

務専決その他事務管理に関する事項」の解釈による。（青森市）

- ・相模原市行政組織及び事務分掌規則（平成19年度相模原市規則第66号）において、外部監査に関する事務を分掌することが規定されています。（相模原市）
- ・根拠は沖縄県行政組織規則第21条第6号である。（沖縄県）
- ・八尾市事務分掌規則（八尾市）
- ・東大阪市事務分掌規則
- ・当市組織規則で「行政改革の推進に係る総合的な調整に関すること」と定めています。（長崎市）
- ・問1で回答の要綱で定めています。（新潟市）

5 包括外部監査の指摘事項と監査意見について、対応を区分せずに措置をとっていますか。対応を区分している場合は、どのような理由からですか。

- ・区分せずに措置をとっています。（北九州市、三重県）
- ・対応を区分している。（自治法の規定に基づき、指摘事項に対してのみ措置をとっている。）（静岡市）
- ・監査の「意見」については、措置を求めないなどの区分をしている。（横浜市）
- ・対応を区分していない。（長崎県、町田市、山形県、新潟市）
- ・区分していない（措置通知及び公表実施要綱第2条）（豊田市）
- ・監査の意見は、包括外部監査人として考える意見を述べたものであり、見解の相違がある場合など、必ずしも措置を強制するものではないが、監査の結果（指摘事項）は、法令や条例に違反しているなど、包括外部監査人からの指摘で措置を求めらるものであり、監査の意見による重大なものと解釈している。そのため対応を区分し、監査の結果（指摘事項）については、原則、過年度分に関しても、措置済等一定の結論が出るまで対応する。（高槻市）
- ・区分している。法の趣旨や合規性の観点から判断される指摘事項は

迅速な対応が望まれるのに対し、監査意見については措置改善等の決定まで一定の時間を要する場合もあるため、監査委員の監査と同様の区分扱いをしている。(八王子市)

・指摘事項と監査意見は対応を区分している。理由 指摘事項は、不適正な事務処理であることから措置が必須であるが、意見は事務処理にあたっての参考となるものであることから、措置が任意であるため。ただし、本市では可能な限り意見を反映することとしている。(青森市)

・指摘事項及び意見については、ともに措置をとるべきものとして区分せずに対応を行っています。(相模原市)

・対応を区分せずに措置をとっている。(沖縄県)

・なし(東大阪市)

・対応を区分しています。指摘事項は、主に合規性準拠性に則った包括外部監査人の結論であり、指摘内容に沿って早期に措置を講じるよう努めています。一方、監査意見は組織運営の合理性に資する観点からの所見として、指摘内容に沿って対応するほか、市としての判断により対応方針を確定するなどの措置を講じています。(八尾市)

・指摘事項のみ措置を求めています。(長崎市)

6 措置状況の有無の公表についてルール化されていますか。

・ルール化していません。措置状況の有無にかかわらず報告されますので、そのまま公表しています。(北九州市)

・されていない。(静岡市、長崎県、三重県、東大阪市)

・措置状況は市報に掲載することとなっている。(横浜市監査委員条例第6条)

・監査の結果及び意見について提出された措置等(未措置も含む)の状況通知はすべて公表している。(措置通知及び公表実施要綱第4条)

) (豊田市)

・ルール化はしていないが、直近5年分の措置状況については、ホームページにおいて公表している。

・概算予算要求時と決算資料が出揃う時期に措置状況の確認を行っている。(概ね半年に1回となっている。)(町田市)

・様式、措置の記載内容、通知時期等については、要領などで規定している。(八王子市)

・全ての指摘事項・監査意見に対し、監査後、約1年経過時点(監査翌年度の予算成立後)での措置状況を取りまとめ、県報に掲載。未措置分については、毎年度、改善状況を所管課に確認し、早期の措置に努めている。([措置済み]となった時点で県報に登載)(山口県)

・特にルール化してはいるが、一覧に取りまとめ、すべての項目への対応状況を公表することとしている。(青森市)

・地方自治法第252条の38第6項に基づき、措置を講じた通知があった場合、監査委員全員の連名で公表を行っています。(相模原市)

・包括外部監査結果に対する措置状況の有無は把握しているが、公表についてはルール化されていない。(沖縄県)

・地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定に基づいて公表しています。その際に、特に規定はありませんが、意見への対応状況も公表することとしています。(八尾市)

・地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項に基づき、措置を講じたとき公表しています。なお、公表した措置状況は、市のホームページに掲載していますのでご覧下さい。(長崎市)

・措置を検討するとしたのや、措置を講じないこととしたものについても、その旨を公表しています。(新潟市)

7 措置したとされたことについて、実際に履行をしたかどうかを確認していただきますか。

書類等で、ある程度の確認はしていますが、特別な確認作業はしていません。(北九州市)

- ・確認していない。(静岡市、高槻市、東大阪市)
- ・確認書類の提出を求める場合もある。(横浜市)
- ・監査実施年度の翌々年度に監査調査に措置状況を記載させ、関係書類等の確認を行うなど履行の確認を行っている。(長崎県)
- ・監査委員事務局職員による定期監査の際に確認している。(豊田市)

)

- ・事務事業見直し、行政経営改革プラン等の進捗確認に併せて確認している。(町田市)
- ・指摘事項又は意見の対象所管に対し、年2回(4月、10月)の措置状況調査を行い、対象所管からの報告によって履行確認している。(八王子市)
- ・可能な範囲で、履行確認を行っている。(山口県)
- ・確認すれば、要綱を確認する等。(山口県)
- ・措置の履行は担当部局の責任において実施すべきであることから、確認は行っていない。(青森市)
- ・監査委員事務局では確認を行っていません(相模原市)
- ・確認していない。(沖縄県)
- ・確認している。(三重県)
- ・履行確認のための実地調査等は行っていません。必要に応じて関係課へ問い合わせるなどの対応を行う程度です。(八尾市)
- ・取りまとめを行っている行政体制整備室から監査対象化へ証拠書類の提出を求め、監査事務局への回答の際添付してもらい、履行を確認しています。(長崎市)
- ・必要に応じ、監査委員が定期監査などにおいて確認しています。(新潟市)

8 (7で確認をおこなっている場合) その確認は、担当課から一定程度独立

した部署や監査委員等が行っていますか。

- ・地方自治法252条の38第6項では、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」と規定しています。措置の確認は、この公表する事務処理の一部として監査委員が確認しているものです。(北九州市)
- ・監査事務局職員が行っている。(横浜市)
- ・監査委員が確認を行っている。(長崎県、三重県、新潟市)
- ・監査委員事務局(豊田市)
- ・経営改革室(包括外部監査事務局)で行うほか、法務所管課が行うこともある。監査委員は行っていない。(町田市)
- ・独立した部署が行っている。行政経営部経営管理室。(八王子市)
- ・行っていない(人事課で行っている)。(山口県)
- ・行政改革課(八尾市)
- ・監査事務局(長崎市)

9 措置をとった場合に当該監査をした包括外部監査人の検証を受ける等の対応をしていますか。

- ・していません。(北九州市、静岡市、横浜市、長崎県、高槻市、八王子市、三重県、東大阪市、八尾市、長崎市、新潟市)
- ・包括外部監査契約に措置についての検証作業は含まれておらず、対応はしていない。(措置等の状況通知は包括外部監査人に情報提供している)。(豊田市)
- ・包括外部監査人には、措置の進捗状況をホームページで公表している。改善等に関するアドバイスがあればいただきたい旨、お願いしている。(町田市)
- ・検証は行っていませんが、昨年度、包括外部監査を実施する中で過

去の同様のテーマでの指摘事項への措置状況についてフォローアップを行っている、今年度も監査テーマに係る過去の指摘事項のフォローアップを予定しております。(昨年度のテーマは公有財産(土地・建物)の有効活用)(山口県)

- ・措置の履行は、担当部局の責任において実施すべきであることから、行っていない。(青森市)
- ・監査委員事務局では対応していません(相模原市)
- ・対応していない。(沖縄県)

10 全庁レベル、複数の部署にまたがる指摘事項について、どの部署がどのように対応されていますか。

- ・指摘の内容にもよりますが、例えば、昨年度の包括外部監査の例で言うと、「外郭団体のモニタリング」について意見が出され、対象の所管局が複数にまたがっていました。この際の措置として、外郭団体を統括する財務局が、外郭団体を所管する全ての局を集めて研修をおこなっています。(北九州市)
- ・指摘事項に対する制度を所管している課が対応している。(静岡市)
- ・個々の部署の対応となっている。(横浜市)
- ・指摘事項の内容により、どの部署が対応するかその都度検討を行っている。(長崎県)
- ・当該業務のとりまとめ部署が統一的な指針を示して対応している。(豊田市)
- ・複数の部署にまたがるような事項については、統括すべきと考えられる課において対応している。全庁レベル、複数の部署にまたがる事項への対応については、本市でも課題として認識している。(高槻市)
- ・指摘内容ごとに、対応すべき部署について経営改革室が調整している

る。(町田市)

- ・関連する各々の部署で対応し、主となる部署でとりまとめを行う。(八王子市)
- ・全庁レベルに係る指摘事項については、県の総合的な政策を司る部署や、当該制度やシステムに所管部署等が対応。複数部署にまたがる指摘については、関係する全ての部署を人事課で取りまとめ、対応。(山口県)
- ・主担当課がある場合は当該課、無い場合は事務管理担当課(総務部人事課)など、事前に対応する部局を調整し、それぞれ各部局に実施させている。(青森市)
- ・指摘事項について、関連部署相互に対応を調整した上で、連携して措置をとることとしています(相模原市)
- ・全庁レベルの指摘事項については、当該指摘事項を所管する部署等が対応し、複数の部署にまたがる指摘事項については、それぞれの部署が対応する。(沖縄県)
- ・行政改革課より指摘事項の取りまとめに想定される部署と調整の上決定しています。(八尾市)
- ・基本、複数の部署で調整して対応することになっていますが、未調整の場合は、当室で調整しています(東大阪市)
- ・総務部経営総務室において、関係部署ごとにとりえる措置をとりまとめている。(三重県)
- ・全庁レベルの指摘事項は実績がありませんが、複数課にまたがる指摘事項については、包括外部監査人の報告書で指摘事項の対象課が特定されていますので、それぞれの課から措置を講じた旨の回答を出してもらおうこととなります。(長崎市)
- ・全庁レベルの指摘事項に対しては、本庁の所管課が対応し、複数の部署にまたがるものに対しては、複数の部署それぞれが対応しています。(新潟市)

11 10 について、どの部署が担当するかについて明文化された規則・規定等の根拠はありますか。

・ありません。(北九州市、静岡市、横浜市、長崎県、豊田市、高槻市、町田市、八王子市、青森市、相模原市、東大阪市、三重県、長崎市、新潟市)
 ・包括外部監査の対応時のみに限定したものではありませんが、県の組織や担当業務等を定めた「山口県行政組織規則」により対応している。(山口県)
 ・ない。(沖縄県)
 ・明文化された規定はなく、事務分掌規則等を判断材料として調整を行っています。(八尾市)

12 包括外部監査に対する措置に関して、貴自治体独自の工夫がありましたらご教示ください。

(設問12～14について、特になしという回答の場合は、沖縄県を除き、無記入とした。)

・未措置についても状況通知を提出させ、公表している。(豊田市)
 ・監査の結果(指摘事項)に関しては、原則過年度分に関しても措置済み等一定の結論がでるまで対応する。(どこまで遡るか課題である。)(高槻市)
 ・措置が講じられたものについては、告示及びホームページでの公表を行い、併せて改善に向けて事務を進めているものについても、その進捗状況をホームページで公表している。(町田市)
 ・監査人と対象所管との間で報告書作成段階で指摘事項及び意見について充分内容確認する機会を設けているので、対象所管は、報告書提出前から措置に対する取組みが行えるような仕組みが出来ている。(八王子市)

・庁議に報告することにより、指摘された部局のみならず、庁内全部局への水平展開を図っている。(青森市)
 ・上記1のとおり、定期的に措置状況の調査を実施することで、担当部署の取組の進捗状況を把握し、措置に当たって課題となっている事項を整理することにつながっています。(相模原市)
 ・なし。(沖縄県)
 ・指摘事項に対して担当部署に任せきりにするのではなく、措置内容に対する情報共有を密にするなどの対応に取り組んでいます。(八尾市)
 ・監査委員事務局と連携し、定期監査及び財政援助団体監査の際、監査確認事項として監査項目に含め、監査委員事務局において措置を確認している。(三重県)

13 包括外部監査を受けて、監査方法、報告書の記載、その他についてご意見がございましたらご記入ください。

・報告書の多くは意見で占められており、更に踏み込んだ指摘等をいただいた方が今後の事業改善につながると考える。(高槻市)
 ・設問12～13について、措置状況の回答にあたっては統一したものはありませんが、担当としては以下を心がけております。・時点を明確にする(〇年〇月等)・なるべく具体的な記載とする。・一般県民に分かりやすい記載とする。(山口県)
 ・報告書が、指摘と意見を区分して記載されていた方が、対応しやすい(青森市)。
 ・なし。(沖縄県)
 ・指摘の根拠を事務局にも示していただくことと、指摘事項と意見の区別がなされていることと、事後の措置に関する事務が円滑に運ぶと思います。(長崎市)

14 その他、意見・アドバイス等がありましたら、ご記入ください。

・本アンケートの集計結果について取りまとめましたら、参考資料として経営管理室宛に提出願います。（八王子市）

・なし。（沖縄県）

・指摘事項が長文になると、措置のポイントがぼやけやすい。重要な部分を的確に把握し、講じた措置に反映させることを念頭において、作業を実施している。（三重県）

(2) アンケート調査結果からうかがえること

- ① 措置対応について要綱、要領等の形でルールを明確にしている自治体がある。監査に関する条例を設けている自治体もある。沖縄県には事務マニュアルがあるが、規範性のない目安という位置づけである。
- ② 他自治体では、措置対応に一定の期限を設けようとする工夫をしている。沖縄県は、期限を設けていない。
- ③ 監査の結果（指摘事項）と意見とで明確に措置対応を区別している自治体がある一方で、両者ともに措置をとるべきものとしている自治体もある。沖縄県は後者である。
- ④ 措置状況の公表時期・方法について、ルール化されている自治体は多くない。沖縄県も同様である。
- ⑤ 措置状況の確認を実施している自治体がある。確認主体は、監査委員、監査委員事務局、包括外部監査事務局、独立した部署（行政経営部経営管理室）等である。当該監査をした包括外部監査人に検証を依頼している自治体は東京都のみであり、目を引く。沖縄県は、確認対応なしである。
- ⑥ 全庁ないしは複数部署にまたがる指摘事項については、どの自治体でも問題意識を持ちながらも、対応を工夫している。沖縄県も同様である。
- ⑦ 報告書提出前から措置に対する取組が行えるような仕組みができていたり、庁議に報告することにより庁内全部局への水平展開を図ったり、改善の進捗状況をホームページで公表したりと、自治体それぞれが、包

括外部監査を活かそうとする工夫が多く見られる。沖縄県には独自の工夫はない。

- ⑧ 報告書には、内容の深み、具体性、分かりやすさ、指摘事項と意見の区分等が求められている。

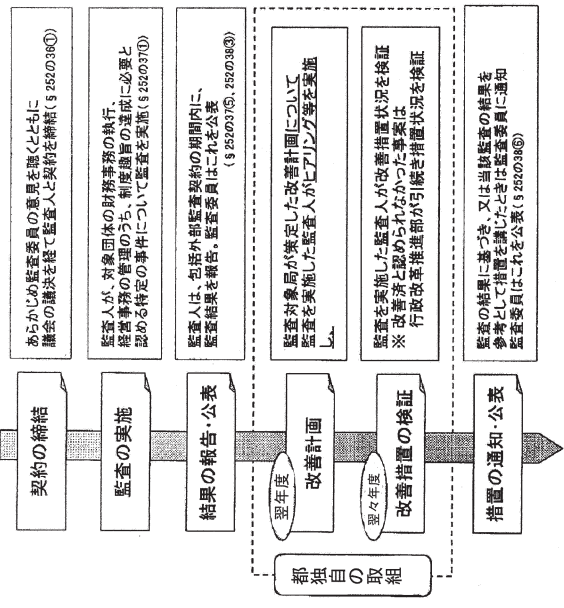
10 先進自治体の取組

(1) 次の自治体においては、外部監査報告を受けた後の行政の取組が『包括外部監査の通信簿』（全国市民オンブズマン連絡会議出版）において、特徴的なものだと評価されている。

(2) 東京都の場合

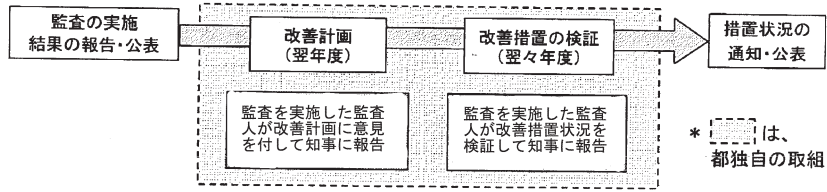
東京都における包括外部監査の流れ

1. 包括外部監査の流れ



2. 年間スケジュール

	4月	7月	10月	1月
当該年度 包括外部監査実施	クォーター決定	監査実施	監査結果を 知事等へ報告 公表	
翌年度 改善計画書の作成 改善措置	改善計画書作成	改善計画を 知事へ報告	改善措置	
翌々年度 改善措置 措置状況の検証			措置状況の検証	措置状況 検証結果を 知事へ報告
翌々々年度 知事が續け(措置の公表 監査事務局)	措置の公表			

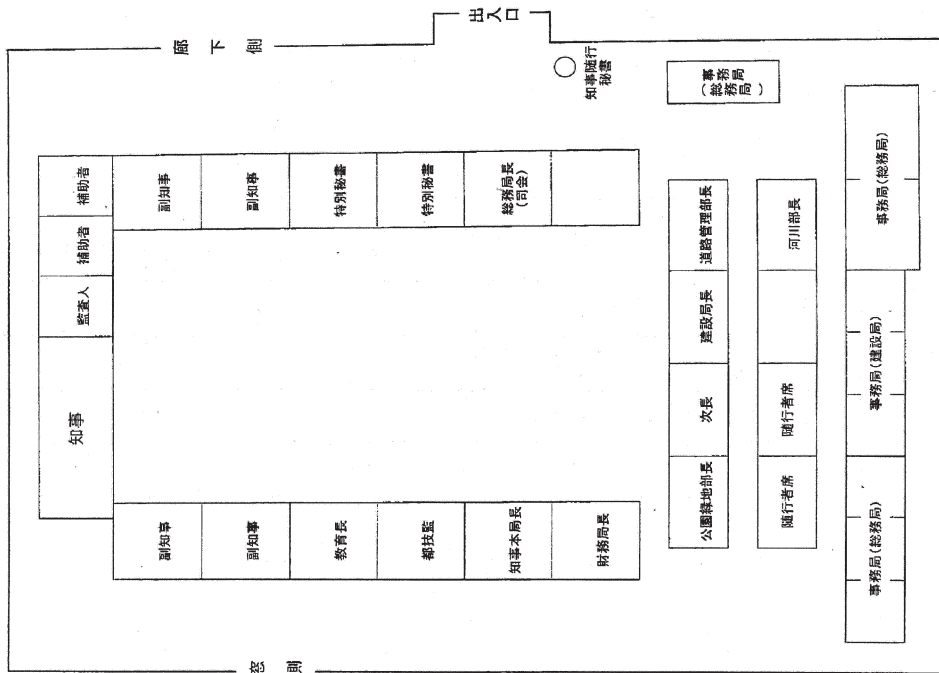


平成16年度包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数	措 置 状 況		
			改 善 済	改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
水道事業の経営管理	水道局	46	46	0	0
社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	22	22	0	0
民間文化団体への補助金等について	生活文化局	7	7	0	0
合 計		75	75	0	0

平成22年7月2日
第一本庁舎7階中会議室

平成21年度包括外部監査改善計画報告会(座席表)



財政効果等の根拠表

番 号	報 告 書 頁 数	果 効 区 分	事 項
			〇〇〇の実施について
〇〇〇の実施度合い			
〇〇〇行動の実施件数(回数)			
平成△年度 〇 回			
平成△年度 〇 回			
平成△年度 〇 回			
財政効果 = 〇 回 - 〇 回 = 〇 回増			

平成16年度包括外部監査

水道事業の経営管理について

水道局

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況																					
1-1 (23)	意見	財務目標数値を設定した収益性と生産性の向上	<p>収益性分析の結果、都の水道事業の営業費用は減少しているものの、それ以上に営業収益が減少したため、水道事業総収益(総売上高)に対する営業利益の割合は、平成11年度の18.2%から平成15年度18.0%に低下している。</p> <p>生産性においては、都の有収水量1m³当たりの営業費用は主要都市の中間値を示し、職員一人当たり給水件数、有収水量とも、福岡市に劣っており、規模の利益を十分発揮しているとは言えない。</p> <p>都の水道事業は、巨大な市場を独占的に擁する地方公営企業の使命として、規模の利益を反映した都独自の高い財務目標数値(指標)を設定した上で、都民に公表し、都民の理解のもとに、これらの指標を達成していかなければならない。</p> <p>次期経営計画の策定に当たっては、水道事業のより効率的、経済的な経営を志向するため、これまで以上に目標としての指標(諸種の分析値を含む。)を設定した上で、当該目標を達成するための施策を具体的に策定し、着実に実施されたい。</p>	<p>平成18年12月に次期経営計画「東京水道経営プラン2007」を策定した。指標については、これまで局が公表してきたものに加え、水道サービス(事業)の国内規格である水道事業ガイドラインの業務指標及び事業を的確に把握・管理していくために新たに作成した東京都独自の指標の中から、例えば以下の表のように第三者に分かりやすい指標を選定して、これに目標値を設定した。併せて、目標値達成のための具体的な施策を経営計画に盛り込んでいる。</p> <p>また今後、この経営計画の数値目標の達成に向けて、サービス水準や業務効率化の一層の向上を図っていく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>17年度 (実績)</th> <th>21年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">経営の 効率性</td> <td>職員一人当たりの給水件数</td> <td>1.3千件/人</td> <td>1.7千件/人</td> </tr> <tr> <td>職員一人当たりの有収水量</td> <td>309.1千m³/人</td> <td>374.2千m³/人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経営基礎 の強化</td> <td>企業債残高</td> <td>5,825億円</td> <td>4,173億円</td> </tr> <tr> <td>自己資本構成比率</td> <td>68.8%</td> <td>77.9%</td> </tr> <tr> <td>収益性</td> <td>経常収支比率</td> <td>118.8%</td> <td>120.1%</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	17年度 (実績)	21年度 (計画)	経営の 効率性	職員一人当たりの給水件数	1.3千件/人	1.7千件/人	職員一人当たりの有収水量	309.1千m ³ /人	374.2千m ³ /人	経営基礎 の強化	企業債残高	5,825億円	4,173億円	自己資本構成比率	68.8%	77.9%	収益性	経常収支比率	118.8%	120.1%	改善済
指 標	17年度 (実績)	21年度 (計画)																								
経営の 効率性	職員一人当たりの給水件数	1.3千件/人	1.7千件/人																							
	職員一人当たりの有収水量	309.1千m ³ /人	374.2千m ³ /人																							
経営基礎 の強化	企業債残高	5,825億円	4,173億円																							
	自己資本構成比率	68.8%	77.9%																							
収益性	経常収支比率	118.8%	120.1%																							

問い合わせ先メールアドレス S0000014@section.metro.tokyo.jp

沖繩県と対比したとき際だっている点は、①都知事の面前で、当該包括外部監査人が出席し、意見を付けて報告をなすこと、②①を中身のある形にするために、早くから対象部局において改善計画が作成されること、③その改善計画策定に当該包括外部監査人の意見が反映されること、④全庁の対応等が必要な事項に関して、包括外部監査を所掌する部署（総務局行政改革推進部行政改革課）がとりまとめる役割を担うこと、⑤実際に改善がなされたかどうかを当該包括外部監査人の目で検証すること。その際、改善の結果は、可能な限り客観的に測定可能な数字で示されること、⑥実際に改善がなされたかどうかを当該包括外部監査人が検証し、その結果を知事に報告することである。監査結果（指摘事項）と監査意見は、自治法では取扱いが異なるが、対応を区別していない。この点は沖繩県と同じである。

なお、このような仕組は平成11年度から都知事の強いリーダーシップのもとにスタートしたとのことである。

(3) 青森市の場合

平成22年12月14日
青森市総務部人課課
掲載資料

青森市の包括外部監査結果への対応について

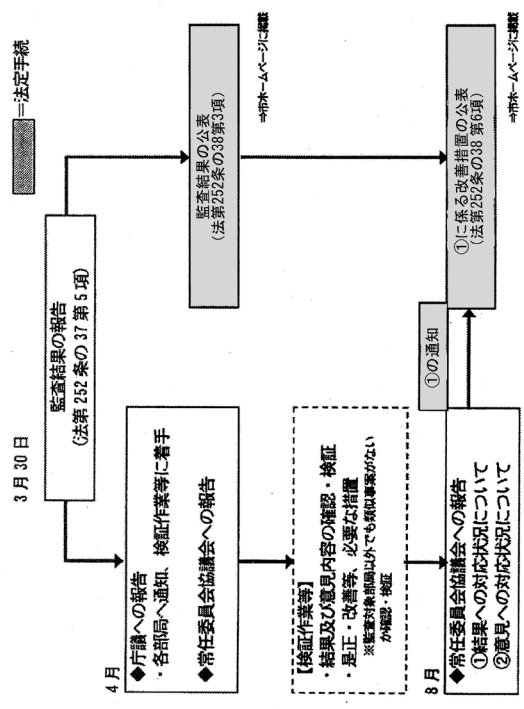
1 本市の包括外部監査の状況

- (1) 包括外部監査制度の導入経緯
平成17年4月1日 旧青森市及び旧浪岡町の合併により新青森市設置。中核市移行の要件を満たす。(人口318,732人、面積824.56km²)
平成18年6月28日 「青森市包括外部監査契約に関する条例」の制定(10/1施行)
平成18年10月1日 中核市移行(包括外部監査制度の実施)
- (2) 包括外部監査人の選定
日本公認会計士協会東北会の推薦
- (3) 年度毎包括外部監査テーマ
平成18年度 一般会計の負担金、補助及び交付金の財務事務の執行について
平成19年度 下水道事業等に関する事務の執行及び事業の管理について
平成20年度 (1) 「安心して産み育てられる環境の充実」施策に係る事務事業
(2) 「教育環境の充実」施策に係る事務事業
平成21年度 市の外部団体(財団法人青森市文化スポーツ振興公社、青森市観光レクリエーション振興財団および株式会社アップルヒル)が指定管理者として管理・運営している文化・スポーツ及び観光・レクリエーションに関する公の施設の運営状況並びに当該外部団体の財務に関する事務の執行、事業の管理について
平成22年度 自動車運送事業及び青森市交通事業振興株式会社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

2 青森市における「包括外部監査結果に対する対応」

(1) スケジュール

次ページ



(2) 対応区分
1 指摘事項 (結果)

対応の区分	対応の内容
是正	不適切な処理について修正するための処置を講じた(講じる)もの
個別改善	担当部署固有の問題として、当該部署においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
全庁改善	全庁的な問題として、関係部署においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
個別改善検討	今後改善策を整理するに当たり、担当部署固有の問題として、当該部署においてその検討を行うもの
全庁改善検討	今後改善策を整理するに当たり、部署横断的な課題があることから、全庁的にその検討を行うもの
相違	包括外部監査人の認識とは異なり、市では適切な処理であったと認識しているもの

2 意見

対応の区分	対応の内容
個別改善	担当部署固有の事案として、当該部署においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
全庁改善	全庁的な事案として、関係部署においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
個別改善検討	今後の事務執行に当たり、担当部署固有の事案として、当該部署においてその検討を行うもの
全庁改善検討	今後の事務執行に当たり、部署横断的な課題があることから、全庁的にその検討を行うもの
相違	包括外部監査人の意見とは異なり、市では現在の手法が効果的・効率的であると認識しているもの 又は、現時点では、包括外部監査人の意見どおり実施することが困難なもの

(3) 庁内調整様式

発注当課 関連課	No.	
項目		
納付事項 掲載ページ		
費用 掲載ページ		
対応方針 結果・意見についての経緯		
発注当課 担当者		
対応方針 結果・意見についての経緯		
人課課 担当者		
対応方針 結果・意見についての経緯		
課長 回報者		
対応方針 結果・意見についての経緯		

(4) 調整の考え方

民間において監査を業としていることや企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用であると考え公認会計士を包括外部監査人に選任していることから、監査結果及び意見は可能な限り尊重した対応とすべき。

(5) 監査結果等の水平展開

包括外部監査結果のうち、既に規則・規程・規程・マニュアル等により全庁的なルールを定めているが遵守されていないもの等については、庁議に報告するとともに、各部署に通知し、自律的に事務の執行状況を検証するとともに、必要に応じ改善等の検討を行うなど、適正な事務執行を図る。

第4章 前年度包括外部監査の指摘・意見に対する宇堅海浜公園関係諸当事者の対応

— 包括外部監査に対して、迅速な対応がなされ、改善対策を実施中と認められる事例 —

1 施設について

(1) 概要

名称	金武湾港宇堅海浜公園（宇堅ビーチ）
設置根拠	沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例
設置目的	宇堅海浜公園は、金武湾の「美しい海づくり」とタイアップした海辺づくりとして、自然とふれあえる日常的な親水空間と、海洋性リゾートとしての保養空間の創出により、本地域を含めた中部地域の活性化と、産業の振興に寄与する新たな海洋都市の創造を目的として、海岸保全施設と合わせて人口ビーチとレクリエーション施設が整備された。
所在地	沖縄県うるま市具志川字宇堅 644-3
供用開始	平成17年度
施設概要	
駐車場	252台
中央更衣室棟	管理事務所、売店、男女更衣室(シャワー、トイレ含む) 鉄筋コンクリート2階建て
南側更衣室棟	男女更衣室(シャワー、トイレ含む) 鉄筋コンクリート平屋
休憩所	東屋9箇所
安全情報伝達施設	外部機器(円形電工表示板)、内部機器(PC等)
照明灯	水銀灯17基
浄化槽	鉄筋コンクリート1基
機械室	鉄筋コンクリート

問い合わせメールアドレス：jinji@city.aomori.aomori.jp

特徴は、①外部監査報告がなされた翌年度すぐに庁議への報告と議会（常任委員会協議会）への報告がなされること、②その報告役は外部監査の所管部署（総務部人事課）であり、当該包括外部監査人は出席しないこと、③外部監査報告を受けた翌年度の早い時期において、改善措置の方向づけの結論を出していること、④外部監査の所管部署（総務部人事課）が迅速に対象部署から改善予定についての具体的・現実的な回答を引き出していること、⑤改善予定の策定には対象部署だけでなく総務部人事課が調整役として関わること、⑥その後の措置の履行は担当部署の責任において実施され、履行の確認は行われていないこと、⑦指摘事項と監査意見とは対応を区別していること、⑧庁議に報告することにより、指摘された対象部署のみならず、庁内全部局への水平展開を図っていること、である。

(4) 沖縄県にふさわしい形態

東京都、青森市とも、包括外部監査で問題となった事務・事業を継続的に評価し、問題点を抽出して継続的に改善に取り組んでいる。優れたPDCA（CHECK（評価）→ACTION（改善）→PLAN（計画立案）→DO（実施））のマネジメントサイクルを確立しているといえる。沖縄県は残念ながら、「指摘されたことこの聞きっぱなし」というのを許す体制になっており、包括外部監査を活かしているとはとても言えない。

沖縄県の現状をみると、基本的枠組みとしては、東京都方式を採用することが最も適切である。

(2) 目的・沿革

金武湾港天願地区宇堅海岸は、沖縄県うるま市に位置し、沖縄本島中部東海岸沿いでは2箇所（平成2年現在）の海水浴場があるが伊計ビーチの他はシャワー施設がなく自然海浜だけのビーチである。宇堅海岸の海水浴場はシーズンともなると市内及び周辺市町村（合併前の勝連村、与那城町、石川市等の現うるま市）からの海水浴やレジャーを楽しむ人々でごったがえしている。

しかし、近年高波などによる海岸線の侵食及び砂の流失が著しく、海水浴場としての海岸線及び砂浜がなくなっている。

金武湾港宇堅海岸は、近年西海岸沿いの大型観光ホテルの完成や、海水浴場の整備により利用客が減少しているとはいえ、市内及び周辺市町村（現うるま市）からの夏場のレジャー拠点としての中心的地位は少しも変わるものではない。今後も沖縄本島中部東海岸沿いの発展に伴い、宇堅海岸の果たす役割は、高まるものと見なされ、その整備が期待されている。

このような観点から、港湾管理者である沖縄県は、第6次海岸事業5ヶ年計画において、前述の設置目的の各点に重点を置き、宇堅海岸の環境整備を図る。

（以上、平成2年具志川市長（現うるま市）の宇堅ビーチの早期整備について（要請）における「埋立ての動機」より抜粋）

宇堅海浜公園（海岸環境整備事業）として以下の経緯がある。

平成2年4月	宇堅ビーチの早期整備要請趣旨について（要請）「具志川市長」 ○具志川市内では数少ない砂浜であり、市民や近隣市町村の住民の海水浴等に利用されている。 ○しかし、海岸保全施設が未整備の為に砂が流出し、具志川市が補充を行っている。 ○また、休憩所等の施設整備が不十分な為、利用者のニーズに対応できない状況である。 ○このような状況を改善し、具志川市の観光振興に大きく貢献
--------	--

平成3年度 ～平成17年度	する宇堅ビーチの整備を要請する。 海岸環境整備事業「沖縄県」 「国土保全と併せて、自然環境と調和を保ちながら海浜地のレクリエーション機能、快適な生活環境を創造するため、護岸、砂浜等の整備を図る。」
平成17年10月	沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例第2条海浜公園の名称及び位置に金武湾港宇堅海浜公園を追加

2 指定管理者について

(1) 第1期（平成17年4月1日～平成20年3月31日）指定管理者

名称	具志川市（うるま市）
代表者	具志川市長（うるま市長）

(2) 第2期（平成20年4月1日～平成23年3月31日）指定管理者

名称	特定非営利活動法人 金武湾を蘇生させる会
代表者	比嘉秀明
所在地	うるま市石川石崎2丁目1番
設立年月日	平成16年6月15日
設置目的	金武湾をはじめとする豊かな自然環境を誇る沖縄県の環境の保全を図る為、金武湾の生態系や水質の保全事業、県土の環境美化事業を推進し、子供たちの未来へ青い海を残し、美しく住みよしい沖縄の創造に寄与することを目的とする。また、自然と共存していくという意識を子供や住民へ広め、理解を深めるための啓発活動を行う。

(4) 施設使用状況

- ・カヌー競争大会及びカヌー練習(年間)----- (新規取組み)
- ・ビーチフェスタ in 宇堅ビーチ----- (拡充)
- ・ビーチライブ----- (拡充)
- ・県警本部機動隊訓練----- (新規取組み)

(5) 指定管理者側の対応

- ・公園の全面道路に駐車禁止看板の設置----- (新規取組み)
- ・チャリをコンビン等に配置----- (新規取組み)

(6) 管理運営にあたっての改善計画

- ・事業計画に沿ったイベントや体験学習の実施に努める。
- ・事業計画外の事業も指定管理者と県、地元とうるまま市の協力を求め積極的な実施に努める。
- ・海浜公園利用者の増加を目指して、満足度を高める運営に努める。
- ・県は指定管理者と情報共有化を目的とした定期的な意見交換の場を設けるよう努める。

(7) 指定管理者制度運用委員会の変更

従来の委員構成

委員長	土木建築部 土木整備統括監
委員	琉球大学教授
委員	税理士
委員	沖縄県中小企業家 同友会専務理事
委員	沖縄県女性団体 連絡協議会事務局
委員	土木建築部 土木企画課長
委員	土木建築部 海岸防災課長
委員	土木建築部 港湾課長



H21年度からの委員構成

委員長	琉球大学教授
委員	税理士
委員	沖縄県中小企業家 同友会専務理事
委員	沖縄県女性の会 副会長

5 前年度包括外部監査に対する措置の現状の検証

(1) 措置対応の迅速性

平成21年度の包括外部監査において指摘された7件中6件が既に措置済み(一部は平成21年度中対応)、あるいは措置対応中ということである。対応の迅速性は高く評価でき、包括外部監査の意見の趣旨が活かされた好例といえる。具体的には次の点である。

1) 指定管理者制度選定委員構成の見直し

平成21年度ヒアリング中からの検討事項ではあるが、平成21年10月に見直しが行われ、委員を外部委員のみとしている。

2) 指定管理者制度の評価のあり方

平成20年度の評価時の応募者は1団体のみで、評価点が50%未満であっても採用せざるを得ない状況であった。

今回(指定管理期間平成23年4月1日～平成26年3月31日)の応募者も1社ではあるが、従来からビーチのイベント企画事業に参画している事業者で、運営に協力的で、かつ、企画力、活動力のある事業者を各委員の献しいチエック・評価の下で候補者として選定した(点数等評価については公表準備中)。

3) 指定管理者の財務面のチェック

現指定管理者に対しては、平成22年4月(指摘を受けた直後)から海岸防災課内で方針を検討し、毎月月報による収支状況の確認(電話及び現地での確認)を行うとともに対策を検討している。その結果、平成21年度に引き続き平成22年度も赤字の見込みである。

次年度以降の指定管理者(候補者)の評価に際しても財務体面を重視したと説明を受けた。

4) モニタリングの適正な実施

県のモニタリング方針に基づいて実施し、確実にチェックを行い、事業等の内容把握に努めている。

情報を共有化し、助言・指導等を行うべく、現場巡視や意見交換を行っている

る。

5) 沖縄県とうるま市の事業への関わり方の見直し

施設開発、事業開始の背景に鑑み、お互いの役割を再確認し、対応方を協議している状況である。

平成 22 年 5 月にうるま市に協力を要請し、ピーチフェスタにはうるま市長も出席した。さらに市の観光パンフレットに掲載された。

平成 23 年 4 月の指定管理者の指定換え時にも、指定管理者との協定書を交わす際に、県としてうるま市に協力要請を行うことになっている。

(2) 管理中断の危険性を低減する措置の実施状況

平成 21 年度の監査意見では、指定管理者の財務内容の悪さから、撤退の危険があると指摘された。今年度の監査では、この点が一応除去されていた。

利用者数は、平成 20 年度の 39,730 人から平成 21 年度の 46,150 人と 6,420 人増加したが、平成 22 年度は 12 月現在で平成 21 年度比△12,945 人となっている。

これは 7 月、8 月の台風襲来等の天候不順が大きなき要因であるが、収入面では平成 21 年度の利益 1,014 千円に対し、平成 22 年 12 月現在で、3,104 千円の利益となっており、前年比 2,090 千円の増加になっている。

利用者数の大幅減にも関わらず収入は大きく伸び、利益も過去最高となっていることは、経営努力が効果を上げてきていると評価できる。

利用者数の推移 (単位：人、日)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (12 月現在)
利用者数	39,730	46,150	31,593
稼働日数	333	365	271
1 日当たり 利用者数	120	127	117

収支の状況 (単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (12 月現在)
収 入	14,934	15,244	17,971

支 出	19,064	14,230	14,867
利 益	-4,130	1,014	3,104

(3) 開発の妥当性についての沖縄県の回答に関する批判的検討 (指摘事項)

1) 平成 21 年度の指摘に対して措置を講じていない理由として、当初設計では年間利用者見込みを 32,000 人としており、平成 21 年度の年間利用者数は、46,000 人であり、施設の開設計画は妥当と判断されるとしている。

当初設計計画

①平成 2 年度金武港湾海岸環境整備委託業務

9,595 人 (観光客を考慮せず) 事業着手前の基本計画

②平成 6 年度金武港湾 (宇堅地区) 公有水面埋立

32,000 人 (観光客を考慮) 日最大利用者数÷日集中率で算出

平成 6 年度に平成 12 年推計の圏域利用者数と入域観光客を考慮

③平成 13 年度金武港湾海岸 (宇堅地区) 緑地実施設計報告書

32,000 人 (観光客を考慮) 日最大利用者数÷日集中率で算出

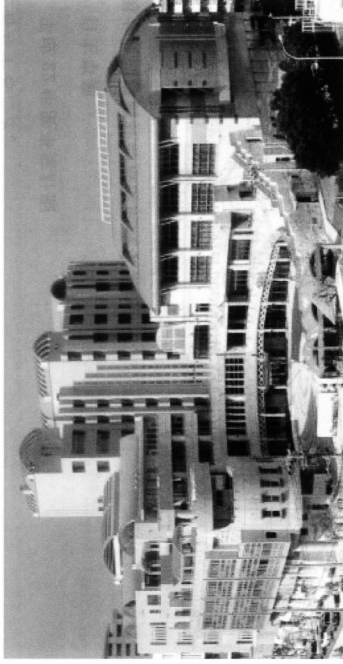
平成 13 年度に人口等実績を照査した結果、差がほとんどないため平成 6 年度の数値を採用したとしている。

2) しかし、当初計画が年間利用者数を 32,000 人とした開発規模ならば平成 18 年度の年間 68,833 人の利用者実績は計画の 2.15 倍となり相当の混雑があったはずであるが、現地ヒアリングではそのことは指摘されていない。

3) 平成 20 年度の包括外部監査人の指摘は、西海岸の観光・レジャー施設への利用者流出を防ぐのであれば、当該施設も周辺施設との運動や連携を構築しなければ、施設の魅力が乏しくなり競争力が弱いということである。本年度包括外部監査人も、上記監査意見と意見を同じくする。当該施設の開発コンセプトの見直し(現実的にはその位置付けの見直しということになる)、周辺施設と連携する方向性、運営体制等について、観光エリアマーケティングの観点から見直す必要がある。

第5章 財団法人おきなわ女性財団に関する監査上の問題点

—ハコ物（「ているるる」）と財団を峻別し、財団の存在意義を検証する—



三重城合同庁舎全景（沖縄県のホームページより）

1 概要

(1) (財)おきなわ女性財団、及び沖縄県男女共同参画センター（愛称「ているるる」。以下「ているる」という。）は、平成12年度（同年度包括外部監査結果報告書67ページ以下）及び、平成18年度（同年度包括外部監査結果報告書89ページ以下）に、包括外部監査の対象となっている。平成18年度当時のているるの指定管理者は同財団であった。

平成21年4月からは、同財団と株式会社エー・シー・オー沖縄が沖縄県男女共同参画センター管理運営団体を構成し、同団体がているるの指定管理者となっている。

いわゆるハコ物としての「ているる」と、法人である同財団とを分けて論じることをお断りしておく（過年度の包括外部監査報告書において、ハコ物の話と法人の話とが混乱しているかと思える箇所があった。）。

(2) (財)おきなわ女性財団

ア 設立目的（平成5年12月設立）

沖縄県における男女共同参画型社会の実現に向けた意識啓発、女性に関

する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画型社会づくりに寄与すること。

イ 平成22年度事業計画

(ア) 自主事業

①男女共同参画社会推進助成事業

②アサーティブネス講座（有料）

③女性のためのセルフディフェンス講座（有料）

④ているるパソコン教室（有料）

⑤支援者スキルアップ研修

⑥DV防止支援事業

⑦人材育成事業（女性の翼派遣事業）

⑧全国女性会館協議会助成事業

・ 経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座事業
 ・ 農山漁業等に携わる女性のためのITを活用した起業支援事業

⑨賛助会員の募集

(イ) 受託事業

①相談事業

②啓発学習事業

③DV対策事業

④指導者派遣事業

(3) ているる

ア 施設概要

ているるは、那覇市西3丁目11番1号所在の三重城合同庁舎内にある。

同庁舎は、ているるの他、沖縄県自治研修所、沖縄県県民生活センター、

沖縄県労政・女性就業センターとの複合施設である。

・ 敷地面積 6,396.8 m²

1 素直な要望の仕方や受け止め方の気持ちを大切にしたい言葉での表現方法

- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上8階（男女共同参画センター一部分地上5階）
- ・延床面積 15,823.5 m²（男女共同参画センター一部分7,826.1 m²）
- ・総事業費 66億644万円（男女共同参画センター一部分34億4700万円）
- ・建設工事 着工 — 平成6年7月、竣工 — 平成8年3月
- ・供用開始 平成8年7月27日
- ・男女共同参画センター施設内容

- 1階 ホール、展示コーナー、フィットネスルーム、こどもの部屋、ふれあいサロン、コインコピー室、印刷・コピー室、ている事務室
- 2階 図書情報室、会議室（1・2・3）
- 3階 研修室（1・2）、和室（でいご・ゆうな）、茶室、創作室、生活実習室、講師控室
- 4階 研修室（3）
- 5階 特別会議室

イ 設置目的等

「ている」とは、琉球の古謡、いわゆる神遊び（集団の祭式舞踊）にともなう叙事的歌謡のことで、照り輝くような美しいことばとも解されている。「ている」の愛称は、男女共同参画センターが理想とする性別にとらわれず、相互に尊重し、認めあえる社会をめざすにふさわしいということでも選定されたとされる。

ているは、沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。啓発・学習、相談、情報提供、創造・発表、交流、自立促進等の諸活動の拠点として、施設を提供し、各種事業を推進する事により、女性問題の解決を図るとともに、男女がその個性と能力を十分に発揮し、平和で豊かな社会を共につくる男女共同参画社会の実現をめざすとしている。

ウ 平成21年度利用状況

(ア) 平成21年度の稼働率（利用時間数を、利用可能時間数から準備に必要な時間を引いたもので割ったもの）については、以下のとおりである（同財団からの提出資料による）。

ホール、会議室1～3、特別会議室、研修室1～3、創作室、生活実習室、和室（2室）、茶室、フィットネスルームの全体では、47.7%である。最も高い稼働率は、会議室1の61.0%（利用時間数1214時間を、利用可能時間数3480時間から準備時間数210時間を引いたもので割った割合）で、最も低い稼働率は、茶室の26.7%であった。

(イ) 平成22年4月1日から同24年3月31日までの登録期間で、ふれあいサロン（団体交流室）の使用を登録した団体は、同財団を含めて19団体あった。このうち、活動目的に男女共同参画に関するものがあるのは、同財団を含め7団体であった。

2 平成12年度の包括外部監査結果

(1) 監査意見①

ア 監査意見（同年度包括外部監査結果報告書73ページ）

実質としての管理委託費がどれだけで、いくらが援助であるのか、県民に対して明らかではないので、援助の方法について県民に明らかになるような方法に改められるべきである。

イ 措置状況（担当課の平和・男女共同参画課からの回答）

地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率的・効果的なサービスを提供することを目的として沖縄県男女共同参画センターの施設管理業務は、平成18年4月1日より「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行しました。

平成17年10月26日に開催された指定管理者選定委員会の結果、申請があった5団体の中から、当財団が指定管理者に選定されましたが、これにより、これまでの施設管理委託料は、指定管理者としての施設管理業務を対象

とした指定管理料と、相談事業や啓発学習事業を対象とした事業委託料とに明確に分離されることとなりました。

これにより、一定の業務の対価として支払われるという本来の委託料のあり方とすることができると考えます。【平成19年5月18日公報号外第26号】

平成22年度現在、指定管理制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料で賄われています。指定管理部門(貸館業務・図書情報業務)に係る人件費は、指定管理料から支弁されています。また、県から委託を受けて行っている、啓発学習事業及び相談事業に係る人件費は、その委託料から支弁されています。財団組織の管理業務を行う職員は、運営補助金から支弁されています。

(2) 監査意見②

ア 監査意見(同年度包括外部監査結果報告書73ページ)

使用料の値上げ・舞台操作管理委託料の見直し・会議室などの利用方法の見直し、について検討されるべきである。

イ 措置状況(担当課の平和・男女共同参画課からの回答)

(1) 平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、類似施設の利用料金と均衡を図るため、利用料金の改定を実施しました。【平成19年5月18日公報号外第26号】

(2) 平成16年度、客席の収納システムを稼働させない条件で競争入札を行い委託費を削減しました(当初予算額15,107,400円ー契約額10,489,500円＝節減額4,617,900円)。

しかし、客席の収納システムの稼働について県民からの強い要望があることから、再度、システムを稼働させるために必要な経費や、システムに対する県民のニーズ(システムの利用状況)等を勘案しながらシステムの維持についての判断をしたい。【平成17年5月17日公報第3357号】

(3) 会議室を含めた施設の貸館業務については、指定管理者の業務となっていますが、今後は、指定管理者制度の利点を活かし、施設の効率的な活用、適正な管理運営が図られると考えます。平成17年度の会議室の利用状況(使用日数/使用回数)は、会議室1が63.0%、会議室2が54.9%、会議室3が52.3%となっています。

なお、沖縄県行財政改革プランでは、県単独事業により整備する、いわゆる大規模ハコ物等については、原則として設計や建設に着手することを見合わせる事となっています。【平成19年5月18日公報号外第26号】

①平成22年度現在、使用料については、時間単位の使用料となっています。また、使用料の改定は、条列事項であり、県において検討がなされるものであります。

②平成22年度現在、ホールの客席を収納している催事は、年間数件でありその為の保守点検料金との費用対効果を検討した結果、平成23年度からは、客席を固定することにしました。

③平成22年度現在、指定管理者制度が導入されて、会議室等の利用件数は増加しています(平成21年度:5,024件、平成20年度:4,635件、平成19年度:4,224件)。

(3) 監査意見③

ア 監査意見(同年度包括外部監査結果報告書73ページ)

PRの方法・利用状況の改善・駐車場の確保、などが検討されるべきである。

イ 措置状況(担当課の平和・男女共同参画課からの回答)

施設の利用料収入はこれまで県の歳入となっていました。平成18年度からは指定管理者の収入となりました。利用料の向上がそのまま指定管理者である財団の収入につながるため、経営努力による利用率の向上が期待されます。具体的に以下のとおりです。

(1) P Rについては、自主事業を積極的に展開し、施設の情報提供を行うほか、ホームページの充実を図っているところである。

(2) 利用状況の改善については、施設玄関前や敷地入り口等の看板等掲示の依頼が、利用者からあった場合は、消防法の抵触や他施設の利用者への妨げがないような看板等であれば、利用者との打ち合わせ時に許可している。

(3) 平成18年度から、庁舎地下駐車場は、職員の利用を禁止し、利用者及び公用車のみを対象とし、利用者のための駐車場として配慮しているほか、自主事業を開催する際、近隣の駐車場（無料）を確保し、多くの来館者が駐車出来るよう工夫しています。【平成19年5月18日公報号外第26号】

(4) 監査意見④

ア 監査意見（同年度包括外部監査結果報告書73ページ）

当初計画10億円の資金造成計画の達成に向けて、なお一層の努力をなすべきである。

イ 措置状況（担当課の平和・男女共同参画課からの回答）

平成16年度第一回理事会において、基本財産を確実に有利に管理・運用する観点から、金融機関への預け入れの他に、国債や政府保証債、地方債等の債権を購入し、財産の管理運営を適正に行うための「財団法人おきなわ女性財団基本財産管理基準」を制定した。

現在は、この基準に従い国債や地方債等の購入に向け、調査中です。【平成17年5月17日公報第3357号】

平成22年度現在、基本財産の増資を図るため、これまで通り募金活動を行っています。

(5) 上記措置状況等に対する本年度包括外部監査人による評価（指摘事項）

ア 平成12年度包括外部監査結果報告書70ページに次の記載がある。

「おきなわ女性財団の目的とする男女共同参画に向けた取り組みの必要性、また『『している』の男女共同参画社会の実現を目指す諸活動の拠点としての必要性には、いささかも変わりがないのであって、これをいかにして維持していくかということが議論されなければならない。」

しかし、「男女共同参画社会」のような正面きって反対しづらい概念が目的とされたときには、その目的の美名のもとに思考停止に陥り、そもそもその目的が必要なのかの問題の議論がなされなかったり、また、当該団体や当該施設の存否や活動の必要性の議論が目的の必要性の議論にすり替えられてしまうおそれをなしとはできない。

おきなわ女性財団及びびているに限らず、県関連の施設や団体については、存在目的の検証や目的と施設・制度の存在に合理的な関連性があるかどうかを今後とも検討し続けるべきである。その説明責任は、沖縄県にあるものというべきである。

イ 平成12年度の包括外部監査結果報告書は、平成13年3月末日までには、県知事等に提出されており、また監査中に監査結果報告書で指摘される問題を担当部署は相当程度認識できたはずである。

しかし、平成12年度の包括外部監査結果に対する措置は、上記のとおり平成16年度ないし平成18年度になされており、監査結果に対して3年以上も期間を空けていたことになる。監査結果に対する措置を放置していたといわざるを得ない。このような無責任なことを許す原因のひとつは、包括外部監査に対する対応の仕方について、沖縄県においては、制度として整備されていないことにある。

3 平成18年度の包括外部監査結果

(1) 監査意見①

ア 監査意見（同年度包括外部監査結果報告書84、100～102ページ）

（施設稼働率の計算方法が合理的でないこと、利用状況が悪い施設があることを指摘したうえで、）施設利用がどれだけ施設の設置目的達成に寄与

しているか明らかにすべき。

イ 措置状況（担当課の平和・男女共同参画課からの回答）

施設利用の向上を図るために、ホームページでの利用の予約状況が、利用者から確認できるようにプログラムの開発を進めています。

実態を把握し公表する工夫について、現在所有するデータを元に利用団体をグループ分けし、男女共同参画推進団体の利用率との比較等利用実態を公表できる方法を検討しています。【平成20年5月23日公報号外第22号】

ホームページから利用の予約状況が確認できます。

利用団体ごとの利用実態は、財団の業務概要の冊子で公表しています。

(2) 監査意見②

ア 監査意見（同年度包括外部監査結果報告書84、102～103ページ）

リスクのある金融商品を取得していることについて、リスクの発生予想について十分な検討が必要である。

イ 措置状況（担当課の平和・男女共同参画課からの回答）

当財団の事業は主に県からの管理運営補助金と啓発事業に伴う委託料で賄っている状況であり、財団独自の自主事業を計画するための財源が乏しく、自主財源の確保が課題でした。

そのことから、自主財源の確保に向け充分検討を重ね今後の財団の運営等を考慮し長期で設計されている債権を購入しました。

今後、基本財産の運用にあたっては、リスクの発生しない債権を購入するなど、健全な運営に努めて行きます。【平成20年5月23日公報号外第22号】

健全な運営に努めるため、元本保証の外国債を購入しています。

(3) 監査意見③

ア 監査意見（同年度包括外部監査結果報告書84、103～104ページ）

委託契約のほとんどが随意契約であり、競争入札を導入すべきである。また、業者指名方法等を文書化し、透明性を高める必要がある。

イ 措置状況（担当課の平和・男女共同参画課からの回答）

施工業者以外の業者が保守点検をすることで、管理運営に支障をきたすため、随意契約としました。

今後、委託業務に係るおきなわ女性財団会計規程の適用にあたっては、競争原理を念頭に契約締結に務めます。また、類似施設より情報を収集し選定基準を設け、入札手続の透明性・効率性を図ることに務めます。【平成20年5月23日公報号外第22号】

三重城合同庁舎全体に関わる委託に関しては、毎年入札を行っています。ホール舞台関連に関しては、設置メーカー独自の機器及び部品も扱っているため、他社での点検による業務委託では、最終的に他社メーカーの機器及び部品等は保証ができないという理由があることから、設置業者による保守点検を随意契約で行っています。

(4) 監査意見④

ア 監査意見（同年度包括外部監査結果報告書84、104～105ページ）

県からの派遣職員人件費に相当する額が補助金、委託金の中に実質的に含まれている。財団で支給される人件費が財団での業務内容等を勘案したものではなく、県での給与相当額がそのまま100%支払われている現状では、実質的には、県からの派遣職員の給与を県が支給していることと同じであるから、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣旨を勘案し、財団を経由しないで直接支給できる場合は直接派遣職員に対して支給すべきである。

イ 措置状況（担当課の平和・男女共同参画課からの回答）

県から財団への職員の派遣は、公益法人等への一般職の地方公務員の派

遣等に関する法律及び沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき行われています。

また、財団における派遣職員の給与は財団法人おきなわ女性財団の役員及び職員の給与及び旅費に関する規程により、沖縄県職員の給与条例に準ずると定められています。

派遣職員の給与については、派遣法により原則として給与を支給しないこととされています。財団へは、県の男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施のため各種業務を委託していますが、委託料については委託業務の内容等を勘案して積算しており、人件費相当額についても県派遣職員に付随した義務的経費ではなく、委託業務の円滑な推進を図るための財団職員の人件費相当額と考えております。【平成 20 年 5 月 23 日公報号外第 22 号】

平成 23 年度から、派遣職員の給与は、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定に基づき県が直接支給することになります。また、同条例に規定する手当以外の諸手当等については財団が支給することになります。

(5) 監査意見⑤

ア 監査意見（同年度包括外部監査結果報告書 84、105～106 ページ）

「沖縄県女性総合センター使用許可受付等留意事項」の 4 には、その利用が営利目的である場合などは受付できない旨、規定されているが、一方で、指定管理者からの申請を受け県が承認した利用料金には施設利用者が入場料を徴収する場合の利用料金も設定されている。これは、利用者にとつての営利行為にあたらないかが問題となるが、留意事項の規程が曖昧である。利用は公益目的に限定すべきであり、利用を制限する場合はその基準を明確にすべきである。

イ 措置状況（担当課の平和・男女共同参画課からの回答）

平成 18 年度からは「沖縄県男女共同参画センター」の設置及び管理に関する

条例」に基づき、当財団が県から指定を受け管理を行い、施設利用の許可については、「正当な理由がない限り、施設利用を拒むことはできない」とあるほか、「施設を利用することについて、特定の個人や団体等に対して有利あるいは不利になるような不当な差別的な取り扱いをしないこと」となっており、これらを踏まえ、財団においては、利用者が公平に施設を利用できるように周知を図っているとあります。

財団としては、募集要項に基づき貸館業務マニュアルを作成し施設管理を行っているところですが、次期の指定管理申請において対応を検討してまいります。【平成 20 年 5 月 23 日公報号外第 22 号】

平成 18 年度の指定管理者制度を導入した際、利用料金設定の見直しを行い、適切に対応しています。

(6) 監査意見⑥

ア 監査意見（同年度包括外部監査結果報告書 84、106～107 ページ）

施設管理は民間に委ね、財団は男女共同参画事業に特化する方向で検討することが求められる。

イ 措置状況（担当課の平和・男女共同参画課からの回答）

当財団としては、設立目的の推進と財団経営を念頭に置きながら、県の募集要項に基づき応募し、管理を受託している状況です。男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である沖縄県男女共同参画センターを管理することは、男女共同参画事業の効果的、効率的な推進に必要であると考えています。

当財団としては、今後の財団のあり方、次の指定管理への応募等を含め、対応を検討してまいります。【平成 20 年 5 月 23 日公報号外第 22 号】

平成 21 年度から民間企業との共同事業体を構成し、指定管理者の受託者の一構成員となっています。財団は、県からの委託事業及び自主事業を实

施しています。

(7) 上記措置状況等に対する本年度包括外部監査人による評価（指摘事項）

ア 上記監査意見①及び②については、措置されたものといえる。

イ 監査意見③は、競争入札にすべき・業者指名方法等を文書化すべき、という指摘である。措置状況についての回答では、競争入札にしたと認められないし、業者指名方法等の文書化をしたとも認められない。したがって、未措置と評価せざるを得ない。未措置になっている理由も附に落ちない。説明責任を果たしていない。

ウ 監査意見④については、未措置である。

平成18年度包括外部監査報告書104ページ～105ページでは、以下のように指摘している。公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣に関する法律（以下「派遣法」という。）で原則として地方公共団体からの派遣職員の給与を当該地方公共団体が支給しないとされている。例外的に、派遣法は、地方公共団体の委託を受けて行う業務に従事する場合には、条例で定めるところにより派遣職員の給与を地方公共団体が支給できるとしている。そして、派遣法を受け、沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例が制定されている。この法律・条例が制定されていることを前提に、監査意見④は、財団を經由しないで直接支給できる場合は県派遣職員に県から直接に給与を支給すべきであると言っているのである。

この監査意見④に対し、公報で公表された措置内容のように派遣法の原則を述べても県派遣職員に給与を直接支給しないことの理由付けには全くなっておらず、措置を講じたとして公報で公表した県の対応は、議論のすり替えと言わざるを得ない。

平成23年度から、監査意見④で指摘されたように県が直接支給することになったとのことであるので、その経過は将来監査・点検されるべきである。

エ 監査意見⑤については、未措置である。

平成18年度包括外部監査報告書105ページ～106ページでは、以下の旨

の意見を述べていると思われる。

ているの利用は、「女性の地位向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資する」というているるの設置目的に沿ったものでなければならず、ているるの利用は公益目的に限定されるべきである。そして、ているるの利用を制限する場合、つまり公益目的ではない場合には、その判断基準を明確にすべきである。しかし、沖縄県女性総合センター使用許可受付等留意事項の規定が曖昧である。そこで、監査意見⑤は、ているるの設置目的を規定している条例との関連を考慮して、ているるの利用を制限する場合を明確にすべきであると指摘している。

したがって、監査意見⑤について措置したかどうかは、ているるの利用を制限する場合を明確化したかどうかが問題である。

ところが、公報で公表された措置内容は、この点に答えていない。公表された措置内容の言う、利用者が公平に施設を利用できるよう周知を図っているとか、貸館業務マニュアルを作成し施設管理を行っているとかは、監査意見⑤の指摘する問題点からずれている。利用料金設定の見直しも監査意見⑤に直接応えるものではない。

オ 監査意見⑥については、未措置である。監査意見⑥の趣旨は、施設管理は民間に委ね、財団は男女共同参画事業に特化する方向で検討をすべきというものである（平成18年度包括外部監査報告書84ページ）。したがって、措置したかどうかは、この検討をしたかどうかで判断される。しかし、公報で公表された措置内容は、「対応を検討してまいります」とのことであり、未措置なのは明らかである。

カ ①～⑤の監査意見は、同財団運営上のいわば技術的な各論についてである。ただし、監査意見⑤については、設置目的に合致した財団・ているるのありようを求めることになり、財団・ているるの存続の可否の問題についてなごりかねないから、財団自身による判断は困難であると思われる。

しかし、監査意見⑥については、同財団のありようそのものに関わるものであり、監査意見⑥に従えば現在行っている施設管理業務を同財団から

手放すことになるのであるから、同財団及びその所管課が監査意見⑥に抵抗するあるいは答えが出せないのは自然である。

そもそも、同財団は、いわゆるハコ物を管理することを目的として設立されたものではない。同財団の存続を前提とすると、本年度包括外部監査人も、平成18年度の上記監査意見⑥に意見を同じくするものである。

4 本年度の包括外部監査の結果

(1) (財)おきなわ女性財団の事業縮小と、その存在意義を再検討すべきである(指摘事項)

同財団の設立目的は、上記のとおり、男女共同参画型社会の実現を目指すというものである。しかし、平成22年度の事業を見ると、男女共同参画を拡大解釈して事業内容を広げているように思われる。例えば、DV被害者支援は、家庭とその周辺支援組織の問題とすべきであるし、パソコン教室は職業訓練の事業である。それぞれの事業の社会的な必要性あるいは重要性は高いと仮定しても、その事業を同財団で担うべきかどうかは別問題である。事業内容を拡大しようという動きは、同財団の設立目的である男女共同参画型社会のための活動内容は現実には少ないので、財団の存続のために事業拡大を図っているものと評価できる。

したがって、同財団は、男女共同参画社会推進助成事業といった同財団の設立目的の実現といえる事業や、同目的を果たすために同財団を存続させるのに必要な賛助会員の募集以外の事業の廃止を検討すべきである。

なお、上記平成18年監査意見⑥に関しても、財団の存続自体が自己目的となってはならないと指摘されている(同年度包括外部監査報告書106ページ)。

(2) ハコ物「ている」の廃止、民間売却等を、独立の第三者委員会を設置して検討すべきである(意見)。

ているの平成21年度の稼働状況は、同財団から示された資料によっても全体で47.7%となっており、施設の半分以上の期間は空の状態であるといえる。

また、ふれあいサロン(団体交流室)の平成22年度の登録団体名簿を見ると、登録団体は19団体ある。それらの団体の活動目的で男女共同参画に関連するものが掲げられているのは、7団体に過ぎない。

このような状況では、男女共同参画の施設として存続の必要性に疑問があると言わざるを得ない。

県としては、県民財産確保の観点から、ているを廃止して貸し会議場等とするか民間への売却する等の方策を検討すべきである。

第6章 教育支援のあり方と、中間的自治体である沖縄県の果たすべき役割（財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団）

「パブリック・プライベート・パートナーシップ理論（PPP理論）」を参照して、教育支援のあり方とその他の「公益性」について検証する。

1 目的

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団は、本県の教育・文化の振興及び産業発展に寄与するための国際性豊かな人材の育成と国際交流・協力の拠点形成を図ることを目的に、次の事業を実施している。

- ①県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生又は生徒で経済的理由により就学困難な者に対する学資の貸与・給与事業
- ②留学助成・研究助成その他必要な事業
- ③外国語教育事業
- ④海外からの留学生の受入れその他国際交流・協力に関する事業

2 沿革

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団は、昭和28年に設立された(特)琉球教育会を前身としている。

本土復帰の昭和47年に、同会を財団法人沖縄県教育会が継承し、昭和57年に復帰10周年を記念して財団法人沖縄県人材育成財団と改称した。

平成元年に、英語センターを前身とする財団法人沖縄県語学センターと統合した。さらに、平成12年に財団法人沖縄県国際交流財団と統合し、名称を財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団へ改称した。

3 事業内容

- (1) 育英・奨学事業の充実（奨学課、総務課）
経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金の貸与・給与及び学生寮管理運営事業を行う。
 - ①奨学金給与事業（奨学課）
 - a 高校、大学・大学院委託給与奨学生

②奨学生貸与事業（奨学課）

- a 高校、専修学校（高等・専門課程）
高等専門学校、大学、大学院貸与奨学生
 - b 留學生貸与奨学生
 - c 在沖米軍施設・区域内大学貸与奨学生
 - d 沖縄県出身海外移住者子弟貸与奨学生
- ③学生寮管理運営事業（総務課）
- a 南灯寮（男子寮：東京都狛江市）
 - b 冲英寮（女子寮：東京都世田谷区豪徳寺）
 - c 大阪寮（男子寮：大阪府吹田市）

(2) 留学事業の推進（留学課）

国際化時代における本県の振興発展を担う多様な人材を育成するため、留學生・研究員派遣事業を行う。

- ①国外留學生派遣事業（県費）
 - a 博士課程、修士課程、1年課程、6か月課程
- ②小渕沖縄教育研究プログラム
（日米共同プログラム）
- ③高校留學生派遣事業
- ④専門高校生国外研修事業（台湾）
- ⑤在沖米軍施設・区域内大学就学者推薦事業

(3) 語学関連事業の拡充（語学センター）

語学力の向上を図り、本県の振興発展に寄与するため、語学講座を開設する。

- ①午前集中英語講座
 - a 上級、中級、初級クラス
- ②同時通訳基礎講座
 - a 英語（レベルⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）、中国語
- ③翻訳者養成講座
 - a 英語

④留学対策講座（レベルⅠ、Ⅱ）

⑤TOEIC対策講座

⑥ビジネス応用英語

⑦実用英語講座

⑧実用中国語講座

(4) 国際交流・協力事業の推進（国際交流課）

地理的・歴史的特性を生かして、諸外国との交流を推進し、国際交流・協力

拠点の形成を目指して、諸事業を行う。

①外国人による日本語弁論大会

②国際交流員等の学校派遣事業

③日本語読み書き教室

④海外留学生受入事業

⑤私費外国人留学生奨学金給付事業

⑥新ウチナー民間大使活動促進事業

⑦JICA沖縄国際センター研修員受入事業

⑧国際理解・協力のための高校生の主張コンクール

⑨国際理解・協力のための中学生の作文コンテスト

4 過去の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況で問題があると考え

事項

(1) 奨学金の滞納状況について

ア 指摘内容

平成15年度から平成19年度の年間返済額等の推移をみると、滞納額は増加しているが、返済額は逆に減少しており、奨学金財政に大きな影響を与えない問題となってきた。

今後ますます滞納者が増えると予想される状況下において、コスト面も当然考慮すべきで、回収業務に貸付業務以上の労力を要している面もある。回収業務をサービサーに委ねることも検討して良いと思われる。

イ 措置状況（措置を講じていない理由）

回収に係る外部委託（サービサー（債権）回収会社）の導入は、平成20年度に債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正が行われ、高等奨学金についても、財団においても活用が可能になったばかりであり、平成22年9月時点において全国6県、九州1県が導入したのみである。まだ導入事例が少なく、導入による利点、弊害も十分明らかになっていないことから他の県の動向も踏まえ、今後3年間を目的に導入の可否について総合的に検討中である。

ウ 現状

初年度平成17年度新規採用者の貸与（3年間）が終了し、平成20年度より「高等学校等育成奨学金事業」の返還業務が本格的に始まったにもかかわらず、当該奨学金事業に対する返還業務要員が配置されておらず、本務職員の採用及び嘱託員採用を要求している。（平成22年3月に採用試験を実施する予定）

今後、返還対象者は毎年約1,000名増加し、平成22年には3,000名以上になることから返還業務要員の正規配置が必要である。（平成29年度には返還対象者が1万人を超えることになる）。

平成21年に債権回収管理規定を作成したがまだ十分機能しておらず、平成22年度で滞納額が1億2千万円を超える状況である。（平成21年度までの奨学金貸与状況は次頁の表のとおりである）。

奨学金貸与状況

(単位：人、千円)

区分	開始年度	(単位：人、千円)											計	
		S57~H16	H17	H18	H19	H20	H21							
高校	人数(新規)	4,388 (1,549)												4,388 (1,549)
	金額	507,666												507,666
高校育英 貸与 (補助金)	人数	0	740 (740)	1,583 (862)	2,562 (1,016)	2,689 (1,154)	2,933 (1,239)	10,507 (5,012)						
	金額	0	171,858	365,882	592,745	618,261	675,734	2,424,480						
専修学校 高等課程 (補助金)	人数	0	24 (24)	66 (42)	73 (44)	78 (47)	80 (41)	321 (198)						
	金額	0	8,700	24,015	26,340	27,030	28,050	114,135						
高等学校 (奨励金返還制)	人数	254 (129)	129 (45)	125 (49)	133 (47)	106 (20)	95 (35)	842 (325)						
	金額	55,518	28,086	28,020	30,408	24,327	21,366	187,725						
専修学校 (専門課程)	人数	3 (3)	7 (4)	11 (4)	10 (2)	12 (2)	9 (0)	52 (15)						
	金額	756	1,764	2,604	2,520	2,898	2,268	12,810						
専修学校 (専門課程)	人数	57 (43)	50 (25)	35 (12)	26 (14)	25 (13)	25 (12)	218 (119)						
	金額	32,100	28,290	19,590	14,760	14,280	14,400	123,420						
大学	人数	11,239 (3,700)	549 (160)	556 (165)	560 (166)	499 (119)	447 (104)	13,850 (4,414)						
	金額	4,813,975	312,495	312,870	316,550	282,105	253,225	6,291,220						
大学院	人数	604 (339)	22 (14)	21 (9)	20 (10)	18 (10)	19 (8)	704 (390)						
	金額	361,690	18,900	17,280	15,300	15,480	15,180	443,830						
留学	人数	601 (237)	39 (11)	36 (7)	28 (10)	28 (10)	28 (8)	760 (283)						
	金額	267,835	19,980	15,280	12,460	13,520	13,480	342,555						
区内大学	人数	140 (48)	5 (3)	6 (3)	7 (2)	5 (0)	0 (0)	163 (56)						
	金額	32,847	1,520	2,000	2,200	1,000	0	39,567						
沖縄県出身 海外修業者等	人数	46 (29)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	47 (30)						
	金額	18,204	0	0	0	0	480	18,684						
合計	人数	17,332 (6,077)	1,565 (1,026)	2,439 (1,153)	3,419 (1,311)	3,460 (1,375)	3,637 (1,448)	31,852 (12,391)						
	金額	6,090,591	591,593	787,541	1,013,283	998,901	1,024,183	10,506,092						

注：人数は延べ人員 / () は当該年度の新規採用分 / 大学は新国費学生を含む

(2) 県退職者の理事長就任について

ア 指摘内容

従来から財団の理事長は県教育庁出身者が充てられており、多くは教育長の職にあった者が、県を退職後同財団に再就職している。

このように半ばは当然のこととして、教育委員会出身者が一律にトップに就くのは適切とは思われない。一般県民にとっては公平性を欠く。

県退職者の役員就任に関して「沖縄県教育委員会が主体となって設置する公社等の指導監督要領」(平成17年3月25日判定、平成20年2月19日改正)では、県外都団体の常勤役員には、県退職者が就任することが当然のごとく取り扱われており、問題である。

イ 措置状況(措置を講じていない理由)

財団の理事には、本県の教育、文化、産業の発展に資するための国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成という財団設立の趣旨に精通している人物が財団により選任され、理事長は理事会で財団寄附行為に基づき、理事から互選されているところである。

ウ 未措置(現状を容認)である。

外部監査人の指摘の真意は県教育庁出身者の天下りポストのごとく、県退職者が一律で理事長に就くのは好ましくないという指摘である。

5 措置状況に対する平成22年度包括外部監査人による評価

(1) 奨学金の滞納金対応体制(回収業務体制)を強化すべきである(指摘事項)

平成22年度で滞納額が1億2千万円に達し、さらに今後返還対象者が毎年1,000名ずつ増加していき、3年後には3,000余名、平成29年度には10,000名を超えることになり、景気動向と管理業務の増加を考慮すると滞納者も増加することが懸念される。

滞納初期段階から積極的に督促業務を図り、計画的な奨学金の返還を図らなければ長期滞納につながり、不良債権が増大することになる。ひいては奨学金制度に支障をきたすことになる。財団はかかる状況下で、回収業務を外部委託化するかどうかを今後3年間を目的と導入の可否を検討するとして

いるが、その間の体制強化も必要であろう。

しかし、当財団法人においては中核人材が県に引き上げられ、組織体制が弱くなるのが懸念される。貴重な奨学金制度を維持し、本県の人材育成の制度を継続発展させるためには、人員補充をはじめ専門家の育成等、体制の強化・充実が必要である。

(2) 理事長及び職員体制のあり方について (意見)

平成 20 年度の外部監査報告書において「理事長ポストに教育長にあった者及び教育庁出身者が一律に就くことは適切とは思われない」と指摘されている。

しかし、沖縄県の理事長が県庁出身であるということは必ずしも不適切とは言いきれない。この点、本包括外部監査人は、平成 20 年度の包括外部監査人とはやや見解が違う。問題は、就任する際のプロセスの透明性の確保である。理事長就任後に、氏名、就任の必要な理由等を公表することが必要である。こうすることによって、県民への説明責任を果たすことができることが明らかとなり、組織全体に気付きを与え、良い契機となる。

職員体制においては、中核人材の派遣取り止めという手法だけではなく、県との十分な連携の下で人材育成を担っていくためには、人的交流・人事交流は必要であり、派遣法（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律）に抵触しない方法を研究し、財団法人の強化を図り、沖縄県の人材育成事業を拡充することも重要である。

他県の事例も十分に研究し、組織人事・体制のあり方を検討する必要がある。

(3) 学生寮の運営について

1) 老朽化対策の必要性

学生寮は県から建物を借り受けて運営しているが、建物（南灯寮、沖英寮、大阪寮）の老朽化がすすんでおり、修繕が必要な状況になっている。今後、その必要性はさらに増していくことが十分予測できるにも関わらず、現状においては県の予算制度上、修繕計画及び修繕引当金は積立てること

ができないということである。

現状では、壊れてからでないと修繕の予算確保が難しい状況であり、財産管理上、非常に不都合である。壊れる前に手当することによって財産の保全を図り、その価値を維持することが本来の姿であり、壊れそうになっても壊れるまで手当できない制度というのは改めるべきである。

壊れてからの手当・修繕ということになれば、住人に不都合や支障が生じることになる。

現に、南灯寮においては水回りで不都合が生じたにも関わらず、即対応ができなかったという事象も起きた。

修繕計画を立て、修繕引当金に相当する予算を確保し、適切に管理する事が必要である（指摘事項）。

2) 長期的対応

長期的には学生寮の建て替え時期がくるであろうことは十分予測される。利用者のニーズ把握は当然のことであるが、寮活用の需要と併せて建設コスト及び維持コスト等の算出と家賃補助制度で対応する場合の比較シミュレーションを行ない、学生寮の建て替えが良いか、パウチャータンに家賃補助制度が良いか、検討することが求められる（指摘事項）。

6 教育支援のあり方と、中間的自治体である沖繩県の果たすべき役割

ーパブリック・プライベート・パートナーシップ理論（PPP理論）を参照して、教育支援のあり方とその「公益性」について検証する一

(1) パブリック・プライベート・パートナーシップ理論（PPP理論）の基本的考え方

パブリック・プライベート・パートナーシップ理論（PPP理論）は、行政、地域住民、民間企業との間の役割と責任のあり方を見直し、基礎（的）自治体である市町村からの公共性・自発的公共関係に支えられた「公共サービス」の質的改善」を実現することを第1の目的としている。（宮脇淳編集代表『自治体経営改革シリーズ1 自治体戦略の施行と財政健全化』、ぎょうせい、106～107ページ参照。）

参考文献を引用すれば、まず、基礎自治体優先の原則として、

(3) 下からの公共性と基礎自治体優先の原則

下からの公共性・自発的関係を考える上で重要となるのは、地方分権論で基本原則として位置づけられている基礎自治体優先の原則である。

基礎自治体優先の原則は、各段階での行政機関の責任を明確化にし、国が無原則に地方自治体に対して介入することを排除する上で事務の配分に当たっては市町村を優先することを原則とする考え方である。基礎自治体優先の原則は、日本の終戦後の地方自治構想にむけて示されたシヤウブ勧告でその内容が示されている。

シヤウブ勧告では、「①能う限り、または実行できる限り、三段階の行政機関の事務は明確に区分して、一段階の行政機関には一つ一つの特定の事務が専ら割り当てられるべきである、②それぞれの事務は、それを能率的に遂行するため、その規模、能力及び財源によって準備の整っている何れかの段階の行政機関に割り当てられるであろう、③地方自治のためにそれぞれの事務は適当な最低段階の行政機関に与えられるであろう。市町村の適当に遂行できる事務は都道府県または国に与えられないという意味で、市町村には第一の優先権が与えられ

るであろう。第二は都道府県に優先権が与えられ、中央政府は地方の指揮下では有効に処理できない事務だけを引き受けることになるであろう」としている。戦後日本の行政体系は、中央集権型を基本としておりシヤウブ勧告に基づく基礎自治体優先の原則が結実することなく推移してきた。

しかし、地方自治の基本として受け継がれ、1990年代以降本格化した地方分権改革の議論においても、基礎自治体優先の原則は根底に位置する原則として位置づけられている。近接性・補完性・自治の下、地方自治の源泉が基礎自治体にあることは、単に権限や財源、そして行政機能だけで語られるものではない。その根底には、地域の民主主義に支えられた下からの民主主義、下からの公共性・自発的公共関係の形成を優先する理念が流れている。

が明らかにされる。（同書42～43ページ）。

さらに、パブリック・プライベート・パートナーシップ理論の基本的考え方として

PPPの基本的な考え方には、第1に公共サービスの提供は行政に独占されるべきではなく、地域住民や民間企業も公共サービスを提供する主体として認識すること、すなわち、公共選択アプローチの思考をより多く取り入れ、公共サービスの在り方を考える際は多様化が重要とされる。

第2に、公共サービスの単純な民営化、すなわち民間資本100%に移行することは重要とせず、単純に行政から民間への移行を目指す考えを持たないことである。行政が民間からの両極端の思考ではなく、その中間に位置する多様な選択肢を重視していく考え方である。

第3は、行政の役割として地域住民のニーズに根ざした公共サービスの質的改善を実現するモニタリング機能を大きく位置づけることである。モニタリング機能を大きく位置づけるためには、個々のパートナーシップの展開において、何を目標にするのか曖昧な公共性の言葉に依存せず明確にすることが前提となる。それにより、形式的な手続主義による「公共性を達成したはず」という推測で評価するのではなく、客観的なものを行政と民間で共有したモニタリングを行うことが可能となる。

とされる（同書107～108ページ）。

当平成22年度包括外部監査にあたっては、このPPP理論は地方自治の本旨論とも連結するものとして、具体的監査テーマに関して参照している。

(2) PPP理論と前平成21年度及び本平成22年度包括外部監査の監査テーマの関連

1) 平成21年度包括外部監査

「公の施設」の管理運営のあり方（特に指定管理者）について

第5章 地方自治法における市町村と都道府県の権限分配（43～44ページ）において、基礎的自治体である市町村優先の原則につき明示した。

さらに、

第6章 監査の視点とチェック項目（45～52ページ）において、この基本的視点にもとづいて、監査が実施されたことを示した。

具体的な監査項目としては、特に

第14章 沖縄県立図書館

5 宮古・八重山分館の存在・廃止をめぐる議論について

6 運営主体のあり方について

7 監査の結果（指摘事項及び意見）

で、包括外部監査人の見解を明らかにしている。

2) 本平成22年度包括外部監査

過去の包括外部監査の措置状況について

特に、具体的な監査項目である、

本第6章 教育支援のあり方と、中間的自治体である沖縄県の果たすべき役割（財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団）と、

第7章 県立病院（県直営）に関する監査上の問題点

で、個々の問題状況に即して、包括外部監査人の考え方を明らかにした。

3) PPP理論の具体的ケースにおける基本的枠組の再確認
参考文献を以下引用して、基本的枠組を再確認したい。

ア 構造的対立の意味（同書62ページ）

たとえば、地方自治体内の唯一の公立病院を維持するべきという地域住民の声が大きい一方で、地方自治体の財政危機が深まり、地方財政健全化法による再生団体等に臨む危険性がある場合、あるいは少子化によって小学生の数が減少し複式学級の解消、耐震性の充実等が必要となる中で小学校の統廃合を進める考えの一方で、地域にとつてのコミュニティの中核的存在たる小学校は残すべきとする強い反対意見が提示されるなどの状況である。いずれも、一つの地方自治体の中で相互に排他的な解決点が存在する状況である

イ 構造的対立の克服（同書63～64ページ）

① 耐えられる対立の領域

第1の「耐えられる対立の領域にとどめること」とは、議論を通じて新たな創造性を限定化し現在の対立による損失を最小化することで「現実的」な解決策にまず手を伸ばす戦略をとることを意味する。

たとえば、公立病院について廃止ではなく、とりえず規模の縮小等によって最低限の地域の医療機能は維持し、財政負担も一定の軽減を実現する等の方法である。この方法の重要な点は、単なる妥協を模索するのではなく、将来の地域における医療機能の新たな姿等に結びつく第一歩としての妥協点を形成することである。このことによつて、新たな創造性の一部は一時的に損なわれるもの、手を伸ばした耐えられる領域の解決策が将来の方向性について予測可能性と確実性を高める存在となり、そのことが将来的に意図した創造性を確実に実現する一歩となる。公立病院の規模縮小を実現したことにとどまるのではなく、将来における周辺地方自治体や民間病院等との医療ネットワークの形成とその利用を便利にするための移動方法の整備等役割分担によるパートナーシップ展開への取り組みを提示すること。あるいは、小学校の統廃合の例では、統廃合に伴い空室となる小学校施設の活用について地域とのパートナーシップを展開し新たなコミュニティの中核機能を形成することなどである。

耐えられる対立への解決策の誘導に関する重要なポイントは、足元では妥協的産物に見えても将来に向かった創造性を高めるプロセスを発掘し提示できるか否かにある。それがない場合、新たな創造性だけを限定化する一方で既得権益を温存し、問題点を先送りするだけの戦略となる。こうした状況に臨むと将来の方向性が後ろ向きとなり、当初の議論自体が形骸化する。創造性を高めるプロセスは、二項対立の視点だけでは見だし得ない。公立病院の廃止・存続という二項対立の構図の中間領域に地域の医療を維持充実にさせる多くの選択肢の存在を積極的に意識することである。

さらに重要な点は、公立病院や小学校を残すことが目的なのか、地域の医療機能、地域のコミュニティ機能を維持し充実させることが目的なのか十分議論することである。主体論的思考では公立病院、小学校という施設を維持しても、機能が維持されとは限らない。むしろ関係論的思考で地方自治体内や周辺地方自治体等に存在するさまざまな資源を掘り起こし相互に活用する関係を形成することで医療機能、コミュニティ機能を地域に維持し拡充させることが重要となる。

このような基本的枠組をふまえて、本件の財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団について検証していく。

(3) 教育支援のあり方と財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の存在意義

— 教育支援のあり方とその「公益性」について検証する —

ア 教育支援のあり方について

(ア) まず、参考のため、平成21年度包括外部監査「公の施設」等に関する
 監査の「チェック項目」を別紙に掲げた。

別紙

監査のチェック項目

直 営 施 設	指定管理者導入施設
公の施設として県が経営していく価値があるか	
1 設置設置の必要性は何か。各網的な感つけをもっているか。 2 設置目的は、現在でも通用するものなのか(見直す必要性はないのか)。 3 施設は設置目的どおりに最大限活用されているか。 4 施設の利用者の実態からみて公の施設と扱うにふさわしいか。	
誰が担えばよいか	
1 直営とする必要性・合理的理由はあるか。 2 住民サービスは充実しているか(民営化せずとも旨でもできているか)。 3 沖縄県の歴史的特性を取り込んだ施設の運営のあり方はどうなっているか。	1 公平で透明性のある選定がなされているか。 2 選定委員の構成、指定基準(公募・非公衆の別)等。 3 過去の管理実績を有利な事情とすべからず、指定管理者の力を最大限に引き出すように、サポート体制がとられているか。 4 指定管理者の業務運営の適正を確保する措置が十分にとられているか。 5 管理の突発的中断に対する備えがなされているか。 6 発注者側において監査業務がルーティン化(見える化)されているか。
情報公開 <県民の参加が必要>	
1 沖縄県の歴史的意思を訴える業務の決定過程は公開されているか。非公開ならその理由は何か。	1 沖縄県情報公開条例に指定管理者の管理業務に関する情報の公開規定があるか。協定書には定めが置かれているか。 2 協定書の内容は必要十分か。
措置状況 <誰が改善の努力をしたか>	
1 過去の監査で指摘された点は、どのように措置されたか。いかなる判断過程を経たか。	
個人情報保護 <こんははすではなかつた...>	
1 沖縄県個人情報保護条例に規定があるか。協定書はどうか。 2 協定書の定めは十分か(必要かつ適切な安全管理措置が講じられているか)。 3 県の実際の監査、調査体制は十分か。	

財団についても、ほぼ同様の視点を監査のチェック項目にした。

特に、「誰が使えばよいのか」

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 直営とする必要性・合理的理由はあるか。2 住民サービスは充実しているか（民営化せずとも官でもできるか）3 沖縄県の歴史的特性を取り込んだ施設の運営のあり方はどうなっているか。 |
|---|

を参照し、次のように評価した。

(イ) (財) 沖縄県国際交流・人材育成財団の各事業についての監査の評価は以

下のとおりである。

財団における教育支援の態様	包括外部監査人の評価
奨学資金・育成会事業	中間的自治体である沖縄県で実施する必要はない。(ただし、日本英会の解散という経緯がある。)
語学センター事業	民間でもできる。かえって民業圧迫の可能性あり。
国際交流事業	中間的自治体である沖縄県で実施する必要はない。
学生寮の運営	そもそも民間事業。事業の存在意義が問われる。

イ (財) 沖縄県国際交流・人材育成財団の存在意義 (意見)

財団の諸事業について、民間営利事業と異なる性質を持つのは、奨学資金・育成会事業と一部の国際交流事業と考えられる。沖縄県の外郭団体としてありかた(存在意義)が問われることになる。

財団は、監査時において、公益法人化を目指し、公益認定の申請手続中で

あった。

公益法人か、一般財団法人が妥当か、の論点はあるにしても、包括外部監査人としては、すべての外郭団体等について、強力な権限を持つ独立第三者委員会の評価と外郭団体等の改革計画の中で、これを解決していくべきと考える。

5で述べた指摘事項等についても、この外郭団体改革の中で、再度問題となり、外部チェックを経て措置がなされるべきである。

第7章 県立病院(県直営)に関する監査上の問題点

1 沖縄県立病院の概要

(1) 沿革

昭和47年5月15日(本土復帰の日)、琉球政府立病院を引き継ぎ、沖縄県立病院事業として5病院(名護、中部、那覇、宮古、八重山)としてスタート。その後昭和48年4月沖縄精和病院が県へ移管され、沖縄県立精和病院に改称され、現在の6病院体制の骨格が固まった。

以後の病院組織の大きな動きをたどると以下のようになる。

昭和55年4月 八重山病院新築移転(石垣市宇大川へ)
 昭和57年4月 南部病院を設置(県立糸満療養所から)
 昭和58年4月 環境保健部に病院管理局を新設
 昭和61年3月 精和病院新築移転(南風原町字新川へ)
 昭和62年5月 那覇病院改築移転(旧琉球大学附属病院跡へ)
 平成3年12月 名護病院新築移転、県立北部病院へ改称
 平成13年10月 中部病院新築移転(具志川市宇安里281番地へ)

[上記は、平成15年度包括外部監査結果報告書に記載済。その後の動きについて補充する。]

平成15年2月 中部病院が日本医療機能評価機構から認定書受ける

平成18年11月 南部病院を民間へ移譲

那覇病院を廃止し、南部医療センター・こども医療センターを開設(南風原町新川へ)

平成18年4月 地方公営企業法の全部適用へ移行

病院事業局を設置

沖縄県は、他都道府県と比べて、当初かなり立ち後れの状況にあったため、琉球政府立→県立病院主導の医療提供体制が形成された、とされる。

そのため医療施設の水準は全国レベルにも近づきつつあるが、現在でも民間病院等よりも、県立病院に対する依存度が依然として高い。

平成18年4月1日には、(従来より続く)赤字体質からの脱却と経営の

抜本的改革を目指して、地方公営企業法の全部適用へ移行した(出所:『平成21年度版沖縄県立病院年報』)。

(2) 沖縄県立病院の特徴(指摘事項)

ア (1)沿革で述べたように、日本復帰当時の沖縄県の医療事情は、全国に比べて民間医療機関も未発達で、また県立以外の公的医療機関もすくなく、また離島が多い等の地理的条件も重なって県立病院主導の医療提供体制が続いてきた。

イ 平成15年度包括外部監査結果報告書は、県立病院事業が慢性的な赤字が続く厳しい経営状況にあることを平成14年度まで損益推移として記述している。その後の年度も含めた損益計算書の推移の概略は以下のとおりで、平成21年度まで慢性的赤字は続いている(医療利益の赤字金額を左から右へたどるとわかる。)

損益計算書推移

(単位:億円/億円未満四捨表示)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
医療収益	360	358	363	367	364	362	358	357	342	373	375	384
医療費用のうち給与費	241	240	241	242	243	238	243	253	246	249	247	243
医療利益	▲38	▲39	▲34	▲40	▲54	▲39	▲43	▲43	▲71	▲82	▲43	▲29
経常利益	▲21	▲18	▲15	▲24	▲38	▲22	▲28	▲46	▲50	▲34	▲21	7
未処分損益金(いわゆる累積損失)	▲266	▲285	▲302	▲328	▲366	▲390	▲421	▲468	▲518	▲216	▲238	▲231

ウ 医療赤字は、平成15年度以降やや下びどまると、平成17年度、平成18年度と悪化。その後平成19年度に再び下びどまり、直近の平成20年度、平成21年度と赤字幅が縮小したように見える。

しかし、収益項目と費用項目の細かな推移をみると、他会計の負担金や補助金の増減による影響が大きく、実態は見かけほどは改善されていない。

(単位：億円/億円未満切捨表示)

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
医療収益のうち 他会計負担金	47	47	47	48	48	49	49	49	44	47	40	41
これがないとしたと きの医療利益	▲46	▲46	▲44	▲48	▲62	▲48	▲48	▲52	▲64	▲78	▲72	▲41

さらに大きく表面上の決算数値とかけ離れる原因が医療外収益の項目である他会計補助金と負担金交付金である。この2項目によって、経常利益は大きく変動する。

(単位：億円/億円未満切捨表示)

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
医療収益のうち 他会計補助金	47	+12	+11	+11	+9	+12	+5	+4	+4	+7	+8	+16
医療外収益のうち 負担金交付金	22	+22	+20	+19	+20	+17	+22	+23	+28	+31	+20	+26
これらの項目がな いとしたときの経 常利益	▲52	▲53	▲48	▲55	▲69	▲52	▲56	▲73	▲82	▲73	▲73	▲50

他会計負担金、他会計補助金、負担金交付金を含む一般会計から病院会計への繰入（民間企業の企業会計とはことなる考えによる、利益のいわばカサあげ要因）は、「一般会計繰入金」として損益計算書の末尾に表示される。

(単位：億円/億円未満切捨表示)

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
一般会計繰入金 (民間企業の企業 会計とはちがう完 上・利益の増加表 示要因)	+38	+42	+40	+39	+38	+38	+37	+32	+40	+48	+40	+55

平成21年度病院決算は、在庫削減プロジェクトの実施等による経営改善要因があったとされるが、医療利益29億円の赤字でも、経常利益が7億円の黒字とされる大きな要因は、前年度比実に15億円増である一般会計繰入金による部分も大きい、といわざるをえない。

後の項目でくわしく説明しているが、一般会計繰入金(別の立場からは繰入金)が公益にもとづく適正額ならば、決算数値にもとづき、県立病院の経営状況は良好かをチェックすることができる。しかし沖縄県においては、この損益計算書の一般会計繰入金(収益的収支予算の3条繰入金と通称されている。)だけでなく、資本的収支(病院の建物・土地などの固定資産に関する会計)に関する一般会計繰入金(資本的収支予算の4条繰入金と通称されている。)においても、相互の金額の流用を含む恣意的な数値操作がおこなわれている。この基本的问题点が解消されれば(手続やチェック体制が整わなければ)、そもそも決算等の基礎データが信用できず、赤字体質からの脱却も、経営の抜本的な改革もありえない。

このような問題状況がほとんど改善されていない(よって抜本的改革にはほど遠い。)のが、沖縄県立病院の特徴である。

2 過去の包括外部監査の指摘・意見に対して、沖縄県はどうか対応したか

(1) 平成15年度包括外部監査で「沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について」が監査対象(「特定の事件」となった。

監査テーマとして選定した理由を、毎期多額の損失を計上し、平成14年度末の累積欠損金は367億円で、ほぼ売上に相当する医業収益と同額であり、この累積欠損金比率100.5%は、都道府県立病院平均57.7%の約2倍であり、経営状況が厳しいこと、また全国的にも、沖縄県においても自治体病院のあり方が議論されていることとして、適法かつ効率的な運営がされているか、の監査が実施された。

(2) 外部監査の要点は、以下とされた。

- ・経営状況は良好か
- ・病院事業の会計処理が「沖縄県立病院財務規則」に準拠して行われているか

・収納事務、契約事務及び支出事務は関係諸法令等に準拠して適正に処理されているか

- ・医業未収金の回収管理は適正に行われているか
- ・給与(退職金含む)の支給は規定等に基づき適切になされているか
- ・医薬品、医療消耗品の管理は適切か
- ・減価償却、引当金等の決算手続は適正になされているか
- ・業務委託は適切になされているか
- ・固定資産の購入手続、管理は適切か
- ・一般会計からの繰出は関係諸法令に準拠し適正になされているか
- ・各病院の利益管理は適切か

(3) 監査結果は、「監査意見」として次の7項目の指摘がなされている。

- 1 長期延滞未収金 ①長期滞納先の病院管理局による一括管理について
②死亡した長期滞納者について

2 人件費について ①医師の初任給調整手当 ②勤勉手当 ③特殊勤務手当 ④能率給等の導入(の検討)

3 退職給付債務について

4 材料費について ①薬品の滞納状況について ②診療材料の購入単価決定方法について

5 減価償却の開始時期について

6 医療機器の稼働状況管理について

7 一般会計繰入について

8 診療科別原価計算の導入が必要である

(4) 上記の指摘に対する改善措置がなされたか否か各担当課からの回答をもとに本平成22年度包括外部監査人が評価した結果は、以下の措置状況一覧表のとおりである(指摘事項)。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペ ージ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	公表の 有無	
5		款：病院事業費用 項：医療費用 目：給与費	③特殊勤務手当に関して、たとえば夜間看護 師等手当が給与条第21条の要件を満たす ものか、再検討が必要である。	1-58	なし			特別勤務手当制度については、包括外部 監査意見も参考にしながら、平成21年度に 関係労働組合に対し、給与見直しに関する 協議開始を提案した。(現在協議中)		措置を講じたとは評価できな い。 検討プロセスが示されてい ない。 検討プロセスが示されてい ない。時期についても明示して いるのは妥当である。 しかし、対応がきわめて遅い (平成15年度指摘、平成22年度に なっても措置なし。公表な し。)
6		款：病院事業費用 項：医療費用 目：給与費	④給与に関して、一定以上の効果に貢献した 担当者又は組織に対して、相応の見返りを与 える仕組みを作るべきである。たとえば、能 率給の導入、勤勉手当の弾力的運用、給与体 系の抜本的変更。地方公営企業法全面適用も 検討課題である。	1-58	なし			包括外部監査意見も参考にしながら、平 成21年度に関係労働組合に対し、給与見直 しに関する協議開始を提案した。(現在協 議中) なお、県病院事業は平成18年4月1日か ら、いわゆる全道企業へ移行した。		措置を講じたといえる。 地方公営企業法を全面適用した のだから、その平成18年度で、こ の点には措置があったとして、公 表すべきだった。手続に問題あ り。 給与体系の抜本的見直しにつ いては、対応がきわめて遅い(平 成15年度指摘、平成22年度にな っても措置なし。公表なし。) 検討プロセスと時期について 明示している点は妥当である。
7	退職給付債務につ いて 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医療費用 目：給与費	①地方公営企業法施行令第9条第6項には健 全な会計処理がうたわれている。県立病院 財務規則第123条には、退職給付引当金の計上 について規定がある。沖縄県立病院事業会計 において、退職給付引当金を計上すべきであ る。	1-58 1-59	無			総務省の地方公営企業会計制度等研究会 の報告書に基づく新公営企業会計基準の導 入が見込まれており、平成22年度を目処に 退職給付引当金を計上する予定である。な お、平成21年度末で同引当金は37,185,729 円である。		措置を講じたとは評価できな い。これは指摘事項である。この 指摘事項に対する対応がきわめて 遅い(平成15年度指摘、平成22年 度になっても措置なし。公表な し。) しかも、計上される予定は何時 と平成25年度、10年間も実質上 放置されている。

平成16年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペ ージ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	公表の 有無	
1	長期延滞未収金につ いて 【県立病院課】	款：病院事業収益 項：医療収益・外 来収益等 (平成22年度予算 には該当なし)	①長期滞納先に関して、回収率が極端に低下 する1年平～2年を超過した滞留先につ いては、病院管理局で一括管理・回収(法的措置 を含む)を、外部委託を含めて行った方が能 率的である。	1-57	無	【外部委託】については、平成16年度2月 から債権回収サービス業者と委託契約を締 結し、平成19年度は全県立病院で回収委託 をおこなっている。 また、平成20年7月から未収金発生初期 段階における債権回収委託(サービサー) を北部病院で実施しており、平成21年度 からは中部病院、南部医療センター、こ ども医療センター、富志病院、八重山病院 の4病院にも導入している。 【法的措置】については、平成15年度から 支払い督促を申し立てており、平成22年7 月末までに412件の支払い督促を申し立 て、うち267件の債務名義を取得してい る。 強制執行は、平成19年度において、北部1 名、八重山1名の債務者について強制執行 手段として、債権差押命令申立てを実施し た。		一括管理については、各病院が効率的に 業務を行ううえで困難と考えている。		措置を講じたといえる。しか し、タイミングが悪い。 公表がなされていない。 指摘・意見の趣旨は、実効性 ある回収措置を講じることにある。 そうだとすると、債権回収委託や 法的措置に踏み込んでいる以上、 一括管理を採用しなかったこと が、不当とはいえない。しかし、 一括管理を採用しなかった理由 について、何も回答していない 点は問題である。
2		款：病院事業費用 項：医療外費用 目：雑損失	②長期滞納者に関して、本人が死亡して おり、保証人がいない場合でも、時効期間の5 年を経過しないと償却をしていない例が見 られた。この様な確実に回収が望めない滞納 者の場合は、早期に不能欠損処理をすることを 検討する必要がある。	1-57	有	当該債権については、沖縄県財務規則第 52条第6号により、不能欠損処理を実施 している。 平成17年度の最高裁判決により、公立病 院の個人医療未収金の債権の時効時効の 捉え方が、公法上の債権(6年、時効の 適用の必要なし)から、私法上の債権(3 年、時効の適用が必要)へと変更になっ たことに伴い、時効消滅による不納欠損が、 減少している。 【平成21年6月22日 号外第19号】公表	有		措置を講じたといえる。 公表がきわめて遅い。平成15年 度の指摘・意見に対する措置公表 が、何と5年後にされている。 包括外部監査への対応に問題が ある。	
3	人件費について 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医療費用 目：給与費	①医師の初任給調整手当てに関して、沖縄県全 体を離島その他へき地とする根拠は見だし がたく、再検討の余地がある。	1-57	なし			医師不足等の中、初任給調整手当てのエリア 区分に差を設けることは困難と考えてい ます。		措置を講じたとは評価できな い。 いつ検討されたのか、時期が不 明。 【どういう形で検討されたのか、 それとも検討もされなかったか についても不明瞭。】「医師不足 等」という抽象的な概念から、具 体的な検討を回避しようとする ものである。公共性を理由として非 効率・不合理性を温存させてい る。
4		款：病院事業費用 項：医療費用 目：給与費	②勤勉手当に関して、給与条例、期末手当等 規則では、任命権者が一定の範囲内で定める と規定されている。ところが、実態上全員同 じ成績率が適用されている。条例等に沿った 運用ができるのではないか。	1-57	なし			包括外部監査意見も参考に、勤勉手当の 成績率の運用ができるよう評価制度を確 立し、具体的な運用ができるよう取組ま す。		措置を講じたとは評価できな い。 いつ具体的運用について実行さ れるのか時期が不明。 そもそもこれは指摘事項であ る。対応がきわめて遅い(平成15 年度指摘、平成22年度にな っても措置なし。公表なし。)

平成15年度 措置状況一覧表 沖繩県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的な内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
11	医療機器の稼働状況 管理について 【県立病院課】	款：病院事業収益 項：医療収益 目：入院収益・外 来収益等 (平成22年度予算 には該当なし)	各病院の責任者は、高額医療機器に関して定期的に稼働状況を把握することが望ましい。そして、利用率の向上を方策を検討することが有用である。具体的には、高額医療機器が有効に利用されている場合、定期的なメンテナンス等で現場医師等に報告し、有効利用されるような意識づけを行う。利用率が低下している場合は、迅速な対応を考える。	1-60 1-61	有	1 平成18年11月に「今後講じる措置の予定」表を作成。 2 高額医療機器については、次年度の予算要求において、稼働計画（年間〇〇件、〇〇時間）等を報告することとした。 3 各病院の現在の対応状況は次のとおり。 ① 北部病院：月に一度定期的に開催している経営健全化委員会（MR I・C T等の使用件数の推移を年度別・月別に分析し、稼働状況の把握や業務の効率化に取組んでいる。 ② 中部病院：業務月報等で常時、稼働状況を把握、支那としては、高額医療機器の殆どがほぼフル稼働の状況であり、慢性的に予約待ちの患者を多くかかえている。むしろ需要に対して機器稼働が全く追いついていないのが現状。 ③ 医療センター：高額医療機器については、開院した平成18年度以降月別の検査件数について把握。 ④ 宮古病院：毎月、機器の利用件数、人数を集計している。また、利用目標（各月平均）を年度当初で計画し、目標達成を進めている。利用状況については、院長ヒアリング（上半期・下半期）や医局会に必要なに応じて報告している。 地区内の開業医に対しては地域連携室を通じて情報提供に努め、共同利用を促進している。 ⑤ 八重山病院：毎月、機器の利用件数、人数を集計している。また、利用目標を年度当初で計画し、目標達成を進めている。地区内の開業医に対しては地域連携室を通じて情報提供に努め、共同利用を促進している。	有	有	措置を講じたといえる。各病院毎に具体的な対応がとられている。 しかし、包括外部監査人への対応がやや遅い（平成15年度→平成18年11月）。措置が、実質上なされているのなら、公表すべきである。	

平成15年度 措置状況一覧表 沖繩県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的な内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
8	材料費について 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医薬費用 目：材料費	①薬品の滞留がある。病院管理局において、各県立病院の滞留に関する情報を共有化し、必要に応じた転送、消費が望まれる。	1-59	有	薬品の滞留への対応については、監査の指摘に基づき、平成16年度から各県立病院間において、期限切れ見込み薬品、不要薬品の情報を共有し、必要に応じて転送、消費している。 なお、平成20年度には、県立病院課による一括見積りに併せて、全県立病院の採用品目一覧表を作成しているため、当該一覧表を活用することにより、他県立病院の採用品目を把握でき、よりスムーズな転送が可能となっている。 【平成20年5月23日号外第22号】公表	有	有	措置を講じたといえる。指摘に対して、すみやかに措置がとられている。 ただし、この点について公表はなされていない（または平成20年公表？）。	
9		款：病院事業費用 項：医薬費用 目：材料費	②診療材料の購入に際し、単独の見積もり提示となっているものがある。単独見積もりは例外とし、それしか得られない場合は合理的理由を検討すべきである。	1-59 1-60	有	各病院における見積もりや、平成13年度から県立病院課において実施している一括入札においては、単独見積もり・入札の提示も多く見られたため、監査の指摘に基づき、平成18年度から、材料統一を図ることによるスケールメリットを生かすため、広く見積もりを受け付けるため、診療材料規格統一化委員会を立ち上げ、県立病院課における統一材料の一括入札を実施し、低減購入に努めてきた。 平成19年度から、外部民間コンサルタントを活用した診療材料費削減プロジェクトを実施し、低減購入に努めてきた。 その手法は、県立病院課において、各県立病院が採用している材料情報をとりまとめ、一括見積もり合わせに付し、複数の会社から見積もりを徴し、最低価格を提示した会社と契約を締結している。 なお、年度途中に新規採用する品目については一括見積もりから外れるため、2社以上の見積もりを徴するように各病院を指導しているが、診療材料分野においては、業者が限定され単独見積もりとなる品目が少なくないため、外部コンサルタントから得たベンチマーク情報を基に価格交渉を実施したり、同種同効品の提案を受け付け、メリットがある場合には切替を検討している。 【平成20年5月23日号外第22号】公表	有	有	措置を講じたといえる。 ただし、対応はやや遅い（平成15年度→平成18年度、平成19年度）。公表もやや遅い、と思われる。 措置の内容については、具体的かつわかりやすい説明がなされている。	
10	減価償却の開始時期 について 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医薬費用 目：減価償却費	資産を取得した年から月割償却するよう会計方針を変更することが望まれる。	1-60	無			内部検討の結果、過年度の比較分析の観点から、財務規則に基づいて取得の翌年度からの減価償却を継続することとし、会計ルールの変更は実施していないが、今後は、新公営企業会計基準の導入に合わせて、月割償却の方針で検討している。	措置を講じたとは評価できない。 い。	

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の 具体的な内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
14		款：病院事業収益 項：医業外収益 目：他会計補助金 等	③査定基準と積算基準との整合性は必要であるが、同時にそれぞれの具体的な基準の理論的合理性も当然追求していくべきである。 救急医療に関する経費については、①医師の特典費用：宿直手当全国平均17,000円で計算しているが、全国平均を採用する合理的理由が見当たらない。なぜならば、医師等の人件費は既に厳格に規定され、各病院の職員の範囲におさまる代物ではないからである。 ②看護師の特典費用：看護師についても医師の場合と同様で、夜間勤務手当のみ措置の合理的根拠に欠ける。③空床確保の費用：空床確保に伴う機会費用を補償しているようであるが、その場合ならば、入院収益からそれにかかる薬品代等の直接費用を控除した金額を基にして、空床確保経費とすべきである。 結核病院の運営に関する経費については、①医師の時間外手当：全国平均に置き換える根拠が乏しい。②物件費に關して：少なくとも材料費については、全体の病床数×病床利用率と結核病床に関する増床数×病床利用率の比率で按分するほうがより合理的であろう。 医療に要する経費については、①給与費について、時間外手当は医師一人あたりの診療時間を全国平均時間で計算すべきである。②家計費の按分に関しては、高度医療患者費率で按分するのが合理的である。積算基準では、面積按分になっている。③減価償却費のうち1/3は少なくとも経費として按分してよいのではないか。④材料費は直接把握可能ではないか。 附属診療所の運営に要する経費については、①企業債元金償還額の1/3は、その他経費から除かれるべきである。②診療所の維持のためには、医師等派遣広域は必要であり、国庫補助はあるものの、それを越えて発生する部分についてまで、査定がこれを除外した理由が見当たらない。	1-61 1-63	有	講じた措置の具体的な内容 平成16年度繰入金から、査定基準と積算基準の整合を図るため積算ルールを定め、医師の宿直手当を全国平均で計算するなど合理的理由が見当たらない方法は廃止し、直接経費の計上と間接経費の按分計上等、合理的な方法により積算することとした。	有	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	公表の時期等の詳細な記述はない。一見対応は迅速のように見える。 しかし、措置を講じたとは評価できない。番号12で指摘したように、実際は、恣意的な運用がなされている。 監査リスクは、きわめて大きい。 救急医療経費①、②、③、結核病院運用経費①、②、高度医療経費①、②、③、④、附属診療所運営経費①、②について、各別に回答すべきである。 さらに、いったん定められた手続等の措置が恣意的な運用に背抜きされていないか、沖縄県自身が検証する必要がある。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の 具体的な内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	
12	一般会計繰入について 【県立病院課】	款：病院事業収益 項：医業外収益 目：他会計補助金 等	①緊急に一般会計繰入基準（積算基準）と財政課による査定基準間の不一致及び不確実性を解消し、一般会計が負担すべき負担金や補助金を明確化する必要がある。	1-61	有	監査の結果に基づき、平成16年度当初繰入金から、財政課と協議の上、総務省繰出基準の解釈について一定のルールを定めた。	有	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	公表の時期等詳細の記述がない。 包括外部監査への対応は迅速である。 しかし、措置を講じたとは評価できない。監査手続において、その後の運用が恣意的であることが判明した。これでは意見が背抜きになっている。 重大事項であり、内部のチェック体制が大層に問題があるか、組織的なチェック自体が機能していない。 本事例は措置がされたとして、公表もしたと。業績悪化等別の事情から、運用が恣意的になされ、繰入基準の制度自体が機能不全になった。いくら措置がなされても、その後元の悪い状態に戻るようなら、組織のあり方とチェック手続はほとんど信頼がけないことになる。重大な監査リスクが明らかになったと考える。 沖縄県自体に、もし内部牽制のしくみがある、と主張したいならば、猛省と緊急な対処が望まれる。
13		款：病院事業収益 項：医業外収益 目：他会計補助金 等	②法17条の3に基づく補助金は、病院事業（特別会計）にとって不可欠的、臨時的そして異常な原因から発生した費用であり、理由は厳格に解されなければならない。よって、監査の結果に記したように、統括管理費として一括して措置化された補助金は避ける必要がある。	1-61	有	平成16年度繰入金から、それまで一括して措置されていた統括管理費は廃止した。	有	措置を講じていない理由	措置を講じていない理由	措置を講じたといえる。実質的には、包括外部監査への対応は迅速である。 公表の時期等の詳細の記述がない。

指摘・意見全15項目のうち、措置を講じたと評価したものは8項目で、ややや半分以上を占める程度であり、措置を講じたとは評価できないものが7項目もあった。

特に、大きな制度上の問題点になると、「取り組みます。」「検討している。」等で指摘内容への対応を明確に記述しないか、「医者不足等」「多大な時間、労働コスト」等の具体性のない理由づけをする等、現状維持か、時間かせぎの組織防衛の姿勢が強く出ている。毎年度『沖縄県立病院年報』の冠頭に述べられている「経営の抜本的な改革」と「赤字体質からの脱却」に積極的に取り組む意欲はうかがえない。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペ ージ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の 具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
15	診療科別原価計算の 導入が必要である 【県立病院課】	(平成22年度予算 には該当なし)	診療科別原価計算の導入が必要である。	1-63 1-64				(株)アプリアにより、平成16年9月～平成17年3月まで、北部病院、中部病院、宮古病院の3病院に調査に入り徹底的に北部病院・宮古病院について診療科別原価計算を行なった。 現在、医療センターについては、医事会計システムに関連システムが附属しているが、他の県立病院については、新たにシステムを導入する必要がある。 当該措置事項を実施するためには、調査内容から、病院全部門において、多大な時間、労働コストが必要となり、現在の所、活用することは困難である。		措置を講じたとは評価できない。包括外部監査に対する対応は、一応なされた、と思われる。しかし、株アプリアの成果に対して、なぜ措置をおこなわないことにしたのか、その理由が理解できない。公表もなし。 コンサル会社が原価計算ができたなら、外注委託さえしたら、完全とはいえないにしても、原価計算ができる。県立病院の実情を分析できるはずである。 できないというための（「ためにする理由づけ」）方便として、コスト増といっているにすぎない。そうでないというのであれば、現存の制度のメリットが、デメリットを上回ることの根拠を明示すべきである。

3 県立病院のあり方について、過去にどのような検討がなされ、沖縄県は検討結果に対して具体的にどのような取り組みをおこなったか

(1) 医療をとりまく外部環境の変化と沖縄県立病院の動き(指摘事項)

ア 平成10年頃から現在に至るまでの医療をとりまく外部環境の変化と、それに対応したと思われる沖縄県立病院の動きを制度・報告等の形で簡略にまとめたものを別紙図表としてかかげた。

地方公営企業としての沖縄県立病院も、病院事業を営む以上医療法の改正によって大きな影響を受けることが、はっきりと見てとれる。特に平成13年3月施行の第4次医療法改正により、診断報酬が引下げられ、経営状態が従来より悪化した。他府県の自治体病院同様平成17年度、平成18年度、平成19年度は過去最悪レベルの赤字が続いた。

イ 対応する沖縄県立病院の動きとしては、別紙図表からは3つのパターンに分類できそうである。

(ア)

パターン1	赤字決算の解消→経営健全化計画・再建計画等の立案
-------	--------------------------

本来ならば現象的にはこれが緊急課題で、具体的な対策等複合的で総合的な計画書やプランが作成されそうに思われるが、実際は全く逆である。各報告書(沖縄県立病院改革プラン、沖縄県行財政改革プラン、新沖縄県行財政改革プラン)では、きわめて平板な、具体性に欠ける文言がこれでもかというように並ぶ。さらに具体性に欠ける工程表が付く。

① 「県立病院経営再建計画(平成21年3月25日)」は、病院事業局が独自に作成したもの、との説明を受けたが、実質的にはたった2ページ。図表はわかりやすいが、本質的な内容はほとんどない。「新沖縄県行財政改革プラン」(平成22年3月)の159ページ「推進項目 県立病院改革の推進」に続く「効果(1)不良債務の解消(2)約100億円の資金不足の解消(3)経常収支の黒字化」の事前説明(準備)資料としか考えられない。

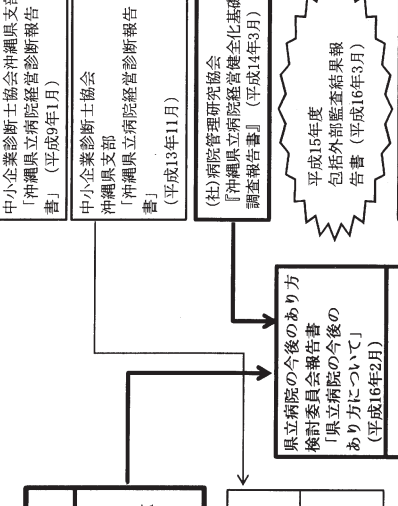
② 「沖縄県立病院改革プラン」(平成21年3月)も、拙速で作成してい

ることは明らかである。概要(いわば総論部分)には、フォーマットに従った文章と数値が入っているが、病院ごとのものは極めて不十分。どの病院の記述についても、みな同じ文章がずっとコピーして並んでいるだけである。フォーマットのみで地の文章が全くない。

③ その後の「沖縄県立病院改革プラン(改訂)」(平成21年10月)では、フォーマットのみではなく、冒頭から21ページまでは、ようやく普通の文章が起案されているが、総論的な説明は2ページのみ(第1 県立病院改革プランの目的、の部分が約1ページと2/3、第2 県立病院が果たすべき役割及び機能、の部分は、何とたった1/3、本文で7行である)。その後は、いきなり各病院の診療科目・病床数等の説明となり、次に一般会計負担の考え方の項目で、「平成21年度から平成23年度までの3年間にについては、一般会計からの繰入金を毎年度約86億円の定額とし、病院事業の再建を図ることとする。」との記述がある(通常このような繰入金の計算方法があり得ない 一包括外部監査人)。その後は目標数値の設定等が続き、経営形態の見直しと再編・ネットワーク化では、検討後の要約事項的な説明がなされている。

医療を取り巻く外部環境の変化

制度根拠
 医療法
 医療法の動き
 日本国

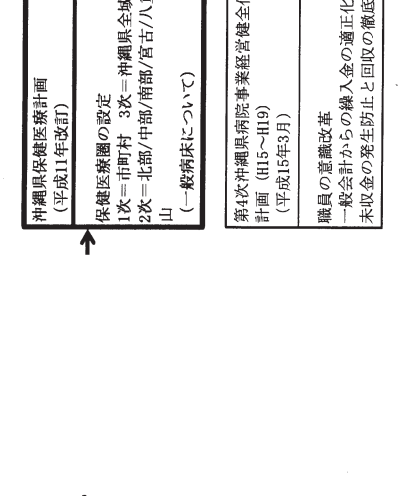


医療を取り巻く外部環境の変化

公営企業をめぐる動き
 自治省通知
 「地方公営企業の経営基盤の強化について」
 (平成10年1月)

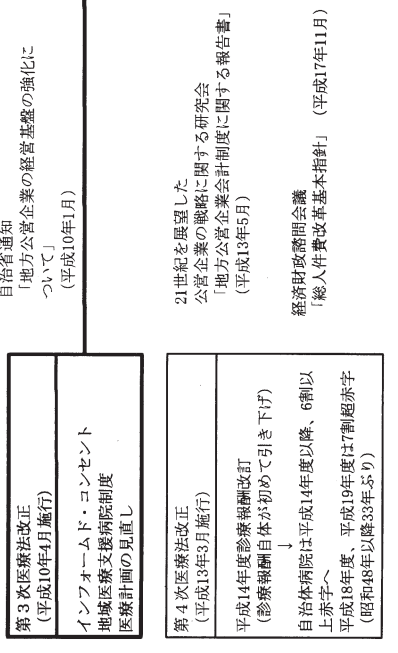
21世紀を展望した
 公営企業の戦略に関する研究会
 「地方公営企業会計制度に関する報告書」
 (平成13年5月)

経済財政諮問会議
 「総人件費改革基本指針」 (平成17年11月)



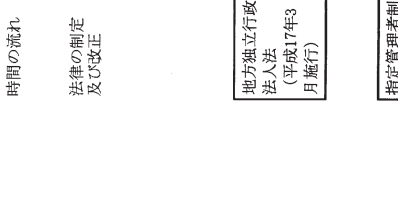
医療を取り巻く外部環境の変化

地方公営企業法
 沖縄県立病院の設置及び管理に関する条例
 監査・コンサルティング



医療を取り巻く外部環境の変化

地方公営企業法
 沖縄県立病院の設置及び管理に関する条例
 監査・コンサルティング



医療を取り巻く外部環境の変化

地方公営企業法
 沖縄県立病院の設置及び管理に関する条例
 監査・コンサルティング



医療を取り巻く外部環境の変化

地方公営企業法
 沖縄県立病院の設置及び管理に関する条例
 監査・コンサルティング



医療を取り巻く外部環境の変化

地方公営企業法
 沖縄県立病院の設置及び管理に関する条例
 監査・コンサルティング



(注)自治体病院経営研究会編集「自治体病院経営ハンドブック」ぎょうせい、平成15年度沖縄県包括外部監査報告書等を参考にして作成した。

基本的枠組

- ① 第3医療法改正
(平成10年4月施行)
- ② 沖縄県保健医療計画
(平成11年改訂)
- ③ (社)病院管理研究協会
『沖縄県立病院経営健全化基礎調査報告書』
(平成14年3月)

具体的内容

- インフォームド・コンセンスト
地域医療支援病院制度/医療計画の見直し
- 保健医療圏の設定
1次=市町村、3次=沖縄県全域
2次=北部/中部/南部/宮古/八重山
(一般病床について)
- 病院管理局等管理・会計部門の組織上の問題点
県立病院の役割の明確化
 - ①法令等により対応すべき医療(医療感染症対応/精神科救急対応/災害時対応等の医療)
 - ②一般医療機能等によるサービス提供が欠けている分野等への対応(難病、障害者歯科医療/島嶼医療等採算性が低く民間の取組みが困難な医療/そのほか、周産期医療(NICU)、難治性がん医療、三次救急医療など)
 - ③先導的医療への取組み(エイズ医療、小児精神科医療)
- これからの県立病院のあり方
 - ①広域基幹病院(複数のセンター的機能を保有し、幅広い医療に対応しうる総合的な機能を有する病院)
 - ・・・県立中部病院/現県立那覇病院
 - ②地域病院(専門的な医療のウエイトは必ずしも高くはないが、利用者の地域的分布をみると、病院の近隣地域からの利用が少なくなく、地域内の他の医療機関との連携を図りながら、

平板ではなく、内容的な深さ、広がりを感じられるのは、**パターン2**の県立病院のあり方の方の検討とリンクする部分くらいである。

パターン1で感じること、病院事務局は、各県立病院との連携が十分でなく、県立病院ごとの実情にどれほど立ち入り入ってこれらの報告書を作成しているか、疑念が大きい、という点である。他の**パターン2**と**パターン3**のものは各県立病院の分析と総論部分がかかりのボリューム(ページ数)で記述され、現場に入り込んだ報告である点は実感できる。ところが**パターン1**にはこれがほとんどない。

病院事務局が、いわば事務官僚として、各県立病院の組織としての実態と遊離して独断専行する危険性が存在する、と考える。

(後の項目で詳述するが、県立病院のあり方に関して、経営形態の見直しの基本構想の検討プロセスにおいて、病院事務局が情報操作をして、地方独立行政法人化の方向へ誘導している可能性がある。総務省の「公立病院改革ガイドライン」の基本的な考えを、いつの間にかズラして論議が進んでいる。)

(イ) **パターン2** 県立病院の今後の基本的なあり方の検討

県立病院のあり方を原則に立ち返って考えており、この方向こそが公共病院の基本的な役割を地域のなかで絶えず考えていくことになり、妥当な方向である。第3次医療法改正の趣旨、すなわち保健医療圏を設定し、地域医療の変化に対応して公共病院のあり方を絶えず見直していくこと、及び総務省「公立病院改革ガイドライン」に沿うものである。

報告書に関しては、県立病院の今後のあり方検討委員会「県立病院の今後のあり方について」(平成16年2月)は非常にすぐれている。総務省「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日)に先立つ3年前にこの報告書が作成されたことは、県立病院の組織的な品質の高さを示している。

簡単に、**パターン2**の基本的な枠組を示すと、以下のようなになる。

主として2次医療を提供する病院)

・・・北部病院/南部病院/宮古病院/八重山病院

院

③セクター的機能病院

・・・精和病院

一般会計等からの繰入と負担区分の明確化

事務能力の向上

職員の意識改革/病院管理局の機能強化/病院経営

の専門職の確保と育成/平均在院日数・病床

利用率・医業分業実施率の目標設定/一般会計

からの繰り入れ金の適正化/診療報酬請求漏れ

等の防止/未収金の発生防止と回収の徹底/医

療機器の整備/患者サービスの向上

人件費の縮減/業務委託等の推進/薬品・診療材

料の購入管理

全般的に抽象的で、紋切型の文章が続く。経営

健全化計画は「単年度赤字の漸次的解消」を基

本目標とし、計画期間においては「減価償却前

の収支均衡に向けた単年度赤字の解消」を図る、

とする。

[平成22年度包括外部監査人の評価(指摘事項)]

③の基礎調査報告書の判断の基本的枠組を全くふまえていない。

経営健全化の目標も、きわめて微温的で、根本的な問題にふみこん

でいない。学識経験者4名を含む10名の沖縄県立病院経営健全化委

員会によって、健全化計画が取りまとめられ、答申されているが、③

との関連からいえばきわめて優れた③の報告書が棚上げされ、事務官

僚にとり込まれた側面が大きい、と考えざるをえない。

各委員は、果たして③の報告書を読んでいるのか、疑われる。

⑤ 県立病院の今後のあり

方検討委員会報告書

「県立病院の今後のあり

方について」

(平成16年2月)

(前半部分で)各2次保健医療圏について分析

次に県立病院の役割・機能について基本方向を

設定。

(図表8 県立病院の役割・機能の基本方向)

そのあとと機能再編に関する基本方向として、病

院の機能(病院の性格)を広域基幹的病院/セン

ター的機能病院/地域病院に分類(図表9 病院

機能による県立病院の分類)したうえで、各県立

病院についての基本方向を全体像として示した。

(図表10 県立病院の機能再編の基本方向)

また、運営形態の変更について(図表12 病院

事業の運営形態の見直しについて)、当報告書は、

地方公営企業法全部適用が適切であるとすると、

医療機能から見た提供主体(経営主体)の考え

方について、さらに突込んだ考察を行い、基本

的な考え方として整理。(図表14 医療機能が

ら見た提供主体(経営主体)の考え方)

[平成22年度包括外部監査人の評価(意見)]

③の報告書の基本的枠組をふまえた、優れた報告書である。

今後も、県立病院のあり方を、医療の役割と地域においた果たすべ

き機能さらに、基礎的自治体である市町村と、中間的存在としての県

の役割を見直す際にまず立ち帰って参照すべきものと考ええる。

以下に、図表8～図表14を今後の議論のためにも再掲(引用)す

る。

図表8 県立病院の役割・機能の基本方向

役割の基本方向	医療機能の基本方向	内容等(例示)
民間医療機関で対応の困難な医療の提供 ※現に民間医療機関で行っている医療を除く	高度医療 (高度な医療技術、多くの専門的スタッフおよび高度な医療機器を用いて行う医療) 特殊医療 (一般の医療機関では対応が困難な特殊な医療) 不採算医療 (採算性の面から他の医療機関では対応が困難な医療)	<ul style="list-style-type: none"> ・3次(救命)救急医療 ・周産期医療 ・がん医療 ・心および脳循環器系疾患医療等 ・精神科身体合併症医療 ・触法患者を含む重症精神障害者医療 ・難病医療等 ・小児医療 ・へき地・離島医療等
圏域の地域特性や医療機能を踏まえた医療の提供	地域医療の確保 (地域で量的・質的に不足する一般医療)	<ul style="list-style-type: none"> ・充足率の低い診療科 ・2次救急医療等
その他の公的医療機関として担う必要がある医療等の提供	法令等の位置づけがある医療 (法令上または歴史的経過から、行政の積極的な関与が期待され、行政が主体となって担うべき医療)	<ul style="list-style-type: none"> ・結核・感染症医療 ・精神科救急医療 ・災害時医療等
その他	先導的医療 (新たな医療課題に対して、先導的に取り組む必要がある医療) 地域の医療レベルの向上のため の、教育・研修機能 予防・健診への対応等、保健行政	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ医療 ・小児(児童・思春期)精神科医療 ・臓器移植等 ・卒後臨床研修等

図表9 病院機能による県立病院の分類

分類	病院機能(病院の性格)	備考
広域基幹的病院	複数のセンター的機能を有し、県全域(複数の2次医療圏)を対象に、3次医療に相当する高度・特殊医療と、それを支える総合診療機能を有する病院	センター機能については、原則として1箇所へ集約することが望ましい。 医療圏において必要とされる2次医療の一部についても担う。
センター的機能病院	専門の医療分野に機能を特化した病院	主として民間医療機関での対応が困難な機能を担う。
地域病院	2次医療圏を対象に、圏域内の他の医療機関との連携を図りながら、主として2次医療を提供する病院	一般医療が量的・質的に不足している地域においては、中核的役割を担う。

図表 1-1 病院事業の経営・運営の課題

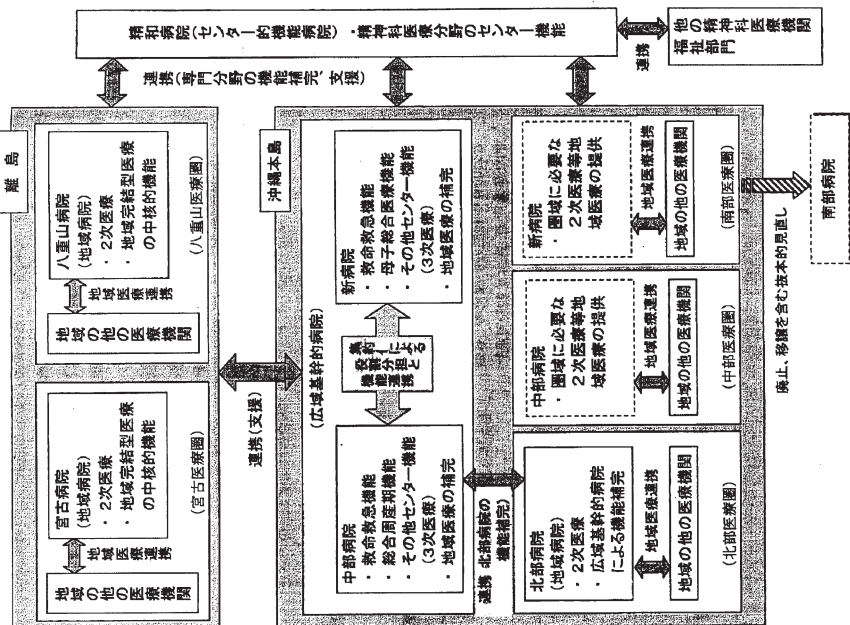
病院事業の構造に起因するもの		経営努力等に起因するもの
経営面	収入	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計繰入金金のルール化(必要額の確保) 未収金の発生防止・回収 診療報酬請求漏れ等の防止 患者サービスの向上
	支出	<ul style="list-style-type: none"> 人件費比率の適正化 人件費削減(時間外削減、外部委託化等) 離島医療等の実施に伴う経費負担 退職金の各年度平準化(注) 購入管理(薬品・診療材料、医療機器)等
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 会計処理の明確化(独立採算部門と公的負担部門の明確化等、客観的な経営評価、経営比較を可能にするこ
運営面	<ul style="list-style-type: none"> 運営に係る権限と責任の明確化 職員定数・配置の適正化 経営専門職の確保 医師等の過重労働の改善 病院管理局(統括管理部門)の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> 業務効率化 スタッフの確保・育成
施設面	<ul style="list-style-type: none"> 病院施設(7病院)への設備投資負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 病院機能に応じた医療機器の整備

(出所：県立病院の今後のあり方検討委員会報告書「県立病院の今後のあり方について」(平成16年2月)P.32)

(注)この表現には問題がある(いわんとすることは理解できるにしても)。

平成15年度包括外部監査で指摘されているが、本来かくれ債務としての退職給付債務を認識して決算書に計上する退職給付会計を導入し、この会計システムのなかで、退職金発生時の決算数値の不合理な側面を是正すべきである。

図表10 県立病院の機能再編の基本方向



図表 14 医療機能から見た提供主体(経営主体)の考え方

医療機能	提供主体	備考
高度・特殊医療分野 (民間で対応困難な医療)	県等	大部分は3次医療機能を持つ広域基幹的病院またはセンター的機能病院で対応
不採算医療分野	県、市町村等	公的負担が可能な経営主体で対応
地域医療の確保 (地域で量的、質的に不足する一般医療)	県、市町村等	1次医療、初期救急 → 市町村で対応 2次医療、第2次救急 → 県で対応
法令に基づき医療、先導的医療分野	県等	広域基幹的病院またはセンター的機能病院を中心に対応

(出所：県立病院の今後のあり方検討委員会報告書「県立病院の今後のあり方について」(平成16年2月) P.38)

⑥ 総務省自治財政政局長 公立病院の果たすべき役割の明確化

図表 1 2 病院事業の運営形態の見直しについて

運営形態	特徴	経営への影響	役割・機能への影響
地方公営企業法 一部適用	<ul style="list-style-type: none"> 行政部門からの独立性が低く、経済性が発揮されにくい 公共性については、一般会計繰入等により担保される 	<ul style="list-style-type: none"> 経済性を追求する点からは制約があり、抜本的な経営改善は困難 	<ul style="list-style-type: none"> 公的役割は担保されるが、経営及び運営面の制約から、効率的な機能発揮が確保されるかは疑問
地方公営企業法 全部適用	<ul style="list-style-type: none"> 行政部門から一定程度独立しており、経済性の発揮の点で優れている 公共性については、一般会計繰入等により担保される 	<ul style="list-style-type: none"> 経営責任の明確化、自律性の拡大による効率性の向上等により、経営改善が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 公的役割は担保され、効率面の向上も期待できる 経済性確保の観点からの機能見直しも必要になる
地方独立行政法人 (公営企業型)	<ul style="list-style-type: none"> 行政部門から独立した別法人であり、経済性の発揮の点で優れている 公共性については、中期目標のチェック及び一般会計負担等により担保される 	<ul style="list-style-type: none"> 経営責任の明確化、自律性の拡大による効率性の向上等により、経営改善が期待できる 第三者機関の評価により、業務運営の見直しが行われる 	<ul style="list-style-type: none"> 公的役割は担保され、効率面の向上も期待できる 第三者機関の評価により、機能見直しも必要になる
公設民営	<ul style="list-style-type: none"> 運営者(受託者)の採算性の確保が重視される 公共性については、委託契約の範囲内で担保される 	<ul style="list-style-type: none"> 経営は受託者によって行われ、自治体(開設者)は予算に基づき、委託契約を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 病院運営は受託者によって行われるため、公的役割についても契約の範囲内であり、限定的

- 注1) 一つの自治体が地方公営企業法一部適用病院と全部適用病院を併せて設置することは、制度の趣旨として想定されていない。
 注2) 地方公営企業法適用の自治体立病院と、同自治体が設置者である地方独立行政法人病院が併存することは、否定されていない。(併存可能)
 注3) 公設民営方式は、地方公営企業法の適用を受けて運営する方法と、適用を受けずに(一般会計で)運営する方法がある。
 注4) 公設民営方式は、他の運営形態との併存が可能。

「公立病院改革ガイド

ライン」

(平成 19 年 12 月 24 日)

「公立病院をはじめとする公的医療機関の果たすべき役割は、端的に言えば、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにある。」と明言。

公立病院改革の 3 つの視点

(1) 経営効率化 (2) 再編・ネットワーク化

(3) 経営形態の見直し

対象期間は、(1)は 3 年程度、(2)と(3)は 5 年程度を標準とする。

当該病院の果たすべき役割及び一般会計負担の

考え方

「公立病院として提供すべき医療機能の確保に係る指標の中から、数値目標を設定する。これらの指標は、当該病院が一般会計からの繰入に見合った医療機能を十分に発揮しているか否かを検証する趣旨を含む・・・」

「・・・一般会計等からの繰入は、独立採算原則に立って最大限効率的な運営を行ってもなお不足する、真にやむを得ない部分を対象として行われるものであって、現実の公立病院経営の結果発生した赤字をそのまま追認し補てんする性格のものでないことは言うまでもない。」

(ウ) パターン 3 スポットでの監査、コンサルティング報告書

各報告書の経緯・位置づけと、さらに、沖縄県が検討結果に対して、具体的にどのような取組をおこなったか、きわめてわかりにくい。

他の報告書の調査報告書の結果を受けついでさらに調査がおこなわれたものか、についてもほとんど確認できなかった。担当者も 2～3 年で人事異動となり、調査が困難との回答だった。

包括外部監査人補助者が沖縄県庁 4 階の県立病院課の書庫を閲覧し、回答にリストアップされていなかったコンサルティング報告書を複数発見した実態からみても、コンサルティングの報告書がその後組織として受容・検討されるしくみは定着していない。

組織にとつて都合の悪いと考えられる報告書が棚ざらしされたり、一定の報告書のうち都合のいい箇所をつまみ食いされて、他の行政目的に流用される危険性は十分にあると思われる。

スポットでのコンサルティング報告書の内容が、後の沖縄県の病院事業に与えた影響が推測できるのは、以下であった。

① 中小企業診断士協会沖縄県支部
『沖縄県立病院経営診断報告書』(平成 9 年 1 月)

↓

中小企業診断士協会沖縄県支部

『沖縄県立病院内部環境調査報告書』(平成 13 年 11 月)

↓

沖縄県『沖縄県病院事業健全化計画』(平成 15 年度～平成 19 年度)
(平成 15 年 3 月)

実施機関や担当者、各委員は同一人であるので、判明しやすいが、内容的には項目として利用はされるものの、改善されたか否か、の報告書も見当たらないし、手続も確認できなかった。

報告書作成者側からすれば、指摘事項について、担当部門がどう対応し、どう改善対策や検討の動向も知りたいと思われるが(本包括外部監査の監査テーマである措置状況の検証も同趣旨といえよう。)、何らの手続はなさそうである。

② 中小企業診断士協会沖縄県支部

『沖縄県立病院経営診断報告書』(平成 9 年 1 月)

第 2 編財務分析と改善提案(公認会計士グループ担当)

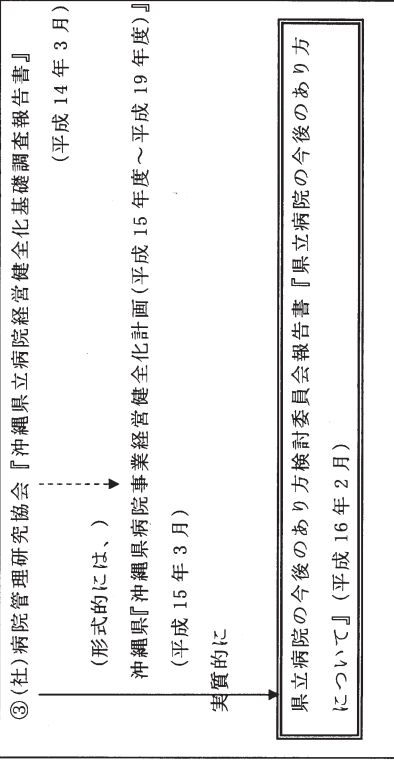
↓

宮里善博『平成15年度包括外部監査結果報告書』(平成16年3月)



㈱アプリア『沖縄県立病院における政策医療と一般医療の区分に係る調査分析報告書』(平成17年3月)

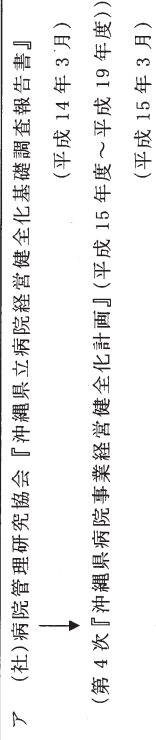
調査実施者が同一人であり、指摘項目も類似なので判定しやすい。ただ㈱アプリアのオンラインインタビューと平成15年度包括外部監査が関連性があるか、は確認できなかつた。ただし、検討事項の指摘があり、これを受けて別の調査に取り組んだか、又は無関係に取り組んだとしても、病院事業局の組織としての迅速な取組は評価できると考える(意見)。



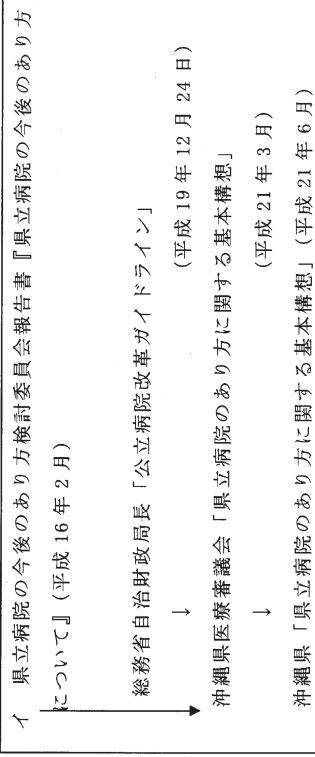
すぐれた第1次のオンラインインタビューの調査報告書が、なぜかその基本的考え方も枠組も、無視された悪例と、この第1次調査報告書をもとに、さらに補充補強しつつ第2次の提案が報告された優秀事例が並列した。

(2) 報告された検討結果が正面から受止められず、別の形で対応がなされた

かまたは実質的に無視・歪曲されたと考えられるケース



各病院ごとの課題と改善策についてはそれなりに対応したとも考えられるが(しかし、別の中小企業診断士協会沖縄県支部『沖縄県立病院内部環境調査報告書』(平成13年11月)の列挙した課題の方がストレートに取り入れられている。)、後半部分の県立病院のあり方(県立病院の役割と機能別3タイプの整理)の項は全く採用されていない。そうかといつて別の基本的視座が提示されてもいない。



あり方検討委員会報告書で非常に明確に設定された、県立病院の役割機能についての基本方向と、機能再編に関する基本方向は妥当と考えられる。その枠組をもとに、総務省「公立病院ガイドラインについて」とそれにつづく総務省通達「公立病院の再編等に係る財政措置の取扱いについて」に従い、再編・ネットワーク化は、「当該地域(二次医療圏等)全体における医療提供体制の確保の観点から抜本的に見直す」ことになるはずである。ところが地域医療と二次医療圏等からの議論は全く何の言及もなく、いき

	沖縄県	日本国	日本国	沖縄県	沖縄県
	県立病院の今後のあり方 検討委員会報告書 「県立病院の今後のあり方について」 (平成16年2月)	総務省 「公立病院ガイドラインについて」 総経第134号 (平成19年12月24日)	総務省 「公立病院の再編等に係る 財政措置の取り方について」 総経第95号 (平成20年6月6日)	沖縄県医師会 「(県立病院のあり方)検討部会」 「県立病院のあり方に関する基本構想」 (平成21年3月)	沖縄県 「県立病院のあり方に関する基本構想」 (平成21年6月)
基本構成	第1章 沖縄県の医療環境 1. 医療を取り巻く環境 2. 医療制度及び産業の状況 3. 各医療機関の状況 4. 各医療機関の現状と課題 第2章 県立病院事業の現状と課題 1. 県立病院事業の現状 2. 県立病院事業の課題 第3章 県立病院の今後のあり方 1. 県立病院が担う役割・機能のあり方 2. 病院事業の今後の経営・運営のあり方 3. 各県立病院のあり方について 4. 見直しの実施に向けて (付帯意見)	第1 公立病院改革の必要性 1. 公立病院の現状と課題 2. 公立病院改革の目指すもの (1) 基本的な考え方 (2) 公立病院の果たすべき役割の明確化 3. 公立病院改革の3つの視点 (1) 経営効率化 (2) 再編・ネットワーク化 (3) 経営形態の見直し 第2 地方公共団体における公的病院改革プランの概要 1. 改革プランの対象期間 2. 改革プランの内容 3. 公立病院改革プランの実施状況の点検・評価・公表 4. 積極的な情報開示 5. 改革プランの改定 6. 総務省における取組 第4 財政支援措置等	まえがき部分で、公立病院の再編・ネットワーク化、経営形態の見直し等を「再編等」と定義。 第1 再編等の実施主体 第2 再編等の実施計画 1. (再編等計画の抽出内容) ア. 再編等計画の策定主体 イ. 二次医療圏等地域における医療提供体制の再編 (地域の医療需要の現状及び将来見通し等)及び公立病院のあり方についての検討内容 ウ. 再編等の基本方針 エ. 再編等のスケジュール オ. 再編等による効果(医療提供体制の確保、病院経営の健全化) キ. 財政措置の活用 ク. 「再編・ネットワーク化」の定義と具体的説明 2. 対象期間 3. 効果が必要 第3 手法 第4 財政措置 第5 その他	第1 県立病院改革の目的 1. 県立病院改革の目的 2. 県立病院改革の必要性 3. 県立病院改革の視点 第2 県立病院が果たすべき役割と医療機能等 (中項目は表示省略) 第3 効率的かつ継続的な運営体制の構築 1. 運営体制の問題点 2. 経営形態の見直し 3. その他の運営体制の見直し 第4 南部保健医療圏の公立病院等の再編・ネットワーク化 (中項目は表示省略) 県立病院の今後のあり方について (付帯意見) (平成21年3月23日)	はじめに 病院事業の経営状況 (1年度/18年度/19年度) 第1 県立病院改革の目的 1. 県立病院改革の目的 2. 県立病院改革の必要性 3. 県立病院改革の視点 第2 県立病院が果たすべき役割と医療機能等 (中項目は表示省略) 第3 効率的かつ継続的な運営体制の構築 1. 運営体制の問題点 2. 全県用下の運営課題の解決に向けた取組状況 3. 病院事業の経営形態の検討 4. その他の運営体制の見直し 第4 南部保健医療圏の公立病院等の再編・ネットワーク化 (中項目は表示省略)
包括外部 監査人による 評価	医療圏が議論の次期 病院の役割、機能から県立病院を分類 された分析	医療圏を再編とする 公的病院の役割を明示 神組の提示(公立病院改革の3つの視点)	医療圏が議論の次期 公立病院の役割について具体的に言及	地域医療圏の言及なし 地方独立行政法人を是とする理由は抽象的	医療圏についての議論なし 2つの形態しか言及なし
各県立病院の あり方/経営形 態の見直し の内容(要約)	まず県立病院の役割・機能について 基本方向を既定(図表8)。 次に機能再編に関する基本方向として、 病院の機能(病院の性格)として 広域基幹的病院/センター的機能病院/ 地域病院に分類(図表9)したうえで各 県立病院について基本方向を全体として 示した(図表10)。	第1-2 (2)公的病院の果たすべき役割の 明確化において「公的医療機関の果たす べき役割は端的に言えば、地域において 提供されることが必要な医療のうち、 採算性等の面から民間医療機関による 提供が困難な医療を提供することにある。」 と明確に言い切った上で(3)経営形態の 見直しとして「民間的経営手法の導入を図る 観点から、例えば地方独立行政法人(指定 管理者制度の導入などにより、経営形態を 改めるほか、民間への事業譲渡や診療所化を 含む)等があり、これを本格的に見直すことが 求められる。」とする。	第2 「再編・ネットワーク化」とは、 地域において公立病院が果たすべき 役割を、個々の病院にとらえるの ではなく、当該地域(二次医療圏等) 全体における医療提供体制の確保の 観点から本格的に見直し取組むこと。 具体的には、地域における公立病院等 (日本赤十字社等が設置する公的病院 を含む。)において、基幹病院では 中核的な医療機能を担い、それ以外の 病院・診療所では日常的な医療確保を 行うこととするなど、医療機能の再編 病院相互又は病院・診療所間の連携等 が考えられる。	第3-2では地域の医療圏の言及はなく (二次医療圏ごとの検討は全く無し)、 (1)経営形態別の確保として、地方公営 企業法の全部適用/地方独立行政法人/ 指定管理者制度の導入/民間譲渡が選択 肢とされ、更に経営形態に関する制度 比較が付く。ただし、民間譲渡に関しては、 説明部分は極めて少ない。 (2)経営形態の見直しに関する審議の経緯 で各委員の意見が述べられる。 (3)経営形態の見直しに関する決断で 平成14年度を目途としてひとつの独立 行政法人を設立、すべての県立病院を 一体として経営させる形態へと移行すべ きとされる(なお、済和病院については 別途可能性も検討すべきとされた。) (4)地方独立行政法人化を決議した理由 として経営マネジメント改革の実現 (ア)経営の自律性 (イ)迅速な意思決定と 効率的な業務運営 (ウ)事務部門の強化等 経営能力の向上、さらに財務面の健全化等 の回復を挙げ、 「県民の理解を得て、地方独立行政法人へ の移行に伴う県の現金出資等により、 速やかに資金不足の解決を図るべきで ある。 この場合、単に過去の資金不足を解消する だけでなく、少なくとも当該の経営基 盤を再構築し、地方自治体の経営基 盤を安定させることが必要である。」	他はほとんど右と同文だが、 沖縄県医師会報告書(県立病院の あり方検討部会)「県立病院のあり 方に関する基本構想」(平成21年3月) と第3-2には大幅に改修。 第3-3では、(1)経営形態別の確保として、 現行の地方公営企業法の全部適用と 地方独立行政法人について検討。 制度は政策が先行。 (指定管理者制度導入と民間譲渡は 全く説明もなし、検討もされない。) (2)経営形態に関する基本方針として、 平成24年4月を目途とする地方独立 行政法人への移行に際し、設立団体は、 解消するだけの出資負担が義務付け られる。「(その)ことから、当該出資により、 病院事業の経営基盤の強化を図る ことが可能となる。」との説明あり。

なり全県単一の地方独立行政法人が望ましいとの結論が明示される。その理由として経営マネジメント改革実現(経営の自律性/迅速な意思決定/事務部門の強化等、経営企画力の向上)と経営基盤の強化、を言う。
しかし到底有力な理由とは考えられない。

上記の理由で、かつ地域医療における各地方自治体のあり方、二次医療圏の現状分析等の基本的枠組みで考えざるを得ない(社)病院管理研究協会『沖縄県立病院経営健全化基礎調査報告書』(平成16年2月)(特に図表10県立病院の機能再編の基本方向、を是非参照してほしい。)に従い、各医療圏ごと、民間の医療法人として新たに制度化された社会医療法人への移行の有無をまず検討すべきと考える。

中途半端な形で、沖縄県の関与を完全に排除できない地方独立行政法人化よりも、上記理由だけなら、圧倒的に社会医療法人の方が優れている(そもそも比較にならない程である。))。

各報告書の基本構成とその報告書ごとの各県立病院のあり方(経営形態の見直しの内容(要約)とこれらに対する包括外部監査人の評価については、別紙対比表で該当部分を見比べていただき、読者自身でぜひ考えてほしい。図表10 県立病院の機能再編の基本方向、の枠組が、事務官僚等の情報操作により(二次医療圏の分析など実質的に無視されて)、見るも無残な沖縄県単独の(3次医療圏!) 地方独立行政法人の決議に至る態様がはつきりと見てとれるはずである。体系的にも精和病院に関しては、さわめて不整合になっていることもわかる。

ウ なお、沖縄県医療審議会「県立病院のあり方に関する基本構想」(平成21年3月)32~33ページには県立病院長ヒアリングで指摘された運営体制の問題点(要約)が表3-1(以下引用する。)として掲げられている。

(ア) 各県立病院長が、各々の病院経営で何を悩み、地方公営企業法全部適用で何が改善されたか、何が改善されなかったかが率直な形でまとめられている。

表3-1 県立病院長ヒアリングで指摘された運営体制の問題点(要約)

項目	県立病院長の意見	問題点の所在
意思決定のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 院長権限(人事、予算)が弱い。調整に時間を要し、迅速性、効率性に問題(北部病院院長) ・ 現場に決定権がない。方針を決めても病院事業局に提起するだけ。どうなったかは待たないと分らない。局にも権限がないからだと思う。(中部病院院長) <p>【ヒアリングシートに記載された意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算、人材確保の方針決定は、病院事業局との交渉に時間がかかる。→病院現場への権限委譲、責任の所在の明確化(八重山病院院長) ・ 診療報酬の改定等に臨機応変の対応が困難→病院事業管理者への権限委譲(中部病院院長) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 人事管理、定数規制、予算管理 <input type="checkbox"/> 経営形態 <input type="checkbox"/> 人材確保、育成
人事管理	<p>【医師確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島は医師確保が厳しい。(宮古病院長) ・ 医師確保に苦慮している。(八重山病院院長) <p>【看護師確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師不足のため、33床休床。7対1看護に移行すべきところ、現在10対1で、なお9名の欠員がある。(中部病院院長) <p>【専門職種の職員の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床工学士等の専門職は、委託や嘱託では応募者がいない。(北部病院院長) ・ 臨床心理士、理学療法士、臨床工学士などの採用が、嘱託では厳しい。(宮古病院 	<p>(医師確保対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 定数規制 <input type="checkbox"/> 経営形態 <input type="checkbox"/> 採算性 <input type="checkbox"/> 採用試験職種 <input type="checkbox"/> 定数規制 <input type="checkbox"/> 経営形態

	<p>長)</p> <p>【事務部門の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職が慣れたころ一般会計に戻る。病院運営の重要部門が強化できない。(八重山病院長) <p>【ヒアリングシートに記載された意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門で医療に精通した人材が育たない。 →局独自の職員採用の実施(中部病院長) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の政策、診療報酬の変化に迅速に対応できない。職制、定数とも問題(精和病院長) 	<p>□人事管理</p> <p>□採用試験職種</p> <p>□人材育成、確保</p> <p>□経営形態</p> <p>□採用試験職種</p> <p>□定数規制</p> <p>□人材確保、育成</p>
<p>全部適用の評価</p>	<p>局</p> <p>一部適用とほとんど変わっていない。赤権限で人事を強力にできたのでは。赤字のため局長権限まで規制されている。(北部病院長)</p> <p>【ヒアリングシートに記載された意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場としては人事権、財政権が自由というところが感じられない。(八重山病院長) 	<p>□人事管理</p> <p>□財務面の健全性の回復</p>
<p>経営形態の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化して機能が継続できるのか考えなければならぬ。(北部病院長) ・理論的には、独法が病院運営はやりやすいと思う。問題は人材確保(北部病院長) ・独法化には、離島における人材確保で不安がある。経営基盤の強化も必要(宮古病院長) ・独法化の前に、累積赤字をゼロにするところが第1点だと思う。(中部病院長) 	<p>△</p>

<p>自由意見</p>	<p>【ヒアリングシートに記載された意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少ない資金と過大な費用、投資で返済の計画性もなく、また現場への適切な財政状況の情報開示もなく行われてきた医療行政の結果が今の姿であると考えます。(八重山病院長) 	<p>□事業計画</p> <p>□マネジメント</p> <p>□人材確保、育成</p> <p>□組織風土</p>
-------------	---	--

(出所：沖縄県医療審議会(県立病院のあり方検討部会)「県立病院のあり方に関する基本構想」(平成21年3月)P.P.32-33)

(イ) さらに同報告書の50ページには、地方独立行政法人化に対する県立病院長の統一見解として以下の記述がある。

a 北部病院長からの説明

県立6病院長が協議し、取りまとめた地方独立行政法人化に関する県立病院長の統一見解について、北部病院長から説明があった。

我々院長は、県立病院の役割、使命として、是非守らなければならない医療があると考えている。それは、①救急医療の確保、②離島医療の確保(医師等人材確保が不可欠となる。)、③小児、周産期医療の確保、④政策的精神科医療の確保である。

独法化に関して、いくつか不安がある。一つは、人材の確保。離島やへき地の県立病院では、現在でも人材確保は容易でない。独法化したら、人材確保は可能になるという保証はない。また、公的医療の維持に必要な繰入が確保されるのかについて、不安がある。

我々は、経営改革に向け、一丸となって努力している。また、人件費の見直しを含め、一時借入金返済計画を作成中であり、独法化しなくても良い状況を、2、3年以内に作り出せるのではないかと考えている。経営形態がどのようなものであれ、我々は、県民に対する公的医療を守っていくということに誇りを持ちたいと思っている。

(出所：沖縄県医療審議会(県立病院のあり方検討部会)「県立病院のあり方に関する基本構想」(平成21年3月)P.50)

(ウ) また、このような流れについては、この報告書の構成について言及しておく。経営形態の見直し（39～42ページ）では、地方公営企業法の全部適用/地方独立行政法人（1ページ+2/3ページ58行）/指定管理者の導入（4行）/民間譲渡（たった5行）の説明があるが、民間譲渡5行のうち2行の記述は「民間譲渡の対象となる病院は、自己収入が十分に見込まれ、原則として独立採算による経営が可能な病院であることが前提条件となると考える。」である。

次に4つの経営形態の比較表が提示される（43～47ページ）。記述ポリシーームは地方独立行政法人が圧倒的に多く、次が地方公営企業法（全部適用）である。指定管理者については斜線が入った空欄（2行）があるが、それなりに説明がある。民間譲渡欄の説明は、きわめてすくない。斜線空欄3ヶ所、全くの空白欄3ヶ所で、1行のみの説明が7ヶ所で圧倒的に多い。

次の47～48ページでは、経営形態の見直しに関する審議の経緯でまず民間譲渡（47ページ）と指定管理を除外（47～48ページ）している。

(エ) 「民間譲渡については、各県立病院が、救急医療及び周産期医療など、一般的に不採算と言われる医療において地域の中核的な役割を果たしており、民間譲渡を選択できる病院は（下線一包括外部監査人。売手の各病院ごとに判断しているが如き記述である。）、自己収入が十分に見込まれ、原則として独立採算による経営が可能な病院であることが前提条件となることを考慮し、検討部会として、すべての県立病院について（下線は包括外部監査人）、民間譲渡は行うべきではないとの認識で意見が一致した。」指定管理者の除外については、各病院ごとの理由づけがおこなわれている（これは、民間譲渡の場合も同様に各県立病院の医療圏（2次医療圏）を實際上考慮していると考えられる。一包括外部監査人）。

まずこのように民間譲渡と指定管理者を除外して、いきなりタイトル及び他の文章で「地方行政法人への移行については」云々として先

エ これらの部分については、事務官僚等の情報操作により、一定方向へ結論が誘導されていないか、を検討する（指摘事項）。

(ア) 運営体制の問題点の「項目」の「経営形態の見直し」について、対応する列「問題点の所在」欄には何と斜線が引かれ、問題点が存在しないがごとき表示となっている。

しかし、列「県立病院長の意見」欄では、個々の病院長ごとに地方独立行政法人化への疑問とか民営化への不安が述べられる。

地方独立行政法人化に関する県立病院長の統一見解について、明白に不安があるとし、業績が回復すればこの方向を回避できるのではなか、という希望も述べられる（50ページ）。

(イ) その後各委員の意見があつて、「教科書的には地方独立行政法人だと思う」の発言も記載されている。また、「職員の公務員に対するブライトを考えると」云々、の意味不明な文章もはさまこまれている。そのあと理由は明示せずに（医療圏に関する記述なし）県立6病院が一体となる見解が示される。すぐ後半で、「平成24年度を一途として、一地方独立法人を設立」との決議が記述される（51～53ページ）。そのあと53ページから54ページにかけて「(4)地方独立行政法人化を決議した理由」がのべられているが、別紙対比表のように、きわめて説得力がない。

この理由だけなら当該報告書の43ページから46ページに記載の「表3-4 経営形態に関する制度比較表」では指定管理者（例えば日本赤十字社が運営管理する。）や民間譲渡（これも長崎県の事例では日本赤十字社もある。県立南部病院は民間医療法人。ここでは理論的には公益性を有する形で新たに制度化された社会医療法人を設立又はそこへの譲渡を考えたい。）の方がずっと優れている。この理由づけは非常に説得力がない、といわざるをえない。

に述べた部分へ至る。

(オ) 民間譲渡に対する扱い、及び売手としての個々の県立病院の売却制約条件を課していること（第三セクターのリストラ等の場合、売手側に制約条件がつくことなど到底考えられない。買手側の条件に大幅に依存するであろう。）、またその理由づけが妥当とはいえないこと、救急医療、小児医療及び周産期医療など一般に不採算といわれる医療を担っても民間の社会医療法人は運営可能であることから、民間譲渡とさらに指定管理者についても制度に則して公平な説明はなされない。

一定方向の結論への誘導がおこなわれた可能性は非常に高い。

なお、本報告書（提出コピー）には各委員の属性・氏名等の表示がない。不適切である。

オ ㈱アプリア『神縄県立病院における政策医療と一般医療の区分の係る調査分析業務報告書』（平成17年3月）

神縄県側の対応が認められない。実態は放置されているに等しい扱いになっている（指摘事項）。

担当課の回答は、「南部医療センター・ことも医療センターにおける平成21年度（下線は包括外部監査人）に実施した「原価計算」の参考資料として活用」とある。しかし詳細な説明資料は提出されていない。

本報告書は地方公営企業である県立病院の他会計等からの繰入基準（下表参照）を明確にすることを大前提として、県立北部病院と県立宮古病院の診療科別原価計算をパイロット・スタディとして実施したものである。以後類似の調査はなく、経営実態に即した貴重な調査結果といえる。

なお、本報告書では、具体的に一般会計繰入金を以下のように整理している。

独立採算の例外 一般会計繰入金 (収入)	地方公営企業(特別会計)	左のうち県立病院事業 (特別会計)の具体例
他会計から負担金を受取り、地方公営企業の収入とするもの1	(1号経費) その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費	(他会計負担金=1号経費) (特)に救急医療経費
他会計から負担金を受取り、地方公営企業の収入とするもの2 (定義がない。よって実はあいまい。)	(2号経費) 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費	(負担金交付金=2号経費) 精神医療経費 高度医療経費 周産期医療経費 附属診療所運営経費 建設改良に要する経費
他会計から負担金を受取り、地方公営企業の収入とするもの3 政策的で、あいまいな側面のある特別補助 (一包括外部監査人)	地方公営企業法17条の3の補助金(他会計補助金)	(他会計補助金) 経営基盤強化対策費 基礎年金拠出金経費 退職給与経費 統括管理費 ↑(約6億円と巨額で、監査上の指摘があった。あいまい。)

(3) 各種のコンサルティング報告書の指摘事項と平成15年度包括外部監査の

沖縄県立病院経営 診断報告書	沖縄県立病院内部環 境調査報告書	沖縄県立病院経営 健全化基礎調査報 告書	平成 15 年度 包括外部監査結果 報告書	(株)アプリシア 政策医療一般医療 区分調査分析業務 報告書	平成 22 年度 包括外部監査 一続行中一
(平成 9 年 11 月)	(平成 13 年 1 月)	(平成 14 年 3 月)	(平成 16 年 3 月)	(平成 17 年 3 月)	(平成 23 年 3 月)
	○ 未収金管理		1 長期延滞未収金	→	措置あり 一部措置なし
○ 医師給与削減等			2 人件費		措置なしが大半
○ 退職給与引当金 の計上	○ 退職金会計		3 退職給付債務		措置なし
	○ 薬品診療材料の 在庫管理		4 材料費	→	措置あり
			5 減価償却開始時期		措置なし
	○ 医療機器管理		6 医療機器管理	→	措置あり
○ 一般会計繰入金 増加について		○ 一般会計繰入負 担区分の明確化	7 一般会計繰入	◎ 繰入基準明確化	措置とは認めず
○ 部門別損益計算			8 診療科別原価計算	◎ 診療科別原価計 算 パイロットスタディ	措置なし

つながりはあるのか？（指摘事項）

ア 過去にコンサルテイング等を受け報告書に指摘されたた問題点は改善、解
消されたのか？平成 15 年度包括外部監査で指摘された事項は、以前にも
問題視されたが放置されていた事項か、また平成 15 年度後の措置状況に
より指摘事項は解消されたか？

それ以前のコンサルテイング、それ以後のコンサルテイングの指摘項目
を、平成 15 年度包括外部監査の指摘事項と対比、要約すると別紙のよう
になる。

イ 特徴は

(ア) 平成9年1月に問題点が指摘され、さらに平成15年度の包括外部監査で指摘されても、平成22年度においても、まだ改善されていない事項が多いこと

---人件費をめぐる諸問題/退職給付債務/一般会計繰入基準/診療科

別原価計算

(イ) 平成13年1月に問題点が指摘され、さらに平成15年度の包括外部監査で指摘された後に改善対策がとられたものも多いこと

---未収金管理(平成15年末/平成18年)/材料費(平成16年度/平成20年度)/医療機器管理(平成18年)

(ウ) 明示はしていないが、改善対策が取られても、公表時期はかなり遅くなること等である。

詳細な対比と分析は別紙を参照されたい。

ウ 通常のコンサルティングで問題点を指摘しても、沖縄県側にはそれを契機に受け止めて改善していかうという姿勢はほとんど感じられない。

特に、制度にかかわるような基本的問題になると特にその傾向が強まる。

したがって、通常のコンサルティング案件では、沖縄県サイドの、特に事務部門によって無視されたり、つまみ食いの調査結果を利用されたりする危険性は強く存在する。実際にそのように扱われた可能性の高い事例についても言及した。

情報公開条例等何らの形で一定の調査報告書を広く沖縄県民や利害関係者に周知させ、監視の眼が行き届くよう手だてを講ずる必要がある、と考える。

エ もともと、包括外部監査制度は、地方自治体の「官官接待」「カラ出張」「裏金問題」が大きな社会問題となったことから、急速平成9年に地方自治法が改正され、平成11年4月から実施されたものである。行政に

対する監査機能強化が制度の趣旨である。沖縄県においてはその導入が義務づけられている(地方自治法252条の36第1項1号)から、監査の指摘に対しては、行政側は改善策(「措置」)をとらなければならない。

担当部署の大半に、外部監査を受け、自らの業務についてチェックを受ける必要があるのだとの認識さえ希薄なケースがある。包括外部監査人のヒアリングに対して、何で呼ばれたのかわからないという態度をあらわに出し、指定管理者の情報開示が必要だという指摘に対する質問に対し、指定管理者制度とのみ回答し、時間(しかも包括外部監査の直接の担当課である行政改革課との打合と合う。)だとして早々とヒアリングを自ら打ち切った課長もいた(総務私学課)。

包括外部監査の担当窓口である、この行政改革課においても、別章で論じているように、本年度は包括外部監査に対する実質的に大規模な業務遅延行為があった(指摘事項)。

オ 包括外部監査の実効性維持と制度を系統的に担保するため、別章で東京都方を参考とした外部監査方式を提言している(意見)。

<p>内容(要約)</p> <p>平成元年から8年以上経過したあとの県立病院の経営診断を実施。第1編48ページ、第2編170ページ計658ページ。</p> <p>第1編 詳細な全国ベースのデータあり。III 病院経営の環境変化では、機能及び診療圏について分析。二次保健医療圏と患者需要の状況を記述。県内医療機関と県立病院について、以後の他の報告書で見られないほど詳細。各病院と病床数の表を掲載。アンケート調査の結果の分析あり。IVからXまでで病院情報システムについてこれも詳細な分析あり。</p> <p>第2編 主に財務分析に基づく会計上の改善提案を軸とした文言で明示及び指摘している。</p>	<p>左の調査報告書(平成9年1月)を内容的には引き継いだものと考えられる。約4年後の調査で、同じ中小企業診断士協会沖縄県支部が実施。全58ページ。各病院共通の課題として21項目をリストアップし、指摘。</p> <p>各病院ごとの課題については、7つの県立病院ごとに詳細な指摘がある。</p> <p>県立病院の組織のあり方に重点を置いた側面があり、沖縄県職員の2~3年の人事ローテーションでは専門家の育成と組織の活性化に重大な障壁が出ている点を強調。</p> <p>また、地域市町村の責任の明確化と国立病院医学部との連携の必要性の指摘は、先駆的である。</p>	<p>「沖縄県地域における保健医療についての住民アンケート調査」(平成14年3月)と実質的に一体のものとして、第4次経営健全化計画(平成15年3月)の基礎資料とされた。沖縄県担当課からの回答あり。全361ページ。</p> <p>病院管理局と部門別共通改善項目については、主に組織面の問題点について、平成9年1月と平成13年11月の先行する2つの報告書と類似する指摘が続く。</p> <p>第3 県立病院のあり方の記述は明解で「県立病院あり方検討委員会報告」(平成16年2月)に先駆する。</p> <p>県立病院の役割として、セーフティ・ネットの位置づけを明示し、県立病院のあり方として、広域基幹病院/センター的機能病院/地域病院の3つのタイプを考察。それを各県立病院にあてはめ、提言している。</p> <p>平成15年度包括外部監査人の監査意見との関連はほとんど認められない。ただ、III 財政的支援基盤の見直しおよび経営力の強化 1)一般会計等からの繰入と負担区分の明確化 以下の課題事項が記述されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営責任を明確にするための負担区分の考え方の導入 ・これからの県立病院が果たすべき役割に合った負担区分の確立の検討 ・根拠に基づいた医療(EBM)事項ごとの積算方向の妥当性の検討 	<p>平成11年度から、現在の平成22年度の12回の包括外部監査の中で、唯一この年度に監査テーマ(2つのうち1つ)になった。該当部分は目次を含め70ページ。</p> <p>平成22年度包括外部監査人による過去の措置状況に対する評価の直接の対象。(監査意見 8項目)</p> <p>沖縄県地域医療計画(平成11年改訂)、沖縄県福祉保健計画(平成14年10月)、第4次経営健全化計画(平成15年3月)、県立病院あり方検討委員会報告(平成16年2月)という時系列の動きと基本的枠組みを前提として監査を実施。</p> <p>平成9年1月の報告書とほぼ同内容の指摘が、7年後にも列挙される。この時点の包括外部監査人(平成9年1月の調査に参加している)は、7年前の指摘をまた再度指摘した。</p>	<p>南部医療センター・こども医療センター(旧那覇病院を廃止、平成18年4月開設)の平成21年度に実施した「原価計算」の参考資料として活用した。この沖縄県担当課からの回答あり。(しかし、この回答内容には疑念を感じる。一包括外部監査人)</p> <p>本報告書は、一般会計からの繰入基準の明確化をめざして、セーフティネットの位置づけにある政策医療と一般医療を区分して原価計算(診療科別原価計算)を実施しようとするもので、自らパイロット・スタディと称する。</p>	<p>平成16年度3月の平成15年度包括外部監査報告書に先立つ7年前に、監査意見とはほぼ同内容の改善提案がなされている。沖縄県の担当課からの回答(措置状況一覧表)で見ると、この改善提案が迅速に沖縄県内部で検討された痕跡は見当たらない。</p> <p>平成15年度包括外部監査報告書(平成16年3月)に先立つ約2年半前の報告書。同じような課題が指摘されている。</p> <p>ここでも、一般会計繰入金の問題は改善されていないことが判明する。</p> <p>沖縄県の担当課からの回答(措置状況一覧表)に対して、半数近くが措置がなされていない(問題が先送りにされている)との評価となった。包括外部監査に誠実に対応がなされていない。</p> <p>平成15年度包括外部監査の指摘事項のうち、診療科別原価計算、人件費、退職給付債務、一般会計繰入の4つ(いずれも措置がなされていない)に係る重要な報告書でもある。しかし、その後は、なぜか放置されたに等しい扱いとなっている。</p>
---	--	---	--	--	--

(注)本件以前に、(社)病院管理研究協会『沖縄県立病院の経営診断報告書』(平成元年3月)(主に昭和58年度から昭和62年度が対象期間)があるが、今回の包括外部監査の目的に照らし除外した。

<p>中小企業診断士協会 沖縄県支部 「沖縄県立病院経営診断報告書」 (平成9年1月)</p>	<p>中小企業診断士協会 沖縄県支部 「沖縄県立病院内部環境調査報告書」 (平成13年11月)</p>	<p>(社)病院管理研究協会 「沖縄県立病院経営健全化基礎調査報告書」 (平成14年3月)</p>	<p>平成15年度 「包括外部監査結果報告書」 (平成16年3月)</p>	<p>㈱アブリシア 「沖縄県立病院における政策医療と一般医療の区分に係る調査分析業務報告書」 (平成17年3月)</p>
<p>基本構成(目次)</p> <p>第1編 医療環境分析と経営診断 I 医療環境の変化 II 行政の施策とその対応 III 病院経営の環境変化と需要変化 IV 県立病院の組織と機能 V アンケート調査結果概要 VI 病院の業務と収益の状況 VII 情報化の動向 VIII 病院情報システムの現状分析及び診断 IX 病院情報システム再構築への改善提案</p> <p>第2編 財務分析と改善提案 I 財務分析と改善提案の前提 1. 病院をとりまく環境 2. 公立病院の状況 3. 沖縄県地域医療計画 4. 県立病院(公益企業)及びその経理の特殊性 5. 比較に用いた資料等 II 財務分析と改善提案-沖縄県立病院・全体- 1. 財務分析 2. 改善提案 (1)収益増加策について (2)不採算病院の縮小または能率の改善 (3)医師給与の削減等 (4)医師の全体的な採用・異動のシステム化について (5)研修医制度の増加について (6)一般会計繰入金の増加について (7)会計上の諸問題 ①部門別損益計算 ②退職給与引当金の計上</p> <p>III 財務分析と改善提案-個別病院- 北部病院/中部病院/那覇病院/南部病院/宮古病院/八重山病院/精和病院</p>	<p>I 各病院共通の課題と取り組みの方向性 [細目は21項目。関連すると考えた項目のみを列挙した。] 3. 公平な人事考課制度の導入 4. 病院経営の専門家の育成及び組織の活性化 5. 病院管理局の機能強化 6. 医療機器・施設・設備への投資及び管理の重要性 7. 薬品・診療材料等の在庫管理適正化 8. 病院の接客態度の強化育成 9. 未収金管理の徹底が必要 12. 委託業者の業務内容把握の徹底 13. 経理部門の職務とその役割認識 14. 退職金会計の期間損益への明確処理 15. 営業部門の組織的役割づけの明確化 17. 県立病院各部署間の情報共有化や連携が必要 19. 各病院における返戻・過誤の処理状況の徹底 20. その他病院経営健全化にとって必要な事項 1)地域市町村の責任の明確化 2)国立大学医学部の役割の再確認 3)県立病院の経営状況のディスクロージャー</p> <p>21. 総評 II 各病院の課題と取り組みの方向性 1. 北部病院 2. 中部病院 3. 那覇病院 4. 南部病院 5. 宮古病院 6. 八重山病院 7. 精和病院</p>	<p>第1 医療環境について 第2 各県立病院および病院管理局の現状と改善について I 県立病院全体の経営状況 II 北部病院 III 中部病院 IV 那覇病院 V 南部病院 VI 宮古病院 VII 八重山病院 VIII 病院管理局 第3 県立病院のあり方について I これからの県立病院の役割 1)役割の明確化 2)医療サービスの対象患者 3)医療機能の集約化と機能提携 4)医療機能の集約化 5)機能提携 6)経営形態 II 県立病院の再編整備 1. 広域基幹病院 2. 地域病院 3. センターの機能病院 III 財政的支援基盤の見直しおよび経営力の強化 1. 一般会計等からの繰入と負担区分の明確化 IV 良質な医療を継続的に提供するために V その他の特記事項</p>	<p>第1 外部監査の概要 第2 沖縄県立病院の概要 第3 監査の結果 1. 医療費収納に係る事務について 2. 未収金について 3. 人件費について 4. 材料費について 5. 委託料について 6. 減価償却費について 7. 固定資産の管理について 8. 一般会計繰入について 9. 院内規則の整備と運用について</p> <p>第4 監査意見 1. 長期延滞未収金について 2. 人件費について 3. 退職給付債務について 4. 材料費について 5. 減価償却の開始時期について 6. 医療機器の稼働状況管理について 7. 一般会計繰入について 8. 診療科別原価計算の導入が必要である</p>	<p><本編>(他に<資料編>あり) I. 調査分析の概要 II. 院内調査結果の概要と考察 III. 原価計算結果とその分析 1. 原価計算の方法 (1)方法論 (2)勘定科目の設定 (3)原価診療科設定の考え方 (4)本調査分析における原価診療科の設定 2. 計上診療科別原価計算結果 (1)県立北部病院 (2)県立宮古病院 3. 原価診療科別原価計算結果 (1)県立北部病院 4. 周辺病院と各診療科 (1)県立北部病院 (2)県立宮古病院 IV. 各診療科の診療状況 1. 県立北部病院各診療科の診療状況 2. 県立宮古病院各診療科の診療状況 V. 繰入基準の明確化のために 1. 繰入基準検討の枠組み (1)不採算医療と繰入 (2)繰入規模の考え方 2. 原価管理体制の確立 (1)日常業務体制確立の必要性 (2)体系的システム整備の必要性</p>

(4) 措置が長期間放置されている指摘事項（人件費（退職給付債務を含む）、一般会計繰入金基準、診療科別原価計算）についての分析

ア ㈱アプリア『神縄県立病院における政策医療と一般医療の区分に係る調査分析業務報告書』（平成17年3月）を再び分析する（指摘事項）。

(ア) 本報告書は、県立北部病院と県立宮古病院の診療科別原価計算をパイロット・スタディとして実施した結果報告である。

一般の民間企業の原価計算のコンサルテリングならば、まず損益を把握する単位（セグメント）の設定と共通費の集計手続のチェックがなされ、共通費の配賦手続が検討される。売上については通常日常業務レベルで売上はその企業ごとに、内部管理の必要上区分されているので、特段問題とならないのが普通である。

ところが、この報告書では、いきなり冒頭で、一般会計よりの繰入金金額（実際の繰入金額）と、その適正額をいかに算出するかが議論されている（これは通常人にとって、きわめてわかりづらい）。

(イ) その理由は（やや強引だが一般民間企業と対比する形で説明すると）、この一般会計よりの繰入金は県立病院会計（公益企業会計）では、第2の売上高と同様に扱われるからである（しかもその金額は何らかの基準で客観的に計算される訳ではなく、それなりの計算方法はあるのだが、裁量の余地は大きい）。

それに加えて（さらに今回の監査で判明したように）別種の（固定資産取得等に関する一般会計繰入金“4条繰入金”）数値が流用され、加減されるケースもありうる。つまり、この“第2売上高”は、経営実態を正確に反映したものとはいえず、経理部長や社長の意図（サジ加減）でかなりの幅で操作できるような取扱いがなされている。

民間企業でこれをやれば粉飾決算であり、経理部長・社長の解任自由となる（このような企業の決算書は企業の損益を適正に反映していない。違法である。）が、公営企業会計である県立病院会計（特別会計）で、同様なことがなされても、問題とされることはあっても（現実に平成15年度包括外部監査では、詳細に計算基準の内訳項目の内容を検討して、指摘事項としている。）合規制違反とはならない。従って神縄県病院事業局長の解任事由とはならず、行政の「長」たる神縄県知事に対する訴訟事由もない（こちらも念のため言及しておく、このような県立病院の決算書は、県立病院の経営の状況を適正に反映しているとは言えない。ただし、公認会計士の監査を受けていないので、不適正意見が付されることもない。）。

遺憾ながら、これが神縄県立病院事業（特別会計）の“第2売上高”に相当する一般会計繰入金経理の現状である。

(ウ) 社会的常識からは非常に違和感を覚えるこのようなやり方がまかりとおるのは、総務省が通知した積算基準（「自治体病院への繰出基準」）にはよらずに、自治体病院の事務部門がきわめて広い裁量をもつ査定基準で繰入をおこなえるように運用ができたためである。これに加えて、たとえこの運用が認められても、権限逸脱と考えられる3号繰入金と4号繰入金の流用さえもしばしばおこなわれている。

(エ) 参考文献とした金川佳弘、『地域医療をまもる自治体病院経営分析』（自治体研究社）では、損益的収支繰入金（3号繰入金）と資本的収支繰入金（4号繰入金）を意図的に操作して、見かけ上、医業収益が好転することを実例で説明している（同書101～104ページ）。

青森県西北中央病院では、自治体病院の標準的な繰入方法を採用しているが、青森県髭ヶ沢町立中央病院は収益的勘定の医業収益部分に意図的に繰入れを行い、医業収益が増額し、見かけ上、医業収支比率が好転する（見かけ上、経営状況の良い自治体病院となる。）ことを示してい

いては人件費の適正額（退職給付費用の把握、諸手当の算定手続の適正化）の確定も、結果としてほぼ併行して要請されることになる。

さらに、これに続けて、見かけ上、経営状況の悪い病院を作り上げることもできるとし、自治体当局が見かけ上、経営状況の悪い病院に仕立て上げ、経営形態の見直し（地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、PFIなどの公設民営、民間移譲など）を逆提案してくる可能性があり、繰入金先の分析には十分注意を払う必要があると指摘する（同書103ページ）。

(オ) この青森県鰹ヶ沢町立病院の事例にしろ、沖縄県の事例にしるはつきりしているのは、一般会計よりの繰入金の適正額が事業部門によって算定されていない、ということである。しかもダブルチェックをしたり、内部監査でチェックされる手続は保障されていないなどである。

沖縄県では、一般会計繰入金の適正額とはいえない決算数値をもとに、県立病院のあり方に関する基本構想の検討（平成21年3月、平成21年6月）が進められた、と言わざるをえない。

イ 診療科別原価計算と一般会計繰入（収入）[ただし適正額]は、各県立病院ごとの損益把握のうえで、密接不可分な関係にある（指摘事項）。

(ア) ㈱アプリアの調査分析業務報告書（平成17年3月）が、一般会計繰入金の適正額の算出手続とその査定基準の設定をまず課題とせざるをえなかったのは、これが実質的には第2売上高[ただし適正額]となるため、他の医業収入や医業原価・費用が適正でも、差額としての各県立病院ごとの損益が計算できないからである。

つまり、各病院ごとの適正な損益を把握するためには、収入側では、一般会計繰入金の適正額を定め、コスト（原価・費用）側では、損益を把握する単位（セグメント）である診療科別原価計算が必要となる。

これに加えて、特にセグメントの原価面において、沖縄県立病院にお

(イ) 別の言い方をすれば、公営企業たる県立病院事業の各病院ごとの損益を正確に計算するためには、その大前提としてまず実質的な第2売上高である一般会計繰入金（収入）の適正額の計上が必須であり、同時に対応する原価・費用も、各病院ごとの基礎データにもとづいて適正に計上されなければならないことになる。この収入と費用・原価の適正額の算定過程で、広く人件費に係る諸手当や退職給付費用の見積→会計システム内への適正額による計上が実際には要求されることになる。

(ウ) 一般会計繰入金（収入）と診療科別原価計算は密接不可分な関係にある。その適正額の算出過程において、人件費の適正な把握が要請されることから、人件費の問題も実質的にこの2者と密接不可分である、と考えられる。各病院ごとの損益を把握するためには、一般会計繰入金（収入）の論点と診療科別原価計算の論点と人件費の論点は、いわば実際上三位一体の関係上にあり、問題点を改善するためにはこれを一挙に解消する必要があるのである。

平成9年11月の『沖縄県立病院経営診断報告書』で改善提案の内容とされ、約5年半後の平成16年3月に『平成15年度包括外部監査結果報告書』で指摘事項となったこの3つの重要問題は、5年後である平成22年度包括外部監査時点でも改善されていない（措置がなされていない。）。指摘があつてから実に10年以上問題点が先送りされている。

(エ) 各県立病院の病院長が、自らの病院の損益把握と1号経費と2号経費に係る不採算部分の実態を理解することに消極的で事態の先送りを続けているとは、到底考えられない。沖縄県庁内で各病院とは離れた形で存在している沖縄県病院事業局の事務官僚の長期間にわたるほぼ一貫した先送り体質によるものと考えられる。

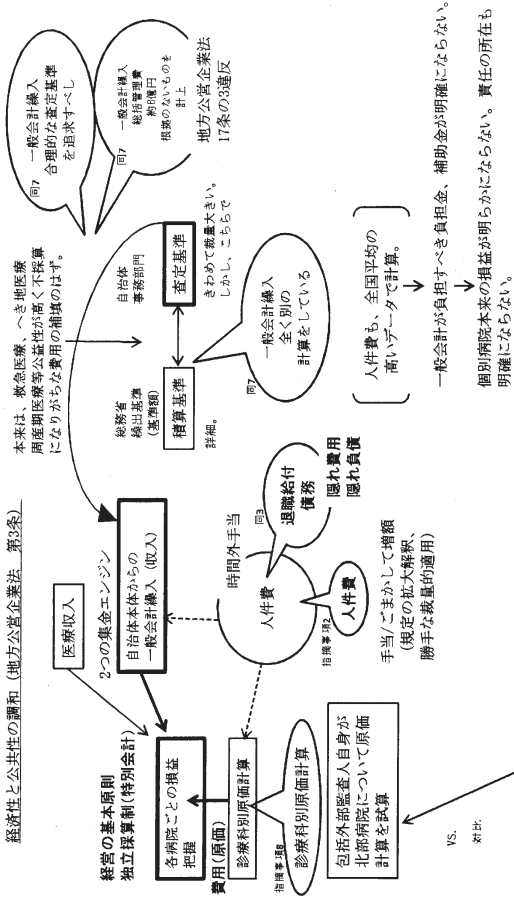
そして、このような体質には十分理由があると思われる。“第2売上高”により、県立病院の損益数値を、少なくとも10年以上一般会計繰入金の査定基準というツールを使って操作していたのは、各県立病院の病院長ではなく、沖縄県病院事業局の事務官僚（組織としてのうごきさしている。）であろう。そしてこの密室における業績数値の操作という自らの職域の実態が明らかになり、長期間にわたってふせられている問題点が大きく露出するのを防ぐために、自らの組織防衛に走る可能性は大きいからである。

ウ 県立病院（地方公営企業）の損益の構造と平成15年度包括外部監査の指摘事項の位置づけ

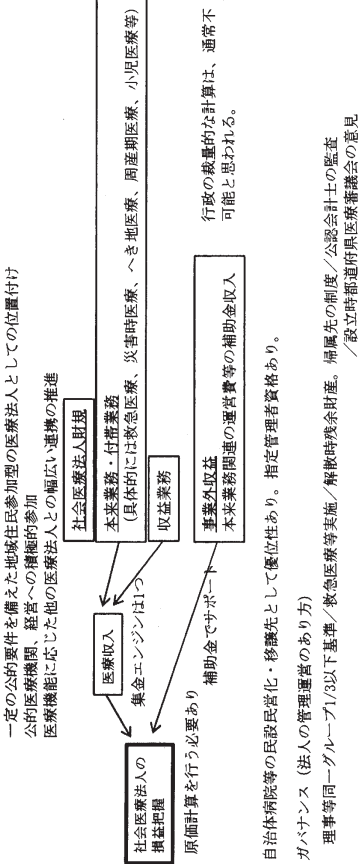
(ア) 措置が長期間放置されている本件指摘事項について、その全体の構造を理解するために別紙に図解を示した。
 さらに、県立病院事業（県直営の地方公営企業）と対比で、新しく制度化された社会医療法人（民間）の概要も示した。

(イ) ここまでの記述では説明不足となっていた社会医療法人と地域の医療提供体制とのあり方について、厚生労働省の報告も抜粋した。

県立病院（地方公営企業）の損益の構造（平成15年度 包括外部監査の指摘事項の位置付け）



社会医療法人（民間）の損益の構造



自治体病院等の民営化・移譲先として優位性あり。指定管理者資格あり。
 ガバナンス（法人の管理運営のあり方）
 理事等同一グループ1/3以下基準／救急医療等実施／解散時残余財産、帰属先の制度／公認会計士の監査／設立時都道府県医療審議会の意見
 （注）社会医療法人につき、以下の参考資料を参照した。
 監査法人トーマツ『社会医療法人の会計と開示』 清文社
 青木 惠一『訂正二版 社会医療法人の設立・運営・承継と税務対策』 税務研究会出版局
 （本書中に掲載されている厚生労働省の資料もあわせて参照している。）

医療法人制度改革の考え方（報告）

～ 医療提供体制の担い手の中心となる将来の医療法人の姿 ～

平成 17 年 7 月 22 日
医療経営の非営利性等
に関する検討会報告

II 医療法人制度をめぐる考え方の整理

3. 今後の医療法人と医療法人を監督する都道府県との関係の見直し

我が国の医療提供体制を考えると、病院の 61.3%、病床の 50.2%は医療法人が担っており、数字の面からだけでも民間非営利部門の医療法人が中心となつていていることは明らかである。厚生労働省や医療法人を監督する都道府県は民間非営利部門の医療法人を中心として地域の医療提供体制を考えなければならぬ。そのためにも、従来の公的医療機関が担ってきた機能についても、民間非営利部門の医療法人が積極的に担うことが求められる。

従来は、「救急医療など収益性の低い医療は、公立病院でなければ実施できない」といったことが暗に前提とされていたが、今後は、どのような医療サービスであつても、地域で効率的に提供されるためにはどうすればいいのか、という観点から医療提供体制のあり方を考える必要がある。また、財政的な支援を行う場合は、救急医療やへき地医療など地域社会にとつてなくてはならない「公益性の高い医療サービス」の実施を支援することを基本として考えるべきである。

以上を踏まえると、今後は、民間非営利部門の医療法人と都道府県との関係が重要になってくる。今後の都道府県の役割は、自らが自治体立病院を設置して直接的に医療サービスを提供する役割から極力撤退し、医療サービスに係る

ルールを調整する役割、医療サービスの安全性やアクセスの公平性を監視する役割等へ転換することが求められる。このため、医療法人を監督する都道府県や医療法人制度を所管する厚生労働省においては、

- (1) 医療法人の設立認可や合併等の事務については、都道府県知事部局において行い、設立認可等に係る審査基準及び審査に要する期日についてあらかじめ明確に定めておくこととし、行政による不透明な裁量が極力及ばないようにするべきであり、民間非営利部門の医療法人が円滑に事業展開できるようにルールを明確にする。
- (2) 民間非営利部門の医療法人が今後とも効率的に経営できるよう、例えば、療養環境の向上を制限しているような合理的でない規制について、行政において見直しを引き続き行っていく
- (3) 医療法人の経営が今後とも透明性が確保され、効率的に推進されるよう医療法人制度の不断の見直しを行う
ことが必要であり、今後とも断続的な対応が求められる。あわせて、病院や診療所などの活動をしていない、いわゆる休眠状態の医療法人については、医療法第 65 条に基づき、都道府県において速やかに医療法人の設立認可取消を行うよう、引き続き努力すべきである。

III 今後の医療法人制度改革に向けた新たな医療経営のあり方の確立

1. 効率的な医療経営を支える人材の養成

今後は、都道府県の役割が、自らが自治体立病院を設置して直接的に医療サービスを提供する役割から極力撤退し、医療サービスに係るルールを調整する役割、医療サービスの安全性やアクセスの公平性を監視する役割等へ転換することに伴い、各医療法人においては、従来以上に医療経営について効率的に行うことが求められる。

言うまでもないことだが、経営を良くするための特効薬はなく、日頃からの絶え間ない経営者をはじめとした現場の努力の積み重ねが重要であり、そのために必要になってくるのが、医療経営を支える質の高い人材の養成である。

このため、今後は、医療経営を支える人材の養成について、厚生労働省は関係省庁と協力しながら、そのあり方を検討すべきである。

2. 透明性の高い医療経営の推進

医療法人制度改革は医療法の改正だけにとどまるものではない。制度創設以来50年以上経過した医療法人のあり方に関しては、医療法、医療法施行令、医療法施行規則のほか、これに関する通知・解釈等で規定されているものである。厚生労働省においては、透明性の高い医療経営を各医療法人が遂行できるようにするため、医療法人制度について、継続してそのあり方を見直すべきである。その際、医療サービスの提供と医療経営は車の両輪であることから、医療を経営する者が医療サービスを効率的に提供するため、自らその経営実態を把握することは不可欠である。経営規模において中小企業と同程度の医療法人に十分配慮しながら、医療法人に必要な会計はどういうものか、今後とも医療関係団体の意見を踏まえながら、検討を深めていくことが求められる。

また、当該医療法人の経営実態について、他の公的医療機関や同種の医療サービスの提供している医療機関と比較等を行うことを通じて、より客観的に把握することも重要である。

3. 公益性の高い医療サービスを安定的・断続的に提供するための新たな支援方策の検討

〔省 略〕

(5) まとめ

ア 県立病院のあり方について過去になされた検討に関しては、以下のように評価した。

- ① 県立病院の今後のあり方検討委員会報告書「県立病院の今後のあり方について」(平成16年2月)の見解が、きわめて優れている。将来にわたってこの基本姿勢を尊重・維持すべき、と考える。特に本報告書の「図表10 県立病院の機能再編の基本方向」を繰り返し参照すべきである(意見)。
- ② ㈱アブリシア『沖縄県立病院における政策医療と一般医療の区分に係る調査分析業務報告書』(平成17年3月)は、具体的に各々の病院の経

営状況を説明するための、先駆的取組といえる。

ここで示された基本的な方向性をふまえて、各病院ごとに診療科別原価計算システムを構築すべきである(指摘事項)。

イ (ア) 法律的に強制力をもつと考えられる包括外部監査の指摘・意見についても、約半数は先送りされている。沖縄県病院事業局(特に事務部門)において、指摘に対して応えていこうという誠意ある姿勢は感じられない。逆に組織防衛、やらなかつたことに対する抽象的な理由づけによる自己弁護・問題回避の傾向が強く見られる(指摘事項)。

(イ) 通常の調査報告書(コンサルティング報告書)については、その改善提案や指摘に対して、包括外部監査とちがひ、沖縄県側に何ら応答義務はないのかもしれない。しかも沖縄県の当局側の基本姿勢に問題があることは前述したとおりである。

したがって、通常のコンサルティング案件では、沖縄県サイドの、特に事務部門によって無視されたり、つまみ食いの調査結果を利用されたりする危険性は強く存在する。実際にそのように扱われた可能性の高い事例も存在した(指摘事項)。

(ウ) 情報公開条例により、何らかの条件で(例えば何年後公開、調査費用100万円以上の案件につき公開)一定の調査報告書を広く沖縄県民や利害関係者に周知させ、監視の眼が行き届くよう手だてを講ずる必要があると考える(意見)。

(エ) また、本報告書の読者に向かっての問題提起といえるかもしれないが、このように情報公開された報告書等について(例えば本件のように県立病院にフォークラスすれば、なおさら取組が容易ではないか。)インターネット上でいくつかのフォーラムを開設し、県民や問題ごとに関心がある人がボランティア的に集結し、セカンド・オピニオン的な複合的な議論の運営の持続も考える必要があると思われる(意

見)。

ウ 県立病院のあり方についての検討結果について、沖繩県は具体的にどのような取組をおこなったか、を分析していく過程で、派生的な論点として地方独立行政法人化について、決定プロセスに関しての検討を実施した。

県立病院の経営形態の見直しは、総務省「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日)にも、厚生労働省「医療法人制度改革の考え方(報告)」(平成17年7月22日)にも沿うものではあるが、沖繩県における地方独立行政法人化の実際の決定プロセスについて、大きな問題があることを指摘した(指摘事項)。

上記2つの報告で示された基本的枠組が、情報操作により変容され決定プロセスがきわめて不透明になっているからである。

エ 当第22年度包括外部監査人は、前平成21年度に「『公の施設』の管理運営のあり方(特に指定管理者)について」を監査テーマとして沖繩県の包括外部監査を実施している。

(ア) その際、監査の視点として設定したのは、

- (A) 沖繩県の行政改革の方針を徹底させること
- (B) 地方自治法の趣旨(市町村優先の原則のもとにおける県の果たすべき役割)を意識すること
- (C) 個人情報保護を充実させること

の3つであった。報告書のなかの「3 地方自治法における権限分配の趣旨、地方分権の進展」の(1) 地方分権の進展、の項で

本格的な分権型社会に対応するために、市町村との関係で県の果たすべき役割・責任を明確化させる必要性は高まっていく。
行政改革プラン(平成18年3月)ではこの点がさほど強く謳われていないきらいがある。

と指摘した(『平成21年度包括外部監査結果報告書』50～51ページ)。

(イ) さらに、

(2) 市町村との協働

公の施設の管理のあり方を考える際にも、市町村優先の原則を意識しつつ、広域自治体としての沖繩県の担うべき事務がどこまでなのかを検討しなければならぬ。

たとえば、同一地域に県立の図書館と市町村立の図書館があったとする。両施設を利用する者は、市町村の住民であるとともに県民でもある。仮に、蔵書の種類・内容が大部分重複していたり、一方にしか必要な蔵書がないとしたら、利用者側からみると、2つの施設が併存する価値は少ない。不便ですらある。利用者への十分なサービス提供を第一義的に考えるのであれば、県立、市町村立という枠を取り払って、市町村施設への統合、あるいは重複を回避した事務分担などを考えるべきであろう。そのためには、県でなければできない事務を市町村との協議・連携を図りながら担っていくという作業を積極的に行うことが重要である。

県は、本来「基礎行政」を担う市町村の「補完行政」が課題であるから、市町村とともに考える県になっていくべきである。

で自らの立場を述べた。

オ (ア) 県立病院に関する地方独立行政法人化の決定プロセスに関しては、

(1) 地方分権の進展、(2) 市町村との協働の2視点からみてこれらの基本的考え方が全く欠落した形で(ただ新たな「沖繩県行政改革プラン(平成22年3月)」の形式をととのえることを目標として)手続が進行している(指摘事項)。

指摘した、行政改革プランでは、市町村との関係で県の果たすべき役割・責任が強く謳われていない面が、さらにこの沖繩県行政改革プランでさらに重ねて認められる。

(イ) 運用面で沖繩県の行政改革プランが地方自治法の趣旨(市町村優先の原則のもとにおける県の果たすべき役割)を監視する結果となつていく点を、監査の視点からは問題と再度指摘せざるを得ない(指摘事項)。

カ この問題の所在を再確認するため、前平成21年度の「具体的な監査のチェック項目」を別紙に再提示した。

「公の施設」を「県立病院」に置きかえれば、通用する部分が多い、と考えたからである。

キ さらに、本平成22年度包括外部監査において参考文献とした宮脇淳編集代表、蛭子雅史編著『自治体経営改革シリーズ2 外郭団体・公営企業の改革』（ぎょうせい）に、第3章I.として「病院事業の問題点と改革のポイント」の項があり、経営形態の考え方についての考え方(158～165ページ)が述べてある。

沖縄県立病院の地方独立行政法人化の検討プロセスに問題があることを示す、いわば間接証拠として、以下に説明する。

(ア)「1.病院事業の問題点」として、以下の項目がリストアップされている(147～154ページ)。一般的な説明だが、要領よくまとめられている。

(1) 国の政策変化による病院への影響

- ① 新臨床医研修制度により深刻化した医師不足
- ② 地方を中心とした看護師不足
- ③ 診療報酬の削減

(2) 地域住民と病院との関係

- ① 単年度予算主義を前提とした病院経営の硬直化

「地方自治体の病院事業は、他の行政サービスと異なり、私的病院との競合も激しく、その経営活動には機動性が強く求められる。

また、医療技術は日々進歩するものであり、その時々ニーズにあった医療機器の導入や診療科の設立など、関連な経営判断が必要(2)地域住民と病院との関係

- ① 医療サービスのコンビニ化・無料化
- ② 診療代に係る未収金の増加

(3) 地方議会と病院との関係

である。

しかし、地方公営企業の場合、予算は議会の審議を経るために、事業活動に関する意思決定プロセスが長期化しやすい面があり、改革の遅れを招いているとも考えられる。」

② 病院経営改革に関する議論の先送り

「地方議会では、毎年度多額の歳出が行われる公立病院の経営について、議題にのぼることも多いが、住民感情を配慮して現状追認の議論になりやすい。」

(4) 地方自治体と病院との関係

- ① 地方自治体からの非独立性による経営自由度の低下

「地方公営企業法の一部適用の場合、人事や組織、予算等の権限は地方自治体の長にあり、全部適用の場合にも、予算の調整などの権限が地方自治体の長に留保されている。

このような地方自治体からの非独立性は、環境変化に応じた弾力的な経営活動の障害となる場合があり、その一方で、病院以外の自治体職員の多くが病院経営に関する専門性を持たないために、本庁と病院との間で相互理解不足になるなどの問題を抱えている。」

- ② 近年の財政悪化に伴う財政支援の縮小
- ③ 役所の人事異動との連動による専門性の低下
- ④ 役所の定数削減との連動による病院職員数の削減

(5) 病院の収支構造や経営資源

- ① 病床利用率の低下
- ② 年功序列型給与体系による高額な人件費
- ③ 勤務医の過重労働による病院離れ
- ④ 病院建設における過剰投資
- ⑤ ファシリティアプローチメントの機能不全

「公立病院の多くが1950年代頃に建設されたことから、耐震化の必要性を含めて、建て替えの時期を迎えている。しかし、地方財政の悪化や国の負担削減等により、大規模な投資費用を捻出することが難しい状況にある。」

これに対し、多くの地方自治体では、施設のライフサイクルを意識したファシリティマネジメント（施設の経営管理）をこれまで十分意識してこなかったことから、建て替えや改修に要する資金を蓄えてこなかった現実がある。」

⑥職員の改革意欲の不徹底

(イ)「2.改革のポイント」として、総務省「公立病院改革ガイドライン」(2007年12月)が解説されたのち、「経営形態の見直し」について記述がある。

(2)病院経営の独立性確保と財政負担の軽減の項で、共著者の見解が以下のように示される。

①外部条件からみた経営形態の考え方〔平成22年度包括外部監査人による要約〕

■ 公共主導か民間主導かの判断

まず、当該公立病院と類似機能をもつ病院が同一地域内にならない(競合・代替性が存在しない)場合 → 地方自治体が直接経営に関与しやすい“公共主導”が望ましい。

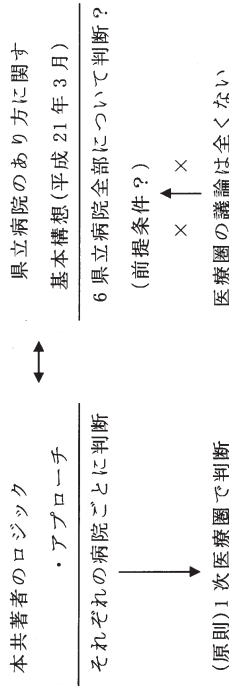
「ここでいう「同一地域」とは、患者の受診行動から病院間の競合が発生しやすい同一市町村内及び隣接市町村内(1次医療圏で基本的に判断している。一包括外部監査人)を範囲とすることが妥当と考えるが、特に、2次医療圏のうち病床過剰圏については、病院間で代替・補充関係が強いといえる。」

他方、類似機能をもつ病院が同一地域内にある(競合・代替性が存在する)場合 → 指定管理者制度や民間譲渡が望ましい。

②内部条件からみた経営形態の考え方

ここで確認しておきたいのは、独立行政法人化が妥当か否かではなく、判断のロジックとアプローチである。

この共著者は外部条件を、それぞれ個々の県立病院ごとに、かつ(原則)1次医療圏で判定している。



(ウ)「県立病院のあり方に関する基本構想」(平成21年3月)のロジックとアプローチは非常に異質と考えられる(指摘事項)。

4 病院事業の会計についての問題点

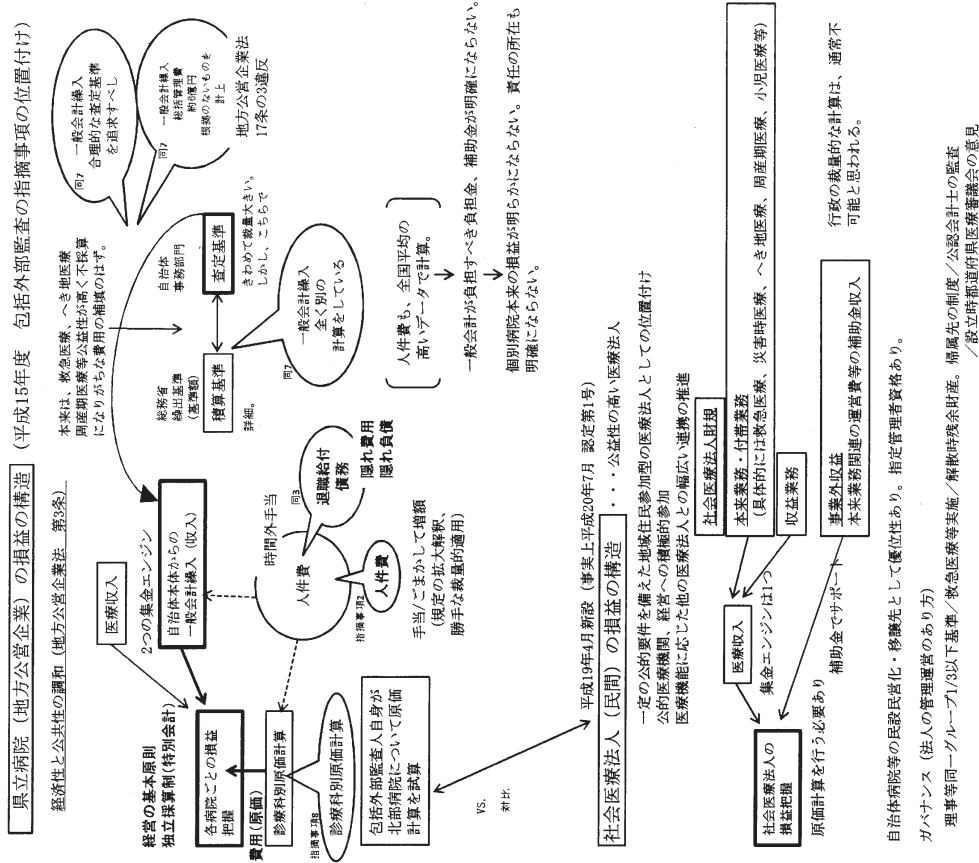
(1) 県立病院の会計には、地方公営企業会計原則が適用される。

これによる地方公益企業会計は、基本的には複式簿記にもとづくもので、民間一般企業に適用される企業会計基準にほぼ近いレベルのルールが適用されると、おおまかには考えてよい。

病院経営は、民間の医療法人や個人医師の診療所でもおこなわれているのだから、一般的な地方公営企業（例えば、水道事業、工業用水道事業、鉄道事業等で、7事業が定められ、病院事業は条文中別規定で適用がある。）と同列に考えるのではなく、医療会計の社会通念上のルールに合致する形で比較検討をすべきである。

（公会計的な予算管理よりも、経営実態を示している決算値を重視すべきである。（指摘事項））。

この基本的視点から県立病院事業（県直営）の損益の構造を、社会医療法人（民間）と対比した形で再掲示したのが別紙である（平成15年度包括外部監査の指摘事項で未改善のものとの関連にも注目してほしい。）。



(注) 社会医療法人につき、以下の参考資料を参照した。
監査法人トーマツ『社会医療法人の会計と開示』 清文社
青木憲一『会計二版医療法人の設立、運営、承継と税務対策』税務研究会出版局
(本書中に掲載されている厚生労働省の資料もあわせて参照している。)

県立病院（県直営）
（地方公営企業法全部適用）

損益計算書	
医業収益	384億円
（うち他会計負担金）	11億円
医業費用	414億円
（差引：医業利益）	▲29億円
医業外収益	54億円
（うち他会計補助金）	16億円
（うち負担金交付金）	26億円
医業外費用	17億円
（差引：経常利益）	7億円

形式的には黒字決算で通用してしまう。

もし、さらに一般会計繰入金を他会計負担金として84億円計上したら・・・

損益計算書	
医業収益	468億円
（うち他会計負担金）	95億円
医業費用	414億円
（差引：医業利益）	54億円
医業外収益	54億円
（うち他会計補助金）	16億円
（うち負担金交付金）	26億円
医業外費用	17億円
（差引：経常利益）	91億円

形式的には大幅黒字決算で通用してしまう。

県立病院（県直営に近い）
地方独立行政法人

損益計算書	
営業収益	
医業収益	373億円
運営負担金収益	11億円
営業収益合計	××
営業費用	××
営業事業費	××
一般管理費	××
（差引：営業利益）	▲29億円
営業外収益	
運営費負担金収益	仮0億円
運営費交付金収益	26億円
補助金等収益	16億円
営業外収益合計	××
営業外費用	××
営業外費用合計	××
（差引：経常利益）	7億円

同左なら・・・

損益計算書	
営業収益	
（うち運営費負担金収益）	仮11億円又は仮95億円
営業外収益	
（うち運営費負担金収益）	仮0億円又は仮84億円
（差引：経常利益）	91億円

左と同様大幅な黒字決算で通ってしまう？

（民間）
社会医療法人

損益計算書	
本業業務事業損益	××
事業収益	××
事業費用	××
本業業務事業利益	××
付帯業務事業損益	××
収益業務事業損益	××
（差引：事業利益）	▲40億円
事業外収益	49億円
（うち補助金収入）	37億円
事業外費用	17億円
（差引：経常利益）	▲8億円

実態を反映して、赤字決算。

（民間）
一般企業

損益計算書	
売上	373億円
売上原価	414億円
販売費一般管理費	
（差引：営業利益）	▲41億円
営業外収益	2億円
営業外費用	17億円
（差引：経常利益）	▲56億円

実態を反映して、赤字決算。

例えば、親会社から53億円の資金援助を受けたとしても、それは絶対に売上にはならない（社会常識からして当然である。）。借入金（負債）が53億円貸借対照表に計上されることになる。
もし、親会社からさらに84億円の資金援助を受けたとしたら...

その分を売上に計上して、粉飾決算をした

損益計算書	
売上	457億円
売上原価	414億円
販売費一般管理費	
（差引：営業利益）	43億円
営業外収益	2億円
営業外費用	17億円
（差引：経常利益）	28億円

粉飾により、見かけ上は黒字決算となった。

適法・適正な

損益計算書	
売上	373億円
売上原価	414億円
販売費一般管理費	
（差引：営業利益）	▲41億円
営業外収益	2億円
営業外費用	17億円
（差引：経常利益）	▲56億円

赤字決算の金額変わらず。経営の実態を反映している。

(注) 参考文献
NPO法人日本公会計支援協会【編】、『地方独立行政法人の会計と監査の手引き』 中央経済社
監査法人トーマツ【編】、『社会医療法人の会計と開示』 清文社

(2) この別紙から（特に民間の社会医療法人との対比から）次の諸点が沖縄県病院事業の会計上の問題点として浮かびあがってくる（指摘事項）。

- 問題点1 各県立病院ごとの損益の正確な把握ができない。
- 問題点2 各県立病院ごとの診療科別原価計算がなされていない。
- 問題点3 各県立病院ごとについて、“第2売上高”に相当する一般会計繰入（収入）が、適正な金額で計算されていない（チェック手続もない。）。

従って、各病院ごとに、表面上は算出されている利益金額も、果たして正しい金額が保証されない。

そして、この不確かな数値にもとづいて、各種の分析や経営上の課題が議論されている。

チェックする手続が全くなく、広範な裁量による数値の操作が可能なことから

問題点4 公認会計士の監査を受けていない。
もあけられよう。

別の観点からいえば、地方公営企業の経営の原則である独立採算制（特別会計）が、病院事業では赤字になるとされることが、その赤字になる原因としての救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療等によるものが、どれだけ赤字になっており、それは、公益上本当に不可避なものであるか、のチェックがほとんどなされていないことを示している。

(3) 特に、問題点3（一般会計繰入金）については、別項であらためて論じるが、企業会計の会計基準のレベルにはほぼ近いとしても、“第2売上高”の一般会計繰入金（収入）のため、病院事業の業績は民間の一般企業や民間の社会医療法人の業績数値と大きくちがってくる簡単な設例（ケース1）とケース2）について別紙で示した（指摘事項）。

病院経営の実態がほぼ同じとしても、数値は大きく食い違ってきているの
に注目してほしい。県立病院事業においては、経営の実態とはちがっても制度
の運用上、形式的に大幅な赤字決算をすることも可能であり、逆に見かけ上、
巨額な赤字決算を組んで経営状況の悪い病院を作り上げることにも可能となる
(金川佳弘『地域医療をまもる自治体病院経営分析』(自治体研究社)は、102
~103ページで実例を具体的に説明し、この部分について特に危惧している。)
これこそが(県直営)病院事業の会計上の根本的な問題点である。

(4) さらに、“消費税の損税問題”についても、病院事業の会計に関する問題
点として説明しておきたい。

ア 病院事業の損益計算書推移に表示される医業外費用の雑損失勘定は毎
年約8億円前後。また貸借対照表の繰延資産に計上される「控除対象外消
費税」勘定(簿記の知識のある人でも、一般にはあまり見かけない勘定科
目である。)が残高として約7億円~13億円となっている。

これは、沖縄県立病院事業が自ら負担している(最終消費者が負担して
いるのではなく)消費税金額を示している。これが医療機関における“消
費税の損税問題”といわれるものである。

イ 消費税は通常最終負担者たる消費者が負担する。中間的な位置にある卸
売業、小売業等は、仮に預かった消費税(仮受消費税)と、何かを購入し
たとき等と一緒に支払った消費税(仮払消費税)を、各決算ごとに精算す
る。したがって消費税については基本的に損も得もない。

ところが医療機関等とされる、消費税を大幅に負担する税計算のしくみに
に組み込まれている。消費税がかかる取引(例えば物の売買)には消費税が
かかる(「課税取引」)。また人件費を払っても、そもそも消費という概念
にあてはまらない(「課税対象外」として、消費税はかからない(税務当
局は「不課税取引」と呼ぶ。))。

これだけなら全ステッキリと処理されるはずだが、種々の理由づけによ
り「非課税取引」という、理論的ではない区分が設定され、医療行為のか

なりの部分はこの「非課税取引」に分類される(公益性、社会性等が強調
されるが、理論的には正当性はない。)。そのため「課税取引」が大部分を
占めない場合、一定の税務上の計算方式に従って、その医療機関が多額の
消費税負担の義務を負う。

ウ 今後消費税が5%→10%へあがった場合、このような医療機関は、今の
約2.3~2.5倍程度消費税を負担することになる、といわれている。この
場合自らの経営努力とは一切関係なく支出負担が急増すると予測される
(指摘事項)。

最近は複数の医療団体が“消費税の損税問題”についていろいろな提言
をおこなっているが、この「非課税取引」から該当する医療行為を全て除
外し、「課税取引」と捉えなおすのが、理論的な解決方法だと考える(従
来の取扱いは、社会性・公益性があるという医療事業と消費税の本質を混
同している。社会性・公益性があるから公共性の強い大規模医療機関は損
税として消費税を負担すべき、とは社会的常識に反する(意見))。

の事業に流用できるのです。

本来は当然、病院に繰り入れられるべき目的で措置された交付税ですので、自治体当局に対して強く抗議すべきです。」との説明が述べられている。

②基準額と実繰入額を比較する

「自治体病院では「自治体病院の繰出基準（総務省）」やこれまでの経営実績を基に繰入金の基準額を算定しています。この基準額より実繰入額が少ない場合、経営上、必要十分な繰入が行われているとは言えません。」との説明あり。

(3) 包括外部監査人の立場からは、この2つのポイントは明解であり、神縄県病院事務局の事務官僚だけでの密室的操作を防止し、また組織としての統制手続を強化するために上記2つのポイントについて、当局に立証責任を課し（もともと説明責任はあると考えられる）、それを何らの時期にインターネット上へ公開することを提言したい（情報公開条例の追加）（意見）。

これに、インターネット上に設定された複数のフォーラムがセカンド・オピニオンのダブルチェックを行い、その検証結果と意見をHPで相互に公開すれば、県民はもとより、全国レベルでの自治体病院への監視と支援・評価が実現できるのではないかと考える。

5 一般会計繰入金の态意的運用と、その結果としての病院事業の業績数値の态意的操作

(1) “第2売上高”としての一般会計繰入金（収入）は、厳格な条文解釈にもとづいて制度上運用されるなら、社会通念上当然に認められる（例えば災害時医療）（指摘事項）。

ア しかし、これが全く逆な拡大解釈（例えば、平成15年度包括外部監査で指摘された、他会計補助金のうちの統括管理費約6億円）や広大な裁量行政による運用のため、いわば粉飾決算の架空売上に近い実態をもっている側面について、特に注意をしてほしい。

イ このような“第2売上高”が計上されてしまうと、各病院ごとに赤字が出ているか、その赤字は社会的公共的に是認すべきものなのか、がさっぱりわからないままになる。

また、そのような数値にもとづいて、地域医療をめぐる各々の県立病院のあり方が一部の事務官僚主導のもと、一定の方向づけがなされているとしたら、それは果たして、妥当といえるのか。

ウ 本報告書の問題提起は、ここにある。

そして、これに対する解決策は、すでに明確な形で示されている、と考える。

(2) 参考文献として挙げた金川佳弘『地域医療をまもる自治体病院経営分析』（自治体研究社）は、94ページから104ページで繰入金の分析ポイントとして、以下の2つをあげている（「金額と繰入先に注意する」）。

①ピンハネされていないか

（繰入額と交付税を比較する。）

「特別交付税はその使用目的が限定されていますが（ひも付きの交付税）、普通交付税は事業割、病床割などで措置されたものであっても他

包括外部監査の対象団体等／部局別分類

年度／監査テーマ	外部団体等	部 局
平成11年度 【期間 員】 財政援助団体の債権管理 1 資金運用関連	(社) 沖縄県野菜価格安定基金協会 (特) 沖縄県漁業信用基金協会 (財) 沖縄県農業開発公社 (財) 沖縄県産業振興公社 (財) 沖縄県私立教育振興会 (財) 沖縄県畜産振興基金公社 (財) 沖縄県保健医療福祉事業団 (特) 沖縄県住宅供給公社	【商工労働部】 中小企業高度化資金 【商工労働部】 中小企業設備近代化資金 【農林水産部】 沿岸漁業改善資金 【農林水産部】 農業改良資金 【福祉保健部】 看護師等修学資金 【福祉保健部】 母子寡婦福祉資金
2 貸付金管理 (平成10年度分)		
平成12年度 【与世田業統】 1 財政援助団体	沖縄都市モノレール(株) 沖縄マリンジェット観光(株) (財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 (財) 沖縄県建設技術センター (財) 沖縄県文化振興会 沖縄県公文書館	【 ? 】 福建・沖縄友好会館 【 ? 】 香港事務所 【 ? 】 シンガポール事務所
2 公の施設の管理関連	(財) 沖縄県産業振興公社 台北事務所 (財) おきなわ女性財団 沖縄県女性総合センター (ている)	
平成13年度 【宮里善博】 1 沖縄県唐田区振協会 2 沖縄県空任宅 (運営管理と建設契約事務)	(特) 沖縄県信用保証協会 沖縄県住宅供給公社	
平成14年度 【宮里善博】 1 沖縄県企業局 (水運事業) 2 委託料	(財) 沖縄コンベンションビューロー	【沖縄県企業局】 水運事業会計 【商工労働部】 【福祉保健部】 沖縄教育園 【福祉保健部】 いしみなみ路橋園 【福祉保健部】 北嶺学園
平成15年度 【宮里善博】 1 県立病院 2 補助金	(財) 沖縄観光コンベンションビューロー (財) 沖縄観光コンベンションビューロー	【企業会計】 病院事業会計 【商工労働部】

第8章 過去の全包括外部監査(平成11年度～平成12年度の計11年度分)の分析と評価

- 過去の包括外部監査の全監査テーマを分類して分析する
 - 平成11年度～平成21年度の計11年度分の年度/監査テーマと担当部局について分類した。次ページ以降のとおりである。
(ここで外部団体等については通達等より広く考えて、便宜上リストアップした。)

年度/監査テーマ	外郭団体等	部 局
(商工労働部、福祉保健部 農林水産部)	(株) トロピカルテック/センター (財) 沖縄県産業振興公社 (財) 雇用開発推進機構 (社) 沖縄商業開発青年協会 (社) 沖縄県シルバー人材センター連合 (特) 沖縄県職業能力開発協会 (社) 沖縄県社会福祉協議会 (財) 沖縄県いさいふあいい財団 (財) 沖縄県職業者啓蒙奉賛会 (財) 沖縄県農業開発公社 (財) 沖縄県野菜価格安定基金協会の会 (社) 沖縄県実生生産出荷安定基金協会の会 (社) 沖縄県職業開発協会 (財) 沖縄県学校給食会 (財) 沖縄県畜産振興基金公社 (財) 沖縄県水産公社 沖縄県漁業信用基金協会の会	【商工労働部】 【高工労働部】 【高工労働部】 【高工労働部】 【高工労働部】 【高工労働部】 【福祉保健部】 【福祉保健部】 【福祉保健部】 【農林水産部】 【農林水産部】 【農林水産部】 【農林水産部】 【農林水産部】 【農林水産部】 【農林水産部】 【農林水産部】 【商工労働部】 【企画開発部】 【特別会計】 中城湾港 (新港地区) 整備事業特別会計 中城湾港 (新港地区) 臨海部土地造成事業 特別会計 中城湾港マリタウン特別会計 【文化環境部】 【福祉保健部】 【農林水産部】
平成16年度 【大城崎市】	1 湾港・埋立事業の事業評価 (中城湾港新港地区、西原・ 与那原マリタウン、泡瀬地区 マリンスイ、那覇港湾)	【土木建築部】 【企画開発部】 【特別会計】
2 沖縄県立大学等	県立芸術大学 県立看護大学 県立農業大学	中城湾港マリタウン特別会計 【文化環境部】 【福祉保健部】 【農林水産部】
平成17年度 【大城崎市】	1 高齢者福祉事業及び障害者 福祉事業の事業評価	身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 総合精神保健福祉センター 【公益委員会】
2 沖縄県警察本部の警費費	前里厚生園 (社) 沖縄県社会福祉事業団 (社) 沖縄県社会福祉協議会 (財) 沖縄県いさいふあいい財団 (財) 沖縄県老人クラブ連合会	身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 総合精神保健福祉センター 【公益委員会】
平成18年度 【金沢信昭】	公の施設及管理 者との取引	【文化環境部】 【農林水産部】

年度/監査テーマ	外郭団体等	部 局
平成19年度 【金沢信昭】	1 沖縄県土地開発公社	(財) 沖縄県公園・スポーツ振興協会 県総合運動公園 沖縄県緑化種苗共同組合ーパンナ公園 (財) 海洋博覧会記念公園管理財団 ー首里城公園 (財) 沖縄観光コンベンションビューロー ー万国津梁館 沖縄県住宅供給公社
2 雇用対策事業及び (財) 雇用 開発推進機構	沖縄県土地開発公社 浦添職業能力開発校 (財) 雇用開発推進機構	【土木建築部】 【観光商工部 (雇用労働課)】
平成20年度 【金沢信昭】 補助金	(財) 沖縄県産業振興公社 (財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 沖縄県土地改良事業団体連合会 (社) 沖縄県社会福祉協議会	【企画部】 監査対象補助金9件 【福祉保健部】 監査対象補助金16件 【観光商工部】 監査対象補助金22件 【農林水産部】 監査対象補助金10件 【教育庁】 監査対象補助金6件
平成21年度 【開道俊幸】	公の施設及管理 (特に指定管理者)	沖縄県立農業大学校 沖縄県農業改良普及センター 沖縄県立職業能力開発校 (財) 沖縄県平和祈念財団 沖縄県立図書館 沖縄健康バイオテック/ロジック研究 開発センター (株) トロピカルテック/センター

包括外部監査の監査対象事項別分類

年度と 監査テーマ	監査対象 事項															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	収入・税 国保料 手数料	財産管理 不動産 物品	施設管理 指定管理者	貸付金 未収金 地方債 債務保証	病院 医療 保険	学校教育 研修機関	公営企業 (特別会計)	外郭 団体	補助金 負担金 交付金	契約 入札 競問題	人件費 退職金 賞与	公金 支出	政務調査費 議会費	情報シ ステム	福祉	その他
平成11年度【城間 貞】 財政援助団体の債権管 理・資金調達運用 (39ページ)	○	○		◎		○	○	◎				○				
2 貸付金管理(平成10年度 分)(28ページ)	○			◎	○	○	○							○		
平成12年度【与世田兼裕】																
1 財政援助団体(1、2を含 めて全73ページ)	○	○		○		○	◎	◎	○	○	○	○			○	
2 公の施設の管理(1、2を 含めて全73ページ)	○	○	◎	○				○	○		○					
平成13年度【宮里善博】																
1 沖縄県信用保証協会 (30ページ)	○	◎						◎				◎				
2 沖縄県管住宅 (44ページ)	○	○	○				◎	◎	○	○	○					
平成14年度【宮里善博】																
1 企業局(水道事業) (53ページ)	○	○	○	○			◎		○	○	○	○				
2 委託費・公の施設管理委 託団体(71ページ)		○	◎	○			○	◎	○	○					○	民営化 民間委 託◎
平成15年度【宮里善博】																
1 県立病院(68ページ)	○				◎	○	◎		○	○	○	○		○		
2 補助金(商工労働部、福 祉保健部、農林水産部) (82ページ)						○	○	○	◎							

目立つのは、出資、人事関係その他沖縄県と密接に関連する団体が数多く、また何回も監査対象となっている外郭団体がある。

(2) さらに、再度別紙において監査対象事項を16のパターンに分類して各年度の監査テーマがどの領域を監査したかを追跡してみた。

(16のパターンについては、各年度の全国市民オンブズマン連絡会議『包括外部監査の通信簿』を参考にした。)

作業にとりかかると監査テーマが、この16パターンのいずれかひとつに該当するのではなく、相当数に重複・関連していると考えられるに至った。これをそのまま示すために、直接、主に該当すると考えたときは◎、重複又は関連した形で該当すると考えた時は、それに○を付した。

次項からは、この分類をいいながら、今後に残された課題について考えてみたい。

(3) なお、別途、監査テーマを、予算とさらに部局別・予算の款別に分類して対比してみようと思いたが、さほどの関連性が明確にならなかったため、ここには記載していない。

2 監査リスクの大きい監査対象（外郭団体、部局等も含む）の検討
 (1) 過去の全11年度分の全指摘事項・意見について、措置状況一覧表にもとづき、本包括外部監査人が評価した結果（第2章を参照されたい。）からは、制度や組織の存在意義に關わる監査対象事項については、改善策がたてられずに先送りされる傾向が多く見うけられた。

これに加えて、監査対象事項それ自体の性質上監査リスクが大きい（例えば不正違法行為、違法な公金支出の可能性、巨額の回収不能金額の発生、第3セクターの巨額隠れ債務）事項も考えられる。

(2) そこで、この2つの視点から検討した場合、

- | | |
|----|-----------------------|
| 4 | 貸付金・未収金・出資金・債務保証・損失補償 |
| 8 | 外郭団体等 |
| 9 | 補助金・負担金・交付金 |
| 10 | 契約・入札・談合問題 |
| 12 | 公金支出 |

が監査リスクの大きい監査対象と考えた。

年度と 監査テーマ	監査対象 事項															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	収入・税 国保料 手数料	財産管理 不動産 物品	施設管理 指定管理者	貸付金 未収金 地方債 債務保証	病院 医療 保険	学校教育 研修機関	公営企業 (特別会 計)	外郭 団体	補助金 負担金 交付金	契約 入札 談合 問題	人件費 退職金 賞与	公金 支出	政務調査費 議事費	情報シ ステム	福祉	その他
平成16年度【大城純市】																
1 港湾埋立事業の事業評価 (126ページ)		○		○			◎		○	○		○				
2 県立大学(108ページ)		○	○	○		◎				○	○					
2 県立芸術大学、県立看護 大学、県立農業大学																
平成17年度【大城純市】																
1 福祉保健部高齢者事業・ 障害者事業(146ページ)			◎					○			○				◎	
2 県警本部・警察署(93 ページ)										○		○				公安委 員会◎
平成18年度【金沢信昭】																
1 公の施設の管理及び指定 管理者(301ページ+資料 12ページ)		○	◎			○	○	○	○	○		○				
平成19年度【金沢信昭】																
1 土地開発公社(103ペー ジ)		○		○				◎	○	○	○					
2 雇用対策事業及び(財) 雇用開発推進機構(92 ページ)						○	○	◎			○	○				
平成20年度【金沢信昭】																
1 補助金(363ページ)								○	◎	○	○					
平成21年度【照屋俊幸】																
1 公の施設の管理(特に指 定管理者)(255ページ)		○	◎	○		○		○	○		○					過年度 の措置 状況○
平成22年度【照屋俊幸】																
1 過去の措置状況の検討	○	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	○	○	○		○	○	過年度 の措置 状況◎

(3) 今後、この2項目について外部監査を実施する際は、周到な準備と十分な時間の確保、さらにその結果のフォロー・アップまで含めた強力な権限付与が必要である。

そこで、2項目について、早急に必要と考えたものの、追加的な監査が出来なかった本年度包括外部監査人の立場から、リサーチした範囲内で、将来の取組にとって有用と考えた事例等を以下に列挙した。

まず、外郭団体等に対する包括外部監査を実施する際に参照すべき事例として以下が考えられる。

ア 有用な参考事例としての他府県の評価の高い包括外部監査報告書(各年度の全国市民オンブズマン連絡会議『包括外部監査の通信簿』のコメントを参考にしている。)

① 平成21年度包括外部監査報告書(岡山市) 監査テーマ「外郭団体の事業及び岡山市の外郭団体等に対する統制」(275ページ)

以下の60の項目のチェックリストを設定し、それを全外郭団体に適用してチェックしている。オンブズマンから、非常にシステマティックな方法によっているのが特徴で応用性に富み、後続の包括外部監査でも大いに参考とされよう、と評されている。「オンブズマン大賞(優秀賞のうち最上ランク)」を受賞。

さらに、外郭団体等統制委員会を設置しての重要事項に関する事前協議を提起し、提案している。

3 本年度の包括外部監査(過去の措置状況の検証)で、完全にはカバーできず、さらに追加的な外部監査が早急に必要と考えられる監査対象(外郭団体・部局等も含む)

(1) 本平成22年度包括外部監査は、過去の全ての年度の包括外部監査で指摘事項・意見とされた全項目について、改善がなされたのか、の検証をおこなった。その結果判明した問題状況について分析し、改善提言を行っている。

これに加えて、過去の包括外部監査の結果がどのように活かされたかを整理するため、第4章以降で適切と考えられた監査対象項目ごとに分析を実施した。

(2) しかし、現実的には11年間の包括外部監査の全ての措置において担当課の回答した措置の実施の有無についてヒアリングを行い、さらに追加の監査手続を実施するのに多大の作業工数を要した(さらにこの間、本来は包括外部監査の窓口となるべき行政改革推進課の外部監査に対する長期間にわたる遅延行為がなされた。)

そのため、重要だと思われる監査対象について、追加的に監査が出来なかった部分があった。

また、事柄の性質上、その監査テーマについて監査を実施しようとするれば、優にその年度の監査手続にかなりの時間を投入し、集中して実施しなければならぬものもある。

本年度の包括外部監査においては、十分にカバーができず、かつ追加的な外部監査が早急に必要と考えられる監査対象は、

8	外郭団体等
10	契約・入札・談合問題

である。

<p>【① 組織関係】</p> <p>(1) 経営責任者を常勤化しているか。</p> <p>(2) 職務配属や定率管理は適正か。</p> <p>(3) 役員～民間企業社数を並用しているか。</p> <p>(4) 役員任期、報酬は適正か。</p> <p>(5) 形骸的の証明</p> <p>(6) プログラム職員の積極的な活用をしているか。</p> <p>(7) 民間企業社数、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。</p> <p>(8) 職員の高退は必要かつ適正か。</p> <p>(9) 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。</p> <p>(10) 人事・給与制度は適正か。</p> <p>不必要な手当はないか。</p>	<p>【④ 経営管理関係】</p> <p>(34) 理事会（取締役会）の理事（取締役）及び監事（監査役）の出席率は適正か。また十分な出席はされているか。</p> <p>(35) 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また十分な出席はなされているか。</p> <p>(36) 監査は、公益社団等により定期的かつ実効的になされているか。（現金、預金、借入金簿、債権の貸付も含む。）</p> <p>(37) コンプライアンス（法令遵守）体制の確立</p> <p>(38) 契約は適正か。</p> <p>(39) 出納は適正か。</p> <p>(40) 文書管理、事務処理管理は適正か。</p> <p>(41) 労務管理は適正か。</p> <p>(42) 固定資産、備品の管理は適正か。</p> <p>(43) 社団法人、財団法人において、今後、公益認定は可能か。</p>
<p>【② 財務関係】</p> <p>(11) 財務数値は適正か。</p> <p>(12) 基本財産を毀損しない運用を行っているか。</p> <p>(13) 本市の財政支出に依存していないか。</p> <p>(14) 支出に占める管理費比率は適正か。</p> <p>(15) 補助金は適正か。必要がないのに謝儀契約となっていないか。</p> <p>(16) 委託は適正か。必要がないのに謝儀契約となっていないか。</p> <p>(17) 必要な積立金は適正か。</p> <p>(18) 非営利法人において、取入に占める収益事業の割合が高くならない等、定期的な各々積み立てを行っているか。</p>	<p>【⑤ 指定管理関係】</p> <p>(44) 指定管理者制度において、趣向の有効利用がなされているか。</p> <p>(45) 指定管理者制度の運営状況は問題はないか。</p> <p>(46) 非営利型の指定管理者制度は適正か。</p> <p>(47) 公衆の都合、管理者の選定方法に問題はないか。</p> <p>(48) 指定管理の協定内容に問題はないか。</p>
<p>【③ 事業関係】</p> <p>(20) 目標・計画は存在するか。内容は適正か。</p> <p>(21) 自主事業を精査・実施しているか。</p> <p>(22) 新たな収入源の確保を検討、実施しているか。</p> <p>(23) 営業経験者の採用等、営業の強化を図っているか。</p> <p>(24) 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。</p> <p>(25) 個人情報保護の体制がとれているか。</p> <p>(26) 情報公開を徹底しているか。</p> <p>(27) 再委託の割合が高くなっていないか。</p> <p>(28) 事業内容において、例えば、派遣事故や利用者からの金銭預かりなどの法的リスクのあるものが含まれてはいないか。</p> <p>(29) 随時的工作物責任及びその管理上の責任を追及される法的リスクはないか。</p> <p>(30) 不要な事業所、施設、設備はないか。</p> <p>(31) アウトソーシング、資材の一括購入等による事務効率化を図っているか。</p> <p>(32) 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。</p> <p>(33) 効果的な職員研修を行っているか。</p>	<p>【⑥ 再編・統廃合関係】</p> <p>(49) 再編の目的が合理的な団体はないか。</p> <p>(50) 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出損金は適正か。</p> <p>(51) 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。</p> <p>(52) 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。</p> <p>(53) 事業が民間事業との類似的、又は民間企業でも実施可能な団体はないか。</p> <p>(54) 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。</p> <p>(55) 職員数が少なく、事業の实体が乏しい規模の外郭団体となっていないか。</p> <p>(56) 多額の累積欠損金があり、かつ経営状況からみて累積欠損の解消が困難な団体はないか。</p> <p>(57) 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。</p> <p>(58) 有利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。</p> <p>(59) 出資を引き返さざるべき団体はないか。</p> <p>(60) 解散又は統廃合すべき団体はないか。</p>

② 平成20年度包括外部監査報告書（岐阜県）
監査テーマ「財政的援助団体等の財務に関する事務の執行について」（279ページ）

岐阜県からの補助金、貸付金及び県との取引が多い外郭団体計9団体を選定し（したがって①のように全外郭団体を網羅している訳ではない）包括外部監査人、外郭団体の統廃合に向けた検討状況を監査。外郭団体の一般会計に占める事業費と管理費の割合を計算し、事業そのものへの補助金というよりも、団体職員の給与や組織維持のための性格が高くなることを指摘（これらが区別されていない外郭団体については監査人自らが推定計算を行い、事業に対して超過補助になっていないかを確認するなど、徹底して事業の中身や採算性を問うている、とされる。）。委託料単価についても幅広い観点から適正価格を推計していることも評価できるとして「優秀賞」。

イ 有用な参考事例としての札幌市の出資団体改革の取り組み
（参考文献、宮脇淳編集代表、蛭子准史編著『自治体経営改革シリーズ2 外郭団体・公営企業の改革』（ぎょうせい）58ページ～94ページ）

(ア) 札幌市では平成16年度より本格的に出資団体の改革に取り組み着実な成果をあげている、とされる。
特徴は、以下の3点であると、解説がある。

- ① 平成16年度から平成25年度までを視野に入れた極めて長期的な改革の枠組みが構築されていること
- ② 平成15年の札幌市の新市長誕生とリーダーシップで改革が加速されたこと
- ③ 第三者評価が最も重要として先行し、高い専門性を有する外部実務家による第三者委員会が強力な権限を有していること

(イ) 札幌市の出資団体改革の取り組みのポイントを参照した参考文献は、推進体制、情報管理、評価活動、計画の4つの観点から検証し、改革の推進にあたっての留意点等を下記のように整理している（同書83ページ～94ページ）。

(1) 推進体制の構築にあたってのポイント

- ① 札幌市長のリーダーシップのもと、トップダウン型の推進体制で実施されていること
 - ② 外部の第三者委員会を最大限に活用していること
- (2) 情報管理にあたってのポイント
- 第三者委員会では、原則として出資団体改革に関する全ての資料をインターネット等を通じて公開している。
- （節目で取りまとめる評価報告書も、進捗管理シート、評価シート、指導事項文書や第三者委員会活動に関する会議資料等もすべて公開。）
- (3) 評価活動にあたってのポイント
- ① 札幌市では、PDCAサイクルの期間を1年に設定
 - ② 出資団体の基本情報、経営状況に加え、前年度の活動成果を進捗管理シートと評価シートを用いて自己評価し、インターネット等を通じて公開。
 - ③ 評価活動で活用される分析手法は、定点分析/ギャップ分析/ベンチマーク分析
- (4) 計画の進化にあたってのポイント
- 出資団体、公営企業の多くは、外部環境変化に敏感ではなく、対応力も弱いのが実態→これを克服するためにリスク管理型計画（不測事態対応計画、コンティンジェンシー計画）の展開をはかろうとしている

第三者による評価委員会からのコメントとして、「改革の取り組みが、供給者たる行政の視点ではなく、利用者たる地域住民の視点に立つものであるかを常に意識として改革に取り組むことが求められている。第三者委員会による外部評価に加え、改革の取り組みを常に公開し、地域住民の監視下に置くことで、改革に向けた取り組みや意見決定における透明性を担保するとともに、組織に緊張感

を与え、地域住民の目を意識した取り組みが可能になるといえる。」
を紹介している（同書86ページ～87ページ）。

ウ アとイで参照した事例を学習し、現地視察やヒアリングを並
行しておこなえば、長期的視野を包合した形での外郭団体等に
関する包括外部監査が、効率的かつ深度の深いものとして実施
可能となる、と考える。

(4) 次に契約・入札談合問題に関する包括外部監査を実施する際に参照
すべき事例として以下が考えられる。

ア 有用な参考事例としての他府県の評価の高い包括外部監査報告書

(各年度の全国市民オオブンズマン連絡会議『包括外部監査の通信簿』の
コメントを参考にしている。)

① 平成20年度包括外部監査報告書（豊田市）

監査テーマ「工事・委託を中心とした契約・手続及び契約締結
後の契約変更について」（204ページ）

平成15年度包括外部監査において契約事務等について個別問題
の指摘とともに、入札契約制度の改善に向けて意見が付けされた。こ
の包括外部監査は、これを受けてのフォロー・アップの意味も持つ
もの。

総務部契約課及び各契約所管の担当課に対して、ヒアリングと資
料提供を要求。平成14年度から平成19年度までの「工事契約」
（1000万円以上）、「工事委託契約」（1000万円以上）、「その
他委託契約」（100万円以下）の契約手続の状況及び契約変更の状
況を調査、その増減幅が100万円以上のものと当初契約金額の1
割以上増減があるものを把握。

契約「変更」という観点から、サンプリングとして、平成19年
度の工事契約において4件、同じく平成19年度のその他の委託契
約において4件につき、担当課へのヒアリングと資料検討を中心と
した監査を実施。

監査の内容は丁寧で意見・結果は非常に活用性が高いと評価され、

過去に外部監査をしている分野でも新しい視点を加えて過去の監査を補充し、かつ行政の是正度も再点検するものとして「オンブズマン大賞（優秀賞のうち最上ランク）」を獲得。

「外部監査の取組みをさらに深く掘り下げれば、先例がある故にテーマがなくなると等ということはいらぬ心配だったと証明している点でも評価したい。」とのオンブズマンのコメントがある。

② 平成18年度包括外部監査報告書（長崎市）

監査テーマ「財政支援団体等との取引（主に委託・補助金）について」（156ページ）

財政支援団体等との取引で、委託料に関しては一者随意契約で有利な状況がないかを監査。さらに補助金については、長期間及び継続予算が一定額の補助に変質していないか、限られた個人・集団に特権的な利益、恩恵を与えていないかを監査し、外郭団体の統廃合や見直し状況を検証。監査結果も非常に特徴的で参考になる。（財）長崎原子爆弾被害者対策協議会の指摘事項が突出。異常に多額な内部留保の蓄積があり、原爆行政が「聖域」化され、外部の目が届かなかつたことが白日の下にさらされる。“エセ同和”ならぬ“エセ被爆行政”の問題点が鋭く指摘される。

また、委託契約については、消防局総務課の指摘事項が多い。消防団等に対する補助金の管理が杜撰であることが具体的な記述ではつきりと示される。これまで包括外部監査で取り上げられなかったためか、管理意識が希薄で、他部署への監査の指摘があったら、同様な状態にある自らの部署でも、本来は自発的な改善が見られて当然なはずなのに、外部監査が行わない限り、従前のままという有様が示される。

内部監査についても興味ある指摘・意見がなされている。内部監

査人たる監査委員については、行政の組織も独立十分な監査権限を有すべきで、現状の、代表監査委員を市職員から登用していることは、監査の独立性を十分確保することが難しい。このため、特に内部監査の責任者は外部から専門家を登用することが望ましい。また、監査事務職員も他部署から配置転換されたものではなく、新規採用による専門職扱いの職員が望ましいと述べる。

この年度の監査の背景には、長崎市で発覚した大規模な裏金問題があると推測される。裏金問題では、金銭的重要性の乏しい場合の簡便的な牽制手続（例えば随意契約方式の採用や少額取引の承認手続の省略）が悪用された。改善策の策定や、新たな機構を整備しても外部の監査を導入しなければ客観性は確保されない。身内だけの対応に終始しても、これまでの組織の体質を考えれば限界があると感じられてならないとする。そしてまとめとして、裏金問題と長崎市の財政逼迫は決して無関係ではない。「予算消化至上主義」と呼称するが、与えられた予算を適法性や効率性にかかわらず使い切ることに価値があるという組織文化・組織環境がある。しかも組織内外の検証を阻み、自らを省みて改善する気風も希薄である、との指摘がなされる。

さらにこの監査テーマに関連する過去の包括外部監査の指摘に関するフォローアップも行っている。「歳出削減のための委託が市や業者の都合のいいように運用され、補助金も漫然と支給される状況が継続している。このような状況は、不正の温床であり、早急な事業の見直し、管理体制の整備が必要である。」と言い切っている。生ぬるい報告書が多い中で、際立っているとし、オンブズマンの高い評価を得て、「オンブズマン大賞（優秀賞のうち最上ランク）」を獲得。

オンブズマンは続けて、もちろん長崎市だけがひどいということはありません。他の自治体も多かれ少なかれ同様の問題はあるはずである、とコメントを続けている。

本事例は、契約・入札・談合問題の監査であるが、この包括外部監査の「外郭団体等の分析は的確に問題点を洗い出す。また、各団体の問題点の指摘には、長崎市との人的・財政的関係をすべて列挙した上で検討する。これも他の外部監査報告書ではなかなか見られない丁寧な仕事。その結果、各団体が実質的に市の丸抱えであり、独立した団体の体をなしていないことが明かにされる。特に、原子爆弾被爆者対策協議会については、「聖域」に踏み込んだもので高く評価できる。また、ブランド振興会に対し、不当利得に対して「今後改善を求める」ではなく「過去に遡及して返還すべきである」と言い切っている点も他の外部監査報告書と大きく違う。」というのが、オンブズマンのコメントである。

イ 有用な参考事例としての、談合防止に関する他府県の入札・契約改革

(ア) 本年度包括外部監査の作業工教上、東京都と青森市の他に、他府県の事例を収集して、その県や市町村への視察と担当課へのヒアリングをおこなうことはできなかった。

(イ) 参考文献として参照した鈴木満『談合を防止する自治体の入札改革』（学陽書房）には、以下の地方自治体の具体的取り組み（態様は、区々である。）が紹介されている。

長野県
横浜市長
横須賀市（入札改革の先頭を行く、として紹介されている。）
岡崎市
明石市
加古川市
立川市
松阪市
薩摩川内市
静岡県吉田市（人口3万人の自治体でも入札改革が可能なおこを示した、として紹介されている。）

各地方自治体について、さらにアプローチが可能と思われる。

4 過去の包括外部監査では、監査対象とされていなかったか、十分な監査がなされなかったと思われたい分野（外郭団体・部局等を含む）

一包括外部監査の網羅性（どのくらいカバーしているか、どこが監査対象となっていないか）について検証する一

(1) 監査対象とされていない、またはほとんど十分監査対象とならなかつたと思われるものは、別紙「包括外部監査の監査対象事項別分類」によると、

13	政務調査費、議会費
14	情報システム
15	福祉

である。

(2) 政務調査費、議会費については、沖縄県においてはまだ一度も包括外部監査がなされていない。

今後、政務調査費に対する包括外部監査を実施する際に参照すべき事例として以下のものである（各年度の全国市民オンブズマン連絡会議『包括外部監査の通信簿』のコメントを参考にしている。）。

① 平成21年度包括外部監査報告書（山梨県）
監査テーマ「政務調査費及び議会事務局の財務事務」（57ページ）

平成20年度の各会派及び各議員の政務調査費収支報告書の支出内容につき詳細に調査。部分的に批判もあるが、活用度は高いとして「活用費」を獲得。

② 平成19年度包括外部監査報告書（広島県）
監査テーマ「政務調査費」（218ページ）

大きな反響を呼んだ外部監査であり、オンブズマンの評価で「優秀費」を獲得。本監査の結果、不適切支出と指摘された巨額の政務調査

費が返還された。条例改正、事務処理要領の制定という成果あり。

③ 平成18年度包括外部監査報告書（徳島県）
監査テーマ「議会費の執行について」（106ページ）

政務調査等についての徳島県民の疑問、批判からテーマとして選んだとして（議員報酬等と事務局人件費は県民の判断に委ねるとし）政務調査費と議員の費用弁償をチェック。議会の自己改善力の弱い問題につき外部監査をおこなったとして「活用費」を得ている。

広島県の本格的監査は別格としても、報告書のボリュームからしても、監査範囲と手法の点からも、これらのベスト・プラクティスを参考にすれば、有効な包括外部監査が十分可能と思われる。

(3) また、情報システムに関しても、福祉のテーマについても、上記『包括外部監査の通信簿』等で高評価を得た事例を予め検討し、ベスト・プラクティスとして参照すべき事例を学習したうえで、包括外部監査を実施することは、十分可能と考える。

5 過去の包括外部監査に対する沖縄県（長及び議会を含む）の対応を分析する

先に、第3章 沖縄県における包括外部監査に対する対応、で詳述したとおりである。

行政の「長」を筆頭に、組織としての、包括外部監査に対する取組は非常に弱い。議会（議員）においても、包括外部監査の制度趣旨があまり理解されておらず、議会による行政の監視に包括外部監査報告書が利用されることもほとんどない。

沖縄県（長及び議会を含む）の包括外部監査に対する対応はきわめて不十分である、と言わざるを得ない。

6 現行の措置（監査の指摘・意見に対する行政側からなされる改善への取り組み）に関する沖縄県の公表制度の内容面・手続面の重大な欠陥

これについても、第3章 沖縄県における包括外部監査に対する対応、の前半部分で実態を明らかにし、分析をおこなっている。詳しくは、そこを参照されたい。

7 沖縄県包括外部監査に関する問題点と課題

－東京都方式を参考にし、監査された事項のフォローアップのための別途新たな外部監査制度を提言する－

第3章 沖縄県における包括外部監査に対する対応 の後半部分で、先進的取組がなされているケースとして、東京都と青森市の事例を紹介し、東京都方式の採用が適切であると提言している。具体的な内容については、第3章の該当部分を参照していただきたい。

あながき

平成22年度包括外部監査人 弁護士 照屋俊幸



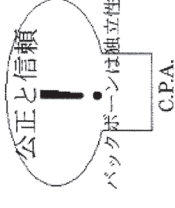
自治体と民間が共に考え、共に行動する時代です。P P (Public Private Partnership)理論というそうそうです。トランプがリーダーシップをとって改革を推進していくべきです。

補助者 公認会計士 内藤高史

東京都・青森市、多くの公開企業と沖縄県の大き

な違いに失望した。

情報公開がとて必要だと感じます。



補助者 中小企業診断士 西里喜明



今こそ、最小の経費で最大の効果を上げ、住民の福祉の向上に寄与するという地方自治の原点を真摯に受け止め、公務の在り方を見直すべき時であると思います。

補助者 公認会計士 嘉陽宗一郎

監査は措置がなされてこそ、意味があるものになります。

本報告書をどんだん活用していただければ幸いです。



補助者 弁護士 林 朋寛



県民・マスコミ・議員等が沖縄県庁及び関連団体等をチェックする際に本報告書を存分に活用して頂ければ幸いです。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8